

②

# 都市景観の形成と保全に関する研究

苺谷 勇 雅

1993

目 次



# 略 目 次

序 論	本論の目的と構成	-1		
第 I 編	歴史的まちなみ景観の保存修景計画	-5		
第 1 章	近江日野町の都市形成の分析と歴史的まちなみの保全構想	-5		
概 要	5	第 3 節 歴史的景観の保全と再生をめざして	-65	
第 1 節	まちなみ形成の歴史的考察	5	第 4 節 結び—歴史的景観保全への提言	-66
第 2 節	日野のまちなみと民家の現状調査	-47		
第 2 章	京都の歴史的まちなみの調査と保存修景計画	-76		
第 1 節	京都の歴史的まちなみの概況	-76	2-2 鴨東のまちなみ	-102
第 2 節	歴史的まちなみの調査と保存修景	-82	2-3 洛外のまちなみ	-123
2-1	洛中のまちなみ	-82	第 3 節 保存修景の技法と展開	-136
第 II 編	京都の景観保全に関する歴史的研究	-152		
梗 概		-152		
第 1 章	明治期における景観思潮と保全施策の模索	-153		
第 1 節	概要	-153	第 5 節 第三期京都策と景観の整備	-160
第 2 節	明治初期の景観関連施策について	-153	第 6 節 明治後期の景観論	-164
第 3 節	景観の保全・整備施策のはじまり	-154	第 7 節 結 び	-165
第 4 節	琵琶湖疏水建設とまちづくり	-157		
第 2 章	大正・昭和戦前期における景観保全の努力と保全制度の確立	-165		
第 1 節	概要	-165	第 6 節 大正後期～昭和戦前のまちづくりと 風致地区	-170
第 2 節	大正前期のまちづくり	-166	第 7 節 風致の保全と都市美	-175
第 3 節	歴史的河川の景観保全	-166	第 8 節 結 び	-180
第 4 節	街路景観の整備	-168		
第 5 節	景観保全制度の発足と進展	-169		
第 3 章	戦後～昭和 40 年代初期の景観思潮と保全施策の検討	-182		
概 要		-182	第 3 節 昭和 30 年代の風致景観行政	-186
第 1 節	概要 戦後の荒廃と復興	-182	第 4 節 昭和 30 年代における美観地区の検討	-189
第 2 節	文化観光都市構想と景観保全	-183	第 5 節 高度成長時代の都市建設構想と景観保全	

第6節 京都の観光開発と京都タワー問題	-198	第8節 結び	-212
第7節 歴史的風土保存の検討と展開	-202		

<b>補論 海外における景観施策の研究</b>	-223		
<b>第1章 中国における歴史都市の保存</b>	-223		
概要	-223	整備構想の提案	-240
第1節 歴史文化名城都市の保全	-223	3-5 徳福巷地区における保全再生計画	-247
第2節 北京	-228	3-6 小結	-251
第3節 西安	-235	第4節 洛陽	-254
3-1 はじめに	-235	第5節 開封	-262
3-2 歴史的市街地の形成	-235	第6節 上海	-270
3-3 西安市による歴史的市街地の保存計画	-238	第7節 鄭州	-274
3-4 歴史的市街地景観の現状調査と保全		第8節 結び	-277
<b>第2章 欧米におけるまちづくりと歴史的景観保全</b>	-278		
第1節 アメリカにおける歴史的景観保全の発展		3-6 小結-ボストンのまちづくりに学ぶもの	-297
第2節 都市デザインと成長管理計画	-280		
第3節 ボストンの都市デザインと成長管理計画		第4節 ヨーロッパにおける歴史的景観保全	-299
3-1 ボストン市の概要	-283	4-1 概要	-299
3-2 1960~70年代の再開発事業	-286	4-2 イギリス	-299
3-3 ウォーターフロントの再生事業	-287	4-3 フランス	-303
3-4 歴史的地域の保存	-290	4-4 イタリア	-305
3-5 都心部のまちづくりと成長管理計画		第5節 結び	-308
-都市計画の転換-	-291		

<b>結論 京都における新しい景観・まちづくり構想</b>	-315		
第1節 危機に立つ歴史都市京都	-315	第3節 市民主体の景観・まちづくりの推進	
第2節 景観・まちづくりの課題	-316	第4節 結び	-334

<b>資料 一景観思潮及び景観施策 参考年表</b>	-336
----------------------------	------

<b>発表論文一覧</b>	-364
---------------	------

## 細 目 次

<b>序論 本論の目的と構成</b>	-1		
<b>第I編 歴史的まちなみ景観の保存修景計画</b>	-5		
<b>第1章 近江日野町の都市形成の分析と歴史的まちなみの保全構想</b>	-5		
概要	-5	3. 日野城下町の経営	
第1節 まちなみ形成の歴史的考察	-5	(3) 日野城下町の復原	
1-1 城下町以前の日野	-5	1-3 近世の日野	-22
(1) 古代~中世の日野		(1) 在郷町への転換と発展	
(2) 音羽城の建設		1. 日野町の衰微	
1-2 日野城下町の建設と経営	-9	2. 新町の建設	
(1) 中野城の建設		3. 日野と日野商人	
1. 中野城の建設まで		①日野商人の誕生と発展	
①中野城趾の現状		②日野商人の経営	
②城地の選択		③日野商人の組織と意識	
③築城以前の中野		(2) 日野の近世のまちなみと生活	
④築城年代について		1. 町勢の変遷	
2. 中野城の建設と特色		2. 敷地割	
①中野城の建設		3. まちなみと民家	
②中野城の特色		①まちなみ	
(2) 日野城下町の建設と経営		②民家	
1. 城下町建設以前の日野中心部		4. 日野近世の生活	
2. 日野城下町建設と「天文三年町割」		1-4 近代の日野	-42
①「天文三年町割」		(1) 近代の日野と日野商人の動向	
②日野城下町の建設と町割		(2) まちなみと民家	



第2節 日野のまちなみと民家の現状調査 -47	(2) 会所とコミュニティ・スペース
2-1 日野のまちなみの現状 -47	第3節 歴史的景観の保全と再生をめざして-65
1972年と1993年の比較	第4節 結び-歴史的景観保全への提言 -66
(1) 建物の保存度別分布調査	4-1 まちなみをつくってきたもの -66
(2) 建物の外観類型別分布調査	4-2 歴史的景観保全への提言 -67
2-2 日野民家の特色と生活 -54	(1) 歴史的まちなみの危機
2-3 日野祭とコミュニティ -60	(2) 提言
(1) 日野祭と棧敷窓	

第2章 京都の歴史的まちなみの調査と保存修景計画 -76

第1節 京都の歴史的まちなみの概況 -76	2. 洛中における地区レベルの保全再生
1-1 個性ある町の連合体としての京都	のまちづくり
1-2 京都のまちづくりイメージとその変化	①まちづくりの理念を求めて
1-3 歴史的まちなみの分布 -80	②地区計画と建築協定
1-4 歴史的まちなみの保存修景 -82	③住民合意のまちづくり制度の確立
第2節 歴史的まちなみの調査と保存修景 -82	2-2 鴨東のまちなみ -102
2-1 洛中のまちなみ -82	(1) 産寧坂地区の調査と保存修景 -104
(1) 洛中の町家とまちなみ -82	1. はじめに
1. 京町家等の分布	2. 産寧坂地区の景観分析
2. 京町家の事例調査	①市街地の景観形成
3. まちなみ景観の変貌	②景観特質と地域区分
(2) 洛中の景観保全策の検討 -94	3. 産寧坂地区の保存修景計画
1. 洛中地域の保全再生のまちづくり	①保存修景の課題
①土地利用規制の強化	②地域景観の保存修景計画
②良好な計画の推進	・歴史的環境の保存度
③洛中の伝統的空間秩序の継承	・具体的提案
④歴史的景観資源の保全	4. 小 結

(2) 祇園新橋地区の調査と保存修景 -114	④近代の鞍馬
1. はじめに	3. 鞍馬のまちなみ調査
2. 祇園地域の歴史的特性	4. 鞍馬のまちづくりの伝統
①鴨東の開発と発展	5. 自然とまちなみの保存
・京・白河	6. 小 結
・庶民信仰の発展と門前町の形成	(2) 洛西・嵯峨鳥居本地区のまちなみ調査
②「祇園町」の成立と展開	と写真測量 -130
・四条河原のにぎわい	1. はじめに
・祇園外六町と祇園内六町	2. 鳥居本のまちなみの写真実測
・祇園の繁栄	3. まちなみ調査と写真実測
③祇園の近代	4. 小 結
・女紅場の成立	第3節 保存修景の技法と展開 -136
・京舞と都踊り	3-1 保存修景の意味 -136
④祇園の伝統と情緒	(1) 修景の意味
3. 建築と景観の調査	(2) 修景とファサード保存
①建築物の調査	(3) 修景概念の拡大
②まちなみの特色	3-2 保存修景手法の種類 -137
4. 保存意識の調査	(1) 外観復原
5. 祇園新橋地区の保存修景計画	(2) 外観様式保存
①まちなみの保存修景計画	(3) 外壁保存
②鴨東散策路計画	(4) 歴史的建築群の再生
6. 小 結	(5) 現代建築と修景
2-3 洛外のまちなみ -123	3-3 町なみ保存における修景 -142
(1) 洛北・鞍馬地区の調査と保存修景計画	(1) 修景のきっかけ
1. はじめに -123	(2) 外観様式の選択
2. 鞍馬地区の歴史的特性	(3) 修景デザインの検討
①門前集落としての発展	(4) 修景工事の進め方
②中継集落としての発展	(5) 修景の実践-事例的研究
③近世の鞍馬と「鞍馬七組仲間」	3-4 小結-保存修景の課題と展望 -149

第Ⅱ編 京都の景観保全に関する歴史的研究 -152

梗概 -152

第1章 明治期における景観思潮と保全施策の模索 -153

第1節 概要	-153	5-1 古社寺の保存	
第2節 明治初期の景観関連施策について	-153	5-2 産業振興と風致保存	
第3節 景観の保全・整備施策のはじまり	-154	5-3 鉄道敷設と東山の景観保全	
3-1 街路景観の整備		5-4 内貴市長のまちづくり構想と風致保存策	
3-2 公園の開設及び御所の整備		5-5 三大事業等による開発と保全	
3-3 山林の保護		5-6 洋風建築と市民	
第4節 琵琶湖疏水建設とまちづくり	-157	5-7 屋外広告物の規制	
4-1 疏水建設と景観への配慮		第6節 明治後期の景観論	-164
4-2 名区勝地の保護		第7節 結び	-165
4-3 街路景観の整備			
第5節 第三期京都策と景観の整備	-160		

第2章 大正・昭和戦前期における景観保全の努力と保全制度の確立 -166

第1節 概要	-166	第5節 景観保全制度の発足と進展	-169
第2節 大正前期のまちづくり	-166	5-1 都市計画制度の確立	
第3節 歴史的河川の景観保全	-166	5-2 風致地区制度の発足	
3-1 高瀬川の保全の努力		(1) 史跡保存のための風致地区	
3-2 堀川の保全の努力		(2) 自然美保存のための風致地区	
3-3 鴨川の風致保全一納涼床をめぐって		(3) 準公園としての風致地区	
第4節 街路景観の整備	-168	第6節 大正後期～昭和戦前のまちづくりと風致地区	-170
4-1 道路拡幅と街路樹整備		6-1 京都都市計画区域の決定	
4-2 個性的な街灯の整備			

6-2 風致地区の指定		7-1 自然の保全と観光開発	
(1) 地区指定の調査と論議		7-2 都市の美観を求めて	
(2) 風致地区の初指定		(1) 美観地区制度のねらい	
(3) 許可制度の運用		(2) 都市美と都市美協会	
1. 申請の範囲		(3) 東京、大阪等の美観地区指定	
2. 申請の内容		(4) 京都における美観地区構想と美化運動	
6-3 風致地区の拡大と充実		1. 主要幹線沿いの美観地区指定の建議	
(1) 市域の拡大と風致地区の拡大		2. 都市美化運動等	
(2) 風致委員会の設置			
(3) 賀茂川、東山の取締基準の設定		第8節 結び	-180
第7節 風致の保全と都市美	-175		

第3章 戦後～昭和40年代初期の景観思潮と保全施策の検討 -182

概要	-182	4-2 昭和33年の美観地区条例(案)	
第1節 概要 戦後の荒廃と復興	-182	4-3 美観地区指定調査の分析	
第2節 文化観光都市構想と景観保全	-183	(1) 総合計画策定と都市美調査	
2-1 京都国際文化観光都市建設法の制定		(2) 美観地区規定書案	
2-2 文化観光保存地区の検討		(3) 美観地区と建築基準法	
2-3 美観地区の検討		(4) 美観地区指定の挫折	
2-4 風致地区制度の復活と充実		第5節 高度成長時代の都市建設構想と景観保全	
2-5 緑地地域の指定		5-1 西山研究室「京都計画」	-195
第3節 昭和30年代の風致景観行政	-186	5-2 沖種郎氏「史都計画」	
3-1 風致景観行政の京都市への移管		5-3 京都市長期開発計画	
3-2 風致地区の基準と運用		5-4 丹下研究室「京都都市軸計画」	
3-3 屋外広告物の規制の充実		第6節 京都の観光開発と京都タワー問題	-198
第4節 昭和30年代における美観地区の検討	-189	6-1 観光開発と景観問題	
4-1 他都市の美観地区		6-2 京都タワー問題	



(1) 主な経過	7-2 古都保存法の成立過程
(2) 建設推進側の主張	(1) 特別法の必要性
(3) 建設反対側の主張	(2) 古都保存法の成立
(4) 行政の立場	7-3 地区指定をめぐる論議
(5) 小 結	(1) 歴史的風土保存区域の指定
第7節 歴史的風土保存の検討と展開 -202	(2) 歴史的風土特別保存地区の指定
7-1 雙ヶ岡開発問題	(3) 雙ヶ岡の特別保存地区指定をめぐる
(1) 雙ヶ岡開発問題の発端	7-4 小結-古都保存法の課題 -
(2) 雙ヶ岡開発問題の混迷	第8節 結び -212

補 論 海外における景観施策の研究 -223

第1章 中国における歴史都市の保存 -223	3-2 歴史的市街地の形成 -235
概 要 -223	(1) 市街地の形成過程
第1節 歴史文化名城都市の保全 -223	(2) 歴史的市街地と新市街地
1-1 都市計画制度の発展と景観施策	3-3 西安市による歴史的市街地の
1-2 「歴史文化名城都市」の指定と展開	保存計画 -238
第2節 北 京 -228	(1) 歴史名城都市指定と保存計画
2-1 解放後のまちづくりと文物保護	1. 旧城保護施策
2-2 都市総合計画と歴史名城保護規制	2. 文化観光施設の整備
2-3 建築物の高さ規制	3. 建物高さの制限
2-4 景観保護施策の充実	①高さ制限のランク
2-5 四合院の保全と住宅地区の改善	②高さ制限の具体的内容
2-6 小 結	・旧城内とその周辺
第3節 西 安 -235	・旧城外
3-1 はじめに -235	

・視廊	④伝統民居の保護
(2) 保存計画の改訂	⑤東西大街歴史風貌街の保護
3-4 歴史的市街地景観の現状調査と保全	4-3 洛陽の歴史的景観の現状
整備構想の提案 -240	4-4 小 結
(1) 歴史的市街地景観の現状	第5節 開 封 -262
(2) 北院門地区のまちなみ調査	5-1 開封の概要
1. 景観現状調査	5-2 歴史文化名城の保護計画
2. 歴史的景観の滅失と倣古様式による	(1) 開封の主要特色
再 建	(2) 保護計画の全体的な考え方
3-5 徳福巷地区における保全再生計画-247	(3) 歴史文化名城の建設と旧城区の改造
(1) 徳福巷地区の概況	5-3 現状都市景観の考察
(2) 四合院民居分布の構造	5-4 小 結
(3) 徳福巷地区の保全再生計画	第6節 上 海 -270
3-6 小 結 -251	6-1 上海の概要
第4節 洛 陽 -254	6-2 景観保全の施策
4-1 洛陽の概要	(1) 里弄住宅の保全と再生
4-2 歴史文化名城都市の保護計画	(2) 嘉定県・歴史的地区の保存計画
(1) 洛陽の歴史文化特性	6-3 小 結-保全への新たな動き
(2) 保存計画	第7節 鄭 州 -274
1. 基本的考え方	7-1 鄭州の概要
2. 保護措置	7-2 商城遺跡の現状
①保護の範囲	7-3 商城遺跡の保存とまちづくり
②建築規制の区分	7-4 小 結
③老城地区の保護	第8節 結 び -277

第1節 アメリカにおける歴史的景観保全の発展	1. 都心暫定ゾーニング制度
1-1 歴史的景観保全制度の発展 -278	2. 歴史的建造物の保存
1-2 ニューヨークの歴史的環境保全	3. リンケージ制度
第2節 都市デザインと成長管理計画 -280	①住宅リンケージ
2-1 都市デザイン	②雇用促進リンケージ
2-2 都市の成長管理計画	③土地リンケージ
—サンフランシスコの場合	4. 開発審査制度など
第3節 ボストンの都市デザインと成長管理計画	5. 住民参加のまちづくり
3-1 ボストン市の概要 -283	3-6 小結—ボストンのまちづくりに学ぶもの -297
(1) 概要	第4節 ヨーロッパにおける歴史的景観保全 299
(2) 歴史と沿革	4-1 概要 -299
3-2 1960~70年代の再開発事業 -286	4-2 イギリス -299
3-3 ウォーターフロントの再生事業-287	(1) 歴史的景観保全制度の発展
(1) フェニエルホール・マーケットプレイス	(2) 歴史的建造物の保存目録制度
(2) ウォータフロント・パーク	(3) 歴史的景観保全の補助・融資制度
(3) チャールズタウン・ネイビーヤード	(4) 小結
(4) ハーパー・パーク	4-3 フランス -303
3-4 歴史的地域の保存 -290	(1) 歴史的景観保全制度の発展
(1) ビーコン・ヒル地区	(2) 保護街区法とシヴィタス・ノストラ
(2) バック・ベイ地区	4-4 イタリア -305
3-5 都心部のまちづくりと成長管理計画	(1) 歴史的景観保全制度の発展
—都市計画の転換— -291	(2) 自治体の実験—ポローニヤ
(1) 都心部のまちづくりの課題	(3) イタリア・ノストラ
(2) 成長管理計画の策定	第5節 結 び -308

第1節 危機に立つ歴史都市京都 -315	3-3 都市デザイン事業と市民 -325
第2節 景観・まちづくりの課題 -316	(1) 都心再生の都市デザイン
2-1 「都市計画」の課題 -316	(2) 大規模プロジェクトの都市デザイン
2-2 景観施策の課題 -317	3-4 景観施策の拡充と市民 -328
(1) 自然的歴史的景観保全施策	(1) 京都市による景観施策拡充の検討
(2) 市街地景観保全施策	(2) 新しい景観施策の提案
(3) 現行景観施策の限界	3-5 景観基金と景観・まちづくりセンター
2-3 市民参加制度確立の課題 -321	構想の提案 -332
第3節 市民主体の景観・まちづくりの推進	(1) 景観基金の活用
3-1 景観・まちづくりと市民 -321	(2) 景観・まちづくりセンター構想
3-2 市民主体の景観・まちづくりシステム	第4節 結 び -334

資 料 —景観思潮及び景観施策 参考年表 -336

発表論文一覧 -364

序 論

本論の目的と構成



## 序 論－本論の目的と構成

この研究は都市景観の形成と保全に関する本編2編と補論，結論からなる。

都市景観については近年，わが国においても一般の強い関心を引くようになった。これまでわが国では都市の基盤整備や建築等の施設整備に力点が置かれてきたが，最近では国民は機能性，効率性のみならず，これまで以上に精神的な豊かさやゆとりを求めるようになり，その具体的な表現として，都市の個性ある景観の保全や良好な景観の形成が重視されるようになったのである。

こうした動きを受けて，すでに全国各地で都市景観の形成と保全に関わる様々な事業や制度の整備が行われ，成果をあげつつある。しかし，都市の開発，機能更新・再整備と景観，とりわけその保全との両立は容易ではない。今日の京都における景観問題はその困難さを象徴的に示していると言えよう。

本論は都市景観の形成と保全をめぐる課題に対して，景観の歴史的形成過程や現状調査，これに基づく保存修景計画について論ずるとともに，京都における近代以降の景観保全構想の発展についてあとづけし，京都の新しい景観・まちづくりの構想を提案するものである。また，あわせて，中国や欧米の景観保全事業の経過と現状について分析し，京都の景観・まちづくり施策検討の参考とした。

まず，第I編第1章では，地方都市において歴史的景観がどのような過程で形成され，現代に伝えられてきたかについて滋賀県蒲生郡日野町を取り上げ，考察する。日野町は戦国武将の蒲生氏郷の城下町として出発した後，近江商人の有力な集団である「日野商人」の町として繁栄した町である。城下町時代の町割の上に日野商人の



本宅群が建設され、その一部が現在まで伝えられている。この歴史的まちなみについて形成過程をたどるとともに、日野祭との関連も含めて現状調査を行い、その保全について提言した。

次に、第2章では京都の歴史的まちなみについて概況を把握するとともに、主要なまちなみについて現況調査と保存修景計画の提案を行った。洛中については建築活動等による景観の変貌と京町家の分布状況について論じ、洛中地域の保全再生のまちづくりのための土地利用規制の強化、伝統的空間秩序の継承や歴史的景観資源の保全の必要性を指摘し、地区計画や建築協定に触れながら地区レベルのまちづくりの提案を行っている。そして鴨東の産寧坂や祇園新橋、洛外の嵯峨鳥居本や鞍馬の歴史的町なみについても現状調査と保全修景計画について論じている。これらは主として、西川幸治教授を中心とする「京大保存修景計画研究会」が実施したまちなみ調査の内、筆者が担当した部分をまとめたものである。京都市ではこれらの成果を基礎としてまちなみ保存事業を進めている。第2章第3節はその実務経験も踏まえて、まちなみの保存修景の技法と展開について論じたものである。

第II編は京都の景観の保全構想の発展について明治時代から昭和40年代はじめまで3章に分けて論じている。わが国の代表的な歴史都市である京都では、都市計画の重要な課題の一つとして景観の保全が早くから取り組まれてきた。第1章ではその萌芽期と言える明治時代について、街路景観整備、山林保護や公園整備、琵琶湖疏水と風致保全、洋風建築デザインの受容過程、屋外広告物規制の始まり等について、京都近代のまちづくり施策の発展の中で明らかにする。第2章では大正から昭和戦前期における景観保全の努力と保全制度の確立について論ずる。まず、大正時代において高瀬川や堀川、鴨川等の歴史的河川の保全の努力について街路整備や納涼床との関わ

りの中で検討する。次に、都市計画法の制定を受けての昭和初期の京都における風致地区の指定と拡大、制度の運用の実態等について明らかにする。また戦前期における都市美の考え方と美観地区構想について論ずる。第3章では、戦後から昭和40年代初期までの景観思潮と保全施策の検討について分析する。まず、昭和20年代の京都の戦後復興と文化観光都市建設構想について述べ、その中で文化観光保存地区、美観地区等の指定の検討が行われたことを記す。また、昭和30年代の京都市の風致行政の充実および30年代後半に精力的に取り組まれた美観地区指定の検討経過とその挫折について明らかにする。さらに昭和30年代後半から40年代の高度経済成長時代に発表されたいくつもの京都の都市建設構想を景観保全の側面から比較検討するとともに、京都タワー建設をめぐる景観論争について分析する。そして、雙ヶ岡開発問題を契機として起こった歴史的風土保存の論議と特別法による地区指定および問題点について論述する。

補論では中国及び欧米における景観保全事業の経過と現状について分析している。まず第1章では中国の歴史都市の保存を取り上げている。最初に中国の解放以後の都市計画制度と景観保全思潮の発展過程を明らかにするとともに、中国政府による「歴史文化名城都市」指定について論じている。次に首都もしくはかつて首都であった歴史都市である北京、西安、洛陽について歴史的景観の現状と景観保全への努力を分析している。特に西安については、城壁内部の歴史的市街地の内、北院門地区、徳福巷地区の歴史的まちなみについて実測調査を含めた現状調査を行い、その景観保全について提言している。また、開封、上海、鄭州の各市についても現状景観や保全施策について調査、分析を行なうとともに、中国の歴史都市保全の今後の発展方向について総括的に論じている。補論の第2章では欧米におけるまちづくりと歴史的景観保全について分析している。



第1節のアメリカでは歴史的建造物の保全について、税制上の優遇措置などの支援があり、また歴史的建物が高い不動産価値を持つようになったこともあって、市民レベルの保全活動が盛んである。また、近年、まちづくりのなかで歴史的建造物、歴史的まちなみの魅力を生かす取り組みが進められており、大きな成果を上げていることを指摘している。ここでは特に都市デザインと市民参加の側面からニューヨーク、サンフランシスコ、ボストンの各市を取り上げた。このうちボストンは都市デザイン事業と成長管理計画の実施により、都市の成長と魅力の保持に成功しつつある都市であり、その実状について詳細に分析している。

ヨーロッパはすでに歴史的景観の保全に長い伝統を持っている地域であり、国や都市によって違いはあるものの文化や生活に深く根ざした保存事業が進められている。歴史的都心部においては建物の修復、修景、内部の一部改造が通常の建築活動の大部分であり、新築工事はほとんど見あたらない。保存はひとり文化財関係者の仕事ではなく、多くの市民の関心のもと、あらゆる建築家、都市計画家の主要な業務となっている。ここでは、イギリス、フランス、イタリアにおける歴史的景観保全制度の発展経過や現在の具体的制度、市民の保存活動等について論じている。

そして、結論では現在の京都の景観の危機を踏まえて、現状の京都のまちづくりと景観保全施策の課題を分析し、歴史都市京都の魅力の保全とその増進のために、他都市や外国の事例に学びながら、市民参加の景観・まちづくり制度の確立、都市デザイン事業の推進、都市景観施策の拡充・拡大等について論じている。そして、これらの推進のために景観基金の活用と景観・まちづくりセンターの設立を提案している。

## 第 I 編

### 歴史的まちなみ景観の保存修景計画

# 第1章 近江日野町の都市形成の分析と歴史的 まちなみの調査

## 概要

近江日野町は、滋賀県南部の蒲生郡にあり、なだらかな丘陵地帯の中央に位置する地方都市である。ここは、蒲生氏の城下町として出発した後、近世には日野商人の町として発展し、白壁と板塀の本宅群が並んだ町である。近年までこの歴史的まちなみが伝えられてきたが、最近では建て替えが進行し、急激に歴史的景観が失われつつある。本章では日野町の都市形成の分析と歴史的まちなみの現状調査を行い、その保全について提言している。

第1節のまちなみ形成の歴史的考察では、まず、この町が蒲生氏の城下町として町場の形成を見た後、日野商人の本拠として発展を遂げた経過を明らかにしている。日野城下町は16世紀のはじめ頃築城された中野城を東端として東西に長く建設された。「郭内専士型」という、一見近世的プランであるにも関わらず、やはり中世末の城下町の特徴を持つ町である。近世、近代の日野は東国での商売により巨富を蓄えた日野商人の町であった。日野に今も残る本宅群は家の前面を塀で囲む閉鎖的な様式を持っているが、これは古図や古記録によりすでに宝暦の頃からあらわれていた

ことが明らかになった。そして、以後は格式を重視しつつ規模の拡大と生活空間としての充実が図られ、幕末から近代はじめにかけて現在の様式が完成したものである。

第2節はまちなみと民家の現状調査である。1972年のまちなみ調査では日野商人の本宅が非常に多く残っていることを民家の保存度別分布調査、外観類型別分布調査等によって明らかにしたが、約20年後の1993年の同様の調査では建て替え等により歴史的景観が大きく変化していることがわかった。また、日野の民家について実測調査と聞き取り調査を行い、特色を明らかにした。さらに毎年5月3日に今も盛大に行われる日野祭について、歴史的景観を支えるコミュニティ意識の側面から考察し、その見物のための棧敷窓の分布状況や曳蔵を中心として会所、地蔵堂、井戸などによって構成されるコミュニティスペースの分布状況等について調査、分析した。

最後に第3節ではこれまでの町民の歴史や歴史的まちなみ保全への努力や関心について論じ、危機的状況にあるまちなみの保全の方向について提言している。

## 第1節 まちなみ形成の歴史的考察

### 1-1 城下町以前の日野

#### (1) 古代～中世の日野

##### 1. 日野牧

日野は南北を滋賀県南部に特徴的な、なだらかな丘陵にはさまれ、東は鈴鹿山脈の一を構成する秀峰綿向山に面した東西に長い地域



図1-1-1 日野町の位置



である。ここに人々が生活を始めたのは縄文時代頃からと思われ、西大路の葉王寺遺跡や内池の内池遺跡からは打製石器が発見されている。また、弥生時代のものとしては、先の内池遺跡、小御門の出雲川沿岸遺跡、鎌掛のゴマ畑遺跡から土器片が出土している。古墳では音羽古墳、小御門古墳群、狐塚古墳等がある。

大化改新により全国に国郡制が敷かれ、琵琶湖東岸の蒲生の地には郡司沙々貴山公氏が治める蒲生郡が設けられた。

律令制の確立によって定着化したかにみえた公地公民制は、次第にほりくずされ、はやくも8世紀後半には有力貴族や大社寺の墾田による荘園の成立を見たが、現在の日野町中心部付近に荘園が現れたのは11世紀中頃であった。この日野牧はその後祇園社領、法成寺領となり、後には各々が更にいくつかの所領に分割された。

## 2. 蒲生氏の出現と成長

### ① 蒲生氏の出現

蒲生氏は鎌倉時代のはじめ、祇園社や藤原氏領の荘官として姿をあらわし、蒲生、甲賀

各所に一族が根を張った。その後も所職所領の拡大につとめ南北朝の争乱にあっては、時に北朝方、時に南朝方と自由な選択のもとで実力を養った。そして15世紀中ごろに蒲生貞秀が出、応仁文明の乱等を契機に所領を飛躍的に拡大し、近郷128郷を支配するようになった。蒲生氏はその後内紛を起こしたが、信長、秀吉の頃には、賢秀、氏郷父子がその直臣として活躍し、また日野6万石の城下町を経営していた。氏郷は功により松坂12万石の領主となり、ついで会津若松92万石の大守になるなど栄達を遂げたが、惜しくも若くして死んだ。蒲生氏は氏郷を頂点として、以後没落をはじめ氏郷から四代で断絶に至った。

蒲生氏の日野に果たした役割はきわめて大きい。それは簡単に言えば第1に近在の村々を集め、町割を定めて日野城下町をつくったこと、第2にその町割が現在もほとんどそのまま残り、日野町の骨格となっていること、第3に日野の近世以後の日野商人の本拠地としての大発展は、蒲生氏の転封とその転封先での日野出身者の保護にその端緒があることである。以下、しばらく氏郷の伊勢松ヶ嶋への転封まで蒲生氏の動向を中心にして日野の都市形成を検証する。

平安以前の蒲生氏については必ずしも明確でないが、鎌倉時代初期には蒲生惟賢がいくつかの荘園の荘官の地位にあり、いくらかの領地も持ってこの地方に定着していたのはまちがいない。蒲生氏は南北朝、応仁・文明の乱等を経て実力をつけ、15世紀半ばより16世紀初にかけて蒲生貞秀により、蒲生上郡の一円支配の基礎を築いた。

### ② 蒲生氏の分裂と統一

貞秀によっていったん固められた蒲生氏の

図1-1-2 音羽古城全図— 西大路公民館蔵  
文化年間描画したものを大正年間に模写したもの。音羽村の東西両端に赤沢宗益細川政之の陣地が記されている。



基礎も貞秀が死に、孫の秀紀や次子の高郷の代になると一族が血と血で洗う激しい分裂抗争が起こった。秀紀は音羽城で高郷の軍を迎え、長期間にわたって籠城を続けたが、ついに大永3年(1523)、和議により音羽城の破却と所領の2分を受け入れた。

蒲生高郷の子定秀は天文2・3年(1533, 1534)中野城を建設し、城下に79町に及ぶ町割を施したといわれるが、筆者は後述するように中野城は大永年間建設され、日野城下町の完成は天正年間氏郷によるものであろうと考えている。しかしすでに家督を握り、比較的安定した時期を迎えていた定秀がこの時期領国経営に何らかの新機軸を打ちだしたことは十分考えられる。そして天文14年(1554)日野川の流路を南に移して現在のように小井口へ落ちるように改め、同時に旧河川敷を水田にかえるという大土木工事を行った。また弘治3年(1557)には日野櫓をつくって容量の基準を定めるなど少しずつ領国経営を発展していった。

定秀の子、蒲生賢秀は六角義賢の一字をも

らって賢秀としたものである。永禄11年(1568)7月、信長は將軍足利義昭を奉じて上洛しようとし、義賢の観音寺城はわずか一晚にして破られた。日野の中野城も風前の灯の運命にあっが、賢秀は開城して信長に降り、息鶴千代、後の氏郷を人質に差し出した。これによって日野は兵火から免れ、蒲生氏は所領を安堵された。

永禄12年(1569)氏郷は父賢秀とともに南伊勢・大河内城攻撃に初陣し、武功をあげた。そして約束によって信長の女をめとって中野城へ帰ることを許された。その後賢秀父子は信長が天下統一の途中、本能寺の変で斃れるまで信長に仕え、近江はもちろん山城、越前、伊勢、伊賀、尾張、信州等各地に転戦しては功をあげ、信長の大きな信頼を勝ち得た。賢秀父子は本能寺の変報に接すると信長の婦女子を中野城に移して安全を図ったという。

### ③ 蒲生氏郷の転封

本能寺の変後、氏郷は秀吉に味方し、翌天正11年(1583)伊勢・伊賀に出陣し、峯城、龜山城の攻略をはじめ、伊勢討伐に殊功をあげた。翌天正12年、前年氏郷らと伊勢を平定した織田信雄は秀吉に不満と不安を抱き、伊勢に叛旗をひるがえした。そのため秀吉は再び氏郷ら一万の大軍を伊勢に送り、峯、松ヶ嶋、木造の各城を略させた。この成功の論功行賞により氏郷は従来の六万石の倍の十二万石を与えられて松ヶ嶋へ移封した。

氏郷の松ヶ嶋移封は日野町にとって画期的な意味を持っている。それは

イ、鎌倉時代以来400年も続いた蒲生氏の支配を離れたこと

ロ、日野が城下町の主を失い滅亡の危機に瀕したこと



ハ、日野町民が自らの力で運命を切り開き、後に「日野商人」の故郷として大発展を遂げる出発点となったことである。すなわち天正12年は日野の歴史をそれ以前と以後にはっきり分ける年になった。その後氏郷は天正18年には会津黒川に入部し、広大な領地を経営した。氏郷はわずかの間に日野六万石の国人領主から会津百万石の太守へと戦国武将の中でも希な栄進を遂げたが、文禄4年（1595）病没した。

## （2）音羽城の建設

さて、蒲生貞秀が現在の日野市街の中心から東へ約4kmの音羽山山頂に建設したのが音羽城である。音羽山は標高約280m、平坦地より比高約50mで、頂はほぼ平らである。ここは北を日野川、東西を深い谷で囲まれ、南は猪ノ鼻岳に連なるといふ山城として秀れた自然条件にある。日野川の北岸は日野町字音羽の村落で、この村落のやや東において北東からの西明寺川の谷、東からの日野川の谷が交わり、両方向への道の分岐点になっている。また音羽から出て音羽山の西を通る道は尾根づたいに鎌掛に至る。このように音羽城の近くは交通の結節点になっており、防衛と監視に有利な地理的位置を有している。

音羽城は最初は小規模の砦様のものが15世紀はじめ頃に建設されていたようであるが、貞秀の代に至り、明応5年（1496）に齊藤利国に、また文亀3年（1503）には赤沢宗益、細川政之らに攻められているから、15世紀末には激しいしかも長期の籠城戦に耐え得る堅固な城ができていたのは確実である。その後音羽城が改築されたり、大きな修築が施された証拠はないから「音羽古城全図\*1」に描かれた城はこの貞秀時代の城と考えてよいと思

われる。

さて音羽城をこの「全図」や大正6年の実測図\*2などからやや詳しくみてみよう。音羽古城全図によれば音羽城は本丸以下城の中核部をいただく音羽山を中心に、谷をへだてた東の出曲輪、上屋敷を持つ丘と、同じく谷や堀をへだてて西丸を持つ丘の3部分からなる。音羽山の中央部には本丸、二丸、南丸の各丸がおかれ、その大きさはそれぞれ13間×13間、13間×18間、20間×23間である。これらにどのような建物が建っていたかはわからないが、近年この城跡を公園として整備した時に音羽城のものと思われる白っぽい赤色の丸瓦がでてきたことからすれば、中世城郭としては例外中の例外であった瓦ぶきの建物\*3であったと思われる。実測図を見ると南丸の南部に高さ七尺の土手がある（現状では整地されて赤土の平面となっている）。これは「全図」では石垣様に描かれており、南丸だけでなく南丸、二丸、本丸のすべてを囲んでいたらしい。これらのまわりには帯曲輪が置かれている。

音羽村から日野川を越えて南へ進む大手は音羽山の西部にとりつき、かなり急な斜面を登ってまず馬出シ曲輪に達する。馬出シ曲輪の西は出曲輪である。ここで道は東向きを転じ、大手大門に向かう。堀切は大手大門と馬出シ曲輪間の道際まで延びて火急のさいにはすぐさま大手道を遮断できるようになっている。音羽山の南部には本丸以下の中心部とは空堀でへだてられて搦手大門、出曲輪が見え、搦手の防禦を担っている。このほか土屋敷が2カ所ある。

音羽城をもう一度全体から見直すと、東と北は急峻な斜面で、ここから登って攻撃するのはまず不可能であるし、比較的緩やかな南、

西面には出曲輪、砦、土屋敷等が配置されているなど防禦には十分心が配られていることがわかる。音羽城はまことに城堅固の名城と言えよう。

音羽村の東半分には土屋敷が並んでいる。この土屋敷は一定の居住区域を持ちながらも他の村落域と連続的につながり、両者を分離する人工的遮蔽物はないから、土庶雑居の状態であったと推定される。またこの時代の戦国大名制は「それぞれの地域で自然的に形成された領主層の連合組織であり、まず大名と家臣のそれぞれの所領＝土地所有を他の戦国大名の攻撃から共同防衛するための比較的ルーズな軍事組織にすぎなかった\*4」ため、ほとんどの有力家臣はまだ在地にあってそれぞれの家子・郎等を養っており、領主のもとに集住することはなかった。したがってこの図に見られる土屋敷も多くは貞秀直属の被官層が居住したもので、その数も多くはなかったであろう。しかし、このように一定の居住区を成す武士団がいる以上、音羽村には農民だけでなく、これらの武士の生活を支える職人や商人もいて、音羽村は一つの根古屋集落＝城下町であったと考えられる。ちなみに音羽の西方日野に市が初見されるのは応永33年（1426）\*5である。

次に注目したいのは土屋敷街の形態である。この土屋敷の配置は音羽村を通過する鮎河道の警備という軍事的考慮に基づいたものと思われる。すなわち部落の中心を通る道は土屋敷によって二カ所でカギ形に屈折して見通しを断たれ、また中央部で道幅を極端に狭められて自由な通行を抑制されているのである。これは中世末期城下町＝初期城下町に多用され、後述するように蒲生氏も日野、松坂で好

んで使った手法の萌芽と考えられる。

## 1-2 日野城下町の建設と経営

これまで日野の荘園としての出発に触れ、次に蒲生氏の出現と成長、そして蒲生氏が現在の日野の東郊の山上に建設した音羽城を見てきたが、次に蒲生氏が現市街地に建設した中野城とその城下町経営について考察したい。さらに同じ蒲生氏（氏郷）の城下町である松阪や会津若松と日野とを比較し、それぞれの特色や発展を探ることとする。

さて、応仁・文明の乱以来の争乱の中で戦国武将は実力で守護大名体制を打破し、各地に支配権をのぼしてきたが、それをさらに確実なものにして在地一円の直接支配を勝ち取るためには次の二つの課題があった。

まず第一に、いまだ独立地侍層の集団でしかなかった被官層をそれぞれの自領から切り離してその支配権を奪い、同時に彼らを城下に集住させて強力な家臣団へと再編成し戦国の総力戦に備えることが必要とされた。その萌芽的な動きはすでに15世紀の大内氏の山口や上杉氏の春日山城等で見られた\*6。

第二には、盛んになってきた各地の市や座に対する処置である。封建領主たる戦国武将にとって市や座は彼らの基盤である農村の自然経済を掘り崩すものであった。したがって彼らは原理的にはこの商業活動を抑えねばならなかったが、同時に家臣団の城下集住によって必要となった大量の武器供給や消費生活上の利便の満足という現実的要請、及び家臣団居住区をある特定の商業集落と結合させ、その他の在地における商業行為は禁止するという現実的な解決を図った。こうして領主城館とその家臣団の居住区である「軍事的政庁



的集落」と中世市場集落である「経済的集落」が「強大な領国支配権を持つ戦国大名の首都建設の意図のもとに強権発動的に結合されて一つの複合的都市ないしは都市的集落\*7」すなわち城下町が形成された。

蒲生氏のこのような領国支配強化と城下町建設への動きは日野中野城の建設をもってはじまった。すなわち、現在の日野の「町」としてのまとまりはこの中野城建設を契機として築かれた訳であり、その意味で中野城の建設は日野の歴史においてきわめて重要な位置を占めると言わねばならない。

### (1) 中野城の建設

#### 1. 中野城建設まで

##### ①中野城趾の現状

中野城趾は現在の日野市街の東端、西大路にある。県道を南へはずれてしばらく行くと道路の右肩に「中野城趾」と彫った石碑が見つかる。裏には「従是西十歩大手門跡也以其石建之 昭和四十一年夏」とある。これは日野川ダム工事の際の土取りの時に出てきた中野城の大手門の石を使って建てたものという。このあたりから東を見ると建物の背後に雑木におおわれた小さな丘状のものが見える。ここはかつての中野城の本丸をめぐる土塁の東北の隅にあたり、今は稲荷社、涼橋神社の小さな社殿がさびしくのっているだけで、そのほかの土塁はダム工事のために削り取られてしまって何も残っていない。城地も南半分はダムの人造池となってしまう。日野川の水をたたえてこの池は美しく、日野町ははじめ下流の農業や洪水調節に役立っているが、一方約400年前に日野城下町を造り今日の日野の基礎を開いた蒲生氏の居城が破壊せられ、打ち捨てられているのを見ると、やむを

得ないだけでは済まされないものを感じる。

##### ②城地の選択

さて、音羽城があった音羽山は小さな、しかも急傾斜の山で城の拡張や居館の設置等の余裕に乏しかった。また家臣団の本格的な集住に対応する広い居住域を設けようとするれば、音羽山が直接日野川に接しているため日野川の対岸の音羽村にあった土屋敷街を拡張するしかないが、これでは城郭と垂直、水平距離とも離れすぎて新しい強力な支配体制をめざす蒲生氏の望むところではなかったであろう。しかも経済集落たる日野市はその頃の主要交通路であった「市道」の脇にあって、音羽城からは約10kmも西方にあたり、とうてい軍事上、経済上の要求を満たし得なかった。

このように領国経営の中核とするには大きな欠点を持つ音羽に比べて中野は平地にあって広く、特に城を構えたあたりは佐伯氏の館があったほかは百姓家もない野原であって\*8、城郭や土屋敷の建設には十分なスペースがあった。またここには日野川に突き出た半島状の部分があり、ここに日野川を自然の濠としてかなり堅固な城を建設できる、そして日野市にもかなり近くとなって好都合であるなど、中野は新しい城地として現実的な条件を備えていた。

##### ③築城以前の中野

中野城が建設される前の中野は日野町志(上)の「仁正寺由緒記」に「中野ト云ルハ地蔵ノ辻ヨリ東ハ百姓家居、西ハ大宮ノ辺一両輩也、仍チ此間空地成ル故中野ト云フ」とある通り、野原であったと思われる。しかしこの辺りは蒲生氏が支配していたわけではなく、佐伯氏(姓は西大路)の支配下にあり、その館もここにあった\*9。しかし、佐伯氏は

貞秀の懇望により中野の西隣にあったと考えられる安村へ移り、以後そこを領した。また中野のすぐ北に当たる綿向神社辺りは古来大聖寺宮の領地であった\*10が、後佐々木六角氏の支配するところとなり、綿向神社の御宮奉行はその家臣勝長氏が任ぜられていた\*11。そして社前には地頭大田氏の屋敷があったという。ところが大永元年(1521)、蒲生高郷は大田氏の屋敷を焼き払い、一家を切腹させた。そしてさきに中野の城地を譲った佐伯氏をも殺害に及んだという。こうして中野の地は完全に高郷のものとなり、中野城及び土屋敷街の建設が可能となった。

##### ④築城年代について

中野城がいつ建設されたのかは明らかではない。今、諸書に現れた説をまとめてみると次の3つになる。

築城年代	築城者
A. 文亀4年(1504)	貞秀 (仁正寺由緒記, 蒲生古蹟考, 信楽院寺伝)
B. 大永4年(1524)	定秀 (蒲生郡志, 「近江の城下町」)
C. 天文年中(1532-55)	定秀 (日野町志, 綿向神社社記)

以下三説について若干の検討を加えてみよう。

##### A. 文亀4年(1504)説

まず、仁正寺由緒記には文亀4年2月より工事をはじめ「・・・(永正)三年普請悉ク成ル、同年八月音羽ノ城ヨリ御移リ在、同四年二月信楽院御引取也\*12」とある。また信楽院寺伝では「文亀四年下野守定秀中野城を築き、信楽院を音羽城より郭内に移せり\*13」としている。文中「下野守定秀」とあるが、定秀は永正4年(1507)生まれであり、築城に関係し

たとするのは明らかにまちがいである。既出の「蒲生古蹟考」山城故墟の項には「・・・因テ文亀四年甲子春、佐伯友朝ノ居中野ヲ懇望シ本城ヲ移ス・・・\*14」とあり、これも文亀4年に工事を始めたとしている。これらは何れも近世になってからの記述で信頼性に欠けるが積極的に否定する材料もない。ただ中野の名の通りの平地に城を造るのは音羽城の堅固さに比べてあまりにも無防備であって、前年に音羽城において激しい攻防戦を経験した直後としては飛躍がありすぎるようである。又、城郭史から考えても、この時期に平城が出現するのは早すぎる。この時期の中野城建設が事実であっても、それは居館かせいぜい小城であって、蒲生氏の主城はやはり音羽城であったと思われる。したがって日野の城下町経営の中核としての中野城はもう少しのちに建設されたものと思われる。

##### B. 大永四年(1524)説

蒲生郡志は、まず、文亀三年の赤沢朝経らの音羽城攻撃に対し音羽城はよく耐えたのに、翌年移城するというのは理由がわからないとして文亀築城説をしりぞけている。そして高郷と秀紀の対立で音羽城が破却され、高郷はその直後に子、定秀とともに中野城を建設したであろうとして、その年代を大永3、4年頃としている。じっさい、蒲生古蹟考の玉井庄司宅跡の項には「大永五年十月蒲生高郷(玉井庄司を)中野城ニ召シテ甥の秀紀ヲ害センコトヲ頼ム」とあり、少なくとも大永5年には中野城が存在していたことが知られる。「近江の城下町\*15」は大永4年頃定秀によって築城されたというが、根拠は明らかにしていない。

##### C. 天文年中説



綿向神社社記には「天文年中に蒲生殿中野城建立也\*16」とある。この記録は万治2年(1659)に書かれたものであるから信頼性は疑問である。日野町志では築城年代は文亀4年説と天文2、3年説があるが、文亀4年築城が事実としてもそれは日野城下町とは没交渉であり、天文2、3年の築城が日野城下町の起源であるとしている\*17。町志が天文2、3年を主張するのは後述の定秀の「天文三年町割」が天文3年に実際に行われたと考え、そうであるなら中野城はその直前の築城であると推定しているものであろう。

以上3説を見てきたがどれも推測の域をでないようである。ただBで蒲生郡志が主張しているように大永3年に秀紀を抑えて蒲生家を折半し、大永5年には秀紀を殺害し、宗主権を奪った高郷、定秀に居城がなかったとは考えにくい。その実力に見合った居城が中野に築かれていたに違いない。ただ、その城が日野城下町と直接結びつくものかどうかは確言できない。

## 2. 中野城の建設と特色

### ①中野城の建設

ところで中野城の建設はどのように進められたであろうか、また完成後の姿はどのようなであったろうか。これらについては「仁正寺由緒記」中に次の記事が見られる。

領主蒲生下野守様当地中野ニ御城地見立縄張り在。  
城内豎八町横六町。  
中野ト云ルハ地蔵ノ辻ヨリ東ハ百姓家居、西ハ大宮ノ辺一両輩也。  
仍チ此間空地成ル故中野ト云ウ。  
大守城地以来方々ヨリ集リ居ウ住シテ家統ニ成ル。  
御築城、大手口御屋形ハ石垣、丸ノ内堀矢倉搔上ヶ城也。

惣堀リ広サ五間深サ一丈。  
土手幅五間、高サ一丈、人夫ハ十万人余ト有ル。  
下用一人日ニ一升宛。  
御家中二年ケ間御知行半減、三年普請悉ク成ル。  
同年八月音羽ノ城ヨリ御移リ在。  
同四年二月信楽院御引取也。

これによれば工事は非常に多くの人々を使役し、家中の知行も半減して大々的に進められたようである。一般に城や城下町の建設はその予定地域内の寺社や村々を取り潰すことはもちろん、近在の寺社等からも石や柱梁に至るまで奪って行われるのが常であった\*18。それは城がその性格上短時日で建設されねばならなかったからであり、また特に織豊政権頃から城の規模が極端に巨大化してその建設資材を容易に得ることはできなかったからであるが、中野城の建設ではそのような武断的な「御潰し」や資材調達はなされなかったようである。そのひとつの理由として、蒲生氏は中野城建設の頃はまだ蒲生上郡一帯の宗教集団、特に本願寺系諸寺院及びその門徒衆を支配できていなかったことがあげられる。それは時代が下がった元亀一天正年間でさえ、日野近辺の有力な本願寺寺院五ヶ寺が石山や尾三遠と連絡して、当時信長に従って本願寺一揆の鎮圧に努めていた賢秀や氏郷と対立していたことに端的に示される。

### ②中野城の特色

さて、次に完成後の中野城の姿を見てみよう。これを知る手がかりとしては、今あげた「仁正寺由緒記」の他、「中野古城図\*19」—図1-2-2、「大正六年実測図\*20」,「明治9年西大路地籍図\*21」,宝暦7年(1757)の「仁正寺陣屋敷図\*22」等がある。

「中野古城図」は図の左隅に「蒲生公勢州移住之後徳田某現形ヲ画クト云フ、此図ハ浅井老匹(注 西大路藩家老)ニテ一覽ヲ許サレ心ノママヲ記ス」とあるように、日野城下町が廃された直後の中野城が描かれている。

### ・惣堀

「中野古城図」で最初に注目されるのは城及び土屋敷全体を囲む惣堀の存在である。「仁正寺由緒記」に因れば、惣堀は広さ5間、深さ1丈であり、その内側の土塁も幅5間、高さ1丈であった。これが現状地形でどの辺りであったかを考えてみると、まず南辺が日野川を援用したものであることは明らかである。東辺は「西大路地籍図」,「仁正寺陣屋敷図」でもはっきりしないし、手がかりとなる地名も残っていないが、興敬寺の西を北上した辺りと考えられる。興敬寺は1493年の創建とされ、築城当時にはすでに現在地にあったがその後同寺が日野牧五ヶ寺の中心として活発に反領主的な活動をしていることを考えると、とうてい郭内にあったとは思われないからである。北辺は法雲寺、光延寺の前、現在の堀端町、水落町の通りの下であったと思われる。北辺の内西半部はほとんど残っているし、東半部も道が太くなって堀を埋めたものであることがわかる。また「西大路地籍図」では堀が有ったと思われる部分は東西に長い短冊型の地割になっている\*23。惣堀の西辺は綿向神社(大宮)の参道を横切って湾曲しながら河原田社(現在の滝之宮神社)に流れ落ちている。この部分は現在も幅5~60cmほどの水路となって残っている。以上の惣堀に囲まれた区域の大きさは東西約770m、南北約550mで「由緒記」に云う「豎八町、横六町」にほぼ一致している。

### ・内郭

内郭の中心はいうまでもなく本丸である。本丸は厚い土塁と濠に囲まれており、その規模は一辺約70mの正方形でかなり小さなものである。「仁正寺由緒記」には「丸ノ内堀、矢倉搔上ヶ城也」とあり、また「蒲生軍記」に本能寺の変後、賢秀、氏郷父子が信長の家族をかくまって中野城に籠城している頃「布施忠兵衛(光秀の前へ)進出で申しけるは、日野の城は昔日の普請にて堀、矢倉、壁に候へば踏破り易く候はん。一日も早く押寄せさせ給ひて・・・\*24」という記事があるところからすると城内は「矢倉」があっただけで、「天守」といわれるものはなかった\*25。この矢倉が機能的には後世の天守の役割を果たしていたと考えられるが規模は小さく、また何層にもなっていた訳ではなからう。そしてまわりの堀は石垣の上ではなく土塁の上ののっていた。このような構造の城が本能寺の変頃まで存続していたとすれば「踏破り易い」のは当然であった。

「中野古城図」によれば大手は北向きで、濠を渡り一部やや低くなった土塁を越えて大手門に達している。しかし、実際には大手は西に有ったらしく、近年の日野川ダムの工事の際、城地の西から六本足の大手門跡が見つかったと言う\*26。また「大正六年実測図」もそれを裏付けている。本丸の南の日野川の突き出た舌上の部分は「丸」と書かれているだけであって、どのような建物や施設があったかはわからない。図1-2-2の中野古城図には多くの石垣や土屋敷という記述もみえるが、これは近世の仁正寺藩の市橋氏によるものと思われる。前述のとおり、このあたりはすべてダム工事で削られてしまった。



本丸の北、第2郭の部分は大手道の西が高台になって物見台とされており、東は順に下屋敷、政所、上屋敷が並んで城主の居館、政庁等の公用に利用されている。これらは濠、空濠、土塁で厚く防備されている。なお「仁正寺由緒記」によれば一部石垣も使われていたようである。

#### ・外郭

外郭部分の最大の特徴は、「中野古城図」で見ると一軒の商家も町家もなくすべて土屋敷で占められているということである。すなわち、ここでは矢守一彦氏のいう「郭内専士型\*27」プランが実現している。矢守氏によれば郭内専士型プランは城下町の変容系列の第4段階にあたるかなり発達形態であって「内町、外町型と同じく幕藩体制の成立記に新設または改修されたものに多い。」とされている。築城が大永頃という、ごく早い時期の城である中野城がこのような形態を取ったのは、城下町建設以前にある程度中世都市としての町場ができあがっている時、領主は商人等に対する保護策をとるのは当然としても身分秩序を徹底させようと考えることが多かったからであろうか\*28。しかし、当時の日野市が中世都市と言えるほどの町場を形成していたと考えるのはかなり無理がある。日野城下町は日野市を一つの形成要因とした全く新しい建設都市であったと思われる。とすれば、日野が郭内専士型プランを持っていたことをどのように考えたらよいか、そもそもたかだか六万石の小領主にすぎなかった蒲生氏にこのように広大な土屋敷街が必要であったろうか。

土屋敷街の道路は現在のそれとほとんど変わっていない。惣堀がほとんど埋められた他

は軍事的な配慮による鉤型の屈曲やT字路等が幾分変形されただけで残っている。また図によれば大手道にはいくつかの門がおかれ、防備を固めている。道路によって区切られた各ブロックは東西に長い長方形をなし、このうち殿町筋、仲町筋に挟まれたブロックは中央で南北に分けられている。

綿向神社の参道は馬場先とされている。その両側にある「若松の杜」は氏郷が幼時慣れ親しんで転封地の松阪や会津若松の名の元となったものであろう。

#### ・外郭外

郭外西側には2つの番所の建物が見えるが、これは土屋敷地区へ入る者をチェックするものであろう。番所のすぐ西には本町通りの家並が続いており、かなり繁華であったことがうかがえるが、東側は土屋敷、武術練習場がおかれ、庶民の町は無かったようである。

さて、以上見てきた中野城を簡単に要約すると次のようになる。

- a 内郭は小さく、堀、矢倉による中世の城であった。
- b しかし、惣堀は城郭と土屋敷を囲むという近世的なプランであった。
- c 内部の道路は鉤型の屈曲、T字路等があり、また途中いくつかの門がおかれている

など、軍事的な配慮がなされている。

#### (2) 日野城下町の建設と経営

##### 1. 城下町建設以前の日野中心部

日野城下町は(1)でみた中野城を核として形成されたが、ここではまず日野城下町以前の日野中心部の姿を探ってみよう。

現在の日野市街の西部には古くから日野市があった。近江は古代より畿内と各地方を結

ぶ交通の要路として、人や物の流通が盛んで、粟津市や八日市など古代市場を中心に商業活動も活発に行われていた。そして、中世にはいると蒲生郡内だけでも馬淵市、石寺新市、横関市、島郷市、小脇市等幾多の市が成立し\*29、座衆、供御人と呼ばれる行商々人が延暦寺や日吉神社などの荘園領主の庇護の下で市から市へと売り歩いていた。

日野市もこうした市の一つで、愛知川や八日市など湖南の主要な市場と伊勢を結ぶ「市道\*30」と呼ばれる重要な道筋の途中にあたり、古くから発達していたようである。すでに応永33年(1426)の保内商人と小幡商人の営業区域論争の文書に「日野市ニ不立事者、自保内川依為南不罷立候也。是者堺守糺先既故也\*31」とあり日野市の存在が知られる。

日野市は上市と下市に分かれ、上市は中ノ窪、今の岡本、麻生両町あたりにあり、下市はその西方上野田、野口(今の里口)のあたりであった。そこには伊勢からの塩を扱う塩座のほか相物座、御服座、楡物座があり\*32、1、7の日に開かれる六斎市であったと言う。

日野市の東方、今の大窪町のあたりには「日野町歴史年表\*33」に「応永22年(1415)蒲生貞紘、甲賀郡大久保村(現甲賀町)の住民を日野へ移住さす。これが現在の大窪となる」とあるように、城下町建設以前から集落があったらしい。現在大窪にある永福寺が永享2年(1430)、正崇寺が寛正元年(1460)、遠久寺が文明年中(1469-1487)に存在していた事からすると、城下町以前からこれらの寺のまわりに集落があったと考えても不思議はない。

大窪のさらに東の村井にも何らかの集落があったと思われる。村井は「群居」で、人々が群れをなして居住している様を示している

し、古記録に「日野町割の時、重田、舞神、安村、殿ヶ谷戸、竹谷戸などの村を併せて村井町という\*34」とあり、いくつかの集落があった事がわかる。このうち安村は中野に居住していた西大路兵部少輔友親が中野城建設のため邸地を譲った後、蒲生氏から替え地として与えられた村で、殿ヶ谷戸は「殿垣戸」であって友親の屋敷を示していると思われる。また、綿向神社の土地売買の文書に「永代売渡進私領田地之事(略)・・・在蒲生上郡日野牧東方中番村井安村也(略)永禄2年(1559)・・・\*35」とあり、これも村井に安村があった事を示している。なお、元龜に至っても村井には「天文三年町割」に見るような町割はできていなかったようである。これについては次項で再述する。村井にはこのほか東北隅に綿向神社が古くから鎮座していたし、西北隅には西宮神社が控えていた。また現在の北今町上には村井惣道場(文明8年-1476創立、現在の晴明寺)もすでにあった。大窪と村井の間には相当の間隔があるから、その間は人家はなく、田または原が広がっていたと思われる。

以上を簡単にまとめると、

- (1) 里口、松尾の付近に日野市があった。
- (2) 大窪には大窪村といくつかの寺院があった。
- (3) 村井にもいくつかの村落があり、それらをはさむ形で綿向神社、西宮神社があった。
- (4) 村井と大窪の間は田または原であった。

#### 2. 日野城下町の建設と「天文三年町割」

##### ①「天文三年町割」

日野に蒲生定秀の「天文三年町割」なるも



のが伝わっている。これは日野城下町の往古の姿を考える際には常に基本におかれるものであるが、それによれば12通り、79町が東西に町を貫く本町通りを軸として南北対称な卵形に並んでいる。しかし、この町割は以下に述べるように「天文三年」になされたものではなく、またこれだけの町がすべて建設されたというものでもない。

#### A 町割の施行年代について

この町割はすでに小野均氏が「近世城下町の研究」で指摘されているように天文3年(1534)に施行されたものではない\*36。なぜなら、鉄砲がわが国に伝来したのは天文12年(1543)であり、その国内での製造は最も早かったと思われる滋賀県坂田郡国友でも弘治元年(1555)であるから\*37、天文3年の日野の「鉄砲町」は成立しない\*38。

また北今町は「町割」によれば西宮神社のすぐ東あたりに位置するはずで、蒲生旧蹟考によれば、北今町は安村を城下に築く時、大宮西よりここに移ってきたのであるが、正徳5年(1715)の「日野三町絵図」には北今町はまだ大宮のすぐ西にあり、西宮神社の東は北下裏町となっている。したがって北今町についても、町割は天文3年どころか18世紀初めの状況をも示していない。

#### B 町割の町数について

「天文三年町割」によれば、日野城下町の町場町数は縦町53、横町26の計79町である。天文年間にこれだけの多くの町が蒲生氏に建設できたのだろうか。これが城下町最盛期である天正年間のものであるとしてもたかだか6万石の城下町としてはやはり多すぎる。たとえば近江の城下町でみると、20万石の近江八幡で42~3町\*39、30万石の彦根で56町

\*40にすぎない。79町の町割は「淡海蒲生一郡記」ではこの79町をさらに上、下または上、中、下に細分して計121の町数としている\*41と同じように架空の町をつかって町勢を実際より大きく見せようとしたものではないだろうか。

#### C 町割の形態、町名について

第3の疑問はこの町割があまりにも整った対称形を呈している事である。本町通りを中心にその南北の町数が一筋ごとにそれぞれ同数ずつ少なくなるという整然とした町割が施行されたとは、今日の道路パターンから想像するのは困難である。また職人町の町名が本町通りを中央にして南北にそれぞれ鉄砲町-弓矢町、鍛冶町-大工町、白銀町-赤銅町、堅地町-塗師町ときれいに対になっているし、柚川町辻子の6町も河上-河下、根笹-立木、大橋-小橋とこれも対の町名ばかりできていて。以上から考えると、この「町割」には多くの作為が入っている可能性が高い。

Aについて小野均氏は前掲書において、日野の町割が天文3年になされたものではない事は明らかであるが、おそらく天文10年より遠くない以前であろうとしている。つまり、天正12年に氏郷は伊勢へ転封し、日野町の町勢は一頓挫をきたしたから79町の町割はそれ以前に違いない。とすれば氏郷が「十二ヶ条掟書」を公布した天正12年にごく近い時期が有力になる。なぜなら、こうした「掟」がだされるのは、城下町の新設や拡張がその契機となるからである というわけである。

筆者も日野城下町は天正12年ころの大拡張または改造がなされたと考える。しかしB、Cで記したように、この時期においても79町もの町割はできなかったと考える。村井を除

く大窪、松尾の北半分の町は実際には整備されなかったのではないかと思われるのである。それは、第1にすでに「日野三町絵図」で、町の北部の道路パターンは整備された跡をとどめず、むしろその北に続く田の畦道のパターンと同じであって、南半分とは全く異なっているからである。

第2に表1-3-1に掲げる「日野町名変遷表」(筆者作成)では、「天文三年町割」で見た町名の内北半分はほとんど出てこないし、現在小字名としても全く残っていないからである。ただし、城下町廃絶によって日野の戸数が激減し、空地が多くなったとき、田に続く町の北半分がいち早く開墾され、城下町時代の道路パターンも町名も無くなったと言う可能性も全く捨て去るという訳ではない。

#### D 日野城下町の建設と町割

それでは日野城下町はどのように建設されていったであろうか。

日野城下町の建設はまずそれまで松尾、里口にあった日野市を城に近い西宮神社へ移転する事から始まった\*42。これは蒲生旧蹟考によれば大永5年(1525)であり、中野城の建設の直後である。すでに触れたように、西宮神社の東、中野城までには村井の村落がいくつかあったが、市の移転とともにこれらの中に商業に従事する者が現れたであろう。また市に出入りしていた行商々人の中からも村井に居を構える者が出てきて、村井は次第に繁華になっていったであろうと推測される。そして「天文三年町割」ほか、「町名変遷表」に出てくる多くの町々は、この繁華となった村井の商工村落を蒲生氏が整備、再編成したものであろう。そのことは本町、新町、今町等の名称からも類推される。たとえば「本町」

の名称は一般に「元町」と同じく城下町建設の際一番初めに着手され、かつ城下町の中心として機能する事が期待される町につけられる事が多い。村井本町はその位置といい、成立の由来といい、まさに「本町」の名に適合する。

西宮神社から大窪町にかけては職人町と移住者の町が多い。職人町はその城下町における必要性から考えると村井の本町等と同じ時期に設けられたと考えられる。「町名変遷表」から見ると鉄砲町、鍛冶町、白銀町、堅地町など「天文三年町割」のうち、南半分の職人町は存在した事が確実である。

北半分の内、弓矢町、大工町、赤銅町、塗師町等については不明である。これらの町が実際無かったとしても日野城下町にこれらの職人がいなかったことを意味するのではもちろんない。たとえば塗師は城下町時代に鉄砲とともに日野の特産であった日野椀をさかんに製造していたし、城下町廃絶後も日野の経済を大きく支えたのである。なお職人町の内鉄砲町、鍛冶町など武具工の町を他の職人町より城近くに置いているのは注目される\*43。

大窪以西は領内各村からの移住者による町がほとんどである。「天文三年町割」の全城下の堅町55ヶ町のうち、移住者による町は23町を数える。先述のようにこの町数は必ずしも信頼できないが、移住者による町が非常に多かった事は事実であろう。蒲生氏が領内の人々を城下へ強制移住させた記録はないが、天正10年(1582)掟書(後出)にあるような様々な優遇策によって領民の日野への移住をすすめ、城下の繁栄に努めた事はまちがいない。

なお、日野の西郊には馬具や甲冑の修繕、刀・槍の飾りなどの製作に従事する集落がお



かれていた\*44。

さて、次に日野城下町の街路や街区についてみてゆこう。日野の城下町はその廃絶後改めて大規模な都市計画をするようなモメントは無かったため、城下町時代の街路や街区と現状のそれとの間には根本的な違いはないと考えられる。もちろん明治以降の自動車交通の発達等のため、街路の一部拡幅や形状の変更をしているので、比較的旧状をとどめていると思われる明治9年の地籍図\*45をもとにみていこう。

街路の特色の第1はすべての街路が緩やかにカーブしていることである。日野城下町は平坦地にあるからこのカーブは地形に左右されたものではなく、後の松坂城下町でも顕著であった「二丁先を見えなくする」という軍事上の配慮から出たものと思われる。このカーブは中央部の大窪で大きく、両端の村井や松尾では小さい。特に村井では各街路はほとんど直交している。そのため大窪町は他と比べてやや雑然とした街路パターンである。第

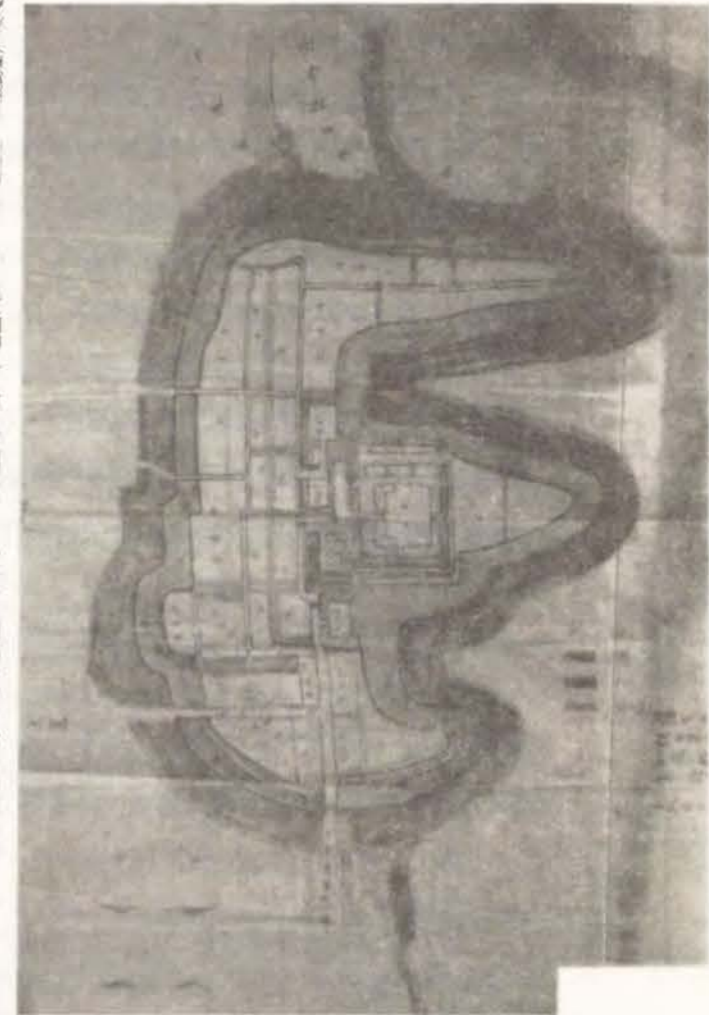
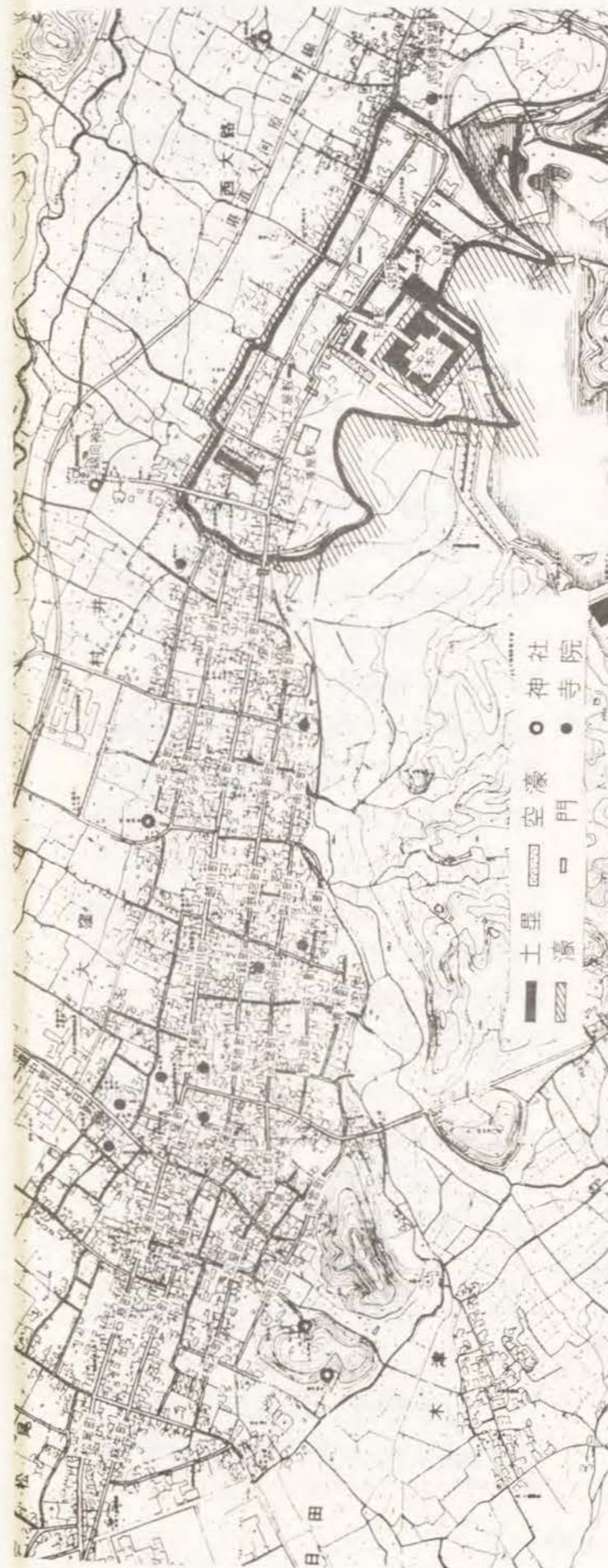
2はT字路や鉤形交差がいたるところに設けられている事である。これも軍事都市として攻撃軍の活動をできるだけ妨げようとしたものに他ならない。

街区は、東西に長い短冊形を基本にしているが、街路の歪やT字路、鉤形交差の存在によって様々に変形している。したがってその大きさも一定ではなく、中央部の大窪で平均170m、両端の村井、松尾で平均300mの長さである。幅は三町とも70~90mの範囲である。屋敷割りは街区を南北にほぼ二分して、それを東西に細分した形、つまり南北に長い短冊地割りになっている。したがって各戸は南、または北の街路に向かって表口を開き、両側面及び裏口は互いに他と接している。それぞれの間口、奥行きは様々であるが、概ね14m×40mの見当である。

以上日野城下町の町屋地区の街路、街区パターンを見てきたが、これは土屋敷地区もほぼ同じである。

図1-2-1 日野城下町復原図 筆者作成

図1-2-2 中野古城図-西大路共有文書



写 1-2-1 中野城の現状一本丸北東隅 現在は涼橋神社と稲荷神社が祭られている。





### 3. 日野城下町の経営

天正10年(1582)12月末、氏郷は日野町中にあてて「定条々」と題する十三ヶ条の掟書きを公布した。一般に掟は城下町の建設や再編の際、新しい城下の経営方針を示すものであるから、氏郷も定を公布の直前に日野城下の拡張をしたと考えられる。氏郷は主君である信長の安土城下町の建設と繁栄に触発されて天正8、9年頃から日野城下の拡張工事を少しずつ進めていたのであろう。そして天正10年、信長が本能寺で覇業半ばに倒れ、光秀軍によって日野が囲まれた際、氏郷は中野城や日野城下町が時代遅れである事を痛感したに違いない。本能寺の変後、秀吉から新たに五千石を与えられた事もあって、城下町の整備を急ぎ、その年の12月にはほぼ完成させて「定」の公布となったのではなかろうか。

さて、その「定条々」の内容をみてみよう。

- 一、当町為樂売樂買上者諸座諸役一切不可有之事 ①
- 一、諸商人並往還旅人之輩馬之付下於当町可有留之付寄宿之儀可為荷主次第事 ②
- 一、土山、甲津畑南北之海道一切相留之当町江可通万一直通者有之者可申付事 ③
- 一、押売、押買、宿之押借以下国質所質一切令停止事 ④
- 一、当町江出候者最寄者雖如何様之出入有之理盡之催促沙汰不可有之但居住以後者依申様之体子細可糾明事 ⑤
- 一、火事於付火者家主不可有其科至自火者依時之體可有輕重事 ⑥
- 一、盜者賣買之儀買主不知者不可有其科但盜於引付者以本錢可買返事 ⑦
- 一、喧嘩口論曲事之儀於歷然者可為其身一人罪科借家其科不可懸之借屋之者雖為咎人家主不可有其科事 ⑧
- 一、領中在々所々呉服物堅令停止畢於下無承引輩上者荷物等可押取事 ⑨

- 一、当町地子加地子共不可有之事 ⑩
- 一、伝馬免許之事 ⑪
- 一、雖当町江出候從先規之公事役者可有之町江非分之役儀不可申付但為其主之用所等之儀可為如先々之事 ⑫
- 一、夫下一同之雖為德政於当町者不可有棄破之事 ⑬

右之通堅定上者不可有異儀。万一違犯之輩有之者可処嚴科者也。仍而如件

天正十稔

十二月廿九日 忠三郎

この「定」は信長が天正5年(1577)安土城下に下した十三ヶ条の「定」とほとんど同じである。氏郷が信長の「定」を模範としたのは、それが加納(信長)、三河小山(家康)、高槻(高山右近)などの「定」を集大成し、よく吟味、整理されていたからである。信長の「定」は日野の他、近江坂本(天正11年、浅野長吉)、近江八幡(天正14年、豊臣秀次)、松坂(天正16年、氏郷)、近江八幡(文禄3年、京極高次)等の「定」にも取り入れられている\*46。

さて、十三ヶ条は広い意味ではすべて日野城下町の繁栄策であるといつてよいが、およそ次の4つに分類することができる。

すなわち、

- a. 商工民誘致 ①, ⑤, ⑩, ⑪, ⑬
- b. 秩序安定 ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧
- c. 商業利益獲得 ②, ③, ⑨
- d. その他 ⑫

このうち特に注目されるのは、aの①とcの②, ③, ⑨である。

①では樂売樂買、諸座諸役廃止、すなわち樂市祿座をうたっている。この規定は、周知

のように天文18年の石寺新市に始まり、戦国末期～近世初期の城下町の「定」(掟)のほとんどすべてに取り入れられた。これは多くの商人を誘致し、城下の繁栄を図るのに絶大な効果をあげたものとみられる\*47。

②, ③は交通を城下に導き、その商業利益を得ようとするものである。まず②は日野の東方鈴鹿山中の甲津畑～土山を結ぶ伊勢千草街道を廃止し、日野町まで迂回する事を規定している。これは商業利益獲得の目的の他、不審の者の領内通過をチェックするねらいもあったものとみられる。

③は馬の付下を必ず日野でするように規定したものであるが、信長や秀次の政策とは異なり、商人、旅客の城下寄宿を強制していない。

⑨は在郷における呉服商業を禁止したものである。呉服取引は中世から日野市でも盛んに行われてきたが、これを日野町の独占として商業利益の獲得を狙ったのである。在郷における全般的な商業禁止令はまだとられていない。

なお、馬の売買について日野に「定」がないのは、その頃安土(後に近江八幡)が一国一所の売買所に定められていたからであろうとされる\*48。

このように城下を改造し、近世的な「定」を下して本格的な城下経営に乗り出した氏郷であったが、その後秀吉に従って伊賀、伊勢の軍事に明け暮れ、席暖まるいとまもなかった。そして「定」公布後一年半にして(天正12年6月)、松ヶ嶋十二万石に封ぜられ、領民に惜しまれながら日野を去った。ここに日野城下町は廃絶された。

### (3) 日野城下町の特徴

これまで日野城下町について様々の観点から考察してきたが、締めくくりとして日野城下町の特徴を簡単にまとめ、その歴史的意義付けをしてみよう。

#### A. 郭内専士型プラン

日野城下町の中心たる中野城は前述のように城郭と土屋敷だけを堀で囲んでその中には商工民の居住域はなかった。逆に商工民の居住域である村井、大久保、松尾には土屋敷があった証拠はない。すなわち、日野城下町は士庶の居住域を明確に分離した「郭内専士型プラン」をもっている。

#### B. 開放的プラン

A. で指摘した通り、日野城下町は商工民居住域をも堀の内に含むという「総郭型プラン」ではなかった。織豊政権の頃に建設された城下町は全域を川や惣堀で囲んだ閉鎖的なプランを取るものが多かった\*49が、日野城下町にはそのような閉郭は無かった。また、近世城下町のように寺町や足軽屋敷町を組織して城下町の外縁におき、防衛にあたらせるということもなかった。このように日野城下町は開放的で町屋地区は無防備の状態にあった。

#### C. 線型プラン

日野城下町は町家地区と土屋敷地区がわずかに接した東西に長い町である。これは、日野市の存在を誘引として建設された城下町でありながら、領主権力がその市町を十分に統制しうるまで成長していず、また領主、給人の軍備上、生活上の要求が市町との密接な結びつきを必要とするほどには発展していなかった事を示すものと思われる。すなわち、日野城下町は商工地区と土屋敷地区とが接合していても合一、一体化して一つの有機的な



「町」となるには至っていなかった。

さて、これらを城下町発達史の中で位置づけるとすれば次のようになるだろう。

日野城下町は初期城下町\*50でありながら郭内専士型プランを持つという、特異な城下町であった。この先進性は織豊政権の頃続々と建設された城下町の多くがまだ土庶の居住区との分離を十分には行い得ず、しばしば掟や禁制でその雑居を戒めなければならなかった事実、たとえば日野城下町を経営した氏郷でさえ、松阪の「町中掟」で

一、殿町之内、見せ棚を出商売之儀之停止事

一、当町之内奉公人之宿令停止訖\*51

とし、会津若松では

一、売買諸商人並に諸職人は町々を分ちて棟を列ね、土屋敷混雑すべからざる事\*52と言っていることと比較すると明らかである。

しかし、日野のこの郭内専士型プランは同じタイプの近世城下町、たとえば松本、田辺、宇都宮、若松、米沢等一が求心的扇形状プランを持ち、封建都市としてのその身分制を城郭を頂点とする城下町の地域的ヒエラルキーとして見事に表現していた事、また、城下外縁に寺町、足軽屋敷を配置し軍事都市としても十分配慮されていた事等から比べると、果たしてその名に値するかどうか疑問になる。

さらに言えば、日野城下町はB. で述べたように総郭型ではなく、織豊時代の城下町としても遅れたものと言わざるを得ない。というのは、戦国城下町は安土築城を境としてそれまで戦闘に際しては放火、自焼の対象\*53でしかなかった城下の町家地区との結びつきを強め、町家地区を含めた全城下を圍繞する総

郭\*54を建設し、これを敵の攻撃に対する防衛戦線とし、総郭内の全構成員一すなわち士だけでなく商、工、農民をも一を戦闘員として城郭防備に動員するという、総力戦を根本においた新しい城下町へ脱皮しつつあったからである。

以上の事からすれば、日野城下町は、一見先進的なプランを持ちながら、その実どこまでも中世城下町の域を出なかったものと結論できよう。

### 1-3 近世の日野

#### (1) 在郷町への転換と発展

##### 1. 日野町の衰微

日野町にとって氏郷の松ヶ嶋移封はきわめて衝撃的なことだった。近世の大城下町のように商工業が十分発達し、経済都市としてほとんど自立していた都市とちがって日野はようやく商工業町としての発展の緒についたばかりの山間の一小城下であって、最大・唯一の保護者であり消費者であった蒲生氏やその給人を失っては崩壊するしかなかった。もちろん氏郷にとっても四百年近い歴史を重ねた父祖の地を離れるのは忍び難いものがあったろうが、町民にとってはそうした愛惜の念だけではなく、翌日からの生活をどうするかと鋭い現実の問題であった。したがって当時の町民の悲嘆と動揺はきわめて大きかったに違いない。長年続けられてきた綿向神社の祭礼（日野祭）もこの後十数年途絶えたという。

秀吉はこの町民の窮状を察して、氏郷が転封するやすぐさま日野町中にあてて次のような七ヶ条の掟を下し、町民の動揺を押さえ、同時に保護の手をさしのべた。

#### 掟 江州日野町中

- 一 喧嘩口論、乱妨狼藉停止之事 ①
- 一 諸役免除之事 ②
- 一 町人之儀者如前々可居住自然他所 ③
- 一 江令良散者可為曲事但松賀嶋江於相越者不及沙汰事
- 一 对地下人不謂儀申縣並押買以下族可為一錢切事 ④
- 一 山林竹木切取間敷之事 ⑤
- 一 田畠作毛不可荒事 ⑥
- 一 諸侍之家陣捕禁制事 ⑦

右修々於違犯輩者速可 嚴科者也 如件  
天正捨式年六月日 筑前守 \*55

まず①④では町内の秩序の安定を規定しているが、④で「对地下人」と日野町民保護を積極的に打ち出している。②では諸役免除をうたい、氏郷の政策を受け継いで町民の負担を軽くしようとしている。その後新領主や新代官が日野に来るたびに町民は彼らにこの条文を見せ、近世を通じてずっと諸役免除の特典に浴した。③は他所への移住を禁じたものであるが、松ヶ嶋への移住だけは許したのは注目される。これは主を失った日野町民の心情をよく理解し、同時に商工民に生きる術を与えたものである。これによって松ヶ嶋へ多くの町民が移住し「樋之町」\*56すなわち日野町がつくられ、それは松坂へも継承された\*57。また天正16年、氏郷が松坂から会津若松へ移った時にも日野町民の移住が勧誘されここにも日野町ができた\*58。このほか忠郷の宇都宮\*59、忠知の伊予松山\*60でも日野町がつくられるなど蒲生氏の城下町はすべて日野町民を迎え入れた。後年全国にその名をとどろかせた日野商人はこれらの城下、特に若松への行商から次第に発展していったものであり、その意味でこの条文は日野町の近世史、近代

史において決定的な意味をもっている。⑦は空き家になった土屋敷に町民ほかみだりに入って勝手に使うことを禁じたものであろう。

以上のように、この掟は日野町民に多くの恩恵を与えているが、当然のことながら城主を失うという日野の悲劇を本質的に解決するものではなかったし、③で松ヶ嶋への移住を認めたことは町民に移住をすすめた結果ともなっていて、一時的にせよ日野町自体の衰微を進行させた。旧城地の中野は居住者を全く失って再び城下町以前の荒野に帰しつつあったし、町中でも多くの商人や職人たちが松ヶ嶋へ、また松坂、若松へと移住してゆき、空き地が増加していったものと思われる。また日野に残ったものの中には帰農するものも多く、かつての繁華な城下は一時に火が消えたようになった。

しかしこうした中にあっても日野鉄砲、日野椀の生産はわずかながらも続けられたし、慶長以後は保知町でもキセルの製造もはじめられるなど、生きる術を求めて町民の努力は続いた。こうして一時荒廃衰微していった日野は慶長頃から復興がはじまったようである。その一つの動きを示すものとして、次に述べる仁正寺新町の建設がある。

#### 2. 新町の建設

慶長11年（1606）中野の旧屋敷地区を開墾し、新町（あらまち）を建設する計画がもちあがった。これは代官の政策によるものか、町民の発意に出るものか明らかでないが、荒廃した町を復興しようとする積極的な動きとして評価できる。

これは同年10月には具体化したらしく図1-3-1の文書「仁正寺村新町江被出衆中へ一札之事」（西大路共有文書）が仁正寺村民から出



されている。この文書は中野の旧土屋敷地区を村内に持つ仁正寺の村民代表が、仁正寺村内や日野町はじめ近在の人々に新町へ移住することを呼びかけたもので、大略次のような内容である。

- a. 地下より出たる者には1年、他所他郷より来た者には3年の間夫錢を免除する
- b. もしa.を保証する御朱印が下されなかった場合には下町（仁正寺及び日野町中のことと思われる）並に払ってもらう。
- c. 代官や領主が替わっても夫錢が免除されるよう地下より申し出て、移住者には迷惑を掛けない
- d. 御朱印が下されなかった場合、地下出身者には旧住地の夫錢も負担してもらうが、他郷出身者はその限りではない
- e. 開墾した土地に屋敷を作る事は自由である。すなわちこれは一定期間の地子免除という特典を与えて移住者、特に他郷からの移住者を多数誘致し強力に土屋敷地区の再開発を図ろうというものである。

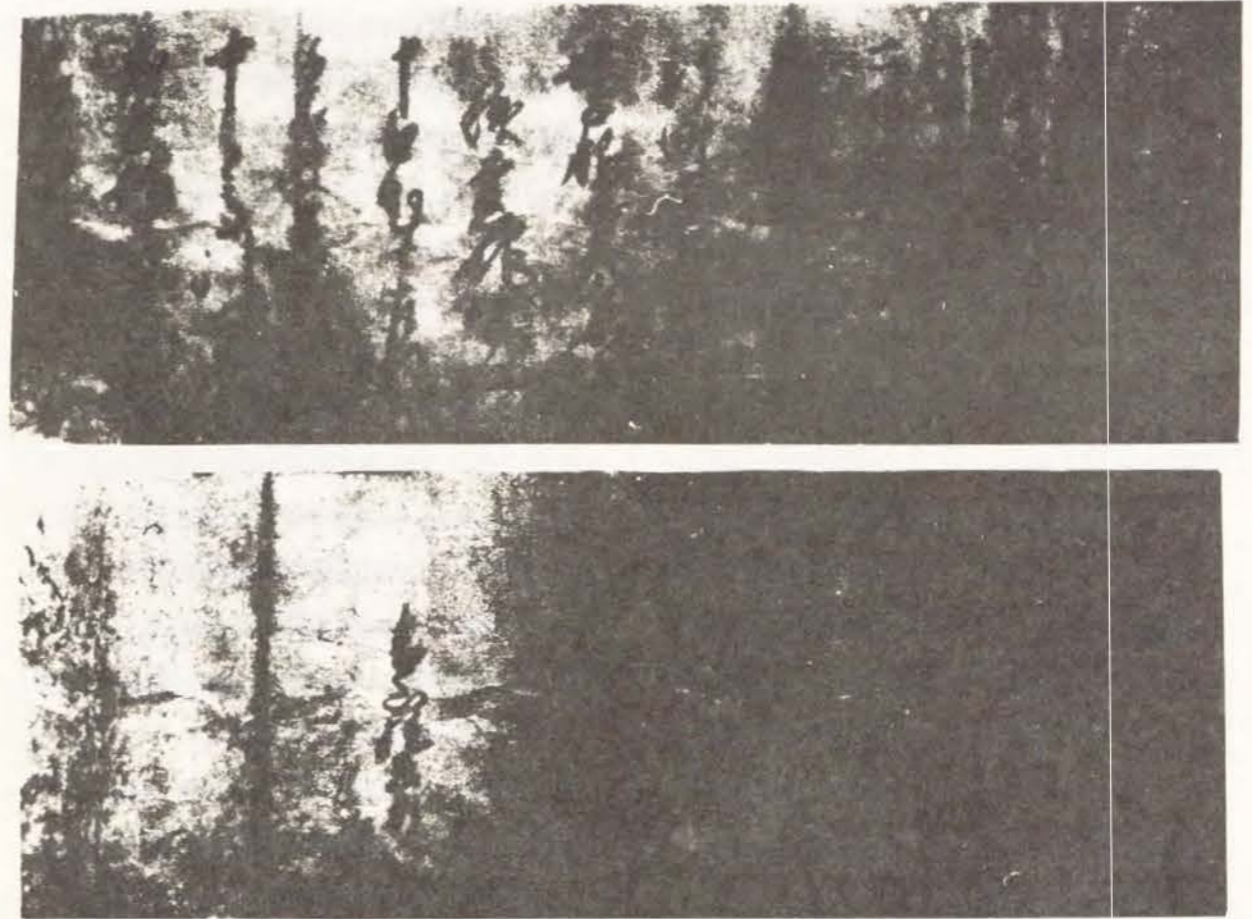
図1-3-1 「仁正寺村新町江被出衆中へ一札之事」慶長11年（1606） 西大路共有文書



同じ頃代官青山孫平は新町の建設許可を幕府に申請していたらしく、同年11月13日には図1-3-2の返事（西大路共有文書）を受けとった。これは簡単に言えば「新町では一間につき地子三匁ずつ徴収するとのことであるからそのかわりに千石夫\*61の夫錢はとらない。新町は諸役免除である。」ということである。なお四名の連署者のうち「板 伊賀」は「板倉伊賀守勝重」, 「大 石見」は「大久保石見守長安」で、家康の安土沙々貴神社や日野綿向神社への社領寄進状\*62などに名が見えることからすればこの四名は当時近江地方の幕府奉行であったと思われる。

こうして新町の建設が始まったが、実際の程度開発が進んだかは明らかでない。建設が始まってから14年後の元和6年には仁正寺村は日野町と切り離されて仁正寺二万石の所領となり、領主市橋長政が旧中野城の蒲生氏の上屋敷付近に陣屋を構えた。このため新町はほとんど市橋氏の家臣の邸地となってしまった。

図1-3-2 「新町免許状」慶長11年（1606） 西大路共有文書



江州蒲生郡内	二勝地村蒲生
飛驒守古屋敷	新町立壺間付
地子銀子参匁宛	之積荒地開可
申由犬候	左様候
千石夫壺人彼郷	中之高引可被申候
屋敷地子之分千	石夫之夫錢
余候間如斯但新町者	諸役可為免許者也
慶長十一年	十一月十三日
米	清右衛門
板	伊賀
大	石見
松	山三
青山孫平殿	以上 *63

### 3. 日野と日野商人

前項で述べたように仁正寺新町は仁正寺藩の土屋敷となり再び人口も増えてきたが、その頃村井、大窪、松尾の三町では城下町時代以来の鉄砲や日野碗の製造がますます盛んに

なっていた。たとえば鉄砲は慶長19, 20年の大阪の陣の頃徳川氏へ百挺、三百挺と多数を納めているし、寛永4年（1627）には日野に鉄砲工が50人以上おり\*64関連の職工も含めると300軒余が鉄砲製作に携わっていた\*65。一方



日野椀は「蒲生家御在城の頃、凡当町七、八分茂此職にて渡世仕候\*66」状況であったのがその後の職工の松坂、会津等への移住によって一時衰えていた。しかし、元和年中双六村より16戸の漆工が日野に移住してきたこともあってこの頃より再び隆盛となり、明暦年中（1655～58）には漆師仲間は200人を数えた\*67。

氏郷の転封後も日野に残った商人はこの日野椀を天秤棒にかついで伊勢路や中山道などに行商をはじめた。また帰農した蒲生氏の旧家臣や日野椀の職工等にも行商をはじめたものが多かったという。彼らは生きるために寒暖晴雨を問わず粗食と孤独に耐えて続々と遠国へ下っていった。彼らはこの強い忍耐力とたくましい商魂によってやがて各地に出店を設け何万何十万両という巨富を蓄える大商人へと成長した。

彼らは大商人となった後も日野に本宅を構えてここから各出店の経営の采配をふるった。今に残る日野の静かで美しいまちなみは近世～近代に建設された彼らの本宅群にほかならない。したがって日野の歴史的景観を考えるには日野商人の実態に触れないわけにはいかない。日野商人についてはは町志、郡志をはじめ、原田敏丸、管野和太郎、江頭恒治氏ら多くの近江商人研究者の著作が参考になる。特に江頭氏には「近江商人中井家の研究」という大部の研究書があり、日野商人について多くの知見が得られる。ここではこれらを中心にして日野商人の実態を見ていこう。

#### ①日野商人の誕生と発展

すでに述べたように日野には城下町以前から市があり、近江各地の商人が出入りしていた。この頃にはまだ「日野商人」の名は見え

ないが、日野出身の商人が他の商人と同様に各地を行商していたであろうことは想像に難くない。城下町建設以後は店舗商業の移るものが多かったであろうがなお行商々人も少なからずいたと思われる。彼らの商圏は近江やその近国の伊勢、越前、京、若狭、美濃に限られていたが、近世に入ると中国、関東、東北へと広がっていった\*68。

彼らははじめ日野特産の日野椀をはじめ京呉服、近江麻布などを東国等へ持ち下り、それを売り切るところはその地の産物、たとえば上州、野州辺では絹織物を仕入れて沿道に売り捌いた。また彼らは京坂はもちろん山陽、九州までも行商に歩き、彼らの運ぶ呉服は日野絹と呼ばれ珍重された\*69。

日野商人の持ち下り商品の主要な一つであった日野椀は17世紀末頃になると各地で美しい塗り物が現れたため次第に衰え始めたが、その頃大窪の医師正野玄三が合葉の製造をはじめていた。これは軽量高価で行商に適していたのでどんどん各地に売り捌かれた。このため日野町自身も合葉の製造や葉箱の製作で大いに栄えた。

これらの行商によって富を得た日野商人は元禄の頃より群馬や栃木、茨城等に出店を開き、酒や醤油の醸造にのりだした\*70。このように日野商人は17世紀末頃より大きな発展をはじめ、彼らの商人の組合である「大当番仲間」の規約が元禄3年に制定された\*71。この仲間に加わる商人は明和7年（1770）に439人の多きを数えている。また売葉業者は独自の組合を寛保3年（1743）につくり、その仲間は109人であった\*72。この売葉業者の組合はその後延享4年（1747）には大当番仲間と合同した。

日野商人の出店は八幡商人から「日野の千両店」と呼ばれ、千両の金がたまったら一店ずつ出店を増やしていくと言われたように非常に数が多かった。近世の最盛期には100店余を数えていたとみられている\*73。日野商人の中にはそれらの出店をいくつも持つ者も多く、彼らはこの出店間で上方と奥羽地方の商品価格の地域差をねらった「産物廻し」の商法を始め、莫大な富を得てますます店を増やしていった。たとえば前出の中井家は出店、枝店を含めて20～30の店舗を直接、間接に支配する一大コンツェルンを組織していたほどだった。また会津はまるで「日野の植民地」と言えるほど日野商人が多かったと言う\*74。

#### ②日野商人の経営

日野商人をはじめ近江商人の経営の大きな特色の一つは全国に支店網ができて本家はずっと郷里においたことがあげられる\*75。

日野の本家には商品はいっさい置かず、主人が各出店からの毎月の営業報告やその他の情報に基づいて家業運営の大綱を企画しこれを各店に通達するという最高決定機関の役割を演じていた。ただし初期の行商の頃は日野の住宅が唯一の店舗であり、ここで商品を取り扱っていたという。

本家の主人は「店廻り」といって各出店を巡回して諸帳簿の検閲、人事異動、新しい営業方針の説明等に歩き、また「見舞」と称して各地の得意先まわりにもでかけるなど忙しく動きまわって、日野の本宅にいる日はごく少なかった。

出店は後見、支配人、支配人脇、廻り役、店番、子供などで構成されていた。子供はほとんどが日野または近在の商人の子弟\*76で、彼らは日野の本宅で3～4ヶ月試験的に使用

され、しつけ等を教え込まれた後に各出店へ送りこまれた。そして5～7年の間店務に励んだ後はじめて日野へ帰ることが許された。これを「初登り」という。その後も一定年限ごとに「登り」があって奉公をはじめてから13～4年でようやく「毎年登り」が許された。これらの登りは普通往復の日数も含めて50日を出なかったようである。

出店は時に飯炊き女が雇われるほかはすべて男子で構成されていた。そして店員は既婚者もその妻子を店の近くに呼び寄せることは許されなかった。これは行商時代からの慣習であったことと、出店は商戦の前線であるから気を散らさないようにというすさまじいまでの気魄に出るものであった。したがって「登り」だけが店員とその家族や故郷日野とをつなぐ貴重なものであった。

出店と本家の関係は本家が出店の最高指揮権を持っていたものの、通常の営業はほとんど支配人や後見に任されていたため、出店はあたかも一つの独立した企業体であった。本家は出店に対して資本金を出資し、出店からあがる利益の約8割は日野本家へ送られ、支配人は一割、残りに一割は各店員で分割するというのが普通だったようである。また時に店から主人に対し融資を申し込むことがあったが、これにも利子がつき日野本家へ納入された。大きな店では「店」と「奥」でも会計が違っていたという。このように日野商人は家計と経営を分離していた\*77。

#### ③日野商人の組織と意識

日野商人の組織には独立した商人の団体である仲間組織と、本家と出店、枝店を結ぶ一家内の結合組織がある。前者は「規約」や「定」を持ち、後者は特殊な講や家憲、家法



等を持ってそれぞれの組織の統制と親睦を図った。ここではこれらの組織とその規約や家法等から日野商人の意識を探ってみよう。

日野商人の組織としては大当番仲間がよく知られているが、そのほか短期間ながら売薬業者の組織も存在した。当番とは全町の商人を六組に分け年々順を追って商人仲間の諸事を統括するものを言うが、そのうちこの商人仲間の団体そのものを大当番仲間と言うようになった。大当番仲間は元禄三年幕府に公認され、同年仲間の規約である「一札之事」-aや「定」-bが出された\*78。また村井、大窪両町の売薬業者も寛保3年(1743)水口藩の求めに応じて「組合規約」-cや「仲間御請書」-dを提出した。これらから当時の商人の意識を抽出すれば次の三つが指摘できよう。

イ. 相互扶助の精神

ロ. 相互抑制の精神

ハ. 秩序維持の精神

a~dに共通して最も色濃く出ているのはイである。たとえばcでは「於遠境ハ故郷のもの程大切成無之候」として「何事に不寄仲間相互ニ無隔心相談化致候」と仲間相互に助けあうよううたっている。bでも「売懸金滞り等の情報は互いに交換しあうこと」「失荷その他不都合があった時は仲間で協力すること」等が規定されている。次に指摘されるのはロである。これは「仲間之尊、善悪一切無用事」「手代等が私に商売している時は協力しないこと」「他の商人の弟子や手代を引き抜いてはならないこと」等の規定によく現れている。また「御公儀御法度」や「当地御掟」を順守するのはもちろん、博打ほか勝負事を一切禁止するなど秩序の維持に努め仲間全体の信用を高めようとしている。

なお大当番仲間の最大の機能は規約に「何事ニ不寄願書奉。捧候時仲間役人当番加判之上致。先達御評定所江召連被。出候、大急成時者格別何方様迄茂欠込訴置。後最寄ニ居候仲間江致。通達。相談上渡世之障ニ不。相成。様ニ可。致候事」とあるように、遠国で商いをする彼ら日野商人が売懸金の滞りなどの「渡世之障」があった時は幕府またはその地の領主代官に訴え出ればしかるべく処置を受けられるという特典にある。これが実際行われたことはいくつかの事例から確認されている。このほか大当番仲間は商いの沿道に100以上の定宿を定め、仲間商人の定泊や荷物の托送、金銭の取引の便宜を図った。

一家内の結合組織としては中井家の「和合寿福講\*79」がよく知られている。これは本家三分家ならびに別家をもって構成する中井家の最高の管理親睦機関であった。講は毎年正月に代表者を伊勢神宮に派遣し、正月20日には講中がそろって日野綿向神社に参拝し、後当番の家で会議を開いた。趣意書によればその内容は1. 店々の経営状態、使用人の勤務状態について報告しあうこと、2. 家々の得失利害について論じ、互いに忠告しあうこと、3. 本家主人が身持不行跡の時は衆評の上、駈と諫言をすること等であった。今のところ一家内の結合組織はこの中井家のものしか知られていないが、これに類したものは他の日野商人の間には多かったと思われる。

家憲、家法の形で一家内の統制をはかったものも多い。宮本又次氏はその著「近世商業意識の研究」の中で近江商人の12の家法書を取りあげてその中に見られる体面意識、分限意識、奉公意識等について分析しておられる。この家法書の中には日野商人のものも多く、

日野商人気質を知る上で興味深いのでごく簡単にまとめておこう。

・体面意識

\*のれん、看板、名、株を重んじ仲間づきあいを尊ぶ

\*家業、先祖、陰徳、実意、実体を大切に

・分限意識

\*知足安分、少欲知足

\*仕来尊重、新儀停止—保守的伝統的精神

\*家業尊重—個人より家や家業を重んじる。人よりも家、主人よりも店

・奉公意識

\*外に対するもの 公儀第一、株仲間、仲間のギルド的全体主義、町内のつきあい重視→私利私益の禁、国恩奉謝の精神

\*内に対するもの 忠儀と慈悲、長幼の秩序(←武士階級の主従関係が商人内にも入ってきたもの)

家法、店則にあらわれた商人の意識は以上の通りであるが、これは先に仲間や組合の規約等で見た精神とほとんど同じである。これらの商人意識の底を流れるものは明らかに儒、仏、神の三教が複雑に入り混じった道徳観である。それは保守的、秩序第一的な消極的な面を多くもっているが、反面「町人と申候者は只諸武士の禄を吸収修計にて外に益なき者に御座候、実に無用の穀つぶしにて有之候」(林子平上書第一)\*80と酷評され身分的に虐げられた商人が社会奉仕を重んじ、誠意を大事にしていく中で独自の立場を築いていこうとする激しい決意を表したものと言えよう。

この決意は武士から見れば、まさに田舎から「禄を吸収」にきた「穀つぶし」にほかならなかつた日野商人においてはさらに強かつたと思われる。彼らが「於遠境ハ故郷のもの程大切成無之候」として強い連帯心を何度も誓いあっているのも当然である。

(2) 日野の近世のまちなみと生活

本節では前節で述べた日野商人のふるさと、日野の近世の町勢やまちなみ、建物及びそこで営まれた生活を見ていくことにする。

1. 町勢の変遷

日野の近世の町勢やその変遷を直接知る史料はないので町志そのほかを参考にして町名変遷表(表1-3-1)と人口・家屋数の変遷表(表1-3-2)を作成した。限られた史料によるものであるので十全とは言い難いが、およその見当はつこう。なお以下は仁正寺については触れていない。

表1-3-2によれば日野町は近世初から元禄頃まで家屋数はどんどん減っていったようである。特に慶長7年から13年の間では減少が激しく、大窪町では533軒から287軒とほぼ半減している。また次の60年間でも三町の家屋数は458軒から390軒と約1割5分の減少になっている。しかし18世紀に入ると再び増勢に向かい、宝暦の大火では三町で計1025軒が焼けている。この火事は日野の大部分を焼失させたがなお全部ではなかつたから大火前の家屋数はもっと多かつたに違いない。天明8年には千軒余とあるから大火の約30年後にはほとんど復興していたようである。その後も人口、家屋数は増え続け、弘化2年(1845)には村井で1137人を数えている。しかし近代に入ると人口はじりじりと減少し天保10、11年の村井、大窪の人口がそれぞれ1103人、2878人に



表1-3-1 日野町名変遷表 1 筆者作成

○は天文三年町割と同町名であることを示す。

	天文3年町割	不明 *a	延宝7年1675 *b	正徳5年1715 *c	享保19年頃1734 *d	宝暦6年1756 *e	明和7年1770 *f	天明8年1788 *g	弘化4年1847 *h	大正11年頃1922 *i	備考	
本町通九ヶ町	本町 新町 越川町 柳川町 上大窪町 大窪町* 下大窪町 石原町 松尾町	上,下 ○ 上,下 ○ ○ 大聖寺 上,下 ○ 上,中,下 ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	*j 甲賀大窪より移住する者の町	
北町通九ヶ町	北町 北新町 弓屋町 赤銅町 塗師町 北大窪町 池田町 小谷町 小帝町	上,下 ○ 上,下 ○ 上,下 ○ 上,中,下 小御門町		北上町 北中町 北下町 ○ 愛知川裏	○ 西宮町	○ 越川町裏 上大久保裏 上大久保裏	○ 北中町 北下町	北上 北中町 北下町	○ 北中町 北下町	北上町 北中町 北下町(西宮町)		
南町通九ヶ町	南町 南新町 鉄砲町 白銀町 堅地町 南大窪町 野瀬町 岡本町 麻生町	上,下 ○ 上,下 ○ 上,下 ○ 上,中,下 ○	○ ○ ○ 保知町 ○ 栗屋町 ○ 上野田町	呉服町 鍛冶町 上鍛冶町 上銀町 ○ 下銀町 ○ ○ 上野田町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長嶋町 上鍛冶町 上銀町 ○ ○ 南大久保 保知町 ○ 栗屋町 ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長嶋町 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(上麻生町,下麻生町,上野田町)	
北今町通七ヶ町	北今町 大工町 五反田町 早過町 米搦町 梅屋町 月夜町	○ 上,下 ○ ○ 米屋上之町 米屋下町 ○ 上,下		○ 北下裏町	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○(新町) 大宮西よりここに 移る		
南今町筋七ヶ町	南今町 鍛冶町 別所町 永盤町 仕出町 松屋町 桜木町	今町 ○ 下鍛冶町 ○ 杉野神町 ○ 上 ○ 上,下	下鍛冶町 ○ 杉野神町 ○ ○ ○ 大將軍町	鍛冶今町 ○ 下鍛冶町 ○ 杉野神町 ○ ○ 今町 大將軍町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
内池町通五ヶ町	内池町 双六町 野辺町 青雲町 南田町	○ ○ 上,下 上,下 ○	○ ○ 上ノ段 ○	○ ○ 上ノ段 ○	○ ○ 上段町 ○	○ ○ ○ ○ 上 下青雲町	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	双六村より 腕師移りし後 塗師町とも 言う

表1-3-1 日野町名変遷表 2 筆者作成

○は天文三年町割と同町名であることを示す。

	天文3年町割	不明 *a	延宝7年1675 *b	正徳5年1715 *c	享保19年頃1734 *d	宝暦6年1756 *e	明和7年1770 *f	天明8年1788 *g	弘化4年1847 *h	大正11年頃1922 *i	備考
音羽町通五ヶ町	音羽町 蔵王町 平子町 北川町 北田町	○ ○ 上,下 上,下 ○									
南方二町	清水町 杉柳町	上,下 上,下	○ ○	○ ○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	紺屋町と 言う
村井横町	若草町 横町	○	○		○		○	○	○	○	
大窪横町	野神町 横町		大將軍町 堀端町 永福寺	上大將軍町 大窪裏		堀端町		堀端町		大窪町裏(堀端町)	今の大窪町野神
本辻子四ヶ町	這上り町 河原田町 木津原町 稲田町	○ ○ ○ ○	○	○ 上大窪裏	川原田町	○	○	○	○	○	川原田町(這上り) 川原田町(這上り)
柳川町辻子六ヶ町	河上町 根笹町 木橋町 小橋町 立木町 河下町	○ ○ ○ ○ ○ ○									
大窪辻子二町	磯森町 崎原町	○ ○	玉屋町	玉屋町	玉屋町	玉屋町	玉屋町	玉屋町		玉屋町	
新町越河辻子二ヶ町	一丁 二丁 三丁										
柳川上大窪辻子四ヶ町	一丁 二丁 三丁 四丁	○		大窪裏	御舍利町	御舍利町	御舍利町				上大窪裏(御舍利町)
岡本麻生辻子三ヶ町	一丁 二丁 三丁		野田	野田町	横町	野田町	横町				下岡本町(野田町) 横町
位置不明の町		末屋町 筒屋町									

\*a 日野四組町附一岡崎文書 日野町志(上) p.191  
 \*b 延宝検地帳にある小字名ほか一日野町志(上) p.601,617,629  
 \*c 日野三町絵図一中井文書 日野町志(上) 巻頭  
 \*d 「近江輿地誌略」寒川辰清編  
 \*e 日野町町方大火ノ図 山中家文書  
 \*f 「印札法連名」一日野小学校蔵  
 \*g 「大寄会名前控帳」一日野小学校蔵  
 \*h 小字名一蒲生郡志  
 \*i 蒲生旧跡考



表1-3-2 日野近世人口家屋・変遷表

	村井	大窪	松尾
慶長7 1602	—	724.5匁 533軒	—
慶長13 ①1608	118軒	287軒	53軒
寛文12 1672	390 軒(3町計)		
延宝7 1679	336匁	—	162.75匁
元禄8 1695	321.75匁	—	—
正徳元 1711	326.25匁	761.25匁	—
宝暦6 ②1756	110人 99軒	815人 780軒	330人 146軒
天明8 ③1788	千軒 余(3町計)		
文政9 1826	270匁	—	—
天保10 1839	1103人 302軒	2878人	—
弘化2 1845	1137人	—	—
昭和4 ④1929	1052人 42世帯	2732人 623世帯	860人 182世帯
昭和47 ⑤1972	970人 49世帯	2461人 705世帯	722人 158世帯

\*上表中「匁」とあるのは町家にかかった夫役銀で、近世を通じて

- 本役1軒 銀3匁
  - 半役1軒 銀1匁5分
  - 小半役1軒 銀7分5厘
- ずつ納めたものである。

- ①蒲生旧趾考(綿向神社年表所収)
  - ②宝暦大火で焼失した軒数と御施米を受けた人数で実勢はこれより大きい
  - ③司馬江漢「西遊日記」
  - ④日野町志(中) p.246
  - ⑤日野町役場調べ
- その他は日野町志(上)の検地等の記録による。

対し昭和47年では970人、2461人となっている。

表1-3-1 日野近世町名変遷表からは各町の盛衰や住民の職業の変化等がわかって興味深い。まず第一に気がつくのは城下町時代の節

で述べた通り、北町通り、北今町通り、音羽町通りの町のうち西宮神社以西は近世近代を通じて名前がでてこないことである。これは実際にはこれらの町は建設されなかったからだと考えられる。南町は正徳年間から呉服町となっているがこれは呉服商が多く住むようになったからであろう。しかしこれはこの町で店舗を開いたのではなく日野商人のうち呉服物を扱う者の住居が多くあったからこの名がついたのであろう。南新町が長島町と称されるようになったのは氏郷が伊勢長島の願証寺を陥れた後寺主の子が日野に逃れ、慶長七年にここに願証寺を再興していたからであるという\*81。鉄砲町は元和、寛永以後鉄砲製造を中止したため上鍛冶町と呼ばれるようになったものであろう。また永盤町はb)~f)まで紺屋町となっているが、これはこの期間紺屋が多かったからとみられる。

## 2. 敷地割

次に敷地割を見てみよう。日野町全体の敷地割を知る史料はないが、幸い村井南ノ今町(図1-3-3~1-3-4)\*82と大窪仕手町(図1-3-5~1-3-6)\*83の敷地割を示す史料を得ることができた。

図1-3-3「村井町御役屋舗」は村井が甲府領(徳川綱重)であった時、その御目付衆が1ヶ年4ヶ月ずつ住んだ役宅である\*84。原史料には各々の屋敷割に久左衛門、五兵衛、又左衛門等町人名が記されていること、及び天和2年(1682)は村井が甲府領になってからわずか3年後であることからすれば、この図はこの地域を御役屋舗にするために事前調査をしたものと見られる。この御役屋舗数はその後村井が幕領になると代官竹田喜左衛門が住んでいた\*85。そして正徳2年水口領になって

からは再び町人の手にわたったらしく、それが図1-3-5「南ノ今町新屋敷」である。この図には「右御役屋敷検地の絵図此度写置 寛政三亥年(1791)五月改」と添書がある。

さてこの両図によれば各屋敷の間口は少しずつ異なっているが、南北両面とも平均6間3尺である。ただし天和2年の図の北側の狭い間口の2戸は明らかに1戸分を2つに分割したものであるのでここでは1戸として取り扱った。奥行は天和2年で南行10.6間、北行8.2間、寛政3年で南行12.2間、北行9.6間でその平均面積は天和2年で南側70坪、北側56坪、寛政3年で南側79坪、北側62坪である。これは近江八幡の平均間口4.5間、奥行20~23間、面積90~104坪\*86と比べると、間口は大きいと奥行は半分以下となっている。このように南ノ今町の敷地割、特に奥行方向はかなり小さいがこれは日野町内でもやや特殊と考えられる。南ノ今町通りの一筋北、長嶋町通りまでの南北間は平均して30間ある、それを二分してつくられる一戸の奥行は当然15間程度に

なるはずである。南へ奥行が小さいのは旧日野川の崖になっているからである。

図1-3-9は後述するように宝暦6年頃の村井仕手町のまちなみの図であり、図1-3-10はその内容を明治初の地籍図を参考にしながら現状地図の上ののせ、モデル化したものである。細かい実線は地籍図に記載された敷地割の間口や奥行、面積を大きく変えずに長方形に直したものである。この図によれば仕手町の南側は東西160m余の間に10戸あり、その平均間口は約9間である。北側は150m余に対して9戸で平均間口は約9.3間である。奥行は南行で約23間、北行で約25間である。したがって平均面積はいずれも200坪を越え、南ノ今町の3倍以上、近江八幡の2倍以上となっている。

このように日野町の敷地割は場所によってかなり異なっていて特に定形というものは無いようである。ただ間口に対して奥行が1.5~2.5倍と長く、京都や近江八幡と同じくうなぎの寝床式になっていることは指摘できる。

図1-3-3 村井町御役屋舗(天和2年 1682)

図1-3-4 同左読み下し

— 村井新町 西田礼三家文書

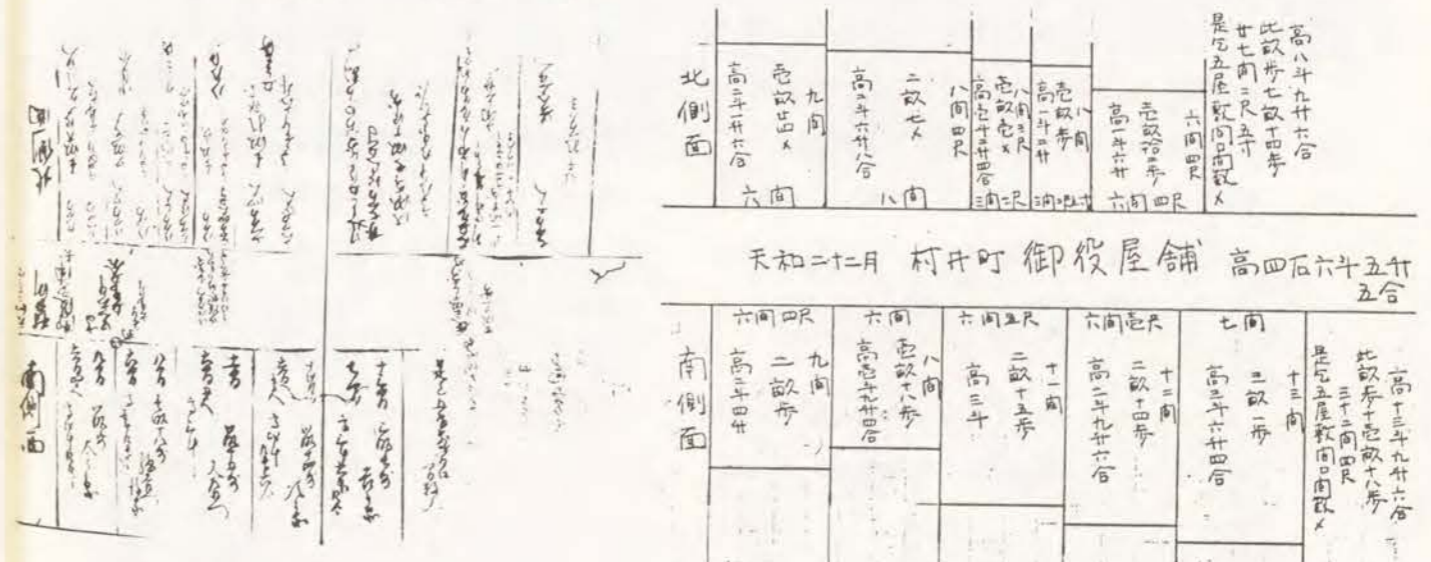
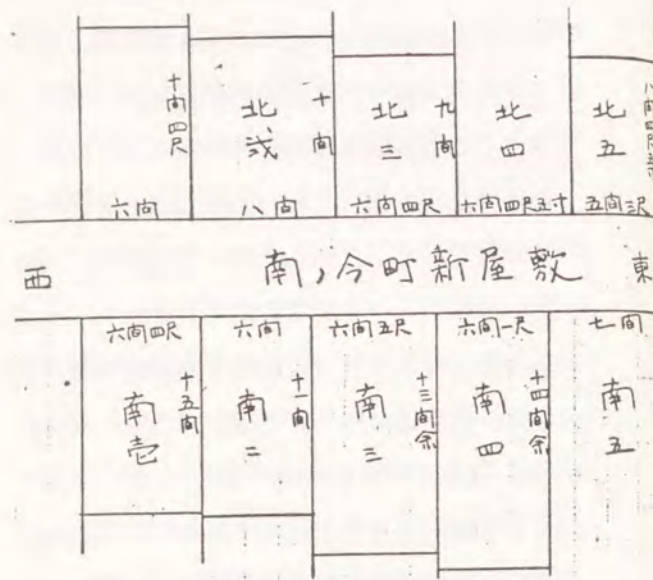




図1-3-5 「南ノ今町新屋敷」(元和2年 1616) 図1-3-6 同左読み下し



3. 日野の近世民家とまちなみ

日野の現在のまちなみ景観を構成する民家のほとんどすべては宝暦以降に建設されたものである。というのは日野町は宝暦6年12月に大火に見舞われ、図1-3-7\*87のように町域の大部分が焼けてしまったからである。線で囲まれている地域が焼失した区域で、市街地のほとんどすべてが焼失したことがわかる。同図によれば大火の様子は次のようだった。

宝暦六年子ノ十二月十八日長嶋町寺前風呂場ヨリ出火。南大風ニテ西之宮町江焼貫ケ夫ヨリ東大風ニ変シ東ハ横町、南ハ清雲、北ハ玉屋町、西ハ林村不残焼失。上野田村シデノ木テ火留ル前代未聞ノ大風ニテ其夜明方マデ暫時ニ焼失ス。去明方前ヨリ至極ノ大雨也。十二月晦日夜七ツ過駿州店\*88ヲ出立ニテ帰国後正月十日頃マデ焼失之土蔵江火有テ煙立上ル

そしてこの時の焼失家屋は表家だけで1,059軒、寺9ヶ寺、焼蔵200、総棟数は8~9,000\*89だったという。まことにすさまじい大火ではあったが、またこれはその頃の日野の盛ん

な町勢をよく示している。そしてこの時「日野町町方大火絵図」-図1-3-7 を描いた山中兵右衛門祐元は同時に「当町宝暦六年子十二月十八日焼失前此町之絵図」-図1-3-8、「宝暦六年十二月十八日大變前ノ図」-図1-3-9のような当時のまちなみや家屋の様子を克明に記した図も残している。

まず図1-3-9から当時のまちなみや家屋の特色を見てゆく。この図をもとに図1-3-10のモデル図も作成した。

①まちなみ

まちなみの特色としては、まず通りに面してすべての家が塀や垣を持っていることがあげられる。この塀や垣は主屋のザシキ部分をカバーし、その間は前裁になっていて見越しの松をはじめ桜、椿、桃、木犀、桂などが各戸のシンボルとして植えられている。このような、主屋が通りより後退した配置は大火以後も継承され、天明8年(1788)に日野を訪れた司馬江漢は「さて日野と云ふ處に至るに、此処は家並びてあれども前は正木の生垣にして少し引込みて見世の様子あり」\*90と

図1-3-7「日野町方大火絵図」宝暦7年 山中兵右衛門祐元筆-山中家文書

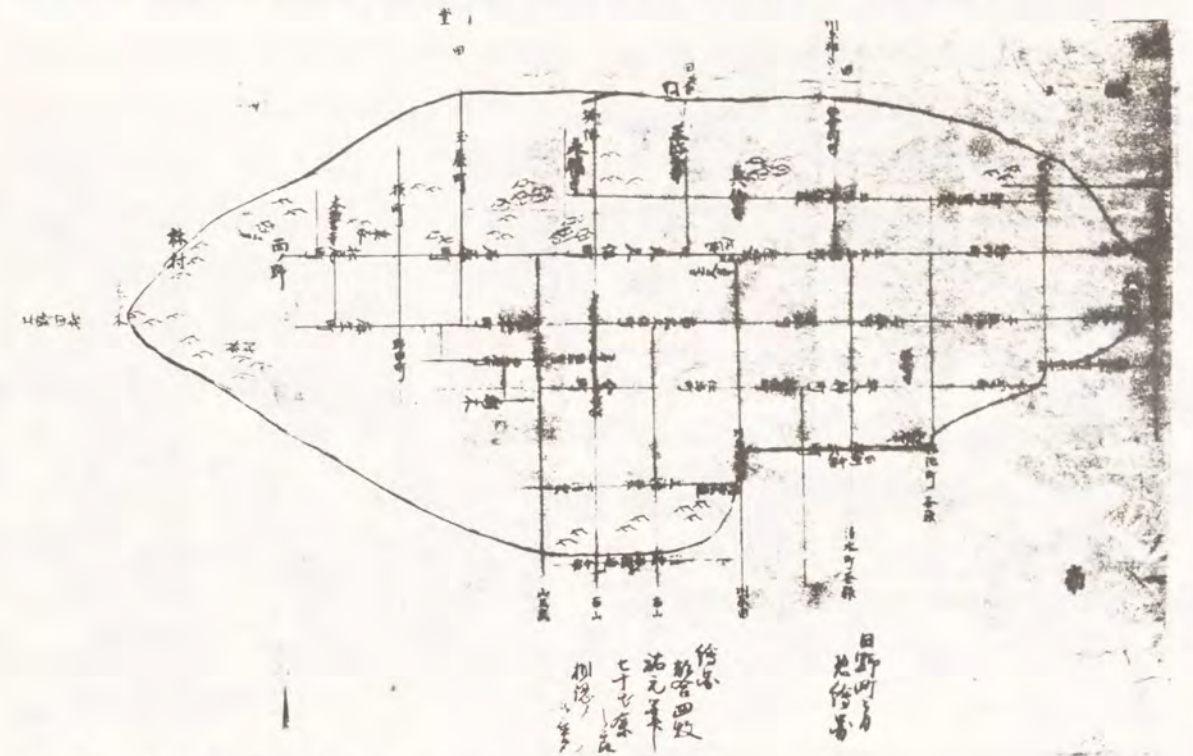


図1-3-8 宝暦6年の日野大火による焼失範囲

図1-3-7及び日野町教育委員会「日野曳山調査報告書」P.58より作成



日野のまちなみを述べている。このまちなみを構成する家々はほとんど住宅で、店舗は「材木見世」、「木ヤノ見世」、「油見世」の3軒であった。また酒造家も一軒あって大きな白塗りの酒蔵を通りに見せている。このほか南側の並びに借家が4軒ある。いずれも

1~2室の小家である。

次に家屋について見てみよう。主屋の屋根はほとんど草葺きで瓦葺きはわずか一軒、板葺きも一軒だけである。瓦葺きは村井の上ノ銀町で大火後2、3軒残っているし、村井新町では今も電柱工事の際宝暦の大火で焼け



図1-3-9 「当町宝暦六年子十二月十八日焼失前此町之絵図」一宝暦7年

山中兵衛門祐元画一山中家文書（部分）

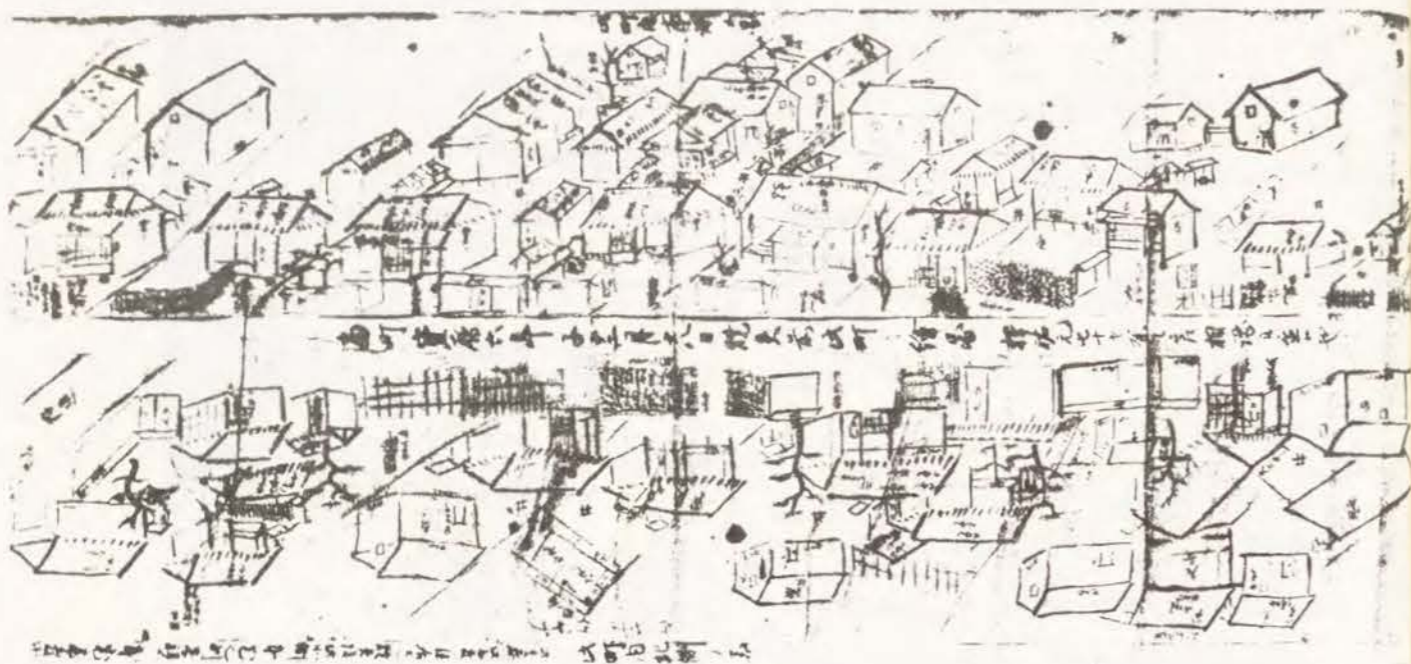
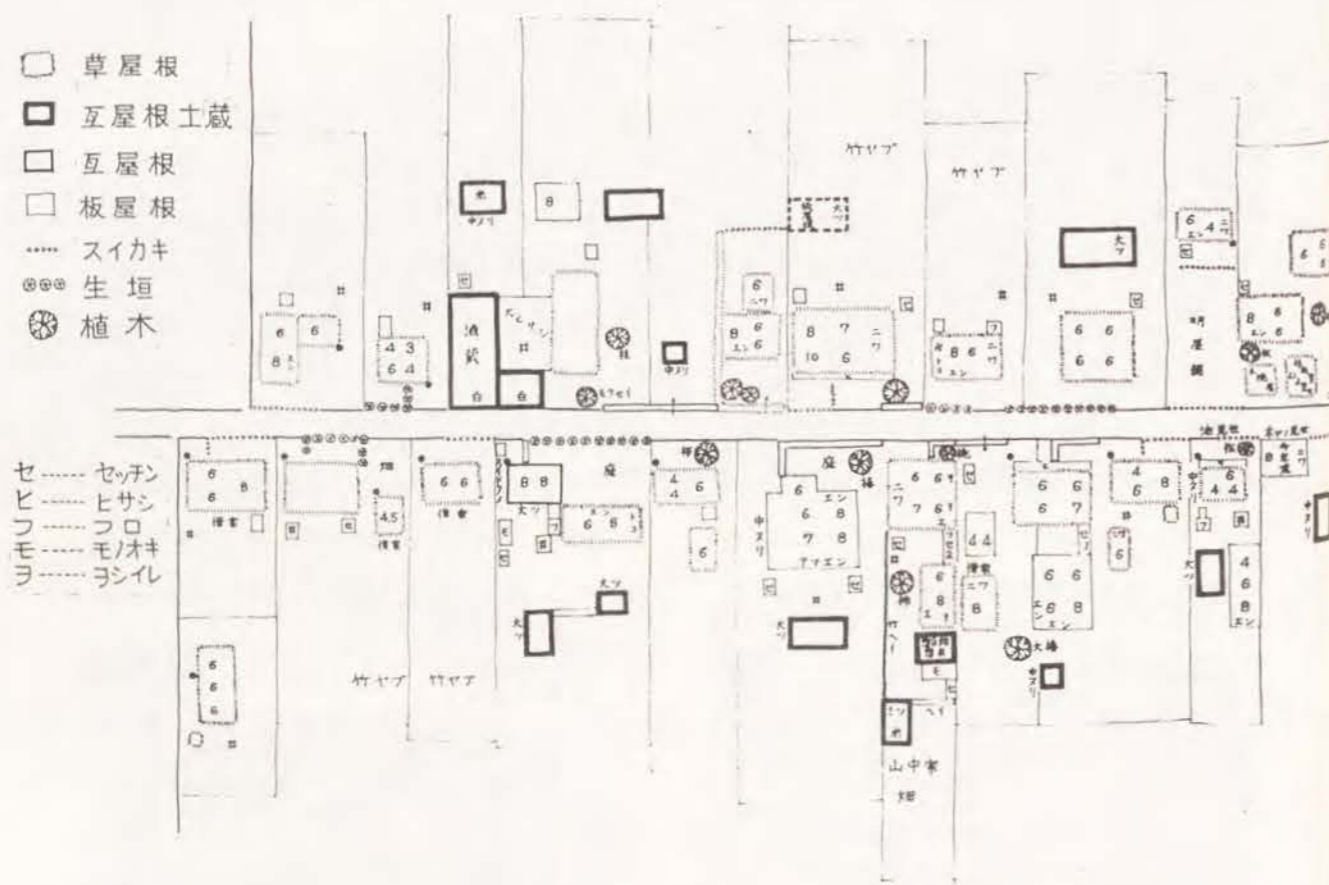


図1-3-10 図1-3-9の説明図（全体）



たと思われる瓦がでてくるから宝暦の頃には町内各所に瓦屋根の建物が点在していたと思われる。屋敷の奥の方に置かれている大小の土蔵は「板屋根」等と記されていない限り瓦屋根だったと思われる。そして日野大火の記録に「火元佐右衛門蔵屋根二重屋根・・・」\*91とあるから、仕手町の蔵もいくつかは二重屋根（焼きおとしと呼ばれる）だったかもしれない。

各戸の主屋の規模は大小さまざまであるが概ね2~4室で、後に見るような十数室もある大規模な家はない。主屋はほとんどが平入りで入り口は向かって右の端にあり、戸口は現在の家と同様半間~1間引っ込んでいる。入り口を入ると通り土間（ニワ）が続いている。この通り土間に接して1または2室があるが、これらは奥の座敷部分と同じか、やや小さい。離れを持つ家も数戸見られる。

②民家

図1-3-11, 12 は同じく宝暦大火で焼失前の山中家の平面図である。山中家はこの頃すでに御殿場に出店を持つ日野商人であって、これはその本宅である。この図によれば主屋は6, 6, 7, 6畳の田の字型の四室で構成されている。オクノマ（ザシキ）には袋棚はあるが床はまだない（前述の仕手町のまちなみの図では2戸が床を持っている）。オクノマの前は前栽で桃の木が植えられ、瓦屋根の塀で囲われている。デノマ前面には格子が入っている。また通り土間には大釜やクド、ハシリが両側に並べられている。離れは8, 6畳の2室で構成され、奥がザシキであるがここにも床はない。また母屋と離れはツタイエンで結ばれ、それには風呂やセッチン、二畳の小室がくっついている。屋敷の奥には2つの

蔵がある。そのうちのひとつには味噌桶やカラ臼がおかれ、米蔵も見える。この裏は畑となって南の清雲町に続いている。そして屋敷全体は畑を除いて建物や塀で囲まれて、出入りは表と裏の二つの開口部からしかできない。

この山中家の家屋は図1-3-11, 12でわかるように中規模の建物であるが、これとほぼ同規模で宝暦以後の家屋がどのような構成を持っていたかを見てみよう。図1-3-13は天保15年（1844）の正野みね家の平面図\*92である。この図はその頃盛んに行われた家相判断のために描かれたもので、図中各方位に線を引き吉凶を占っている。この図を見ると第一に気づくのは山中家のプランと基本的にはほとんど同じであることである。主屋と離れ、蔵の配置法は全く同じと言ってよい。しかし細部には少しずつ異なる点もある。まず屋敷前面は坂塀ですべておおわれ、山中家に比べていっそう閉鎖的になっている。オクノマの前庭とデノマの前庭の間を塀で区切っているのは同じである。主屋はオクノマ、ヘヤの部分が8畳敷きとやや大きくなっているほか、床や仏間が設けられている。通り土間が大きいのも特色でクドやオオガマがあり、井戸もひと続きの屋根の下に置かれて便利になっている。また注目したいのは中仕切が現れていることで、これはオクノマが床などの本格的な座敷飾りを設け接客空間としての形式を整えたのに呼応して住空間においておもてとうら、すなわちハレとケをはっきり意識しはじめた証拠と考えられる。庭の北西隅の三畳間は現在の日野の民家にも多く見られるが、使用人の部屋であったと思われる。離れは8, 6畳の構成で山中家と同じであるがここにも床が設けられている。母屋と離れの接合部に3畳の



図1-3-11 山中家平面図—「宝暦六十二月十八日大変前ノ図」山中家文書

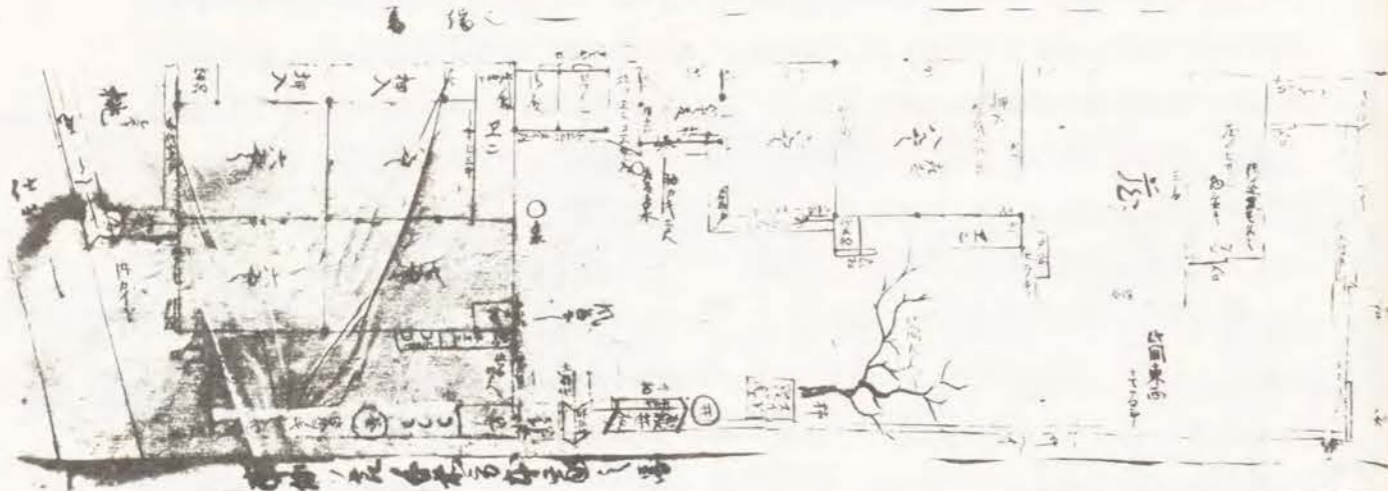
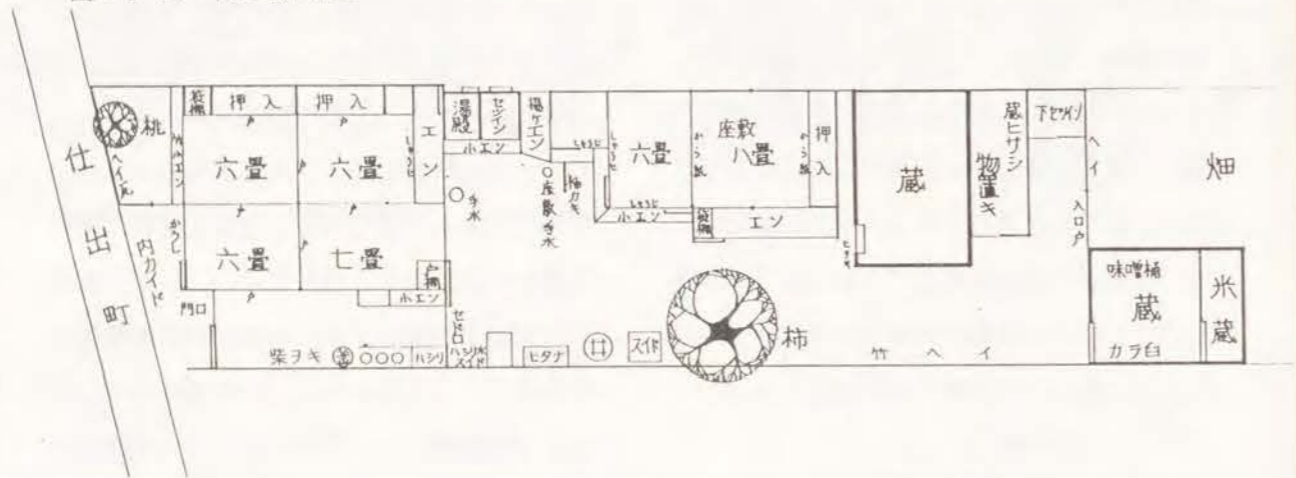


図1-3-12 同上説明図



小室があるがこれは髪結部屋と呼ばれナンドや化粧室として使われたであろう。以上のように正野家は山中家に比べて全体にやや大きくなり、居住空間として快適なものになっている。様式的にもより完成して現在日野に見られる美しいまちなみの一部となっている。

最後に日野最大の豪商、中井源左衛門家の日野本宅の平面の特色及びその変遷に触れてみよう。とりあげる平面は

- ①宝暦年間と伝えられるもの—図1-3-14
  - ②安永8年(1779)のもの—図1-3-15
  - ③天保14年(1843)のもの—図1-3-16
- \*93の3つである。このうち②の安永8年のものが一番詳しく記されているのでこれを中心

にしてその前後のプランを見てゆくことにする。

中井家の特徴はまず規模が巨大であることで、敷地は表通り指渡11間半、奥行23間半5寸ある。部屋数は大小あわせて13~4室に及ぶ。これは喜多川守貞の言う巨戸にあたる。

さて、②を見ると表通りに面して向かって左(南)から玄関通門、本家門口と路次門の3つの出入口がある。中規模の家屋にみられた塀や前栽はない。玄関入り口は来客用で広き庭を通過して1間半幅のりっぱな敷台に達する。敷台を上がり玄関6畳を奥へ進むと7畳、4.5畳の次の間があって二つの座敷に達する。奥の座敷はアカリ床、床、袋棚を備え格式高

図1-3-13 正野家平面図(天保5年1844)—正野雄三氏蔵

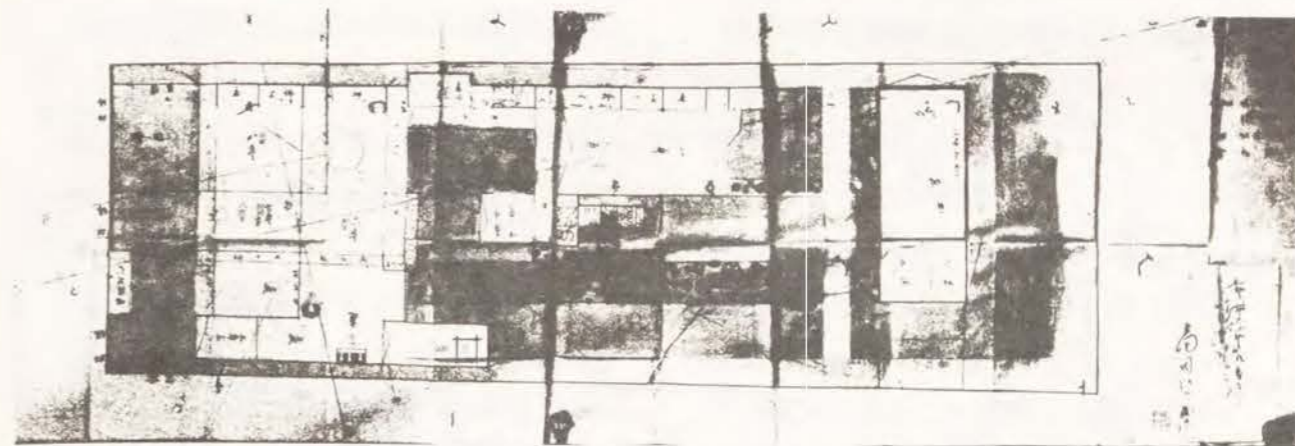


図1-3-14 中井家平面図(伝宝暦年間)—滋賀大学資料館蔵の図面より作図

図1-3-1 中井家平面図(安永8年1779)—江頭恒治「中井家の研究」p.970

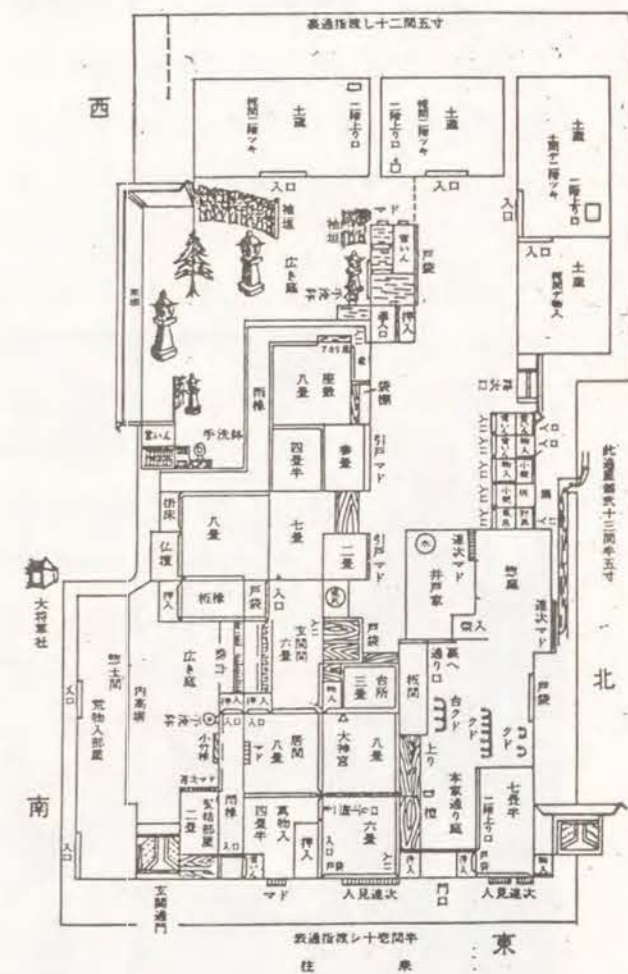
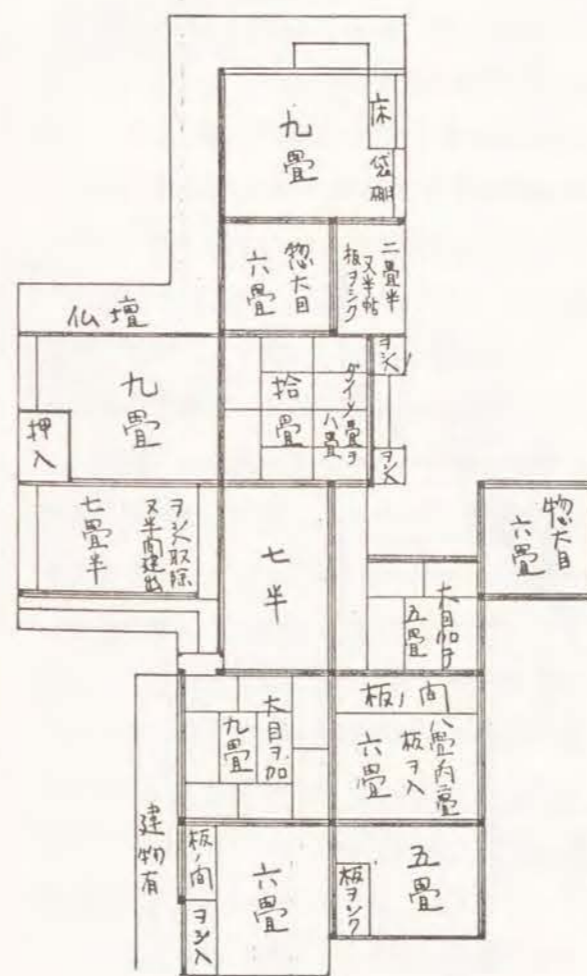
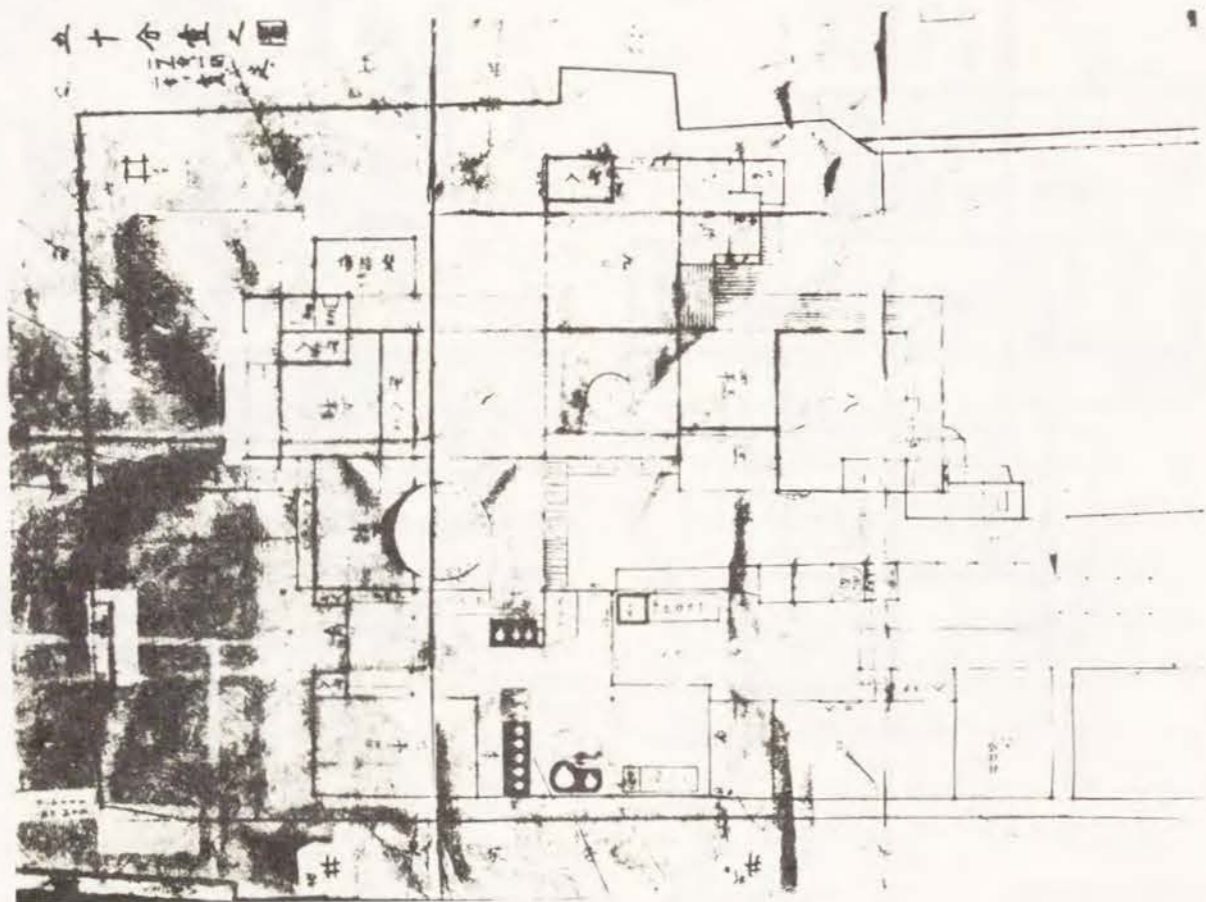




図1-3-16 中井家平面図（天保14年1843） - 滋賀大学資料館蔵 中井家文書



図1-3-17 中井家平面図（明治7年 1874） - 滋賀大学資料館蔵 中井家文書



いものである。座敷に面して庭が広がりここは遣水が設けられ、色々な草木が植え込まれている。またいくつかの石灯籠や袖垣が風趣を盛り上げている。司馬江漢はこの庭について「日も暮れば庭の石灯籠をとぼして龍吐水にて庭に水を掛け、...」\*94と記している。①は部屋部分しか記入されていないので詳細はわからないが座敷につながる部分は敷き台が狭いことと大目畳を敷いてあるほかはそれほど変化はない。③では玄関入り口であった部分に敷地いっぱいまで部屋ができていて、玄関入り口はなくなっている。敷台も縁に変わっている。しかし奥の庭は築山がつけられ枯山水がしつらえてあって②よりさらにりっばになっている。②の表通りに近い6, 4, 5, 8, 8の4室は本家主人やその家族が日常に利用していた奥向きの部分で、出入は本家門口からしたものだろう。①③についても同様である。また①には見られないが②③では本家門口の右（北）側に7.5畳の部屋がある。これは先に正野家で見た玄関脇の三畳間に相当し、使用人の居室にあてられたものであろう。②③の通り庭には多くのクドが見られるが、本家に住んでいた人数は少ないから日常はその極く一部しか使われなかったと考えられる。また③ではおもてのデノマとその奥のダイドコロの境の通り庭に中仕切があるが②には見られない。これは奥向の居室部分をさらに表と奥に分け格式づけたものである。通り庭の奥は②では多くの便所があり、通り庭のクドの多さに対応している。③ではこの部分は物入れや部屋となっている。また②で井戸家となっていた部分も居室化している。裏庭のさらに奥はいくつも大きな土蔵が並んでいる。なお表通りに面する部分は二階があった。

このように中井家は中規模家屋でみた「表と裏」の格式意識がさらに強められ、家の全体構成がザシキ部分を中心になされていることが注目される。

#### 4. 日野近世の生活

近世の日野は非常に静かな町だったと思われる。日野では近世、日野商人として全国の出店に勤めに出たり行商に歩いた者はおびただしい数にのぼったので青壮年の男子はかなり少なかった。彼ら日野商人の妻は「関東後家」と言われるように一年のほとんどすべての日を夫なしでひっそりと送っていた。日野の民家が扉をめぐる閉鎖的な構成を持っているのも幼い子供をかかえての心細い生活から自然に出てきたものであろう。大商人と言われた中井家の本宅なども普段は人の出入りは少なく、ひっそりとしていたようだ。江漢は天明8年(1788)に中井家を訪れ、「家内を見れば人も少なく、然し家は善き普請にて、金持とは見えれど、是れは困りたる所へ参りたると思ひ」\*95と述べている。江漢としては「一代に三十万両の金持に成りたる人」の本拠であるから大きな店があり、売り手買い手でにぎわっていると予想していたから驚いてしまったのであろう。この夜江漢の休んだ夜具は緞子、蚊帳は萌葱の紗、縁は緋縮緬\*96という豪華なものだった。

日野に本宅を構える店持商人の中には書画や和歌、俳句、詩文など趣味の道に入る者も多かった。中井家の分家、中井正治右衛門は京都店で蹴鞠を楽しんだという。江漢が「此處は一体人の利口なる所にて画など描く者数々あり」\*97と言っているように、これは単に経済的に余裕ができた日野商人たちが手なぐさみとしてはじめたものだけではないようで



ある。画の高田敬輔、俳句の荒川祇川など秀でた画人、俳人は多い。

また日野人のこうした趣味を解する心と富裕を頼って多くの文人、画人が日野を訪れた。すでに述べてきた司馬江漢がそうであるし、そのほか山中家に鹽川文麟、門坂家へ石川雅望など、日野を訪れた人々は枚挙に暇がない。彼らは時に何ヶ月も日野商人の本宅に留まり多くの書画をしたためた。そしてまた日野商人は各地で書画を買い求めたため、日野には多くの書画が集まり「日本四ヶ所の書画流行地」の一つ\*98と称せられるほどであった。

こうして近世の日野は山間の一小町場にもかかわらず「会津は日野の植民地」と言われたように日野商人の本拠として全国から富と情報を集め、また文化的にも秀でた町として特異な発展を続けていた。

#### 1-4 近代の日野

##### (1) 近代の日野と日野商人の動向

近世を通じて多少の波はあってもほぼ順調に成長してきた日野商人も幕末から維新初期にかけて大打撃を受けた。関東や東北に散らばっていた多くの出店は戦乱に乗じた暴徒の来襲を受け、また商品の値段も急落して大きな損失をこうむった。さらにこの混乱によって債権の回収が不可能になったものも多く、たとえば中井源左衛門家では仙台藩への貸し金のうち15万両という莫大な金が返却されなかったし、このほか藩士、商人等への貸し金も回収不能になって大打撃を受けた\*99。さらに維新政府は当面の財政困難を打開するため全国の富裕商人から「会計基金」と称して計300万両の調達を決定し、全国で供出をせまった\*100ため商人達は重なる負担に苦しんだ。

この救済の意味もあってか、政府は明治2年、通商社、為替会社の設立を計画、商業資本の合同によって商業の発展を図ることにした。これによって翌3年、日野にも通商社が開かれたが、これは何の成果を挙げることもなく数年後には解散に至った。それは彼らが共同経営を嫌い、従来どうりの個人的経営法を墨守したためだと言う。彼らは奉公、体面、分限の意識を持ち続け、経営において保守的、秘传的、体験的要素を尊重する態度をくずさなかったのである\*101。

しかし彼らの身につけていた旧来の商法も士族などのにわか商法には十分太刀打ちできたため、彼らは維新前後の打撃から次第に立ち直って再び出店を増やすようになった。ところが日清戦争頃から士族の一部(五代友厚、渋沢栄一ら)が実業家として勢力を伸ばしはじめたため、彼ら旧来の商人は次第に圧迫されるようになった\*102。

では近代になってからの日野商人の動きはどうであったろうか。まず出店数の推移をみよう。

(1)	近世末	117 (開店総数)
(2)	明治39年	274 (実数)
(3)	昭和5年	189 (〃)

\* 昭和5年の総戸数1498戸  
(1, (3) 日野町志(中)  
(2) 牧野新之助「日野商人の発達」より

上表を見ると近世に開店された出店が合計117店であるのに対し、明治39年には274店と倍以上になっているのがわかる。これは日野商人が維新前後の打撃や全般的な経営環境の悪化にもかかわらずよく努力したことを示している。しかし昭和5年には189店と3割以上の減少をみている。この日野商人の衰退は

下記の表の商業戸数の変化からも読みとれる。すなわち明治11年、大正9年では三町とも商業戸数が非常に多く、特に大窪町は500戸を越え、総戸数の90%近くに達しているが、大正14年には210戸、34.3%と激減している。松尾も半以下になっている。

	明治11年 (1)	大正9年 (2)	大正14年 (3)
村井	50戸 (≥20%)	50戸 (21.6%)	41戸 (17.1%)
大窪	504戸 (≥%)	503戸 (87.0%)	210戸 (34.3%)
松尾	62戸 (≥30%)	63戸 (34.8%)	28戸 (15.9%)

下欄( )内は各町の総戸数に対する商業戸数の比  
(1), (3)は滋賀県市町村沿革史, (2)は蒲生郡志巻5 p. 876より

ところで前述のように、日野商人の出店の店員はほとんどが日野出身者でしかも男子ばかりであるから当然故郷の日野では女子の人口が男子の人口よりも多くなっているはずである。したがって日野における男子と女子の人口差を比べてみればある程度日野商人の盛衰がつかめる。ここでは次の表のように大正8年と昭和5年の人口をとってこれを試みた。次表によれば現住の女子の人口と男子の人口には大きな差が見られる。一般に女子の人口は男子のそれより若干大きいからこの差がすべて男子の「お店行き」によるものというわけではないが、大部分はそうであると考えてよい。表では大正8年から昭和5年の間人口が増加しているのにもかかわらず男女の現住人口の差は小さくなっている。これは明らかに日野商人の商業活動が大正8年から昭和5年にかけて衰えたことを示している。しかし

それにしてもこの差は大正8年で698人、昭和5年で524人と非常に多い。この時の総戸数が1,022戸、1,097戸であるからほぼ2戸に1人が出稼ぎに出かけていたこととなり、きわめて特殊な就業形態を示している。

地域	年代	本籍人口		現住人口		b-a
		男	女	男 a	女 b	
村井	大正8年	727	726	500	670	170
	昭和5年	725	754	483	624	141
大窪	大正8年	1858	1861	1185	1548	363
	昭和5年	1914	1955	1265	1539	274
松尾	大正8年	513	513	319	484	165
	昭和5年	515	533	392	501	109

注 日野町全体の人口等  
大正8年 - 蒲生郡志4 p. 684より  
現住人口 4706人 b-a 698人  
昭和5年 - 日野町志中巻p. 247より  
現住人口 4804人 b-a 524人

##### (2) 近代の日野のまちなみと民家

次に明治に入ってからの日野のまちなみと民家をみてみよう。図1-4-2は大窪の清水町の明治18年当時の民家とまちなみの図である。これは同年の清水町の「建家明細取調書\*103」に収録されている30戸の平面図と一つの山蔵の平面図のうち、西端部の8戸を除いて地籍図を参照にしながら地図上に配列したものである。なお清水町は大窪の南端に位置し、南の境界は旧日野川の崖になっている。清水町の名はこの町内で清水が湧くことから名づけられたと言う。図1-4-2と宝暦のまちなみの図を比較してまず言えることは、各戸の規模が全体に大きくなっていることである。次頁の表は1戸あたりの居室数を比較したものであるが、これによれば宝暦6年では3室、4室が多く1戸あたり平均3.5室であるが、明治18年では4室、5室が多くなって平均4.8室となっている。そのほか土蔵や小家等の付属屋



も多くなっている。

室数	1	2	3	4	5	6	7	計
宝暦6	3	4	5	7	1	2	1**	23
天明18年	0	3	3	6	5	3	2**	22

\*\* 10室 1戸 \*\* 8室及び15室 各1戸

各戸が通りに面して前栽を持ち、主屋は少し奥に入っているのは従来通りであるが、前塀を囲む塀はほとんど板塀または土塀（ただし寺院にあるような厚いものではなく、真壁式の塀）となっている。しかもその塀はオクノマ前面だけでなく、通りに面する前面をおおっている邸宅風のものも多く、より閉鎖性を強めている。門口の脇に小室を設ける手法も多用されるようになってきている。この小室は居室に使われるほか、土蔵、モノ入れ、井戸家など様々に変化しているが、なかには「ヤキモノヤ」となっているものも見られる。各室の構成法は宝暦時代と大差がなく四室以上の住戸ではやはり田の字型を基本にしている。

このように日野の民家は近世中頃にその様式の萌芽を見、近世末から近代初にかけてほぼ一定の形に到達した。そして現在の日野の美しいまちなみを構成しているのはこれらの建物にほかならない。

次に大規模な民家がどうなっていたかを見てみよう。

図1-3-17は中井源左衛門家の明治7年の平面図である。表題に「家相安寧図」とあるようにこれも家相判断のために作成されたものである。

この図に描かれた平面ではザシキ部分は仏間が大きくなったほかは天保のものと同様かわっていない。しかし居室部分は大きな改築がなされたらしく、表通り一列の室がな

いほか、ザシキと居室の結合部の部屋もなくなっている。この改築によってこれまで室が直接通りに面していた中井家も他の日野の民家と同じように前面に塀をめぐるし門を設けるようになった。そしてデノマとオクノマの境の塀がつけられた。このように他の日野の民家が一つの様式に統一されるにつれて、はじめ特異な平面を持っていた中井家も日野民家の型に次第に近づいている。

さて最後に見るのは大規模な店舗付き住宅である。図1-4-1に示すのは正野玄三家の明治14年の平面図である。正野玄三家は前述のように元禄の頃、日野ではじめて合葉の製造に成功し、行商の日野商人にかっこうの商品を提供した家である。その後合葉製造は日野商人の発展とともに盛んになり、正野玄三家は日野商人の中でも特に富裕な者の一人となった。ただほかの商人と違うのは正野家は出店をもつほか日野にも店舗をかまえていたことである。そのためその本宅は店の部分を持った日野では特殊なプランとなっている。

図によればその屋敷は表間口12丈8尺5寸、奥行14丈余という巨大なものである。表通りに面してザシキにつながる大きな「門口」と「店門口」の2つの入り口があり、店の前面は格子、その他は塀になっている。門口を入ると一間半幅の式台があり、その奥に8畳の次の間、3畳の床の間付きという豪華なザシキが続いている。このザシキは広い庭に面している。

店は土間をはさんで両側にミセノ間がならんでいる。店を通り抜けると居室部で奥向きの玄関が設けられている。居室部は6室からなりへやは泉水、築山のある小庭に面している。このほか屋敷の西部には大きな離れがあ

り、更にその北には二室からなる茶室がおかれている。また屋敷の北辺には蔵が4つ並んでいる。

このように正野家は巨大とも言うべき規模と構成をもっており日野商人の財力のほどをよく示しているが、注目されるのはザシキ等

の表部分、居室部の奥向き部分、店の営業部分と各部がはっきり分離され、しかもザシキ部分が屋敷の約半分を占めるという、きわめて強い格式的構成になっていることである。これは中井家の京都分家のプランとも共通している\*104。

図1-4-1 正野玄三家平面図（明治14年 1881）正野家蔵

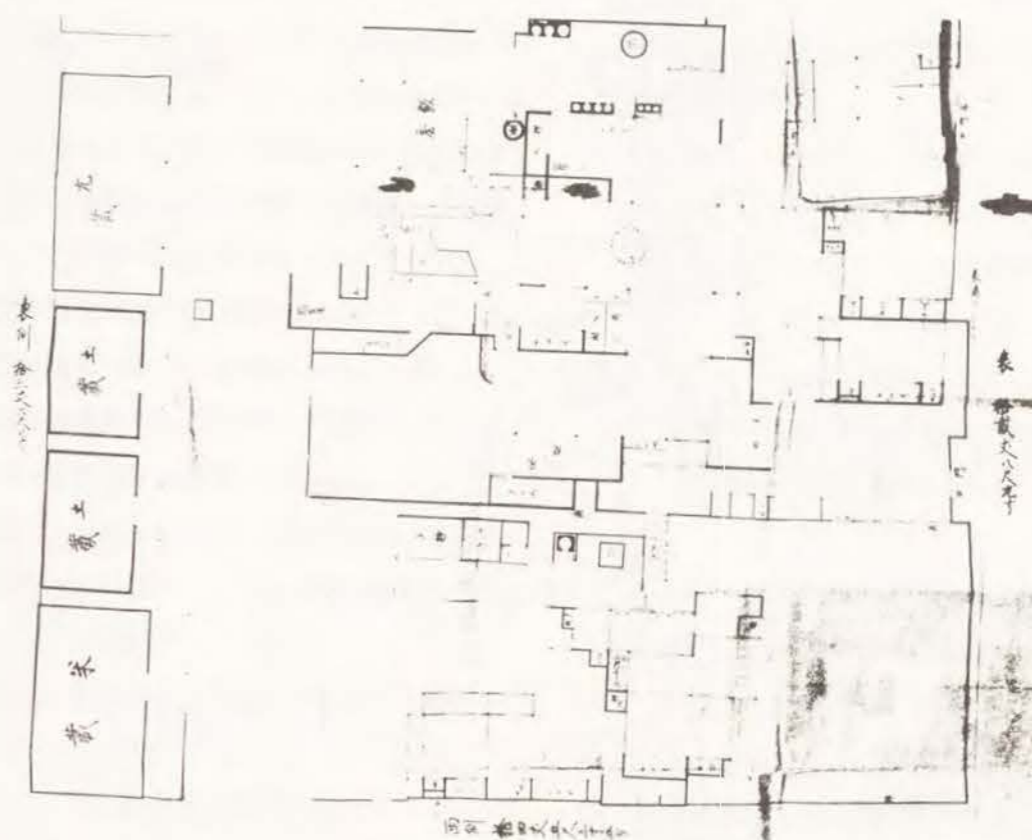




図1-4-2 清水町の明治18年の平面図—清水町久田氏蔵「建家明細取調書」より作成



## 第2節 日野のまちなみと民家の現状調査

### 2-1 日野のまちなみの現状

#### 1972年と1993年の比較

日野には今も日野商人の本宅のまちなみが残されている。しかしその本宅群の保全の状況や分布等の実態はほとんど明らかにされていない。早急に綿密な調査がなされ、それに基づいて保全計画の立案と実施がなされる必要があるが、ここではそのための基礎的作業として次の調査をおこなった。なお調査は日野三町—村井、大窪、松尾を対象に昭和47年（1972）8月及び平成5年（1993）5月に実施し、この間の変化を比較した。

- 1) 建物保存度別分布調査 図2-1-1①, ②
- 2) 建物構造別建て替え調査 図2-1-2②
- 3) 建物外観類型別分布調査 図2-1-3①
- 4) 塀の種類別分布調査 図2-1-4①, ②

また、まちなみのよく保全されている例として村井新町北側のまちなみの連続写真を作成した。—写真2-1-1 ①

なお、①は1972年調査、②は1993年調査を示す。

#### (1) 建物保存度別分布

ここでいう保存度とはそれぞれの建物が建設当初の状態からどの程度変更、改造されているか、すなわち当初の形をどの程度保存しているかを次の基準にしたがって段階づけるものである。これは建物の建造年代や質の良悪（材料、施工、デザイン）には左右されない\*105。調査は日野三町の道路から望み得るすべての建物について行った。

#### 保存度の基準

- (1) 当初の状態をよく残し、その地区のまちなみの特色をつくるのに役だっているもの

(2) 建物の一部は改変されているが伝統的様式をくずしていないもの—窓の格子の一部がガラスになっている、壁の一部が合成化粧板になっている、塀だけがなくなっているなど。

(3) 建物の半分以上が改変されてまちなみの特色をかなり乱しているもの—格子がほとんどない、壁や出入口に合板等がかなり使用されているなど。

(4) 改造が激しくフレームだけが当初の形をとどめているもの—建物外側の大部分が鉄板、合板、モルタルなどで仕上げられ伝統的様式はフレームだけにしか残っていないもの。

(5) R. C造、鉄骨造、または木造であっても全く伝統的様式の建物と異なる外観を持ち、まちなみ景観の美をこわしているもの。

図2-1-1-①は昭和47年の調査結果のうち、保存度(1)、(2)の建物の分布を示したものである。これによれば保存度(1)の建築当初の状態をよく保全しているものが非常に多いことがわかる。保存度(1)の建物は全町にほぼ均等に分布しているが、特に多いのは岡本町、清水町、村井新町及び永繁町である。町の南西部及び西宮神社以西の大窪、松尾の北部ではほとんどみられない。保存度(2)の分布も(1)の分布とほぼ同じ傾向を示している。

注目されるのはこうした保存度の良い建物はほかの建物と比べてやや大規模であることである。大きな建物はそれ相応に材料も施工も良いから修理や改造の必要性が少なかったからであろう。

図2-1-1-②は平成5年の調査結果である。



①と②の保存度別棟数を比較すると、下表となる。

	1972年①	1993年②	②/①
保存度(1)	232棟	160棟	0.69
保存度(2)	250棟	101棟	0.40
合計	482棟	271棟	0.56

これによれば、この21年間に伝統的な外観を持っていた保存度(1)の建物が棟数で7割弱となり、一部改変部分があるものの伝統的様式をくずしていない保存度(2)の建物が半分以上の4割に減ってしまった。一部改造されると愛着が薄くなるなどによって、建て替えが進むのであろうか。全体では保存度が良い建物は以前の56%に減っている。確かに現在の日野は伝統的な建物の連坦しているところが少なくなり、魅力が薄れてつつある。

図2-1-2はこの21年間で建て替えられた建物の分布を示す。驚くほど多くの建物が建て替わっている。このうち、水色は木造瓦葺建物、黒色はその他のR.C.造、鉄骨造等の建物を示す。黒色建物の内、小規模のものはプレファブ住宅が多い。

#### (2) 建物外観類型別分布

日野の伝統的様式の民家の特徴づけるものは主に切屋根、高い塀、白壁の土蔵である。切屋根と呼ばれるのは、平屋ではあるが屋根を二枚重ね、上の屋根の軒まわりはすべて白しっくい塗りまわしたものを言い、日野商人の中でも番頭級以上の者の家のみがこの手法を使ったという。そのため日野の伝統的様式の家でも普通の一枚屋根の家も少なくない。

この調査では日野三町の道路から望み得るすべての家屋を

##### a. 邸宅風家屋

- b. 切屋根式家屋
- c. 一枚屋根式家屋
- d. 高二階式家屋
- e. 草葺家屋
- f. 社寺とその付属屋
- g. その他

の7つに分け、それぞれの分布を調べた。図2-1-3ではこのうちa, b, e, fについて示した。

##### a. 邸宅風家屋

邸宅風家屋とは敷地前面を板塀や壁付き塀で囲み、門を構えているものをさす。規模は他の型の家屋に比べて総じて大きく白壁の土蔵を通りを見せているものが多い。敷地内には6室以上を持つ主屋のほか、粹をこらした離れ座敷、泉水や築山をしつらえた庭園などがあり、敷地最奥には土蔵が並んでいる。

主屋は他の型の家屋に比べて通りからやや奥まったところに位置しているが、五個荘商人の本宅とちがって敷地のほぼ中央に主屋があって門から門口までかなりの距離がある別荘風の住居ではない\*106。この型式の家屋もほとんどすべて次に述べる切屋根を持っている。

##### b. 切屋根式家屋

切屋根式家屋はここでは屋根が切屋根になっているもののうち、塀がオクノマ前面だけをおおい、門もないものを指すことにする。この型の家屋は日野では中規模の家屋にあたり、主屋はだいたい四室構成である。このほか離れ座敷や庭、土蔵なども邸宅風家屋に準じて設けられている。邸宅風家屋に多い通りに面した土蔵は全くないか、または物置や3~4畳程度の居室にかわっている。

図2-1-3でa, b.の分布を見るといずれもほ

ぼ全町に均等に分布している。aが比較的多いのは岡本町、清水町で、bは河原田町、村井新町、本町に多い。県道に面する両側の家並はほとんどbで、aはわずか2戸しか見られない。これは県道沿いは交通量が多く、また他の地区より都市的性格が強いから邸宅風住居の建設には適さなかったからであろう。なお、草葺家屋が7棟あったが、概して老朽化している。

##### ・塀の種類別分布

日野では多くの家が敷地全体を塀で囲っており、まちなみの大きな特色となっている。ここでは特に敷地前面の塀に限りその種類と分布を調査した。

塀の種類は板塀、壁付き塀(しっかりした柱が立てられ間を土壁にしたもの)、ブロック塀、石塀などがあるが、日野に一番多いのは板塀で、壁付き塀は少ない。これら伝統的な塀はいずれも丈が高く、ほぼ完全に通りからの視線をさえぎっている。塀の内側は前栽でここには低い庭のほか見越しの松等やや大きな樹木も植えられている。ブロック塀、トタン塀など近代的材料による塀も近年急激に増えてきて日野の歴史的景観を破壊しつつある。この種の塀は一般に丈は低い。石塀は現在もほとんどみられない。棧敷窓とは後述す

るように日野祭の見物用に塀に設けられた窓である。この窓を持つ塀にも板塀、壁付き塀の二種があるが、この調査では区別はつけなかった。板塀に棧敷窓が設けられているのがほとんどである。

以上の塀の分布を示したのが図2-1-4-①(1972調査)、図2-1-4-②(1993調査)である。

①を見ると、棧敷窓付き塀は当然日野祭の神輿や曳山が練り歩く県道沿いに集中してかなり残っていたが、大窪の中心の商店街地区ではすでにほとんどなくなっていた。板塀は非常に多く、棧敷窓付きのものも含めると日野の塀の大部分を占める。壁付き塀は主に邸宅風家屋に付属したものであるがその数は多くない。ブロック塀はもと板塀のあったところに続々と新設されつつあった。

そして②では、棧敷窓は村井の県道沿いでいくつか一般の板塀へと造り替えられ、大窪でも減少したが、村井ではそれほど減ってはいない。なお、1972年に西宮神社の東の数戸にあった棧敷窓は現在では一般の板塀に変わっている。板塀は図2-1-2で見たような建築物の建て替えによって全体的に半減以下となっている。これも日野らしい伝統的な景観の連続感を損なう原因となっている。



图2-1-1 ① 建物保存度別分布調査

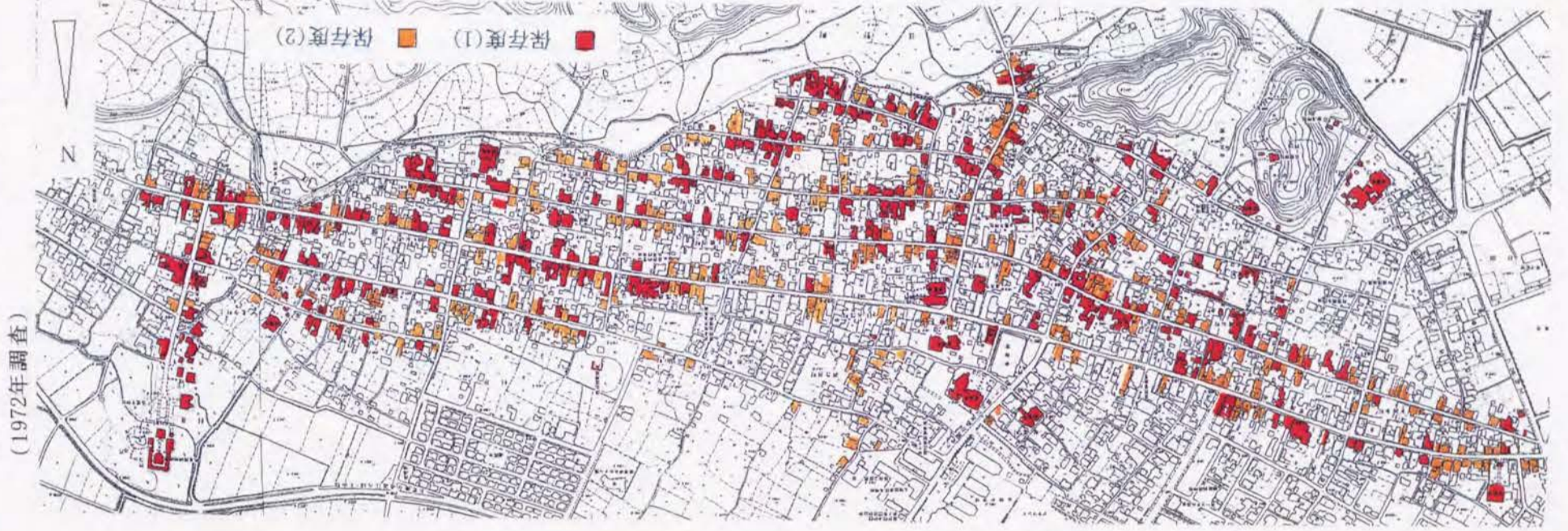


图2-1-1 ② 建物保存度別分布調査

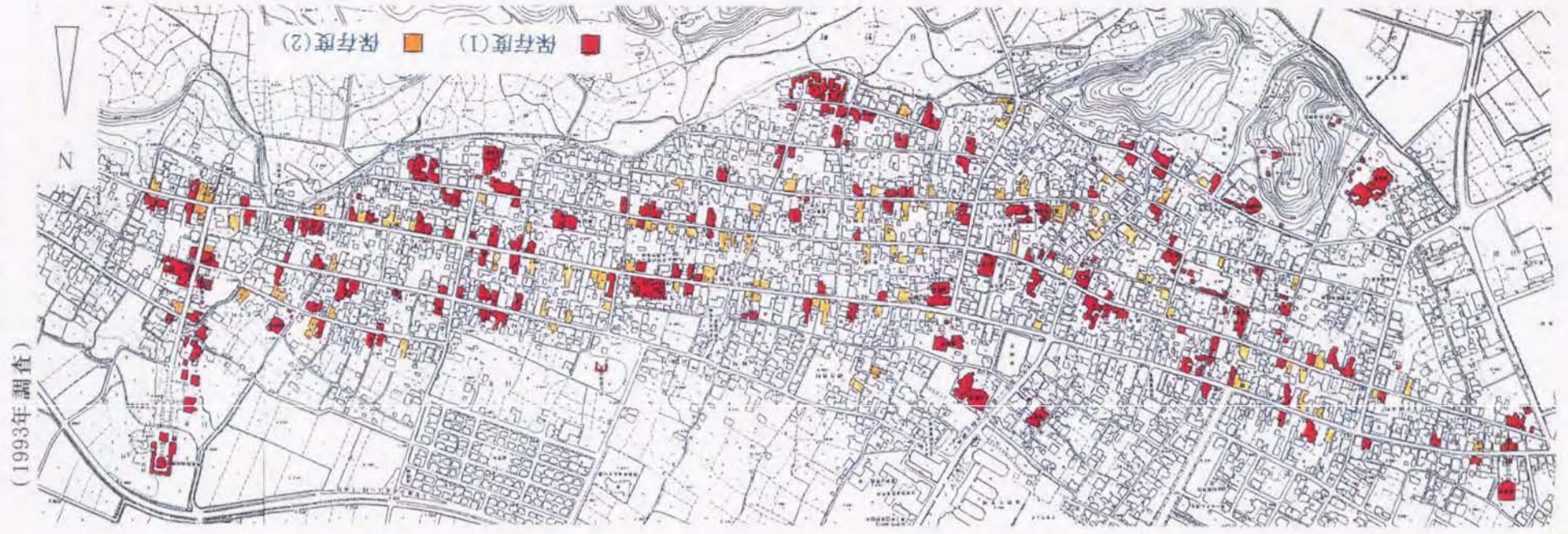




図2-1-3 ① 建物外觀類型別分布調査

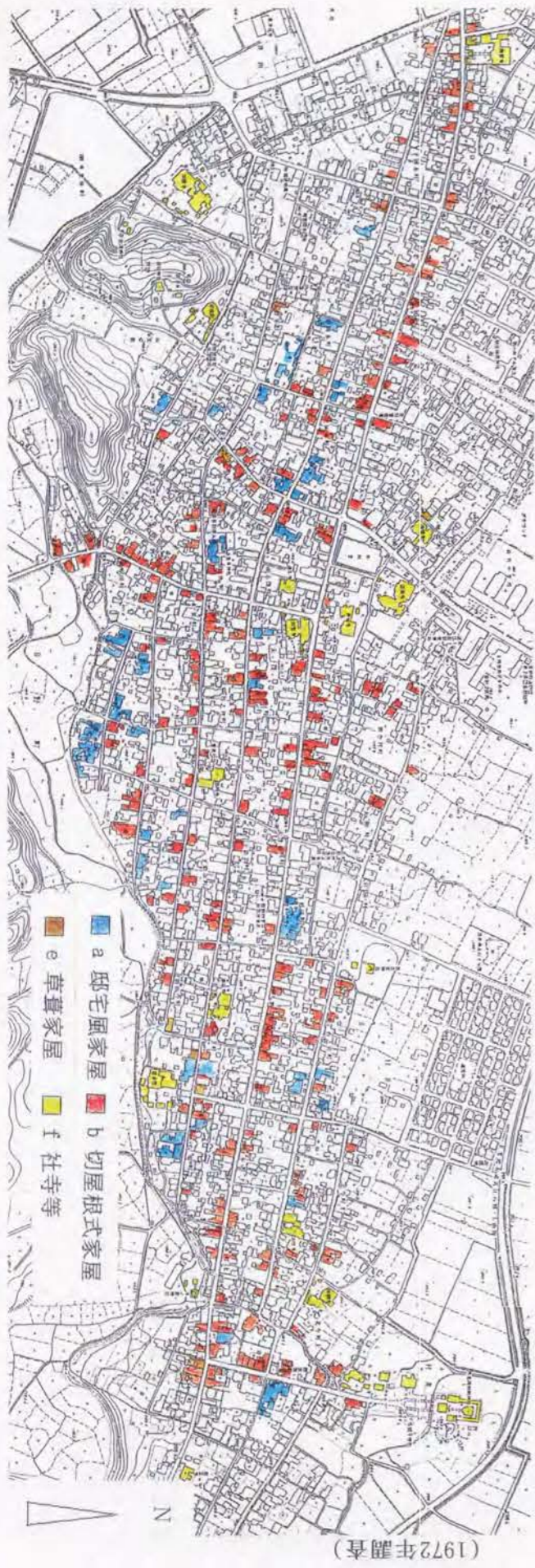


図2-1-2 ② 建物の構造別建て替え調査

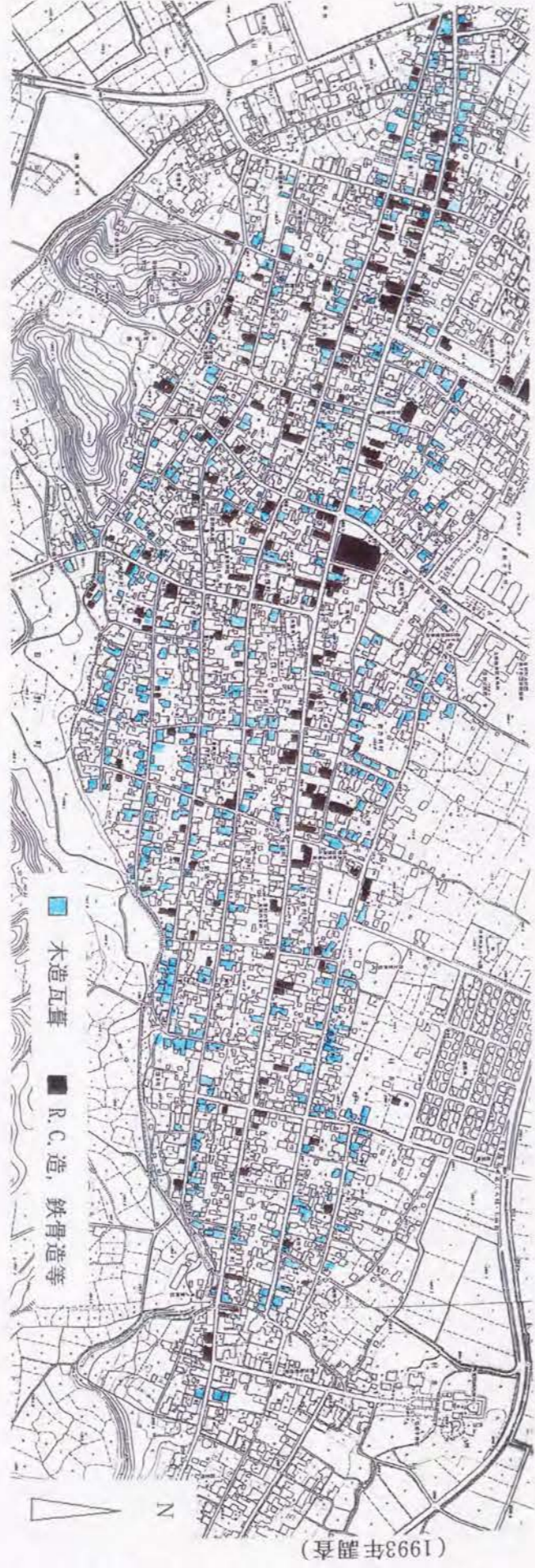




図2-1-4 ① 塀の種類別分布調査  
(1972年調査)

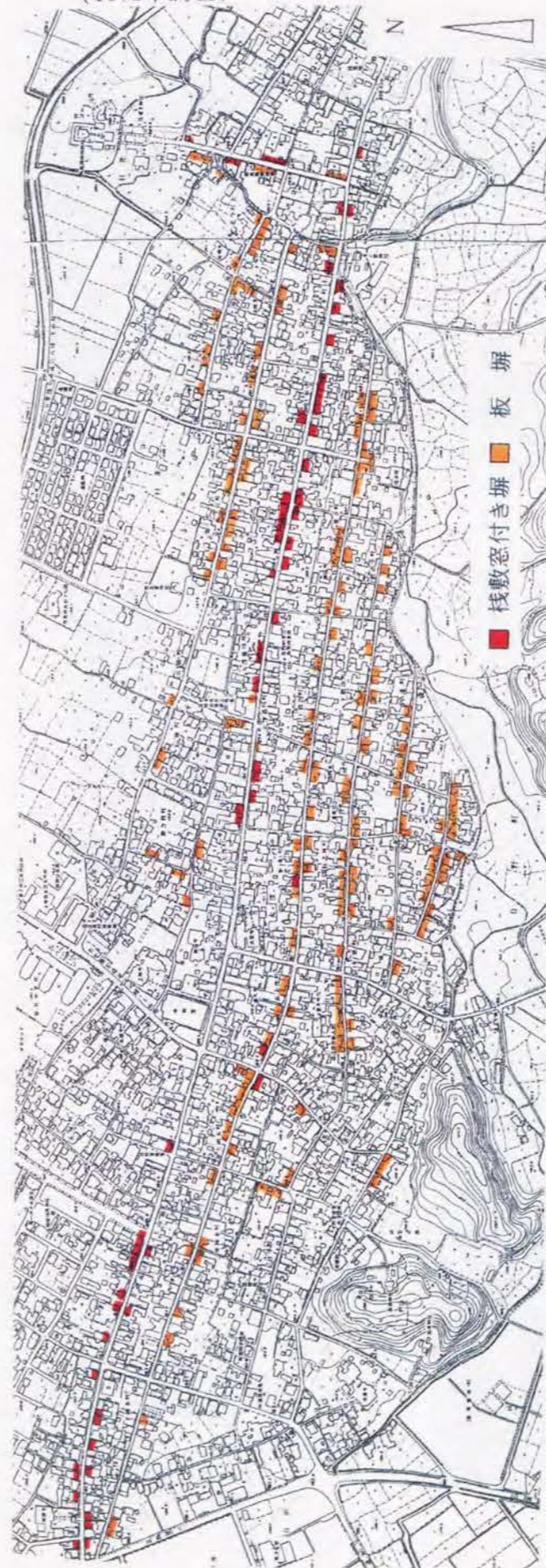


図2-1-4 ② 塀の種類別分布調査  
(1993年調査)

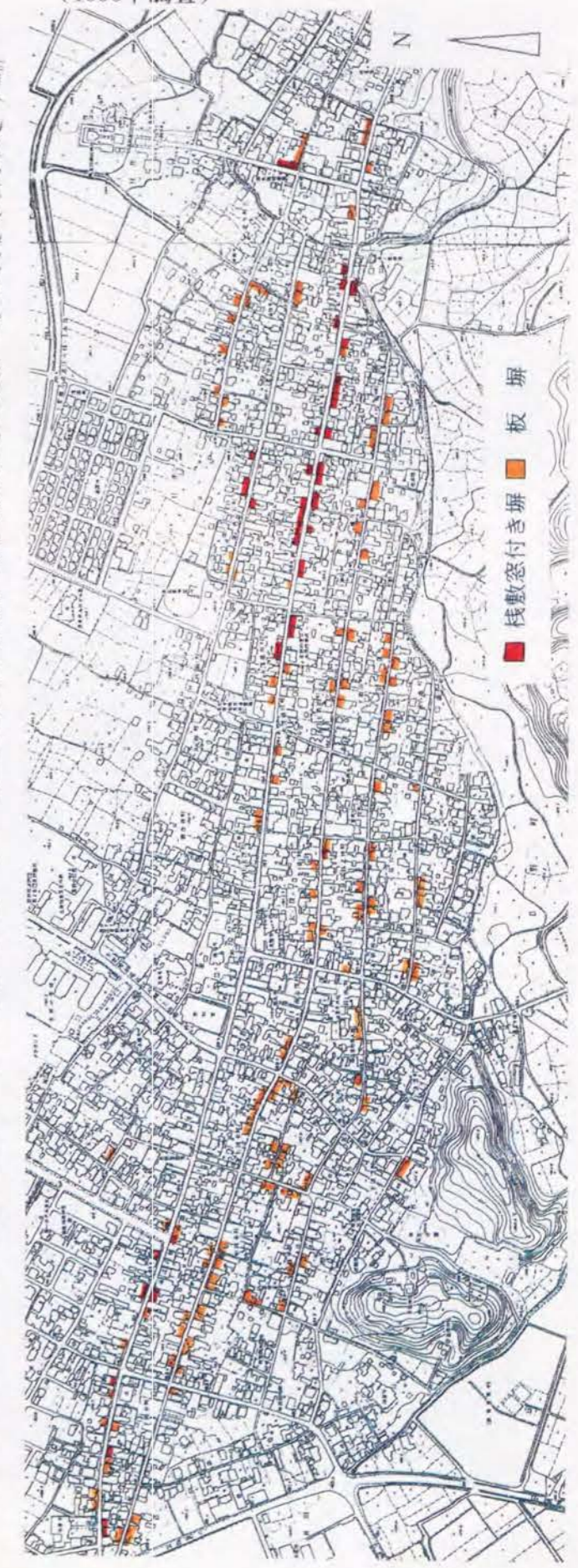
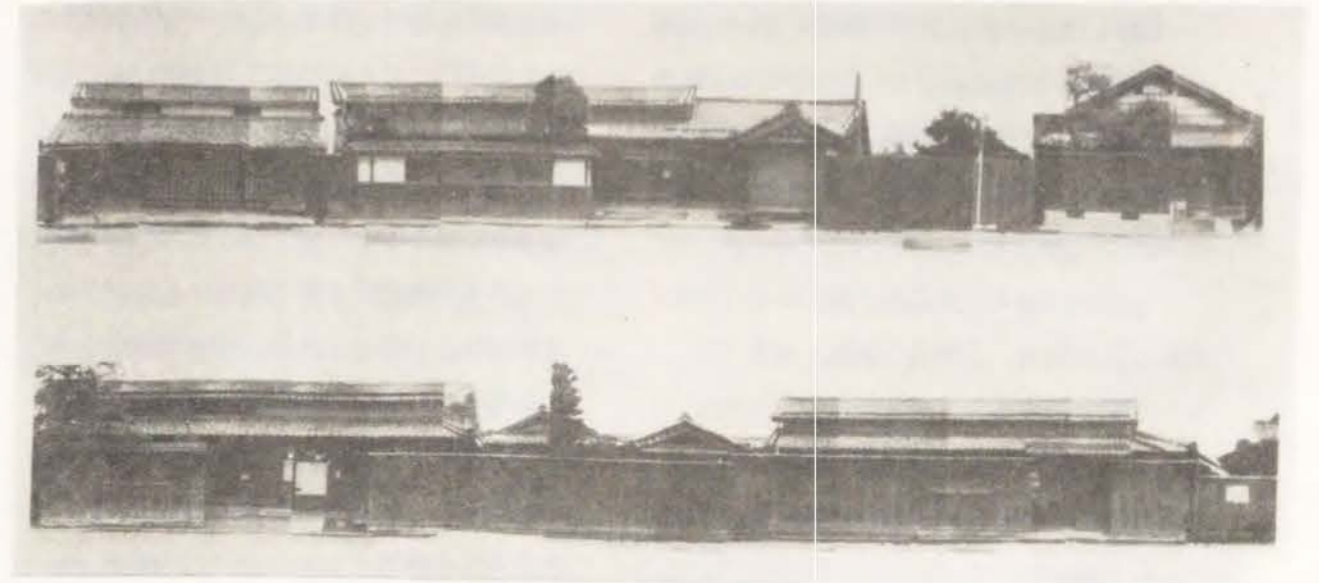




写真2-1-1 村井町まちなみ連続写真



写2-1-2 板塀の続くまちなみ





## 2-2 日野民家の特色と生活

日野の歴史的まちなみを構成している民家の特色とそこで営まれている生活を知るために保存度(1)で建物の質もよい次の3戸を選んで実測調査と聞き取り調査を行った。調査はいずれも昭和47年(1972)8月である。

(1)村井新町 西田礼三家

(2)清水町 岡喜三郎家

(3)越川町 正野玄三家

(1)は棧敷窓を持つ整った切屋根型式の中規模家屋の例として、(2)は表を塀、門、白壁の土蔵で構成した邸宅風家屋の例として、(3)は邸宅風家屋であるが、店舗も構えていたやや特殊な例としてそれぞれ調査したものである。

(1)西田礼三家 写真2-2-1, 図2-2-1~3参照

村井新町の西田家は明治初めまで他の商人と共同して酒店を持ち、その後新町内で雑貨商(タバコ、紙、金物、ガラス製品等)を営んでいた家である。また幕末の頃庄屋を勤めたこともあるという。昔は家族だけでなく「おとし」や「女中」などの奉公人も一緒に住んでいたという。

西田家は本町通(県道)に面した南向きの家で、その敷地は間口約13間、奥行き27間とかなり大きい。間口が広いのは二軒分の敷地を占めているからである。敷地内は通りに面して主屋、その奥に離れ、土蔵という日野民家に一般的な構成になっている。

主屋はへやが3列構成で、2列構成の通常の日野民家より大きい。門口を入るとニワ(土間)である。訪問者はここまで入ってから傍らの「女中べや」の女中に案内を乞うたものという。商家でミセと呼ばれる表の間は、はじめから純然たる住居である日野商人の本

宅では「デノマ」と言われる。上り口左の物入れは油入れて、昔はここから灯明や行燈の油をくんだ。デノマの奥の「四畳」は主人が書きものや帳簿調べに使っていた部屋であるが、一般の日野民家にはない。オクノマは座敷で床の間と仏間が設けられている。「四畳」とオクノマの前面は塀で囲われ、その内側には坪庭がしつらえてある。塀には縦格子が取り付けられた棧敷窓がある。日野祭の時だけ格子をとりはずしてここから祭を見物するのである。この時、坪庭部分には手摺付きの棧敷が設けられる。

デノマの北の7.5畳のダイドコロは食事部屋兼居間で、特に用がない時はダンナサンは1日中鉄ビンの湯がシュンシュン鳴っているヒバチの前に座っていたものだという。ダイドコの西の「へや」はナンドとも呼ばれ、寝室である。この部屋は現在一部屋として使われているが、本来は6畳と3畳に分かれていた。へやの北側の2畳、6畳の部屋は特定の利用のされ方はなく、名称も特にない。

ニワはかなり広く、ダイドコのニワでは幅3間余もある。このようにニワが広いことは日野民家に共通したことで、京都や近江八幡の町家にみられる「通り庭」ではなく、どちらかといえば農家的である。ダイドコのニワにはかまどがあってここで煮炊きがされる。しかし調理や配膳はこの奥の料理べや及びそのニワでされる。このように料理のための特別な空間がありながらかまどはダイドコのニワにおかれているのは、煙が主屋内をまわって木部に艶がでること、虫除けになること、部屋が乾燥して好都合といった生活のチエによるものという。なるほどこの家の屋内の柱、梁、天井、板戸などすべてみごとな黒光りを

放っている。

離れ座敷と主屋の結合部にある「髪結部屋」は女性の化粧室・私室で、ここには鏡はもちろんタンスなども持ち込まれる。

主屋は明治中期に建てられたものだが、離れ座敷はそれより以前、天保年間に建造された。内部は4室からなり、最奥の庭に面した八畳間が座敷である。この建物に使われている丸床柱、釘かくし、チュウレン(腰高窓)はこの建物が建てられた頃より日野でよく使われはじめた手法であるという。なお離れは最も格式高く、重要な所であることから、床下に木炭を敷いて湿気を防ぐなど非常に大事にされた。

離れの東の建物はミソ倉と呼ばれ、ミソや漬物のほかいろいろな台所用具が格納されている。ミソ倉の南には昭和30年代中頃まで七畳間とニワのある建物があった。これは以前オトコシ(下男)部屋として使われていたものである。

屋敷の最奥には三つの土蔵が並び、ここへは主屋から敷石が続いている。土蔵のうち中央の小さなものは文庫蔵と呼ばれ、江戸末期の建造で他は明治以後である。土蔵の屋根は焼きおとしと呼ばれる二重瓦葺屋根である。これは宝暦大火の記録にすでに「二重屋根」の名が出ているように、江戸中期以前からの手法である。

次に西田家の通りからの外観をみてみよう。

まず屋根は日野の伝統的な民家に共通の切屋根である。しかし上部の屋根はほかの民家とちがって土間境で切れて、立面にアクセントをつけている。-図2-2-2参照。この上部の屋根は軒まわりすべて白しっくい固められ、妻にはこの地方独特の棧付きの破風板がとり

つけられている。なお屋根の傾斜はややきつく、約5寸勾配である。

軒より下は格子と板と土壁だけで構成され、伝統的な美しい外観をよく残している。縁側の外側線より塀、女中部屋が外に出、門口が内に引っ込んでいて、立面が立体的変化に富んでいるのもおもしろい。

2) 岡喜三郎家 写2-2-2, 図2-2-4参照

岡喜三郎家は清水町にあり、岡伊右衛門家の西隣に370坪の敷地を占めている。この家の先代は喜兵衛と言ひ、岡治兵衛家とともに伊右衛門の分家である。この三家はいずれも長野方面に酒やしょうゆ、みその醸造販売の店を持っていたがこのうち伊右衛門氏は転業し、東京に在住という。

喜三郎家の店は15代伊右衛門が長女に婿を迎えて、万延元年(1860)長野県吉田のしょうゆ醸造店を譲ったことに始まる。従業員の多くは長野市内や新潟県境近くからの通勤者で日野出身者はわずかに一人である。先代の喜兵衛氏はこの店にかかりきりで一代、年に二ヶ月ほどしか帰ってこなかった、当主の喜三郎氏も学校を終えて24~5才から店へ出たが、その頃は年に一か月、戦争中は2週間ほどしか帰って来られなかったという。しかし戦後しばらくして店は弟たちにまかせずっと日野に住むようになったという。

喜三郎家は清水町の通りの南側にあり、敷地の南端は日野川の旧水路の河岸である。この家は西田家とほとんど同じ頃の明治35年に新築され、伊右衛門、治兵衛家とともに典型的な邸宅風家屋として清水町の整ったまちなみ景観の重要な要素となっている。

次に家の構成であるが、まず通りに面して石造の水路が設けられ、それに接して壁付き



扉、門、白壁の土蔵が並び、重厚な邸宅風の外観を見せている。主屋は広い土間に接して田の字型構成の四室が並ぶ。ここまでは日野の他の家にも共通した構成であるが、この家はこのほかオクノマ、ヘヤの奥に廊下をへだてて「チョウバ」と呼ばれる小室があり、さらに通りからは見えないようにして2室の2階座敷も設けられている。また土間の端には3畳の女中部屋もある。主屋の前の前栽は広くチョウバの東へもまわっている。

主屋の奥には大小二つの離れ座敷と二つの土蔵がある。これらの間は手入れの行き届いたりっばな庭となっている。敷地の西端は物置等である。

以上のように邸宅風家屋は切屋根式家屋に比べて規模が大きくなり豪華になっているが、基本的な室や建物の構成はほとんどかわらない。

喜三郎家も息子さんは店を手伝って日野にはおられず、本宅では当主と夫人の二人だけの生活である。そのためこの広い家のそうじや庭の手入れも思うにまかせぬという。家の修理も大きな負担で、この家をこのまま維持してゆくのはなかなかむつかしいとのことである。(昭和47年調査時)

### 3) 正野玄三家 写2-2-4

この家についてはすでに触れているのでここでは簡単に記述する。

先にみた平面図以後、正野家ではかなり大きな改造がなされてきた。その主なものは店とそのすぐ西にあった小座敷を分離し、その間に石畳敷きの日常の出入口=門をつくったことと敷地西半の離れ

座敷を建替、増築したこと、茶室を移動したことである。主屋はほとんど昔のままである。

正野家は現在も広大な敷地を有し、住居部分だけで530坪もあるが、このほか屋敷の北には旧製薬工場があり、盛時には50人以上が働いていたと言う。なおこの工場の北東隅には「正徳四年甲午五月二十六日 大工池田広右衛門」の銘がある本瓦葺きの土蔵が残っている。これはいうまでもなく宝暦の日野大火にも焼けずに残ったもので、おそらく日野で一番古い建物と考えられる。

この正野家も西田家や岡喜三郎家と同じく、日野製薬株式会社の役員である当主とその夫人だけが住んでいて、子供たちはみな日野から外へ出ている。したがって日常使用している部屋は限られており、大部分の部屋は時々そうじをする程度である。じっさい、このような大規模な家の維持・管理はたいへんであろう。

写2-2-1 村井新町 西田礼三家



図2-2-1 村井新町 西田礼三家 平面図

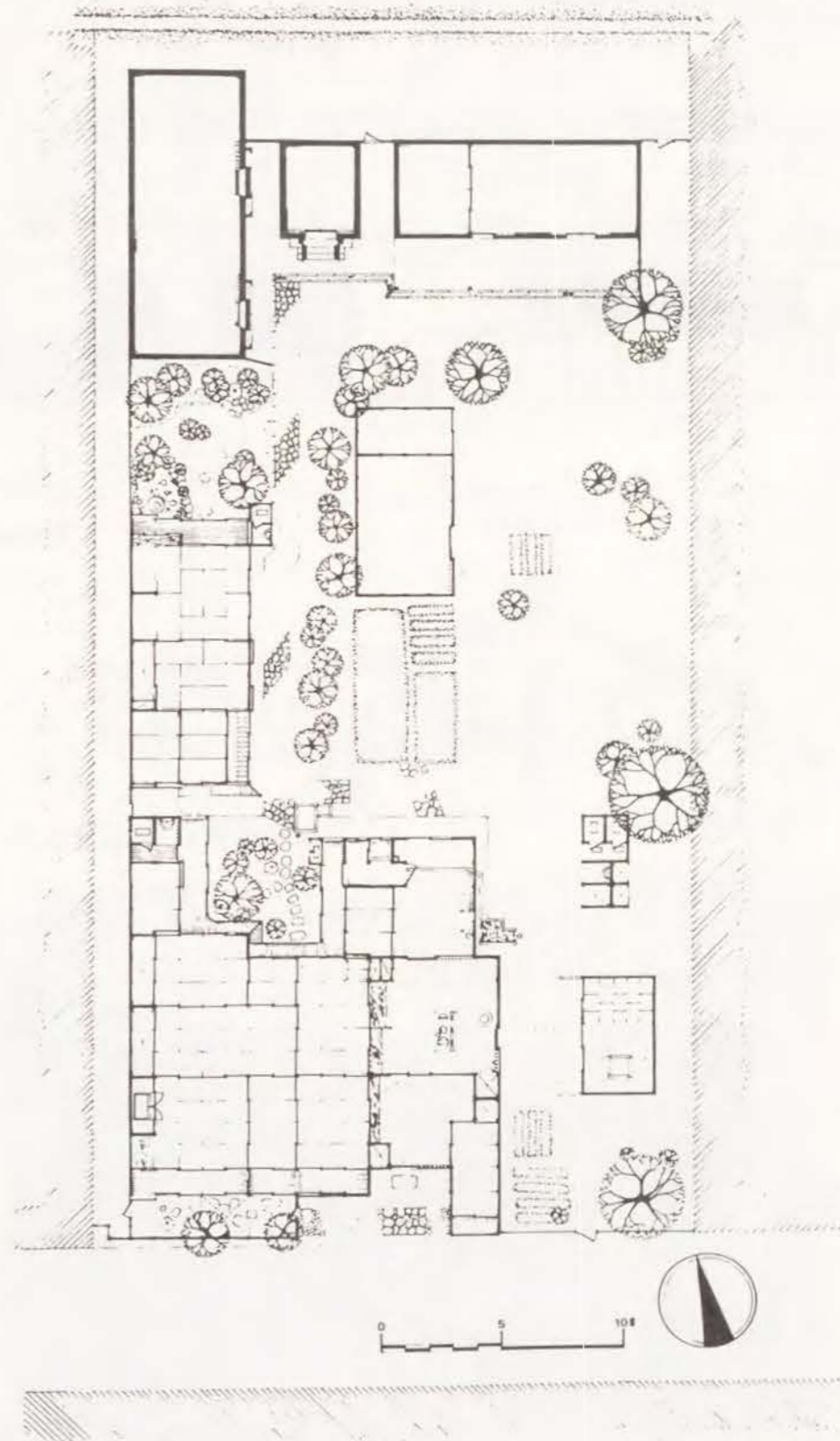




図2-2-2 村井新町 西田礼三家 立面図

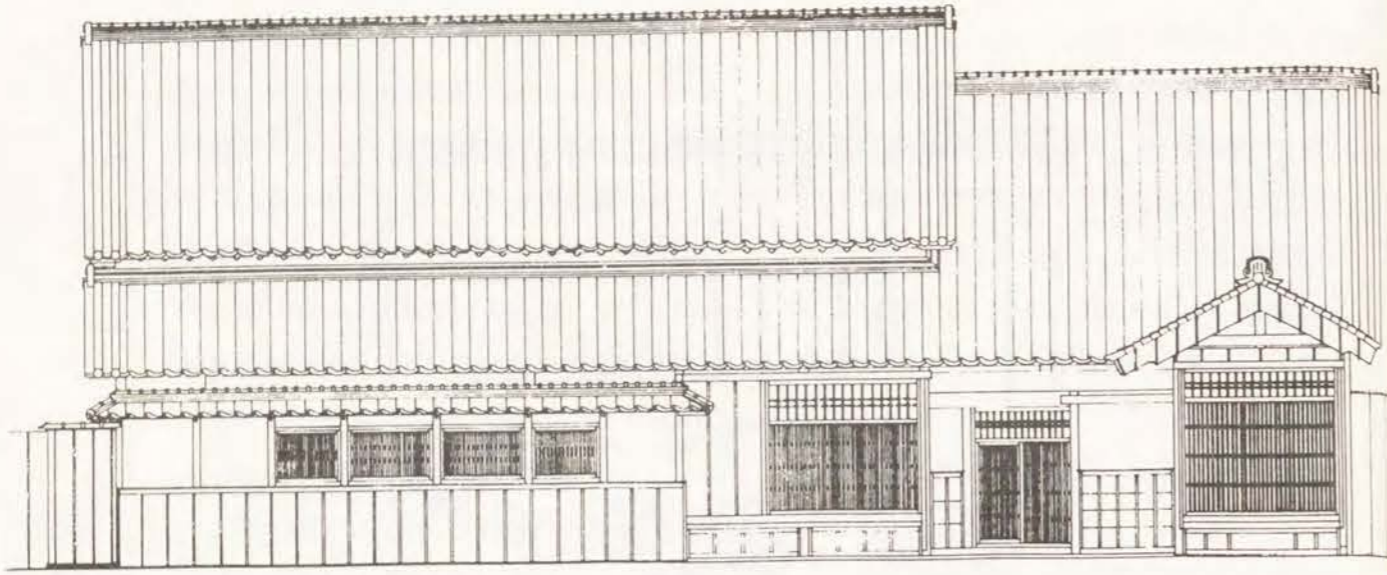
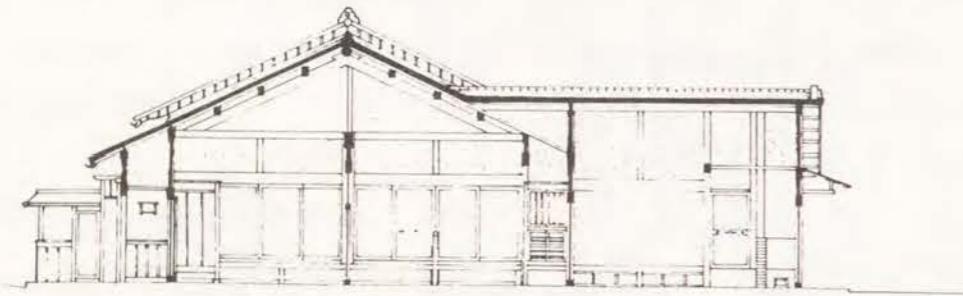


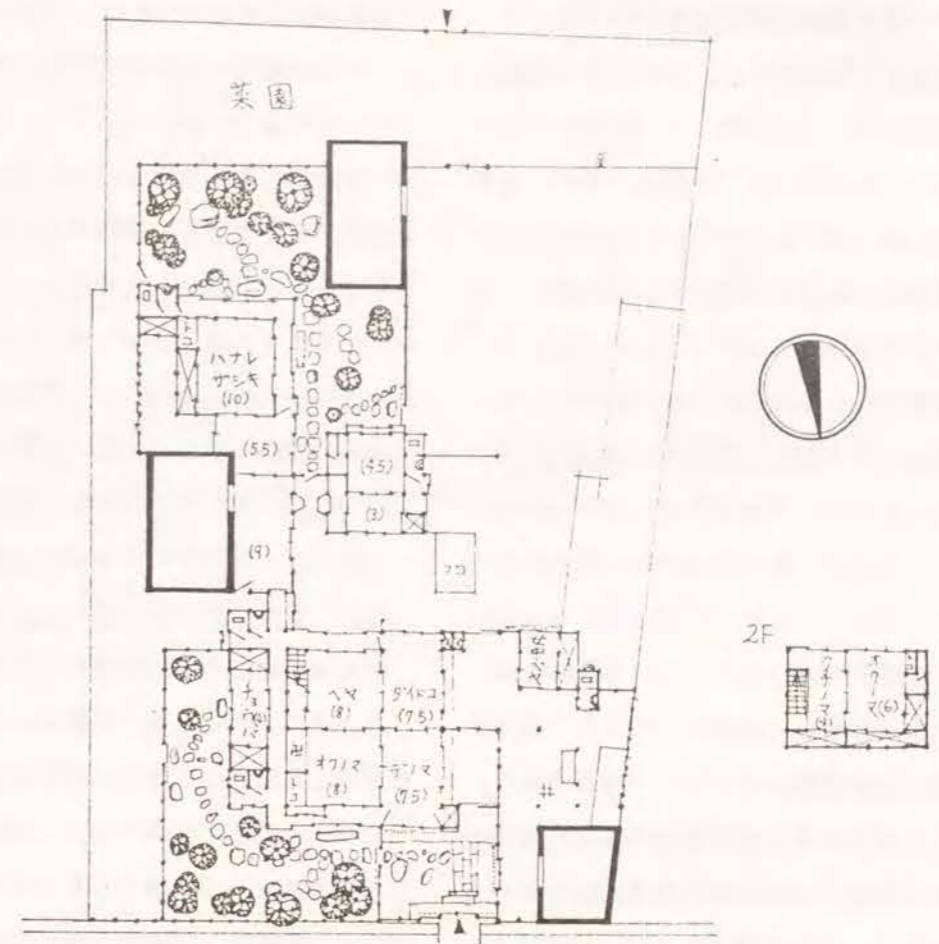
図2-2-3 村井新町 西田礼三家 断面図



写2-2-2 清水町 岡喜三郎家（右側）と清水町のまちなみ



図2-2-4 清水町 岡喜三郎家 平面図



写2-2-3 大窪越川町 正野玄三家





## 2-3 日野祭とコミュニティ

### (1) 日野祭と棧敷窓

日野祭は日野町村井にある蒲生上郡の総社、馬見岡綿向神社の例祭で、その起源は平安末期にまでさかのぼるといわれる。すでに南北朝の頃、綿向神社から雲雀野の御旅所まで御輿が渡御する形ができていたようであり、城下町時代には武士も行列に加わったという。享保年間には2基の曳山とその他のねりものが加わり、現在とほぼ同じ形となった。

現在5月3日に行われる本祭は町内各所から武者人形などを飾った16の曳山車が繰り出され、笛、太鼓、鉦などによるにぎやかな祭ばやしを響かせながら、三基の神輿の渡御に従って綿向神社から御旅所まで片道2kmを練り歩く。日野はこの日1年で一番にぎわう。

この日野祭は現在湖東地方で最大の規模を誇っているが、これは日野商人をはじめとする日野の人々がこれまで様々な努力と工夫を重ねて祭を盛りたててきた結果である。日野祭に曳山が加わり、現在のような豪華な祭になったのは近世初期の末から中期にかけてとされているが、これはちょうど日野商人の大発展期に対応している。彼らは自分の町内にりっぱな曳山をつくるために3年、5年、7年と金を積み立てた。そして曳山を飾る緞れ錦の美しい見送幕などにも多くの金を費やした。清水町の岡伊右衛門のようにさらに積極的に自分の店のあった信州から名匠を呼び寄せ、曳山の彫刻を依頼した者もいる\*107。また当日曳山内で演奏される祭ばやしにも日野商人たちの努力の跡がみられる。祭ばやしは上がり山、下り山、馬場入り、ぎりぎり回しなどに分かれ、現在12曲を数えるが、その曲想はいずれも日野商人の出店が多くあった関

東地方のそれと似通っている。このことから、彼らが関東の祭ばやしから学び、長い間かかって日野独特のものにつくりあげたと考えられるのである\*108。

日野商人のこのようなふるさとの祭を重要視する気持ちは祭を見物する特別な建築的装置をも生みだした。棧敷窓\*109と呼ばれるものがそれである。これは写2-3-1,2等で示したように神輿や曳山が練り歩く綿向神社から雲雀野の御旅所までの約2kmの通りに面した家々の塀に設けられた特殊な開口部である。この窓はふだんは堅格子または板でふさがれているが、祭になると開け放たれ、すだれと毛氈が垂らされる。そして座敷の縁先と塀との間の前裁には板等の軽い屋根をかけた棧敷がしつらえられ、そこから客も家族もうちそろって祭を見物するのである。正野玄三家のように常設化した棧敷もある。

ところで、このような祭を見物する棧敷はすでに平安京の街頭に見られたという。貴族が祭を見るために設けたもので、院政期には棧敷構築が流行し、一般庶民のための「町棧敷」も現れた\*110。大津市坂本の日吉の馬場の旧白毫院の石垣の上には草葺入母屋の独立した棧敷が建っている。江戸時代には4棟の棧敷建物があり、日吉大社の祭礼時に比叡山の僧侶達が着座して見物した。「伊勢神宮名所図会・付録一下\*111」（寛政9年、1797）や「日吉山王祭礼図屏風\*112」（江戸初期）、「日吉山王祭礼図貼交屏風\*113」では祭礼の様子、棧敷建物の姿などがかなりはっきりと描かれている。これらの図では棧敷建物は里坊の石垣の上ではなく、参道沿いの緑地部分に石垣を積んで檜皮葺きの前面が吹き放たれた建物が建っている。「日吉山王祭礼図貼交

屏風」では着座して見物する僧たちの上には御簾がかかっている。日野の棧敷窓でも祭礼時には上から御簾を垂らし、窓台には赤い毛氈をかける。坂本の棧敷は比叡山の僧侶が祭礼見物をするための装置であるが、日野の棧敷窓は一般人が自分が日野祭を楽しむために造ったものである。いずれにしても現存する棧敷としては日野、坂本どちらも貴重なものである。

さて、遠国へ出稼ぎに行っていた日野商人はこの日野祭りの時に多く帰郷した。特に店持商人は祭には必ず日野の本宅にいて客の接待にあたらねばならなかった。奉公人の「のぼり」も多くこの時期が選ばれたという。

### (2) 会所とコミュニティスペース

このように日野人のふるさと意識、共同体意識は日野祭において具体的にあらわれたが、これは当然まちづくりそのものにも発揮された。日野人にとってふるさと日野は自らの熱い愛郷心を受けとめるものとして美しくなければならなかったし、現に自分の家族が住みやがては自分もそこで生を終わるところとして豊かで住みやすくなければならなかった。彼らはこの理想を現実のものとするために細

心の注意と努力をまちづくりに注いだであろう。彼らの本宅は内では自分の趣味や財力に相応して贅を尽くしたものであったが、外観は周辺環境に対する慎み深い配慮によってまわりの家並と調和のとれた質素なものとした。

外観を周囲と調和させる行為は地域共同体への参加意志の具体的表現であるが、日野人はこうした意志の結果として独特なコミュニティスペースをも作り上げた。このスペースの最も整備されたものは会所と山蔵を中心にそのまわりに共同の物置、地蔵堂、小祠、防火井戸などを配して構成されている。このスペースは今も地域コミュニティの核として機能している。たとえば会所は町内の寄り合いの場や、日野祭のはやしの練習場としてしばしば利用されているし、地蔵堂や小祠は日常の素朴な信仰の対象として町民がよく訪れている。また地蔵堂は毎年夏の地蔵盆の舞台ともなり、子供たちに夢を与え、この行事を通じて住民の連帯を深めるきずなとなっている。このコミュニティスペースは各町内にほぼ一つずつ設けられている。この分布を図2-1-8で示した。

写2-3-1 棧敷窓（塀に設けられたもの）





写2-3-2 棧敷窓の構造—主屋と板塀との間に床、手摺を組み立て、上敷きを敷く。板塀の「棧敷窓」の格子を取り外し、上部に御簾をつけ、赤毛氈を垂らす。

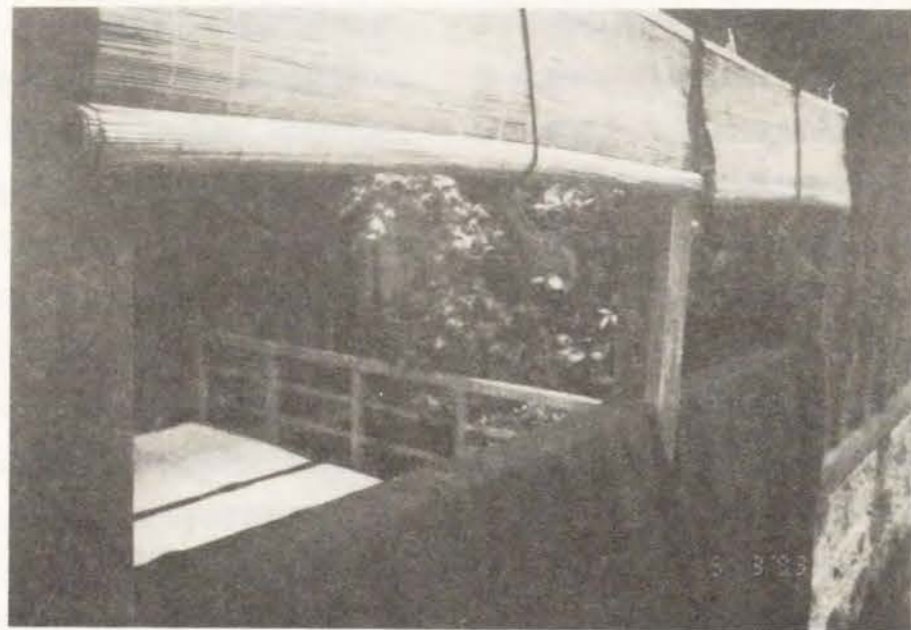


図2-3-1 日野祭 曳山と棧敷窓

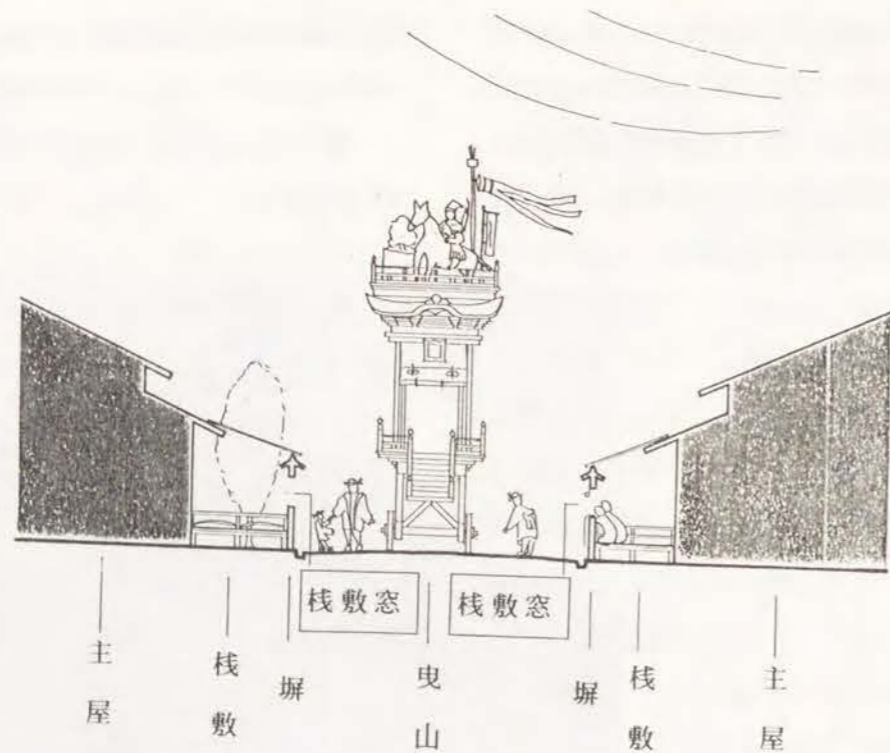


図2-3-2-1 大津坂本の棧敷 平面図、断面図  
—大津市教育委員会「坂本 町なみ調査  
報告 P.55

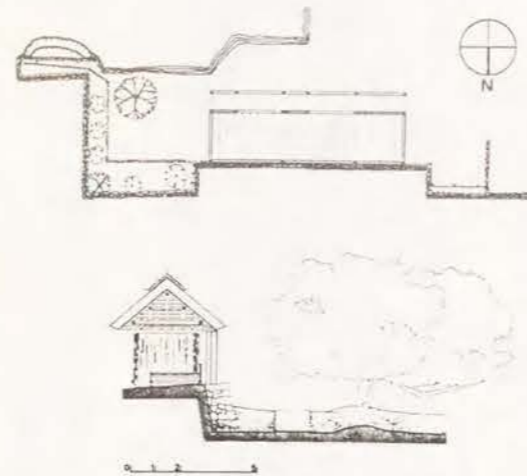


図2-3-2-2 「日吉山王祭礼図貼交屏風」  
に見る棧敷—「江戸時代図誌17 畿内1」P.27  
より



写2-3-5 町内のコミュニティスペース

会議所，地藏堂，井戸，曳山蔵（右端）などが集まっている。

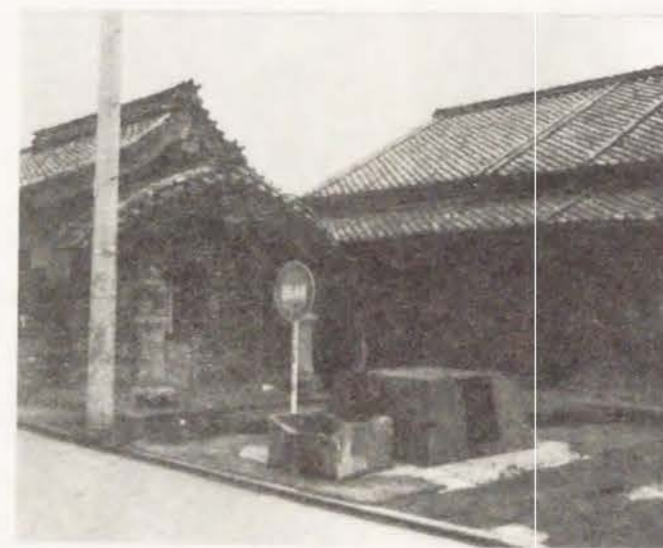




図2-3-4 奥山蔵とコミュニティ施設の分布



図2-3-3 日野祭 奥山巡行路と  
棧敷窓の種類





歴史的環境の保全はその地域の精神的文化的価値の保全ともいえる。そしてその価値を担い、将来に向けて発展させてゆくのは第一にその地域の住民である。またじっさい保全のための様々な施策は、なんらかの私権の制限をとまなうこととなるから、住民の合意が最も重要である。

日野町民の歴史に対する関心は深い。たとえば日野小学校では早くから正野雄三先生らの努力で、郷土室を設け日野商人の使った道具類を収集・整理し展示するとか、「日野のあゆみ」等の副読本を作成し、歴史教育を郷土と密着した形でおこなって児童達の郷土に対する関心を高めている。児童達の感想文によれば、児童たちも今まで知らなかった日野の歴史に触れ、知識や理解を深めてゆく中で郷土に強い誇りと愛着を持つようになっている。そしてやや停滞気味な日野町の現状を憂えてそのすぐれた伝統にたちかえることを訴えている\*14。

日野祭や棧敷窓についての研究者や日野商人である自家の歴史をまとめている人等もいる。西大路では昭和46年に郷土の歴史を町民たちが分担してつづった「西大路風土記」が刊行されている。蒲生貞秀や氏郷を顕彰する活動も行われている。町立中央公民館では昭和46年秋に「日野商人展」を大々的に催し多くの町民を集めるとか、日野の歴史年表の作成等を行ってきた。

そしてこうした盛り上がりの中で一部の町民から郷土文化財資料館の設置を望む声があがってきた。すなわち日野の歴史を語る蒲生

氏や日野商人の史料や遺物等を保管、展示し、町民や外部からの観光客、研究者等が簡単に見学できる、専用の展示・収蔵施設が要望されたのである。

町当局は町民のこのような動きに応じて昭和56年10月、大字大窪の山中兵右衛門氏より邸宅の寄付を受けて、歴史民俗資料館「近江日野商人館」を開設した。日野商人である山中氏の所蔵文書や道具類を中心に、先述の正野雄三氏らの収集物を加え、日野商人に関わる多くの資料を展示している。親しみやすい、わかりやすい資料館として観光客等にも好評である。ちなみに正野氏は同館の館長に就任している。

山中氏は前述のように、享保3年(1718)に御殿場に日野屋を創設し、以後沼津市、小田原市等に店舗を拡張し、酒の醸造と販売業を営んで成功している。商人館に寄贈された建物は第6代兵右衛門(1979没)が自ら設計したと言われ、昭和11年に建築されたものである。比較的新しい建物ではあるが、通りに面して長く壁付き板塀をめぐらし、その奥に堂々たる和風邸宅を構えている。座敷はもとより、応接間、階段室等に粋をこらした意匠を備えている。日野商人本宅の典型例の一つであり、公開展示施設としてふさわしい構えではある。

昭和60年を目標にたてられた日野町総合発展計画の基本構想では市街地及び集落の整備として現市街地の保全について次のように記述している\*15。

”本町の中央部を占める旧日野地区の市街地は城下町としての発足を見た後、歴史的



な日野商人の築き上げた町として今に残り「日野の町の美」を伝えているところから全国的にも希にみる民家遺産として保全保護につとめなければならない。

又、西大路の殿町周辺の民屋も江戸時代武家屋敷の遺構として保存すると共に文化財的な地方市街地として長く「日野の美」を後世に伝承するよう地域内住民の協力を得つつ保全につとめていく。”

また、平成3年に策定した「第3次日野町総合計画」\*116では、将来像の3つの重点目標の2番目に”歴史、文化の継承といきいきした文化の創造”を挙げ、「日野の古い町並み、綿向神社、日野祭や町内各地に点在する

歴史文化的財産は我々の誇りであるとともに、町の個性を形づくる貴重な資源です。」としている。

その具体的努力としては早い例ではたとえば、日野町は昭和48年から当時開発の波にさらされていた音羽城跡約4haの買収と公園化を進めてきたことがあげられる。教育委員会では昭和52年に日野祭全般について\*117、平成2年には日野曳山についての学術調査と報告書\*118を発行、また平成4年度より西大路の土屋敷地区の地割りの調査などを進めている。さらに、現在では日野三町地区の日野商人本宅群の町並みについて、伝建地区指定をめざした調査計画の検討を始めている。

写3-2-1 日野商人館（旧山中兵衛門家）



#### 第4節 結び - 歴史的環境保全への提言

4-1 まちなみをつくってきたもの  
日野は、すでに一部となってしまったが、今も歴史的まちなみを保っている。城下町時代以来の弓なりにカーブした街路に沿って板

塀をめぐらし、こけむした黒瓦の切屋根の日野商人本宅が今も慎しみ深い落ちついたたたずまいをみせて並んでいる。通りの幅は車が  
行きかうには狭すぎるが、両側の古いまちな

みとよく調和して親しみを感じさせる。また通りの微妙なカーブやカギ形の交差は閉じた空間の感覚を味あわせてくれる。日野人の強いふるさと意識と共同体意識によりこれまでこの歴史的まちなみが伝えられてきた。

日野人のふるさとに対する愛着は伝統的にきわめて強かった。すでに述べたように蒲生氏郷は転封後、上洛のために近江国を通った折、遠く故郷の綿向山を臨んで「思いきや人の行方ぞ定めなき わがふるさとをよそにみんとは」と詠んでいるし、綿向神社の前の若松の杜にちなんで転封した先々の地名を「松ヶ嶋」、「松坂」、「会津若松」等に変更するなど故郷日野への想いは消えることはなかった。そして氏郷とその子孫が関係した城下町にはすべて「日野町」が設けられ、日野人の来往を歓迎したことなどにも蒲生氏の強い愛郷心はよくあらわれている。

このようなふるさと意識は氏郷の転封後日野町を在郷町へと発展させた日野商人たちにも受け継がれていった。

彼らははじめ天秤棒を肩に全国に行商して歩いた。その中からやがて富を蓄え、店持商人となる者も多く現れたが、彼らとて店の経営のためほとんど年中日野を留守にせねばならないことは行商々人と変わりはない。彼らは生きるために妻子や親兄弟と別れ遠国で黙々と商売に励んだのである。その長く苦しい旅や寂しい生活を慰め、力づけたのは故郷日野で家族との短い生活であったし、なつかしい山河であった。日野商人の旅日記はこうした旅行中の苦しさやふるさとに対する熱い心情を語ってあまりある\*119。

こうしたふるさと意識はまた出店に勤める奉公人にも共通であったろう。彼らは奉公に

あがってから14~5年間は数年に一回しか帰郷を許されなかった。その後毎年一度の帰郷を許されるようになってからもそれは往復の旅行期間も含めても50日を越えることはないというきわめて短いものだった。このようにふるさとから遠く離れて奉公していること、帰郷がきびしく制限されていることは彼らの心の中の日野に対する思慕の念を強めたであろうことは十分想像できる。

日野人はまた共同体意識=連帯心も強かった。共同体意識が強いのは近世の一般的な時代精神の一つであるが、日野人の多くが故郷を離れて働くという特異な就業形態をとっていたことから、他に例がないほどそれが強かった。1-3 (1) 3. ③「日野商人の組織と意識」で大当番仲間や売薬業者の組合の規約及び日野商人の家訓、店法等において見たとおりである。日野商人が日野及びその近辺からしか奉公人を採用しなかったこともこの意識のあらわれと言えよう。

#### 4-2 歴史的環境保全への提言

##### (1) 歴史的まちなみの危機

これまで見てきたように日野町は優れたまちづくりの伝統をもち、歴史的環境を保持してきたが、現在大きな危機に瀕している。それは

- ・日野商人の転廃業
- ・若年人口の流出と高齢人口の増大
- ・建て替えとモータリゼーションの進行などの理由による。

日野商人は戦後の税制改革や社会構造の変容の中で次第に弱体化し、多くが転廃業している。その結果伝統的な「お店行き」の風習もなくなり日野町を大いにうるおしていた出



店からの送金も途絶えた。そして現在営業を続けている日野商人も日野本宅と出店との二重生活を嫌い、日野には老父母または留守役の雇人だけをおいて自分は家族とともに営業地に住むようになった。さらに老父母も店の方へ迎え、日野本宅は閉門または処分してしまう傾向もでてきている。

青年層はもともと大きな地場産業も商業もない日野町には留まり得ず、これまでの特異な就業形態によるのではなく、一般の都市労働者として流出している。周辺の工業団地も未操業のところも多く、それほど多くの就業者を雇用していない。日野町の人口は、昭和30年の総人口を100(24,618人)とすれば、昭和47年には85と、15%もの人口減少を見たが、その後はほぼ横ばいからわずかに増となり、平成4年4月で23,112人となっている。人口減少は本宅群がよく残っている大窪、村井で著しい。一方これに反比例して高齢人口は増加し、現在65才以上の高齢者は総人口の16.7%(平成元年度)を越え、全国平均12%と比べるとかなりの高率になっている。そしてかつての日野商人の栄華にもかかわらず、一人あたりの平均所得は多くない。

こうして、これまで歴史的環境を支えてきた基盤が少しずつずれ、町内では空き家や、修理が十分できていない家などがめだってきた。一方、これらの伝統的建物の多くは耐用年数に達していることから建て替えが進んでいる。敷地内に駐車スペースを確保したいという要請からも改造や建て替えが進んでいる。建て替えは、木造であっても本2階建て様式のもの、モルタル仕上げやプレファブ造、R、C造、鉄骨造の建物となっている。これらは前面に駐車スペースを設けるため全く扉や生

垣をつくらないものが多く、建物の様式、スケール、構えがこれまでの伝統的なまちなみと調和しない状況となっている。

## (2) 提言

前節で述べたように今、日野の歴史的環境は危機に瀕しており、早急にその保全方策がとられなければならない。これまでは、住民に日野町の歴史やまちなみについて深い関心がありながら、具体的な保全への努力へと踏み切れていない。町当局も基本計画等で歴史的町並み保全の必要性を指摘しながら、日野商人館の整備以外は、やはりほとんど手をこまねいていると言っている。

まず第一に必要なことは歴史的まちなみの詳細な調査である。本研究でも日野町市街地の歴史的形成過程の調査、伝統的な外観を持つ建物の保存度別調査、様式別調査、実測調査、日野祭の調査等を試みたが、さらに詳細に、かつ組織的に調査を進める必要がある。そのためには、すでに日野町教育委員会で検討している「伝統的建造物群保存対策調査」を、文化庁の支援を得て早急に実施することが必要である。

第2に特に歴史上、景観上重要な建物に対して緊急に保存措置をとることである。本研究で調査対象とした家屋でも、すでに修理等の維持管理が十分できていないもの、空き家になってしまっているものもある。西大路の武家屋敷の遺構も重要である。これらについて、上記の調査に基づき、町の文化財や歴史的景観資源として指定\*120や登録をし、現状変更について保全の立場から指導するとともに、修理や修景の経費について相当部分を補助する施策が緊急に必要である。

第3に上記の伝統的建物を中心にその周辺を含めた町なみ景観の保全と修景措置が必要である。伝統的建造物群保存地区の指定が望まれるところである。地域の町なみ保存の目標や方法について明らかにする綿密な保存計画を策定し、現状変更に対する指導と許可制度、修理・修景に対する国、県及び町による補助制度により、確実な町なみ保存事業が実施できる。しかし、残念ながら日野町の歴史的町なみはすでに連坦しているところはわずかになっており、伝統的建造物群保存地区の指定ができるのは一部の区域に限られよう。その場合には、京都市の特別保全修景地区や歴史的界わい景観地区等の自治体独自の町なみ保全制度を、日野町が滋賀県等の協力を得ながら展開する必要がある。

第4に旧市街地部分全域にわたって、建て替えや改造にあたって日野のまちづくりの伝統を生かした様式やデザインとなるような景観形成指導を図る必要がある。商店であれ、

一般住宅であれ、最近日野町で新築されている建物はほとんど景観上の配慮が感じられない建物である。必要な機能を満足させながら、伝統的町なみに配慮し、ともに地域の個性を形成する建築となるような「美観地区」、もしくは「景観形成地区」等の施策の展開が望まれる。本町通りに面する建物は新築でも枚敷窓を設けるものが多いが、そうした個別の努力を評価し、景観形成のルールとすることも重要であろう。

第5に音羽城跡や中野城跡の歴史公園としての整備である。どちらの城跡も一定の整備は行われているが、やや荒れた空間となっており、人気が少ない。歴史を身近に理解するための演出や快適な公園としての整備が是非必要である。そのためには、まず発掘調査等の歴史的調査が重要であり、その成果の上に立って総合的な整備計画を検討する必要がある。

写4-1-1 日野祭＝町内みんなで曳山をひく。





- \*1 日野町内 西大路共有文書。ただし、この図は文化年間という後代に描かれたものであり、そのまま信ずることはできないが、\*2の大正6年の実測図とはよく合致する。
- \*2 日野町志（上）所収
- \*3 伊藤ていじ「城とその町」p.19
- \*4 安良城盛昭「太閤検地と石高制」p.88
- \*5 菅野和太郎「中世の近江商人」-彦根高商調査 研究第18所収
- \*6 西川幸治「都市構成に関する史的考察」p.129~p.130
- \*7 松本豊寿「城下町の歴史地理学的研究」p.178
- \*8 「近江日野町志（上）」p.181
- \*9 “山城故墟”「蒲生古蹟考 卷1」西大路公民館蔵  
“西大路の地名起源につき（渡辺清）”-「西大路風土記」p.165~p.168
- \*10 綿向神社の明徳元年(1390)の社殿造営上梁文中、十祈願の一つとして「領主大聖寺宮性芯薊尼公保=守趙州甲子=具=足末山全機-」とある-蒲生郡志（1）p.434~5.同（3）p.634
- \*11 綿向神社記「勝長殿と云は当国御屋形様の御侍なり。昔より代々綿向の御宮奉行也後に蒲生殿へ御奉公被成候・・・」-日野町志（下）p.45
- \*12 日野町志（上）p.181
- \*13 日野町志（下）p.175
- \*14 \*38参照
- \*15 助野健太郎、小和田哲男 共著
- \*16 日野町志（下）p.47
- \*17 日野町志（上）p.148
- \*18 このような例は枚挙にいとまがないが、その典型例を矢守一彦氏はその著「城下町」で詳しく論じている。また、島川安太郎「松坂の町の歴史」p.7によれば、氏郷は松坂の築城において多数の町民を昼夜兼業で働かせ、神社仏寺等の巨材大石から屋根瓦に至るまでを強制徴発したと言う。
- \*19 西大路共有文書
- \*20 日野町志（上）所収
- \*21 西大路共有文書
- \*22 蒲生郡志（4）P.102
- \*23 この他堀端町、水落町という現地名はこのあたりに堀があったことを示している。日野四組町附」（日野町志（上）p.191）では、日野中之組28町のうち北廓法雲寺御門前3町が、“又堀ノ外通とも云”とあり、法雲寺は堀の外であったことがわかる。
- \*24 岡西惟中「蒲生軍記」（国史叢書の内 p.263）
- \*25 伊藤ていじ氏は「天守」という文字が現れたのは永正17年(1520)の摂津伊丹城であり、現存の犬山城の原形は天文6年(1537)にできている等の説を紹介している。-同氏著「城とその町」p.15
- \*26 西大路 渡辺氏へのヒヤリングによる
- \*27 矢守一彦氏は近世城下町プランを  
A. 戦国期型 B. 総郭型 C. 内町外町型 D. 郭内専士型  
E. 開放型  
の5類型に大別し、概ねこの順に変容、発展してゆくとされている。-同氏著「都市プランの研究」第Ⅱ編第1章及び「城下町」p.99~105等
- \*28 矢守一彦「都市プランの研究」p.255
- \*29 江頭恒治「近江商人」p.10
- \*30 八日市から石原、岡本を経て日野に入り、鎌掛、笹尾峠を越え土山に至る。江戸時代「御代参街道」と呼ばれた。
- \*31 今堀日吉神社文書-蒲生郡志（5）p.553
- \*32 菅野和太郎「中世の近江商人」彦根高商調査研究第18所収
- \*33 「日野町」瀬川欣一氏編 昭和39年
- \*34 池内長右衛門氏記録-日野町志（上）p.589、また、小字名としても残っている。-蒲生郡志（8）p.460
- \*35 綿向神社記録-蒲生郡志（6）p.675
- \*36 小野均「近世城下町の研究」p.119
- \*37 近江坂田郡志（3）上p.801によれば、天文13年8月(1544)には実験的な製造にかかったようである。
- \*38 前出の「日野歴史年表」には日野に鉄砲の製造法が伝えられたのは弘治二年(1556)という。
- \*39 滋賀県八幡町志（上）p.229~236
- \*40 寒川辰清「近江国輿地志略」
- \*41 後出「日野町名変遷表」b）欄参照
- \*42 助野健太郎氏は中野城の西方に中古以来存在した日野市が築城とともに人口の増加と商工業の繁栄によって東方に拡張され、ついに城郭と接続して完全に中野城下町としての日野町を形成するに至ったと述べている-同氏「戦国城下町の形成」聖心女子大学論叢第12集
- \*43 鉄砲製造は城下町においては非常に重要視された。近江八幡では商工町の内鉄砲町だけが外堀内に設けられた。-近江八幡町史（上）p.256
- \*44 助野健太郎「近江の城下町」p.256



- \*45 ただし、管見に入ったのは大窪のもののみ。—大窪 岡崎与兵衛氏蔵
- \*46 助野健太郎「近江の城下町」p. 44
- \*47 松阪の「町中掟」では第1条で「一 当町之儀、為十楽之上ハ諸座諸役可為但油之儀格別之事」（校本 松坂権輿雜集卷之一 p. 7~8）と規定している。  
 なお、原田伴彦氏は楽市楽座の意義を次のように述べている。「封建統一者が、座＝特権的商工業者に独占された狭路な中世商業市場を開放し、封建領主がそれを利用して中世の封鎖性をやぶり、領国的統一を促してきたところの『商業＝貨幣』を統一封建性の秩序形成のために再び奉仕せしめ、やがてきびしい封建的統制によって都市＝町人＝商業に対する政治支配を実現しようとする事」—日本封建都市研究 p. 244~255
- \*48 蒲生郡志（2）p. 737
- \*49 結城、小田原、高崎、金沢、岡山、姫路など
- \*50 松下豊寿氏は城下町を初期城下町と後期城下町の2つに分け、「幕藩体制下に成立した近世城下町にさきたつ戦国封建体制を母体として生じた城下町」を初期城下町と定義している—同氏「城下町の歴史地理学的研究」p. 27
- \*51 校本 松坂権輿雜集卷之一 p. 7~8
- \*52 助野健太郎「近江の城下町」p. 54
- \*53 西川幸治「都市構成に関する史的考察」p. 203~p. 205
- \*54 豊田武氏はこの町屋囲郭を戦国—織豊政権頃の城下町のメルクマールとされている。同氏「城下町の機能と構造」—「日本の町」 p. 42
- \*55 社家所蔵文書卷之四（日野 綿向神社宮司）
- \*56 辻井浩太郎「三重県地誌の研究」p. 156
- \*57 島川安太郎「松坂の町の歴史」p. 45
- \*58 助野健太郎「近世城下町の成立」—史観第53冊 p. 31
- \*59 「宇都宮誌」p. 242に「秀行会津若松より入部、江州日野の町人その後を慕い奉りて当城下に住居せんことを乞ふ」とある。ただし、「日野町」ができたのは元和年間である。
- \*60 松山市史p. 63 松山の日野町で後にしばしば火災があったため、清水町と改称された。また、松山には日野名産の蕪が伝えられ「ひのかぶら」と名付けられて賞味されたという。
- \*61 「千石夫」は慶長8年、家康が江戸市街を修理し、水路を疏削せしめた時、千石に一人の夫役を課したもの
- \*62 蒲生郡志（4）p. 78, 80
- \*63 西大路共有文書
- \*64 西田先右衛門文書—蒲生郡志（5）p. 332

- \*65 村井新町 西田家文書
- \*66 日野町志（中）p. 68
- \*67 蒲生郡志（5）p. 509
- \*68 近江商人は日野商人をはじめ八幡商人、五箇荘商人など多くが全国に雄飛した。この理由については諸説が唱えられているが、江頭恒治氏はこれらを系譜論、条件論、動機論の3つに整理し、系譜論をさらに血統論と性格論の2つに分類する事を提唱された（同氏「中井家の研究」p. 4）。そして、氏は性格論の立場から近江の脱領域的性格に注目している。すなわち、近江は近世になってからも幕領や諸侯の所領が入り乱れて、それぞれはきわめて小さな領地であったため、領域経済の形成は初めから不可能であった。そのため近江人は政治的な境界を平気で越えていた（例：近江では領域を越えての異支配地間の通婚が頻々と行われていた。）し、またそうせずには生きていられなかった。そうした特異な意識が近江人を「全国人」とし、全国に雄飛させることとなった、としているのである。
- \*69 たとえば、長州藩の天和御法度（天和3年—1683）には「日野絹」の名が丹後絹とともに高級品として何度もでてくる。—「下関市史藩制編」p. 52
- \*70 日野商人の出店は醸造業を営むものが多かった。その理由は次の2つが大きい。  
 1. 貸借関係の不決済—酒造業者に金を貸してその支払期日までに完済されないとやむなく担保の酒造場や諸道具一切を引き取ったため。  
 2. 蔵米の処分—出店で質屋を経営していて付近の農民から産米の預け入れを受け、また米を担保としての融資も行ったので蔵に多量の米が積まれた。その処分のため。—菅野和太郎「近江商人の研究」p. 144
- \*71 日野小学校郷土室蔵「諸法度書」
- \*72 江頭恒治「中井家の研究」p. 17
- \*73 菅野和太郎「近江商人の研究」p. 133 によれば近世日野商人の年代別出店開店表は次の通りである。
- |     |   |    |    |    |    |
|-----|---|----|----|----|----|
| 元禄前 | 2 | 宝暦 | 10 | 天保 | 8  |
| 元禄  | 6 | 明和 | 2  | 弘化 | 3  |
| 宝永  | 2 | 安永 | 3  | 嘉永 | 6  |
| 正徳  | — | 天和 | 5  | 安政 | 10 |
| 享保  | 4 | 寛政 | 6  | 万延 | 2  |
| 元文  | 3 | 享和 | 6  | 文久 | 6  |
| 寛保  | 1 | 文化 | 16 | 元治 | —  |
| 延享  | 2 | 文政 | 11 | 慶応 | 12 |
| 寛延  | 2 |    |    |    |    |
- \*74 蒲生郡志（2）p. 784



- \*75 松坂商人も同様であったようで、宣長の「玉勝間」に「富める家多く、江戸店というものを構え置きて手代というものを多くあらせて、あきないさせて、あるじは国にのみ居て遊びおり、うわべはさしものあらではうちうちはいたくゆたかにおごりてわたる」とある。
- \*76 宮本又次「近世商業経営の研究」p. 117~8
- \*77 同上 p. 87
- \*78 日野小学校郷土室蔵「諸法度書」
- \*79 江頭恒治「中井家の研究」p. 917~8
- \*80 西川幸治「都市構成に関する史的考察」p. 236
- \*81 日野町志（下）p. 261
- \*82 村井新町 西田礼三家文書
- \*83 大窪仕手町 山中兵右衛門家文書
- \*84 「一 御役屋敷之儀ハ桜田御料之節、御目付衆巻々年四ヶ月宛被レ致在役候 八年以前御蔵入ニ罷成。喜左衛門へ被レ為レ借住宅仕、今度御下地ニ付御引渡申候事」 - 日野町志（上）p. 716
- \*85 \*115参照
- \*86 滋賀県八幡町史（下）p. 48
- \*87 仕手町 山中兵右衛門家文書
- \*88 山中兵右衛門家は享保3年(1718)以来駿州御殿に出店を開き、呉服、太物、雑貨、穀類を取り扱っていた。その後、沼津、伊豆、小田原、東京浅草、横須賀等にも出店し、主に酒の製造販売をしている。 - 「株式会社山中兵右衛門商店小志」
- \*89 日野町志（中）p. 79~81
- \*90 司馬江漢「江漢西遊日記」 - 日本古典全集本p. 54
- \*91 滋賀大学史料館蔵 中井家文書  
この図は宝暦年間とだけ伝えられているが安永8年のプランがこれとよく似ているので宝暦大火以後のものである事はまちがいない。
- \*92 村井 正野雄三氏蔵
- \*93 ①は滋賀大学史料館蔵 中井家文書の図から作成、②は江頭恒治「中井家の研究」p. 970、③は滋賀大学史料館蔵 中井家文書 の図
- \*94 司馬江漢「江漢西遊日記」 - 日本古典全集本p. 55
- \*95 司馬江漢 前掲書p. 54
- \*96 司馬江漢 前掲書p. 55
- \*97 司馬江漢 前掲書p. 56
- \*98 日野町志（下）p. 364
- \*99 江頭恒治「近江商人 中井家の研究」p. 482

- \*100 菅野和太郎「明治維新と近江商人」 - 彦根高商論叢第11巻p. 24
- \*101 宮本又次「近世商業経営の研究」p. 303
- \*102 同上 p. 308
- \*103 清水町 久田氏蔵
- \*104 江頭恒治「近江商人 中井家の研究」p. 974
- \*105 「東山八坂地区における歴史的環境の保全修景計画調査報告書」p. 91~96
- \*106 「デザインサーベイ／五個荘1968」法政大学宮脇ゼミ - 建築文化
- \*107 清水町の曳 彫刻は、江戸時代後半に信州や東海地方を中心として活躍した建築大工「諏訪立川和四郎」の作によるものである。岡本町と南大窪町の彫刻も立川和四郎によるものという。日野町教育委員会編「日野曳 調査報告書」平成2年10月p. 74
- \*108 日野祭はやしのパンフレットより
- \*109 「塀につくられた窓」秋田節雄 民俗文化vol. 92 '71年5月発行。
- \*110 林屋辰三郎「古代国家の解体」
- \*111 「江戸時代図誌17 幾内1」
- \*112 同上
- \*113 同上
- \*114 日野小学校児童の感想文 80編による。(昭和48年)
- \*115 「日野町総合発展計画」日野町発行 p. 13
- \*116 日野町企画課 「第3次日野町総合計画」平成3年10月発行
- \*117 「日野祭調査報告書」日野町教育委員会 昭和52年
- \*118 「日野曳 調査報告書」日野町教育委員会 平成2年
- \*119 たとえば西村市郎右衛門「木曾日記」 - 日野町志中巻p. 645~649, 「日野のあゆみ」p. 50~52
- \*120 現在、町指定の有形文化財の建造物は22であるが、いずれも宝匡印塔などの石造物である。



## 第2章 京都の歴史的まちなみの調査と保存修景計画

### 第1節 京都の歴史的まちなみの概況

#### 1-1 個性ある町の連合体としての京都

山紫水明の山城盆地に平安京が置かれてから1200年、京都はたびたびの戦火や災害に苦しめられながらも、その度に市民のまちづくりの知恵と意欲を結集し、伝統の継承と思い切った都市改造を重ね、力強くよみがえってきた。そしてこの困難な歩みの中で市民は洗練を極めたいわゆる京文化、京デザインを生み出してきた。京都の魅力はこうした歴史や文化、そしてそれに裏打ちされた美意識が、特色ある生活や産業、そして景観となって各地域に定着し、西陣や室町、鉾町、祇園、伏見、嵯峨野など個性的な町々となり、その連合体として大都市たる京都ができあがっていることである。これらの町々の背景として周辺の山並み、鴨川、桂川、高瀬川などの河川、御所や二条城、東西本願寺、東寺などの大規模な歴史的建造物と明確な条坊のグリッドパターンがある。

これらの地域ごとの固有の表情はけっして自然にできたものでも、偶然にできたものでもなく、先人の絶え間ない努力によってできあがったものである。たとえば嵯峨野を見よう。平安貴族の別荘地として始まった嵯峨野の景観は、それらの別荘の庭園の一部であるかのように地域全体に植樹ときめの細かい手入れが長い間続けられてできあがった人工の景観である。しかも、その美しい嵯峨野に人々は和歌や物語、謡曲の舞台としての豊かなイメージをつけ加えた。江戸時代にはこれらの文学の舞台が名所として意識されるよ

うになり、嵯峨野めぐりの人々が増えていったという。訪れる人々にとって嵯峨野は一つの大きな回遊式庭園であるかのように捉えられたようである。

また、西陣や鉾町など市街地においては、市民は長い歴史の中で、平安京以来の伝統的な条坊パターンの上に近世を通じて高密度な大都市にふさわしい都市住宅として「京町家」を生み出し、洗練を加えて完成させた。ウナギの寝床と言われる奥深い敷地を隅々までじゅうぶん利用しつつ、そこに日々の暮らしを支える豊かな空間を確保した。そして、合理精神に裏打ちされた鋭い美意識と町内コミュニティの一員としての共同、協調意識が美しい町家とそれが軒を連ねる秩序あるまちなみを形づくったのである。じっさい、近世の洛中の町々では中世末期の町衆の伝統を受け継いだ町人たちが、その自衛組織としての町組の上に、各町で町規を定めていた。町に居住する者の職業などの制限が決められるとともに、町家の意匠についても細かな取り決めがなされていた。<sup>＊1</sup>。

さらに京都に数多い伝統行事を見よう。これらは厳粛な宗教行事であると同時に人々の生活哲学や願望、美意識などをよく表現している。たとえば祇園祭の華麗な鉾や山の巡行、屏風祭などは京町衆のエネルギーや文化の高さを示して余りある。また、お盆の夜を焦がす五山の送り火は、京都盆地全体をキャンバスとした壮大な環境芸術ともいえ、そこに

は都市デザインの意志さえ感じることができ

る。また、近代以降の歴史的景観や風致景観保全のためのさまざまな努力、昭和戦前期の北白川や下鴨などの区画整理による近郊開発、吉田山東麓や石塀小路などにみられる大規模土地所有者による中流向けの借家経営などの開発はすでに魅力ある住宅地として熟成をみている。

こうして京都は大都市でありながら、近年まで市内の各所に歴史や伝統、自然美と一体となった個性豊かな町々を育ててきたのである。

#### 1-2 京都のまちづくりイメージとその変化

このような市民のまちづくり意識やその基盤となった社会経済的条件は、近代化の中で次第に見失われがちとなってきたが、それでも今なお、市民の歴史的文化的環境や景観を大事にする気持ちは根強い。ここでは市民の京都のまちづくりに対するイメージとその変化を京都市の市民意識調査結果からみてみよう。

京都市は昭和53年(1978年)7月に「まちづくり構想のためのアンケート調査」、平成2年(1990年)12月に「新京都市基本計画策定のための市民アンケート」調査を実施している。1978年調査は20歳以上の市民2,158人、1990年調査は同2,608人に調査票を郵送し、それぞれ80.5%、59.3%の回答を得た。この2回のアンケートの質問内容はほぼ似ており、特に京都の現在の都市イメージと将来の都市イメージを問う設問については項目が同一であるのでこの間の変化についても比較できる。図1-2-1、

2は10の項目について「そう思う」と答えた割合を%で示したものである。

図1-2-1は項目を支持率が高いものから順に並び替えたものであるが、1978年調査では歴史文化環境、伝統産業、山紫水明、心のふるさと、学術文化の5項目が50%を超え、特に歴史文化環境は93%と9割を超える支持となっている。しかし、町並みが美しいも47%の支持にとどまり、国際性、庶民性、高度な都市サービス、近代工業都市の項目も支持率が低い。そして1990年調査では高度な都市サービス、近代工業都市を除いてすべて支持率が下がっている。歴史文化や山紫水明、町並みなど、これまでの京都の魅力の中心に挙げられていた項目が市民の支持さえやや薄れてきていることが読みとれる。また、西陣などの伝統産業の低迷、大学等の市外転出なども市民意識に敏感に反映しているようだ。

次に図2-1-2 将来の京都のイメージ をみてみよう。これは将来こうなるだろうという予測ではなく、こうあるべきだ、こうあってほしいという要望を聞いたものである。前図と同順に項目を並べてあるが、前図と比べていずれも選択率は低い。1978年調査では歴史文化、山紫水明、心のふるさとの項目がほぼ同じ選択率で、まちなみが美しいがやや低いが、1990年調査では歴史文化、まちなみが美しいの項目の選択率が急増している。京都の現状をこれらの項目で示される魅力が薄れたと捉える一方で、その魅力の再生を強く希望しているわけである。また、高度な都市サービスの受けられる都市を望む声も大きくなっている。

このように市民は京都が歴史性や文化性が感じられる、美しい町であり続けること、そ



図1-2-1 現在の京都のイメージ

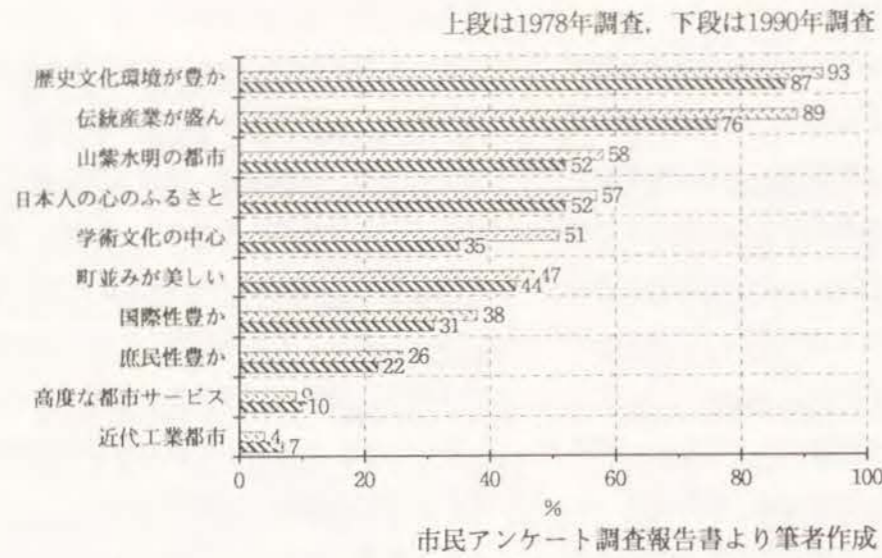


図1-2-2 将来の京都のイメージ

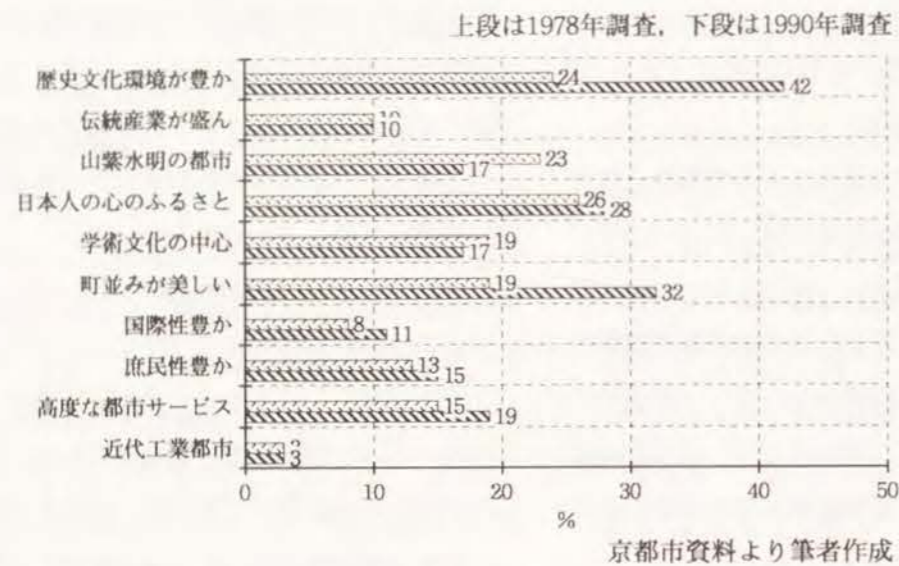
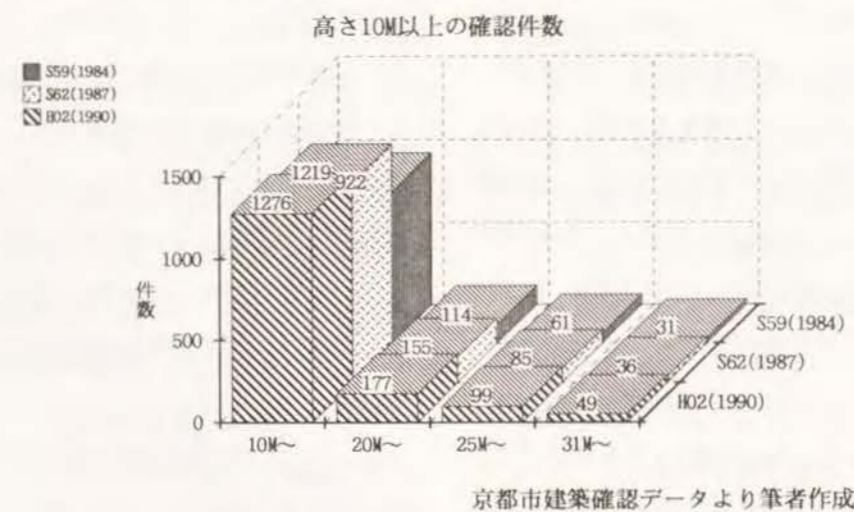


図1-2-3 高さ別にみた建築確認件数の推移 (高さ10M以上)



してまた、現代に生きる都市であることも望んでいるのである。

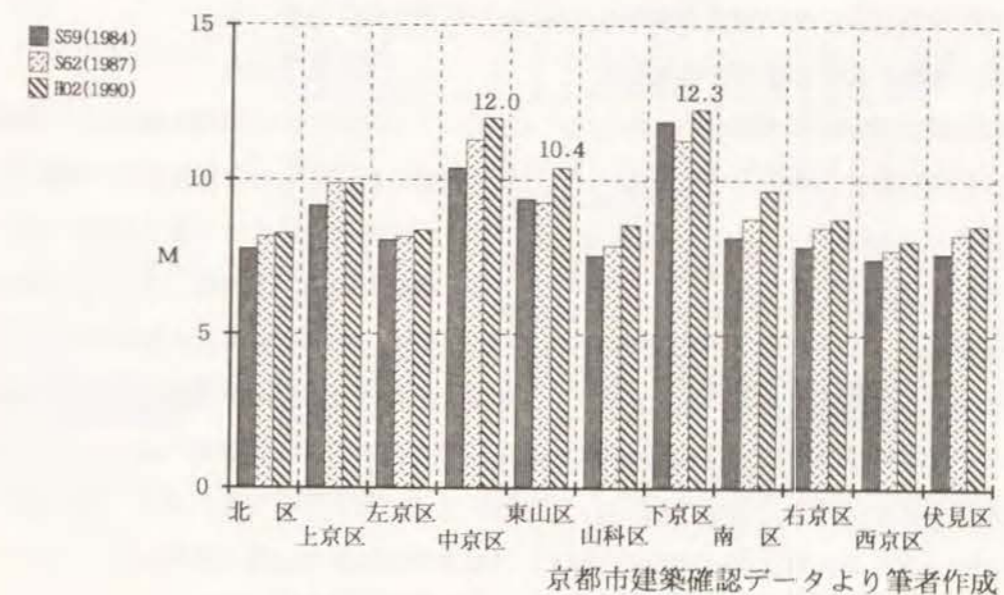
しかし、市内の建築物の建て替え更新は活発で、地域の歴史的個性を示していた町家等は姿を消しつつある。

昭和50年代後半、中曽根内閣によって推進された民間活力の活用による内需拡大と都市再開発促進の政策（たとえば、昭和58年7月の建設省の「規制の緩和等による都市再開発の促進方策」、昭和61年4月及び9月の「総合経済政策」など）は昭和60年代はじめに東京圏で急激な地価高騰をもたらした。それは住宅用地はもちろん、業務用地さえその負担能力をはるかに超える勢いを示した。政府は昭和62年10月の臨時行政改革推進審議会の答申に基づき、首都機能、産業中枢機能の分散や地価の監視制度等を内容とする「総合土地対策要綱」を昭和63年6月に発表した。地価高騰は東京圏から地方圏へと広がり、全国的にバブル状況を現出した。京都の地価は昭和61年から高騰し始め、昭和63年の公示地価は商業地

の最高値で82%、平成元年の最高路線価は93%の上昇という、天文学的な高騰をみた。東京圏での地価高騰と京都での地価高騰の時間差の間隙をぬって、「事業用資産の買い換え特例」等の税制上の優遇措置を使って京都市内で投資用ワンルームマンションの建設をはじめとする各種の建設活動の活発化や値上がりを見込んだ地上げが横行し、市内は各地で環境や景観問題で住民と事業者が鋭く対立した。

この間の事情を建築確認申請の状況からみると、昭和59年には申請の総数7,756でこのうち高さ10M以上が922件、11.9%であったのが、同じく昭和62年には総数8,768件にもなり、1,495件、13.9%、平成2年では確認申請件数は7,451件とやや沈静化した。1,276件、17.1%が高さ10M以上と建物高さはどんどん高くなっている。図1-2-3はその高さ10M以上の建築確認申請について高さの段階別に分析したものである。20M, 25M, 31Mを超える建物がそれぞれこの間の6年間で5~6割増加していることがわかる。

図1-2-4 建築確認申請の平均高さの推移 (行政区別)





ちなみに、建築確認の建物の平均高さの推移を行政区別にみたのが図1-2-4である。全行政区で平均高さが上昇しているが、中京区、東山区、下京区、南区などで伸びが著しい。平均高さが平成2年度に10Mを超えたのは中京区、東山区、下京区の3区でそれぞれ、12.0M、10.4M、12.3Mであった。平均で3～5階の建物となり、新築建物の多くが周辺の町家が並ぶまちなみから突出するようになったことがわかる。

### 1-3 歴史的まちなみの分布

前述のように京都は個性ある地域の連合体であり、各地に特色あるまちなみが形成された。昭和47年に筆者も加わって実施された京都府文化財保護課のまちなみ・集落の分布調査では、京都市内で約70カ所が抽出された。市内至る所に興味あるまちなみが分布しているのである。しかし、これらのまちなみも、伝建地区（特別保全修景地区を含む）や歴史的界わい景観地区など保存施策が実施されているところは別として、次第に建て替え等によりその特性を失いつつある。そこで、伝建地区等に加えて今後早急に現状調査や保存修景計画の立案と実施が必要な歴史的まちなみや地域を資料や現地観察から選び出したのが表である。ここではわかりやすくするため、7つのタイプに分類した。

#### 1. 洛中の町家等のまちなみ

上京区、中京区、下京区の洛中の地域には今も多くの町家が残されている。しかし、それらも今では商業ビルやマンションによって分断され伝統的景観が破壊される例が目立っている。地上げされ、駐車場となっているところも少なくない。祇園祭を支える鉦町、山

町も町家の建て替えによって祭の担い手が急減し、負担にあえいでいる。生活の場としての再生を図る施策とともに、残り少なくなった伝統的な町家やまちなみの保存施策が早急に必要である。上京区の小川通りでは織物問屋による自主的な保存修景の試みが行われており、注目される。

#### 2. 社寺門前のまちなみ

社寺門前のまちなみは数多い。ここで挙げただけでも9にのぼる。産寧坂地区、上賀茂社家町は伝建地区に指定されているが、その他は風致地区または美観地区に指定されているのみである。風致地区ではすべての新築建物等は景観上の指導を受けるが、これまでの指導基準が必ずしも既存の建物デザインとの同調を促すようになっていなかったため、やや不調和があらわれている。伝統的な建物の保存そのものは風致地区制度の対象とはならない。美観地区に指定されているまちなみであっても、大部分は第2種地域で高さ15mまでの新築建物等は指導対象とならず、かつ高度地区の制限以下であれば20mの高さまでは許容されるので、各地で既存の伝統的まちなみとの不適合が起こっている。

#### 3. お茶屋のまちなみ

祇園発祥の地である祇園新橋地区は伝建地区に指定され、まちなみ保存事業が実施されているが、後述のように大きな課題を抱えている。祇園町南側、宮川町、上七軒等の地元から京都市に対してまちなみ保存地区指定の要望が出ている。祇園町南側では花見小路沿いにすでに何棟もの3階建て建築ができており、急速にまちなみが乱れようとしている。早急な調査と保存施策が望まれる。

#### 4. 街道沿いのまちなみ

嵯峨鳥居本地区は伝建地区に指定されている。鞍馬地区は保存対策調査が実施されて久しいが、いまだ具体的な保存施策が採られていない。ただ、これまで風致地区としての指導の中で、周辺の伝統的建物デザインに準じた外観となるよう誘導しており、かなりの効果をあげている。

#### 5. 酒蔵のまちなみ

伏見の南浜の酒蔵と本家の町家群についてもすでにまちなみ保存対策調査を始め、各種の景観調査が実施されているが、いまだ施策化されていない。すでにかかなりの酒蔵や町家が姿を消したが、月桂冠酒造や寺田屋を中心

とした濠川沿岸の地域は今も伝統的景観を保持しており、これらの保存対策が必要である。

#### 6. 農村集落

詩仙堂から修学院、曼殊院等の名所旧跡を取り囲むように蔵を持つ農家の集落が点在している。山麓のなだらかな傾斜地に広がる田園越しに市街を眺望することができる。京都においてはすでに貴重となった農村集落の景観である。松ヶ崎の旧集落は農家や和風住宅の家々の前に川が流れ、独特の景観を持っているが、最近単身者用賃貸マンション等の建築が続いており、景観が乱れつつある。

表1-3-1 京都の主な歴史的まちなみ

まちなみの種類	名称	地区の特色	摘要
1. 洛中の町家等のまちなみ	・鉦町（矢町副町） ・鉦町（太子町副町） ・寺之内 ・小川通り ・壬生寺周辺	杉本家等伝統的町家が残る街区 秦家等伝統的町家が残る街区 表千家、裏千家、茶道具店のまちなみ 織屋、住宅のまちなみ 八木家等の郷土住宅群	
2. 社寺門前のまちなみ	・産寧坂 ・上賀茂社家町 ・銀閣寺門前 ・真如堂門前 ・神宮道 ・東本願寺寺内町 ・西本願寺寺内町 ・仁和寺門前 ・大覚寺門前	東山の散策路沿いの町家、茶店等 明神側沿いの上賀茂神社社家のまち 参道沿いの店舗、農家群 吉田山との間の閑静な低層住宅群 平安神宮から青蓮院へのまちなみ 法衣・仏具店、諸国詰所のまちなみ 法衣・仏具店等のまちなみ 門前の低層住宅街 参道沿いの低層住宅街	伝建地区 伝建地区
3. お茶屋のまちなみ	・祇園新橋 ・祇園町南側 ・宮川町 ・先斗町 ・上七軒 ・島原	お茶屋のまちなみと白川沿いの景観 花見小路の両側に広がるお茶屋街 狭い通り沿いに並ぶお茶屋のまちなみ 狭い通り沿いに並ぶお茶屋と飲食店 北野天満宮に隣接するお茶屋街 角屋、輪違屋などのお茶屋のまちなみ	伝建地区
4. 街道沿いのまちなみ	・嵯峨鳥居本 ・鞍馬 ・壱原	愛宕街道沿いの茶店と町家のまちなみ 鞍馬街道沿いの旧薪炭問屋等のまちなみ 山陰街道壱原宿のまちなみ	伝建地区 まちなみ調査済み
5. 酒蔵のまちなみ	・伏見南浜	伏見の酒蔵と本家の町家のまちなみ	まちなみ調査済み
6. 農村集落	・修学院 ・松ヶ崎前川	詩仙堂、修学院、曼殊院周辺の農家群 旧松ヶ崎村の農家群と前川の景観	
7. 近代のまちなみ	・三条通り ・石堀小路 ・新門前通 ・吉田山東麓住宅群	明治・大正の近代洋風建築と和風建築 大正時代の和風住宅群と石堀の景観 知恩院門前の古美術店のまちなみ 大正後期に開発された高級借家群	歴史的界わい地区 まちなみ調査中



## 7. 近代のまちなみ

三条通りは京都の近代のメインストリートであった通りで、レンガ造や石造の近代洋風建築や和風建物が並んでいる。歴史的界わい景観地区に指定され、近代洋風建築等景観重要建築物の修理等への補助金制度と新築建物に対してのデザイン指導が行われている。石塀小路地区は大正時代に和風住宅街として民間開発が行われたところで、石畳と石塀、塀越しの樹木が一体となって親しみやすい落ち着いた雰囲気を持っている。地元の人々の要望を受けて、現在このまちなみの保存対策調査が実施されており、条件が整い次第、伝建地区に指定される運びとなっている。吉田山の東麓の住宅群は大正末期に高級借家として民間開発で建築されたものである。「銅御殿」と称されるように、整然と石垣が積まれた広い敷地に緑青がふいた銅屋根の住宅群が吉田山の緑を背景に並んでおり、見事な景観を呈している。ここも地上げが進んでいるといい、早急な対策が必要とされる。

### 1-4 歴史的まちなみの保存修景

このように京都には多くの貴重な歴史的まちなみがあるが、それぞれこのままでは消滅

## 第2節 歴史的まちなみの調査と保存修景

### 2-1 洛中のまちなみ

#### (1) 洛中の町家とまちなみ

桓武天皇による平安京は唐の首都長安を模してその1/3の規模で造営された。現在の千本通りをほぼ中心に東西4.6KM、南北5.3KMに及ぶ方形の都城であった。この都城は約800年後に聚楽第を中心に京都の近世城下町化をめざ

の危機にさらされている。地元の人々、研究者、行政が一体となって綿密なまちなみ調査を早急に行い、保存修景計画を策定することが必要である。歴史的調査や建物等の実測調査により、各地域のまちなみの形成過程を把握するとともに、現代におけるまちなみの再評価を行い、保存のための総合的な計画づくりが急がれる。もちろん、地域の社会経済的な問題、建築基準法上の課題、防災上の課題、税制、補助金、行政の指導体制その他様々な困難が予想されるが、これらを一つ一つ乗り越え、少しずつ成果を積み上げてゆくほかはない。歴史的まちなみの保存修景は地域の歴史を生かした総合的なまちづくりであり、なにより地元の人々をはじめ関係者の粘り強い努力を必要としている。

以下の第2節では京都の歴史的地域の内、洛中の全体的な景観保全方策の検討と鴨東の産寧坂、祇園新橋地区、そして洛外の鞍馬、嵯峨鳥居本地区の歴史的まちなみの調査と保存修景計画について論述する。そして第3節では直接の業務経験を踏まえて、保存修景の技法と展開、さらには今後の課題について分析する。

す秀吉によって大改造された。その一つは御土居の建造と寺町・寺の内の建設であり、もう一つは市街地の新地割りであった。鉾町を除く地域において、平安京以来の正方形街区の中央に南北通りを貫通させて短冊形の地割りを実施し、土地利用の促進を図った。御土居に囲まれた市街を洛中と称し、外部を洛外

として区分した。

洛中は明治末から大正にかけての三大事業の内の道路拡張と市電敷設事業によるものと第2次大戦の疎開跡地の整備による広幅員道路、公園広場の建設によるほかは基本的に市街地の構造を変えていない。西陣においても、田の字形と呼ばれる都心幹線道路の内部市街地においても、多くの街路は4~6m程度の幅員であり、その沿道に近年まで町家等の木造低層建築物が軒を並べていた。

室町時代から江戸時代はじめに盛んに描かれた洛中洛外図をいくつか見比べてみると、京町家はこの時期大きく発展したことがわかる。それまで蔀戸やのれんで構成されていた町家の正面は、次第に格子を主としたものへと変わった。格子は当初は目の粗いものだけであったが、やがて細い縦棧を細かく組んだ千本格子も現れた。格子は必要に応じて棧の太さや長さ、その組み合わせ方を変化させ、さまざまなデザインの格子窓がつけられるようになったのである。出格子窓もそのひとつである。当時の町家の開口部にはこれらの格子窓のほか、むしこ窓や半円形の窓、花頭窓も使われ、また2階の縁を張り出したものもみられるなど、さまざまな手法が用いられており、これらの中には現在の町家を構成する意匠要素の多くを見出すことができる。この時期、京町家は独自の意匠要素を生み出すと同時に、当時めざましい発展を遂げた数寄屋造りなどの意匠も自由に取り入れて、変化に富む外観デザインを作り上げたのである。

近世も中期になり、社会が安定してくると、まちなみ景観も次第に統一のとれたものへと変わっていく。当時の風景画などをみると、隣りあう町家の庇がほぼ同じ高さで連なり、

個々の町家の正面も互いによく似たデザインとなっており、まちなみ景観に落ちついた秩序が感じられる。町家のこれまでの多様な意匠要素も整理され、洗練されていった。この時期に棧瓦葺きが普及したことも見逃せない。草葺や板葺き、また重々しい本瓦葺きが混在していた京の町は、色や形のそろった棧瓦の屋根が軽快なリズムを刻む町へと姿を変えていったのである。

近世中頃から幕末にかけて次々と出版された京都の案内書ではいっそう整った姿の京の町をみることができる。たとえば「都名所図会」では、町家はすべて瓦葺で一階は平格子か出格子にぼったり床几、2階は祇園などは別としてほとんどむしこ窓に統一されている。そして一階の軒先は各戸をつないで一直線に描かれている。じっさい幕末期の「守貞漫稿」によれば「居宅高低無く、一望自ら整然たり。」という整った景観を示していた。

よく知られているように、このような整然としたまちなみは近世の封建制下における様々な禁制、建築生産技術の均質化や建築材料の規格化などを背景としつつも、一方では各町内が独自の町規で職種や「町並」のあり方を定めていたこともその成立に大きく関係している。町規では共同体としての均一性と排他性という性格によって、競合をさけるため職種を制限したり、また同業者町的性格を持つ町内では他業種を拒むことがあった。これが町家の前面意匠の中心である格子の形態を概ね統一することにもなった\*2。また、通りにそって建物を凹凸無く揃えること、格子や見世棚、のれんや看板のありようまで規定している町規もある。の

このように近世初期には多くの意匠要素で



構成されていた町家は、社会の安定と成熟とともに都市住宅としての洗練を加えて完成され、町規等の均整なまちなみづくりをめざす自主的取り決めもあって、京のまちなみは都市景観としての統一と調和の美を実現していたのである\*3。

ところで、京町家を都市住宅として評価する場合、均一化され単純化された意匠要素とその豊かな組み合わせによる外観の美しさや短冊形の敷地を余すことなく活用する平面―しかももたやから様々な商売や手工業など

あらゆる用途を包含しうる融通性をもつ平面が可能であること―だけでなく、これらの個々の町家がいかに密接して建てられようと互いに干渉することも他に迷惑をかけることもないという自己完結性を持つことである\*4。町家は洛中という密度高い市街地においてあらゆる職種、あらゆる年齢階層の人々を破綻無く収容し、活気ある産業やこれに裏打ちされた豊かな文化を育ててきた、京都の誇るべき資産であるといえよう。

### 参考―町の「定」の例―建物、町なみに関する条項

- [上京区室町下柳原南半町文書 寛政8年1月 1796] 資料京都の歴史7 p.117  
一、町中普請等之儀、一統相談之上致可申候。乍、去、聊之義八年寄計可申事。
- [上京区中立売町 諏訪家文書 明暦2年 1656以前] 資料京都の歴史7 p.229  
一、一軒之家ヲ三軒ニ仕分御住居候事、堅御無用也。  
一、家を買副、吾ツニ被成事。三軒迄ハ吾ツニ被成事、古より在之儀ニ候。右三軒之外、吾ニつぶし申儀、堅法度之事。
- [上京区清和院町文書 万治2年 1659] 資料京都の歴史7 p.231  
一、家作事仕候ハバ、地形つき申節町中相談仕、上下むかふを見合、町並能様ニ仕へく候事。
- [上京区清和院町文書 寛文13年 1673] 資料京都の歴史7 p.232  
一、昔より、当町は何も商見せにて、奥住居しにて表たいへい之家岩軒も無い候。今度火事ニ付、かり屋之奥住居、かりのたいへいは格別之義也。いつまでも永々敷たいへいにして、昔よりの町なみちかへ候事仕間敷候。但、表を借家ニたて、奥住居はくるしからず候。然間、表かりへいをそそうニ仕立可申候。町中寄会如此候。
- [上京区西亀屋町文書 享和3年 1803] 資料京都の歴史7 p.504  
一、普請其外何によらず年寄方え相届ケ可申候事
- [中京区冷泉町 寛政9年 1797] 資料京都の歴史9 p.95  
一、新造家建之儀ハ町分え前以絵図相見せ、其上ニ而普請可被致事
- [中京区衣櫛町 慶長10年 1605] 資料京都の歴史9 p.335  
一、うらの地他町へうる事、一切停止すへし。自然町内へ屋敷はかり売事候ハバ、買主より十分一可出候。若又当町に家を買、其家を売候共、むかしよりの売券の屋敷を切て、他町へ付へからざる事

### 1. 京町家等の分布

江戸中期以降の洛中には約1670の町があり、町家が約4万戸あったというが、現在では建て替え等により急速に減少している。そこで現在の保全状況を京都市の調査資料をもとにみ

てみよう。調査は平成4年度に洛中の上京区、中京区、下京区（ただし、JR東海道線以南、山陰線以西を除く）及び伏見区南浜学区、板橋学区の一部について行われた。（京都市都市計画局都市景観課 歴史的景観資源に係る

表2-1-1 京町家等の分布と種類別構成比

	平低二町家	中二階町家	高二階町家	高層型	蔵型	その他	小計1	小計2	小計3	歴史的施設
上京区	771	466	1,250	51	76	418	3,032	4,650	206	386
中京区	279	371	1,245	48	24	134	2,101	2,676	79	113
下京区	305	393	1,073	63	20	237	2,091	3,790	39	170
伏見区	118	34	119	3	4	16	294	282	17	12
合計	1,473	1,264	3,687	165	124	805	7,518	11,398	341	681

図2-1-1 京町家の種類別構成比

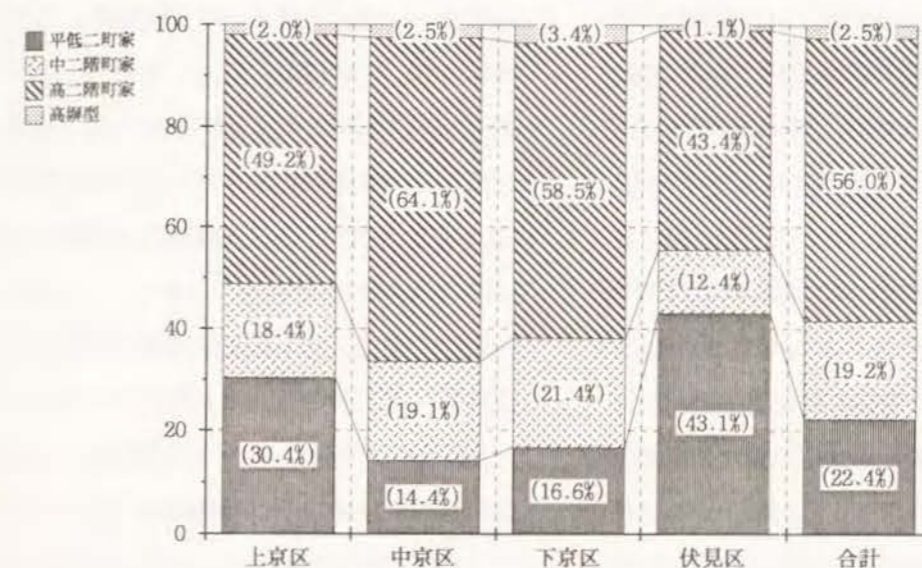
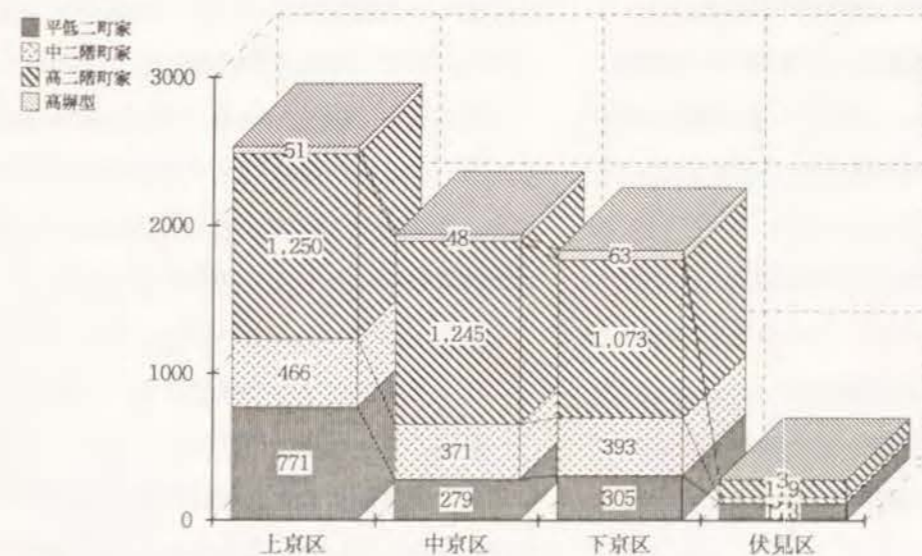


図2-1-2 京町家の種類別棟数



この頁の表及び図はいずれも京都市都市計画局「歴史的景観資源に係る調査報告書」のデータから筆者が作成。



調査報告書)

表2-1-1はその総括表であるが、ここでは町家を平屋+むしこ造りの低2階建町家、低いガラス窓等のある中2階建町家、高いガラス窓等のある高2階建町家に分類するとともに、高塀が回っている町家型和風建物、及び街路に面している蔵、待合い等のその他の町家についても集計している。いずれも原型をほぼ保っているもの、改装程度のもをとりあげて、小計1としてまとめている。小計2は看板建築型町家や改造町家の合計、小計3は屋敷型の和風建物や3階建町家の合計で、歴史的施設とは祠や鳥居、地藏堂などを取り上げたものである。

図2-1-1から5までのグラフは小計1の町家と蔵について構成比を表したものである。図2-1-1で全調査対象範囲の計を見ると、合計7,518棟が原形または改装程度で残っており、その内の56%が比較的建築年代が新しい高2階町家である。平屋やむしこ造り町家は1,473棟、22.4%にすぎない。4つの行政区で見ると上京区と伏見区で平屋やむしこ造り町家の割合が多く、中京区では高2階町家が2/3近くを占める。図2-1-2は種類別の実際の棟数を視覚化したものである。上、中、下の洛中の3区が多く、伏見区は調査地域が2学区だけということもあるが、非常に少ない。3区の内では上京区が保全されている町家が多く、より古い様式である平屋やむしこ造り町家が他の2区の2倍以上ある。西陣等でマンションなどへの建て替えが進んでいるとはいえ、まだまだ伝統的町家が多く分布していることがわかる。

## 2. 京町家の事例調査

京町家については多くの調査がなされてい

るが、ここでは筆者が実測した洛中の京町家のうち、4例を事例的にとりあげる。

### A. 上京区小川通り上立売上ル 住山家

住山家は小川通りに面する間口約7m、奥行き14.4mの敷地をもつ小規模のむしこ造り町家である。明治初期の建築と想定される。1階は通り庭を介してみせのみ、なかのみ、おくのみが一行に並ぶ。通り庭の上部は吹き抜けとなっている。表は平格子と出格子、戸袋で構成され、2階は低いむしこまど(一部ガラス戸)の典型的な町家の外観である。2階は表のむしこ窓の裏が納戸で、その奥は屋根を高く改造して、十分な天井高さの座敷等2室が設けられている。

ところで、この小規模ではあるが典型的な京町家は所有者の好意と京都市等の努力により1980年にボストンの「子供博物館」に移築展示されている。子供博物館はウオータフロントの再整備が進む地区にあり、既存のレンガ造6階建ての倉庫の内部を改造し、運輸博物館とともに設置したものである。京町家はこの3、4階に京大工の手で移築され、表の通りの両側、向かい側にも町家等のファサードが本格的に再現された。訪れた子供たちはここで本物の京都の町なみを体験できると好評である\*5。-補論 第2章 写3-3-2「子供博物館の中に再現された京町家」参照

### B. 下京区油小路通仏光寺下ル 秦家

秦家のシンボルは何といてもまず、「奇応丸」と書かれた大きな屋根付看板である。同じようにりっぱな看板を掲げていた油小路御池下ルの森島法衣店がマンションに変わってしまった今となっては、秦家のこの看板は

貴重なものである。秦家で次に目につくのは白地に黒で染めぬいたのれんである。

さて、秦家は当主で十二代目という古い薬舗で、初代が道楽でつくった妙薬を近所の人に分け与えたのがはじまりであったと伝える。表間口は約5間で、このうち3間半は中央に前述の軒看板を掲げるむしこ二階、残り1間半は下屋庇付きの平家建てとなっている。数回の増築が繰り返された当家のうち、この表部分が一番古く、元治の大火直後に建てられたものという。たしかに柱、梁、庇、のれんかけなどすべての部材が骨太く堂々としている。むしこ窓も厚塗りの額縁が塗り回され、重厚さを加えている。屋根付看板を支える梁は屋内にまで達し、特殊な桔木構造となって軒の垂れ下がるのを防いでいるのも古い商家らしい工夫である。

表の戸口を入るとみせの間であり、ここにもりっぱな「奇応丸」の置看板が据えられ、座机のまわりに結界を設けて典型的な商家の構えを守っている。みせの間の土間から奥に進むと玄関前の庭にでる。ここからみせの間と平行に三畳と四畳半の玄関の間と坪庭が続く。みせ部分と母屋部分を結ぶ、つなぎの空間となっている。母屋は六畳と八畳のざしきなどで構成され、縁を介して深い緑の庭に面している。さらにその奥には離れや土蔵が設けられている。つまり秦家は、いわゆるオモテ造り町家の標準的な平面型式をよく保っている町家といえることができる。

### C. 中京区富小路姉小路上ル 井山家

御池通りから三条通りにかけての富小路通り一帯は今も伝統的な構えの町家がよく残っているところである。

その一つ、富小路姉小路の東北角の井山家は江戸時代に代々最上屋喜八の名で紅花を手広く扱った問屋で、富小路に面してむしこ造りの主屋と蔵が並ぶ整った外観の町家である。表間口8間の内、南端の2間が玄関土間で、この部分は落ち棟になっている。続く3間半が居室部分で外観は細かい平格子と出格子で構成されている。平格子の前面には名栗の駒寄せが設けられている。2階は額縁を回したむしこである。大屋根の上にはかつて「火の見」があり、五山の送り火がよく見えたという。この主屋は元治のどんと焼きの直後に建て直されたという。主屋の北には本瓦葺きの蔵が続いている。明治時代に建築されたもので、通りにむかて庇が設けられ、出格子が取り付けてあるなど、一階は住宅風のデザインになっている。蔵の前面のこのような扱いは他のいくつかの町家でも見られる。修景技法の一つと言えよう。

井山家の平面は広い通り土間と二列の居室群からなるほぼ定式通りの京町家であるが、台所回りなどに改造を加え、通風や採光にも工夫した快適な住まいとなっている。外観や座敷回り、庭などで伝統的な町家の良さを守りながら、現代住宅としての機能性を満足させるのに成功したすぐれた例である。

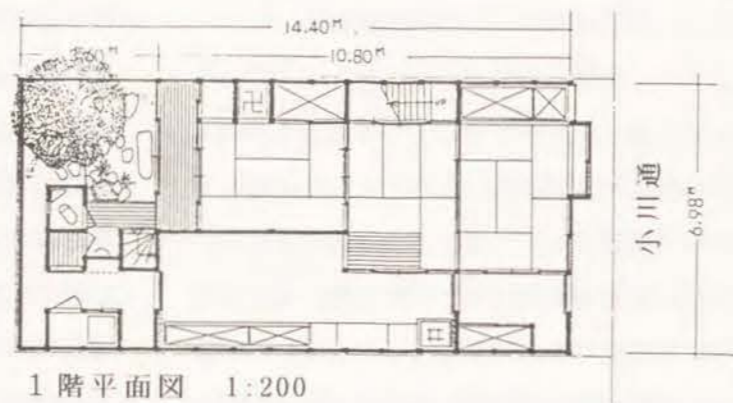
### D. 中京区油小路通錦下ル 野口家

野口家は油小路に面する間口が約15m、約45mの奥行きのある敷地奥ではさらに敷地幅が約26mにもなる大型の町家である。表の内、約4間がむしこ造りの外観で、その脇に長屋門風の意匠と高塀の部分が続き、全体として不思議な構成を持っている。

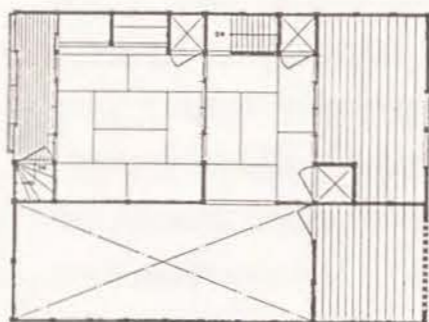
むしこ造りの主屋の部分は元治元年のどん



図2-1-3 住山家 実測図  
筆者作成

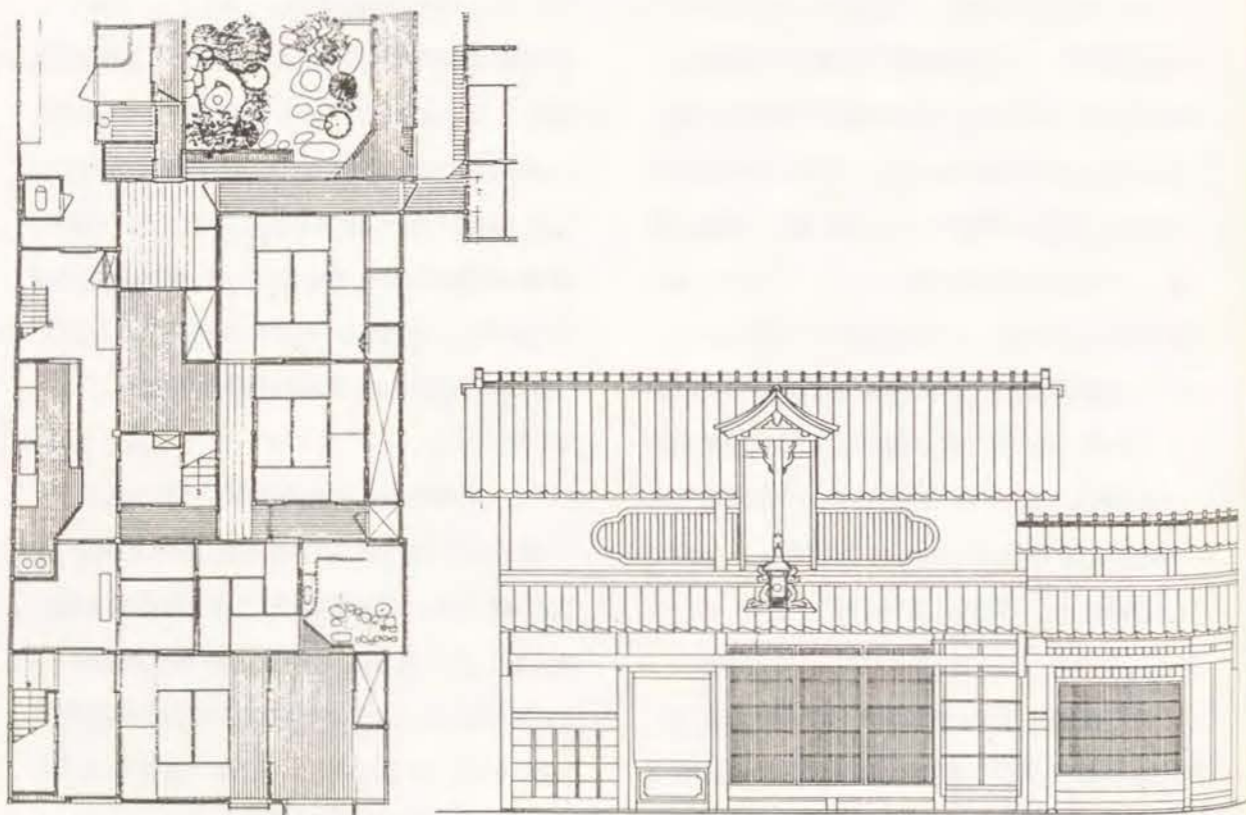


1階平面図 1:200



2階平面図 1:200

図2-1-4 秦家 実測図 筆者作成

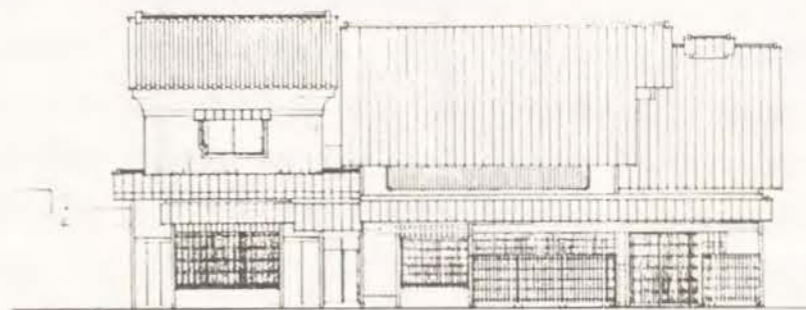


油小路通

立面図 1:100

1階平面図 1:200

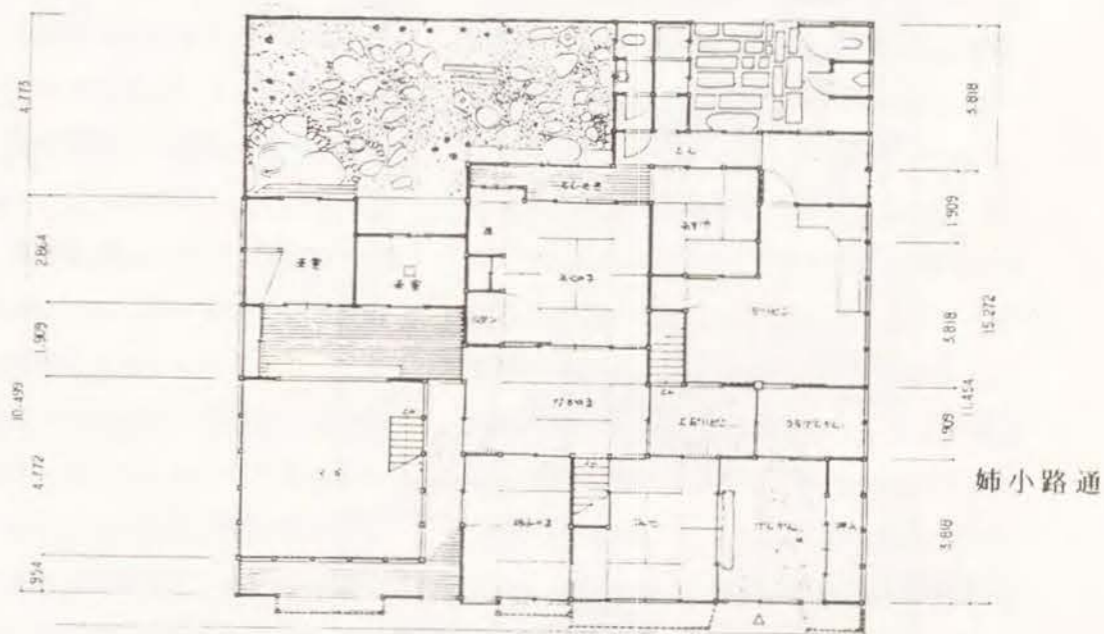
図2-1-5 井山家 実測図 京都市資料(京都環境計画研究所及び筆者)



立面図 1:200



断面図 1:200



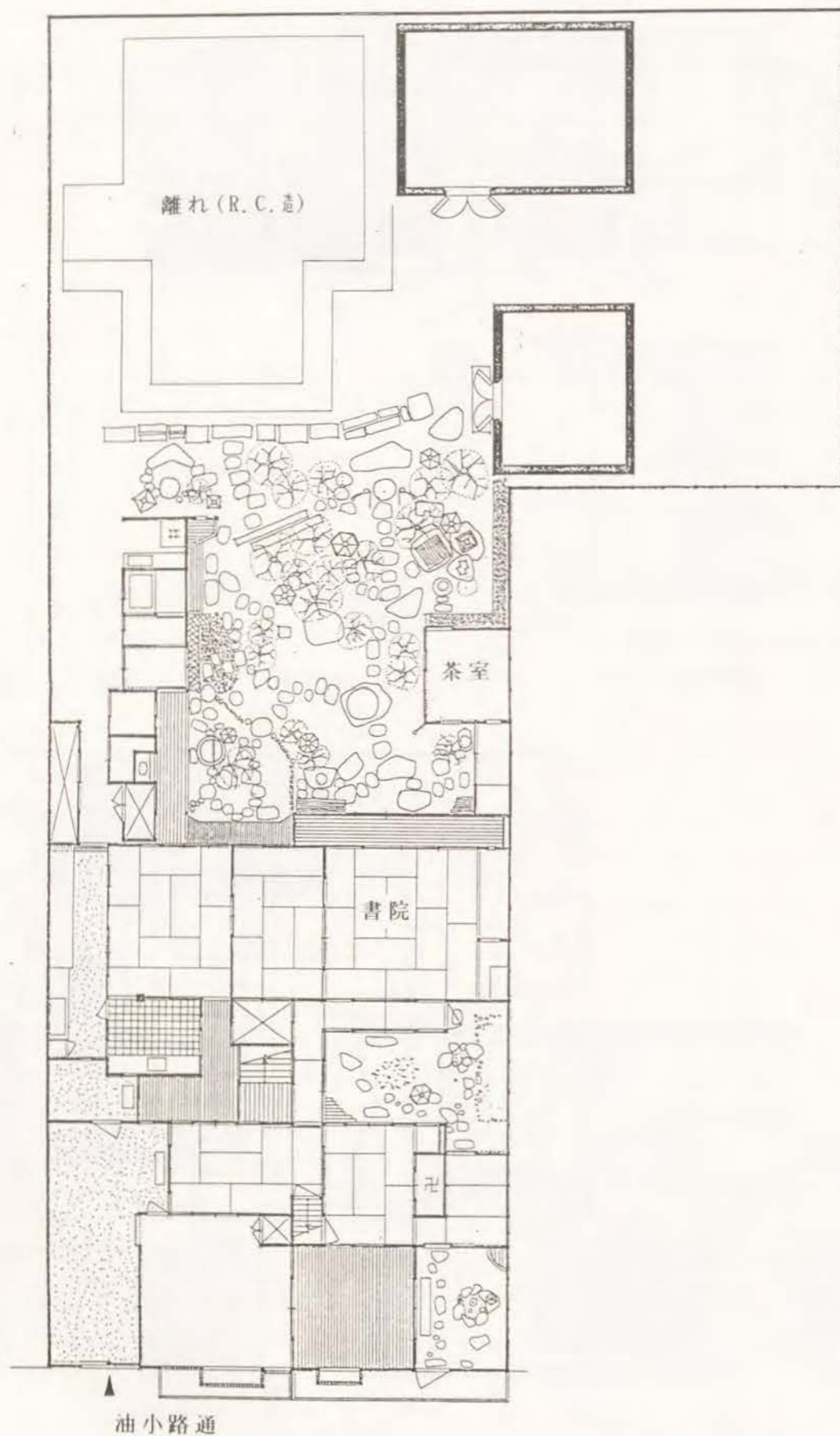
富小路通



1階平面図 1:200



図2-1-6 野口家 実測図 筆者作成



と焼きの直後に再建されたといわれ、その後門や塀、次に明治4年に書院が移建され、続いて茶室や露地庭などが整備されたという。

こうした経過を反映して平面は柱筋の食い違いがあったりしてやや複雑ではあるが、坪庭、露地庭などが適切に配置され、奥行きがある敷地にも関わらず、明るく、涼やかな住まいとなっている。なお、野口家文書によれば書院の部分はもと伏見の小堀屋敷にあったものを購入したものといい、幅広の床、大胆な意匠の欄間などに端正な中にも数寄屋の趣がある。都心にあってゆとりを感じさせる町家ではある。

### 3. まちなみ景観の変貌

洛中においては、近年の地場産業の低迷や生活環境の悪化等により急激な人口減少と高齢化が起こり、地域コミュニティも弱体化するなど、職住近接のバランスの取れた都市居住のシステムが崩壊を始めており、町家やこれの連なるまちなみ景観が大きく変貌しつつある。これに加えて近年の土地高騰とバブル経済は中高層マンションや地上げによる空地を急増させ、洛中景観をいっそう悪化させた。ここでは近年の洛中における建築活動を概観し景観変貌の実態を把握する。

まず、図2-1-7で洛中の木造住宅戸数の推移を見てみよう。データは昭和63年度まででやや古いが、昭和43年からの20年間で戦前の木造住宅の6割弱が姿を消し、その分戦後の木造住宅と非木造の住宅が増えているのがわかる。特に非木造の住宅の増加率は大きく、戸数では戦前木造住宅を上回る勢いである。京都は戦災をほとんど受けなかったことにより歴史的文化遗产を豊富に受け継いできたが、

洛中の住宅の大部分を占めていた町家については、戦後40年余でその多くを失ったわけである。

ところで、図2-1-8は昭和51年から平成2年までの20年間の洛中における住宅延床面積と人口の推移を示している。洛中の人口は昭和30年頃をピークに一貫して減少し続けているが、この20年間に於いても約20%の減少をみている。一方この間の床面積は753万㎡から911万㎡へと約21%も増加している。その結果洛中の一人当たりの住宅床面積は23.3㎡から35.6㎡へと向上している。実際には空き家になって活用されていない住宅がかなりあると思われる。事実、市内の空き家率は昭和63年において11%を超えている。これは、一概には言い切れないとしても、建設する必要がない住宅が洛中で多く建設されていることを示すとも言える。たとえば投資用の事業用資産としてのワンルームマンションなどがこれにあたる。その多くが許容容積率のぎりぎりを使う高層建物である。京都市では中高層の建築計画について事前に周辺に公開し、事前の話し合いを促す中高層建築物届出制度を実施しているが、その状況を図2-1-9で示した。全市での届出数は昭和58年度には376件であったが、その後増加を続け、特に昭和61年度から急増し、平成元年度には814件に達した。このうち洛中3区で合計285件と35%を占めている。特に中京区の届出は多い。また、届出の内、共同住宅（店舗や事務所と併用も含む）は元年度は53.2%と全体の過半を占めており、いかにマンションが多かったかがわかる。中高層の届出はこの元年度をピークに減少に転じ、平成3年度には全市で495件と昭和59、60年度の水準に戻っている。この内の共同住宅の比率も平



図2-1-7 洛中（都心3区）の木造住宅戸数の推移

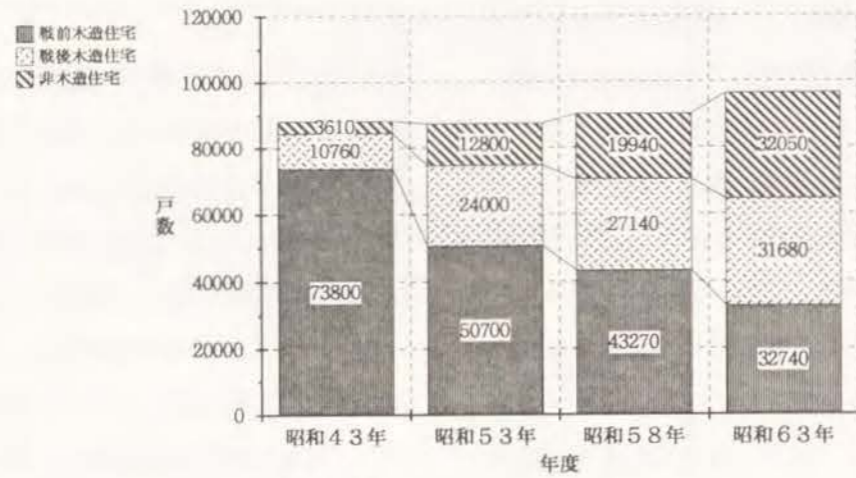


図2-1-8 洛中（都心3区）の住宅床面積と人口の推移

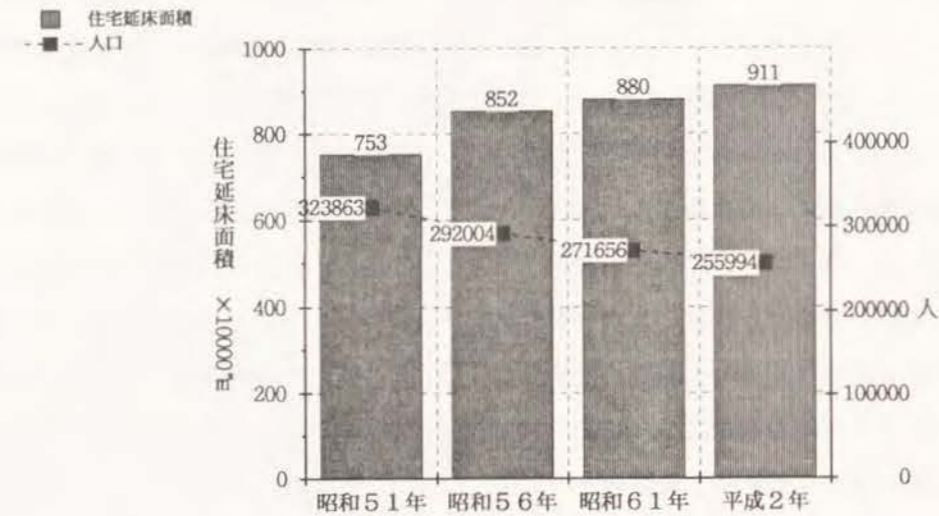
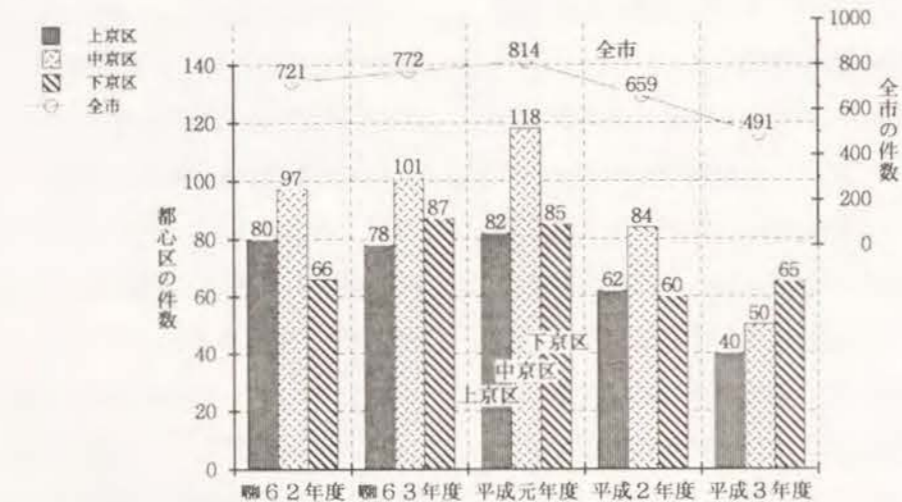


図2-1-9 洛中（都心3区）における中高層建築物届出件数の推移



以上は総務庁「住宅統計調査報告」、京都市「建築年報」等より筆者作成

成2年度は44.3%、平成3年度は35.8%と下がっている。このように洛中はこの地価高騰、バブル経済の時代に非常に多くの中高層建築

図2-1-10 西陣における景観変容の例

一片方信也、柴田薫「西陣職業地域における土地利用の目標増に関する研究(その2)」昭和63年度日本建築学会近畿支部報告集 p.562 より。

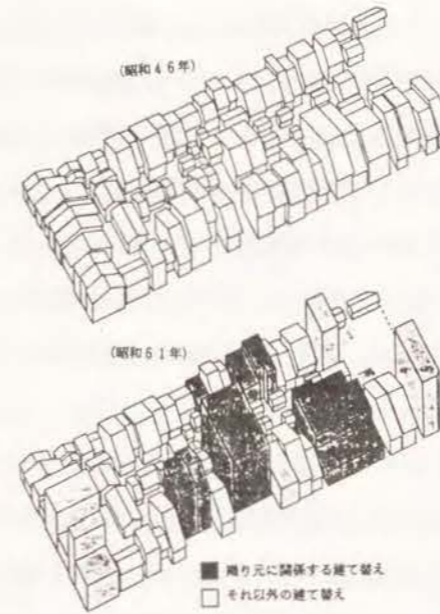


図2-1-11 洛中における土地利用形態の変化

の例 清水肇「京都市の中心市街地における土地利用変化に関する研究」昭和63年度第23回日本都市計画学会学術研究論文集 p.143



物が建設され、大きく景観が変わったのである。

次に洛中における景観変容の具体例を片方信也氏らの研究\*6でみてみよう。図2-1-10は西陣のある街区での昭和46年から昭和61年までの建て替えによる町なみの変容を描いたものである。ここではマンション建設ではなく、主として、地区内のいくつかの織元がこれまで業務、生産活動と生活を町家等の低層建物の中で併存させていたのを、業務空間の拡大のために中高層のビルへと建て替えることによって起こった変化を示している。織元による高層かつ大規模面積のビルへの建て替えを中心に街区全体の形態が大きく変化しており、通り沿いの家並の連続性や各建築スケールのつりあいを破壊していることがわかる。

また、洛中における土地利用形態の変化について清水肇氏が綿密な調査を行った例がある\*7。この調査は中京区の寺町通りのやや西、三条通りと六角通りにはさまれた生祥学区の2街区について、1960年から1988年の間の土地利用形態の変化をすべてあとづけたものであり、その成果の一部は図2-1-11に示されている。図ではこの間に買い取りがあった土地について斜線等の模様をつけているが、地域内で居住や小規模の生業に使われていた敷地の多くが、敷地の買い足し、拡大とともに業務ビルや分譲マンションへと変わっていった状況が示されている。これまでの短冊形のほぼ均質な敷地割りが両側、さらには背割り線を越える土地所有へと拡大し、その所有区画の大小の規模の差が町家から業務ビル、マンションへの建て替えと建物規模の差に直結し、洛中の空間秩序と景観の大きな変容を招いているわけである。



## (2) 洛中の保全再生計画の検討

これまで述べてきたように、近年、洛中の歴史的市街地は大きく変わってきた。そして、その勢いはこのままでは今後もとどまりそうにない。洛中は三山の自然や山麓の文化財集積地等と並んで京都の魅力の中心の一つであり、なにより、今も京都の社会経済を支える都心そのものである。洛中地域の保全と再生は今後の京都の最重要課題の一つである。

さて、洛中地域の保全と再生についてはこれまで様々な論じられてきた。近年は「都心の活性化」を合い言葉に、いくつかのビッグ・プロジェクトが進められている。地下鉄東西線の建設、御池通地下駐車場・地下街の建設、高速道路の地下による都心乗り入れ、二条駅と丹波口周辺整備、山陰線高架化事業などがあげられる。たしかにこれらの事業は洛中の交通機能の強化を中心とした市街地整備に効果を発揮すると考えられるが、ここでの課題である洛中地域の生活空間としての魅力の保持と向上にはさほど貢献しない。むしろ、高速道路や地下駐車場等は都心部へ自動車をさらに呼び込むことにより、洛中の環境魅力を減ずるばかりか、不必要な建築投資等を誘引しかねない側面を持っている。

洛中の保全、再生には日本の大都市でこれまで行われてきた開発指向の「都市計画」ではない、京都にふさわしいまちづくり手法が必要である。すでに青年法律家協会京都支部ほか市民グループから「歴史都市京都保全・再生特別法案」等の提案<sup>8</sup>があるが、ここでは現行の法律体系や施策を踏まえて、洛中の保全、再生策を検討してみたい。

### 1. 洛中地域の保全再生のまちづくり

#### ①土地利用規制の強化

洛中のまちづくりを検討する場合、幹線沿道地区とその後背部の内部市街地を区分して考える必要がある。幹線沿道地区では概して大きな容積率指定で高度地区制限も緩い。内部市街地は幹線沿道地区に比してやや容積率も高度地区制限も厳しい。しかし、河原町通、烏丸通、堀川通、御池通、四条通、五条通で囲まれる都心地域の内部市街地は、内部ではあっても基準容積率400%、高度地区31mの指定である。道路幅員が一般的に6m前後であるから容積率は実際にはやや低く制限されるが、それでも中層建築物は十分可能であり、建蔽率を下げれば11階建て、高さ31mのマンションも可能である。この過大な許容容積率と高さが洛中のこれまでの伝統的な空間構造と景観を大きく損ねている。

もともと、都心部の基準容積率400%は単に用途地域としての商業地域における最低容積率を適用しているにすぎない。洛中では様々な職種の産業が歴史的に存在しており、昭和48年の容積制に基づく新用途地域指定において、用途不適合を避けるため従来通りの商業地域を指定したのである。京都では都市の特性から容積制になっても高度地区の指定によって環境と景観の維持を図ったが、商業地域に指定されている都心部では、その容積見合いの高さ制限として高さ31mまでとしたのである。

1981年の地区計画制度の創設により商業地域であっても低容積率の指定は可能であったし、地区計画によらなくても今回の都市計画法の改正によって商業地域で300%の指定が可能となった。これによりまず、洛中の容積率指定と高度地区指定を低い水準に落とすこと—ダウンゾーニング—が必要である。高容積

率を使って建築される建物の多くが投資目的のマンション等であり、人口の増加や経済の活性化、コミュニティの強化にほとんど貢献していないことは前述の通りである。基準容積や基準高さを低く押さえて、公共的に特に必要な施設及び都市や地域のまちづくりに貢献度が高い建築計画等については、慎重な審査の上、一定の緩和を与えるという手法の導入が早急に検討されねばならない。

アメリカにおいてはこのような開発と保全の調和をめざす誘導手法は、補論で論じているように、1980年代前半からサンフランシスコ等で始まり、「都市の成長管理」政策としてボストンほか多くの都市で採用されている。

#### ②良好な計画の促進

次に、上記と密接に関連して、洛中地域において歴史的文化的特性に調和し、手工業等を含めた多様な産業の進展や都心定住の促進に効果のある良好な開発計画や整備計画の行政による展開や民間事業の誘導を図ることが必要である。一定規模以上の大きな開発利益が見込まれる開発計画については、環境や景観形成上の配慮は当然として、開発規模に応じてその上に比較的低廉な家賃の住宅供給の義務づけ等を行う<sup>9</sup>とともに、逆に規模は小さいが地域社会に貢献する事業については補助や融資等の支援を行うなどの仕組みを作ることが急がれる。

また、洛中では多くの路地があり、それが魅力の一つとなっていることもあるが、それによって路地奥の老朽化した建物の改築等ができず、生活環境上、防災上も問題が生じている。これらについて、たとえば表の街路に面している敷地との共同建て替えを促進するなどの工夫も必要である。

#### ③洛中の伝統的空間秩序の継承

すでに述べたように、洛中にこれまで並んでいた京町家は、均一化され単純化された意匠要素とその豊かな組み合わせによる外観の美しさを持ち、短冊形の敷地を余すことなく活用しつつ、これらの個々の町家がいかに密接して建てられようと互いに干渉することも他に迷惑をかけることもないという自己完結性を持っている。これによって洛中という密度高い市街地にあっても、豊かな生活文化と活気ある産業を維持し続けてきたのである。このような町家とこれが並ぶ町なみによる伝統的空間秩序に学び、その現代的継承を図ることが必要である。すでに京都市では「H O P E計画」のなかで「京都らしいすまいづくり」の推進を掲げ、「ハウジングマナー」を提唱していくつかの取り組みを実施している。また、「中高層建築物に関する指導要綱」により、一定規模以上の建築計画についてプライバシーや日照確保についての誘導基準の設定、近隣への事前説明の義務づけなどにより近隣への配慮を促している。これらの制度は一定の効果を上げているが、まだまだ個別事象の調整にとどまっているといわざるを得ず、今後洛中の魅力を保持、発展させるには、洛中の内部市街地全体について、より直接的に空間秩序を確保するための環境上、景観上の誘導制度が必要である。

具体的には、たとえば、美観地区の指定による建築物等の景観誘導が一つの方法である。これまでの京都の美観地区は高さの事実上の制限と外観デザインの指導を行ってきたが、洛中においては「ハウジングマナー」で提案されている軒線や勾配屋根、軒下にあたる1階部分の壁面後退等について誘導基準を設け



るなど、よりきめの細かい指針を設定すべきであろう。高さについては、前述のようにこれまでより低い高度地区指定を前提として、美観地区としての高さ制限は設けず、一定高さ以上の計画については第三者機関による審査を必要とするなど景観上の精査ができるシステムがふさわしいのではないだろうか。

また、洛中における建築計画については、美観地区申請にあたって、通り景観や近隣への配慮事項その他を盛り込んだ設計趣旨書の提出を義務とするなど、事業者、設計者の自覚を促す仕組みも効果があろう。

いずれにしても、今後の洛中における開発や建築計画については、これまで培ってきた歴史文化や空間秩序に十分な配慮とこれに伴う負担も含めた具体的貢献を要請する制度が不可欠であろう。

なお、建築基準法による道路斜線制限は通りの環境保持に一定の効果を持っているが、その斜線によって外観デザインが決まる例が多いなどの不都合もある。また、最近の制限緩和によって道路境界から建築物を後退すればその分斜線制限が緩和されるという基準ができ、この適用により敷地前面の建物壁面が不揃いとなるとともに敷地奥では周辺の町家を圧する高い建物が可能となるなどの問題もある。さらに、準防火地区においては延焼のおそれのある部分を防火構造にしなければならないという規定により、景観上不都合な袖壁の設置や軒裏・外壁に木材の使用が困難となるなど、伝統的デザイン要素を継承することが難しい状況もある。防災については洛中は道路が狭い、高齢者が多いことなどもあって、個々の建物だけでなく地域全体として十分な対策が必要である。これらを市の条例等で実

現できるよう、国においても自治体への権限移譲を進める必要がある。

#### ④歴史的景観資源の保全

今も洛中等に多く存在する伝統的京町家、祠や地藏堂などは、幕末の大火などによって必ずしも非常に古いというものではないが、洛中の歴史や生活文化の粋を伝えている。近代以降の洋風建築物や和風建物についても魅力的なものが数多くあり、これを含めて地域の文化財と言えよう。特に地域の文化上、景観上必要なものについては一般的なまちづくり手法とは別に適切な保全手段が必要である。

前述のように京都市の「歴史的景観資源に係る調査」（平成5年3月）によれば、洛中には比較的保存度がよい町家が7,000棟以上残されているが、京都市の文化財保護条例で保存措置がとられているのはこのうちのごくわずかであり、その他についての保全と継承が大きな課題である。

これらの町家等は老朽化による修理や生活様式の変化に対応した改装の必要性、固定資産税や相続税の重い負担などに直面しており、存続が危ぶまれている。当面、今後とも保存していきたい町家等については、京都市の制度によって「登録」し、その修理や改装の相談、工務店や設計者の紹介、補助金の交付や融資の斡旋などを行うことが必要である。また、町家や近代洋風建築等が比較的高密度で分布している地区については、地区の住民等の合意を得て後述の「歴史的界わい景観地区」を指定し、よりきめの細かい保全のための支援を展開すべきである。

また、不幸にしてやむなく建て替えをせざるを得なくなった町家等について、その部材や建具、調度などを他の町家所有者等も再活

用できる「歴史的資材バンク」の設置も検討したいものだ。

さらに、現在の税制は「資産価値」について評価し課税するシステムであるが、これでは洛中の高地価の敷地の町家所有者は大きな税負担となる。その税に耐えられなくて売却し、その後に投資目的のマンション等が建設され洛中の秩序を乱している例は多い。税制は何より公平でなければならないが、洛中の町家等の存する敷地については、その利用価値見合いの評価を一部導入するなどにより、実質的な公平を実現すべきであろう。もとより、地価は土地利用の実態に見合った合理的なものでなければならず、投機の対象であってはならない。まちづくり計画と地価、税制が連動、連携する仕組みが必要である。

## 2. 洛中における地区レベルの保全再生のまちづくり計画

### ①まちづくりの理念を求めて

1. では洛中地域全般にわたる保全再生のまちづくりについて論じたが、洛中地域においてもさらに地区ごとに個性があり、特有の課題がある。今後は、洛中全般にわたる枠組みを前提としながら、地区ごとの個性や課題に対応した保全再生計画の設定が必要であろう。近世京都においては町ごとに町の「定」等により自主的なまちづくりを進めていたことはすでに述べたが、近代以降においても最近までは学区やお町内を単位とした密なコミュニティがあり、自治的なまちづくり活動を行ってきた。

最近の洛中における洪水のような中高層マンションの建設とそれに伴う空間秩序の破壊に対して、いくつかの地区の住民たちはまち

づくりの理念を求めて「まちづくり憲章」や「まちづくり宣言」等を提案してきた。表2-1-2のように市内での事例は数多い。これらはどちらかというともマンション等の建設計画への反対運動の一環として取り組まれたもので、その合意形成の手続きや合意の具体的事項、範囲、持続性等に問題無しとはしないが、まちづくりを住民の手に取り戻そうとする動き自体は十分評価すべきである。むしろ、これまでこうした提案を受けとめる「まちづくり条例」等の制度化をためらってきた京都市の行政が怠慢であったといわざるを得ない。すでに神戸市や世田谷区等では昭和56～57年頃に「まちづくり条例」を制定し、まちづくり協議会の認定やまちづくり計画策定に対する助成や支援制度を確立し、成果をあげている。京都においても、新しい土地所有者等の権利にも十分配慮しながら、地区ごとの合理的、建設的なまちづくりのルール確立に向けた制度を早急に設置すべきである。その中で、地区住民も単なる反対ではなく、自分たちの土地建物等の財産の将来的活用も踏まえた、権利と義務に基づく的確なルールができてくると思われる。

事実、すでに表2-1-2のまちづくり憲章や宣言等で住民が提案しているのは、建物高さについては別とすれば、地域環境に留意し、これにふさわしい建築デザインであること、風俗営業等を排除すること、マンションについては家族型であること、入居者が地元自治会やその行事に参加すること等、洛中のこれまでの実状や慣習からすればいわば当然のことを求めているにすぎない。

### ②地区計画と建築協定

このような地区住民が責任と自信を持って



表2-1-2 京都における「まちづくり憲章、宣言」一覧

地域名	用途地域	面積(㎡)	高さ規制	内容					その他
				ワンルーム排除	地上げ排除	風通し確保	景観維持	防音対策	
東山・白川堤町	近隣商業	8806	4F						相互の連帯と協調
中京・笹屋町	近商・商業	8808		○				○	建築協定で3F, 13M以下
中京・百足屋町	商業	8809	18M	○	○			○	祇園祭の継承発展, 中低層の町並
伏見・淀下津町	第2住専	8810							地域連帯と共同意識, 快適な住環境
東山・小松町他	商業	8902	中高層排除					○	社会生活のルールと秩序を重視
左京・御所町他	住居	8904	3F	○					社会生活のルールと秩序を重視
左京・依屋町他	近商・商業	8909	5F, 15M	○				○	よりよいまちづくりと環境保全
左京・岡崎疎水	2専近商	8909	3F					○	岡崎疎水ゾーンの景観の保持
中京・釜座町	商業	8910		○				○	建築協定で6F, 20M以下
東山・小島町	近隣商業	8912	4F	○				○	地域社会のルールとモラル向上
東山・南日吉町	準工業	9002	3F	○				○	子孫に誇ることができまちづくり
南・西九条東	住居・商業	9004	20M	○	○				住環境を守り清潔な住みよい町
西京・山田丘陵	第2住専	9006	高層排除					○	社会生活のルールと秩序を守る
中京・瓦之町	商業	9011	15M						社会生活のルールと秩序の尊重
東山・柳ノ森	住居・商業	9012			○			○	まちを大切に助け合って暮らす
左京・コブ鴨川	住居	9012						○	暴力団事務所明け渡し訴訟に勝訴
上京・宮北町	住居・商業	9101	3F, 全戸通り5F	○					地域の安全と環境を乱す建物排除
左京・御所町東	1住・商業	9104						○	吉田山は都市緑地として決定予定
伏見・新中島町	住居	9105	3~3.5F, 12M	○					低層住宅地の環境保全
合計			13.3~5F	10	2	2	2	5	5

飯田昭・南部孝男「歴史都市京都の保全・再生のために」に基づき筆者作成

まちづくりのルールを決定した洛中の好例として中京区の御所南に位置する笹屋町がある。

ここは、麩屋町通りに面する南北200mほどの町内で、このほぼ南端の敷地に1988年4月にワンルームマンション計画が持ち上がったことが直接のきっかけとなってまちづくり憲章の策定、地区計画の決定、建築協定の締結などの活動が起こった。筆者は京都市都市計画課の職員としてこの地区の地区計画案策定について当初から関わった。

この地区では、従来からコミュニティ活動が活発であり、住民の結束は堅かったというが、住民の中のリーダー格の一人に弁護士がいたことから地区計画等への進展が比較的うまくいったものである。地元ではワンルームマンションのピラ配布や行政への要望等の反対運動だけでは決定的な方法ではないとして、

情報を集めて地区計画・建築協定によって阻止することを決めた。そして、その前に笹屋町をどのような町にしたいのか、どのような町にしなければならないのかという、願望・目標を定めることが先にあるはずであるとして、「まちづくり憲章」の作成にとりかかったという\*10。その上で地区内での何度もの話し合いと行政との協議を踏まえて、地区計画案の検討を行い、市に都市計画決定の要望書を提出した。しかし、都市計画決定には時日を要することから建築協定の締結にも取り組み、平成元年8月に協定は成立した。地区計画の決定は平成4年3月である。

#### 笹屋町建築協定の骨子

- ・平成元年8月15日成立。権利者49人, 0.5ha
- ・協定内容

建物用途の制限=劇場、映画館、演芸場又は観覧場、待合、料理店、キャバレー、舞踏場、個室付浴場業に係る公衆浴場、貸事務所、駐車場、共同住宅は、建築してはならない。(貸事務所、駐車場、共同住宅のうち所有者の住宅が付属するものは可能) 階数、高さ等=建物の地上階数は3以下、最高高さ(塔屋を含む)は13m以下とする。

#### 笹屋町地区計画の骨子

- ・平成4年3月12日決定 0.8ha
- ・制限内容
  1. 建築してはならない建築物
    - (1) 寄宿舎又は下宿の用途に供する部分を有する建築物で地階を除く階数が3以上のもの
    - (2) 床面積(床、壁又は戸で1の住戸として区画された部分の床面積をいう。)が39㎡未満である住戸の数が住戸の総数の3分の1以上である共同住宅
    - (3) 法別表第2(12)項第2号から第4号までに規定するもの
  2. 建築物の高さ15m以下(商業地域にあっては20m以下)

笹屋町の建築協定では、地区住民が実際に所有している土地、建物についてはほぼ現状の規模や用途の建物は可能としながら、地上げ等により外部の事業者がより大規模な建物やこれまでにない用途の建物を建てようとする場合は、これを不可能とするよう巧みにつくられている。また、地区計画ではこれに加えてワンルームマンション(住戸の規模が39㎡以下)の排除、建物高さは近隣商業地域部分にあっては15m(高度地区の規定では20mが可能)、商業地域部分にあっては20m(高度地区の規定では31mまで可能)に制限しているのである。地区計画は建築協定とは異なり、京都市としての都市計画であり、都心部においてこのような制限の都市計画が決定された意

義はきわめて大きい。

次に三条烏丸の西約300mの釜座町でも笹屋町と同様の趣旨の建築協定が平成3年に締結された。共同住宅はすべての住戸が45㎡以上あること、建物階数は6階以下、高さ20m以下とすることなどが盛り込まれている。釜座町はすべて商業地域であるからこの協定内容は画期的なものである。

このように、まだ事例としてはまだ少ないが、洛中においても地区住民と行政が協力して伝統的な空間秩序と町なみを法的制度により守る取り組みがなされたのである。

じっさい、地区計画や建築協定は、その決定内容に様々な工夫をこらすことと他の事業と有機的に組み合わせることにより、今後の洛中の地区特性に根ざしたまちづくりを推進する上できわめて有効である。たとえば、以下に示すのは彦根市の事例であるが、地区計画と都市計画道路事業等を組み合わせ、伝統的な町家景観の再現を図ったものである。

彦根市本町地区は慶長8年(1603)彦根城の築城に併せて、翌年より城下の町割がこの町から始められたという歴史的に由緒がある地区である。中堀にかかる京橋から地区を縦断する京橋通りは築城当時の幅員を継承して約6mであったため、都市計画道路本町線として昭和60年より延長350mを幅員18mに改良することになったが、歴史的に由緒あるまちなみを道路整備によって失わないように「まちなみ景観の再生」を市から提案し、地元の賛同を得て現在事業中である。

この事業の特色は都市計画道路の整備と沿道の建築物整備を一体的に進めていること、しかも地区計画制度を駆使して歴史的まちなみ景観の再生を図っていることである。具体的には、商業地域でありながら低層木造建築と中心とした住・商混合の町並みを形成するため、建築物の用途を風俗営業及びこれに類する用途を禁止するとともに、建築物の壁面位置、高さ、形態または意匠について細かい基準により伝統的な町家の外観を継承・再現



するように定めている。そしてこれらの修景事業のために地区計画の建築条例の中に特に助成措置の規定を設けている。建物は道路境界から10m以内は2階建てで木造を原則とし、高さ10mまでに制限している。道路から10mを超える部分については3階建てまで、高さ12mまでとしている。また壁面は1、2階部分は道路から1m以上、3階部分は5m以上後退することとして町家の庇が続く外観を再生するとともに、駐車場等を前面に設置する場合は木製の塀や土塀を設置して町並みの連続性を維持するとしている。このようなきめ細かな基準によってこれまでに沿道の約半数の敷地で建て替えが進んでおり、町家のまちなみが再現されている。

彦根市都市計画課「夢京橋 キャッスルロード」-彦根市本町地区まちなみ景観再生事業-より

もっともこの再現されたまちなみは元来ほとんどむしこ窓の中2階建て町家であったものが階高の高い2階建て町家となり、2階部分を格子戸としているなど伝建地区ほど厳密な修景がなされているわけではなく、多少の違和感がある。

上記の彦根の例はやや特殊例であるが、都市中心部において、住民の合意により歴史的町並みの再生に取り組んでいること、また、地区計画制度の新しい可能性を具体的に切り開いたという点で高く評価できる。

#### 脚注

- \*1 西川幸治「歴史の息づく京都のまちなみ」-『歴史の町なみ 京都編』P.5
- \*2 日向進「近世京都町屋の形成と展開の過程に関する史的研究」P.207他。日向論文は近世京都の町家と町並みを考察する上で示唆に富む。
- \*3 この項は京都市都市計画局「京都の町なみ-祇園新橋伝統的建造物群保存地区編」に筆者が執筆した内容に加筆したものである。
- \*4 三村浩史「京都-洛中の魅力と将来像」-ジュリスト増刊総合特集NO.27 1982刊 P.162
- \*5 京都新聞 昭和53年6月8日付記事、日経アーキテクチュア 1980 4/14 p.90など

#### ③住民合意のまちづくり制度の確立

今後、洛中においては住民合意の上で、条例等に位置づけられた「まちづくり協定」や「景観協定」などの作成を行政が支援するとともに、その内容を尊重し、公共事業の実施にあたっては協定が結ばれている地区を優先するなどの優遇措置をとることが必要である。また、その協定内容の熟度に応じて、法的担保力を高めるための地区計画の決定、さらにはまちづくりの目標に合致した様々な公共事業の推進を図ることが望ましい。洛中では特に歴史文化的景観がよく保全されている一部地域を除いては、建て替えが進んでいくのはやむを得ない面がある。その建て替えをいかにこれまでの空間秩序と馴染ませるのか、そしてその町の将来のストックとなるように誘導できるかがポイントである。洛中の町々はそれぞれの個性が、歴史的都心という枠の中で美しいモザイクのように輝くまちづくりをめざしたいものだ。

- \*6 片方信也、柴田徹「西陣機業地域における土地利用の目標像に関する研究(その2)」-日本建築学会近畿支部研究報告集(昭和63年度)7025 p.562
- \*7 清水肇「京都市の中心市街地における土地利用変化に関する研究」-昭和63年度第23回日本都市計画学会学術研究論文集
- \*8 飯田昭・南部孝男「歴史都市京都の保全・再生のために」p.239
- \*9 住宅リンケージ-補論で述べているように、サンフランシスコやボストンなど北米の多くの都市において制度化され、日本においても東京都の千代田区等において実施されている。
- \*10 南部孝男「住宅地をはぐくむ(2)-京都笹屋町」-『都市計画』no.169 p.63~



## 2-2 鴨東のまちなみ

鴨川の東、東山にかけての鴨東地域は洛外として位置づけられるが、平安時代以前からの歴史を持つ、京都でも古い地域の一つである。鴨東地域は京都の歴史において、文化、思想、政治、生活などの面で重要な役割を果たしてきた。こうした歴史を反映して、鴨東地域には清水、六波羅、祇園、岡崎、吉田等々様々な特色を持つ地域が発展してきた。まず、その鴨東の歩みを簡単に位置づけてみよう。

### ・京・白河

白川流域は京都の中でもっとも早くから人が住みついた地域の一つで、北白川から岡崎にかけて縄文遺跡や弥生遺跡が点在している。

しかし、京都盆地の本格的な開発は5世紀以降の大陸からの渡来系の人々に待たねばならない。最初に京都に定住した秦氏は洛西を中心として開発を進め、太秦に広隆寺を建てた。一方、鴨東地域では高麗の一氏族である八坂造が法観寺を建て、八坂社を営んだ。なお8世紀末には法観寺の南東に清水寺が建立された。

都が平安京に移されると鴨東の白川流域は歴史的に重要な位置を占めるようになる。平安京の半分は湿潤であったため、次第に左京に人々が集中した。左京の繁栄はやがて鴨川をわたって鴨東に及び、多くの社寺や貴族の別業が東山の麓に建設されていった。

白川の清流のほとりにも藤原良房、頼通の白川院が営まれたが、11世紀末になると白河天皇の法勝寺をはじめ多数の寺院が薨を競い、院政の政庁もおかれた。白河は政治の中心として強い位置を占め、<京・白河>と並び称されるようになったのである。

さて、12世紀後半、鴨東白河の地に後鳥羽上皇は七条大路を挟んで方四町の広大な法住寺殿を営み、その西に蓮華王院（三十三間堂）を建立した。平清盛が政権を握ると法住寺殿の北に続く六波羅がその根拠地に選ばれた。次の鎌倉政権も六波羅に京都守護、ついで探題をおいた。これらは京都の中心が全く鴨東地域に移ったことを示すものと言えよう。

・聖と俗—庶民信仰の発展と門前町の形成  
ところで、鴨東地域はまた、古代以来民衆信仰の中心地でもあった。10世紀末には<市の聖>と呼ばれた空也が六波羅密寺を建立し、同じ頃近くに珍皇寺、念仏寺も建てられた。ここは古くから人々の無常観を誘う葬地、鳥辺野の入り口にあたり、年に一度精霊を迎える六道参りが千年この方今も続けられている。

古代末の動乱の進行の中で没落した者も新興の者も等しく精神的救済を必要としていたが、鎌倉時代になるとこれに応じて法然や親鸞、一遍、栄西などが新しい信仰を起し、鴨東地域を舞台に宗教活動を展開した。やがて東山一帯には知恩院や建仁寺、時宗寺院等が並び立った。一方新仏教の浸透に触発されて旧仏教諸派の寺院も庶民信仰をめざした現世利益の寺へと変身していった。このような新旧仏教の発展につれて社寺は庶民の群参するところとなり、次第に門前町が形成されていった。

祇園社の西門前から鴨川にかけはすでに13世紀の中頃には民家数百戸があった。また至徳2年（1385）には茶屋、桶屋、アメ屋、番匠、ヤネフキ等の商人や職人がいたようだ\*1。応仁の乱直前の長祿4年（1461）には西門前から鴨川にかけての祇園大路の両側には地口

1~2丈の商人や職人の家が並んでいた\*2。清水寺門前でも南北朝頃より店が並びはじめ、応永頃にはかなりの数の酒屋があったという。時宗寺院は室町時代、阿弥号で知られる芸術家や芸能人の生まれた場所であった。この時代、多くの社寺の境内では種々の見せ物小屋がかけられ、遊女が立つという庶民の娯楽場であった。

このように中世の鴨東地区は多くの社寺の本拠地であると同時に庶民の遊興の場でもあるという、まさに聖と俗の空間が重なり合い、交わる場として特有の歴史的景観を生み出していた。

こうした歴史を背景に鴨東地域には今も多くの歴史的まちなみが息づいている。図2-2-1はその主なものを示したものである。八坂神社・円山公園から産寧坂にかけて清水寺の参詣路として発展した産寧坂地区、高台寺と下河原通りの間が大正年間に借家街として開発

され、石垣や和風の塀が続きしっとりとした雰囲気をもたらす石堀小路地区、鴨の河原で生まれたかぶきと密接な関係を保って茶屋町として発展した祇園新橋地区、建仁寺の門前町として、また旧境内地を開発して建設された宮川町、祇園町南側のまちなみ、そして骨董品のまちとして独特の個性を持つ新門前通。このうち、産寧坂地区、祇園新橋地区については後述のように、すでに伝建地区に指定され、まちなみ保存事業が進んでいる。石堀小路地区については現在、京都市でまちなみ保存対策調査が行われており、近い将来、伝建地区に指定される見込みである。他の地区についても綿密な調査と地元の人々の合意により、それぞれの特性にふさわしい保存対策を急ぐ必要がある。

ここでは、以下に産寧坂地区、祇園新橋地区の歴史的まちなみの調査と保存修景について論述する。

図2-2-1 鴨東地域の主な歴史的まちなみ





## (1) 産寧坂地区の調査と保存修景

### 1. はじめに

「産寧坂地区」とは、東山区清水三丁目の産寧坂から二年坂、八坂の塔を経て円山公園に至る東山山麓の歴史のみちすじを指す。

本項は、昭和46年から翌年にかけて「保全修景計画研究会東山作業グループ\*3」が「東山八坂地区の歴史的環境の保全修景計画」として実施した調査と保存計画策定の内、筆者が担当した部分をまとめたものである。

調査は産寧坂地区とその周辺地域について、その歴史的環境の形成過程の調査、地区の景観分析、まちなみを構成する建築の実態調査、住民の保存意識調査等を行い、これらをもとに具体的な保全修景計画を提案した\*4。

京都市はこの調査結果を踏まえて、当時準備を進めていた「京都市市街地景観条例」による独自のまちなみ保存制度である“特別保全修景地区”に指定することを地元自治会等に提案した。その後の粘り強い話し合いと説得により地元の賛同を得て、昭和47年9月に地区指定を行った。京都ではじめての具体的なまちなみ保存施策がスタートしたのである。

### 2. 産寧坂地区の景観分析

#### ①市街地の景観形成

この地区は京都盆地でもっとも早く開けた地域の一つであり、平安京以前からの多くの文化遺産が集積し、特色ある歴史的環境を形成している。市街地の形成について陸地測量部作成の明治20年の地図、京都市土木局都市計画課作成の大正2年初版で大正11年及び昭和28年改訂の1/3000地図、さらに現在の地図を重ね合わせ作成したのが図2-2-2 市街化進行図である。これによれば清水寺参道、産寧坂下から二年坂にかけて、二年坂下の西側、

及び八坂神社南門から八坂の塔にかけての下河原通り沿い等は明治20年以前から開けていた市街地である。その後大正はじめには二年坂下の東側、石堀小路の大部分等が市街地化されている。そして大正後期にはほとんどの区域が市街化を終えていることがわかる。大正期の市街化は、都心部からのスプロールとして借家群、ついで邸宅風住居の建設が進んだもので、都心部と同様に町家その他の伝統的建築がぎっしりと軒を並べる景観が形成された。

#### ②産寧坂地区の景観特質と地域区分

この地域の景観の特色は次のようにまとめられる。すなわち、

1. 平安京以前からの歴史が重畳している地域として、八坂の塔、高台寺をはじめ多くの社寺やつつまじやかではあるが京都らしい密度濃いデザインの民家でまちなみが構成され、美しい瓦屋根が並ぶ歴史的景観を保持している。
2. 東山を背景に、また東山に包まれて緑なす樹木に富んでいる。
3. 山麓に位置し、地形に合わせて町ができていて、坂や屈曲が多い。

地形的に言えば南から北へ、東から西へ低くなり、その高低差はどちらも約20mである。

産寧坂地区は景観のまとまり、地形の変化などから次のようにA. からH. の区域に分けることができる。-図2-2-3 景観区域分図

#### A. 区域-清水寺参道から産寧坂下の興正寺参道まで

この区域の西側は白壁・入母屋の建物が始まって、高二階町家のみやげ物店等が坂に沿って並んでいる-図2-2-5 産寧坂の景観(立面図)。

坂下ではむしこ造り町家の建物が多い。この区域の景観を興正寺参道あたりから見上げると、京瓦の屋根が妻を見せながら重畳してうねりながら上っていく力強い景観を見ることができる。坂の頂にある来迎院の入母屋屋根は効果的なアイストップとなっている。

#### B. 区域-興正寺参道から二年坂西まで

西側のまちなみは主にみやげ物店等のむしこ造り町家と専用住宅の高2階町家が並んでいる。東の山側は邸宅風の家並で、土塀や屋根小壁付き板塀、数寄屋門などが道沿いに並び、その内側に見越しの松等の樹木があり、その奥に和風住宅が見える。

#### C. 区域-二年坂西及び坂下

この区域では間口2間以下の町家が並んでいる。これはかつて大地割りであった土地に大正時代に借家群を建設したものであるが、これまでの町家様式をそのまま踏襲するのではなく、数寄屋のデザイン要素を取り入れ付加価値を高めている(変形町家様式)。窓、手すり、戸袋、店舗の飾り窓、壁面などはいずれも細かなデザインと細工が施されており、2階は1階より半間ないしは1間セットバックし、寄せ棟や入母屋屋根となっている。また、通りに対して2階の棟を45度ふったもの、二年坂の西の建物では勾配にあわせて3戸ほどが一体的にデザインされているものなどがあり、興味が尽きない。この地域は開発者とこれに携わった大工のいわば「地域設計」の意気を感じることができる。

#### D. 区域-護国神社参道沿いとその周辺

護国神社参道沿いには、やはり狭い間口の借家として造られた特色のある建物が並んでいる。ほとんどが専用住宅としてつくられたもので、1階は土壁に出窓格子や下地窓風の開口部、2階はガラス窓の回りに額縁のように壁を塗り回している。これを変形町家住居様式と呼んでいる。

#### E. 区域-高台寺北門通り

ここは高台寺の塔頭街であったところであるが、現在は塔頭、茶店、旅館、みやげ物店、住宅が混在している。しかし、その多くは土塀をめぐらし、庭に樹木を植え、落ちついた雰囲気を与えている。

#### F. 区域-高台寺北門から西行庵まで

この区域は住宅、旅館、料理屋、茶室などが混在しているが、いずれも一戸ごとの敷地は比較的大きく、和風邸宅、草葺き屋根の西行庵などがあり、円山公園を控えて緑豊かな落ちついた邸宅街を形成している。

#### G. 区域-二年坂西から八坂の塔の西まで

二年坂の上の石畳の道を西にたどると道はゆるやかに下りつつ右にうねって八坂の塔に近づく。両側の建物は種々の様式のものがあり、保存度は必ずしも良くない。八坂の塔の足下は10数メートル角の石畳の広場がある。親しみやすい大きさの広場であるが、ときおり買い物の主婦が通ったり、観光客が立ち止まったりするだけで必ずしも人通りは多くない。むしろ、車やバイクの交通広場となっている。

#### H. 区域-八坂庚申堂前より北へ護国神社参道まで及び参道から東へ高台寺北門通りまで



護国神社参道までは狭い道路の両側に高2階の町家、和風邸宅、数寄屋風旅館などが並んでいる。参道から高台寺北門までは、高台寺の旧参道も含めてやや広い道路空間の両側に寺院がならんでいる。

### 3. 産寧坂地区の保存修景計画

#### ①保存修景の課題

ところで、同時に行った住民の保存意識調査によれば、住民の92%が何らかの意味でこの地区を京都らしいと考えており、その京都らしさについて、残すべきと残したいとをあわせると96%の人が賛成している。また、建物の保存方法としては内部まで残すが10%、外観のみ残すが78%となっている。合計で88%の住民が何らかの形で建物を残すことに賛成しているわけである。また、住民は当地区の環境を高く評価し、その維持発展の意欲も十分持っている。さらに保存度の良い家ほど生活に対する満足度が高いこと、保存意識が高いことなども明らかになっている\*5。

このような住民意識のもと、産寧坂地区では風趣ある景観が伝えられてきた。その景観要素となっている①寺や塔、②石畳、③家のたたずまい、④瓦屋根、⑤樹木、⑥茶店、⑦みやげ物店などが“京都らしい”ととらえられてきた。ここでは、これらのひとつひとつがそこに続けられてきた京都の生活行為から生まれたデザインを持ち、デザインの密度が高いと同時に、全体として古代から続く長い歴史的積み重ねを感じさせ、自然景観とも調和した質の高さを持っている。

さらに、京都らしいものとしてつけ加えておかねばならないのは、空間の使い方の問題である。この地区では、前述のように、伝統

的な建築に人々が誇りを持って住み続けており、ここを訪れる人も自由にまちなみの散策を楽しんでいる。すなわちここでは家並みファサードが接触面とも緩衝面ともなって住む人、訪れる人が空間を主体的に共有している。ここに住んでいる人と訪れる人とが空間を見事に利用し、見る者と見られる者、住むことと楽しむことの共有現象により一種の理想的な空間のあり方を感じさせるのである。

しかし、調査当時すでに伝統的な建築物の修理が十分行われていないもの、店舗等への改装にともなって伝統的な外観が失われつつあるもの、まちなみと調和しないRC造へ建て替えられたもの、駐車場の新設や拡張による景観悪化等が起こっており、適切な保存修景計画が必要とされていた。

この地域の保存修景計画として第1に重要なのは、この地域における長い歴史の積み重ねをイメージできるようにすることである。確かにこの地域は八坂法観寺塔や高台寺等の社寺やつつましかではあるが京都らしい密度濃いデザインの家々が残されているが、全体としては近代以後の景観が中心となっており、それ以前の歴史を追体験する場としての価値はまだ十分発揮されていない。たとえば法観寺、高台寺等の主要な寺院の境内は大部分が失われ、また景観的なまとまりにも欠けている。これらについて詳細な調査とこれに基づく景観整備が必要である。

第2に家並みファサードの保全、整備が必要である。

第3に地区全体の景観整備が必要である。具体的には道路や広場の景観上の整備、電線類の整理や地中化、屋外広告物の規制・誘導などである。

第2の家並みの保存修景については、「伝統様式の指定方式」を提案している。これは、妻籠等におけるまちなみの復原方式、事業方式とは異なる保存修景手法である。妻籠では街道に面した建物の内、明治以降に改造されているものについては、1階は表の一部屋部分、2階は半間の縁側部分を幕末期の姿に復原することを原則としている。復原部分は重要文化財などの修理にも似たかなり厳格な保存手法をとっているわけである。これに対して京都では、明治以降、大正・昭和初期に建てられた建物でも、それが京町家の伝統を引く外観様式であれば、それをそのまま修理し、すでに伝統的外観が崩れている建物、モルタル塗りなどの全く新しい様式の建物は伝統的外観様式モデルにしたがって外観を修景するという、やや柔軟な手法を提案した。妻籠を復原方式と呼ぶなら京都は修復方式と言えよう\*6。

外観様式モデルとしては①むしこ造り町家様式—図2-2-6、②平家建て町家様式、③本2階建て町家様式、④変型町家様式—図2-2-7、⑤数寄屋風様式、⑥和風邸宅様式の6つの基本形にそのバリエーションを加えて12種のタイプを抽出し、推奨様式としてまとめた\*7。

次に保存修景の進め方として、ここでは誘導方式を提案している。再び妻籠と比較するならば、妻籠では種々の保存整備工事は国や県の補助を受けて南木曾町の「事業」として行われている。町が保存工事対象家屋の選定について住民らと協議しながら決定し、学識者・専門家の指導・協力を得ながら、原則として全額公費によって施工している。したがって所有者等への経費の補助制度はない。京都では妻籠のような「事業」方式はとらず、建

物の所有者等が自ら修理や改造を希望する場合をとらえて、市がその外観デザインについて、前述の伝統的外観様式モデルに基づいて指導・助言し、経費の一部を補助するシステムを提案した。妻籠が事業方式によって計画的にまちなみを復原していくのに対し、京都は従来のまちづくりのテンポに合わせた誘導方式を採ることにしたわけである。

#### ②地域景観の保存修景計画

##### ・歴史的環境の保存度

さて、第1と第3の課題は個々の建物の保存修景ではなく、もう少し大きな地域景観の整備に関わる。保存修景計画の立案にあたっては現状の景観評価が必要であるが、ここでは、家屋の保存度に対応して「歴史的環境の保存度」を検討した。これは歴史的環境が確保されている状況とその価値が十分生かされているかどうかを総合的に判断し、設定するものである。以下にその概要と寺院を対象に具体例を示した。

##### ・具体的提案

歴史的環境の保存度の検討に基づき、景観整備が必要な個所、景観整備が特に効果的な箇所を選び具体的な提案を行った。その第1は公共的空間の修景整備計画である。第2は地域景観のヴィスタ（通景）ポイントとなる箇所の修景整備計画である。

公共的空間の修景整備計画については図2-2-8で概要を示す。図で示すように産寧坂地区には産寧坂から八坂の塔、二年坂下地区にはすでに市電の敷石等の再活用により石畳道となっている。これを高台寺旧参道や高台寺北門通りにも延長し、地区全体として歩きやすい、味わい深い散策路空間を整備したい。石畳の整備にあわせて桜並木の整備、既設駐車



「歴史的環境の保存度」

保存度	状況	対策	具体例
1	景観がよく保全されておりその価値がほぼ十分生かされているもの	現状維持を基本とするが、さらに新しい価値の発見に努め、それを生かす。	円徳院
2	景観がやや荒れていたり保全されていてもその価値が十分に生かされていないもの	調査、再評価をもとに現状を修景し、その価値を生かす適切な手段を講じる。	八坂庚申堂、興正寺、月真院、高台寺、春光院
3	景観がかなり破壊されていたり、すでに失われていて、その価値が生かされていないもの	調査によって失われた価値を発掘し、再評価して、その回復のための適切な手段を講じる。	法観寺

場等の公園化なども提案している。

ヴィスタ・ポイントの修景整備については次の6カ所について検討を行った。

- a. 八坂の塔周辺 - ①地点
- b. 八坂の塔前通り - ②地点
- c. 高台寺北門通り - ③地点
- d. 護国神社参道 - ④地点
- e. 二年坂下 - ⑤地点
- f. 産寧坂 - ⑥地点

a. 法観寺は古い歴史を持つ寺院であるが、今では八坂の塔といくつかの小堂を持つにすぎない。寺の歴史や規模、構成等の研究が急がれるが、ここでは当面の修景計画を示した。塔は現在木柵で囲まれ、拝観客以外は近寄ることができない。また、塔の西側の石畳の広場は親しみやすい広さを持っているにも関わらず、塔を眺め味わう場としての価値が生かされていない。ここでは、木柵の撤去と緑化、広場周りの家並の整備、自動車の乗り入れ禁止などによって塔周辺の空間の活性化をめざした。

c. - 図2-2-9, d. - 図2-2-10 では石畳道を二年坂から円山公園まで延長すること、護国神社参道を一部石畳道として修景すること、

及びこれらに沿って桜を植え、かつての桜の名所としての復活をめざした。

4. 小結 - 今後の課題

前述のように昭和47年に産寧坂地区は特別保全修景地区に指定されて町なみ保存事業が始められ、昭和51年には文化財保護法の改正により創設された伝統的建造物群保存地区に重ねて指定され、以来数多くの修理修景事業が進められ、歴史的まちなみの風趣は一層高まってきた。しかし、この間多くの課題も明らかになってきた。町なみ保存のための建築基準法の緩和の課題、補助金・税制の課題といった伝建地区共通の課題のほか、産寧坂地区では特に1. 周辺地区の景観保全の問題、2. 公共空間の景観整備の課題が大きい。

第1の周辺地区の景観保全については、産寧坂伝建地区の指定範囲が街路に沿ってその両側20mまでを原則としているため、その周辺で中層建物が建築されると直に望見されることがあることである。伝建地区の東側は風致地区、古都保存特別地区に指定され、建物高さは最大でも高さ15mに制限されているが、伝建地区の東側は美観地区2種地域で高さ20mまでの建物が許容されている。事実、伝建地区

の近傍地区で過去に何度もマンション計画等があり、地元の反対により中止になった例がある。また、実際、最近円徳院の西側、石堀小路の北側で高さ20mのマンションができ、地区内から望見される。幸い、美観地区による景観指導により、和風感のある、目立たない色彩の外観となっているが、今後、美観地区の制限強化とともに伝建地区の拡大等が検討される必要があろう。

第2の公共空間の景観整備については、本項でも修景計画として提案しているが、これ

までには一部の石畳道の延長以外は進んでいない。電線の地中化、道路舗装の改良や街路樹、街路灯等の整備が必要である。高台寺北門通り、護国神社参道の一部については現在、行政で地元や学識者を交えて整備計画を検討中であり、その結果に基づいて早急な着手が望まれる。

いずれにしても、まちなみ保存事業が始まって以来20年余を経過しており、この間の成果と課題についての総合的な検討や見直しが必要となっている。



写2-2-1 産寧坂の景観

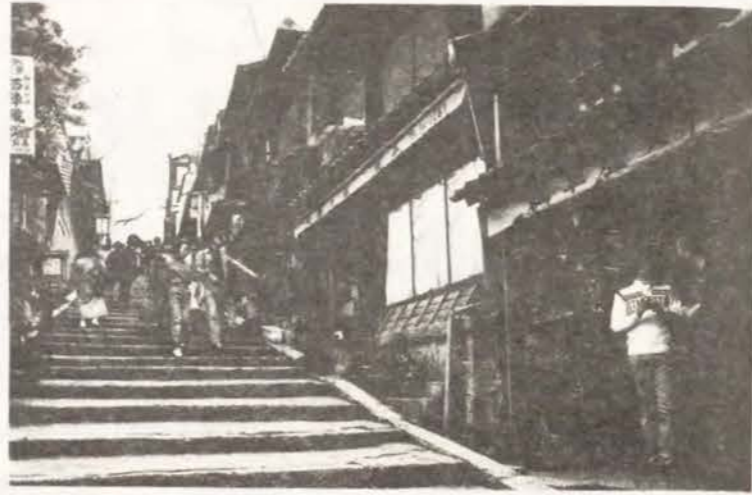


図2-2-4 産寧坂地区屋根伏せ図



図2-2-2

市街化進行図

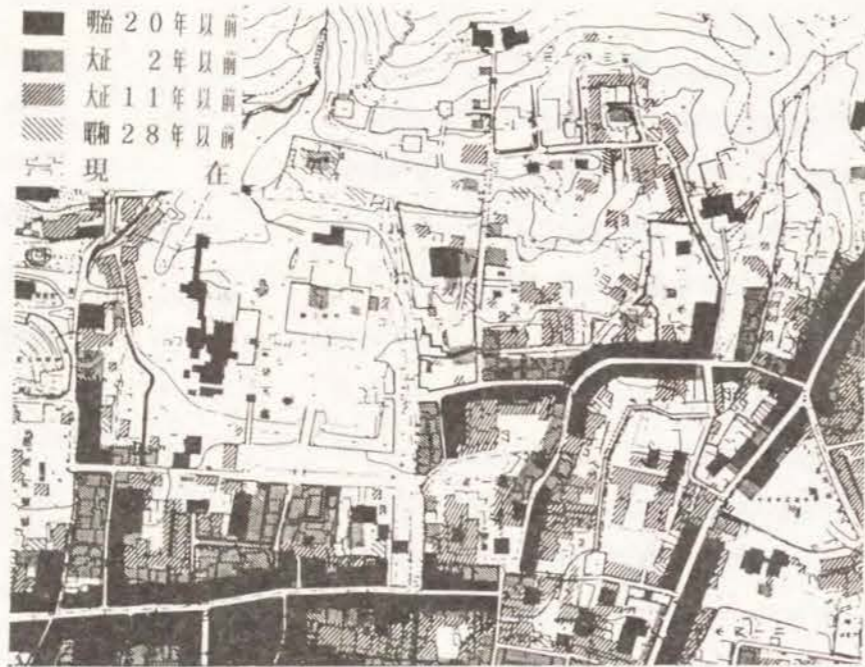


図2-2-3

景観区域分図

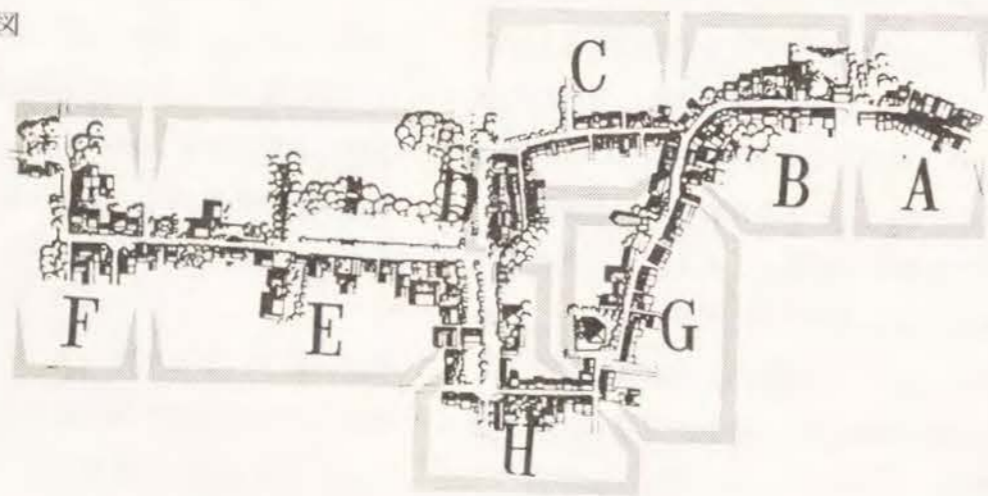




図2-2-5 産寧坂の景観  
(立面図)



図2-2-6 外観様式例  
—むしこ造り町家  
住居様式

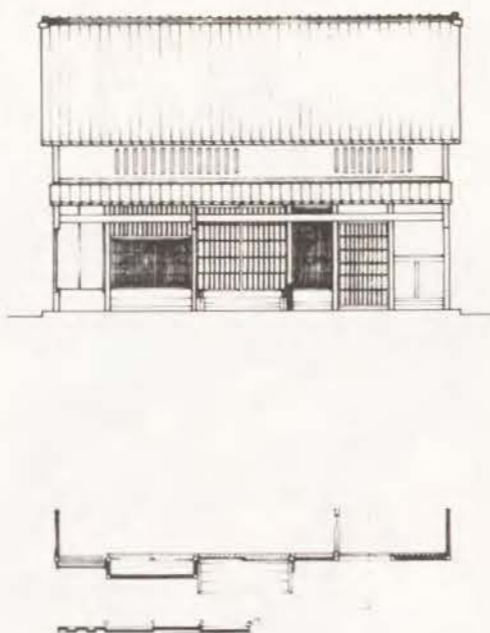
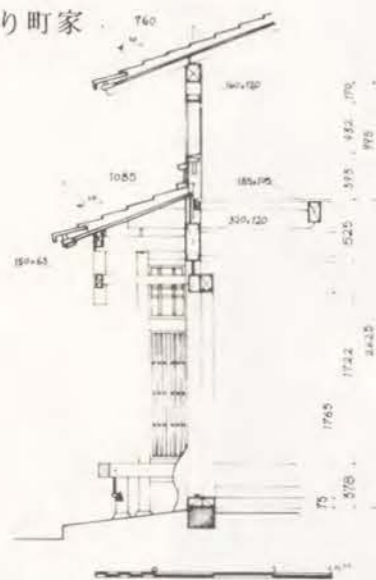


図2-2-7 外観様式例  
—変型町家飾窓付店舗様式

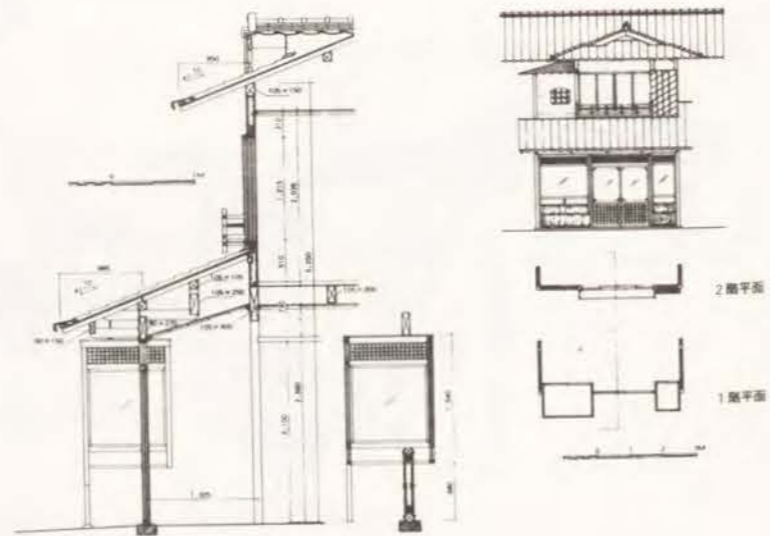


図2-2-8 公共空間の保存修景計画全体図

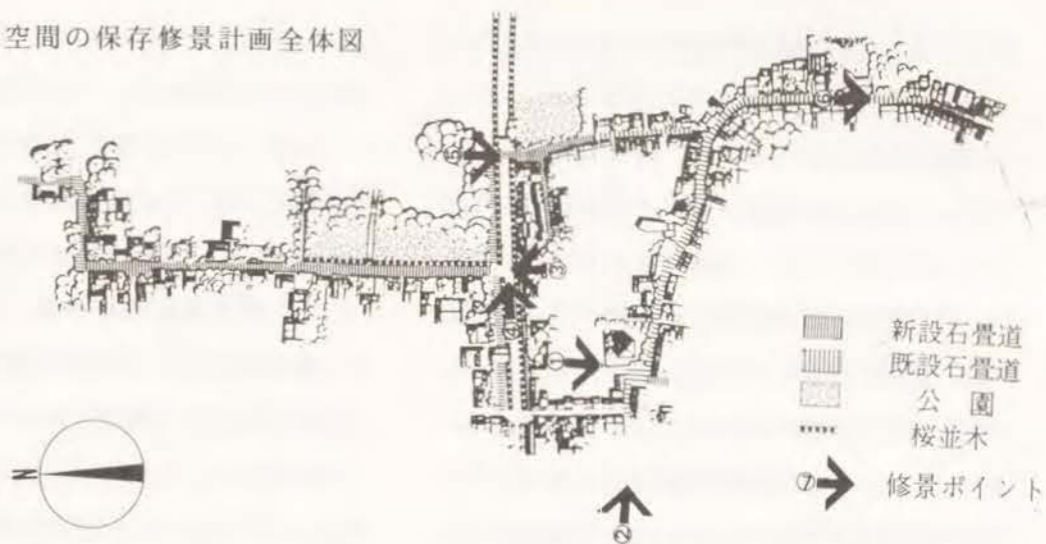


図2-2-9 高台寺北門  
通り修景図

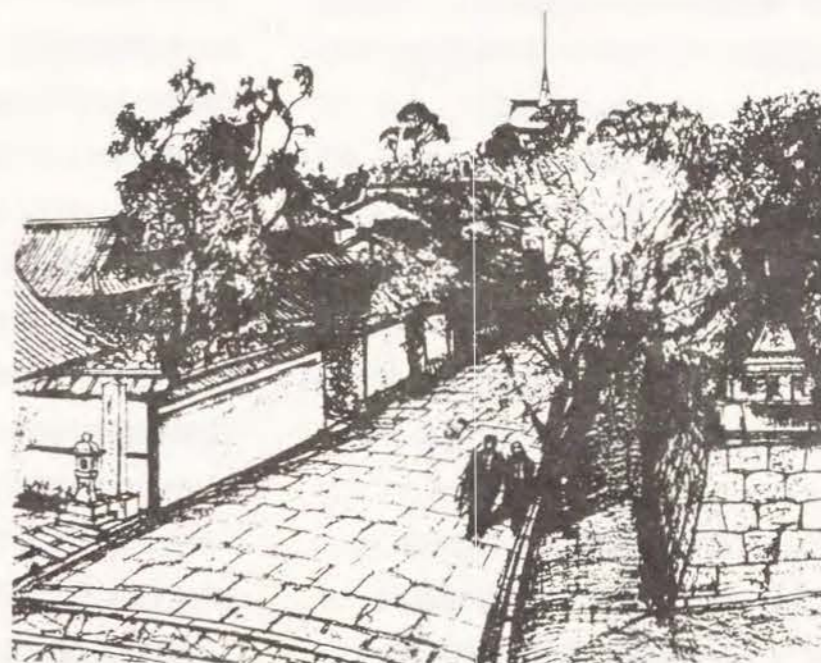


図2-2-10 護国神社参道  
修景図





## (2) 祇園新橋地区の調査と保存修景

### 1. はじめに

祇園新橋地区において、昭和48年7月、伝統的なお茶屋が軒を並べている新橋通りの中心部で4階建てのビル建設計画が明らかになった。これに対して地区の人々から反対運動が起こり、これはさらにまちなみ保存運動へと発展した。京都市はこれに積極的に対応し、緊急にまちなみ保存対策調査を企画し、京大保存修景計画研究会にまちなみの綿密な調査と保全修景計画案の策定を委託した。本論はその調査のうち、筆者の担当部分をまとめたものである。

京都市はこの調査結果をもとに昭和49年7月、祇園新橋地区を「特別保全修景地区」に指定し、まちなみ保全施策を開始した。その後昭和51年には文化財保護法による伝統的建造物群保存地区に指定し、国の補助も受けながら修理修景事業や石畳の整備等を進めている。

### 2. 祇園地区の歴史的特性

#### ①「祇園町」の成立と展開

##### ・四條河原のにぎわい

鎌倉時代から室町、安土桃山時代にかけて東山沿いに多くの社寺が創建され、また復興された。こうした社寺は現世利益などを願う庶民の信仰の場であったが、しだいに境内で種々の興行がもよおされ、門前に茶店が軒を並べるなど、庶民の娯楽の場ともなっていた。

同じ頃、鴨の河原も庶民の強い関心を集めていた。鴨川は白河院が天下三不如意の一つに数えたように氾濫を繰り返し、河原はその度に大きく様相を変えた。四條繩手の南東に建つめやみ地蔵は古くは雨止み地蔵と言われ、

庶民がここで洪水をもたらす雨が止むことを願ったものである。この洪水の危険に常にさらされていた荒地にも古代末より賤民の系譜を引く者や、度重なる動乱の中で没落し不課の地を求めて流れてきた者たちが住み着いた。やがて彼らの中から「河原細工丸」や「山水河原者」と呼ばれる工芸家や造園の専門家なども生まれた。また、雑芸で身を立てる者も少なくなかった。彼らこそ中世民衆芸能の主役であった。彼らは唱聞師として洛中をめぐり、また社寺や河原での勸進興行で田楽、猿楽を演じた。河原での勸進興行は中世を通じてしばしば行われたが、四條河原が興業地としてはじめて名を出すのは貞和5年(1349)である。この四條橋架橋のための勸進田楽は貴賤男女が参集し、延べ249間の棧敷が河原に設けられたほどであった。

慶長8年(1603)、「出雲の阿国」とその一座は風流踊りに異風、異相の「かぶき者」と当時次第におこってきた茶屋遊びの風俗を取り入れて、民衆の人気をさらっていた。かぶき踊りのはじめである。慶長13年(1608)になると六条三筋町的美貌と能芸の遊女達が踊る遊女かぶきが四條河原で始まった。かぶきの出現によって四條河原は非常ににぎわいをはじめ、かぶき芝居のほか人形浄瑠璃の小屋や犬の曲芸、軽業、弓技場、珍獣珍鳥の見世物が並んだ\*8。

全国的に戦乱が相次ぎ、殺伐たる社会情勢の中で従来考えられていた正当な者、常識的なものより目新しいもの、突飛なものにより強い価値を見いだしていた当時の庶民にとって、かぶきやその他の見世物は強いあこがれの対象であり、また十分好奇心を満足させてくれるものであったに違いない。こうして四

條河原は民衆のエネルギーが噴き出し、交流しあう、まさに“広場”として機能するようになったのである。「四條河原図」など当時の風俗画はそのにぎわいぶりをよく伝えている。

##### ・祇園外六町と祇園内六町

ところで、祇園社門前は先に見たように応仁の乱以前に鴨川べりまで人家が並んでいたが、応仁の乱によって焼亡し、以後は僧坊や社人の居宅、農家が点々とするだけで、祇園村と呼ばれていた。ところが元和頃(1615~1624)より四條通りに面して水茶屋と呼ばれる茶店がぼつぼつとでき始めていた。承応頃(1652~1655)には祇園のほか八坂、清水、北野の水茶屋に茶立女をおくことが許されていた。

四條河原のかぶきは遊女かぶきから若衆かぶき、そして承応元年(1652)には野郎かぶきへと形を変えた。これにつれて内容も次第に舞踊から劇へと転化し、役者も容色よりも技芸が重要視されるようになった\*9。寛文のはじめ、かぶきはいったん興業禁止となったがまもなく復興し、元禄の最盛期に向かって急速な発展の途をたどった。

かぶき再興とちょうど同じ頃、鴨川の兩岸の築堤工事の進行とともに大和大路に沿って川端町、中之町、東石垣町、二十一間町、常盤町、弁財天町のいわゆる祇園外六町の開発が始まり、ここに茶屋の営業が許された。これらの茶屋は再興されたかぶき芝居と堅く結び、名実ともに芝居町の景観を呈した。洛中洛外図(寂光院蔵)や延宝4年(1676)の「東山図」には四條通り、大和大路に6つの芝居が高く櫓を上げ、その回りにびっしり茶屋が集まっている様子が描かれている。

やがて正徳2年(1712)になると祇園領であった大和大路東側広小路の開発が許され、富永町、末吉町、清本町、元吉町、橋本町、林下町の祇園内六町が建設された\*10。よしず張りの水茶

屋がわずかに並び、後は知恩院前まで畑が広がるばかりであった大和大路の東側も、この時から茶屋町としての歩みを始めたのである。

こうして祇園の領域は拡大の一途をたどり、芝居の発展と共に繁栄していった。近世中期と推定される「祇園社領在家図\*11」によれば祇園新地の道路はすでに現在とほぼ同じであり、また土地が細分割されていることからお茶屋等の建物が建て連なっていた様子がうかがわれる。

##### ・祇園の繁栄

ところで、京都において遊里が発生したのは室町-戦国期で、下京五条東洞院付近にあったという。秀吉の時代には二条柳町におかれていたが慶長年間に幕府の命により六条三筋町に移され、さらに寛永17年(1640)には市中から遠く離れた朱雀野へと追いやられた。西新屋敷遊里、いわゆる鳥原のはじめである。鳥原は江戸時代のはじめ、上層町衆や公家達の社交サロンとなっていた。元禄頃には最盛期を迎えたが、その後次第に衰え、18世紀末頃には見る影もない有り様であった\*12。これに対し、幕府は祇園などの新地の蔓延を厳しく規制し鳥原を保護した。すなわち18世紀中頃から末にかけて営業禁止と取り締まりを繰り返し、すべての新地を鳥原の支配下においた\*13。しかしこれらの抑制策も効無く、祇園新地はますます繁栄の度を加え、寛政頃には<四壁は金襴緞子にて張り、床は畳を止め天鷲絨にて包み、天井は水晶を合せ天井にして、



水をたたえ金魚を放し、障子は硝子を以て四方は見えて内は見ぬように拵え、珍膳珍味善尽し・・・\*14>と言うほどであったという。

祇園の繁栄はその後も続き、天保11年(1840)には祇園一帯は二階建ての茶屋等がびっしりと建ち並ぶ盛況を示していた。また、元治元年(1864)に出版された「花洛名勝図会」には、白川に面して二階建ての茶屋が並んでいる様子が描かれている。-図2-1-14

天保の改革による営業禁止と元治2年(1865)の大火によって祇園は大きな打撃を受けた。しかし、当時世情騒然とする中で勤王の志士など多くの人々が京に集まり、祇園に出入りする人数が急増したことなどによってすぐ復興することができた。2年後の慶応3年には芸妓、舞妓が合計千人を超えるという、始まって以来の規模となった。そして同年、増大した経済力を背景に他の新地とともに幕府に願い出て、無年限、無制限の営業許可を得た。

## ② 祇園の近代

### ・女紅場の成立

明治新政府のもと、新たに成立した京都府は民政に次々と改革を行っていった。祇園を始めとする遊里に対する統制にも新機軸が打ち出された。まず明治3年にはこれまで名目的に島原が全遊里を支配していた制度を改め、町組を単位に府が免許を与えることにした。続いて政府は明治5年、芸娼妓解放令を公布し、遊女の年季奉公解放と借金の無効を宣言した。これは前年のいわゆる賤民解放令とともに封建制下に圧迫されていた人々の人権回復を法的に保障したもので大きな意義を持っている。しかしこれは外国に対する対面が第一とされ、実質的な効果はほとんどなかった

とも言われる。

さて、明治6年、祇園でも読み書き、裁縫ほか製茶、養蚕、機械、染色等の技術を教える婦女工引立会社が設立され、芸舞妓はみなここで講義を受けることになった。上知令によって建仁寺、蓮乗院等から府が没収した18,500坪の払い下げを受け、ここに花見小路などの道路を開き、古い寺院の建物を歌舞練場、製茶場、養蚕場などに転用し、また竹藪を切り開いて茶園、桑園、花園にしたという。婦女引立会社は翌7年に八坂女紅場と改称され、以後芸舞妓の学校教育機関として続き、現在は「八坂女紅場学園」として歌舞音曲はもとより教養一般も教授されている。

### ・京舞と都踊り

明治5年3月、祇園で都踊りが始まった。京都の近代化の促進策の一つとして開催された「京都博覧会」の付博覧の一つとして、京都府参事横村正直が推進したもので、祇園新地松の屋の席で公演された。当時京の舞踊界は篠塚流が盛んであったが井上流の舞も幕末頃から次第に勢力を広めていた。井上流は従来の地唄舞に白拍子の風格を加え、人形浄瑠璃や能の所作をも取り入れて完成されたものと言われる。都踊りを始めるにあたってその振り付けから演出までを三世井上八千代が担当し、これを機に祇園の舞踊は井上流が独占するようになった。

さて大勢の芸舞妓が舞台上で群舞する都踊りは当初より非常に人気を博した。これまでお茶屋の座敷など狭い場所で限られた人々だけに楽しまれてきた祇園の芸能が新しい可能性を見いだしたのである。以後都踊りは博覧会の呼び物として毎回続けられる一方、博覧会とは別個に毎年桜花満開の時節には必ず開催

されることとなった\*15。祇園の芸能は厳格な修練によって高い評価を保ち続け、都踊りは京の春を彩る年中行事となっている。

## ④ 祇園の伝統と情緒

ところで、祇園が遊興の地として栄え始めた近世初期には、島原に公許の遊里がおかれ、上層の町衆などが出入りしていた。そのころ、島原には灰屋紹益との交友で知られる吉野太夫をはじめとして高度で多彩な芸と教養を身につけた遊女がおり、彼女たちを仲立ちに島原は上層町衆たちの高級文化サロンとして開けていた。寛永の頃の立花や茶・和歌・能などにみられる新しい動きは、これらのサロンを一つの基盤として起こったと言われる。やがて元禄の頃になると衣食住の全般的な向上とともに、これらの文化は「芸事」として一般町人の中にまで浸透してくる。彼らにとって芸事はレジャーであるとともに社交上必須の教養であり、技芸であった。町人の文化を基軸に特化して洗練し、伝統的な貴族文化や、さらに武家文化をも吸収し、それらを交流させることによって成立した独自の京都文化であった。そして遊里の諸芸能、美を尽くした調度や装飾、豪華な衣装などは町人文化の一つの頂点とされ、浮世草子や浄瑠璃、歌舞伎といった各分野に多くの素材を提供し、また町なかの女性風俗の流行の源ともなっていた。こうした中で粹、いき、通などの日本的価値感覚が醸成されていったのである。地理的条件が悪いことや、格式ばかりを重んじるという旧弊などから島原はさびれるが、良い意味での遊里の伝統はそのまま祇園に引き継がれた。我々が今日「祇園情緒」と呼ぶ独特の雰囲気も、このようなときすまされた感覚が、しつけや習慣、行事などとなってここに

住む人々の生活のあらゆる面に染み渡り、行き渡ってできあがったものであろう。

## 3. 建築と景観の調査

### ① 建築物の調査

祇園新橋地区の歴史的建築物の実態を把握するために以下の調査を行った。

- A. 建築様式別分布調査-図2-2-15
- B. 建築用途別分布調査-図2-2-16
- C. 保存度別分布調査
- D. 建築物実測調査

以下にその結果を示す。なお、A~Cについては祇園新橋地区だけでなく、祇園町南側地区の主要部分をも対象とした。

D.については建築様式別に代表的な建物5棟を選び実測した。本2階建て町家茶屋様式の建物が3棟、本2階建て町家高へい造り様式、和風邸宅様式が各1棟である。図2-2-17は本2階建て町家茶屋様式の実測事例を示す。

### ② まちなみの特色

新橋通りの両側に並ぶお茶屋はそのほとんどが二階建ての町家形式の建物で、通り全体がすぐれた統一感を持っている。新橋通りのまちなみについては昭和42年の両側の連続立面図がある\*16が、図2-2-18はこれに昭和56年までの変化を筆者が描き加え、変更したものの一部である。建物の正面は1階が千本格子の出格子、駒寄せ、二階は張り出し縁に格子手すりなどで構成され、その細やかで引き締まったデザインは、京町屋の伝統の上に祇園らしい鋭い美的感覚を加えて完成されたものと言えよう。

二階にかけられた簾は、格子やひさしの直線的な構成の中に、柔らかさを加えるすぐれた配慮である。都踊りの頃の赤いぼんぼり、



正月や八朔の日の暖簾、これらは季節を区切り、行事を告げる鮮やかな演出要素である。お茶屋は、外観はまちなみへの配慮から周囲と調和のとれた様式を守っているが、内部はその用に応じて座敷ごとに意匠を凝らしている。床の間の構成や建具、欄間などのデザインは伝統的な約束事を守りながらも新鮮で洗練されたもので、祇園に伝えられてきたすぐれたデザイン感覚を強く感じさせる。

新橋通りの南の白川界わいも魅力ある景観を構成している。白川の南側に沿って、1、2階とも簾をかけたお茶屋などが川に迫り出すようにして並び、川面に影を落としている。ここでは座敷が直接川に面し、夏ともなると水面をわたる風やせせらぎの音が簾をすかして室内に入ってくる。かつて吉井勇は「かにかくに祇園は恋し、寝るときも枕の下を水の流るる」と歌った。戦時中の疎開跡に新たに整備された白川南通りは桜や柳が並び、心地よい石畳の道が続いている。

石畳の道と新橋通りが斜めに交わる位置には、小さなお稲荷さんがまつられている。このお稲荷は信心深いこの地域に人々のコミュニティの核であるばかりか、景観的にもすぐれた結節点となっている。鳥居や玉垣の鮮やかな朱色が新橋通りの整ったまちなみと緑の多い白川沿いの景観を結びつけ、巧みに引き締めているのである。さらに白川に架かる新橋、巽橋、大和橋もこの地区の景観に趣を加える重要な景観要素である。

このように祇園新橋地区は、統一と調和を保ちながら、しかも変化に富むすぐれたまちなみ景観を保っている。それはこの地区の人々が自分たちの住む地域に愛着と誇りを持ち、歴史の中で生み出した伝統的な建築様式を注

意深く守ってきた結果である。じっさい祇園には昔から周囲と不調和な建物は建てないと言う暗黙の了解があった。また、毎日通りに打ち水し、格子を一本一本丹念に拭き磨くという習慣が続いている。さらに白川の流れや川沿いの桜と柳の並木、石畳の道、吉井勇の歌碑、巽稲荷なども地区の人々が常に気を配り、美しく保たれている。こうした伝統や努力があってこそ、このすぐれた環境と景観が生まれ、守られてきたのである。

#### 4. 保存意識等の調査

祇園新橋地区の保存修景計画立案のため、特別保存修景地区指定の予定範囲の89戸に次のような内容のアンケート調査を実施した。

##### A. 家屋と世帯構成の現状について

世帯構成員と職業、持ち家・借家、家の規模・間取り、建設年代、居住開始年代

##### B. 住まいに対する意識について

全体としての満足度、改造箇所、住みたいと思う住宅の型等

##### C. 祇園らしさについて

##### D. 今後の施策について

建物の保存方法、自動車通行禁止について等

である。回収は74例で、回収率は83%であった。分析にあたり、地区の現状や歴史的な性格から図2-1-11のようにI～IVの4地区に分けた。

調査結果によれば、地域特性を反映して新橋地区は女性の、しかも比較的高齢者が多いことがわかった。女性は全人口の72%を占めている。また、住まいについて風格があり落ち着いた（48%）、通風・採光がいい（33%）等と満足度が高い。また、保存度が高い家屋に

住む人ほど満足度が高いことが明らかとなった。そして、希望住居型としては現在のままとする人が特にお茶屋経営者に多く、全体として郊外一戸建てを望む人はわずか11%にすぎない。建物の保存方法については、建物の外部と内部全部及び外部と内部の一部を保存すべきとした人が全体の45%にも達しているのは建物とともに現在の生活様式をもそのまま保ちたいとの意志の表れであろうか。これに外

図2-2-11 新橋地区の区域区分

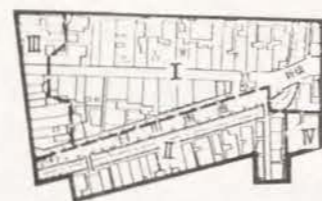


図2-2-12 希望住居型

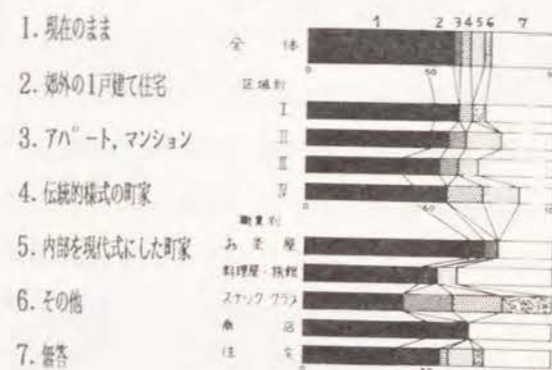
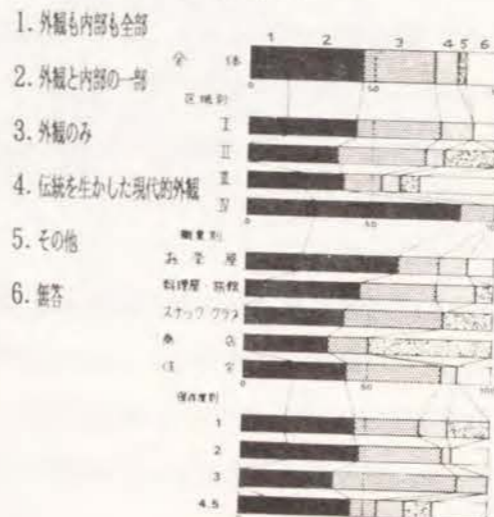


図2-2-13 建物の保存方法



観のみとする人を加えると保存に賛成する人は8割弱に達する。特に元吉町のお茶屋経営者に保存意識は高く、この町を守り抜こうとする意欲が強く感じられる。

#### 5. 祇園新橋地区の保全修景計画

##### ① まちなみの保全修景計画

建築外観推奨様式として次の9種を提案した。これらは立面図と矩形図を付し、標準工法との差額も算定した。これらの建築様式は京都市の保存計画の中で位置づけられ、じっさいの事業の中で活用されている。伝統的な様式を持つ建物を修理する場合は、その伝統様式そのまま生かして施工する。また、すでに伝統的な様式が崩れたり、モルタル塗りなどのまちなみ景観を乱している建物の改築等にあたっては、下記の伝統様式の中から周囲との調和を考慮をもっともふさわしい様式を選択して設計する。伝統的外観の建物の建て替えの場合、外観は従前と全く同じ様式、寸法とすることも多い。なお、推奨建築様式の内「変形町家縄手通様式」は、祇園新橋地区の西端の縄手通りに面し、すでに建て替えが進んでいた地区について、新橋通りの伝統的まちなみからすぐれた特質を学びとり、現代的な構造と素材で再構成し新しい様式を生み出そうと提案されたものである。この変形町家縄手通り様式は3階建てまでを許容し、日本瓦の屋根、銅板葺きの庇にガラスや着色アルミなどで正面外観を構成している。縄手通りは祇園新橋地区と一般地区の緩衝地帯であり、ここを手始めとして祇園新橋地区の繊細で質の高いデザインが一般地区まで広がってゆくことを期待して特別保全修景地区に組み入れているものである。



- 本2階建て町家住居様式
- 本2階建て町家茶屋様式
- 本2階建て町家川ばた茶屋様式
- 本2階建て町家数寄屋風様式
- 本2階建て町家へい造り様式
- 本2階建て町家高へい造り様式
- 本2階建て町家飾窓付店舗様式
- 和風邸宅様式
- 変形町家縄手通様式

②散策路計画

最後にこの祇園新橋地区を中心にして、地区内を流れる白川沿岸地域を結ぶ散歩道と沿道景観の保全修景計画を提案した。

比叡山系の山中から流れ出した白川は岡崎公園で琵琶湖疏水に合流し、知恩院前を経て祇園新橋地区に達し、鴨川の手前で再び疏水に流れ込む。岡崎公園より下流の白川は浅く、ゆったりした流れで、川端の柳は重く枝を垂れ、川面に深い影を落としている。白川沿いには京都らしいまちなみも一部残っている。たとえば、三条通りの北の堀池町は最近建て替えが進んだとは言え、今もしっとりとした住宅街の趣を保っている。新門前通りに並ぶ古美術商のまちなみは京町家の伝統を受け継ぎながらもショーウインドウなどに意匠を凝らし、独特の雰囲気を感じさせる。祇園新橋地区の白川沿いは柳や桜の並木と石畳の道が続き、対岸に並ぶお茶屋の座敷へは水面をわたる涼風やせせらぎの水音が簾をすかして入ってゆく。図2-2-19は岡崎公園から祇園新橋を経て疏水に帰る白川沿岸の1.5kmについて、この間にある社寺や歴史的まちなみ、古い石橋などを結ぶ歴史の散策路を提案したものである。また、図2-2-20は、この白川景観保全修景計画をさらに発展させ、東山七条、六波

羅、東山八坂（産寧坂）等をも含む鴨東地域全体の散策路ネットワークとして構想したものである。

6. 小結—今後の課題

祇園新橋地区は昭和49年に特別保全修景地区に指定された後、産寧坂地区同様、昭和51年に伝統的建造物群保存地区に重ねて指定され、国の援助も得てまちなみ保存事業が進められている。これまで多くの修理修景事業が進められてきたが、現在は大きな課題に直面している。それは第1に、鉄骨造やR.C.造建物の増加である。祇園新橋地区では地区指定以後今日まで建て替え事例が9件あるがこのうち、木造が3件、残りの6件は鉄骨造、R.C.造建物である。外観は寸法も含めてほぼ完全な伝統様式を踏襲しているが、内部は全く伝統様式とは異なる内装となっている。鉄骨造、R.C.造となるのは内部をバーやクラブ、料亭等として使用することから来る建築基準法上の制限や、一部三階や地下階を設けて床面積を確保したいとの意向によるものである。相続等により所有者が変わる度に改築が行われ、その多くがR.C.造建物となる事となると、まちなみ保存の根幹が揺れることとなる。伝統的建造物群保存地区制度では敷地や建物の買い取りによる補償的措置は取れないから、伝統的建造物であっても特に老朽化等が激しい場合などは事実上改築の許可をせざるを得ず、その結果、外観の様式は保存されても内部は全く別という、いわば跛行的保存が進んでいるのである。

第2に祇園新橋地区も産寧坂地区と同様、地区指定の範囲が狭すぎ、しかも周辺が高さ20mまで可能な美観地区第2種地域となっているため、白川南通りを中心として区内どこ

からも中高層ビルが望みできるという状況になっている。しかもそれらのビルが白川に向かっては背面を見せているため、無粋な壁面や屋上施設が目に入ってくるのである。

現在の伝建制度の限界、土地高騰で象徴される厳しい経済条件のなかで祇園新橋地区の保存の方向について真剣な検討が必要となっている。

図2-2-14 元治元年（1864）頃の祇園新橋の景観—花洛名勝図会「四条橋 其二」

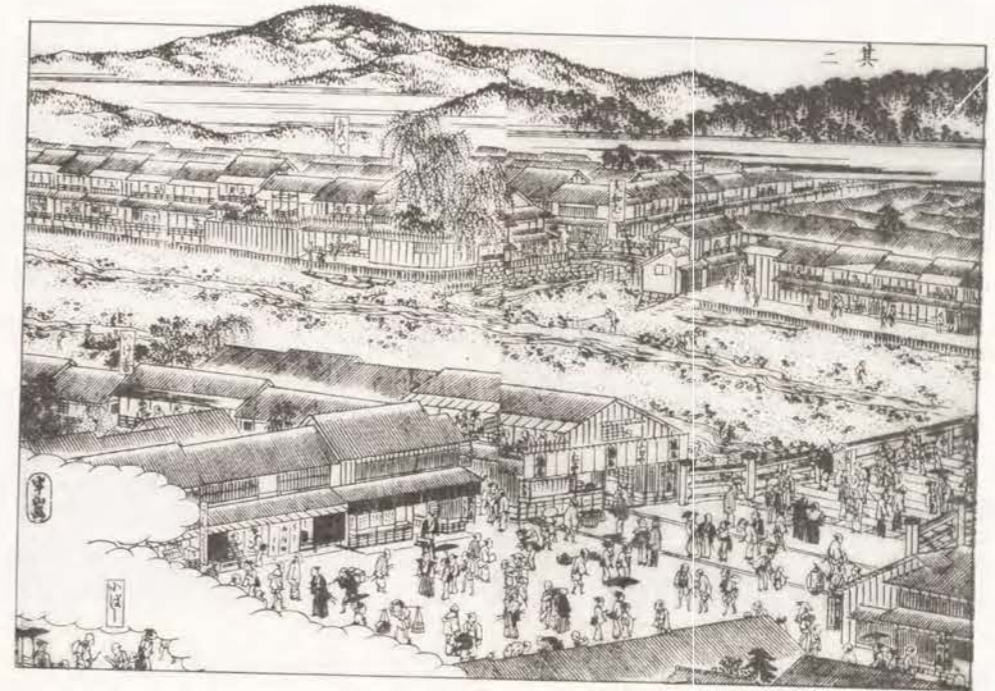


図2-2-15 建築様式別分布調査

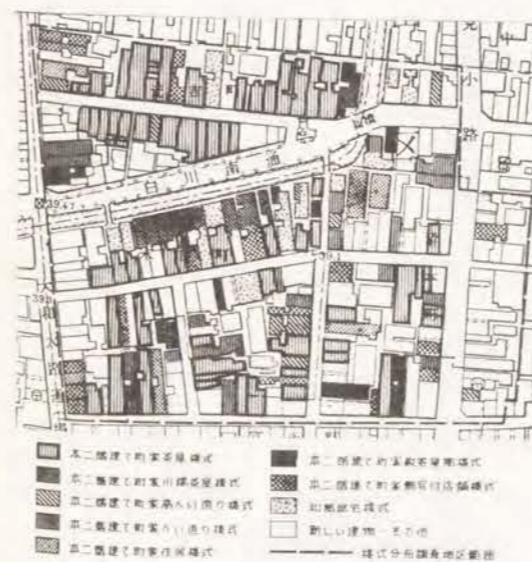


図2-2-16 建築用途別分布調査

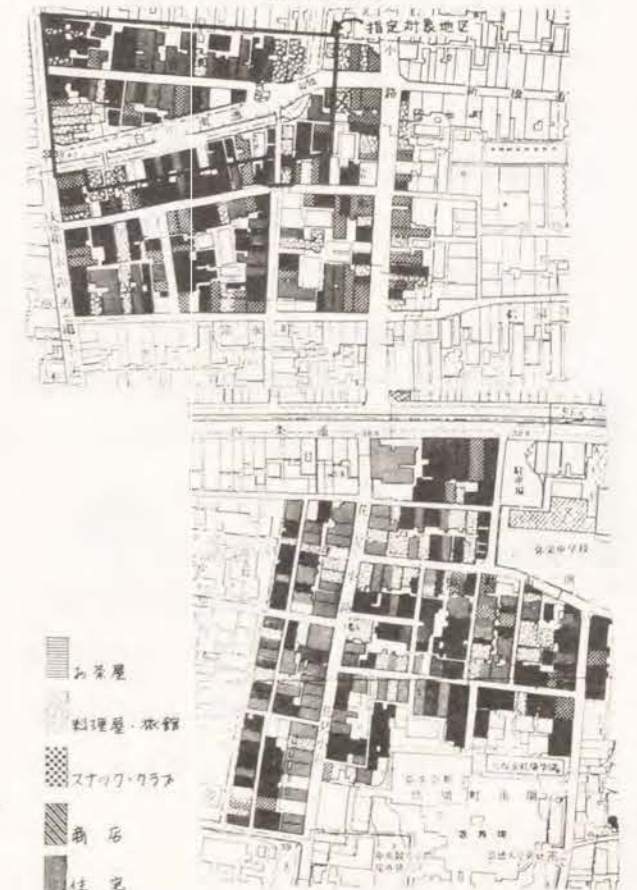




図2-2-17 本2階建て町家茶屋様式 実測図

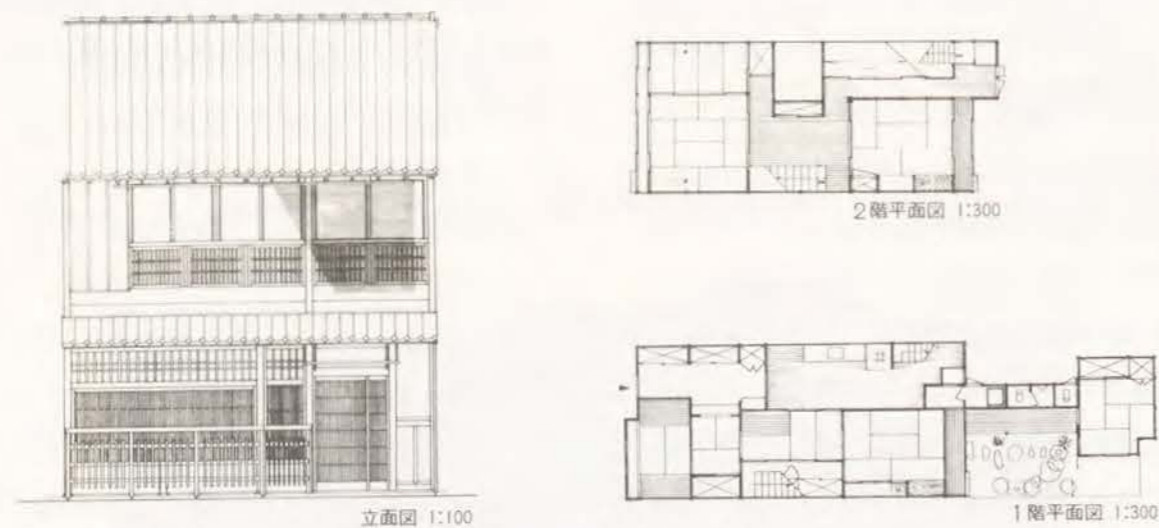


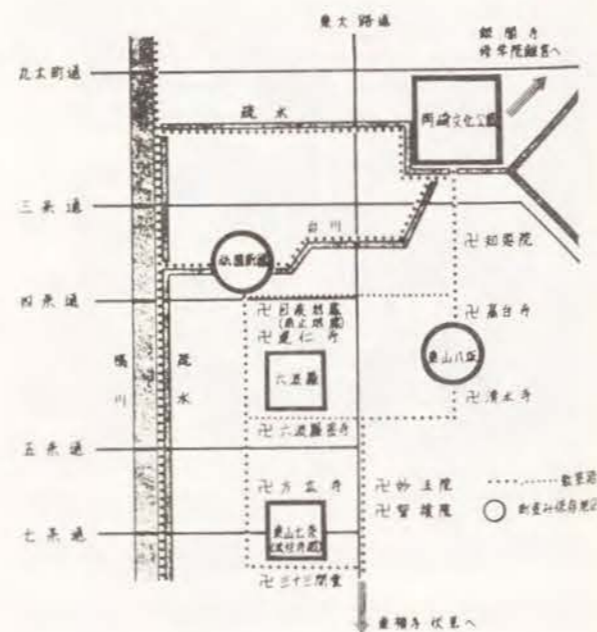
図2-2-18 新橋通り連続立面図 - 昭和56年



図2-2-19 白川景観保全修景計画



図2-2-20 鴨東散策路ネットワーク



2-3 洛外のまちなみ

(1) 洛北・鞍馬地区の調査と保存修景

1. はじめに

義経伝説と火祭りで名高い鞍馬は京都の西北、市中から約12kmの位置にあり、鞍馬山の谷あい鞍馬川に沿って南北にのびる戸数170戸ほどの集落である。東の八瀬や大原とともに京都から丹波、若狭方面へ抜ける重要な街道筋にあたり、古来交通商業集落として発達してきた。また、鞍馬寺の門前集落として発達してきた。鞍馬には現在もこのような歴史を語る江戸時代からの民家が今も数多く残り、京都市中や近郊集落の中でも特に古い町なみ景観を保持している。

本論はこの貴重なまちなみを良好な生活環境や自然環境とともに保全整備するための基礎的検討である。

2. 鞍馬地区の歴史的特性

① 門前集落としての発展

洛北の山深き地、鞍馬にいつ頃から人が住むようになったのかははっきりしない。8世紀の末、鞍馬川を見おろす山上に鞍馬寺が創建された頃には集落らしきものがあつたようだ。また伝承によれば、由岐神社が御所より現在地の鞍馬山々麓に移された天慶3年(940)には社家20数戸が鞍馬に移り住んだと言われ\*17。藤原時代に入り、浄土信仰が盛んになると鞍馬は大原や八瀬とともに「洛北浄土」と意識され、貴賤を問わず多くの信者が鞍馬寺を訪れるようになり、門前は大いににぎわった。鞍馬寺境内から発見された経筒は藤原時代から室町時代に至るまでの信仰の実態を示す貴重な資料である。これと同時に鞍馬一帯が深山の趣を持った神秘的な地域とし

て、また、たぎり流れる谷川や春の桜、秋の紅葉など風光に恵まれた地域として注目され、「枕草子」や「源氏物語」「更級日記」など多くの平安文学に取り上げられるようになった。義経伝説もこうした背景のもとでつくられていったのであろう。

鎌倉から室町時代にかけて、商工業者の成長とともに現世利益を願う福神信仰が盛んになった。鞍馬寺の本尊は京都でも特に功德のある毘沙門天とされ、鞍馬寺への参詣者が後を絶たなかったという。こうして鞍馬は鞍馬寺門前の集落としてますます発展していった。

② 中継集落としての発展

ところで鞍馬は都と丹波や若狭地方を結ぶ要衝の地にあり、古来ここを多くの人や物資が行き来した。若狭の魚、花背や久多の木材、芝、薪炭などが鞍馬を通過して京へ運ばれ、また都でつくられた品々が奥地へ運ばれていった。鞍馬はこれらの物資の中継基地としても発展していったのである。すでに貞和元年(1345)には商人团的なものもあつたようで、「鞍馬坂本商人\*18」が時の関白藤原師平と鞍馬口の関銭「長口率分」について争つたという記録も残っている。

こうして鞍馬は古代から中世にかけて、鞍馬寺の門前集落と薪炭などの中継集落という2つの性格を合わせ持つ商業集落として発展していったのである。

③ 近世の鞍馬と「鞍馬七組仲間」

鞍馬寺は古代末期より他の有力寺院同様、多くの僧兵を抱えていた。彼らの軍団は比叡山の僧兵らと行動をともにし、南北朝頃まで活発な動きを見せていた\*19。この僧兵の組織



はその後次第に解体していったが、中にはそのまま鞍馬に土着し、彼らがその後の鞍馬の中心となって人々を指導したという。

彼らは鞍馬の人々を大僧、宿直、名主、僧達、太夫、大工衆、脇という七つの仲間に組織し、自らはその筆頭として鞍馬寺や由岐神社に奉仕した。この「鞍馬七組仲間」は17世紀末頃に成立したと言われる。各仲間はそれぞれ「真堂」や「柏堂」と言った寄り合い所（寺）を持ち、仲間員相互の融和と団結を図り、指定に仲間員としての教育を施した。

「七組仲間」は鞍馬寺の行事や由岐神社の祭礼、特に竹伐会や火祭りを執り行うことを主な任務としていたが、同時に村の経営にも大きな役割を果たしていた。彼らは上位の3つの仲間から大年寄りを選び、そのもとで協力して領主青蓮院との交渉、都へ薪炭を運ぶ道路の整備、「いであげ」と呼ばれる鞍馬川の堰の補修工事、また隣村との紛争の解決などにあたった。正保2年（1645）、鞍馬寺門前の地下から所司代に提出した覚書\*20によれば、当時の鞍馬は家数198戸。このうち、24戸は地下年寄、23戸は神主、25戸は宿直であり、これらは鞍馬寺への人足は出さなかったが、残りの126戸は毎月家ごとに一人ずつ順次人足を出していた。また、僧侶も入れて男は421人、女は502人、合計923人が住んでいた。

こうして近世の鞍馬は信仰で結ばれた七組仲間の団結のもと、外部との接触を積極的に進めていった。こうした努力によって各地に鞍馬講が組織され、いっそう多くの人々が鞍馬寺参詣に集まった。また京都市中の人口増加によって薪炭の需要も増大した。「拾遺都名所図会」には鞍馬炭を都に運ぶ当時の村人達の姿がよく描かれていて興味深い。これに

加えて鞍馬石や木芽煮などの特産品も都の人々に珍重されるようになり、鞍馬の商業活動はますます活気を帯び、「船のない都」と言われるほどの繁栄を示した。最盛期の鞍馬は戸数300余りと言われ、現在の倍近くもあったという。

### ③近代の鞍馬

明治以降も鞍馬の薪炭販売は盛んに続いた。これに加えて鞍馬川の水を利用して水車を回す伸銅工場がいくつも建設され、やがて線香工場なども操業を始めた。明治初年の京都の近代化、工業化の動きは山深い鞍馬にも及んでいたのである。記録によれば、明治10年代の鞍馬は総戸数159で、旅館6、薪炭問屋14、石工12、運送業3、小売屋4、山稼ぎ63、山林所有者20その他であった。

大正年間にはバスが入り、昭和はじめには電車が通うようになるなど、山中にありながら鞍馬は常に京都と強い関係を持ち続けた。しかし、第2次大戦後はエネルギー革命と自動車交通の発達により、薪炭等の中継地としての役割を失い、現在では京福電鉄鞍馬駅前のみやげ物店、駐車場経営等のほかは京都などへ通勤するサラリーマンがほとんどとなっている。

### 3. 鞍馬のまちなみの調査

鞍馬のまちなみの実情を知るために昭和48年7月に現地調査を行った。この調査は鞍馬の中でも特に建物の保存度がよく、家並がまとまっている集落北半部の中在地、上在地の11戸146棟を対象とした。主な調査項目は次の6つである。

連続写真撮影

デザインエレメント調査

建物保存度調査

建物実測調査—15戸27棟

生活聞き取り調査

水準測量—街道沿い、河川等

鞍馬の民家は市中のものに比べて建築年代が古く、また建築当初の姿を保っているものも比較的多い。昭和48年の調査では保存度が1の「伝統的外観をほとんどそのまま伝えているもの」が全体の約4割を占めていた。鞍馬に現存するもっとも古い民家は宝暦10年（1760）の棟札を持つ滝沢家（重要文化財）で、次が寛政10年（1798）の祈祷札を持つ民家である。このほか、文化年間、天保年間に始まる民家も確認できた。これらの民家の構造や平面形式、風蝕の度合い等から判断すると、鞍馬には幕末までさかのぼる民家がまだかなり残っていると推定される。

鞍馬の民家は構造的には平家、むしこ2階、中2階、本2階建ての4種に分けられるが、このうち平家が74棟で過半数を占める。間口は一般に小さくて2～3間のものが41棟、3～4間のものが47棟で、全体の7割が4間以下の間口である。屋根は切り妻瓦葺が大多数で8割を占める。杉皮葺きのものも6棟残っている。また市中ではほとんど見られなくなったウダツを上げているものが7棟残っている。

次に立面を見てみよう。図2-3-2は上在地地区の保存度がよい家並の連続立面図の一部である。これを見ると、立面を構成するデザインエレメントは出格子こそ無いが格子を中心とした構成となっており、京都市中のそれと余り変わらないが、構成材はいずれもかなり骨太である。特に板壁と板戸で構成された納屋はその傾向が強い。主屋や納屋の出入口の脇の柱にはかって牛や馬をつないだ鉄環が残

っている。

鞍馬の民家平面は古いものではすべて片側土間の通り庭形式であるが、これは図2-3-4で示すように4タイプに分けられる。Aは通り庭に平行して表から順にオモテノマ、ダイドコロ、ザシキの3室が並ぶもので、鞍馬ではこのタイプが一番多い。Bは納屋の後ろに座敷を設けた変化型。Cの1列4室型、Dの2列型はAの発展形と言えよう。通り庭は市中の町家に比べてかなり広い。これはここが農家の土間と同様に作業や貯蔵のスペースとして重要であったからに違いない。

### 4. 鞍馬のまちづくりの伝統

鞍馬の集落は西は鞍馬山、東は鞍馬川に挟まれた狭小な場所にある。このため、家々はその敷地をできるだけ広くとるように山や川に向かって数mもの高さの石垣を築いている。そして石垣には階段が設けられ、それぞれ山や川へ容易に達することができるようになっている。これらの石垣や階段がいつ頃どのようにして造られたかは明らかではないが、鞍馬の人々が山崩れや水害と闘いながら生活の場を確保するために大きな努力と知恵を傾けてきたことを物語っている。

鞍馬の人々の生活は川とも深いつながりを持ってきた。昭和30年代まで鞍馬の人々の多くは洗濯、野菜洗い等に鞍馬川の水を活用してきた。集落中央部の家々では鞍馬川から軒先まで清冽な水を引き、家ごとに洗い場を設けている。現在でも川の水はちょっとした洗い物や洗車などに重宝されているし、魚取りや水遊び、夕涼みなど身近なレクリエーションの場を与えてくれている。先年の大火では消火に大きな役割を果たしたという。また、前述のように、鞍馬川は鞍馬の近代化にも一



役かってきたのである。

#### 5. 自然とまちなみの保全

これまで述べてきたように鞍馬の人々は長い歴史を通じて自然と親しみ、自然と共存して良好な生活空間を守り育ててきた(図2-3-3)。しかし、京都等への通勤勤労者が増え、鞍馬寺への観光客が多くなって人々の生活様式や意識が変化し、鞍馬は大きく変わりつつある。鞍馬川の水の汚れや観光や通過交通の増大による交通公害が目立つなど、環境の悪化が進んでいる。伝統的なまちなみも建て替えが進んでいる。空き家となって腐朽している民家、駐車場建設によって除却された民家も少なくない。早急な自然とまちなみの保全施策が必要になっている。

昭和53年~54年にかけて、京都市の委託を受けて京大保存修景計画研究会(代表 西川幸治教授)が鞍馬地区の歴史的まちなみの調査を実施し、筆者も京都市側の担当者として参加した。昭和48年度の筆者らの調査を基礎に、さらに詳細に鞍馬の歴史的、文化的風土の調査分析、まちなみと景観の現況調査、保全修景計画の策定等を行った\*21。この調査は直接的には伝統的建造物群保存地区の指定をめざして行われたものであるが、残念ながら今日まで実現できていない。

鞍馬地区は昭和25年より京都市の風致地区となっており、自然景観の中での和風建築のデザイン指導が行われてきたが、前述のまちなみ調査以後は住民の理解と協力を得て、伝

統的建造物群保存地区指定の候補地として、よりいっそう伝統的まちなみ景観の保全に留意した景観指導を進めている。一部の例外を除き、日本瓦葺で平入り、格子を主体とした伝統的外観がほぼ守られてきたのは大きな成果である。先年、重要文化財の滝沢家が保存修理され、往時の姿によみがえって公開されている。

今後、住民の合意を得て、早期に伝建地区指定など適切な町なみ保存施策を実施すべきであろう。

#### 6. 小結

晩秋、山の冷気が肌をさし始める頃、鞍馬では盛大に火祭りが行われる。この日、夕方から各家の前で篝火が焚かれ、七組仲間の長老を中心にして老若男女すべてが祭に参加する。肩当てにさらしの腹巻きを締めた若者達が、巨大なたいまつを持って鞍馬寺の山門前に集まり、二基の御輿が急な石段を下り始める頃、祭はクライマックスを迎え、鞍馬は一面火の海となる。

この夜鞍馬の人々の顔は祭の興奮と喜び、誇りに輝いている。人々はこの祭によって鞍馬寺や由岐神社への信仰を通じて結ばれてきた地域共同体の絆を改めて確認しあい、さらに堅く結びあうのである。鞍馬川と緑の山々、歴史を語るまちなみ、伝統の火祭り。鞍馬の人々がその知恵と努力によって、これらを今後のまちづくりに十分生かしていくことが望まれる。

図2-3-1 鞍馬の町並み屋根伏図

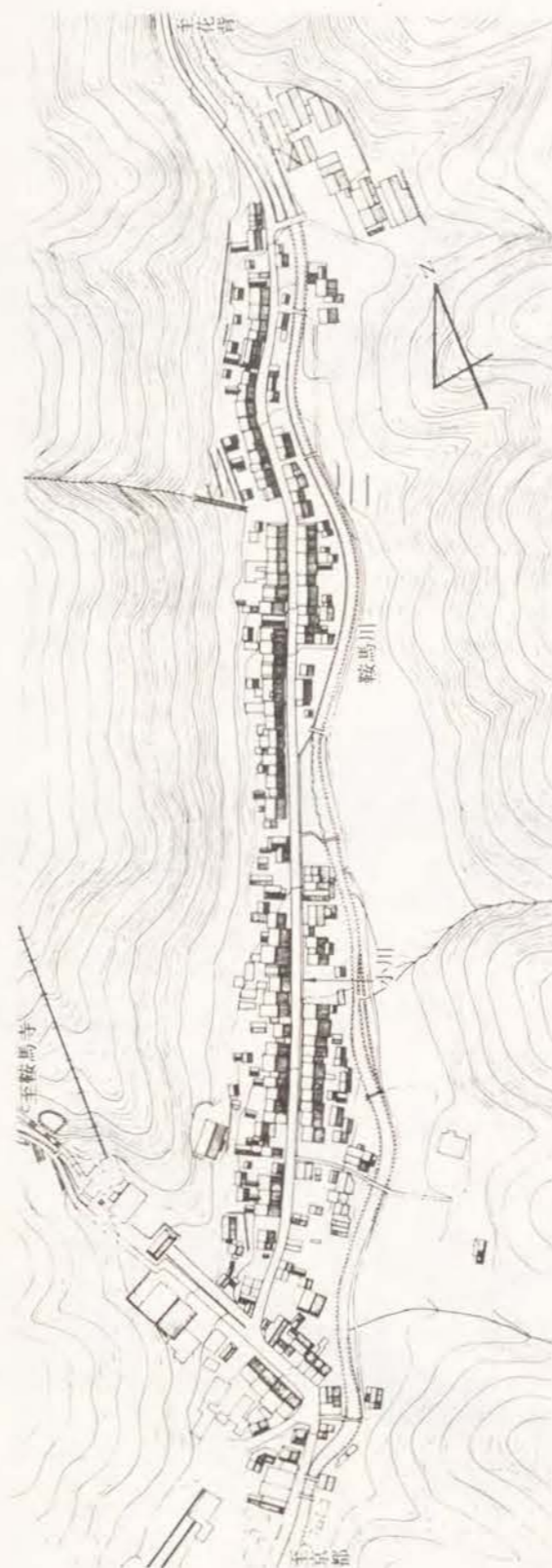


図2-3-2-1 鞍馬の町並み一連続立面図

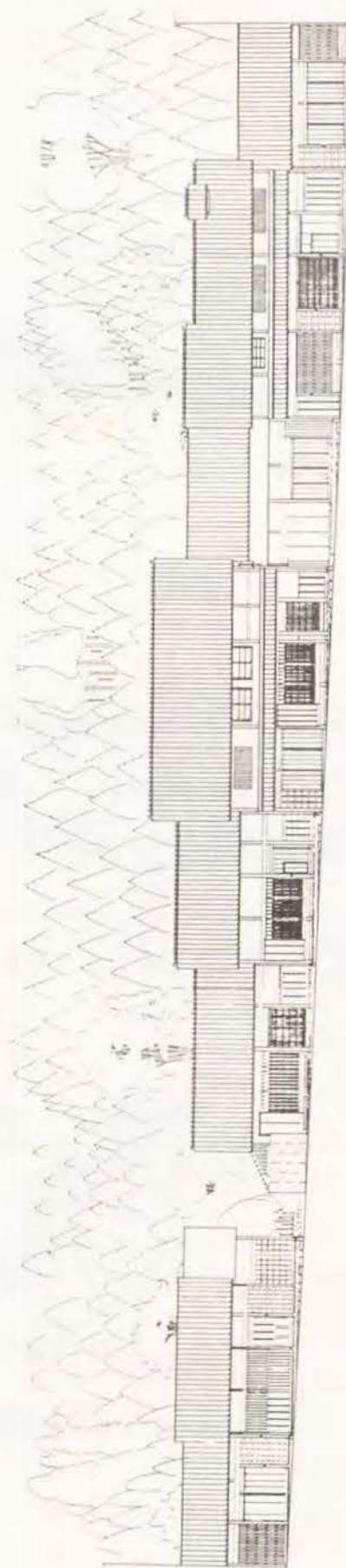




図2-3-2-2 鞍馬の町並み—連続立面図



図2-3-3 水と緑に囲まれた鞍馬の環境

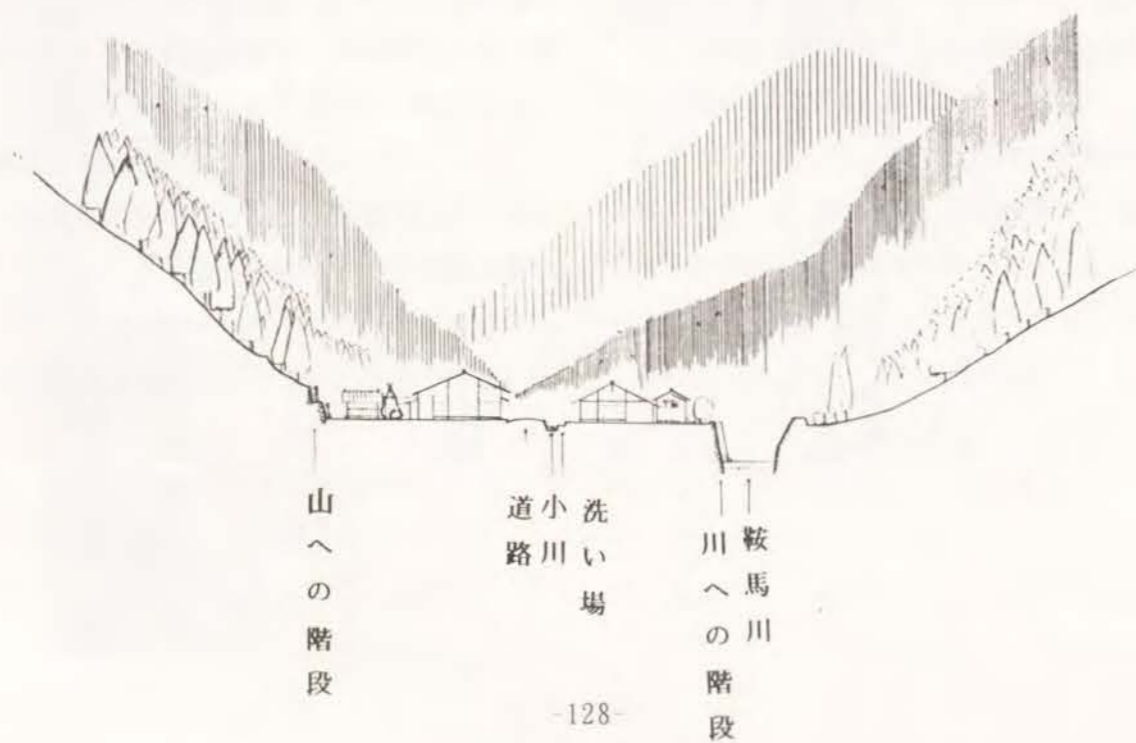
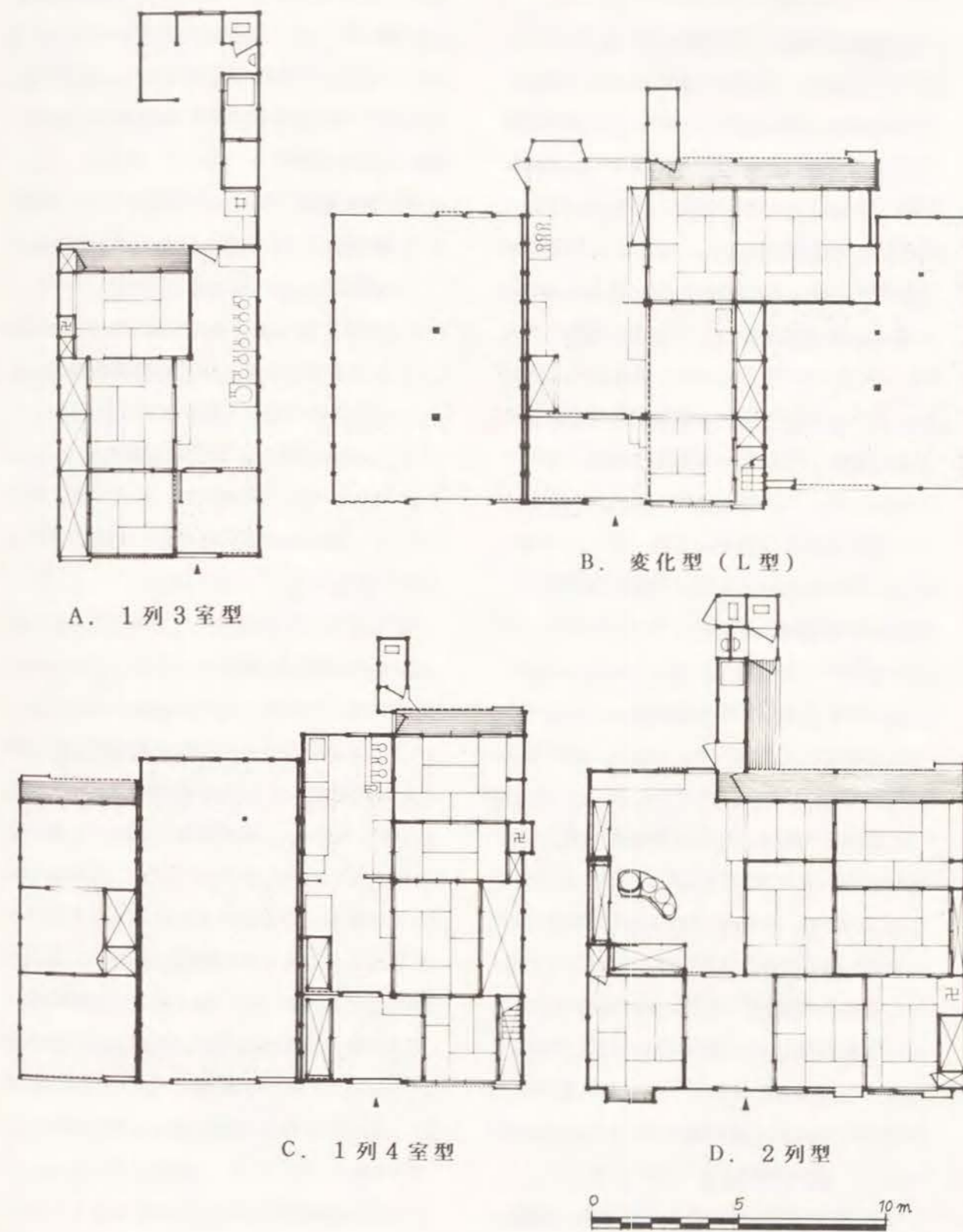


図2-3-4 鞍馬民家の平面型





## (2) 洛西・嵯峨鳥居本地区のまちなみ調査と写真測量

### 1. はじめに

嵯峨鳥居本地区は嵯峨野の西北、愛宕街道沿いにあたり、農家とともに日除けの神として親しまれた愛宕神社への参拝客相手の茶店や旅籠も見られた門前集落である。延長約600mほどの緩い勾配の街道沿いのまちなみの中ほどに、無縁仏の万灯会で名高い化野念仏寺がある。これより上の愛宕神社寄りには草葺の農家風の民家が多く、下の市街地寄りには町家風の民家が並んでいる。そして、この歴史的まちなみの背後には緑濃い山並みが迫り、自然と融合した魅力ある景観を構成している。

昭和50年、この嵯峨鳥居本のまちなみ保存をめざす京都市の委託により、京大保存修景研究会はまちなみの総合的な調査を実施し、具体的な保存計画を提案した\*22。ここでは京都のまちなみ調査としてははじめて本格的に「地上写真実測」の手法を採用し、筆者が主として担当したので、その経緯や効果について考察する。

昭和30年代後半より写真測量の技術が仏像等の彫刻、考古遺跡、建築などの文化財調査にも応用され、これまでに大きな成果を上げてきている。実例としては、バーミアンの巨大な磨崖仏の実測、奈良県橿原市の今井町のまちなみ実測などがあげられる。京大建築学教室でも昭和40年代後半から建築調査の一部に地上写真測量技術を導入し、いくつかの試みを行ってきた\*23。

写真実測は我々がものを見るとき、左右に離れた2つの目で見ることによって立体感を得ている原理を応用したもので、離れた位置においた同一性状を持ったカメラで同一の対

象物を同時に2枚の写真に撮り、それを図化機の中で立体的に観察しながら機械的、光学的に、中心投影で写っている写真を平行投影に変換し、所要の実測図面を得るものである。

### 2. 鳥居本のまちなみの写真実測

鳥居本地区のまちなみの実測調査では、6棟の民家を選び、

あ. 精密実測—厳密な測量をもとに一級図化機を使用してできる限り正確、詳細な実測図をつくる。

い. 簡易実測—簡便法の開拓を試み、手作業で主要寸法を測定し、簡易図化機を使用して比較的簡単な実測図をつくる。

う. 記録写真保存—現状の記録として、立体撮影したネガを実測データとともに保存し、後日必要に応じていつでも図化可能としておく。

と言う3つの作業を行った。そしてこれらの作業の過程で写真測量のまちなみ調査への応用の有効性と限界を明らかにしようとした。

鳥居本のまちなみの写真実測は図2-3-5で示した手順により、3つの作業が並行して進められた。図のA-Dの現場作業は8日間、延べ28人で行った。このうち、Cの精密実測は適当な間隔で設けた標定点の座標を秒読みセオドライト等を使って精密に求めた。簡易実測ではコンベックス、鋼尺などで各建物の全長、柱間、出格子幅など主要寸法を手作業で直接測定し、標定点測量に代えた。これによって現場での作業時間を著しく短縮することができた。

Dの立体撮影は基線長120cmのステレオカメラ(SMK120)を使い、精密実測、簡易実測とも全く同じように行った。前面の道路が狭いため、引きが十分取れず、作業は容易では

なかった。建物の棟が高く地上からは直接撮影できない場合、移動架台にカメラを載せて撮影した。

F→Hの図化作業の内、精密図化は航測会社に依頼し、一級図化機により1/20の立面図2面をできる限り詳細に図化するように努めた。この結果、瓦や格子の形状まで一つ一つ忠実に描くことができた。草葺屋根は水平奥行き方向の20cmごとの等高線(等遠線)によって、その微妙な凹凸まで明らかになった。しかし、この精密図化作業は1棟あたり延べ166時間もの長時間を費やし、図化経費もかなり大きなものとなった。図2-3-6、2-3-7はできあがった原図を1/100に縮小したものである。

簡易図化は京大の簡易図化機「ステレオトープ」を使って行った。この図化機は一級図化機に比べて機構が簡単で、容易に図化できる。じっさい、SMK120のような高性能のステレオカメラを使って注意深く撮影すれば、小縮尺の図化の場合は、ステレオトープの標定作業は事実上相互標定だけですみ、簡単、迅速に作業が進められる。今回の図化作業では1/30の立面図を2面作成したが、1面あたり、補描も含めて30時間以内ですんでいる。1/50から1/100では1棟あたり10時間以内で図化することも十分可能であろう。

ところで、ステレオトープはもともと5万分の1程度の地形図を作成するのを主眼とした図化機であるため、図化精度や図化範囲に大きな制約がある。精度について言えば対象物上の同一点が図紙上で0.2~0.3mm離れて示されることがあり、時に0.5~0.6mmも誤差が出ることもある。また図化機にかかる写真基線長や奥行き方向の図化範囲が限られているため、写真の拡大や図化基準面の変更などが

必要である。したがって水平方向の図化範囲も小さくなる。

しかし、ステレオトープのこのような欠点も、撮影モデル数の増加、手作業による補測、図化作業工程上の工夫などによってほとんど解決できる。図2-3-8、2-3-9はこうしてできあがった原図を1/100に縮小したものである。この図は精密実測ほど詳細ではないが、庇の下端のうねり具合など、手作業による実測ではつかみにくい部分も現状に忠実に描くことができた。

記録写真保存のための作業はAからEまで、精密実測、簡易実測の作業と並行して行った。主要点の測定結果をネガとともに保存し、いつでも図化可能となっている。

### 3. まちなみ調査と写真測量

建築物の実測には手作業による実測が広く行われており、これまで長い経験と技術が蓄積されている。対象物が小さく簡単な場合、この手法は現場作業時間が短く、経費もかなり少なくすむ。しかも比較的高い精度が期待できる。また対象物に直接手を触れて実測するため、対象物を理解しやすい利点もある。しかし、対象物が大規模でかつ非常に複雑な場合や直接手で触れることができない場合、きわめて精密に実測する必要がある場合などは手作業による実測は適切ではない。

これに対し、写真測量による実測はすでに指摘されているように、一般に①きわめて客観的、②撮影時の状況をいつでも立体モデルとして再現できる、③高い精度であり、かつ精度にムラが無い、④現場作業時間が短くてすむ、⑤対象物に触れずに実測できる。などの長所を持っている。しかし、反面、①大がかりな装置が必要、②作業に写真測量の専門



知識と熟練が必要、③経費がかさむ。などの欠点がある。

ところで写真測量を建築物の実測に利用する場合、これまでは高級図化機を使って原寸から1/20程度までの詳細な図を作成する精密実測が多かった。この方法は前述の写真測量の長所を十分生かすことができるが、一方で経費がかさむなどの欠点も非常に大きい。

まちなみ調査では調査対象が広域に広がり、数が多いことから、これまでの写真実測の手法をそのまま適用するわけには行かない。もちろん特に重要な建物については精密実測により精度の高い実測図をつくる必要があるが、他の多くの建物はもっと簡単な実測方法によるべきであろう。そのため写真測量の利点を生かしながら、これまでの手作業による実測に見合うほど作業が簡便、迅速にでき、経費が少なくすむ手法が必要となる。

また、まちなみ調査では今すぐ実測図は必要としないが、何らかの現状記録を残しておきたい建物が少なくない。その場合、立体写真はいつでも撮影時の状況を立体的に再現できるから、非常に質の高い記録となる。撮影と同時に主要寸法を簡単に測り、将来実測図の作成が可能ないようにしておけばいっそう価値の高い情報となろう。

今回の調査では、このような「精密実測」「簡易実測」「記録写真保存」の3つの手法を試みた。表2-3-1は、この経験に基づき、写真測量の3つの手法を手作業による実測と簡単に比較してみたものである。この表でわかるように、今回の「簡易実測」はこれまでの「精密実測」と比べて作業時間や経費の点でかなり改良されており、一定の成果があったものと言えよう。しかし、「手作業による実

測」の場合と比べるとまだまだ十分ではない。作業方法をさらに工夫するとともに、それほど高い精度は得られなくとも操作が簡単で価格の安いステレオカメラや図化機の開発を促進する必要がある。

このような工夫と開発によってまちなみ調査担当者が写真測量の専門家に頼ることなく、直接すべての作業を進めることができるようになる。そして経費や時間が節約できるばかりか、調査者が建築についての専門知識やこれまでの経験を写真測量の中に十分生かすことができるようになるだろう。これによって写真測量がまちなみ調査に非常に有効で便利なものとして利用されるようになり、大きな成果を生み出すに違いない。

なお、最近、土木分野で高解像度のデジタル記録方式のカメラを用いてステレオ画像を撮影し、これらの画像から写真測量技術を応用して三次元情報を抽出するシステムも開発されている\*24。これはデジタルスチルカメラによる電子画像をワークステーションにメモリーカードを介して入力し、ディスプレイに表示した写真上の基準点の地上座標を与えることにより、解析システムにより高精度の三次元化を行うものである。ステレオカメラや図化機を必要としないため、作業が簡便であるばかりか、短時間に成果が得られるなどの利点がある。今後、建築物の実測にも活用できるように、システムのいっそうの発展を期待したい。

#### 4. 小結

本項では写真実測についての考察のみ取り上げたが、嵯峨鳥居本のまちなみ調査全体としては、地区の歴史的調査、民家やまちなみ景観の現況調査、住民の意識調査、そしてま

ちなみの保全修景計画の提案を行っている。これらの成果に基づき、嵯峨鳥居本地区は昭和53年に京都での3番目の伝建地区に指定され、以後、修理修景等のまちなみ保存事業が進められている。

平成5年(1993)秋には地区内に「嵯峨鳥居本まちなみ保存館」が開館した。これは民有の伝統的建物を敷地とともに京都市が借り

受け、建物の保存修理を行うとともに、京都のまちなみ保存事業を紹介するパネル等を展示し、市民や観光客の理解を深めることを目的としたものである。また、現在、嵯峨鳥居本地区では下水道工事に伴う道路の現状復旧にあわせて、地区の景観にふさわしい道路景観整備の検討が進められている。

表2-3-1

	写 真 測 量			手作業による 実 測
	精 密 実 測	簡 易 実 測	記 録 写 真 保 存	
現場作業時間	-	++	++	++
現場作業の難易	-	+	+	+
図化作業時間	-	+		++
図化作業の難易	-	+		++
現場記録の価値	++	++	++	-
図の精度	++	+		-
経 費	-	+	+	++

(+は評価が高い、-は低い)

図2-3-5 写真測量  
の手順

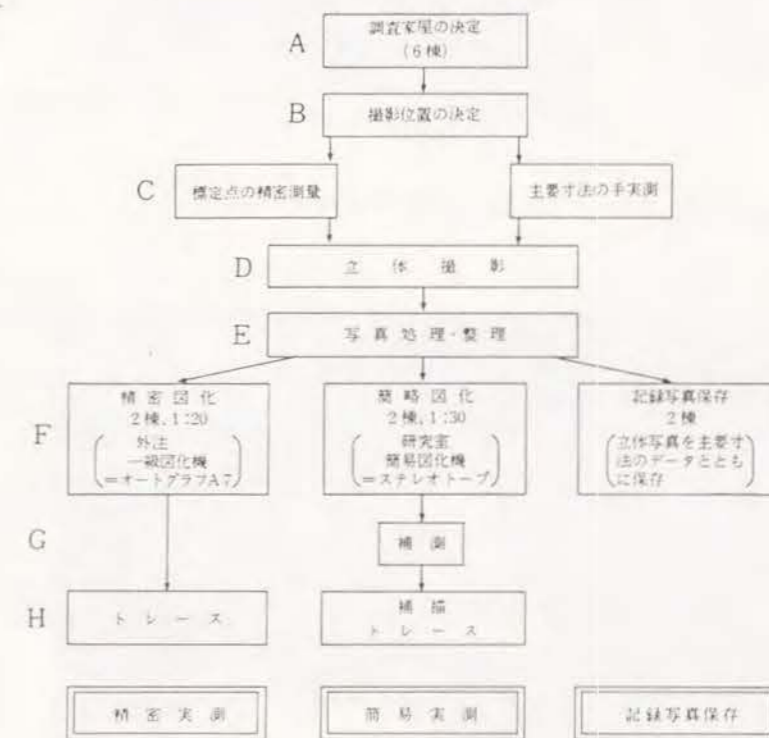




図2-3-6 精密写真測量による立面図（松山家住宅）

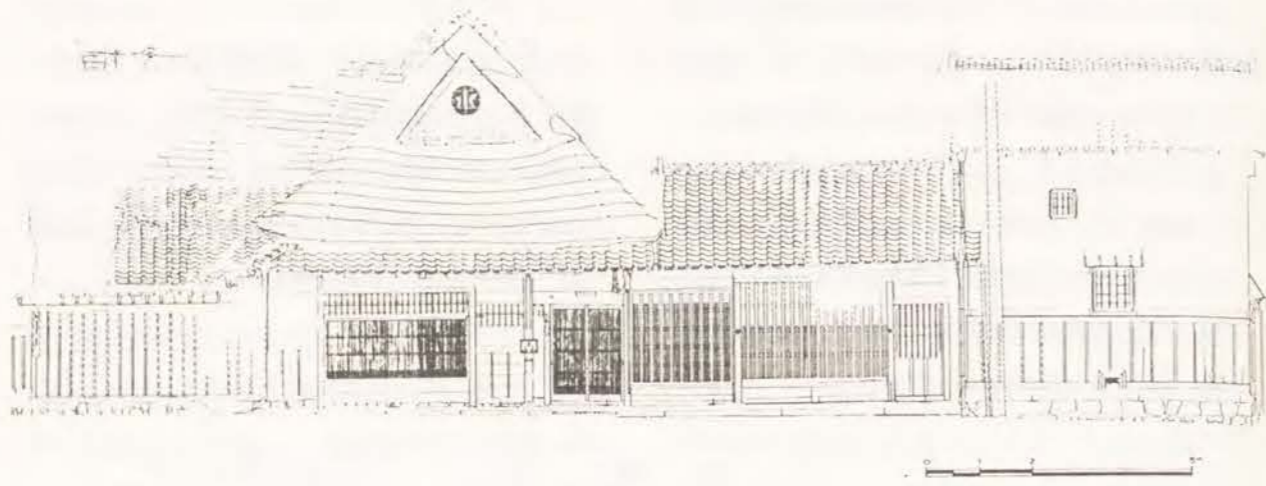


図2-3-7 精密写真測量による立面図（平野屋）

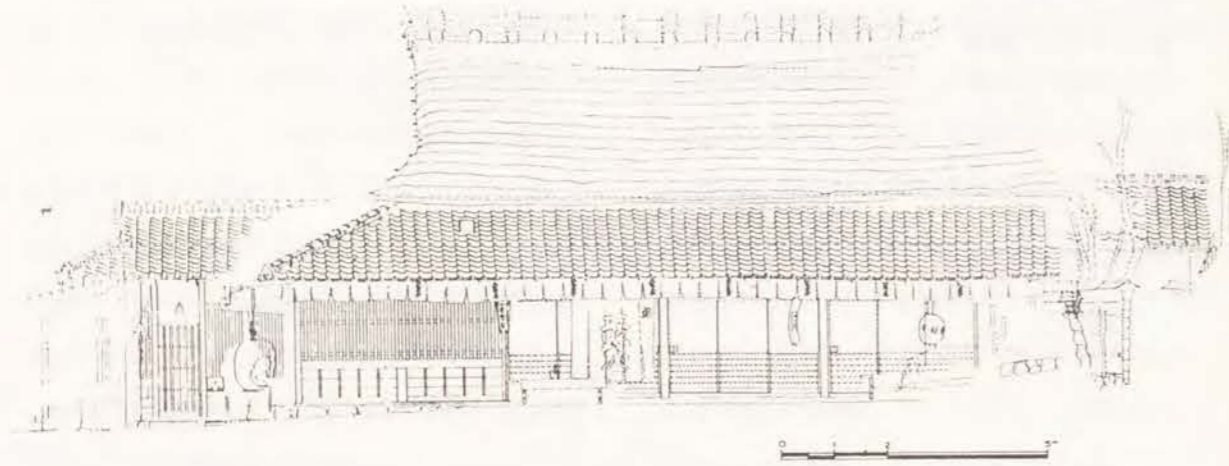


図2-3-8 簡易写真測量による立面図（永井家住宅）

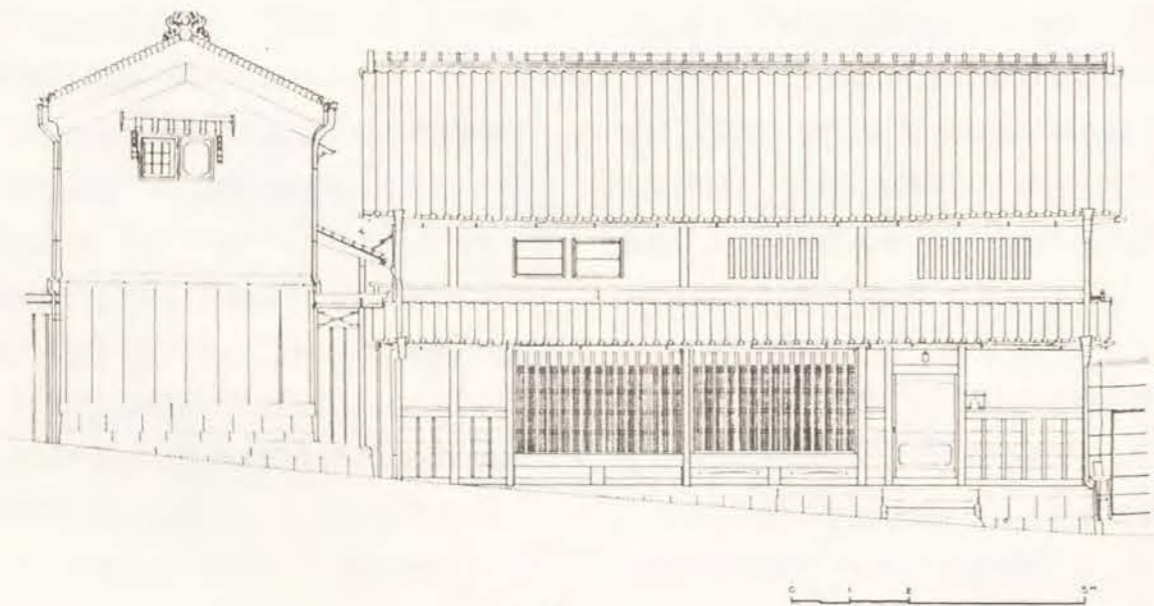


図2-3-9 簡易写真測量による立面図（井上家住宅）

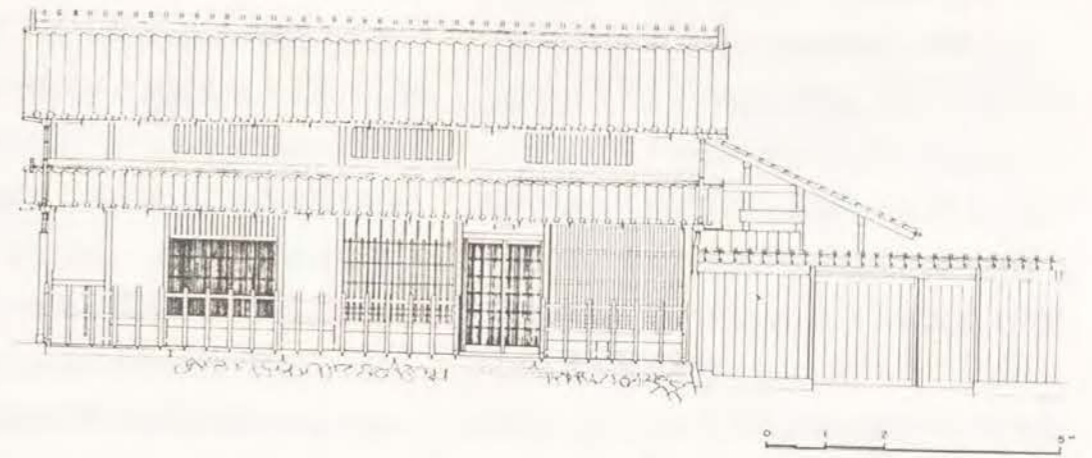


図2-3-10 C. G. による外観図 「嵯峨鳥居本町並み保存館」



写2-3-1 愛宕神社一之鳥居付近の景観





### 第3節 保存修景の技法と展開

#### 3-1 保存修景の意味

##### (1) 修景の意味

修景ということばは、造園や道路計画などの分野で古くから使われてきた。造園の分野では庭園や建築物の外構の計画において、植栽や石組み、垣などの適切な組み合わせ、配置によって、いっそう美的価値を高めることをいい、道路計画においても、たとえば植栽によって分離帯や法面その他を視覚的に整えることを指している。現在のわが国の歴史的まちなみや集落の保存施策の中心となっている「伝統的建造物群保存地区」制度における「修景」も、これとほぼ同じ趣旨で、伝統的建造物以外の建造物を、周囲の伝統的建造物と調和するよう改造または改築することを行う。ただし、まちなみ保存は生きた生活の場を保存の対象としているのであるから、当然、現代生活を営む上での、機能上の要求と保存上の要求との調整が必要となってくる。まちなみ保存における修景では、建物の形を整えることそのものよりも、この両者をいかにバランスよく共存させるかが重要な課題となる。なお「伝統的建造物群保存地区」制度では、伝統的な建物をそのまま修繕したり、原形に復原することを「修理」としている。

##### (2) 修景とファサード保存

ところで、まちなみ保存地区の保存事業では、修理・修景いずれの場合も、主として外観が事業の対象とされており、いわゆるファサード保存の手法をとっている。伝統的な町家などにおけるファサードは、個々人の私的な生活空間と、通りという公共空間との境界領域であり、両者を分けると同時に、公共空

間を構成する主要要素として、個々人のコミュニティへの参加意識を表徴するものである。そのため町家のファサードは個々人の全くの自由にまかせられるものではなく、敷地の条件や生業の内容に合わせながらも、全体としては周辺への深い配慮に基づいて、景観上の調和・協調がはかられている。これが歴史的まちなみの統一と変化の美をつくっているものであり、ファサード保存は、単に歴史的まちなみの姿を残すことだけではなく、外観の修理や修景を通じて、住民が共同社会のルールを確認しあう契機ともなっている。

じっさいファサード保存は、まちなみ保存地区の一般的な保存手法として、これまで大きな成果をあげてきた。建物の外観の修理や修景によって、各地の歴史的まちなみがいっそう風趣を増し、魅力的な空間として現代によみがえりつつある。

##### (3) 修景概念の拡大

このようにまちなみ保存地区における保存整備のあり方、すなわち地区の特性を構成しているものを保存し、特性にそぐわないものを修景してゆくという整備のあり方は、文化財周辺の既存市街地の再整備、さらには広く一般市街地の整備のあり方に大きな示唆を与える。それぞれの地区にはそれぞれの歴史があり、地域特性がある。これを地域の文脈と呼ぶ人もいる。それらを尊重し、配慮しつつ少しずつ手を加えて、より快適な環境を作ってゆく、その具体的な手段として「修景」があらためて注目される。修景はまちなみ保存における一つの手法というだけでなく、広くこれからのまちづくり全体に関わる思想を含

いるのである。

#### 3-2 保存修景手法の種類

修景を前述のように広くとらえると、その具体的な手法は目的や条件などによっていろいろ考えられる。ここでは主として建築物の修景について、歴史的環境との関わりの中かで事例をもとに分類・整理してみる。

##### (1) 外観復原

指定文化財建造物などの修理では、一般に建物を建設当初の姿に復原することが行われる。建物が当初の姿を取り戻し、歴史的、景観的価値を高めることができるという意味で、復原もまた修景の一手法ということができよう。

復原が特に修景的意味を強く持つのは、それが一つの地区や町・村全体にわたって行われた場合である。妻籠では、明治初年の宿場町の姿を取り戻すことを目標として、街道に沿って並ぶ建物の表の一部屋分、2階は半間

の縁側部分までを幕末期の姿に復原する事業が進められてきた。綿密な調査に基づいた復原ではあるが、当初は部戸であったものを、所有者の希望をいれて場合によっては格子戸とするなど、現実的な解決もはかられている。すべての建物の外観を細部に至るまで当初の姿にもどすのではなく、重要度や条件に応じて復原の内容・程度を決め、全体として町並み景観を復原しているわけである。

ポーランドのワルシャワでは、第二次大戦中ナチスによって破壊された中心市街地が、絶えることない民族文化の証として、市民の執念にも似た努力により復原されている。復原にあたっては、市民が持ちよった戦災前の町の写真や風景画などが参考にされたという。ドイツのバイエルン地方の小都市ローテンブルグでも、第二次大戦により町の1/3以上が失われたが、いち早く復原され、町全体が、かつての中世都市のおもかげを取り戻し、多くの観光客を集めている。

写3-2-1 ドイツ・ローテンブルグー第2次大戦によって破壊された町並みを復原し、中世都市の面影を取り戻した。





## (2) 外観様式保存

### ① 伝統的な建物の外観の一部修復

全体としては伝統的な外観を保っている建物の一部が、モルタル塗り大壁となっていたり、アルミサッシ窓になっているものを修復して、伝統的な外観に改めることである。外観復原に似ているが必ずしも当初の姿に戻すことではない。住宅から店舗への改装などによって、外観様式が別の伝統的様式へと変わることもある。

### ② 伝統的な外観様式による改築・増築など

伝統的な外観を持っていない建物を改築する場合や、伝統的な建物の一部を増築（たとえば二階を増築）する場合などに、その外観を伝統的様式に準じて整えることである。全国の伝統的建造物群保存地区において、修景の一般的な手法としてしばしば行われている。

妻籠の郵便局は、新しい機能を内に抱きながら、外観は妻籠の伝統様式に従って新築された例である。妻籠の古いまちなみに実によくとけこんでおり、軒下の看板や明治風のポストがなければ郵便局とは気づかない。

歴史的街区の保存と再生事業が、十数年にわたって精力的に進められているパリのマレー地区でも、老朽などによって建物がすでに失われていたり、修理に耐えない場合には、外観を周囲の様式に合わせた建物を新築することによって景観を整えている。

## (3) 外壁保存

### ① 外壁の全面保存

建物の外観が特に優れており、歴史的、景観的に価値が高いが、構造耐力上の問題がある場合や、機能の更新、用途の変更が必要な場合、構造補強や内部改造を加えながら、外壁のほぼ全体を保存するもの。旧近衛師団司

令部のレンガ造り建物（東京、重要文化財）を鉄筋コンクリートで補強、改装し、国立近代美術館分館（工芸館）とした例、同じくレンガ造り建物を鉄筋コンクリートで裏打ちし、補強した同志社大学ハリス理化学館（京都、重要文化財）の例など、わが国でも近代洋風建築の保存において実践が重ねられている。

京都における参考事例 京都府立文化博物館旧館（旧日本銀行京都支店）、京都市考古資料館（旧西陣織会館）、同志社大学彰栄館・礼拝堂 等

ロンドンのシティでは保護対象建築物の外観を保存し、内部を再開発する”Envelope scheme”手法が数多く採用されている。古い建物の外壁周りに支柱と足場を組んで外観をそのまま残し、内部は屋根、床もすべて改築してしまう手法で、外壁は”封筒”となる。

### ② 外壁の一部保存

優れた外観の建物が社会的、経済的諸条件の中で、やむなく建て替えることになった場合、古い建物の外壁を一部保存しながら、新しい構造体によって新築・増築を図るもの。

京都の中京郵便局は、明治35年完成のレンガ造り建築の外壁の通りに面する大部分を保存したものである。レンガ造り2階建ての外壁の内側に、鉄筋コンクリート造り3階建ての構造体をつくり、外壁を保存しながら機能更新とスペース増加をはかり、増築部分も意匠や仕上げなどで既存部分との調和を配慮するという、すぐれた修景手腕をみせている。また、同じ三条通りに面する日本銀行京都支店（大正3年竣工）は改築にあたり、隅角部分の円錐形の屋根を含む石貼りの1スパンを保存し、その他の部分を保存部分と同色のタイル貼りのR.C.造としている。保存部分はギ

図3-2-1 中京区郵便局のレンガ造外壁保存 写3-2-2 フィラデルフィアの生命保険会社と内部のR.C.構造の外壁の一部保存

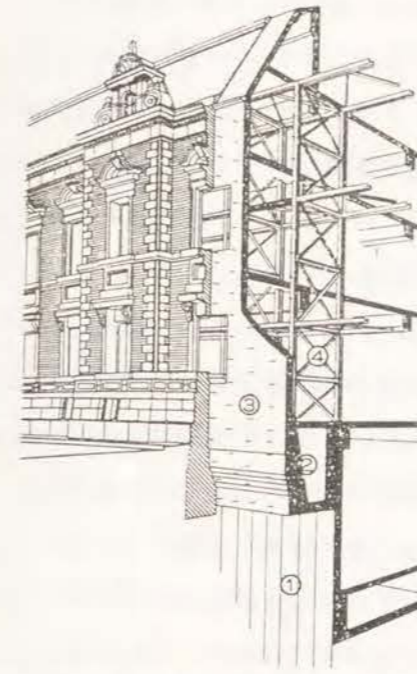
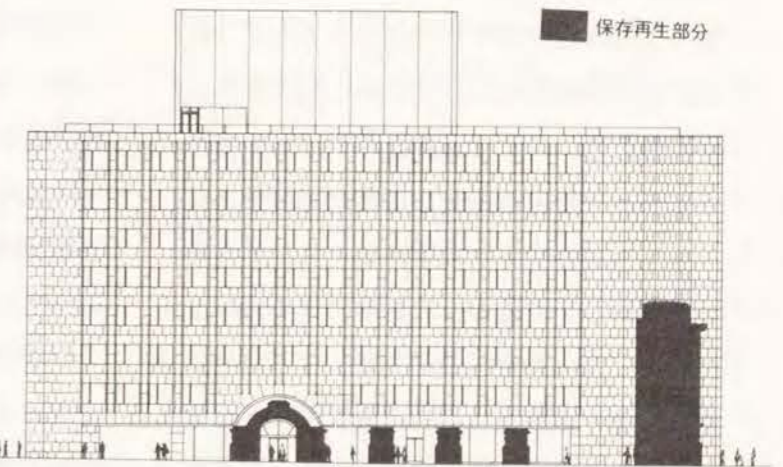


図3-2-3 三井銀行ビル改築にあたり旧建物のコーナー部分や玄関アーチを部分保存した。



ャラリーとして活用されている。

四条烏丸の三井銀行は建て替えにあたり、建築学会や京都市、市民の要望を汲み入れ、大正14年竣工のルネサンス様式の旧建物のコーナー部分や玄関アーチなどを部分的に保存再生し、新しい建築デザインに織り込んでいる。（図3-2-3）

ロンドンのペッパー・ポット・ビルは、市民に親しまれてきたナッシュによる外壁を残しながら、内部に5階建ての新しい銀行本店



をつくったものである。ただ、これは外壁をすべて保存するのではなく、三角形平面の各辺の中央部にガラス壁を設け、新旧を対比させている。

写3-2-2はフィラデルフィアの生命保険会社の例である。敷地は国立歴史公園の中心に位置するインディペンデンス・ホールのすぐ裏側にあたり、かつてここにエジプシャン・リバイバル様式による建物があった。その高層ビルへの建て替えにあたって、古い建物のフ



ファサードを彫刻的に新しい建物にとりつけ、新旧の連続性を表現したのである。

#### (4) 歴史的建築群の再生

以上三つの修景手法をいろいろ組み合わせ、かつガラスや鉄などの新しい材料・工法を駆使し、古い建築やその群を共同住宅・ホテル・事務所・店舗等に改造し、現代的な魅力ある空間として再生するもの。わが国では倉敷のアイビー・スクエアがよく知られている。レンガ造りの旧紡績工場を、大胆かつ緻密な計画により、ホテルや展示施設などとして再生をはかったもので、歴史的なふんいきと現代的な活気をあわせ持つ、楽しい空間の創造に成功している。同じように古いレンガ造り工場を再生した例としては、この他にサンフランシスコのキャナリースクエアやギラデリスクエアなどがある。近くの「ピア39」は波止場の古い木造倉庫群をみやげもの店やカフェテリアなどに内部改造したものである。

フィラデルフィアのソサエティ・ヒルは、18世紀のレンガ造りタウンハウスの並ぶ歴史地区で、50年代から市と民間による保存と再開発事業が活発に行われてきたところである。その一部のニューマーケットでは、通りに面して残っているタウンハウスを保存し、すでに失われている部分には、レンガタイル貼りタウンハウスを新築、ブロック中心部にはガラス・パレスと呼ぶガラス箱状デザインのショッピングセンターをつくっている。歴史地区の再生の一つの手法ではある。

同じくアメリカの歴史都市ボストンは、ビーコンヒルやバックベイ地区の19世紀のタウンハウス群を保存していることで知られているが、ウォーターフロントでは、近年古いレ

ンガ造り倉庫等の既存建物を住宅・事務所・店舗などに再生・再活用する事業が集中的に行われてきた。特に140年前に建設されたレンガ造り石貼りのクィンシーマーケットの修復とショッピングセンターとしての再生事業は、緻密な計画と卓抜なデザインにより大成功をおさめ、ディズニーランドを上まわるほどの数の人々が訪れている。

最近ではわが国においても、横浜、神戸、函館、小樽などレンガ造等の歴史的建物の保存をウォーターフロント開発の中に組み入れ、計画地の魅力アップに活用している例は多い。

#### (5) 現代建築と修景

鉄やコンクリート、ガラスなどの新しい材料・構法による現代建築で、外観デザインが歴史的景観への配慮をみせているもの。これも多くの例があるが、ここでは「同調」「融合」「対比」の三種類にわけて考察する。

##### ①「同調」

建物の規模・外観デザインなどを周辺の景観への影響をなるべく小さくするよう配慮したもの。京都では古都保存地区・風致地区・美観地区等において、多くの実践が重ねられてきた。東山の南禅寺ではレンガ造りの水路閣との間の敷地にR.C.造の収蔵庫を新築するにあたり、建物の高さをできるだけ低くし、屋根の形態、外壁の構成は南禅寺の建築にならっている。柱型・梁型は、天然木の木目をそのまま写した精巧なプレキャストコンクリートが使用されており、近くに寄ってもコンクリートとはほとんどわからない。

同志社女子大学の図書館は、レンガ造りの既存校舎と京都御所に続く今出川通りとはさまれた庭園の地下に建設されたものである。施設の必要性和景観の保全とを両立させる

写3-2-3 同志社女子大学の半地下式図書館



かりか、変化に富む魅力的な庭園をつくりだしている。同様の例に京都市美術館の地下収蔵庫、ハーバード大学の地下図書館などがある。なお、京都御所の周辺では、このほか二つの地下鉄出入口の修景が注目される。同志社大学図書館の前に設けられた今出川駅の出入口は、デザイン・仕上げを背景のレンガタイル貼りの図書館にあわせ、しかも両側のかつての公家屋敷街のおもかげを伝える土塀と調和するよう苦心されている。丸太町駅の出入口の一つはボーリス設計の大丸ビラの既存の塀の一部を切り取って設けられた。既存のレンガ塀のデザイン・仕上げをたくみに取り入れ、調和と変化を実現している。

##### ②融合

周辺の景観の特性を十分把握し、それを取り入れながらも、独自のデザインを展開しているもの。たとえば大江宏氏設計の秋田県角館町の伝承館があげられる。伝統的建造物群保存地区に指定されている武家屋敷街にあり、その茅葺き屋根と土蔵の置屋根を主要なデザインモチーフとして、歴史的景観との連続性をはかりながらも、その構成・展開において大江氏独自の世界をつくりあげている。

京都市内においても人形、仏具、和菓子、旅館等で構造、規模は異なるものの京都らし

い木造建築の味わいや繊細さを感じさせる建物が数多く見られる。

##### ③対比

歴史的景観の中に規模・形態・材料が全く異質な建築物や工作をつくることは極力避けねばならない。しかし、その建設に真に社会的必然性があり、市民的合意が得られるならば、厳しい景観上の配慮のもとで認められることもあろう。その場合、新・旧の単純な調和はもとより望めない。むしろ両者の対比によって互いの価値が高まり、響きあうような高度なデザインが必要とされる。ボストンのジョン・ハンコック・タワービルは建設の是非をめぐる多くの論争をまきおこし、また建設途中で何度も窓ガラスの落下事故が起こるなど、大きな話題を呼んだ建物であるが、いまその完成した姿をボストンの歴史的景観の中にみる時、そのきわめてまれな成功を実感できる。建物は全面をミラーガラスでおおわれているため、上層では大空と同化し、足元ではトリニティ教会などの歴史的建築を映し出して、自分の存在をほとんど消し去っている。しかもコプリンプラザやバックベイなどの歴史的広場やまちなみに対して、平行四辺形平面の短辺を向けて視抵抗をさらに小さくし、それによって切れ味のよい優雅な美し





さを演出している。

### 3-3 まちなみ保存における修景のすすめ方

前項で見たように、修景にはその目的、条件に応じてさまざまな種類・手法があり、一般的なすすめ方は無いと言って良い。ここでは範囲を限定してまちなみ保存地区における修景について考えてみたい。また、まちなみ保存地区における修景は所有者自らが行き、市町村がこれを援助するものと、市町村が直接行うものがあるが、ここでは前者の場合に限定したい。

#### (1) 修景のきっかけ

伝統的建造物群保存地区では、「保存計画」を定めることが義務づけられているが、それはふつう保存の基本的な方針を決めているだけで、どの建物をいつ、どのように修理または修景するかはその都度決定してゆかねばならない。

京都市では昭和47年制定の市街地景観条例による「特別保全修景地区」以来、昭和51年

に「伝統的建造物群保存地区」を重ねて指定した後も、まちなみ保存事業は住民自身のまちづくりを後押しするものであるという立場から、修理・修景の順序や内容は、所有者側からの申し出によることを原則としている。毎年11月末頃に翌年度の工事計画についてアンケート行うとともに、建物の修理や修景についてのこまかい相談からまちづくりの方向についての話し合いまで、市の担当職員が個々の住民や保存会と絶えず日常的に話し合う中で修景のきっかけをつかみ、生活や営業の実態にあわせて、修景時期・デザイン・工費などを詰めてゆくのである。

こうした話し合いを進める場合、地区の歴史や保存の考え方、修景例、補助金額などをわかりやすく説明したパンフレットがあると非常に都合である。このようなパンフレットは、京都のほか妻籠・高山・弘前・倉敷など多くの市町村で作成され、大きな効果をあげている。ボストンのビーコンヒルや、バックベイの保存地区などでも同様のパンフレットが活用されている。

#### (2) 外観様式の選択

##### ① 伝統的な外観様式の理解

まちなみ保存地区では、修景は原則として伝統的な外観様式に準じて行うことになっている。伝統的な様式といっても、その姿は場所により、時代によりさまざまである。たとえば京都の産寧坂地区では、江戸期に完成した「むしこ造り町家」が明治・大正期に二階座敷を持つ「本二階建て町家」へと発展し、大正期には寺院跡を細分化した敷地に、町家に数寄屋風意匠を取り入れた「変形町家」が並んだ。昭和期に入ると、寺院跡の広い敷地をそのまま利用した「和風邸宅」が現れてい

る。これらは専用住宅か、店舗併用か、また店舗併用の場合、土間店舗か、飾窓付店舗かなどの違いによって、一階部分の姿が異なっている。

京都市ではこれらすべてを地域の発展の過程を伝える伝統的様式ととらえ、保全をはかっている。

ところで、修景をすすめる場合、このような伝統的な外観様式について、所有者・設計者・大工に十分理解してもらう必要がある。少なくとも戦前までは、家を建てる人にも伝統を理解する心があり、大工にも伝統の技が生きていて、簡単な平面図だけでほぼ期待どおりの建物ができていたのであるが、今やそのような伝統は途絶え、所有者も設計者も大工も伝統的な様式・手法を十分知らないといっている。

そこで京都市では、専門研究者による歴史的調査や実測調査に基づいて、各様式の標準的な平面図・立面図・短計図・詳細図・透視図などを集めた「建築様式参考図集」を作成し関係者に配布している。高山市では、各様式やその構成要素のそれぞれに説明を加えた詳細な参考図集を発行している。この様式参考図集は、行政側と所有者・設計者・大工が伝統様式について共通認識を持ち、修景デザインを決めてゆく上で役に立つ。

##### ② 伝統的な外観様式の選択

前述のように、一つのまちなみ保存地区の中でも多くの外観様式が存在する。しかし、一つの地区をさらに細かく見てみると、修景対象の周辺では、外観様式の種類はせいぜい二～三種に限定される。宿場町なら宿場町で、また、武家屋敷街なら武家屋敷街で、対象敷地がその町のどのあたりに位置するかで

規模や格がほぼ決まるからである。京都の産寧坂地区では、前述のように、開発の時期によって小さい地域ごとに外観の様式はほぼ決まっている。修景の外観様式は、この中からもっとふさわしいものを選ぶことになる。

#### (3) 修景デザインの検討

##### ① 新しい機能と伝統的外観様式との調整

しかし、こうして選ばれた外観様式は、しばしば修景後の建物の用途や必要とされる機能と矛盾する。伝統的様式を守る立場と現代的機能を満足させるべき要請、この両者の接点をいかに見つけだし、具体的にどのように解決してゆくか、ここに修景デザインの一番のむつかしさがある。具体的修景デザインはそれぞれケースバイケースで工夫するしかないが、ここでは基本的なことを二、三指摘しておきたい。

まず用途が変更される場合である。実例としては、住宅から店舗への改造や、店舗の新築が多い。住宅から店舗への改造はもちろん、店舗の新築の場合でも、周辺に住宅が並んでいるところなら、外観は原則として住居様式が選ばれる。この場合、内部は店舗でも外観は全く住居様式で、軒先につけた伝統的デザインの看板だけが店舗であることを示すこともあれば、枠組は住居様式のままであるが、出格子の格子を取り外してガラスを入れ、ショーウインドーとして利用するといったことも考えられよう。時に格子戸の格子のあきをやや広げるなどして、内部の様子がある程度見えるようにせざるを得ないこともある。周辺の景観から店舗様式が採用できる場合でも、表の建具、商品陳列台、ショーウインドーなどのデザインは、伝統を生かした重厚なものになるよう留意すべきである。



こうした店舗への修景も含めて、修景建物は一般に伝統的建物に比べて軒高が高い。生活上、営業上、また建築基準法の規定により、どうしても天井高を高くせざるをえないことが多いからである。所有者との協議でなるべく高さを押さえるようにしなければならないが、庇を通常より深くするとか、二階を後退させて見え掛りを低くするとか、場合によっては二階前面の天井を斜めに貼るとかの工夫も必要である。なお、軒高を高くした場合、道路斜線制限から建物全体を敷地境界から後退せざるを得なくなり、まちなみ景観のふんいきが変化してしまうことがある。

次に車庫などの全く新しい用途の修景をどうするかは課題がある。通りに面する住宅の内部に車庫を設ける場合には、玄関の格子戸を広い引き込み戸とすることによって、車が出入りできるようにする。この場合、出格子など玄関以外の部分をやや狭くする必要がでてくる。敷地間に余裕がある場合には、玄関脇に車庫スペースをとり、玄関等と建具と同じデザインの両引き、また開き戸をつけるとよい。車庫を独立して設ける場合には、納屋などの外観様式を応用することが考えられる。この場合も、出入口はシャッターではなく、板戸や格子戸とする必要がある。青空駐車場の場合は少なくとも通りに面する部分は生け垣・土塀等で修景する。そのさい周辺景観にあわせたデザインの門および門扉を設けることが必要である。

#### ② 修景の細部デザインの重要性

修景された事例をみると、外観の様式やプロポーションが周辺の建物とほぼ調和している。どこかそぐわない感じがすることがある。それは、立面を構成する各部材の寸法や

組み方などが伝統的手法と異なっている場合が多い。もちろん、修景された建築といえども現代建築であるから必ずしもすべての細部に至るまで、伝統的手法による必要はないし、じっさいそれは不可能であるが、最低「伝統様式を生かした」と言い得る様式上のルールは守る必要がある。それは一つの自立した建築としての緊張感が感じられるか、あるいはいわゆる映画のセットのようなつくりものに見えるかを決定する。その分岐点は必ずしも明確ではない。それは全体的なデザインの力量によっても左右されるからである。ただ、たとえば町家などの伝統的建物においては柱は地盤面とほとんど同じ高さの葛石の上に直接乗り、地覆がこれを結んでいるが、修景建物において建築基準法の規定通り高い布基礎の上に土台を置き、その上に柱を乗せる手法をとるとかなり違和感を感じさせる。建築基準法の緩和措置が望まれるとともに、当面柱位置の工夫、化粧柱の取り付けなどの工夫が必要である。また部材寸法、たとえば格子戸の見附や見込み、あき寸法などが、多少の幅はあるにしても、ある範囲内に入っていないとおかしく見える。修景においても細部の納め方、寸法はおろそかにできないのである。

#### ③ 材料・色彩について

修景においても、外観部分は周辺の伝統的建物と同程度の品質の伝統的材料を使うことが原則である。ただし、屋根については、たとえば檜皮葺きや板葺きであったものを銅板葺きなどとするのもやむを得ないこともあるし、アルミサッシュについても、格子の内側や建物の側面・背面等のめだたない部分で使用するのは、多くの場合さしつかえない。また改築等では内部用途上の必要や耐久性・

防災などの点から、構造体は鉄筋コンクリートや鉄骨とすることも可能である。じっさい京都では鉄骨造りの修景建物もいくつかあるし、補強コンクリートブロック造りの土塀などもある。こうした場合、設計図面の段階で、新旧の材料の取り合い部分の納め方を充分検討しておかないと、施工段階でうまくおさまらないことがある。

修景建物の色彩、特に木部の塗装はどうしたらよいただろうか。京都などの町家の伝統的建物は、多くの場合木部にベンガラを塗っている。ただ、地方によってこれに加えるススの量やその他の処理が異なり、その地方独特の色合いを持っている。このため修景建物の塗装にあたっては、柱や梁に使用した木切れに、実際に何種類も色を塗ってみて、その中から周辺の建物の色にもっとも近い色を選ぶなどの慎重さが必要である。

#### (4) 修景工事のすすめ方

以上述べてきた修景デザイン・材料・色彩等の決定は、所有者・設計者・大工と行政側との密接な協議のもとで行われる。現場に関係者が集まって、文字どおりひざをつきあわせて話し合うこともある。その結果をもとに図面を描きかえ、また協議する。こうした協議の中で、所有者の生活上、営業上の必要と、まちなみ保存上の要請との接点を見いだすべく創意工夫を重ね、解決をはかるのである。じっさい最終的にできあがる図面は、当初と大幅に異なっていることも少なくない。

設計図ができ工事がはじまって、現場での調整が必要である。既存建物の修景の場合、既存の柱や梁などの状況によって、計画通りには改装できないことがあるし、新築の場合でも細部が図面と異なることがあるからであ

る。部材の加工の段階でチェックするため、時に木工の作業所へ足を運ぶこともある。修景がうまくいくかどうかは、じっさい、こうした粘り強い努力を重ねるかどうにかかっている。

#### (5) 修景の実践(京都の場合)

それでは具体的な実践例を京都の場合でみてみよう。京都では昭和47年以来、この20年余りで4つのまちなみ保存地区をあわせて550件余の修理・修景事業が行われた。このうち、修景事業は120件であり、その他は修理事業、防災事業等である。これらは関係者がそれぞれ伝統と現代の調整に悩み、協議に協議を重ねて、ぎりぎりの解決をみたものばかりである。こうしたケースごとの、手さぐりにも似た根気強い努力によってまちなみ保存地区の風趣はいっそう高まっている。

以下、筆者がたずさわった京都の伝建地区における修景事業のいくつかを記す。なお、ここで言う「〇〇様式」とは、京都市の伝建地区の保存計画で定めている外観の様式を指す。

#### 1. 住宅の修景

①本二階建て町家住居様式による住宅の改築  
産寧坂地区の八坂の塔の南あたりは、石畳の道に沿って背の低い二階建て建物が並んでいる。これはそのうち一つのモルタル塗り老朽住宅を、本二階建て町家住居様式に準じて、建て替え修景したものである。左端に商売上どうしても必要な車庫を設けているが、入り口は玄関や出格子と同じく細かい格子戸とし、なるべくめだたないようにしている。ただ、ここに車庫を設けたため、玄関格子戸が居室のある右方向へ引き込むこととなり、内部の納まりに苦勞した。なお軒を深く、二階もで



## 修景事例 1

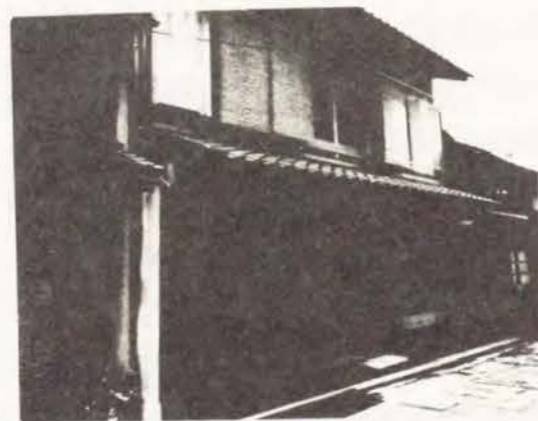
### 1. 住宅の修景

#### ①本二階建て町家住居様式による住宅の改築

修景前

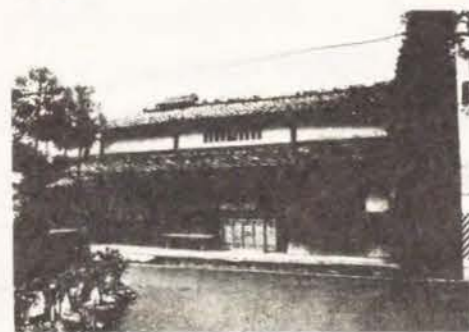


修景後



#### ②むしこ造り町家住居様式による住宅の改築

修景前



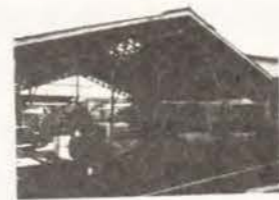
修景後



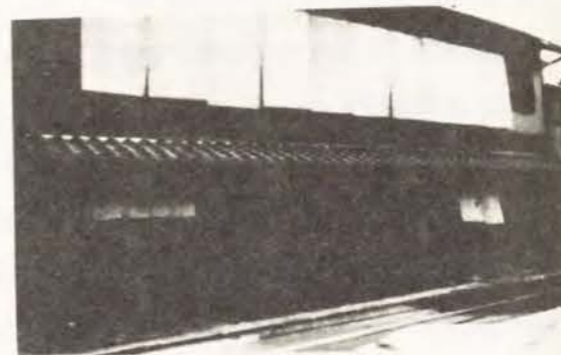
### 2. 店舗の修景

#### ①本二階建て町家茶屋様式などによる新築店舗の修景

修景前



修景後

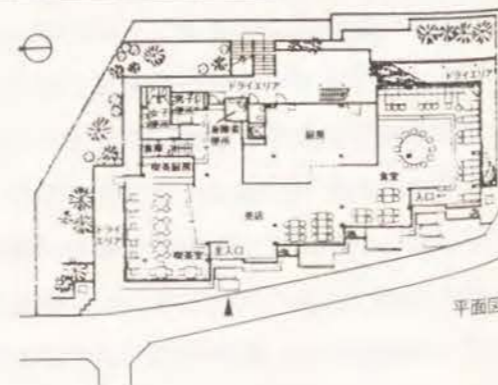


#### ②変形町家飾り窓店舗様式による新築店舗の修景

修景前



修景後



きるだけ低くし、両側面は焼杉板張りとして周辺のまちなみと調和をはかっている。

#### ②むしこ造り町家住居様式による住宅の改築

嵯峨鳥居本地区においてむしこ造り町家様式の老朽住宅をほぼ同様の様式で改築したものである。道路の反対側では高2階の外観として機能を満足させているが、街路側では軒高を低くして、むしこ、格子戸、煙出し等を復原して様式をあわせている。

### 2. 店舗の修景

#### ①本二階建て町家茶屋様式などによる新築店舗の修景

祇園新橋地区で景観を乱していた鉄骨造りガレージの修景である。敷地はお茶屋が並ぶ新橋通りと、明るい石畳の道の白川南通りの両方に面していたため、新橋通り側は本二階建て町家茶屋様式、白川南通り側は和風邸宅様式と、それぞれの通りの特性にあった外観で修景したものである。内部は飲食店である。新橋通りに並ぶお茶屋に比べて、間口が二倍ほどあり、立面の構成のバランスをどうとるか、車庫をどうめだたなくするか、鉄骨の構造と木造の外観をどううまく調整するかなど、難しい問題を解決し、新しい建物とは思われないほど周辺景観にとけこんでいる。なお、祇園新橋地区では、外観が従前の建物と全く同寸法で再現し、内部をR.C.造で地下階がある構造物とする建物とした修景例が4例ある。

#### ②変形町家飾り窓店舗様式による新築店舗の修景

産寧坂地区の二年坂あたりは大正時代に借家群として開発されたところで、間口の小さな変形町家飾り窓付き店舗様式の建物が並んでいる。ブロック塀で囲われた駐車場でのやや大規模な飲食店の新築にあたって、外観

は周辺の町家のスケールに合わせ、間口を分割、雁行させ、5軒の独立的な立面や屋根を設けたもの。鉄骨構造に表1間分ほどを木造で修景している。

#### ③二年坂上の修景

産寧坂地区の二年坂のすぐ上の既存の数寄屋風茶店及び陶器店舗の並ぶ一角の修景である。A.は特別保全修景地区に指定された昭和47年頃で、数寄屋風茶店と民芸風の外観の陶器店があり、その向こうに波板鉄板の塀が続いていた。B.は昭和49年頃で、民芸風の陶器店と鉄板塀の部分のいずれもが、本2階建て町家飾り窓付き店舗様式で新築修景された。C.は昭和54年、手前の茶店が2階増築したものである。景観上特に重要な建物であることから、従来のふんいきを極力維持するため最小限の増築にとどめ、かつ、増築部分はできる限り道路から後退させた。D.は昭和55年、数寄屋風茶店が1階の手前部分を数寄屋風様式で修景増築し、あわせて庭園部分の鉄柵を除却して生垣を設けたものである。

### 3. 駐車場・車庫の修景

#### ①既存建物の内部に車庫を新設

祇園新橋地区の新橋通りに面する既存のお茶屋の建物の一階に、間口いっぱいの鋼製シャッターを取り付け、ガレージにしたいという所有者の計画を変更し、出格子の幅を少し縮めて出入口を広くし、その二枚の格子戸を出格子の裏へ引き込むように工夫して、ガレージの機能を満足させながらお茶屋様式の外観をうまく守った例である。

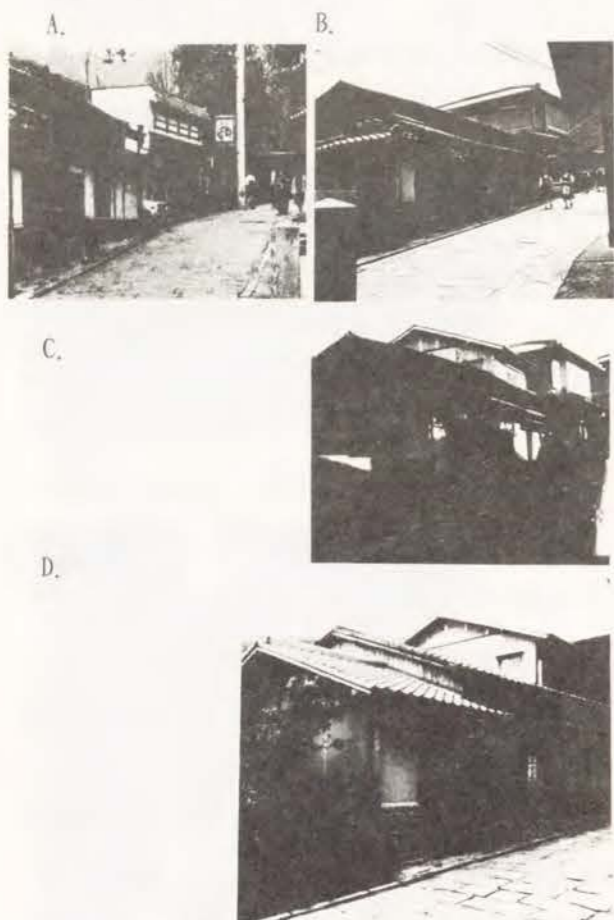
#### ②石垣の中に車庫を新設

産寧坂地区の高台寺総門の南にあたる寺院で、参拝客などのためにどうしても車庫をつ



## 修景事例 II

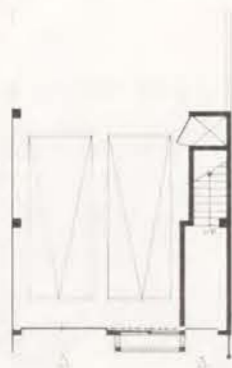
### ③二年坂上の修景



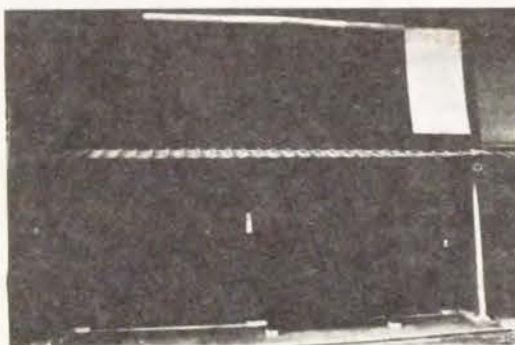
3. 駐車場・車庫の修景

#### ①既存建物の内部に車庫を新設

#### 修景平面図



修景後



### ②石垣の中に車庫を新設

修景前



修景後



4. 塀の修景

修景前



修景後



5. 道路の修景



くりたいという希望があり、検討の結果、既存の石垣をくり抜いた形で、石垣の中に新設することにした。鉄筋コンクリートで本体をつくり、外側に既存の石を貼り、出入口は観音開きの格子戸とし、その上に既存の塀にあわせて板塀を設けた。これまでの景観をほとんど乱すことなく車庫が新設できた例である。

#### 4. 塀の修景

##### ・土塀の新設

産寧坂地区にある高台寺の塔頭、円徳院の庭園は桃山城から移されたといわれ、名勝に指定されている。その整備・復旧にあわせて、庭園の保護と修景のため、通りに沿って土塀を設けた。軒を低くし、足元は野面石積、壁は中塗り仕上げの土塀とすることなど、このあたりのふんいきを乱さないよう細かく配慮しており、コンクリートブロック構造とはだれも気づかない。

#### 5. 道路の修景

産寧坂地区と祇園新橋地区では、従来から通りのかなりの部分が石畳道となっていたが、修景事業としてさらにこれを延長している。写真は建物の修理・修景と石畳の新設によって、いっそう景観がよくなった祇園新橋地区の切り通し付近。なお嵯峨鳥居本地区では、コンクリート側溝を小叩き仕上げの石ふたで修景し、心地よい歩道としている。

#### 3-5 修景の課題と展望

修景とは、これまでみてきたように、地域の環境や景観の評価すべき特性を、新しい建築行為、開発行為の中で生かしてゆくことである。とはいえ、これは決して簡単ではない。

その理由の第1は、修景そのものに内在する難しさである。地域の個性といい、特性あ

といってもそれは具体的には何か、それをどう評価し、その中から何を受け継ぎ何を加えるか、これを具体的な建築や都市として実現するのは、じっさいきわめて困難である。しかし、このような真剣な問いかけや創造への強い意欲がなければ、修景はかえって混乱をもたらしたり、似て非なるまがいものをつくる退廃的な行為となってしまふ。第2の理由は、日本の近代百年の土地所有権の絶対制と、スクラップ・アンド・ビルド思想のもとで、修景の考え方はほとんど社会的に認知されず、したがって修景を促す社会的・経済的システムがほとんど未整理のまま、最近までできてしまったことである。

昭和40年代初めから盛んになった地域住民による歴史的環境や古いまちなみの保存運動は、こうした困難を打ち破る大きな力となった。古都法の制定をはじめ、歴史的・自然的環境の保全をめざす条例の制定が全国の自治体であいつぎ、伝統的建造物群保存地区制度も生まれた。これらはいずれも、まず、具体的な実践によって状況を切り開き、その成功によって周辺をまきこみ、制度として定着させ、さらにもう一步進むという粘り強い努力を重ねてきたものばかりである。こうした中で修景の思想も技術も少しずつ深まり、鍛えられてきた。

しかし、わが国における修景は、そのデザインの面に限っても、まだまだ未熟といわざるを得ない。ある程度の制度はできたというものの、個々の建物デザインのよしあしを公共的観点から率直に話し合い、より良いものにしていこうというルールは、わが国では充分定着していない。施主・設計者・官庁など関係者の感情的対立に陥ったり、逆に単にお



となしだけのデザインになったりする場合も多いのである。

現在、生活水準の向上と社会的安定の中で、快適な環境、文化的環境への要求がますます大きくなっている。建設省・国土庁・環境庁などでも、これまでのまちづくりの反省にたち、歴史と現代を結ぶ新しい施策を検討して

いる。すでにある建築協定や地区計画制度等は、都市と建築を結び、身近なまちづくりを住民の合意のもとに進めるといふ点で、こうした施策の一つであるといえよう。「修景」の思想や技術は都市デザイン事業とも関連を持ち、こうした新しいまちづくりにおいて、ますます重要な位置を占めるにちがいない。

#### 脚注

- \*1 至徳2年 地子銭納帳（「八坂神社記録」上巻）
- \*2 長祿4年 祇園社境内分地口帳（「八坂神社文書」下巻）
- \*3 西川幸治、池田有隣両先生を中心に京都大学、京都工芸繊維大学の大学院生らが参加した。当時市街地景観の保全対策として「京都市市街地景観条例」の制定を検討していた京都市は、その条例に基づく「特別保全修景地区」指定の候補として当地区を選び、その調査と計画策定を保全修景計画研究会に委託したものである。
- \*4 京都市都市開発局「東山八坂地区における歴史的環境の保全修景計画報告書」昭和47年
- \*5 \*2及び「東山八坂地区の歴史的環境の保全修景計画—その4. 住民の保存意識調査」—西川幸治・高橋康夫・益田兼房・土屋 敦夫・荻谷勇雅・岡田保良—日本建築学会大会学術講演梗概集 昭和47年 P.1351~1352
- \*6 荻谷勇雅「妻籠」—西川幸治ら編「歴史の町なみ—関東・中部・北陸編」P.92~93
- \*7 \*2及び「東山八坂地区の歴史的環境の保全修景計画—その6. 町並の保全修景計画」—西川幸治・高橋康夫・益田兼房・土屋 敦夫・荻谷勇雅・岡田保良—日本建築学会大会学術講演梗概集 昭和47年 P.1355~1356
- \*8 「四条河原図」静嘉堂
- \*9 林屋辰三郎「歌舞伎以前」
- \*10 「京都御役所向大概覚書」二
- \*11 「八坂神社文書」下巻
- \*12 滝沢馬琴「鞆旅漫録」
- \*13 「京都府下遊郭由緒」
- \*14 高野常道「昇平夜話」
- \*15 京都市編「京都の歴史 第8巻—古都の近代」P.278
- \*16 京都市発行「京都のデザインサーベイ」東京芸大茂木研究室 昭和42年より
- \*17 鞍馬の集落の中ほどに鞍馬川から水が引かれているところがあるが、これは「みそぎ」の水として、移住してきた社家の前を流したものである。

\*18 鞍馬坂本とは、大津市の坂本が東坂本と言われたように、鞍馬山麓の門前集落を指すものと考えられる。

\*19 南北朝時代には名和長年、新田義貞などの出兵依頼状が鞍馬寺に残っている。

\*20 「鞍馬門前覚書」正保2年9月—鞍馬寺史P.171~

\*21 京大保存修景計画研究会「鞍馬一町なみ調査報告」京都市計画局発行

\*22 京都市都市計画局「嵯峨野鳥居本—まちなみ調査報告」昭和51年3月

\*23 京大東南アジア研究センター本館（旧京都織物本社）、中京郵便局の実測など。中京郵便局の庁舎の実測は昭和48年秋に国立奈良文化財研究所計測修景研究室と京大建築学科の共同で行われ、筆者も参加した—荻谷勇雅「中京区郵便局庁舎の写真実測について」—日本建築学会近畿支部『京都・中京郵便局庁舎調査書』所収 P.38~39。

\*24 桜井浩・大林成行「デジタルスチルカメラによる三次元形状計測システム」—土木学会誌 1993 10月号 P.12



第 II 編

京都の景観保全に関する歴史的研究



## 梗概

第2編は京都の景観の保全構想の発展について明治時代から昭和40年代はじめまで3章に分けて論じている。

わが国の代表的な歴史都市である京都では、都市計画の重要な課題の一つとして景観の保全が早くから取り組まれてきた。第1章ではその萌芽期と言える明治時代について、街路景観整備、山林の保護や公園整備、琵琶湖疏水と風致保全、洋風建築デザインの受容過程、屋外広告物規制の始まり等について、京都近代のまちづくり施策の発展の中で明らかにする。

第2章では大正から昭和戦前期における景観保全の努力と保全制度の確立について論ずる。まず、大正時代において高瀬川や堀川、鴨川等の歴史的河川の保全の努力について街路整備や納涼床との関わりの中で検討する。次に、都市計画法の制定を受けての昭和初期の京都における風致地区指定と拡大、制度の

運用の実態等について明らかにする。また戦前期における都市美の考え方と美観地区構想について論ずる。第3章では、戦後から昭和40年代初期までの景観思潮と保全施策の検討について分析する。まず、昭和20年代の京都の戦後復興と文化観光都市建設構想について述べ、その中で文化観光保存地区、美観地区等の指定の検討が行われたことを記す。また、昭和30年代の京都市の風致行政の充実、30年代後半に精力的に取り組まれた美観地区指定の検討経過とその挫折について明らかにする。さらに昭和30年代後半から40年代の高度経済成長時代に発表された、いくつかの京都の都市建設構想を景観保全の側面から比較検討するとともに、京都タワー建設をめぐる景観論争について分析する。そして、雙ヶ岡開発問題を契機として起こった歴史的風土保存の論議と特別法による地区指定について論述する。

## 第1章 明治期における景観思潮と保全施策の模索

### 第1節 概要

本論は明治期の京都における景観の保全整備の努力について、主として行政面からあとづけようとするものである。本論では明治期を3期に分け、それぞれの時期における景観の保全整備の動きを町づくり施策の発展のなかで明らかにする。第1期は明治初年から明治18年の琵琶湖疏水着工まで、第2期は明治

28年の平安遷都1100年記念祭まで、第3期は明治末年までとする。

第1期では、東京遷都により疲弊・荒廃した京都が復興と近代化に努める中で、府・市が建築物の街路境界からの後退規制や道路清掃の奨励、並木の保全、ガス灯の設置を進め、街路景観の整備図ったことを記す。また、御所の保全整備や社寺境内地の公園としての整



備、山林の保護・育成などに着手したことを明らかにする。第2期では、まず、京都の本格的な近代化の礎となった琵琶湖疏水の建設に当たって、水路の線形やデザインにおいて自然景観、歴史景観の保全のため細やかな配慮がなされたこと、そして親しみ深い水辺空間を市民に提供することとなったことを示す。次に円山公園の整備や嵐山、東山、高雄等京都をめぐる三山の風致保護などに本格的に取り組むとともに街路の清掃・美観維持や街路樹整備及び街路灯の普及などの道路の景観整備の進展について述べる。

第3期では京都からの強い働きかけで古社寺保存法が公布され、社寺建造物の保存施策が進んだこと、また御所や離宮の周辺や東山などをばい煙、粉塵等から守るため工場等の建設制限を始めたことを示す。さらに明治末年の三大事業等に見る開発と保全の相克、京都市民の洋風建築デザインの受容過程、屋外広告物規制の始まり等について論ずる。

今日、全国的に景観の保全・整備についての関心が深まり、各地でいわゆる景観行政が活発に進められている。わが国の代表的な歴史都市である京都では、都市計画行政の重要部門の一つとして早くから景観保全施策に取り組んできた。本論はその萌芽期と言える明治期の京都の風致景観行政について、街路景観整備、山林の保護や公園整備、琵琶湖疏水建設と風致保全、洋風建築デザインの受容過程、屋外広告物規制の始まり等について、京都近代の町づくり施策の発展のなかで明らかにしようとするものである。もとより、この時代は、いまだまちづくりについての基本的な法律さえ未整備の時期であり、ここで取り

上げる景観に係わる様々な施策・事業も統一的、組織的とは言い難い。しかし、個々に風致保全のための議論や努力を重ねており、それは、大正から昭和初期にかけての都市計画区域の決定、風致地区の決定等の法律に基づく本格的なまちづくりや風致景観行政の素地となっているのである。

## 第2節 明治初期の景観関連施策について —明治初年～明治18年頃まで—

明治維新の嵐は、千年の都、宗教の都たる京都にきわめて激しく襲いかかった。王政復古により再び政治都市としての未来を夢見た京都市民にとって現実はまだことに厳しかったのである。

明治2年(1869)、東京への遷都が事実上決定的になると京都の精神的、経済的基盤は一挙に崩壊した。幕末のどンドン焼け(蛤御門の変)の復興が十分進まぬまま、遷都によって公家や諸公、志士や官僚ばかりでなく、多くの有力商人が京都を捨て、市内中心部は空洞化した。たとえば御所付近でも移転した公家邸跡が雑草の生い茂るまま放置されたり、開墾されて果樹や蔬菜が植え付けられるといった有り様であった。<sup>\*1</sup>

社寺の景観も大きく変わった。明治2、3年から始まった上知は明治4年(1871)と8年の2次にわたる上知令へと続き、大寺、大社はそのほとんどの領地を失い、大きな経済的打撃を受けた。特に寺院は明治初年の神仏分離令に誘発された廃仏棄釈の嵐をも受け、廃合整理を強制されて多くの寺院では、堂塔のみならず梵鐘や仏具、はては仏像まで破却され、鋳潰された。これらの中には四条鉄橋建設の材料とされたものもあるという。五条大

橋では高欄の美しい青銅の擬宝珠さえ廃仏の名のもとにすべて売却され、吹風の木造ペンキ塗りの高欄に変えられたという。<sup>\*2</sup>

こうして維新直後の京都は沈滞と荒廃の中で呻吟していた。京都は東京にたいして西京と呼ばれはじめ、市民の中にも次第にそれを受け入れる空気も生まれていた。しかし、同時にその中で近代都市への脱皮の努力も始まっていたのである。まず、小学校の建設がある。慶応4年(1868)9月、京都府はその年4月に組織されたばかりの町組の改正とともに各町組ごとに小学校創設の勸奨を行った。これを受けて翌明治2年5月には日本で最初の小学校として柳池校が開校し、同年末には64校に達した。また集書院や博物館等の文化施設もいち早く開設された。さらに産業施設として舎密局や伏見製作所、織殿、染殿などが矢継ぎ早に整備されていった。

そして首都としての地位を失って寂寥を極める京都の景況の回復と啓蒙、勸業をねらいとして博覧会が企画された。明治4年に日本で最初の博覧会が西本願寺で開催され、翌5年からは京都博覧会として本格的な展示が行われるようになった。注目されるのはこうした産業、教育、文化施設や催しのほとんどが社寺境内地や上知によって公有地、共有地となった旧社寺地などを敷地として開設、開催された事である。明治初期、京都は市内中心部に近代化促進のための公共的な空気を数多く持っていたわけである。それ故また、京都の景観はこの時期に大きな変化をしたのである。

第3節 景観の保全・整備施策のはじまり  
この時期、まだまだ体系的な景観の保全・

整備の施策がとられたわけではないが、関連するものを挙げると次の3つになる。第1は街路景観に関するもの、第2は公園や御所の整備に関するもの、第3は山林保護に関するものである。

### 3-1 街路景観の整備

近代都市の要件の一つとして機能的で整然とした街路の存在が挙げられようが、明治初期の京都にそのような余裕があるはずはなかった。そのため、この時期の街路整備は街路上の邪魔物の除却と突出制限及び清掃などに力点が置かれていた。

当時、京都の町にはまだ木戸門が残っていた。木戸門は京都の町々の治安維持のため中世末期から設けられていたものである。慶応4年(1868)1月、京都参与役所は維新の混乱の非常用心のため、市中の木戸の復旧を命じた<sup>\*3</sup>が、維新が成り近代都市建設が始まると無用の長物となった。このため明治5年春、京都府は市中の木戸門を取り除き溝蓋を修理するよう命じている。この結果、翌6年(1873)には市中の「道路之清麗従前之頃ニ非須壯観可喜事」<sup>\*4</sup>となったが、さらに木戸門の敷石がいまだ残っているところがあるとしてその取りのぞきを促している。こうして京都市街特有の街路内施設の一つが除却された。

次に街路や川への建築物の突出制限について見てみよう。京都府は明治3年(1870)、まず「府下街上或ハ川岸エ家屋建出有之分漸次取除可申事」として道路や川の狭隘化を防ぐ措置をとった。続いて府は明治4年、家屋の新築や修理の際道路境界に溝から道路側はもちろん、溝の中へも板囲いを設けてはならないと命じている。この制限はさらに強化され



て翌5年4月、「家作致ス者ハ町並一間ヲ引退キ可建構事」と布達している。これは「町幅溝筋等唯今ノ如ク狹隘浅汚ニテハ都ノ体裁ニコレナク候ニ付」、家屋を新築する際には壁面を道路境界から一間後退させ、軒の出も含めて建物を民地内に納めることによって街路景観の整理と道路幅員の確保を狙ったものである。<sup>\*5</sup> 同じ頃、神奈川県や大阪府でも同様の規制が始まっている。しかし、このような当時としてもいささか強引な施策はなかなか受け入れられなかった。そのため壁面の道路後退については明治11年(1878)に再びその徹底を布達せねばならなかったし、明治15年(1882)には私権の制限が厳しすぎるとして布達そのものを廃止せざるを得なかった。<sup>\*6</sup>

一方、家屋の建築について府は明治4年(1871)12月、「家屋新築届出ニ及バザルノ事」を布令した。これは、同年5月に市中大通り筋の町での建築行為は届け出て指図を受けるよう布達していたが、方針を変更し今後は届け出は不要であるとしたものである。ただし、届出はしなくても「通り筋場所柄ニシテ見苦敷建家等不致可心掛・・・」と町並み景観への配慮は求めている。

明治も維新から数年すぎると並木の保護や街路清掃への関心も高まっている。明治6年、政府は道路並木をみだりに伐取らないよう命じ、同7年には「道路保存取締方」を定めている。この「取締方」では道路の並木は「通風寒暑ノ節行客ヲ保護致シ候」と実用的機能を強調しているが、街路の美観向上の機能については触れられていない。政府のこの並木保護の方針が京都でどのように受け止められたかは残念ながら明らかでない。

政府は道路清掃にも目を向け、明治4年10

月、道路清掃の条目を定めている。京都府は明治5年2月、第1回博覧会開催にあたって「外国人博覧会入覧、道路ヲ洒掃シ清潔修整ナラシム、以テ陋風ノ外見ヲ防ガシム」と布告を発し、その費用として京都に三千両、伏見に四百両支給した。その成果があったのか、同年11月の新聞には「京師市街ノ清潔タルハ実ニニ府五港ニ冠タリト謂ツベキニ郡邑ノ道路ニ到ッテハ・・・」と記されている。<sup>\*7</sup> なお、後述の琵琶湖疏水建設直前頃の京都の「主な通りは何れも縦瓦を敷き詰めてあって、それで雨天の日にも泥寧がなく、晴天の日には塵芥が立たない。屋根瓦の色なども黒く見えて頗る心地よかった」ようである。<sup>\*8</sup>

次に街灯についてみてみよう。京都では上記の第1回博覧会開催に合わせて、その開催中、諸人の往来を保護するため、三条、四条、五条の三大橋の東西の橋詰めや知事、参事等の寓居の町に「洋風彩光」のガス灯を設置し、文明開化の時代にふさわしい景観整備に努めている。そして同年10月には市内に街灯(石油灯装置)の設備が完成し、11月より夜間無提灯の通行が許された。そして9年(1876)には点灯局が設けられ、翌10年3月より街灯点火が行われた。<sup>\*9</sup> なお、東京では京橋から銀座にかけての一带で明治5年の大火後煉瓦街の建設が始まり、明治7年には並木とガス灯が並ぶ新市街が完成している。

### 3-2 公園の開設及び御所の整備

わがの公園制度は、明治6年(1873)1月15日の太政官布告に始まるとされている。この布告は従来から人々が群集遊覧してきた名所旧跡地等を「公園」と定め、府県ごとに適地を申請するように求めたものである。当時の

政府は西洋風の都市建設をめざし、この公園設置の布告も西洋諸国の公園に触発されたものではあるが、いたずらにそれにとられる事なく、旧来の社寺境内地や名勝地が公園として機能してきた事を認め、その継承と発展整備を表明したものである。

さて、この布告では公園の適地として「京都ニ於イテハ八坂神社、清水寺ノ境内、嵐山の類」を挙げているが、京都では「公園」の語は、まず仙洞御所の公開に関連して、明治6年10月10日付け府庁文書に「仙洞旧園公園ト定メ、建物博覧会社へ貸渡ニ付坪数等取調ノ事」として出てくる。そして「仙洞御旧苑」について公園規則が定められた。前年から始まった京都博覧会は第2回のこの年からは御所、仙洞御所が会場に借用され、御所では織物、登記、盆栽等の展示、仙洞御所では鶴やラクダやロバなどを集めて禽獣会が催された。この博覧会は40万人余の見物客を集めて6月10日、成功裡に幕を閉じた。前述の「公園ト定メ・・・」は、この成功を受けて翌年から仙洞御所を博覧会に借用するについて位置づけをはっきりさせたもので、いわゆる公園としての整備を意図したものではないようだ。明治7年(1874)香川県では栗林荘が栗林公園となり、東京では小石川後樂園が公開され、翌9年には上野公園が開設されたが、京都での本格的な公園は明治19年(1886)の円山公園の開設まで待たねばならない。

「公園」とされた仙洞御所をはじめ御所では引き続き毎年博覧会が開催されたが、明治10年(1877)、京都に行幸した天皇が御所も九門内もかなり荒廃しているのを嘆き、府に対して保存の措置を講ずるように命じ、毎年四千元を給することとした。これに基づいて御所

隣接地の買収、不要建築物の撤去、外周の土塁築造と植樹などの「大内保存事業」が始まった。これは明治13年(1880)に概略できあがり、明治16年に完了している。<sup>\*10</sup> これにもなって同じ頃に博覧会は御所から転出し、現御苑東南隅に常設館を設けて続行された。しかし、御苑内にはこのほかに測候所や画学校など多くの建物があり、明治16年7月、北垣知事は井上馨参議に御苑の景観の回復と植樹を訴えている。こうして明治20年(1887)頃から明治末にかけて御苑内の建物は逐次撤去され、けやきや松などの植樹が進められ、今日見る景観の基礎が整った。<sup>\*11</sup>

### 3-3 山林の保護

京都府は山林の保護についても維新当初から努力してきた。明治2年の版籍奉還、明治3年の社寺の土地により、旧藩有及び社寺有の山林はことごとく官有山林となった。京都府はこの官林について早くも明治3年に官林掛を設けて植林や維持管理に努める<sup>\*12</sup>とともに、民間に対しても明治4年「稚松伐取禁止」を布達したのを始め、翌5年には目通りの周囲3尺以上の樹木の伐採及び山林一反以上の伐採を許可制としている。さらに明治10年代にはいると共有林の養成などの植林の奨励や濫伐禁止、火入取締などの山林保護、育成の施策を次々と打ち出している。<sup>\*13</sup> これは維新当時の戦乱と明治10年代には入ってからのインフレによる木材需要の増大に伴う山林の荒廃に対処しようとしたものである。そしてこれらの山林保護の施策は自然景観保全の大きな力となったのである。

### 第4節 琵琶湖疏水建設とまちづくり



明治14年(1881)1月京都府知事に就任した北垣国道は京都人の江戸初期からの夢\*14であった琵琶湖疏水の建設に着手した。有能な青年技師田辺朔郎を得て、疏水工事は明治18年に着工、23年(1890)に竣工した。この疏水は水運、灌漑の利便をもたらしただけでなく、上水道の整備、電力による工場や市電の整備など都市生活や産業、交通などあらゆる面で京都の近代化を革命的に推進した大事業であった。

#### 4-1 疏水建設と景観への配慮

琵琶湖疏水工事は山をうがち山を切り開いて延長19.3kmの水路を建設する大工事であった。兩岸の自然景観を大きく変化させただけでなく、古社寺や御陵などの歴史的景観にも甚大な影響を与えた。府、市民の一部には反対の声もあったが、それは賦課金の負担の重さに対してだけでなく、こうした大規模な開発行為に対する反発も混じっていた。後に福沢諭吉や徳富蘆花なども琵琶湖疏水の開削などの急激な近代化が京都の山水の美や古社寺の典雅を傷つけたと論難している。\*15

しかし、百年後の今日、当時の建設のあり方を見ると現代の開発にはほとんど見られない柔軟さがあったことに気付かされる。

第1は水路の線形やデザインにみられる景観への配慮である。地形にすなおに従った無理のない線形を持ち、水路の両肩とその周辺、隧道出入口等のデザインや仕上げ材料は近代の息吹を感じさせながらも緻密さ、親しみやすさに満ちている。特に蹴上から洛北をめぐる枝線運河では、「途中若王子までは寺社名勝の地であるから自由の線路をとりがたく、ために隧道や水路閣などを建造するの困難を

免れなかった。」とし、歴史的景観に強い配慮を示している。南禅寺境内の亀山天皇御陵前の水路閣は長さ307尺にわたって14のアーチを築造し、「煉瓦と花崗岩とで外見を美ならしめた。」としている。\*16 幽邃なる境内に建造を許可した南禅寺の英断もさることながら、それに応えた田辺朔郎ら疏水工事関係者の努力も大いに評価されるべきだろう。

第2に計画変更にあたっての柔軟で機敏な態度に注目したい。疏水は当初、東山山麓から洛北へと水路をめぐらし、その水車動力によって疏水沿岸に近代工業を誘致しようと計画されていた。しかし、田辺朔郎らはアメリカでの水力発電の成功を聞くや直ちに現地調査に赴き、その見聞に基づいて蹴上に水力発電所を備け、電力による近代化を図ることにした。もし当初計画通り実現していたならば鹿ヶ谷、若王子をはじめ東山山麓から北白川、洛北にかけて水車を主動力とする小工場が群立し、今日見るような良好な歴史的景観、住宅地景観は有り得なかった。柔軟な計画思想が環境や景観の荒廃を救ったのである。

\*17

第3にこの疏水建設は鴨川梁岸などのほかには必ずしも水辺空間に恵まれていない京都に、新たに親しみやすい水辺空間を加えたものと言える。疏水沿いには工事の進捗に合わせて桜、松、柳、楓、山茶花など15万本もの植樹が京都府によってなされ、付近の社寺や住宅地、田園等の景観と共に建設当初から親しまれてきた\*18が、特に近年は京都市によって山科区四宮付近は「東山緑地」、若王子から銀閣寺は「哲学の道」、北白川付近は「白川疏水道」、岡崎から夷川は「六勝寺の小径」として、疏水に沿ってそれぞれ緑道整備が図ら

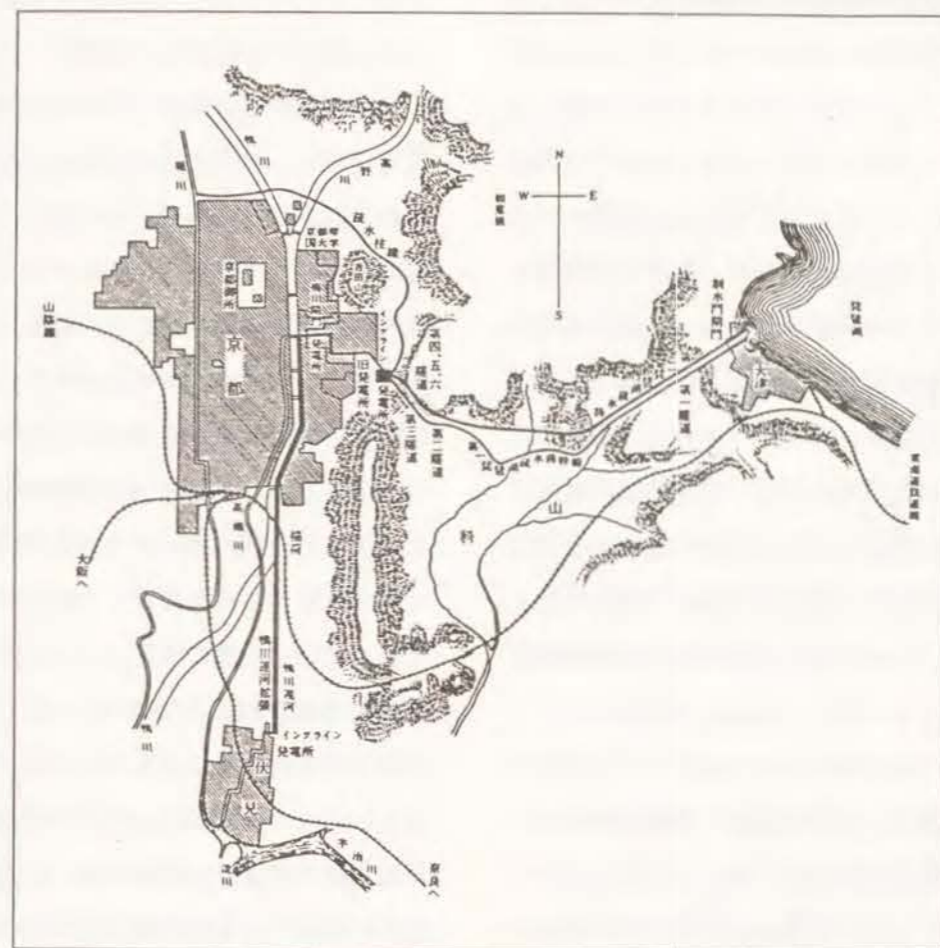
れ、市民や観光客の人気を集めている。

このように琵琶湖疏水は京都近代化の礎となったばかりでなく、その開発における環境

や景観への配慮と効果においてまことに模範

とすべきものといえよう。

図4-1-1 琵琶湖疏水図—「琵琶湖疏水図誌」東洋文化社1978 P.242



#### 4-2 名区勝地の保護

琵琶湖疏水の計画が具体化し、竣工した明治10年代中ごろから20年代初めにかけては、また、旧来からの名所や名勝、寺院境内、その他景観の優れたところの保護について関心が向けられた時代である。

京都府は明治19年(1886)、神仏分離によって取り壊された祇園感神院の坊舎の跡地を円山公園とし、同23年京都市にこれを移管した。市では公園委員2名を定めて管理することにしたが、その費用はすべて公園内の寺院の土

地使用料、枯損木材の売却費等でまかなうことにしたので、現状維持が精一杯であった。しかし、明治25年(1892)には土地収用法の適用を受けて区域を拡大し、一般会計よりも支出して不要建造物の除却、自然の起伏を生かした造園、植樹等の整備を始めたという。特に桜の移植には苦心し、次のような新聞広告を出して市民に呼びかけた。

円山公園ニ来春移植ノ目的、山桜又ハ枝垂桜 凡30本、太目通2尺5寸以上、枝振最良ノモノ、市内又ハ近在ニテ来10



月20日限 取方申出ツベシ

9月14日 京都市参事会 \*19

市はこのように風致の保存と花木の増殖に努め、円山公園を東山遊覧の伝統そのままに四季の行楽地として市民に提供したのである。

また、府は寺社境内の景観を保つため、明治18年「社寺境内ノ木竹伐採心得」を布達した。これによれば社寺境内の木竹を4種に分類し、第1類の「目通寸尺ニ不拘シテ境内風致ニ関スルモノ及目通1丈廻以上ノ樹木」は原則として伐採を許可せず、その他は申請書の内容によって判断することになっている。

\*20 明治初年の神仏分離令、上知令等によって荒廃した社寺について、後述のように、榎村知事が明治12年(1879)、旧社古刹の保存の必要性を訴え、翌13年、国が「古社寺保存金制度」を設けるなど古社寺保存の動きが強まるなかで、この年境内の木竹の伐採まで制限を加えることになったのである。

また、明治22年(1889)、府は嵐山や北嵯峨、松尾、上賀茂、岩倉、高雄、梶尾、鹿苑寺などを「名区勝地」ととらえ、上下両区界からそれらへ至る道路を地方税をもって修繕すべき道路として指定している。さらに明治26年には比叡山上四明獄において樹木が一部伐採されたが、知事の中止命令を出してその拡大を阻止した。そして、翌明治27年、府議会は嵐山、東山、高雄、梶尾の名区勝地の風致林保護を建議、これを受けて府知事はこれらの名区勝地の風致林の管理者である農商務省と協議し、その顛末を翌28年府議会上に報告している。すなわち、官林ではあるが京都府が風致の保護のため係員を随時官林に出入させ、必要に応じて植林や伐採をし、枯損木の売却その他下草や生産物を府で売却し、保護費に

あてることなどを農商務省大阪大林区署に提言したが、いずれも認められなかったとされている。\*21 いずれにしても府が三山の風致保護に本腰をいれようとしている様子が見えかわれる。

#### 4-3 街路景観の整備

次に街路景観の整備について見てみよう。明治19年末、府は街路取締規則を布達した。街路の安寧保存、清潔、通行方法等について全63条にわたり詳細に規定してあるが、そのうち街路景観に関するものを拾いだしてみると次のようになる。まず釣看板について地面より1丈以上の距離を保ち、高さ2尺以下としている。これは直接景観の規制をねらったものではないが、初めて公的に看板の位置、大きさを規制したものとして注目される。次に街路に面して奥行9尺以上の空地が、市街の体裁を損ずるような場所にある場合には、境界に塀を設けるよう定めている。この規定がどの程度の実効があったかは不明であるが、今日市街中心分に空き地が多くあり、荒れた景観を呈しているのを見ると、この規定の先進性が了解できる。

また、この街路取締規制で街路に臨む屋根、物干し、窓手すり等にボロその他見苦しく若しくは危険な物品を置いてはならないとして、危険防止とともに美観維持を義務付けている。さらにまた各自、家の街路を向かいの家と分担して清掃することを求めている。\*22

さて、街路樹は市内では高瀬川、堀川、疏水筋等があり、美観を添えていたが、明治22年市政施行に伴い(ただし明治31年(1898)まで特別市として知事が市長を兼ねるという変則的な形であった。)23年より街路樹に市費

の支出が始まった。しかし、この時は並木わずかに30余本を植えたにすぎず、本格的な植樹はさらに後年\*23に待たねばならなかった。

街燈は明治25年度において、公設街燈565燈を含めて、1,200余の石油燈が点灯されていたが、この年より電燈費が計上され、まず二条橋、三条橋、駅前など市内目貫の場所に設置された。続いて御所御苑内にも電燈が点灯された。電燈の照明力の偉大さはますますその普及を早めることとなり明治30年には石油燈と電燈の数が相半ばしたという。\*24 このため街燈費は急激に増加し、溝渠の浚渫や街燈改修を主としていた当時の土木費中街燈費は6割を占めていたという。街燈は維持当時は単に夜間の交通安全、防犯等目標としていたが次第に都市美観、風致上も欠くことができない存在となっていた。

#### 第5節 第3期京都策と景観整備

明治28年(1895)、京都の町は内国勸業博覧会と平安遷都1100年紀年祭でわかえった。2月に日本最初の市電が走り始め、3月にはそれまで野菜畑と雑木林であった岡崎の地に平安神宮が創設され、4月にはここで第4回内国勸業博覧会が始まった。さらに10月には平安遷都千百年祭が挙行政され、時代祭りも始められた。京都はこれら一連の事業の中で内外に近代都市としての復興の心意気を示し、第3期の町づくりに取り組み始めた。この明治28年から大正初年に至る時期には景観対策においてもいくつかの進展が見られる。

#### 5-1 古社寺の保存

第1は古社寺の保存施策の充実である。明治新政府は明治4年、「古器旧物保存方」と

いう太政官布告を発し、神物分離令以来行き過ぎと見られる仏教文化遺産の破却の動きを抑制に努めた。京都では明治12年に榎村知事が旧社古刹の保存を府民に訴えた。明治13年には京都府知事、府議会等の強力な運動もあって政府は「古社寺保存金制度」を設け、由緒ある古社寺の維持資金の一部を交付するなど文化財の保護に一定程度努力してきた。明治13年~27年までに109の寺院がこの制度の補助金を受けたが、もとよりこれでは十分とはいえず、20年代に入り仏教復興の気運が高まると古社寺保存施策の充実を求め声が高まった。京都府は政府に対する働きかけを強め、明治28年には府議会で「古社寺保存資金国庫補助方」の国会請願を可決し、翌年には古社寺保存に関する建議をなし、30年1月には「古社寺保存法」の成立を期すため委員の上京を決議している。\*25 こうした強力な運動が効を奏し、政府は同年6月古社寺保存法を公布した。

古社寺保存法はわが国最初の文化財保存に関する法律で、社寺の宝物類は国宝、建造物は特別保護建造物と称された。昭和4年(1929)国宝保存法ができるまで、全国で約500棟の建造物がこの法律により補助金を受けて修理され、社寺景観の維持と向上に貢献した。

#### 5-2 産業振興と風致保存

第2は産業振興と風致保存の調和の努力である。たとえば明治29年(1896)10月、山田知事の時、府は製造場取締規則を布達したが、この中で皇室関係施設及び京都市域の風致保存の条項を設けている。すなわち各種の工場に対し危険防止と衛生上の配慮を求め、特に媒煙、粉塵、有毒ガスを発生する工場に



ついでに皇宮、離宮、陵墓及び京都市域から一定距離内に立地する事を禁じ、すでに立地しているものについては今後20年間で移転せよと言う厳しい内容であった。これは11月に一部緩和されたが、京都商工会議所はさらに改正を求めて翌30年2月、山田知事に対して建議を行っている。\*26 当時の経営者達の風致保存についての認識がうかがわれるのでやや詳しくみてみよう。

まず京都の「風光ノ佳絶、宇内無双ノ称アリ。」として「市観ノ整備風致ノ保存ヨリスルモ亦製造事業自然ノ趨向ニ放任セズシテ、適宜ノ制裁監督ヲ加フベキハ勿論ノ事ナリト雖下モ……」と風致保存上からの工場規制を止むを得ないと受止め、その上で、製造場を規制しすぎると京都の発展を阻害するとして皇居、離宮及び御用邸、御料地、御陵墓からの距離制限の緩和を求めている。そして市内及び市域から180間以内の製造場の禁止については「工業衛生ノ点ヨリ考ヘルモ、マタ風景保存ノ趣旨ヨリ推スモ、事実上強テ市域ヲ離ル180間ノ制裁ヲ設クルノ必要ナキガ如シ。則チ京都唯一ノ名区勝地タル東山一帯ノ土地ノ如キ、己ニ市部ニ属シ、其他特ニ市域180間ノ制裁ハ全然必要ヲ認メザルガ如シ」と述べている。ここでは東山地域が名区勝地であり、その保存の必要性を認めながら、それはすべて市内に含まれるのであるから市域境界より180間までの規制は必要ないと言うのである。ともあれ、この時期、皇室関係施設や名区勝地の保存については、産業界といえども敢えて否定できない状況が生まれていたことがわかる。明治維新直後の衰微の惨状からひたすら産業と文化の向上に努めてきた京都の復興がほぼ成ったこの

時期、ようやく産業化の行き過ぎによる風致破壊を明確な規制によって阻止しようとし始めたのである。

### 5-3 鉄道敷設と東山の景観保全

明治28年頃、大阪から八幡、淀、伏見を経て鴨川の東を通り、岡崎に至る鉄道計画が明らかになった。当時は近畿鉄道と称されていたが、現在の京阪電車にあたるようだ。この鉄道計画について京都府議会は明治28年12月に内務大臣宛に「近畿鉄道布設ノ議ニ付建議」している。この鉄道が東山地区を横断し「煤煙濃ク残忍ニモ此風光ヲ没セラシムルコトアランカ、東山ノ勝景ハ忽チ湮滅セラレ……」として計画の認可にあたっては慎重に審議してほしいと要望しているわけである。この件については府会での議論の内容も含めて奥田修三氏が詳しく紹介している\*27。以下奥田氏の論文に沿って見てみよう。

「建議」では、東山の京都における重要性和その保全のために京都府が名区勝地の道路の補修、風致林の保護にあってきたこと、円山公園を設置し名区を永久に保全しようと努めてきたことを述べ、黒い煙を吐く鉄道が通るようになると、東山の風致を害することも甚だしいと訴えている。府会でのこの建議案についての議論ではこの計画が京都府が名区勝地に対してとっている方針を打ち壊してしまいかねないこと、東山はもっとも大切な場所であって子々孫々まで譲り渡したいこと等東山の風致保全についての熱意が表明されている。しかし、一方では少数ではあったが、すでに東山近傍には帝国博物館、疏水工事、円山公園内の西洋ホテルなど西洋的なものができている、西洋的なものが駄目とい

う論議は考えが小さいといった反対意見もあったという。この鉄道計画は実現しなかったが、京阪電車として明治43年(1910)年に五条まで開通した。ともあれ、ここでも、この時期京都府が東山の風致保全にきわめて熱心であったことが示されている。

### 5-4 内貴市長のまちづくり構想と風致保存策

明治31年(1898)、京都はそれまでの府知事が市長を兼ねるという変則的な「特別市」の地位を脱して、独立の市長と行政組織を持つ自治体に生まれ変わった。明治21年以来の普通市制の適用、市政特例撤廃の要求がようやく実を結んだのであった。自治体となった京都市は初代市長として内貴甚三郎を選び、本格的な京都のまちづくりを始めた。市役所の組織は三部にわかれ、そのうち第二部は「土工並ニ建築、公園、市区ノ境域、……街燈、街廁」そして「名区勝地ノ保存」等の事業を担当した。ここに「名区勝地ノ保存」が新生京都市の事業の一つとして明確に位置づけられているのは興味深い。\*28

さらに内貴市長は明治33年の市議会において、まちづくりの構想を示し、この中で「東方は風致保存の必要あり……」と東山地域の風致の保存を強調し、「東山の風致を優美ならしめ、日本の公園としたい」と述べている。\*29

### 5-5 三大事業等に見る開発と保存

疏水建設以後京都の景観を最も大きく変えたのは第2疏水建設と水道敷設及び道路拡築、電気軌道敷設の、いわゆる三大事業である。これらの都市整備事業は明治30年から調査が始まり、明治32年に答申を受け明治41

年(1908)から順次着工し、大正元年に竣工した。この間都市景観の大変動が起こり、開発と保存をめぐる多くの問題が起こった。

たとえば明治33年(1900)、梅ヶ畑から高雄を経て北桑に至る小浜街道の開削について、京都府は、一地方の便利のため名勝地を破壊するとして不認可としている。明治43年(1910)には円山索道問題が起こっている。円山公園より將軍塚までの遊覧索道計画が市に出願され、市会は審議の結果、公園の風致に差し支えない限り許可に異議ないことを京都府に上申したが、府は容易に許可しなかった。後に市会でも風致保存の立場から反対気運が高まり、結局計画は立ち消えに終わった。\*30 なお同様の索道建設問題が大正末から昭和初期にかけても再び起こっている。

同じ頃、鴨川東岸の五条～丸太町の疏水堤防上への市電軌道敷設をめぐる府、市の対立問題が起こった。明治42年12月、市は三大事業の一環として五条～丸太町に至る新設堤防上への市電軌道の敷設を府に出願したが、府は風致保存を理由にこれをにぎりつぶしてしまった。\*31 このため市は府の翻意に努めたが容れられず、結局、三条～丸太町間を削減するなど計画を縮小して出願、大正2年(1913)になってようやく許可を得たのである。

さて、道路拡幅が進む中でこれら新しい幹線沿いには電柱が林立することになった。これに対し、市勸業委員会は「電柱を地下線化し市の美観を保つ件」を市長に建議している。\*32しかし、この建議は当然実現しなかった。ちなみに東京では前述のように明治23年に市区改正委員会が電柱の林立について改革を建議している。



## 5-6 洋風建築と市民

ところで、明治後期、京都の近代化が進む中で市内では郵便局や銀行、工場、大学、商店などがレンガ造や石造の洋風建築として次々と建てられていった。道路拡幅や市電開通などの事業と共に、これらの洋風建築の建設は都市景観を大きく変えていった。洋風建築の建設について市民は文明化、近代化のあらわれと捉えつつも、一方ではこれに批判的であった。たとえば明治28年(1895)、東山七条に当時の宮廷建築の第一人者である片山東熊の設計によってフランス・ルネサンス様式の帝国博物館が竣工したが、京都の真水英夫は「天恵の地を得て、純粋の西洋建築を造らるるとは何とやらん物足りない」と批評している。<sup>\*33</sup> 又、北山風雄は西洋風に傾く京都の建築を批判している。すなわち、帝国大学や帝国京都博物館、同志社等の建物について「何れも此地の歴史を無視するのみならず、山水と同化といふ点に注意せず」、「何等の美観も無之候」などと酷評し、さらに「ただただ京都が斯る建造物によりて悪く装はれて、人々に厭気を加ふるのを遺憾と存候」と言い、西洋建築等は今もなお一般市民に不向きであると述べている。<sup>\*34</sup>

ところで円山公園奥にあった木造の也阿弥ホテルは明治32年焼失し、円山ホテルとして再建を願い出たが不許可となった。これに関連して当時の内貴市長は「元来京都市民は洋風建築を嫌悪するの傾向あれども之れ未だ洋風建築の真相を知らずして漫に保守的の嗜好に駆られつつあるものなり」、「若し一旦完美なる洋風建築が東山に聳つことあらば京都の風色に一段の光彩を添へん」と述べたという。この市長の発言を肯定的に紹介した

『建築雑誌』第157号は、これに続けて、「只た吾人の希望する所は斯のホテルの形式が欧米の槽柏を嘗むるものに帰せずして、一種斬新なる東洋的趣味を發揮すべきものならんこと之れなり」と結んでいる。ここには西洋建築の良さを一定認めながらも、京都の東山山麓にふさわしい建築デザイン上の配慮を求め、それは西洋に対する東洋的、あるいは日本の感覚を感じさせるデザインであってほしいという主張が読み取れる。ともあれ、明治37年(1904)竣工の京都鉄道二条駅が二条離宮(現二条城)等、付近の風致を害さぬよう、平安神宮の様式を取り入れた日本風デザインで建築された例はあるものの、公共建築、銀行建築等市内のめばしい建築物はほとんど洋風でつくられ続けた。ちなみに建築学会において「我国将来の建築様式をいかにすべきや」という討論会が催されたのは明治43年であった。

## 5-7 屋外広告物の規制

広告物は商業の発達とともに成長し、すでに江戸時代には暖簾やすだれ、釣り看板、屋根置看板等様々に意匠を凝らした広告物が発達していた。これらは報条、稟告、告文書等と呼ばれていたが、明治5年(1872)10月横浜毎日新聞紙上で初めて「広告」という言葉が使われたと言う。京都でも同年11月、「第2回府下大博覧会ノ広告ヲ各所に建札セシム」と広告の話が出てくる。<sup>\*35</sup> この時期、広告媒体は飛躍的に増大、成長する。広告媒体として新たに新聞や雑誌が生まれた。京都では明治17年(1884)に広告掲示場の新商売が現れたし、23年には三条寺町、四条新京極の2箇所に画期的な電灯広告が設けられて

いる。また同年、三条寺町西入に竣工したレンガ造の家辺時計店の屋上にはりっぱな時計塔がそそりたち、大きな宣伝効果をあげていた。同年東京では時事新報が東京電灯会社の電柱に初めて電柱広告をとりつけている。

明治28年京都で開かれた第四回内国勲業博覧会の折、「サンライズ」「ヒーロー」等のたばこで名高い村井兄弟商會が如意ヶ岳(大文字山)山腹に巨大な広告板を建てた。霞文字と言われ、群集の目を引いたが、風致を害するとしてすぐに撤去を命ぜられた。<sup>\*36</sup>

これら屋外広告物の規制については前述のように「街路取締規則」などで釣看板の高さや大きさについて規定があったが、広告物全般についての包括的な規制は明治44年(1911)4月に制定された「広告物取締法」が最初である。この法律は、現行の屋外広告物法が規制の目的を美観風致の維持と危害防止の二点に限定しているのに対し、「美観又ハ風致ヲ保存スル」ことを目的としつつ、安寧秩序の維持、善良風俗の保持など、広告物の表現内容まで規制を及ぼすという思想統制的な内容をもふくんでいた。そのため規制には知事のほか公安委員会も関係していた。ちなみにこの年5月に特別高等警察が設置されている。この広告物取締法は第2次世界大戦後の昭和24年(1949)まで存続した。

## 第6節-明治後期の景観論

さて、これまで明治後期、京都では第三期京都策として三大事業が推進された時期の景観対策を見てきた。我が国の産業基盤がようやく確立し、日清・日露の二つの戦争に勝利し、欧米列国との不平等条約改正にも成功す

るという、国力充実の時期であった。諸産業の発展とともに自然や遺跡の破壊、生活環境の悪化が進むという状況があり、これに対する反省の気運が一部に出てきたものの、一方では国粹主義的な発想も強まってきた。こうした中で自然や風景に対するとらえ方も前代とは違った面がでてくる。

明治の風景論の代表は27年に刊行された志賀重昂の「日本風景論」とされている。<sup>\*37</sup>この本は日清戦争の国を挙げての戦時体制の中で刊行され、国粹主義的な立場から、我が国の風景美が世界に冠たるものであると主張した。そして欧米の科学的な自然認識法を踏まえながら江戸時代以来の名所図会的な好みをも美文調で表現し、当時の知識青年の心をとらえ、今でいうベストセラーであったという。

「日本風景論」に続いて明治38年小島鳥水の「日本山水論」が刊行された。これは山岳の美に最大の関心を払い、その自然や動植物の美しさに興味を向け、それまでの信仰上の行為としての登山とは異なる近代登山を助長した。この本の刊行された翌年には日本山岳会が結成されている。このほか尾瀬や上高地、十和田湖等についての紀行文がこの頃相次いで発表され、新しい観点からの自然風景に対する関心を呼び起こした。

このように明治後期、自然や風景の破壊と「発見」が同時に起こるという潮流の中で、明治44年、国立公園開設の建議と史蹟天然記念物保存の建議がほぼ同時に提出された。国立公園開設の建議は熱心な検討がなされたものの未了に終わった。史蹟天然記念物保存の建議は貴族院で即日採択され、続いて衆議院でも可決された。この建議では、我が国に



は「歴史的学術的風景的諸方面ニ涉リテ紀念トナリ考証トナルヘキ天然物」が非常に多いが、開拓や鉄道建設、市区改正、工場の設置等により破壊されるものが近年非常に多くなっており、政府は速やかに保存計画をたて保存せねばならない、としている。同年11月には「史蹟天然紀念物保存協会」が発足し、機関誌の発行など保護思想の普及に努めた。しかし、実際の国の保存施策の開始は大正8年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」の制定まで待たねばならなかった。

### 第7節 結び

本論では、東京遷都により疲弊・荒廃した京都が復興と近代化に努める中で、景観の保全と整備について様々な努力を重ねてきた事を論じた。維新直後は旧来の事物を見苦しいもの、遅れたものにとらえ、洋風の景観を歓迎する気風があったものの、近代化の進展の中で次第に歴史的景観や自然的景観の保全にも関心が深まり、御所や円山公園等の整備や山林保護の施策等が進められた。京都の本格

## 第2章 大正・昭和戦前期における景観保全の努力と保全制度の確立

### 第1節 概要

明治から大正期にかけては日本の資本主義経済が急激な発展を遂げ、人口の都市集中が進んだ時期である。東京をはじめ、大阪、名古屋などの大都市ではすでに街路、水道などの基幹施設整備は一応の成果をあげていたとはいえ、人口集中の圧力に対処する抜本的な都市改造を必要としていた。政府は大正7年、

的な近代化の礎となった琵琶湖疏水建設では、近代技術による大規模開発事業の中に歴史的環境との調和の精神を見いだす事ができた。そして、明治の行政リーダーはまちづくりの基本に常に風致保全をおき、様々な努力を重ねた。明治期、京都では懸命の近代化と再生策を推進しつつ、歴史的風致を守り、その魅力を次代に伝えるべく様々な景観整備施策が検討され、試みられたのである。

そして、それは大正以降のまちづくりにも継承されていった。たとえば、大正中頃の市区改正街路の決定では、幾多の議論の末、高瀬川、堀川の両歴史的河川の保全が図られた。また、大正11年の京都都市計画区域の決定では広く市街地周辺の三山も区域に含め、昭和5年の、他都市には例を見ない広大な風致地区指定を導いた。

このように、明治期の様々な景観保全の努力は、京都のその後今日まで続く、「保全を基調としたまちづくり」の基礎を形成したのである。

東京市区改正条例の大阪、京都、名古屋、横浜、神戸の5大都市への準用をきめた。

京都では三大事業等により大正初年までに大幅な都市改造を終えており、大正期はさらこうした動きを受けて市区改正街路の計画に着手した。この過程で、高瀬川や堀川の暗渠化による道路拡幅が計画されたが、歴史的河川の保全を訴える市民世論がわき起こり、ど

ちらも計画が変更された。

大正8年の都市計画法の制定により景観の保全、形成の制度として風致地区、美観地区が生まれた。昭和5年、京都では自然景観、歴史景観を保全するため、三山のほか市街地の主要な社寺とその周辺地域の広大な地域に風致地区が指定された。風致地区は、その後の拡大やきめ細かい許可基準の制定、市民啓発の努力などにより、昭和戦前期の景観保全に大きな力を発揮した。

いっぽう、昭和初期以降、大都市では市街地の美観の形成についても関心が高まり、東京、大阪で美観地区の指定が行われた。京都においても昭和7年に都市計画地方委員会で美観地区指定の建議がなされたが、残念ながら実を結ぶことはなかった。この時期の都市の美観論議の高揚には東京からはじまった都市美協議会の運動もあずかって力があつた。戦時体制が強まると都市美も風致保全も国威発揚と強く結びつけて議論されるようになっていった。

### 第2節 大正前期のまちづくり

大正という時代を京都市民は明治天皇の大葬という形で迎えた。半世紀前、天皇の東幸を涙ながらに見送った京都市民は今、御陵が伏見桃山の地に置かれることになったのを、あたかも都が戻ったかのように感じ、市内は沸き返ったという。大葬に引き続き、大正天皇の即位の大典が京都で行われることになった。京都市はこれを新たな発展の契機とすべく大典記念博覧会を催した。また、橋の架け替え、道路拡築等の土木事業を計画した。おりしも京都市の人口は50万人を超え、第1次世界大戦開戦による好況も迫っていた。

京都では三大事業\*38等により大正初年まで

に大幅な都市改造を終えており、大正期はまちづくりをさらに進め、充実していく時期である。また全国的に見れば、日本の資本主義が明治から大正期にかけて急激な発展を遂げ、人口の都市集中が進んだ時期である。東京を

参考 京都の人口推移

明治6年	1873	226,153人
明治20年	1887	264,559人
明治22年	1889	297,165人
大正9年	1916	591,323人
昭和5年	1930	765,142人(旧市域)
		952,404人(新市域)

はじめ、大阪、名古屋などの大都市ではすでに街路、水道などの基幹施設整備は一応の成果をあげていたとはいえ、人口集中の圧力に対処する抜本的な都市改造を必要としていた。そのため各都市は町づくりの法的な根拠と財源の保証を政府に強く要求していた。政府はこれにこたえて大正7年、とりあえず東京市区改正条例の大阪、京都、名古屋、横浜、神戸の5大都市への準用をきめた。

こうした動きを受けて京都では市に市区改正係がおかれた。翌大正8年には京都市区改正委員会が組織され、12月には市区改正設計が認可された。この市区改正設計では15の幹線街路が決定され\*39、明治後期の三大事業による道路拡築と併せて、現在の京都の幹線街路がほとんど骨格づけられた。

### 3節 歴史的河川の景観保全

#### 3-1 高瀬川の保全の努力

この市区改正街路の決定と建設は市民の大きな関心呼んだ。なかでも第5号線河原町線の路線決定をめぐる高瀬川沿いの住民の動



きは歴史的河川の保存運動の嚆矢として注目される。

言うまでもなく高瀬川は慶長年間に角倉了以が開いた運河である。高瀬川は近世を通じて大坂からの物資を京都中心部に運び、京呉服など京都の特産を送り出す経済の大動脈だった。しかし、明治以降、鉄道の発達、琵琶湖疏水の開通などによりその役割は少しずつ縮小していった。そして明治28年には木屋町通りを日本最初の市電が走ることになり、高瀬川の川幅は狭められた。その後高瀬川の交通路としての機能はほとんどなくなり、大正9年6月に舟運は完全に廃止された。しかし、沿岸住民の高瀬川に注ぐ目は暖かく、かつ真剣だった。これより先、大正6年、市が高瀬川の二条船溜り埋め立てを計画すると、沿岸の住民は「高瀬川保存同盟会」を組織し\*40保存運動を始め、計画を撤回させるのに成功した。

さて、前述のように大正8年12月、京都市区改正委員会は15の市区改正街路を決定したが、そのなかで原案の河原町通りの拡築案は木屋町通りの拡築に変更された。河原町通りは住民の反対が強くて買収がむつかしく、かわりに高瀬川の埋め立てによって木屋町通りを拡築しようとしたのである。これを知った高瀬川沿岸の住民は翌9年1月早々から署名活動、市民大会の開催、自転車・自動車によるデモ行進、都市計画委員への辞職勧告など猛烈な反対運動を展開した\*41。「高瀬川保存同盟会」は木屋町通り拡築の都市計画上の不利を挙げるとともに高瀬川舟運の有効性を論じ、また歴史の川としての高瀬川を失う重大さを訴えた\*42。むしろ高瀬川沿いに植樹して木屋町を風致街路として遊歩道とすべきであ

ると主張したのである\*43。一方、河原町沿線住民は市電木屋町線維持を陳情する。

市議会は大正10年9月、内務大臣に高瀬川を史跡に指定して保存するよう意見書を提出した。また11月18日にも再び意見書を内務大臣に提出し、そのなかで木屋町線の拡築は「幾多ノ旧跡由緒アル寺院ヲ破壊シ殊ニ慶長以後皇居ト不可離不可別ノ重大関係アル史跡ニシテ而モ運輸交通ノ保全ヲ図ルベキ高瀬川ヲ殲滅セムトス」として、原案（河原町線拡築）を修正する必要はいささかもないとしている。市区改正街路中最大の問題となった高瀬川の暗渠化は市民の運動で阻止され、原案通り河原町線の拡張と大正11年6月に正式に決定された。実に2年半にわたる運動であった\*44。

### 3-2 堀川の保全の努力

市区改正計画は堀川でも住民の反対運動を巻き起こした。堀川通りは大正4年、御大典に合わせて、丸太町通りから二条離宮まで、堀川東側の家屋を取りはらってその跡一帯に松を植え、道路の面目を一新するとともに、風致を添えていた。市区改正計画は堀川を暗渠としてさらに堀川通りを拡張しようとするものだったが、これに対し周辺85ヶ町村代表は大正9年9月11日、「保存期成同盟会」を組織し\*45、洪水時の治水上の危険を強く指摘するなどして堀川の保全を訴えた。そしてここでも市民の運動が実って歴史の川の保全に成功したのである。なお、堀川は昭和11年も埋立が計画されたが、世論の反対もあって事業は中止となっている。この時の計画は上賀茂から東寺間の下水幹線を川底に埋設して堀川を埋設して12間道路を建設しようと言う

ものであったが、暗渠化による溢水のおそれと史跡としての堀川の保存の必要性を訴える声が大きく上がったのである\*46。

### 3-3 鴨川の風致保全-納涼床をめぐる

ところで鴨川の河原は中世末期から歌舞伎や浄瑠璃、その他見世物小屋が並び、市民の群集する広場であった。17世紀はじめの元和年中に官許の興行地となり、京洛きっての娯楽地となった。そして毎年6月7日から18日までの夜に夕涼みが行われた。川端の料理屋、茶屋が行燈をかかげ、水の上に床をかけ、床机を置いて河原一面にさまざまな見世物小屋が並んで、その提灯、行燈、篝の光で白日のような情景を示したという。

明治時代になっても7~8月の2カ月間、毎夜鴨の河原はざわめきが絶えなかった。しかし、このようなにぎわいは一面では猥雑な景観を呈することにもなり、また防災上からも好ましくはなかった。

そのため、すでに明治29年、府臨時市部会は『鴨川沿岸涼床ニ付、一定ノ制限ヲ付セラレタキノ希望』を決議していた。そして大正時代に入ると鴨川の河床整理工事を機に夕涼みの床を禁止した。このような府の措置に対し、大正6年9月、木屋町、先斗町の旅館、貸座敷業者は「夏の納涼床下に清水を通ずる等の設備されし」と府に陳情している。現在、丸太町橋から五条大橋まで鴨川の西岸沿いを流れる「みそそぎ川」の原形はこの要望を府が受け入れて設けたもののようだ。

しかし、このみそそぎ川の上の納涼床は夏のほか常設のままのもの、二階を設け屋根を葺いたものがあり、大小高低もまちまちで、

鴨川情緒を乱していた。このため府は大正12年\*47、昭和4年\*48の2回にわたって納涼床の位置、規模、形態などについて制限を加えている。このように鴨川の夕涼みの伝統を守りながら風致景観の維持と整備に明治時代からいろいろな努力が重ねられている。

## 第4節 街路景観の整備

### 4-1 道路拡幅と街路樹整備

大正時代には街路景観にも向上が見られた。三大事業による道路拡幅が竣工し\*49、市区改正計画（都市計画）による道路拡幅が進み\*50、これらの幹線道路には街路樹を設けることが当然視されるようになった。たとえば大正元年に開通した烏丸通りにはユリノキが植えられ\*51、大正9年には丸太町通りにも街路樹が植えられた。また、大正12~13年には烏丸通り（今出川~北大路）にイチョウが、昭和2年には東大路、木屋町にも街路樹が植えられた。

### 4-2 個性的な街灯の整備

街灯についても大きな進展が見られた。街灯は明治29年に電灯565灯が市内に点灯されていた\*52が、その後あまり増加しなかった。しかし、四条通りの拡幅になった明治45年には歩車道境界に3間ごとにガス灯が設けられた\*53。街灯は夜間における道路交通の安全、犯罪の防止だけでなく、沿道商店の顧客吸引にも役立てられることになった。

大正4年11月、四条通りの奈良物町では町内共同で御大典を記念して5灯千成式の新デザインの電気照明灯を設けた。大正9年には欧米都市の最新型を参考にして5灯付きミッ



ジョンスタイルの街灯131基が四条大橋から烏丸通りまでたち並んだ。これは六大都市の中で一歩先んじたものという\*54。

その後大正末年から昭和にかけて市内の商店街に次々と新しいデザインの街灯が建てられていった。京都帝大建築学科の武田五一教授のデザインにより寺町通りに鈴蘭の花のような灯火のトンネルとなり、かつ祇園祭の山鉾巡行にも支障がない形の半アーチ式街灯が並んだ。このデザインは好評をばくし、たちまち神戸、横浜、東京、広島などにも広まった。

このほか祇園石段下、烏丸通り、木屋町、河原町通りにもそれぞれの特性にあわせたデザインの照明灯が並んだ。その数は昭和初期で1300基にもなったという。こうして京都中心部の町々は個性的ではなやかな表情を持つようになったのである。

## 第5節 景観保全制度の発足と進展

### 5-1 都市計画制度の確立

前述 述のように、政府は大正7年、東京市区改正条例の5大都市への準用をきめた。と同時に本格的な都市計画制度、建築規制制度の確立をめざして検討にはいった。すでに建築学会等からも都市計画法制定の提言を受けていた\*55。

大正8年4月、都市計画法、市街地建築物法が同時に公布された。この都市計画法は①都市計画区域制度、②地域地区制度(市街地建築物法によるもののほか風致地区、風紀地区を含む)、③土地区画整理制度などを骨格としていた。また市街地建築物法は①住居、商業、工業の用途地域と防火地区、美観地区の制度、②建築線制度、③建蔽率、建築物の

高さや構造の制限などを内容としている。この両法が表裏一体となってわが国の近代的な都市計画行政が本格的に進めらることとなった。その中で、今日の景観行政の重要な柱になっている「風致地区」、「美観地区」の制度が確立した。

### 5-2 風致地区制度の発足

#### (1) 史跡保存のための風致地区

風致地区は都市計画法では「風致を維持するために特に指定する地区」とされている\*56。当時、この風致地区は「史蹟、名勝、天然記念物等ヲ保存スル目的ヲ以テ指定セラルルモノ」とされており\*57、ほぼ同時に制定された史蹟名勝天然記念物保存法を補完するものと考えられていたようである。じっさい大正15年に東京の明治神宮外苑付近2.8ha\*58にわが国はじめての風致地区が指定されたが、これは「環境の風致を維持し神宮崇敬の意を完ふせんとするもの」と説明されている\*59。国民崇敬の中心である明治神宮の風致保存に関しては史蹟名勝天然記念物保存法、森林法の風致保安林、広告物取締法ならびに警視庁令による取締規則などがあるが、なお不十分なので風致地区に指定し、完璧を期すことにしたというのである\*60。

#### ・自然美保存のための風致地区

しかし、昭和初期になると風致とは「山川草木の景ないしはそれらが添景を与える趣\*61」とする見方や「都市の内外における自然美」のことで、名勝地と称するほどでなくとも、水流、池沼、樹木、原野、丘陵、溪谷があればそれらに自然的風致は備わっている、とする考え方が内務省の技師から表明されるようになった\*62。風致地区の対象が史跡や名

勝地だけでなく、一般的な自然美にまで広げられたのである。たとえば、東京の第2回風致地区指定(昭和5年10月27日付、洗足・善福寺・石神井・江戸川)の理由書では「明治神宮付近の指定とは多少趣を異にし、都市計画区域内の景勝地に重心を置き、其の周囲をも保護区域として併せて風致地区に指定したものと\*63」とされている。また、飯沼一省は当時「風致は毫も名勝地と称すべき程度のものたることを要せず、苟も水流、池沼、樹木、原野、丘陵、溪谷あらば必ずや都市住民に慰楽を与ふる自然的風致は備はっているのである\*64」と述べている。

#### (3) 準公園としての風致地区

また、公園計画をたてるにあたり、公園用地獲得は困難であるため、まず風致地区を指定して緑地を保留するという考え方もでてきた。じっさい、当時の公園関係者にとって風致地区は「準公園」とみなすべき重要なものと考えられていたという\*65。

ところで、明治から大正にかけて交通の発達、都市集中などにより、既成の風景とことなる新しい風景への関心が全国的に高まった。昭和2年、東京日日新聞と大阪毎日新聞社が読者に呼びかけて「日本新八景」の選定をころみた。海岸、湖沼、山岳、河川など自然美を八種に分け、読者の投票数と専門家の判断を合わせてそれぞれ一位を選びだそうというものである。この企画は大きな反響を呼び、わずか一ヶ月あまりで約9320万票もの投票があったという。自然美に対する国民の関心はいちじるしく高まっていたのである。この投票を受けて、当時の一流の画家や文筆家、学者、登山家に内務省、鉄道省、文部省の官僚等を加えて総勢49人の審査委員が候補地の実

地調査の後、長時間の激論を戦わせて「日本新八景」を決定したという\*66。

国民の自然美への関心、公園の必要性、この二つがあいまって昭和5年以降、全国各地で風致地区の指定が相次いだ。大正15年の東京での指定以後昭和4年まで新たな指定はなかったが、昭和5年には5都市22地区、6～10年には35都市127地区と急激に増加しているのである\*67。

## 第6節 大正後期～昭和戦前のまちづくりと風致地区

### 6-1 京都都市計画区域の決定

前述のように、京都市は大正7年、東京市区改正条例が準用されることとなり、市役所に調査課市区改正係を設けた。また翌年には市区改正委員会を組織し、年末にはその市区改正設計が内閣の認可を受けている。ところが翌大正9年1月1日、都市計画法が施行され、市区改正委員会は「都市計画京都地方委員会」に改組され、改めて都市計画案の審議がされることになった。

大正11年8月、都市計画京都地方委員会は京都の都市計画区域を決定した。四条烏丸を中心に半径六哩の範囲に包含される1市36町村、合計約24,000haに及ぶ広大な地域であった。これには多くの山地部が含まれていた。指定理由書によれば「京都ノ特色タル風光ハ主トシテ、是等山地ニ依リ發揮セラレ、名勝旧跡亦此ノ裡ニ存在スルモノ多キヲ以テ、一面商工業發展ヲ期スルト共ニ、他ノ一面ニ於テ公園都市タル特長ヲ益々發揮セシムルノ施設ヲ為スノ緊要スルモノアルヲ認メ」たからだという\*68。自然的景観、歴史的景観の保全を京都の都市計画の重要な目標として、はっ



きり打ち出しているわけである。

## 6-2 風致地区の指定

### (1) 地区指定の調査と論議

その具体的保全施策として、市当局者は都市計画法で新たに設けられた風致地区の指定を考えていたに違いない。風致地区は都市計画区域内でしか指定できないのである。実際、京都都市計画地方委員会は翌大正12年より風致地区の予定地区を設定し、調査をはじめている。そして大正15年、地区指定案を内務大臣に内申した。委員会は「京都市を中心として望見可能の樹林地帯を地区の範囲に取り入れ、これに主要なる平坦地を配する」ことを方針とし、約1,000万坪を予定していたという\*69。このような都市周辺部の自然景観の大部分を風致地区に指定しようというのは、もちろん、全国でも全く初めてのことであり、内務省当局としても慎重な審査をしたようである\*70。

幸い、内務省としても風致地区を史跡や名勝の保存の補完的な位置付けから、広く自然一般の保存策と拡大しようとしていた時であり、京都の風致地区指定案は内務省の了解を得た。

なお、内務省は当初の風致地区指定標準として

1. 強度の土地利用を期待せざる土地
  2. 地方古来よりの遊観勝区
  3. 土地の利用化が風致より招来さるる場所
    - イ. 別荘地、高級住宅地
    - ロ. 沿岸、風致道路、公園広場及び其付近地又は高貴御用の土地付近
  4. 歴史的意義ある土地
- の4点を示していた\*71。

### (2) 風致地区の初指定

こうして、昭和4年11月に開かれた第10回都市計画地方委員会に風致地区指定に関する内務大臣の諮問案が付議された。しかし、この指定案はその面積を最小限度に止どめているとして問題となり、修正することとなった。そして特別調査委員会が持たれ、平安神宮、武徳殿、下鴨神社、智積院、嵐山渡月橋下流周辺等の追加案がだされるなど3度の修正を経て、同12月の第11回委員会で修正案が可決された\*72。そして、翌5年1月24日、鴨川、東山、北山等を中心とする約3400haの風致地区指定が内閣に認可され、2月1日から施行された。指定地区は1/3000の地図に彩色をほどこして示し、京都府庁で一般の供覧に付したという\*73。

参考-風致地区選定の方針(京都府土木部「風致地区に就いて」p.16 昭和9年より)

1. 風致の最も破壊され易しと認められる山地部
  - (1) 平地に近く且つ中央に近い場所 例へば東山、吉田山、北山
  - (2) 交通機関の発展に伴い観光客が多く売店及別荘等の新設盛ならんとする箇所、例へば比叡山の如きもの
2. 風致上最も考慮を要すると認められる平地部、例えば鴨川及其沿岸、岡崎公園、植物園等
3. 第1に依り指定遷都する土地に接壤する所で徳に風致場重要な場所
4. 第2に依り指定せんとする土地に接壤する所で特に風致上重要と認むる箇所、例えば鴨川、高野川合流点付近の三井廟、鴨川葵橋下流の西側樹林其他の如き。

5. 平地部に於ては以上に掲げたものの外、尚相当風致の秀でた所があるが、これ等は追て決定せんとする都市計画の公園、遊覧道路等の計画と関連して指定することとなし、此度は最も急を要すると認められる部分のみを選定したのである。

この京都の風致地区指定は社会的に大きな関心を呼び、各新聞に取り上げられたし、「建築と社会」昭和5年4月号では特集を組んで、片岡安(建築と風致)、藤田進一郎(都心の風致)及び松室重光(風致美観と建築)等の意見を紹介している。

この地区指定と同時にその許可申請の手続等を定めた風致地区規則(府令第6号5年12月)も公布された。こうして明治神宮に続いて全国で2番目の風致地区が誕生した。広大な自然的景観を一体的に保存しようとする本格的な風致地区であり、その意味では嚆矢といってよいだろう。

### (3) 許可制度の運用

#### 1. 申請の範囲

さて、これにともなって風致地区内での現状変更行為は府知事の許可を要することになった。その現状変更行為とは、山林等の伐採および開墾、土石の採取、土地の掘削、盛土、建築物、工作物の新・増改築、修繕等を指し、現在の風致地区で許可を要する現状変更行為より範囲が広い。また広告物、看板についても広告物取締規則によるほか、風致地区規則でも許可を必要としていた\*74。

#### 2. 申請の内容

風致地区の許可申請の受け付けは、風致地区の発足当時は府の土木部監理課で行なわれた。しかし、他法令で許可等を必要とするも

のについてはその申請と合わせて風致地区の許可申請ができることとなっていた。たとえば建築物の新・増・改築等については、当時市街地建築物法の主務課であった府警察部建築工場課が風致行政面も関係していたのである。申請には付近の現状図、平面図(配置図を含)、立面図、断面図、意匠配色図等が必要とされていた\*75。京都府総合資料館に保存されている当時の申請書類\*76を見ると、いわゆる青写真の図のほか、美濃紙にていねいに墨入れし、彩色した立面図やスケッチが含まれている。広告物についても、広告塔、ちょうちん、都踊りのアーチの彩色図面等も残っている\*77。なお、関口勲によれば5年2月から5月の3ヶ月において許可申請件数が60件であったという。

風致地区の許可の方針としては、①建築物はなるべく西洋趣味を排し、屋根の形、瓦の色、壁の色およびその材料は在来の日本趣味(京都風)を採用させるように努める、②山林地の樹木伐採の場合は軽度の間伐を許し、また宅地造成をする場合も大きな樹木、風致ある樹林はできるだけ残す。そこに建築する場合は建築面積を制限し、又二階建を禁ずる、など周囲から見えないようにすること、とされていたという\*78。このうち①の基準を適用された例として、たとえば祇園石段下の八百文や弥栄中学校があげられよう。

## 6-3 風致地区の拡大と充実

### (1) 市域の拡大-大京都市をめざして

昭和6年4月、京都市は伏見市をはじめ隣接の1市3町23村を編入した。当時の市の土木局長高田景氏によれば\*79、この市域拡張は



- 一、京都の特色たる風致を維持し、遊覧設備を完成する為め、及び学芸美術宗教等の諸施設発展の為に必要なる地域
  - 二、将来工業振興の設備を要する地域
  - 三、現に京都市の住宅地たり又は将来住宅地たるに適する地域
  - 四、都市的施設上必要なる地域
- をすべて編入したものという。

これにより市域面積は288.65km<sup>2</sup>に達し、ベルリン、ニューヨーク、ロンドンに次ぐ世界第四位の広さをもつに至り、人口も約百万人に達しようとしていた\*80。そこで京都市は「大京都」の建設をめざし、新市域を含めて、都市計画道路の設定、遊覧道路、高架鉄道、さらには空港の建設などの計画を発表した。

このような市域の拡大と新しいまちづくりに合わせて昭和6年、7年の二回にわたって風致地区が拡大された。山地部として東山の東面及び稻荷山、醍醐、高尾など、平地部は嵯峨、桂離宮、相国寺、船岡山、淀など、計約4500haが、新たに指定され、風致地区は合計7900ha、市域面積の約27%に達した。昭和9年段階での東京、大阪の市域面積に対する風致地区の割合がそれぞれ0.3%、9.4%であることと比較すれば京都の風致地区の位置付けがいかに大きいか理解できよう。

風致地区の指定と拡大 単位：ha

	年月	山地	平地	河川	計
第1次	5. 1	2981	356	177	3513
第2次	6. 7	3620	863	-	4483
第3次	7.12	-	2	-	2
合計		6601	221	177	7998

### (2) 風致委員会の設置

さて、こうして風致地区が拡大するにつれて許可申請件数も増加してくる。下の前掲の表のように昭和5年には494件であったが、8年には1407件にもなっている。

風致地区の規制は現状景観の維持保存を主たる目標とすることから、反対や不満も起こってくるし、また風致の判定は見る者それぞれの主観的な判断も入りがちであるから、できるだけはっきりした取締基準が必要となってくる。そのため府は昭和8年4月、学識経験者、議員、府市当務者計17名よりなる「風致委員会」を組織し、重要案件の審議や地区別の取締基準の策定をすることになった。

風致委員会で昭和8～9年にかけて審議し許可した案件としては、たとえば、左京区下加茂の松竹トーキースタジオ改造とか東山区日岡の東山ダンスホール新設、東山区花山山の天文台周囲の宅地造成などがある。

### (3) 賀茂川、東山の取締基準の設定

また、賀茂川沿岸や東山一帯の風致地区について詳細な取締基準を定めている。

賀茂川沿岸については昭和8年7月22日付け風致委員会答申として決定された。この取締基準は「賀茂別雷神社参道(賀茂堤)松並木或ハ木屋町筋建築物等ノ如キ特ニ之ガ保存又ハ維持ニ留意スベキ部分ヲ包含スルト共ニ又一面人口稠密繁華ナル都心部ヲモ包含シ居ル\*81」から定めたものであったという。その具体的内容とすれば、たとえば賀茂川沿岸については風致上の重要性に応じて1～3級までの3地区にわけ、それぞれ建物の外観の形態や高さの限度を定めている(下図参照)。

建物の配色については、瓦は普通の黒瓦とし、壁色は赤、青等の極端なものは避けると

### 参考

各市の風致地区指定面積と区域面積との比率

都市名	風致地区面積	区域面積との比率
京 都	7968.94 ha	25.70 %
東 京	2326.59	0.32
大 阪	1975.91	9.42
熊 本	1069.52	20.40
横須賀	597.62	11.30
水 戸	312.59	8.41
高 松	242.03	11.20
堺	115.58	5.42
八王子	31.04	1.30
富 山	14.00	0.36

高田景「京都市の都市環境とその改善策に就いて」第4回全国都市問題会議総会研究報告 昭和9年より

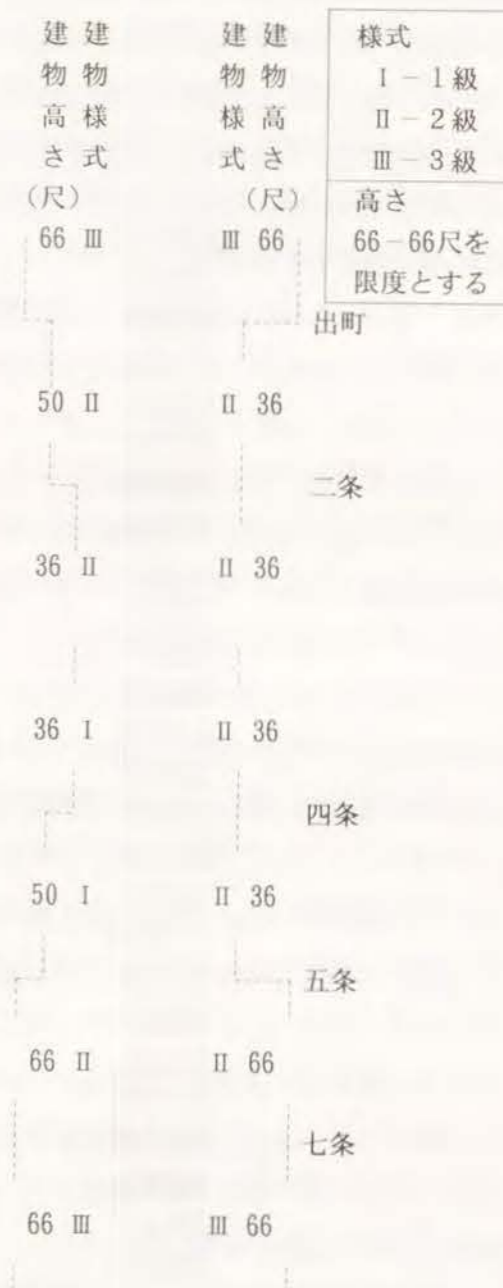
#### 注1 許可申請数の推移

昭和5年	494件
6年	1062件
7年	1341件
8年	1407件

#### 注2 申請内容の内訳

河川関係	62件
山 林	49
土 木	36
建 築	668
新增改築	338
一般建築	154
住宅建築	161
寺院建築	23
修繕等	330
その他	1
表示広告場	62
その他雑件	159

注1, 2共 都市計画京都地方委員会「京都府における風致地区取締に就いて」昭和9年 第4回全国都市問題会議総会研究報告p.274～275より



注：建物の様式

1級(Ⅰ), 2級(Ⅱ)一なるべく京都風(在来賀茂川沿岸にある和風住宅)の建築とすること。1級は特に留意すること。3級一様式は特に制限しないが、極端なるものをさける。出町以北は適宜建物の後退と植樹をさせる。

：建物の高さ

- 1級一36尺まで
- 2級一50尺まで
- 3級一66尺まで



している。このほか護岸の石垣や高床、煙突や広告物、ネオンサイン等についても定めている。広告物及び屋上看板については、賀茂川の沿岸や橋上より見えるものは禁止し、ネオンサインについては四条通りに面して適当な物のみ許可することとしている。

また、東山一帯の風致地区取締基準は昭和9年7月11日に決定された。銀閣寺から清水寺までの山地部で市街より展望できるところでの建築の新增築、墓地の新增設は許可しないこと、そのほかの山地、山麓部については建築面積は敷地面積の1/6以下とし、高さは2階建て以下とすることなどを定めている。さらに、主要山地部の建物外観は洋風としないこと等も定めている。これらの風致委員会の答申は風致規制担当者の内規として活用された。

また府は昭和9年には「風致地区に就いて」という美しい写真入りのパンフレットを発行している。

こうして風致地区は昭和5年以来2回にわたって拡大され、きめこまかい取締基準も設けられ、市民啓発にも心が配られるなど、風致地区における施策は充実していった。

## 第7節 風致の保全をめぐる

### 7-1 自然の保全と観光開発

前述のように昭和初期は全国的に自然景観に関心が集まった時期だった。混乱が目立ってきた都市環境にたいして、国民の多くが自然美に精神的慰安や保健衛生上の機能を求めるようになったわけである。その自然にたいしては保存の立場と利用の立場がある。昭和6年、国立公園法が制定されたが、この立法の過程でも国立公園を名勝の規模の大きいも

のとらえ、自然景観の保存そのものを重視する立場、国民の保健衛生の改良発達をはかるものととらえる立場、観光の対象として利用開発をはかろうとする立場という、3つの立場からの議論があったという\*82。

この時期、京都でも風致地区制を中心とする保存的施策の充実とともに、市民の慰安と健康の保持のための公園の新・増設や生産緑地の設置などの緑地の創設、及びこれらを利用、活用するための遊覧道路網の整備計画が構想された。

昭和6年の市域大拡張について、当時の京都市土木局長の高田景は市域大拡張の理由として、第1に遊覧道路の完成をあげ、続いて学術技芸宗教等の施設、工業地域の振興、住宅地域の拡張、都市的施設の充実、統合的自治団体の建設をあげている。ここで遊覧道路の建設が最初に挙げられているのは注目される。じっさい、京都市は前年の昭和5年に観光課を設置し、観光施策の充実を図ると共に、6年11月には4つの遊覧道路計画を発表した。東山遊覧道路(10.9km)、大文字遊覧道路(20.2km)、叡山遊覧道路(18.3km)、三尾遊覧道路(7.8km)の4本、計57.2kmを事業費415万円余で建設しようというものである\*83。

高田景は、これらについて、「吾が京都は一千年間皇城の地として、その近郊一帯に互る卓越せる山紫水明と、絢爛たる名勝旧跡とは、連鎖的存在として行政区画を超越し、斉しく遊覧都市京都の名に於いて、内外に喧伝せられつつあるは顕著なる事実であって、吾が京都の誇りとする所である。然るにその中には遊覧設備不完全なるが為に、或いは交通至便ならざるが為に荒廢に帰せんとするが如

きものあり、殊に是等名勝旧蹟を連続する一大遊覧道路網の施設に於いて欠くる所あるは頗る遺憾とする。仍て是等の名勝旧蹟の所在地として京都市と密接なる関係を有する各町村を併合し、統一ある方針の下に、遊覧設備の完成を期せんとする所以にして・・・\*84・」と述べている。

昭和8年7月に京都を中心とする観光道路ならびに緑地保存に関する京都府、市、奈良県、滋賀県の協議会が開かれた。この協議会では京都市を中心とする半径50kmの区域内にある名勝地、主として著名な神社や仏閣所在地、史跡名勝、公園、展望地、佳景地等を選定して、その風致を保護するとともに大いに観光道路を改修して、観光、慰楽にたいする施設に実現を期することになった\*85。

じっさい、恵まれた自然美と名所旧跡を活用しようとする、京都の観光開発の熱意は官民ともに強かった。たとえば大正14年にはすでに八瀬から比叡山の四明獄までの鋼索鉄道(ケーブル)が開通しているし、昭和3年には比叡山にわが国最初の空中ケーブルが竣工、翌4年には清滝から愛宕山頂へのケーブルが開通している。また前述のように京都は昭和5年に全国に先駆けて「観光課」を設置し、昭和9年には東山遊覧道路建設を発表、昭和12年にはさらに広い範囲で都市計画遊覧道路について調査を実施している。昭和9年に府が発行した「風致地区に就いて」のパンフレットでも、風致地区の観光資源としての「経済的意義」を強調している\*86。しかし、こうした「遊覧都市」をめざす施設整備や計画にたいして批判がなかったわけではない。たとえば先の比叡山のケーブル敷設と山上の遊園地化について比叡山延暦寺は、

大正15年9月、いかに時代の進展とはいえあまりの俗化は宗教上の威信にも関係する、として府に保勝措置を強く求めている\*87。ケーブルの建設そのものは多数の客(大正15年中の乗降客数約100万人)の便利のためやむを得ないとしても、山嶺の建築や遊興的施設はあまりにも必要を超えたる憂ふべき勝地破壊の施設である、とする意見も強かったようである。

また大正15年5月、東山將軍塚を終点とする円山鋼索鉄道の計画に対し、京都市議会は山紫水明の旧都として、また「世界の勝地」として、遊覧都市としての総合的都市計画が樹立されるまで、このような出願は認めないよう、府知事、内務大臣に要請した。ところが府知事は昭和2年4月、「風致上差支えなき路線を選択して認可ありたし」と内務大臣に具申している\*88。この計画は結局実現することはなかったが、東山の保存と活用について、府と市でも意見がくいちがっていたのである。

## 7-2 都市の美観を求めて

### (1) 美観地区制度のねらい

美観地区は大正8年の市街地建築物法により定められた。この法律の第15条では「主務大臣ハ美観地区ヲ指定シ其ノ地区内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ関シ美観上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。\*89」と記述されている。そして、同法施行規則は第5章美観地区(第136条~第142条)において、地区内の規制を定めている。そこでは地方長官の権限で①不適切建築物の除却、改修、②設計変更、③建築物の高さ、軒高又は外壁材料及び主色の指定、④外部汚損の除去、⑤排水管、



暖房鉄管、瓦斯管及び煙突の露出の禁止、⑥空地や工事中敷地の板囲いの義務づけ等を規定している。美観とは、おおまかに言えば風致の自然美に対する人工美であり、美観地区とは建物を建築すること、都市醜の排除によって都市景観の美を増進させることを目標としている\*90。

とはいえ、市街地建築物法制定当初はその指定対象地区として、皇居や著名なる社寺、名園勝区が考えられていた。これを見ると必ずしも風致地区とはっきり区分し得るものではなかったようである。

じっさい、大正15年、わが国ではじめて指定された明治神宮周辺の風致地区はその具体的な指定地区として参道とその両側10間ずつに限定しており、自然美の保存と言うよりはみやげもの店、一般商店、同潤会アパートなどが並ぶ参道の沿道景観を整えることに目標があったようである。したがって、この場合、むしろ美観地区の指定がふさわしいとも考えられるのである。

## (2) 都市美と都市美協会

ところで、美観地区は風致地区と同様、大正8年に制度はできたものの、すぐに指定されることはなかった。しかし、大正12年9月の関東大震災により壊滅的な打撃を受けた東京の復興計画に着手するにあたり、政府は旧態を復するのみならず、首都としての面目を一新しようと企図した\*91。

建築家や美術評論家の中にも「復興帝都の風景と云ふものを此の際樹立したい」と考える者があらわれた\*92。彼らは大正14年10月、都市美研究会を始め、翌年10月には都市美協会を設立した\*93。以後、都市美協会は都市美に関する研究会の開催や機関紙「都市美」の

発行、植樹祭、建築祭などの主催、都市美に関わる建議など活発な活動を展開した\*94。

東京ではじまった都市美協会は名古屋、大阪にもつくられ、昭和11年からは全国協議会を持つようになった。都市美協会の活動は明治神宮や多摩御陵、靖国神社等を中心とする植樹運動や「外濠風致保存ニ関スル建議」などにみられるように、時代風潮を反映して国粹主義的な傾向を持ち、また積極的に都市美を創造するというよりは「都市醜」を排除することを目標としていたといわれる\*95。

このように都市美を総合的にとらえ、実現していくという点では都市美協会は大きな限界をもってしたが、国民市民の間に都市美に対する関心を高め、また都市景観整備に関わる種々の問題点を明らかにしたという点でその役割を評価できる。

さて、この都市美協会は民間有志の団体で事務局は東京市役所内におかれ、東京市は協会の活動に有形無形の援助を与えていた。つまり東京市としても都市美の向上に大きな関心を持ち、都市美協会をその市民啓発事業の前面にたてていたということができる。

## (3) 東京、大阪等の美観地区指定

昭和8年3月、東京は皇居を中心とした丸の内等294haを美観地区に指定した。わが国はじめての美観地区指定である。ここは、指定理由書によれば“都市中心としての美観を維持・増進するの必要極めて切なるものある地帯”であり、地区内を皇居からの距離及び丸の内事務所ビル街、中央官庁街、公館、高級住宅街等の特性の応じて種別を設け、建築物の高さを段階的に制限している。昭和9年4月12日付警視庁告示「東京都市計画美観地区

内ニ於ケル建築物ノ高さ」によれば、高さの制限は15、20、25、26、28、31mにわかれ、装飾塔、昇降機塔、水槽等の屋上突出物はそれぞれの高さの1/5まで可能で、その面積は建築面積の1/10以下とされている。建物全体の高さだけでなく、塔屋についても低く、小さく納めようとしている。ただし、この美観地区は明治以来の近代都市としての都市美整備の考え方と皇居崇拜という国粹主義的考え方の両面の性格を持っていたようだ。なお、都市計画東京地方委員会の「研究報告」では、「都市美の取締に付いては、単に法規のみによって律するのでは完全なる物とは謂へぬ。即其処に美の判定と云ふ極めて抽象的な問題があるからである。」と述べ、そのために都市計画委員会の希望事項を受け、美観審査委員会を設置して美の判定に過ち無からしめるとともに、地区の整美計画をも審議することにしたという\*96。これを受けて、昭和14年1月19日付警視庁告示で「美観審査委員会規定」が設けられた。

しかし、この美観地区はデザインについての具体的規制基準を持たず、また設置された美観審査委員会も開かれることなくおわり、見るべき成果を挙げ得なかった。

この東京の美観地区指定の考え方は次の大阪と宇治山田（伊勢）市の地区指定で、それぞれより鮮明にされた。

大阪の美観地区は昭和9年12月、中之島、大阪駅前、阿倍野、御堂筋、大阪府庁、上本町6丁目の計125.62haが指定された。街路の建設や区画整理の進行にあわせて土地の高度利用と防火機能の向上、美観の増進など、大都市大阪の枢要部にふさわしい整備をねらったものである。

これに対して昭和14年宇治山田市の美観地区指定は、聖地伊勢神宮の尊厳保持のため指定された。これより先、宇治山田市では明治34年、県令による「神宮宮城及神苑地付近屋舎制限」により美観維持の建築規制をはじめ、大正13年には市長による「神霊都市」計画樹立の請願、昭和8年衆議院の「大神都特別聖地計画実施国営に関する建議」等、聖地建設を進めていた。美観地区指定はそのでだてとして、神社への主要街路、参道と鉄道沿線の両側に最高限度の建物高さを指定する10m、20mの高度地区指定とともに行われたものである。国家総動員法が公布され、国民徴用令が発令されるなど戦時色が強まるなかで「聖地」、「神都」の保護、整備の一環として、きわめて強い政治性、思想性のもとで指定されたのである\*97。

## (4) 京都における美観地区構想と美化運動

1. 主要幹線沿いの美観地区指定の建議  
同じ頃、京都においても都市美整備についての動きがあった。昭和初めの京都市街は「近時、俗悪異様なる広告塔、看板、装飾等現はれ、主要街路は著しく美観を毀損されるに至った。又本市の玄関口たる京都駅前も単に広大な地域を占めるのみであって、未だ施設の見るべきものなき現状」であった\*98という。

昭和戦前の京都は、土地区画整理事業の導入により都市計画街路網計画に基づく幹線道路、補助街路、公園の整備が進み、また鉄筋コンクリート造の大規模建築物も普及し始め、それ以前の京町家等の木造建築物の並ぶ町並みとってかわろうとしていた。また、昭和3年に予定されていた昭和天皇即位の大礼準備のため、昭和2年秋より烏丸通り、丸太町



通り、河原町通り等のメインストリートのアルファルトやコンクリート舗装工事や三条、五条、七条大橋の修理、主要道路の電飾や照明灯設置に大きな資金が投入された。また、昭和4年「道路舗装10ヶ年計画」がたてられた。ちなみに昭和13年における京都の道路舗装率は、国道、府道、市道の合計延長225.6km、合計面積1061.9haのうち、舗装済みが延長距離で11.63%、舗装面積で21.02%であった\*99。

こうした状況を背景に昭和7年6月の第21回都市計画京都地方委員会において、河原町通り、四条通り等の主要街路と京都駅前広場に美観地区設定の建議案が決定され、内務大臣に提出された。京都でもこの時期に美観地区指定が具体的に検討されていたのである。そしてその美観地区は大阪と同様、大都市の顔としての駅前と主要街路沿道の都市美増進をねらっていたようである。しかし、残念ながらこの建議案は実を結ぶことなく潰れてしまった。

## 2. 都市美化運動等

この時期、観光事業との関連でも都市美化への動きがあった。昭和5年に発足した京都市の観光課は観光客の誘致事業とともに保勝事業にも力をいれていた。そこで昭和8年、府や商工会議所その他の民間団体と協力して「京都美化運動連合会」を組織した。毎年美化デーを定めて市街の美化並びに美化思想の普及に努めたと言う。具体的には河川、主要街路、公園、広場等の美化清掃、ポスター・ビラの配布、表彰などを行った\*100。

このような京都美化運動連合会の活動は前述の東京などの都市美化協会の活動と非常によく似ている。

こうした運動もひとつのきっかけとなったのであろうか、昭和15年5月31日～6月1日、京都で「第3回全国都市美協議会」が開催された。図7-2-2はその前日の5月30日に円山公園の京都市の公園事務所に集まった会議参加者の寄せ書きである（前京都市美観風致審議会委員 加藤五郎氏所蔵。氏は当時、京都市土木局都市計画課勤務）。

さて、この寄せ書きに名を連ねているのは計28名で、加藤氏の記録によれば都市計画地方委員会所属職員14名、地方自治体職員12名、大学その他2名であった\*101。

この都市美協議会の会場となった岡崎の公会堂では「都市における新旧文化を調和せしむる方策」や「美観審査委員会設置並びに連絡統制に関する方策」が討議されたという。じっさいどのような議論があったかは詳らかではないが、この協議会にあわせて日本建築協会の機関紙「建築と社会」昭和15年5月号が都市美特集を組んでおり、その論文や記事から当時の識者等の都市美に対する考え方を垣間見ることができる。それによれば都市美と自然美、美観と風致の違いや都市美の分類、都市美を実現するための建築や道路のありかたなど、従来からの議論と比較してもそれほど深い内容とは思われない。むしろ、「都市の風致や美観と云ふ問題が決して現下は閑人の仕事と考えられないのは当然である\*102」とか「時局下なるが故に都市美の問題は一層その重要性が加へられたと考ふべきである\*103」とかの言葉の中に、かえって都市美運動の停滞と戦時化におけるためらいやとまどいを感じ取ることができる。じっさい、昭和14年6月10日、日本固有文化の保持高揚と皇国新旧文化の調和に努め、もって大いに市

勢の振興を図る目的'をもって、「大京都振興審議会」が6部、各部会20～27名の学識経験者という空前の構成で設置された。その第1部会は国粹文化や文教、史蹟顕揚等に関する事項を審議するもので、同年7月3日の第1部会では、

1. 国粹文化の顕揚の方策如何
2. 史蹟名勝の保存顕揚の方法如何
3. 本市に適應する文教振興方策如何
4. 観光都市としての方策如何

等が議論され、また、同年10月6日の東京在住顧問会議では、近代都市たる特徴と歴史的観光都市たる特徴の調和や川東地区における西洋建築制限区域の決定等の議論がされたという\*104。都市美や風致問題が国粹主義や観光と強く関連づけて議論されているようである。しかし、この審議会も昭和15年6月以降、時局の変動著しいとして自然休会の形となった。

翌昭和16年暮には我国は太平洋戦争に突入し、さらに18年2月には都市計画法、市街地建築物法等について臨時特例が公布され、その執行が停止された。これにより京都の風致地区規制や風致委員会も停止された。まさに美観も風致も問題とされない時局となったのである。

## 第8節 結び

大正から昭和戦前にいたるこの時期の景観施策は、都市計画の制度が確立し、それによ

って市区改正街路の決定、風致地区の決定、美観地区の検討等が進められたことに特色づけられる。

市区改正街路の決定をめぐる高瀬川、堀川において歴史的河川を守るため、決定案を変更させた市民運動があった。新しい街路には街路樹や街灯が整備され、近代的街路が出現した。

風致地区については、史跡保存の補完、自然美保存の手段、公園に準ずる施設等の位置づけの中で、京都では数年にわたる慎重な検討を経て、広大な自然景観と社寺境内を一体的に保全しようとする風致地区が決定された。特に東山や鴨川兩岸については詳細な取締基準を整備し、自然樹木の保存と共に京都風の建築景観の保持に力を尽くした。これが現在の京都においても風致行政の基本的な考え方となっている。

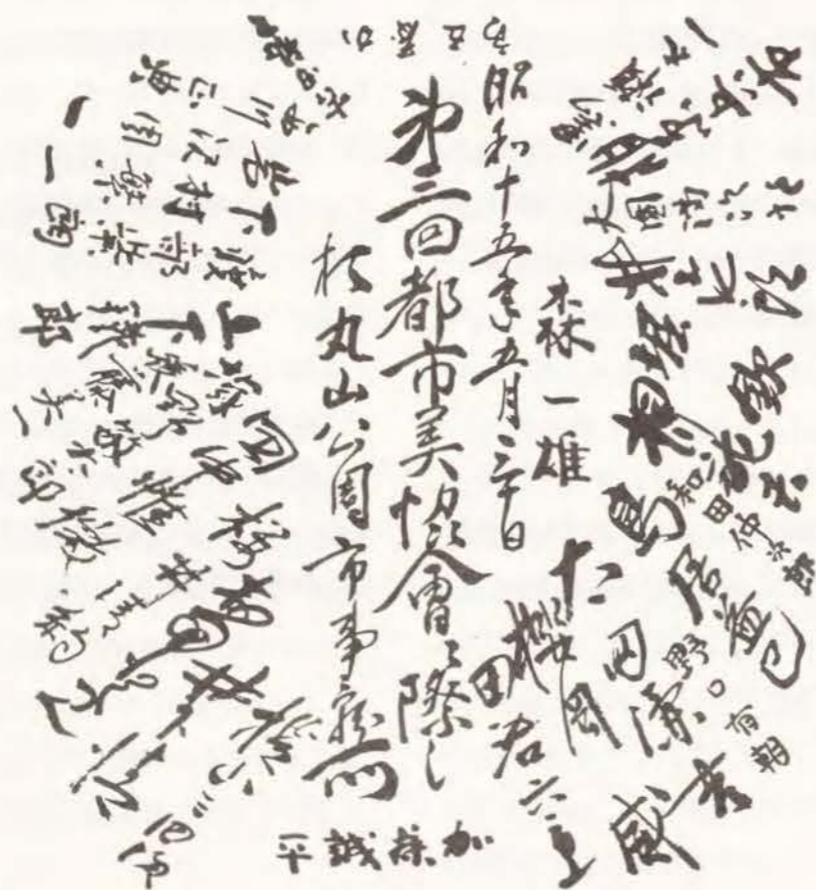
美観地区については、当初の明治以来の近代都市の都市美整備の手段としての美観地区の考え方に昭和初期以降、皇室につながる聖地の景観整備という国粹主義的な考え方が加わったことをみた。京都では昭和初期に主要街路等に美観地区指定の動きがあったが実現までには至らなかった。

昭和10年代の太平洋戦争直前になると都市の美観や風致がますます国粹主義や観光事業との関連の中で議論されるようになったが、戦況の悪化と共に風致地区制度の停止等、美観も風致も問題とされない状況となった。





図7-2-2 第3回全国都市美協議会寄せ書き (加藤五郎氏蔵)



### 第3章 昭和戦後～40年代初期の景観思潮と 保全施策の検討

#### 概要

京都は戦災による被害をほとんど免れ、歴史的都市空間を戦後に引き継ぐことができた。戦後の復興は疎開跡地の道路等としての整備からはじまった。やがて京都国際文化観光都市建設法が制定され、文化観光保存地区、美観地区指定の検討がされたが、実現に至らなかった。

昭和31年に風致行政が府から市に移管され、京都市では風致地区規則により運用を図った。一方、美観地区についても再び検討課題とされ、30年代前半及び35年から39年までの2回にわたって詳細な調査と議論を重ねている。そして、美観地区条例案を作成し、建設省と協議したが、建築基準法の枠内での限界や市議会等での慎重論により再び頓挫した。

昭和30年代後半から40年代はじめにかけては全国的に経済成長が著しく、開発ブームにわたった時代であった。京都では開発と保存の問題が以前よりも激しく現れ、京都の都市構想が市当局のみならず大学研究者等からも提案され、関心を呼んだ。

ところで、昭和39年初めに建設計画が明らかになった京都タワーはその高さ、デザイン、京都における観光のあり方等をめぐって学舎・文化人とマスコミ、一部市民を巻き込んで大論争を巻き起こしたものの、結局建設されてしまった。しかし、雙ヶ岡の開発問題は、複雑な経過をたどりながらも市民意見の強い後押しを受けて保存に成功した。そして、これが大きなきっかけとなって古都保存法が制

定された。古都保存法は開発の絶対的禁止措置と土地の買い上げ制度を持つ画期的な法律ではあるが、地区指定のあり方も含めて問題点も指摘されている。

#### 第1節 戦後の荒廃と復興

第2次世界大戦は未曾有の災禍を内外にもたらして終結した。日本国内でも空襲による死者百万人、焦土と化した市街地は50万haに及んだ。幸い京都は空襲による被害は他都市と比べると格段に少なく、非戦災都市と言えよう。歴史的都市空間を戦後に引き継いで発展させる事ができるという幸運に恵まれたのである。

戦後の京都のまちづくりは終戦直後の昭和20年10月に「京都復興対策協議会」が設置された事より始まる。市民生活、市産業、市民構成、市民文化、都市計画の5部の委員会が審議を重ねたが、復興という意欲も十分わき起こらないまま休会状態になってしまった。

ところで、戦争末期に「防空法」により建物疎開された跡地はまるで戦災にあったかのような状況で、都市の美観の上からも、また交通や衛生の面からも最も緊急に解決を迫られていた問題であった\*105。疎開戸数12,000戸、41万1千坪(135.6ha)の疎開跡地の内、21万5千坪(70.9ha)を都市計画用地として決定、賃貸と買収によって五条、御池、堀川等の広幅員の都市計画道路や街路広場、公園等の整備を進めた。財源難にあって昭和26年度においても事業敷地の約半分は賃貸という



状況であったが、国の財源措置も獲得しねばり強く事業を進めた。疎開以前のこれらの通りのほとんどが5～7mの道幅であったが、疎開と跡地の整備事業で50～60幅の街路となったわけである。この疎開跡地の整備事業は現代京都の都心部の交通、環境、景観の骨格を方向付けたものと言えよう。特に御池通りは「街の中で将来は会社、銀行街になるだろうから、景観を主において御堂筋スタイル」としたという\*106。

## 第2節 文化観光都市構想と景観保全

### 2-1 京都国際文化観光都市建設法の制定

戦後数年して社会が苦しいながらも一定の落ち着きをみせると、京都の文化資源、観光資源の保存と活用の論議が市議会等で起こってきた。すでに昭和24年2月の市会で一議員が市内の社寺がいずれも自力による貴重な文化財の保護ができない状況にあり、これらの保存が急務である。市政がこれらの保存を含めて観光都市の建設に集中すべきである旨を述べている。また、同年3月の市会では「・・・これらの文化財の古典美を活かす周囲の景観を見るに、山紫水明の山は禿山と化し、河原は荒れ、疎開跡地は今なお整理の徹底を欠き、道路の周辺には石ころとし尿とが同居している現状である。・・・鴨川、桂川両堤防に桜、梅、紅葉等の植樹による美化、緑地計画、建築、広告、看板の指導等による市街の美化、合わせて国際的文化都市の美的教養の向上振興、・・・」等の意見が述べられている\*107。京都市はすでに昭和23年10月に文化局を観光局と改称し、観光施策を強めようとしていたが、議会でのこうした議論も踏まえて

新しい機運が次第にかもし出されてきた。

そして、昭和25年夏に議員立法で「京都国際文化観光都市建設法\*108」が成立し、住民投票を経て、9月に公布施行された。国際文化観光都市建設法の発想は当時広島、長崎両戦災都市がそれぞれ特別法により国家の援助により復興に乗り出したのにならぬ、窮乏した市財政のためまた本市の特殊性を生かしていくため、観光建設事業に国家補助を求めようとしたのである\*109。ともあれ、特別法の施行を受けて11月には「国際文化観光都市建設審議会」が設置された。都市計画、文化、観光の3部会の審議は翌年5月より開始されたが、このなかでは都市計画部会がもっともよく活動したという。審議会でも市が説明した建設計画は13項目に及ぶが、文化財保存事業もその1項目にあげられ、

- ①国、府と協力して国宝、重文、史跡名勝天然記念物の維持修理工事に対して補助金を交付、
- ②国、府の補助金を期待できない無形文化財、古美術品中より特に価値のある物については補助金を交付する。
- ③二条城の修理その他市管理の文化財保存施設を核として文化財保存資源の保護を図る、

とされていた\*110。風致、景観については道路、公園、広場の緑化・整備のなかでも取り上げられたが、とりわけ「文化観光保存地区」の設定に関わって議論された。

### 2-2 文化観光保存地区の検討

文化観光保存地区は京都国際文化観光都市建設法第3条に規定されており、都市計画の施設として”文化観光資源又は文化観光施設

の維持保存のために指定することができる”。この指定区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地形質の変更、竹木土石の類の採取その他文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる」とされており、文化財や観光資源の保護に広範な効力を持つ制度である。

昭和26年11月の都市計画部会の第2回会議では(1)緊急課題として京都駅前広場計画や堀川、御池、五条の50m道路の緑化計画とともに、文化観光保存地区についても「対象地点及び文化観光都市としてふさわしい施設について文化、観光部会に諮問する件について」として議題に挙げられている。また、この時の部会では地域制の再検討も議題とされ、用途地域、防火・準防火地域のほか緑地地域、風致地区、さらには、美観地区、高度地区、文化観光保存地区がとりげられている\*111。しかし、この時はつっこんだ議論がされずに終わったようである。文化観光保存地区指定は懸案となっていたものの具体的な検討は長い間行われなかった。昭和30年代後半の美観地区調査の中で美観地区指定候補地区の検討と合わせて、保存対象物件の類別と選定が進められ、昭和37年に全市85地区について指定候補とされた\*112が、美観地区そのものの指定の頓挫と運命を共にしてしまった。

### 2-3 美観地区の検討

昭和28年4月に開催された都市計画部会の第5回会議では美観地区の指定が議題となり、事務局の市都市計画課は「美観地区に関する建築基準法、同市街地建築物法の抜粋」を資料として提出している。また、同年「美観

高度地区設定要項案」(次頁参照)を作成している。この会議での議論の記録が残っていないが、この時期に美観地区の指定について一定の具体的案が検討がされたのは注目される。ただし、要項案の内容を見ると建築基準法で規定されている美観地区そのものを想定したものではなさそうだ。

### 2-4 風致地区制度の復活と充実

京都をめぐる三山の風致は戦争中及び戦争直後の濫伐等により痛ましいまでに破壊された。戦争の激化とともに昭和18年に風致地区規則は停止され戦争遂行のため国家を挙げて山林伐採を強行する事態となった。ちなみに昭和20年4月には京都府は東山の社寺有林の防空壕資材としての伐採を許可した。このほか、戦争直後には建築資材、薪炭材料等としての伐採が続き、無惨な状況となった。そこで京都府は昭和22年1月になって風致地区規則を復活、改正し、改めて風致景観の保全に乗り出した。

同じ頃、大文字山麓の光雲寺の住職が裏山の山林5千坪を勝手に伐採したため、隣地に住む進駐軍将校が府知事に監督不十分を談判する事件が起こった。同年5月には総司令部から林野庁を通じて京都府に京都風致に万全を期せられたいとの通牒があった\*113。その後は京都府に進駐軍も加わって山林の風致維持に努めたという\*114。風致地区規則は戦後の復活にあたって文体を平易化すると共に出願書の内容について詳細に規定し、23年の改正では行為の責任者の標記の義務を加え、25年には風致地区全域についての許可基準を確立した。



種別	地区の性格	規制及び指導の内容
第1種	公館、商店街及びこれらの予想される近代的建築街区（路線式又は集団式）	1 高度制限 建築物の高さの最低限を定める（2種に分けて） 2 その他の規制指導 ①建築物主要壁面の仕上げ材料と色彩 ②路上工作物、日除、雨除 ③屋外広告物 ④共同建築の勧奨
第2種	自然的、歴史的環境に調和する京都風の街区（路線式又は集団式）	1 高度制限 建築物の高さの最高限を定める（2種に分けて） 2 その他の規制指導 ①建築物の様式、軒高 ②路上工作物、日除、雨除 ③屋外広告物
第3種	レクリエーションセンター又は風致地区における風致美の高揚保全を必要とする街区（路線式又は集団式）	1 高度制限 建築物の高さの最高限最低限を定める（区域を分けて） 2 その他の規制指導 ①建築物の様式、主要壁面の仕上げ材料と色彩（区域を分けて） ②路上工作物 ③屋外広告物
第4種	交通幹線及び主要観光ルート沿線の街区（路線式）	1 一般的規制指導 ①路上工作物 ②屋外広告物 2 地域的規制指導 ①壁面線の指定（沿道工作物の規制）

その骨子は、

- ① 建物は外観様式を環境に調和せしめること。山地部においては敷地内に相当の樹竹林を存置せしめること。
- ② 山林の伐採は択伐を本旨とし、波状帯皆伐を併用する。
- ③ 涼台、高床は一時的のものとして夏季のみ。
- ④ 広告物は鴨川沿岸においては小型の店頭看板のみを認める。

⑤ 電柱、線とも渡月橋付近は地上設置を禁ずる。

と定めていた。この骨子をもとに御所、鴨川等宇治市も含めた19の風致地区のそれぞれについてきめ細かな許可基準を定めた。また、特に風致上重要な地域について「特別地区」の制度を設け充実を期した。これは一般的な風致地区の規制のほか、

- ①樹竹地の1/2以上にわたる伐採、
- ②電線、水道管またはガス管の地上設置

を原則的に禁止する地区である。

違反者に対する現状回復命令の措置も規定し、全国的も類例の無い最高レベルの風致地区規則となった\*115。

また、規制だけでなくこれにともなう所有者等の負担を軽減するため、昭和26年より風致地区の山地部について伐採制限にともなう営林損失保護のため、京都市内の普通地区について3割、特別地区について7割の固定資産税の減賦を実施した。

風致地区は昭和24、25の2回にわたって、深草、桃山、鷹ヶ峰、鞍馬など約1500haの区域を編入し、合計11,208haとなった。このうち東山と嵐山の1070haが前述の特別地区に指定された\*116。

戦前からの風致委員会規定も戦後復活されたが、昭和24年に「風致審議会」に改組され、風致地区及び屋外広告物について審議する事になった。

### 2-5 緑地地域の指定

風致地区制度ほどではないが戦後京都の自然景観の保全に一定の役割を果たしたのが緑地地域制度である。昭和21年の戦災復興を目的とする「特別都市計画法」によって生まれたもので、その直接の目的は東京等における「過大都市の抑制」「生鮮食料品の供給の場の確保」にあったとされ、地域内では農業等を営む者の業務と居住用の建物以外の建物等は建蔽率10%以下に制限されるものであった。京都は戦災都市を対象とする特別都市計画法は適用されなかったが、京都国際文化観光都市建設法により緑地地域指定の規定が準用し得たので、昭和30年、市内の北東及び西方の山地、北、南部の農耕地帯等、全市の15.4%

9424haを指定した。指定地域のほとんどは風致地区と重合し、厳しい建蔽率制限によって風致地区の自然景観保全の施策を補完した\*117。しかし、やがて指定区域内の平坦地は区画整理事業の施行等を条件に昭和37年から一部指定解除となり、大部分は昭和46年に新都市計画法による市街化調整区域に吸収されていった。

又、近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用を受けて、嵐山、松尾、大原野、醍醐などの各一部は昭和44年に近郊緑地保全区域に指定された。

### 第3節 昭和30年代の風致景観行政

#### 3-1 風致景観行政の京都市への移管

昭和31年、地方自治法の改正により政令指定都市の制度が生まれ、これに基づき、同年10月衛生、民生、土木関係事務等、計16の事務が京都府から京都市に移管された。これにより風致景観行政も京都市の直接責任で進められる事になり、担当として建設局都市計画課に風致係が置かれた。同時に風致地区規則、屋外広告物条例、風致審議会条例等の整備が行われた。

#### 3-2 風致地区の基準と運用

昭和31年に設けられた京都市風致地区規則は、それまでの京都府の風致行政をほぼ踏襲したもので、概ね下記の内容であった。

##### 1. 禁止行為

###### 一般地区

- ・樹竹地の皆伐
- ・市街地から望見され、傾斜15度を越える土地の開墾
- ・外観が著しく周囲と不調和な建築物



その他の工作物の設置

特別地区

- ・樹竹地の1/2以上にわたる伐採
  - ・電線、水道管またはガス管の地上設置
2. 許可申請必要行為
- ・竹木土石の類の採取
  - ・建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転、修繕、変更または除却
  - ・土地の開墾、切土、盛土、水面の埋立等土地の現状の変更
  - ・その他風致維持に影響を及ぼすおそれのある行為 \*118

このような規則で運用していたが、許可申請件数の増加もあり\*119、より具体的な許可基準を持つ必要がでてきたため、その後何度かの風致審議会の議論を経て、昭和37年には規制の内規を定めた。それによれば森林伐採とその他の規制に分けてそれぞれ4種の規制段階を設けた。

森林伐採以外の4種の地域は以下の通り。

- ①第1種地域 風致の特にすぐれた地域及び歴史的に高い意義を持つ名勝地または旧蹟地で、現存の風致を極めて厳格に維持し、現状変更は原則として禁止する地域
- ②第2種地域 自然状態を保持している地域及び社寺境内地、その他特色ある景観を有する地域で現存の風致を保護する地域。
- ③すでに住宅地として開発され、又は開発されつつあるが、京都的な情緒を持ち、周囲の景観と調和する静穏な地域で、現存の風致の維持に配慮する地域
- ⑤すでに市街地として開発され、又は開発されつつある地域で周囲の景観と調和する街景の維持をはかる地域

しかし、このように許可基準を一定詳細に

決めても風致地区における申請内容は多種多様であり、申請場所ごとの土地や景観の状況を踏まえて重要度や特殊条件も加味した判断が必要であることから、風致の許可行政は非常に難しいものがある。そこで特に重要なもの、大規模なもの等については、より適正に公平に許可についての判断をするため、風致審議会に具体的案件について諮問し、答申を得ることとなる。京都市都市開発局発行の

「都市美観の保全に関する調査報告書」（昭和45年3月）には昭和32年から昭和45年に至る35回の風致審議会での具体的案件についての判断が議事録に基づいて整理されていて参考になる。これによれば、35回の審議会では延べ222件の申請案件が審議され、このうち無条件許可となったもの25、条件付き許可となったもの108、計画中止22、再検討31、その他36であった。種類でみると広告物の30件を除くと、建築物・工作物では建築物が圧倒的に多く127件で、建築物を含む一団の施設を加えると140件となる。次に橋、道路が計19件、造成が8件、その他が25件であった。高度経済成長と観光開発時代を反映して橋、道路は西山、東山等のドライブウェイ関連が多く、その他の中にもロープウェイ、展望台が計8件含まれている。計画内容によっては市街地からの遠望をも変化させかねないような大きな開発行為がこの時期幾つも現れたのである。このため、風致審議会ではこれらの案件は審議会としての現地調査も含めて何度も検討を重ねている。

なお、京都府からの事務移管のあった昭和31年には風致行政は都市計画課の一係で担当されていたが昭和37年には風致課が設置され、

風致地区における建築物（付属施設を含む）の許可基準

地域	後退	様式	棟高	壁面の処理	屋根	囲障	その他	備考
第1種	3m以上	和風(京都風)	8m以下	焼板張り又は白、じゅらく、灰色の真壁等を使用する京都風の処理方法	勾配屋根で和風黒色瓦葺、草葺、檜皮等、こけら葺等	竹垣、生垣又は台塀	屋上物干台はもうけないものとする	鴨川沿岸では「敷地境界からの後退」及び「囲障」を除く 同上
第2種	2以上	和風(京都風)	10以下					
第3種	1以上	和風	12以下	みぐるしく極端な色彩は使用しないこと	勾配屋根で和風黒色瓦葺、和風建物にあっては勾配屋根で和風黒色瓦葺	竹垣、生垣又は台塀、ただし主要道路に面するものはこの限りでない		
第4種	1以上	原則として和風	15以下					

京都市都市開発局「都市美観の保全に関する調査報告書」昭和45年3月 p.155より

風致係、屋外広告物係、庶務係の3係で構成され、課長を含めて7人の陣容であった。また、同年風致課の中に「風致相談員」を置き、長年京都市において都市計画行政、風致行政にたずさわってきた加藤五郎氏（元京都市企画主幹）らが委嘱された\*120。なお、昭和41年において全国で風致行政に携わっているのは合計154人でこのうち専任はわずか23人であった。このうち京都市のみが特別の課制を敷き、7人の専任者を擁していたのである。\*121。ちなみに当時の全国の風致地区は合計で12万4千ha、京都市は1万1千haで全国の約1割を占めていた。

### 3-3 屋外広告物の規制の充実

屋外広告物は戦前と戦争直後までは「広告物取締法」により①美観風致の維持、②安寧秩序の維持、③善良風俗の保持、④危害防止という比較的広範な観点からの規制が行われていたが、昭和24年に「屋外広告物法」が制定され、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点に限定して規制をするように定

められている。しかし、屋外広告物の規制は戦前は表現の自由に関わって政治的に運用されたこともしばしばあったことから、この法律に基づいて同24年に京都府が条例の制定を行おうとしたときは野党議員から大衆運動弾圧の手段に利用されるおそれがあると言う意見がだされ、紛糾したと言う\*122。

京都市屋外広告物条例は、京都府から風致景観行政の移管を受けた昭和31年11月に制定され、以後風致審議会等で具体的許可基準の検討が進められた。1年後の昭和32年秋には市内を4種に分け、風致地区等の景観規制の厳しい地域から河原町通り等の商業活動が活発な地域等それぞれについてのきめこまかな基準を発表した。

- 第1種 風致地区、住居専用地区等
- 第2種 文教地区及び風致地区に準ずる地域
- 第3種 美観を維持するために特に必要と認められる地域
- 第4種 その他普通地域

昭和30年代となって経済の発展を反映して商業活動が活発となり、道路沿線や鉄道沿線



に著しく広告物が増加したため、規制強化を迫られたのである。これより先、京都市は昭和31年4月に道路上の広告塔の新設は許可しないことやネオンサインの色彩の指導等をはじめめている。さらに昭和33年6月には市電電柱の塗装広告を禁止した。昭和34年にはネオンの製造業者の登録公認制度を設けた。昭和35年には建設省の「屋外広告物の規制の強化について」の通達を受けた形で禁止広告物の基準や禁止地域、禁止物件の追加等を盛り込んだ屋外広告物条例改正を行うと共に、以後違反広告物の自主撤去の勧告や強制撤去の実施等を進めた。同年8月には全国で屋外広告物保全美化運動が始まり、市内でも国鉄私鉄沿線の屋外広告物約2000件の除却を市は勧告している。京都市ではさらに昭和37年、屋外広告物の禁止物件の基準を決める規則を公布している。そして、同年末、建設省は当時建設中であった名神高速道路の沿道50mの範囲は広告物禁止区域とする旨の通達を出している。このような屋外広告物の規制強化に対して京都府広告美術協組等は昭和38年9月、「厳しい規制は近代都市の発展を阻害する」と決起大会を開いたと言う\*123。そして同10月の京都市会の委員会に業界等から規制緩和の請願が提出された。この間、昭和37年に都市計画課から風致課が分離したとき、風致係、庶務係と共に屋外広告物係が誕生している。こうして京都の屋外広告物行政は風致行政と密接な連携を保ちながら、全国的にみても高い水準の施策を展開したのである。

#### 第4節 昭和30年代における美観地区の検討

##### 4-1 他都市の美観地区

美観地区は昭和25年制定の建築基準法第68条で「美観地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で美観の保持に必要なものは、公共団体の条例で定める」と規定されている。前述の通り、戦前の市街地建築物法時代に美観地区が指定されたのは東京、大阪、宇治山田（伊勢）の各市であるが、いずれも具体的な条例は定めていない。

美観地区の規制については沼津市の「美観地区条例」が最初の条例である。沼津市は駅前の本通り防火建築帯事業地区（延長約200m、幅約34.5mの地域）に歩廊を整備するにあたり、その歩廊の天井高や幅員を確保するため、具体的な数値基準をこの条例で定め、あわせて関係建物の間口や最低高さ等の基準を設けたものである。直接的な目的は限定されているが、美観地区条例で定められ得る項目の実例を示した点で意義は大きい。まず、建築物の新築や修繕、模様替えについて市長の承認が必要であることを規定している。建物の規模・形態については間口15m以上で共同建築であること、階数3以上で壁面高は11m以上、壁面は1階は3.75m以上その他の部分は0.2m以上後退すること、歩廊部分の天井は3.5m以上とすること等を定めている。また排水管、暖房鉄管、煙突等を露出させないこと、建築物が著しく汚損した場合等は所有者に改修又は除却の勧告することができること、歩廊内には広告物等をとりつけないこと等も定められている。ここでは極めて具体的に数値が定められていると共に、戦前の市街地建築物法による美観地区の規定を思わせる部分もある。

東京の美観地区は、沼津市の美観条例が制定された直後に具体的な条例案を検討している\*124。沼津市の条例とやや似た構成をとり

ながら、より景観そのものの維持、向上を目的とする内容になっている。まず、美観地区を第1種地区と第2種地区に分けること、建築物や空地の美観維持の義務づけと著しく汚損等がある場合の勧告制度を規定している。建物については道路に面する開口を6m以上とること、6m未満の場合は共同建築等により軒窓の高さ及び壁面を隣棟と一致させる等意匠の統一を図ること、周囲との調和のための形態及び色彩の指定、屋根・外壁材料、外壁仕上げ、屋上部分の位置・意匠、屋外階段・煙突・配管の位置・意匠、公共用歩廊の禁止等を定めている。美観審議会の設置も規定している。この条例案は実現しなかったが、東京ではその後首都圏整備委員会が昭和35年11月14日「首都の景観対策について」の勧告を発表している。これは「首都景観法」を制定し、知事の許可制度により「景観地区」の整備を図ろうとしたものである。これも実現には至らなかった。なお、大阪市では昭和34より36年9月にかけて建築審査会が専門調査員をおいて「大阪の都市美をいかにすべきか」をテーマに美観地区等の調査をしている\*125。

##### 4-2 昭和33年の美観地区条例（案）

さて、京都市においても戦前及び昭和20年代に美観地区について検討が行われたことがあることは前述したが、昭和30年代も調査、検討が引き続けられた。

まず、昭和33年に建築課により「美観地区条例（案）」が作成された\*126。これは明らかに先の東京都の美観地区条例案を下敷きにしたもので、東京都と同様、近代的大規模建築による都市美の形成を意図した内容になっている。第8条の「美観地区内の制限」以外

は東京都の条例案とあまり違いはない。第8条では建築物の道路に面する間口は11m以上と規定し、東京の条例案よりさらにおおきな間口を要求している。その他をまとめると下記のようなになる。

美観地区種別	1種地区	2種地区	
間口 m	11m以上	6m以上	
地上階数	5階以上	3階以上	
高さ m	20m以上	11m以上	
緩和	最低階数	3階	2階
	増築予定	5階以上	3階以上

まず、美観地区を1種地区と2種地区に分け、1種地区では道路に面する間口は11m以上、地上階数5階以上、高さ20m以上とすることとしている。ただし、地上階数3階以上で5階建て以上までの増築が可能な構造を持っているものはこの限りでないとしている。2種地区では上表のとおりである。残念ながら美観地区の想定指定地区の名称等が伝わっていないが、四条通りや烏丸通り、京都駅前など都心のごく限られた場所を想定したものである。

##### 4-3 美観地区指定調査の分析

###### (1) 総合計画策定と都市美調査

次に昭和35年より市の総合計画策定作業の中で組織的、総合的に美観地区の調査と検討が始まった。

昭和35年(1960)7月の機構改革において、高山市長は企画室を設置し、総合計画の策定に着手した。作業は企画室を中心に外部の学識経験者等を加えて専門部会方式で進められた。すなわち、工業用水道計画、都市美、下水道、中央卸売市場整備計画、交通の各調査部会、後に地域制部会等を設置し検討を加え、昭和



38年3月に「京都市総合計画試案」を公表\*127し、一応の役割を終えた。この総合計画試案はその後も関係部局での検討を続け、昭和39年8月に「総合計画基本構想検討資料」が作成されたが、市の開発計画方針の変更を理由に公表されなかったと言う\*128。

美観地区についても、都市美調査部会で活発に議論され、昭和39年7月に「美観地区調査報告書」がまとめられたが、結局後述のとおり美観地区の指定はできなかった。本節では都市美調査部会の資料\*129等により昭和30年代後半の美観地区の検討過程について考察することにする。

さて、昭和35年7月に企画室が設置されるとさっそく美観地区等の指定に向けて多くの調査が始まった。

1. 主要街路等の写真撮影—主要街路、主要河川、文化財周辺地域、京都風民家 等
2. 市内中心街の再開発案—建物高さの最低制限を持つ美観地区の設定の検討
3. 文化財周辺区域の家屋その他の調査（東山地区）—環境保護的制限を持つ美観地区の設定の検討
4. 古来様式を持つ建築物とこれに近接する近代建築とを調和させるための植栽法
5. 海外資料翻訳—都市計画一般及び文化財周辺地域の取扱い方法の法制化の検討—ロンドン、パリ、ローマ、フランクフルト、ベルン 他

等の調査が始められ、つづいて自然環境に調和する色彩、河川美化対策、電柱・アーケードの調査なども計画された\*130。

当時の松嶋助役は市会で「・・・なお、美観地区、高度地区の設定を検討し、新しい都市形成を考慮いたしております\*131」と発言し、

都市計画局都市計画課も京都市の都市計画の説明のなかで美観地区、高度地区指定を計画中であると記述する\*132など、行政として当初から熱心に取り組んでいた。この記述の中で、「都市美を構成する建築形態については用途地域のみでは規制がなく、高さについても包括的な最高限が規定されているだけであるので主要幹線沿いは京都の特殊性を考慮した近代建築美を構成するため最低限を規定する高度地区、美観地区の指定を計画中である。」「市街地部で唯一の京都らしい家並や雰囲気と比較的多く残している鴨川以東地区においては・・・京都らしい雰囲気の家並が失われつつあるので保存地区的な美観地区および高度地区の指定を計画中である\*133。」とし、近代建築美を構成するための美観地区、伝統景観を保存するための美観地区の2種を想定していた。そして、近代建築美を構成するためには最低限高度地区、伝統的景観保存のためには最高限高度地区を考慮していたようである。なお、同論文では「文教施設を中心とする文教地区、古文化財を中心とする文化観光保存地区の指定を目下検討中である」とも記述している。

#### (2) 美観地区規定書案

都市美調査部会は建築デザイン、建築史、都市計画、造園、美学の大学教授等の学識経験者と京都市助役、企画主幹、関係局長等で構成され、昭和36年5月から37年4月までに6回開催された。第1回の会議では(1)美観地区の設定について、(2)京都風の建物および工作物の保存について が議論された。この席で松嶋助役は「今年中に美観条例の案をまとめ、明年3月の市会にかけたいと思っている。」と表明している。以後、回を追って美観地区内

の高さ制限の考え方、規制の内容と景観造成について、地区指定の基本方針と議論を進め、昭和37年4月7日開催の最終回には美観地区規定書の事務局案について次頁の「美観地区の制限事項表」案とともに規定書案を示し、逐条的に委員の意見を求めている。

全36条と付則からなるこの規定書案の特色は、

第1に建築基準法第68条の「美観地区」の規定に基本的な根拠をおきながらも、これにとらわれることなく、建築物のほか工作物、屋外広告物にも規定を適用しようとしていることである。

第2に美観地区を”保存すべき自然環境・歴史的建造物に協調してゆく区域”と”新市街地の整然美をつくってゆく区域”の2種に設定し、それぞれの目的にあった制限内容を盛り込んだことである。

第3に地区内の景観上重要な道路、地点を美観基準道路、美観基準点とし、これからの展望域を設定し景観上の制限を設けること、

第4に地区内の既存の建築物、工作物の所有者等は美観の維持保全を図らねばならないこと、著しく美観を損ねている場合は市長はその改善について勧告することができること、

第5に美観基準道路内又はこれに面する敷地における街灯、電柱、道路標識、公衆電話、橋梁、公衆便所等は協議が必要であるとしたこと、

第6に地区内に展望塔、広告塔、独立煙突、巨大な柱の類、高架道路等の工作物の築造を禁止したこと

である\*134。いずれも市街地景観の保全、形成にとって重要なことであるが、現行の京都市市街地景観条例（昭和47年制定）では部分

的な規定しかない項目であり、現在検討中の新しい景観条例の中であらためて総合的に盛り込もうとしている。

この事務局案に対して、学識経験者と助役等市のトップも含めた委員は、具体的な規制のあり方や「美観審査会」の役割、行政の窓口の一本化の必要性等についての意見はあったものの概ねこの案に賛成し、閉会となった。

その後は企画室を中心とする行政内部でのさらなる検討と建設省等との調整の段階となった。企画主幹としてこの美観地区調査と都市美調査部会運営の中心となってきた布袋真平氏はこの時期、近畿都市学会や第14回全国都市計画協議会などで京都の美観地区の設定について活発に発表している。昭和37年6月の近畿都市学会では、美観地区の設定について都市美調査部会での事務局案の考え方について説明し、A地区（保存的美観地区）は9地区を団地状（ブロック状）に指定し、面積は約440ha、B地区（新しい街区の美観地区）は17地区を帯状（路線沿）に指定し、面積約960ha、合計で1,400haとしている。また、同年10月の全国都市計画協議会では「京都市の景観対策—美観地区設定の考え方」と題して、風致地区規則の再検討、美観地区設定の考え方、美観地区条例の内容について等美観地区候補地区の地図、現状調査表などの資料を踏まえて詳しく論じている。そして「以上述べた考え方は、・・・都市美調査部会でおおよその方針が決定し、現在市は事務的に詳細な資料収集と法制上（地方自治法、建築基準法、屋外広告物法）の検討を行っている。この美観地区条例と風致区規則の基準作成の両作業は平衡的に完了し、明年度より実施したい考えである。」と表明している。



地区	保存すべき自然環境・歴史的建造物に協調してゆく区域		新市街地の整然美をつかってゆく区域	
	1銀閣寺 3三十三間堂 5桃山 7金閣寺 9 桂	2知恩院、清水 4醍醐 6法界寺 8嵯峨/松尾	10修学院/北白川 12岡崎 15烏丸 18東本願寺 21二条城 24五条	11松ヶ崎/加茂 13祇園 14鴨川 16御所 17府庁前 19京都駅 20堀川 22西本願寺 23御池 25雙ヶ岡/妙心寺 26東寺
制限	壁面	眺望基準道路に面する敷地に植樹する空地を求めかつ壁面をそろえるため建物の前面は後退する	市街地における家並の整然美を得るため相隣の壁面をそろえる目的で若干後退して前面壁を設ける基準線をつくる	
	棟高の最高または最低	自然風景と歴史的建造物を基準道路より遠望する場合不快感をおこさないよう前面区域の家屋の最高をおさえる	市街地における家並の整然美を得るため眺望基準道路に沿う建物の棟高の最高（または最低）をおさえる	
建築	外壁の色調	環境の落ち着いた色調にとけ込ませるよう区域内建物の色彩を一部制限する	市街における家並の整然美を得るため区域の建物の色彩を一部制限する	
	屋上構造物	建物機能の上から必要止むを得ない屋上施設（階段室、昇降機室、冷却塔の類）を定めかつ最高をおさえ眺望の不快感を除く		
物	屋根の形式	上記の内限られた区域では文化財建造物の屋根の様式に協調させるため勾配付瓦屋根を指定する	制限しない	
	外部仕上げ材料	区域内の自然風景や家並とはなはだしく不調和であると思われる建築物の屋根、外壁の仕上材料を一部制限する	制限しない	
	建築設備	建物の外壁に接する暖冷房管・水道管・排水管・電話線・煙突の類を展望面に取り付けることを制限する		
広告物	看板 屋上 広告塔	自然風景と歴史的建造物を眺望するとき目障りになるので禁止する	区域内の家並全体の整然とした雰囲気をこわさぬよう最高をきめる	
工	塔状物	上欄と同じ目的のため展望塔・飛行塔・装飾塔に類するものの禁止	道路や修飾広場に建てる芸術的像のほかは左記に準ずる	
	像	同じく宗教的像・記念像に類するものも十分吟味して可否を決定する		
物	高架、棒、線、版状物	同じく独立煙突・電柱の内巨大なもの、観光用昇降機・コースターの如き遊技施設、高架道路に類するものは十分吟味し可否を決定する	道路、公共用広場、駐車場その他公共用地の一部を活用して樹林地、花園、噴泉等の小景観を添加してうるおいをつけてゆく	
	添景			
その他の方法	建築基準法の建築協定や防火建築街区造成法などをを用い街区を整備してゆく			

(3) 美観地区と建築基準法

そして、同年12月には美観地区制定についての建設省に対する質問事項5点もまとめている。これは建築基準法が美観地区については第68条で「美観地区内における建築物の敷

地、構造、又は建築設備に関する制限で美観の保持のため必要なものは、地方公共団体の条例で定める」と規定しているのみでこれについての政令もないので、条例化しようとす

る場合具体的な制限については判断できないからである。

この時の質問事項の第1点は避難階段等の壁による遮蔽の義務化や煙突、暖冷房用の管類の主要な眺望面での取り付け禁止ができるか、である。これは建築物の部分及び設備に対し、制限し、禁止することができるかどうかを問うている。第2点は建築物及び工作物の高さの最高限、最低限を制限できるか、である。これは高度地区の規定によらずして高さの制限ができるかを問うている。第3点は建築物の塔屋や屋上工作物の高さ制限ができるか、である。これは一定の塔屋等は基準法施行令で高さ12mまで（第1種住居専用地域においては高さ5mまで）は建築物の高さに算入しないことになっているが、塔屋等についてこれと異なる制限が設定できるかを問うている。第4点は建築物、工作物の外面の色彩制限ができるか、である。これは色彩が基準法第68条でいう「建築物の構造」の範疇にはいるかどうかを問うている。第5点は独立工作物及び道路内の建築物の禁止やそれらの意匠、色彩、規模を規制できるかを問うている\*135。以上の5点は、要するに美観地区を規定している基準法第68条をもって、付属設備を含めた高さや色彩について禁止や制限ができるかどうかということである。また、第68条は建築物のみについて記述しているが、これが工作物にも準用できるかどうかである。この質問は建設省住宅局及び都市局に対して昭和37年12月19日になされ、同日口頭による回答を得たようであるが、残念ながらその資料が残されていない。しかし、この時の回答は否定も肯定もない、あいまいなものではなかったかと推察される。建設省としても美観地区条

例は特殊な美観地区である沼津市以外は事例がないことであり、即答できるほどの検討結果を持ち合わせていなかったと思われる。事実、当時の担当者の一人であった大西國太郎氏は「・・・建設省へ行っても美観地区の解釈は出てこない。住宅局へ行っても、ここが建築基準法の担当局であったけれども、同法68条（美観地区）の解釈について多くの疑問に何一つ答えてもらえなかった」と発言している\*136。京都市は翌昭和38年5月にあらためて建設省に「美観地区条例（草稿）」を持参し、協議しているが、その案は昭和37年4月の都市美調査部会の最終会議で合意を得た事務局案とほとんど同じであったことからすると、実際同年12月には建設省からの美観地区条例案についての実質的な指導はされなかったようである\*137。

(4) 美観地区指定の挫折

しかし、その後建設省などから工作物に対する規制や形態・色調に関する規制は建築基準法に根拠を持たず、憲法違反になる可能性がある旨の指摘がなされ、行政側は早急な条例化は困難であると考え始めていたという\*138。このような背景があつてか、昭和38年9月には企画主幹室で「美観地区規制を実施するための現行建築基準法の改め方」がまとめられている。これまでの美観地区条例案は建築基準法がそのままでは成立しないと判断しての提案であろう。この「改め方」では、第1条の基準法の目的に「都市における建築物の形態・配置・景観」を加えること、第68条の「美観地区内における建築物の敷地・構造、又は建築設備に関する制限で美観の保持のために必要なものは・・・」に「形態・意匠」及び「制限」のほか「禁止」を加えること、



さらに第88条を工作物について美観地区の規定が準用できるように改めること、一定高さ以下の工作物については準用しないとしている施行令第138条をすべての工作物について準用できるように改めること等を提案している。

これについて高山市長は、昭和39年3月7日の市議会本会議で「風致地区、美観地区の設定についてであります。これはぜひ京都としてやらなきゃならぬことです。・・・そこで私は建築基準法の改正をいま政府に向かって進言しております。いま現に法制局で検討してくれているのであります。今の建築基準法では、たとえば非常に不調和な色彩の家が建ちましても、どうも私どもは色までについてあれこれ言えない。・・・そういうことを考えれば、今の基準法だけでは取り締まれないので、これをもっと強めて、私どもに強い権限を与えられたいという申請をいたしております。」と答弁している。

しかし、こうした市長の熱意と数年にわたる各種の調査・検討の積み重ね、都市美調査部会等での議論も踏まえた美観地区指定作業は残念ながらも実現できずに終わった。前述の条例化にあたっての建築基準法との整合性の問題もさることながら、直接的には最終場面で議会や行政内部でのコンセンサスを得られなかったことによる。前述のようにこの美観地区調査は当初から京都市の総合計画の一環として出発したが、総合計画全体の策定作業が十分には進まないまま、単独に美観地区調査が先行した。都市のマスタープランの方向が定まらないまま、現実的要請のみから地区設定案が作成され、その結果、美観地区の設定が将来の京都の発展を阻害するやの懸念を抱かせたという。

当時の市議会での質問にも美観地区条例の制定や風致地区の規制強化をめぐる、「京都らしい町を作るため、現在建物の高さ、色彩などについて制限する美観地区条例を作ることを意図されておるといこととありますが、・・・現在産業発展を目的とした近代都市づくりを進めていくかぎり、従来の土地規制について一考する時期に至っているのではないかと思いますので・・・」（昭和38年2月20日本会議）とか、「美観地区条例制定については、（中略）建築基準法あるいはまた国際文化観光都市建設法の関連において困難に逢着し、頓挫しています由、なお風致地区についても前面改正を余儀なくされる段階に立ち至っているのではないのでしょうか。（中略）しかし、京都百年の大計を一年遅らせれば、経費は倍増どころか三倍増になり、いよいよとし発展を阻害すること甚大なものがあるわけでございます。」（昭和39年3月7日本会議）等の市当局の美観地区条例制定の意図を牽制する質問がなされているのである。

高度経済成長の真只中であつた「当時は、未だ都市美とか都市景観というものに対する社会一般の認識が低く、国などの関係行政機関の理解も乏しかった。加えて調査完了時に京都タワーの問題がもちあがり、市組織としての意志統一ができなかった。\*139」という状況であつた。美観地区調査報告書の印刷も決裁途中に一時保留となつたこともあるという\*140。

#### 第5節 高度経済成長時代の京都の都市構想と景観保全

昭和30年代後半から40年代初めにかけては全国的に経済成長が著しく、開発ブームにわ

いた時代であつた。京都市とその周辺でも周辺でも名神高速道路の開通、東海道新幹線の開業、国立京都国際会館の建設、大阪万博の開催など国家的事業が次々と進められた。こうした中で京都市自身も他の大都市と同様、人口のドーナツ化減少や周辺市街地の混乱、中心部での交通マヒや公害の発生、さらには開発にともなう歴史的風土や文化財の破壊などの深刻な諸問題を抱えるようになった。極めて強い開発エネルギーを前にして開発と保存の問題が以前よりも激しく現れてきたのである。このため、この時期京都の都市構想が市当局のみならず大学の研究グループ、建築家グループからも提案され、関心を呼んだ。ここでは

- (1)京大西山卯三研究室による「京都計画」（1964 昭和39年4月）\*141、
  - (2)建築家沖種郎氏らによる「史都計画<京都>」（1965 昭和40年7月）\*142、
  - (3)京都市長期開発計画案（1966 昭和41年4月）\*143、
  - (4)東大丹下健三研究室による「京都都市軸計画」（1967 昭和42年12月）\*144
- の4つについて、主に景観問題のとらえ方を中心に簡単に見てみたい。

#### 5-1 西山研究室「京都計画」

(1)の西山研による「京都計画」は「山紫水明の自然と、過去の文化財を保存しつつ、いかに未来の高度な都市生活をいとなむ稠密な居住地をそこにつくりだしていくか」をテーマに研究室の4年間にわたる研究をまとめたもので、A. 部分計画—現実計画、B. 地区計画—指導計画、C. 全体計画—構想計画の3部から成っている。Bではまず、当時京都市

で検討していた「美観条令」に触れ、「制限」の手法で本当に地域の美しさが保護されるだろうかとして、「重要文化財をとりまく地域や、主要な景観については、しかるべき計画家、建築家、造園家などに依頼して創造的な『指導計画』をつくり、これを市民の討議にかけて公的に確認し、それを基にして環境を構成する様々の建設や造成を指導していく—という方法が考えられねばならない。『規制』ではなく、高度の造形的建築的指導である。」と述べている。そして、この指導計画を必要とする文化財周辺地区として11ヶ所をあげ、このうち東山、嵯峨野の2地区について指導計画図を提示している。これらの図を見ると文化財地域のごく近接地にモノレールが走り、駐車場が数多く配置されている。また、幹線道路には部分的な高架道路や歩道橋などが設置されている。これらは大量観光時代に即して景観の保護と観光資源としての活用の両立を意図したもののようであるが、現時点でみると余りにも観光開発に片寄り、文化財周辺景観の保全をなおざりにした案に思われる。「指導計画」についても理念だけでなく、現実の法制度や社会経済条件に即した実現方策を示さなければ説得力に欠けると思われる。

次にC. 構想計画を見てみよう。この構想計画は高度の生活水準を持つ居住者を稠密に住まわせる大都市をつくること、しかも古文化財をふくむ地域をより多くの人々に近づけ接しやすくさせるため、その環境を保護し拡大することをめざし、このため計画の骨組みは

- ①空間のコントラスト開発—高密度地区、低密度地区、緑地地域の区分
- ②保存地区と開発地区の区分、



- ③中央軸
- ④積層住宅
- ⑤イエポリス

等で構成されている。総じて言えば、メリハリのある「計画」的な都市構成をめざしており、例えば②では烏丸通りを境界にして東は保存、西は開発（但し、北山、西山の山沿いは保存地区）と区分することとし、③では堀川通りと烏丸通りの間に上賀茂から伏見までの南北13kmにわたって高速道路、コンベアロード、モノレール等の交通装置とその両側に建ち並ぶ高さ100mを越す超高層オフィス等を軸状に配置し、ここに就業人口80万人を集め、その他の地域は低層ビルや空地としている。

もとよりこの構想は計画意図をはっきりさせるためのVisionであり、そのままの実現を予定していないものであったが、それにしても歴史都市京都の市街地の中央に「人口の山脈をつくったようなもの\*145」で、伝統的な都市構成を根底からくつがえすほどのインパクトを持っている。とても「その整然としたスカイラインは三方の山並みの美しさを際立たせる\*146」とは言えない。

この「都市軸」は「京都計画」の3年前に発表された東大丹下研究室の「東京計画1960」\*147の「東京都市軸」と概ね考え方が一致している。東京計画の場合は東京の求心型の都市形態、道路形態を線型構造への転換、都市・交通・建築の有機的統一の実現等により、さらなる人口（想定最大4000万人）や都市機能の集中に耐え得る、モビリティのある都市を建設することをめざしていた。京都計画でも都市軸上とその周辺に交通施設や商業業務施設、積層住宅等を集中させ、超高密度な都市構造を実現しようとしていた。いずれにし

ても、高度経済成長の真只中で東海道メガロポリスを中心に、都市人口や都市機能が爆発的に膨張しようとしていた時代の計画であり、今日からみればアウト・スケールと言わざるを得ない。

#### 5-2 沖種郎氏「史都計画」

沖氏らの(2)史都計画は京都計画と異なり、壮大な構想は描いていない。京都の地域ごとの歴史的個性や文化を丹念に解析する中で、歴史的都市軸の変遷を読み取り、将来方向を見据えた上で保存と開発の領域区分をきめ細かく提案している。ローマの29種にも及ぶ性格別、段階別地域性を紹介しながら京都においては、19種の地域性を提案している。そして保存領域については特に建築の高度制限や形態規制について具体的提案を行っている。また、地域の活動量にあわせた新しい道路パターンやヒエラルキーについても言及している。そして「京都計画」について、いくつかの点で賛同しながらも、文化財の価値をたとえば観光資源といった効用価値でのみ評価する面が強すぎる、保存領域と開発領域の区分が実状に対応していない、都市軸の超高層の建築群は盆地のスカイラインを中断するといった点では反対している。

この史都計画は着実にかつ漸進的に、細やかな地域制と規制誘導、道路の再編成によって京都のまちづくりと文化財や景観の保存を図ろうとするもので、今日時点でも高く評価できよう。

#### 5-3 京都市長期開発計画

(3)の「長期開発計画」は先の「総合計画試案」が陽の目を見ずに終わった後、あらため

て長期的な展望に立つ都市づくりのためにマスタープランを作成しようとしたものである。昭和40年2月に中枢機能として計画局を新設し、「第2の平安京」づくりをキャッチフレーズに計画案策定に着手した。そしてその作業を受け継いだ井上新市政の元で昭和41年8月に新長期開発計画案が発表された。広域都市圏の中心都市としての機能対応、市全体人口の増大と都心部の人口減少という典型的な大都市型人口分布パターンをとりはじめた京都の過密防止、産業構造の転換、住宅改善や公害防止、文化及び観光の不振、交通渋滞等の課題を克服するために7大事業が計画された。それは①道路網整備、②高速鉄道網整備、③ニュータウン造成、④工業団地造成、⑤流通センター造成、⑥文化中核施設建設、⑦軸状都心形成の7つである。計画案本文では土地利用の将来像としては、市域を保存的地域、開発地域、調整的地域の3区分することとし、概ね東海道線以北を保存的、調整的に、以南を開発的方向におく。三山の山地部を緑地として保全するとしている。景観の保全、創造に関わる内容としてはこれだけであり、具体性に欠く。昭和41年4月に検討資料として刊行された「副報告 京都景観について」も提案部では概念的な区域の細分化と簡単なパターン図のみが掲載されているだけであり、規制方法にしても美観地区の指定といった具体的な記述はない。さすがに昭和41年11月に発表された京都経済同友会の「京都市長期開発計画案に対する見解」の中でも「保存地区については方針及び対策について何等明らかにされていない。」と批判されている。昭和30年代後半の「美観地区調査」の熱気は「開発」

最優先の方針の中で全く消え失せてしまったようだ。

#### 5-4 丹下研究室「京都都市軸計画」

(4)の「京都都市軸計画」は(3)の長期開発計画の検討の一環として京都市が東大丹下健三教授のグループに研究を委託したものである。京都市における市街地の膨張と周辺の開発の活発化を受けて中枢管理機能や中心商業機能の強化が重要であるが、これらの都心的機能の配置と組織づけを中心としてフィジカルな構想を描く必要があるとの問題意識のもとに、京都を南北に貫く都市軸を設定し、ここに都市高速道路、都心計装道路（建物にアプローチが可能で下に駐車設備を有する低速道路）を設置し、都市機能を集積する。この都市軸への都市機能の集約によって他方では他の場所を伝統的市民生活の場として、また、国際的な史都を保存すべき場として守っていく余地を与えようとしている。この都市軸を構成する道路は幅員50m~84mとかなり大きい。周辺の建物は高さ30m程度であり必ずしも高層建築はイメージされていない。景観に関しては文化財連結計画として山麓部の社寺や都心部の二条城や東西本願寺、東寺等を結ぶルートを提案しているのみである。

#### 第6節 京都の観光開発と京都タワー問題

##### 6-1 観光開発と景観問題

昭和30年代は高度経済成長の中で全国各地で開発が進み、これにともなって自然、文化財、生活環境の大規模な破壊をもたらした。京都でも特に観光開発に関連して様々な景観問題が起こった。今、そのいくつかを表としてまとめてみると下記のようなになる。



○昭和33年

- ・比叡山ドライブウェイ開通

○昭和34年

- ・高瀬川の埋め立て、駐車場問題－商工会議所、公安委員会等は推進意見、高瀬川保勝会は反対。市議会は審議未了となる。
- ・比叡山頂に遊園地開場。回転展望台できる。
- ・東山ドライブウェイ開通
- ・国道1号線東山バイパス着工（昭和42年竣工）
- ・木屋町三条上がるの風致地区に国際タワービル竣工

○昭和35年

（池田内閣、国民所得倍増計画決定）

- ・京都府、鴨川河原（二条～四条）に駐車場建設計画発表。鴨涯保勝会、府の計画に「美観風致が破壊される」と絶対反対を表明。府市協議の上、計画推進を決定
- ・東山山頂公園開設

○昭和36年

- ・金閣寺と仁和寺を結ぶ観光道路完工。竜安寺の名勝景観の保全のため一時工事を中止していた。位置変更を行って完成。

○昭和38年

- ・疏水駐車場完成。鴨河原の駐車場計画に替わるものであるが、風致保全か駐車場の必要性かで論議を呼んだ。
- ・雙ヶ岡立体交差工事着工。（名勝雙ヶ岡の一部を削り取ることにについて現状変更許可が下りず、昭和41年一時中断。その後法面緑化の措置を措置をするなどして景観に配慮し、昭和44年竣工。）

このほか、伏見城、二条城前の国際ホテル、本能寺会館の建設、京都ホテルの増築なども

景観上の話題となった。

しかし、これらは必ずしも広範な世論を喚起したわけではない。あくまでも個別の地域的な問題としてとらえられていたようである。しかし、昭和39年に起こった京都タワー建設問題と雙ヶ岡開発問題は、一方は京都の顔と言える京都駅前の景観の問題であり、その巨大さから京都のイメージそのものをも変化させかねないこと、もう一方は徒然草で多くの人々に親しまれてきた名勝の開発であることから市民だけでなく全国的な関心を呼んだ。京都タワー問題は結果的には建設が強行されたが、京都の景観はどうあるべきかがはじめて正面切って議論されたこと、京都での巨大な建造物の建設はより慎重にすべきであることを市民、専門家、行政それぞれが理解したこと、後のN T T電波塔計画の敷地移転、さらには市街地景観条例の制定、とりわけ、「巨大工作物規制区域」制度創設のきっかけの一つとなったことに意義がある。雙ヶ岡問題は世論の盛り上がりと行政の強い取り組みにより開発を阻止したこと、鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮裏山の開発問題とともに古都保存法制定の原動力になったことに意義がある。ここでは京都タワー問題を取り上げ、雙ヶ岡開発問題は次節としたい。

## 6-2 京都タワー問題

京都タワーは京都駅前の京都タワービルに付設された塔である。高さ31mのビルの上に高さ100mの塔が載り、総高さ131mである。上部の展望台は地上100mの位置にある。建設後約30年を経過し、建設時の反対運動や建設直後の景観上の是非論等は半ば風化していたが、近年京都駅ビル改築と絡めて再び話題となっ

ている。京都タワーの建設時における反対運動を含めた景観論争については、伊東孝氏が詳しく論究している\*148。また、最近では清水武彦氏らが京都タワーの30年の総括を試みている\*149。ここではこの2論文を参考にしながら京都タワー問題を簡単にあとづけてみたい。

### （1）主な経過

京都タワーが載っている京都タワービルは京都財界の出資によって設立された株式会社京都産業観光センターが京都駅前の郵政省払い下げ用地に建設されている。昭和34年、山田守氏により設計が始まり、昭和37年末にビルの上にタワーを載せるため、京大教授棚橋諒氏が構造設計を担当することになった。ビル自体の建設は昭和38年夏より始まったが、タワー部分はようやく昭和39年1月に建築確認を得、2月より建設が始まった。そして、同年12月には竣工した。

タワー部分の建築確認がなされた直後の39年1月末にはじめて高さ地上131mのT V塔の建設が発表された。この計画に対して最初の反対意見は高地純氏の同年3月号の「近代建築」、同4月号の「新建築」に発表された。4月になると京都外大講師のオシコルヌ氏が市長あてに抗議書を送るとともに新聞に投書をした。

そして5月8日には建築家A. レイモンド氏が日本建築家協会に行動提起を行った。同26日には市議会文教観光委員会でとり上げられ、理事者側は法令上やむを得ないと表明。同31日には学者、文化人による「京都を愛する会」が結成され、6月から9月にかけてタワー建設中止を求める勧告文を事業者に送付するとともに、講演会、「古都の破壊－京都タワー反対の論点」と題するパンフの発行等

の活発な反対運動を進めた。この間、高山市長は記者会見や市議会で現行法では規制できない旨を表明、また新聞の投書欄に多くの反対論が採り上げられ、朝日、読売両紙は反対の社説を掲載した。「新建築」、 「近代建築」、 「ひろば」等の建築専門雑誌でも反対論がたびたび掲載された。このように京都タワー建設をめぐる全国的な論争が起こったが、建設工事は着々と進められ、昭和39年12月25日竣工した。

### （2）建設推進側の主張

京都タワー建設をめぐる論争について建設推進側からは積極的な発言は少ない。これは、建設に法的な問題はない、京都の近代化に寄与するものであるという立場をとり、論争の土俵にのることをさけたからと思われる。構造設計者棚橋諒氏は6月に行われた京都新聞の座談会で「タワー本体のデザインそのものは良いものであり、東山から見た場合、今後の発展の中心となる京都駅の位置表徴となる。パリのエッフェル塔は当初は市民の猛反対を受けたが、後にパリのシンボルとなった。京都タワーも何年か後にはそういう時期が来ると信じている。」と述べている。また、タワーが建設されるのは京都駅前であり、周辺を美化することはあっても古都の面影を壊すものだという議論はおかしいとする評論家、学者の意見もあった。

タワービルの設計者の山田守氏は竣工以前にはこの問題については発言せず、昭和44年の「ひろば」5月号で「京都発展のシンボルとして、また新時代のシンボルともいふべき新幹線とも呼応した流動美をかもし出す・・・」、 「いずれ新しい京都の都市美に埋没して京都の象徴ではなくなるだろう」と述べている。



### (3) 建設反対側の主張

これに対し、建設反対側は文化人、建築家、都市計画家、学生、主婦、そして京都経済同友会など京都のみならず全国の様々な立場の人々からの意見があった。したがって主張も様々であるが、あえて要約すると①京都にタワーは必要ない。展望台の機能は東山や比叡山で十分である。②タワーが必要であっても京都駅北口はふさわしくない。京都の玄関を壊すことになる。③高さが高すぎ、京都の景観全体に大きな影響を与える。④エッフェル塔とは立地条件が全く違う。⑤質の高い観光開発とはならない。一企業の利益追求のための展望台にすぎない。⑥古都の近代化そのものを否定するのではないが、配慮のない安っぽい近代化は拒否する。ということになろう。ここで注目されるのはこうした反対意見が文化人・学者や評論家を中心であったことで、建築関係者でも建築史・意匠論の学者、建築ジャーナリスト、都市計画家などであって、直接造る立場の建築設計家等の発言が少なかったことである。

### (4) 行政の立場

行政の立場としては第1に法的適合性があるか、第2に行政政策上の問題はないかということに絞られる。

第1の法的適合性については、当時の建築基準法では'建築物'は高さ31m以下に制限されており、これを超える計画は建築審査会の同意を必要としていた。しかし、'工作物'については高さ制限がなく、高架工作物内の建築物についても特定行政庁が認めれば高さ緩和が可能であった。事業者側から相談を受けた京都市は、京都タワーは高さ31mの建築物の上に建設する工作物であり、その展望室は

高架工作物内の建築物として高さ緩和の対象となりうるという解釈について建設省に有権解釈を求め、昭和39年1月14日にその合意の回答を得てタワー部分の基準法上の確認をおこなった。もとより、京都駅前も当然風致地区の地区指定はされておらず、また当時検討中であった美観地区に指定されていたとしても美観地区の規定では工作物の高さを制限することはできず、法令上は京都タワーを拒否することはできなかった。したがって行政は法的問題はないとしたわけである。しかし、一方では高山市長は同年9月30日の市会本会議において、「①現行の建築基準法ではタワーが工作物と認定されれば法的規制ができない。」と表明するとともに、「②タワーの外観について周囲の景観を害さないよう施行主に要望はしている。③こうした保全と開発の問題を解決するためには市に「美観地区」などの地区指定を行い景観に関して規制できるような権限が与えられるべきであり、以前からその趣旨の法改正を国に働きかけてきた。④タワーについてはそれが京都の景観を破壊するという人の声の大きい、その効用を評価する人もいる。判断は難しい。したがってその規制権限の行使に際しては委員会とか諮問機関を設置してそれにその許可不許可の是非を図るべきであって、市長などが個人的に処理すべきものではない。\*150」と述べ、美観地区等の適切な手段によって今後の同様の問題は規制することもあり得ることを示唆した。

第2に行政政策上タワーをどうとらえるかについてであるが、先述の文教観光委員会では観光局長は、「市にも近代的なものが必要なことは日本観光学会の先生方による観光診断書でも指摘されている。その点から、このタ

ワーなどは近代的なものとしてプラスになりうると思うが、直接的には市の観光行政とは関係のないことである」「いつまでも社寺仏閣だけに頼る観光では駄目で、京都市民が生きていくためには近代的な観光施設も必要であり、そのひとつとしてタワーも大いにプラスになると思われる。」「昔の良さを守り続けることも大事だが、同時に今後の観光開発、都市開発も大事なことだ。\*151」等と発言し、やむを得ないというよりはやや積極肯定的態度を示している。そこには、北海道、九州等の観光客が倍増しているのに、京都の伸びはわずか数%で、社寺以外の新しい観光施設を必要とするという認識がうかがわれる。タワー反対論者はそこをとらえて、「京都を温泉街と同様に自らを見下げてしまった\*152」と批判したのである。

### (5) 小結

結果的には京都タワーは建設された。新幹線で京都に近づくとたしかに京都タワーは京都の表徴となっている。しかし、歴史都市、文化財都市としての京都のシンボルとはなり得ていない。非常に高い観覧料ということもあるが、観光客の人気を集めているとも思えない。いずれ、除却される時がくるだろうし、その日が早く来ることを期待したい。ともあれ、京都タワー問題は、学者・文化人とマスコミ、一部市民を巻き込んで、歴史都市京都の景観をどうするのかを真剣に議論するきっかけとなった。

## 第7節 歴史的風土の保存の検討と展開

### 7-1 雙ヶ岡開発問題

雙ヶ岡は洛西の名刹仁和寺の南に連なる3つの丘である。この丘は兼好法師が徒然草を

書いた場所として知られ、赤松、黒松に覆われた外観とともに展望地点として卓越していることにより、昭和16年文化財保護法による名勝に指定されている。また、風致地区にも指定されている。このうち、二の丘、三の丘が売却され、ホテル等の建設計画が明るみに出ると雙ヶ岡を守れとする市民世論が沸騰し、同じ頃鶴ヶ岡八幡宮裏山の御谷の開発問題に取り組んでいた鎌倉市民とともに保存運動が盛り上がり、昭和41年の古都保存法成立の大きな力となった。

### (1) 雙ヶ岡開発問題の発端

雙ヶ岡は名勝指定後は、太平洋戦争中及び戦後の燃料としての立木の伐採、畑地開墾によって裸地状の部分もみられるなど急速に荒廃が進んだ。その後徐々に林層が回復したが、今度は1950年代の燃料革命によって燃料としての薪が不要となった林は放置されるにまかされていた。マツクイムシによる被害が松林の衰退に追い打ちをかける形となっていた\*153。

この雙ヶ岡の開発問題は京都タワー建設にかかる論争が続いていた昭和39年9月に、突然仁和寺がその所有になる二の丘、三の丘の売却を決定、買取予定者が観光会社を作り、ホテル構想を持ちだしたことから、戦後放置されてきたこれまで雙ヶ岡の清掃奉仕を続けていた地元住民から売却反対と保存運動が起こったものである。

これを受けて高山市長も売却反対を表明した。国の文化財保護委員会と京都府もすぐさま保存に向けて協議を開始した。京都タワー問題で結成された「京都を愛する会」が反対申し入れをし、日本史研究会(代表 林屋辰三郎氏)も11月22日、文化財保護の抜本的な



対策を立てるよう政府、国会に要求する声明をだした。

京都市もすばやく対応し、9月26日付で買収予定者に対して助役名で計画を取りやめられたい旨の書状を送付している。そして11月末には京都府とともに文部省に対して雙ヶ岡の保全及び国費買い上げを陳情した。文部省、文化財保護委員会は、①現状変更許可はしない。②買い上げは50%補助が限度である。等と回答した。仁和寺は売却の方針を変えなかったが、買い主側が資金の調達ができず、昭和40年6月には交渉は打ち切られた\*154。こうしてひとまず開発の危険は回避された。

ところで、雙ヶ岡は明治維新以前は仁和寺の寺領であったが、明治初年の土地と地租改正により、他の社寺境内地と同様国に帰属させ、その後国有財産として仁和寺に無償で貸し付けていたものである。これを昭和22年の社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律により、昭和23年に仁和寺から譲与の申請を受け、昭和27年に無償で譲与したものという。その無償譲与時に仁和寺は国へ「宗教活動以外の用途に供した場合、譲与の処分を取り消されても意義は申し立てません」という誓書を提出しながら、その土地をホテルを建設するという第三者に売却しようとしたわけで、市民の反発はもちろん、後述のように売却問題が再燃した昭和41年には国会決算委員会でも、その誓書の法的拘束力について国有財産を管理する大蔵省が厳しく追求された。当時の大蔵省はこの誓書は譲与の決定にあたっての条件ではないので、仁和寺にこの内容を遵守する道義的責任はあっても法的責任はないと答弁していた\*155。

なお、今回の仁和寺による雙ヶ岡の売却は

寺が経済的に困窮したことが一つの原因になっており、この雙ヶ岡開発問題をきっかけとして、京都府は文化財保存のために社寺等へ低利融資することを主目的とする「京都府文化財保護基金」を昭和39年（1964）12月に設置した。京都府の出資金のほか民間からの寄付も集め、融資や啓発事業を進めている。

図3-7-1 雙ヶ岡 周辺図



(2) 雙ヶ岡開発問題の混迷

いったん収束したと思われた雙ヶ岡開発問題が、後述の古都保存法の成立直後に再び息を吹き返した。昭和41年（1966）1月、新たな買い主が契約を申し入れ、仁和寺宗議会は2月に契約を可決した。買い主は工科大学を設立し、その敷地の一部にあてると表明した。市会では古都保存法の4月施行を見越した抜け駆け売却ではないかと強く反発した。

京都市は当初、丘の部分を保存し山麓部を工科大学にするとの事業者側の説明を了承していたが、実際の新所有者が第三者であったことなどから、現状変更は認めないと立場を変えた。市会は2月22日、「雙ヶ岡は工科大学建設という美名のもとになしくずし的に破壊される恐れが多分にある。雙ヶ岡の保全のため

め理事者に対しその監視、監督を督促するとともに、市民と一体となって雙ヶ岡保全に全力を傾注するものである」との決議を採択した\*156。

一方この問題は国会でもしばしば取り上げられた。たとえば、2月25日の衆院建設委員会では政府側は仁和寺の土地売却について規制はできないが不適當である、強い態度で保存していきたい、背後関係について警察で事情聴取をしている、できるだけ古都保存法の施行を急ぎたい、雙ヶ岡は古都特別保存地区になる可能性が非常に強い地域と考えている等と答弁している\*157。28日には文部大臣が大学建設であっても現状変更は認められないと表明した。また、3月には現地視察や関係者の国会召還を行い、疑惑を追及した。その中で「京都市が雙ヶ岡を守る運動をする一方で丘を削り道路、学校をつくっているなど府市行政の文化財行政が一貫性を失っているようである」との指摘もあった。

道路建設というのは京都市が葛野中通りを整備し、福王子二つなぎ、途中国鉄山陰線と丸太町通りを高架でまたぐもので、その高架橋の北詰において雙ヶ岡の西すその一部を削り取る必要があった。昭和38年11月に着工し、昭和40年4月に雙ヶ岡の一部を買収し、その現状変更許可を府教委を通じて文化庁に求めたが、府教委は雙ヶ岡開発問題との絡みで道路への現状変更を当初は認めず、昭和41年に工事は一時中断した。その後、昭和43年に至って削った法面は種子吹き付け工法で緑化することを条件に、公共的目的のためにやむを得ないとして許可されたものである\*158。雙ヶ岡立体交差は昭和44年4月に竣工をみた。

この道路事業は土地買収においても、現状

変更申請においても開発計画と複雑に絡み、かつ後述のように雙ヶ岡が古都保存法による特別保存地区に指定の見込みがなくなったことから、現状変更申請をを不許可にして所有者から買い上げ請求されても財源が見込めないことから、許可も不許可もしない保留状態となった。その後も様々な屈曲があったがようやく昭和54年初めに名勝指定区域8.4haを国費80%を得て23億5千万円で京都市が買収し、その後昭和61年度にかけて史跡公園として整備し、今日に至っている。

## 7-2 古都保存法の成立過程

### (1) 特別法の必要性

さて、京都の歴史的自然的景観を守る制度としては、すでに風致地区や緑地地区の制度があり、前述のように一定の成果を挙げていたが、これらの制度は土地利用を一定の条件を付けて制限するものの、土地利用そのものを規制するとか、用途を規制することはできない。また、規制を厳しくできたとしても、市民の財産権の損失に対する配慮も必要になってくる。したがって実効ある景観保全を図るためには財源措置を含めた新たな制度が必要である。

このため、高山市長は強力な罰則と国の買い上げ制度を含む特別立法の必要性を各方面に訴えていた。また、「4-3(4)美観地区指定の挫折」の項で記述したように美観地区について、工作物も含め高さ、形態、色調などについて必要な規制を行い得るように建築基準法の改正を国に要望していた。

特別法については、たとえば、近畿圏整備法に基づいて指定した保全区域について実効ある保全を期するために土地等の国有化を主



体とした法律の制定を国に要望していた。当時、高山市長は雑誌に寄稿した論文には「保全区域全般について、土地の形状変更、建造物の新增設等を規制するとともに、土地所有者の買い取り請求権、国の先買い制度を設け、さらに特に重要な地区については全面買収の方針を樹立し、必要ある場合は、土地等を取用しうることにし、なおこの事務が国家的見地から行われるべきものであることにかんがみ、その買い上げは全額国庫負担とし、維持管理等についても高率の国庫負担制度をとることなどをそのねらいとしている。」と記している\*159。ここには1年後に古都保存法として結実した新制度の概要（実際はもう少し後退したが）がかなり明確に表されている。

## （2）古都保存法の成立

昭和40年（1965）1月、京都市は独自の特別立法議案の策定にとりかかった。ちょうどその時、鶴岡八幡宮裏山開発問題で同様の課題を抱えていた鎌倉市長が京都市、奈良市を訪問し、「三市を中心に文化財と風致を守るために強力な組織をつくり、単独の法律をつくる運動を進めたい」と協力を求めた\*160。こうして三市の協力体制のもと立法化の動きは活発となった。古都を守れとする国民世論も盛り上がり、2月には閣議で文化財、風致地区などを保全する立法を検討する方向が出され、3月には「古都における歴史的風土の保存に関する法律案要綱」の自民党原案がまとまった。そして8月には与野党三党共同議員提案方式で立法化することが確認され、同年年末には可決成立した。土地の買い上げ経費の国庫負担率も4/5（現在は7/10）というきわめて高率の実現された。また、罰則も懲役刑を含むという厳しい内容となった。こうして実際

の作業開始から1年以内というきわめて短期間に画期的な内容の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が成立した。これは京都においては三山の歴史的風土の永久的保存を求める市民の強い願いと市、建設省その他の中央省庁、政党の一致した努力が実ったものである。

## 7-3 古都保存法による地区指定

世論の高まりにより議員立法で昭和40年（1965）末に成立した古都保存法は当初より早期施行をめざし、政府は昭和41年4月をめどに準備を進めていた。特に雙ヶ岡開発問題の再発もあって急いでいたが、建設省と該当自治体とで現状変更行為の許可や土地の買入れの基準、区域・地区指定の範囲等についてなかなか合意が得られなかったため施行令の公布は同年12月までずれこんだ。

### （1）歴史的風土保存区域の指定

古都保存法では保存の対象とする地域を総理大臣が歴史的風土審議会の意見を聞いて「歴史的風土保存区域」を指定し、またその中で「枢要な部分を構成している地域」を都市計画で「歴史的風土特別保存地区」に指定することになっている。歴史的風土保存区域は届出制で規制は風致地区のみで、実質的に厳しい制限となるのは特別保存地区である。

特別保存地区における行為の許可基準については建設省は当初特別地区内においては全面的に凍結し、住宅については改築以外には認めないとしていたが、嵯峨地区等一般住宅をも保存予定区域内に抱えている京都市などからの反対意見をいれて、地域住民の生活上最低限必要なものについては緩和することとなった\*161。

歴史的風土保存区域の指定については市当局は2月の市会で「保存区域の候補として嵯峨野、東山一帯をまず挙げ、修学院、桂離宮、桃山、醍醐についても早急に検討する。また市街地内の高瀬川流域、三十三間堂、神仙苑周辺、東山地域をどうするかはまだ作業が進んでいない\*162」と答えている。この時点では市街地内での保存区域指定もあり得ると考えていたようである。指定の最重要地域である嵯峨地区では地元農民等の反対が強く、対応が難しかった。

こうしてまとめた京都市の保存区域案では7区域6,549haであった\*163が、昭和41年5月に歴史的風土審議会に提出した建設省案では、桂離宮を中心とした桂区域を除外して、他区域の縮小もあって合計6区域5,654haとなっていた。桂区域は桂離宮を中心として周辺の田畑を加えて12haを予定し、その全部を特別保存地区に指定する考えであったが、建設省等は、古都保存法による歴史的風土とは「史実に基づいた文化的資産が集積していること」、「広範囲にわたって自然的環境と一体をなしていること」が要件であり\*164、桂区域はこの要件を具備していないとして候補からはずしたのである。これに対して京都市は異議を唱えたため同年7月6日の歴史的風土審議会答申は原案に盛り込まれていなかった「上賀茂、円通寺等の歴史的資産と一体となる北山地域の追加指定を考慮する必要がある」と述べたあとで、「桂離宮は修学院離宮と同様の性格を持つ歴史的遺産であるから、その保存方法について検討を加える必要がある」と記している。これを受けて京都市は国に対して「桂離宮及びその周辺区域については、改めて保存の方法を検討され、必要に応じて保存区域

として指定されるよう希望します」と意見を述べている\*165。国の合意が得られないとみてひとまず譲歩した形となっている。ともあれ、古都保存法にかかる地区指定について京都市は積極的であったことがうかがわれる。京都市が原案をまとめるにあたって意見を徴した第20回風致審議会では委員から「上賀茂神社、下鴨神社、御所、二条城、神泉苑等をなぜ区域にいれないのか」といった意見も出ている\*166。こうして、歴史的風土保存区域は昭和41年12月14日に建設省原案とおり5,654haが指定され、昭和44年に上賀茂・松ヶ崎地区が追加され、合計5,995haとなっている。

なお、桂離宮周辺の歴史的風土保存区域指定についてはその後も何度か歴史的風土審議会でも議論された。たとえば昭和43年8月6日の第8回審議会では、桂地区について会長は「忘れてはならない。まだ、ここで報告するほど事務的に進捗していない。」と述べている。また、昭和45年3月9日開催の第12回歴史的風土審議会では、桂離宮について「都市計画等による特段の保存措置を講ずる必要がある」との専門委員会の報告を了承している。これは歴史的風土保存区域に指定するのではなく、他の都市計画制限等により対処すべきであると結論づけているわけである。こうして桂地区については歴史的風土保存区域に指定されず、その結果当然特別保存地区に指定されず、今日も周辺地域はほとんど無防備の状況にある。

京都御所は桂離宮とならんで歴史的風土保存区域指定の「懸案」とされていたが、第9回、第11回の歴史的風土審議会でもとりあげられ、第11回の審議会では専門委員会の「京都御所



は古都京都の中心であるから、保存区域に指定すべきであると思われる。」との報告を受けている。これに対して出席を求められた御苑を管理している厚生省の国立公園部の管理課長が、国民公園として管理しているのであらためて保存区域に指定する必要がない、手続き的に煩瑣となる、という趣旨の発言をしている。審議会会長は厚生省でも特に実害はないはずだ、縄張り争いは困ると指摘したが\*167、結局そのまま現在に至るまで指定されていない。なお、昭和47年の市街地景観条例に基づき御所とその周辺市街地は美観地区に指定され、一定の景観保全策がとられている。

#### (2) 歴史的風土特別保存地区の指定

歴史的風土特別保存地区は古都保存法の根幹をなすもので、厳しい現状変更の規制による凍結的な保存と不許可処分による土地の買い入れと維持管理等はすべて特別保存地区内に限られる。そのため、特別保存地区の指定は特に厳密さを要求される。京都市では先の歴史的風土保存区域の原案作成にあたって同時に特別保存地区についても案を作成している。昭和40年7月の試案では雙ヶ岡、大原地区も含めて10地区、2,044haがあげられていたが、昭和41年2月には桂地区を加えるとともにそれぞれ面積を増加させて11地区、2,681haの案となっている\*168。また、特別保存地区予定区域の民有地で買い上げが必要とみられる面積を474ha、必要経費を119億円と想定している。

建設省等との折衝などを経て最終的な京都市案がまとめられたのは昭和41年9月下旬という。この案では、桂、大原、高雄地区がはずされ、当初案にはなかった醍醐地区が加えられ、合計2,000余haに縮小され、さらに昭和42年1月13日に開催された京都市風致審議会第

2回古都保存特別会議ではより縮小された1,454haが提案されている。これは特別保存地区にかかる規制内容が当初京都市が考えていたものより厳しくなっているため縮小せざるを得なくなったと説明されている。

この会議では桂周辺が特別地区からはずされたことについて厳しい追及がなされたが、事務当局は「建設省と折衝しているが、建設省は桂は単なる点であり、指定要件の面的広がり満足していない」といっている。桂は第2次指定を考えたい」と表明している。その他の特別保存地区の指定案については特に異論は出なかった。

#### (3) 雙ヶ岡の特別保存地区指定をめぐって

ところが、この風致審議会の後の、特別保存地区を都市計画決定するために開催された京都都市計画地方審議会に対する建設大臣の諮問案では雙ヶ岡地区の面積17haが削られ、11地区、1,437haとなっていた。これに対して委員から雙ヶ岡を指定しなければ歴史的風土を守るといふ京都市民の願望からして重大な決定となるので、決定はしばらく待つべきだという意見が出た。京都市側は雙ヶ岡がはずされたのは非常に残念である、しかし特別地区は早く決定する必要があるため、今回の案は第1次案として決定し、雙ヶ岡は今後とも建設省と折衝していく、としている。京都府は建設省の考え方として、正式に聞いたわけではないがとしつつ、①仁和寺と雙ヶ岡は市街地でその間を隔てられて一体となっていない。②予算的にすぐ買い上げるのは困難である。将来自然をいかした公園として整備するという考え方でいくべきである。③文化財保護法で守られるのではないかと、守るべきだ。の3

点を述べている。また、京都府教委はこの席で、文化財保護法だけでは雙ヶ岡は守りきれない、古都保存法の立法の経過もあり、雙ヶ岡を特別保存地区からはずすのはおかしい、次回の指定があり得るとしても、そうであるなら最初から入れておくべきだと意見を述べた。反対の委員からは雙ヶ岡の買収予算が取れないことを建設省が理由にしているのであれば、古都は守れない。この古都保存法の精神は古都を守るために経済的裏付けをして保存しようということではなかったかと鋭い意見も出た\*169。

審議会は雙ヶ岡問題に納得がいかない以上他地区の指定も含めて議案全体を継続審議とすべきか、雙ヶ岡を含む御室衣笠地区のみを継続審議とし、他地区は認めるとするかで議論が重ねられたが、結果として後者をとることに\*170し、ここに11地区、1,437haの特別保存地区の指定が決定した。

この雙ヶ岡の特別保存地区指定が都市計画審議会で継続審議になったことについて、同年5月29日に開催された第5回歴史的風土審議会でも取り上げられた。

建設省は特別保存地区としなかった理由について、①仁和寺と雙ヶ岡の間は京福電鉄、国道が走り人家が連坦しているため完全に分断されている。②雙ヶ岡自体を独立した特別保存地区として考えると、歴史的に重要な建造物や遺産があり、それを取りまいて一体の歴史的風土を構成している必要があるが、そうしたものが存在しない。③現在、文化財保護法により展望地域として名勝に指定されている。その性格を生かした自然公園的な活用を今後考えていくべきではないかと報告している\*171。これに対し、委員から京都市で

買収できないかとの意見があり、委員として出席した富井京都市長は、「古都保存法ができて国の補助によって買い上げようということになったのですから、それをもらわずに買うということは、ちょっとできませんね。」「われわれは、当然入れるべきだという観点に立っているわけで、除外されたのがむしろ意外に思っているのです」等と強い不満を表明している\*172。

昭和42年の第104回京都都市計画地方審議会で継続審議となった雙ヶ岡を含む御室衣笠地区の特別保存地区指定について、第106回審議会では国の正式の見解が未だ届いていないとして審議保留となった。しかし、昭和44年3月31日の第112回審議会において、建設省が雙ヶ岡の地区指定をする考えがないことがはっきりしたので、御室衣笠地区を雙ヶ岡を除いて地区指定することが提案され、府教委等文化財保護関係者はなお不満であったが、そのまま議決され\*173、ついに雙ヶ岡の古都保存法にかかる議論は決着した。

雙ヶ岡は再び主として文化財保護行政の対象となり、前記したように昭和54年初めに名勝指定区域を文化庁の補助を受けて京都市が買収し、その後昭和61年度にかけて史跡公園として整備し、今日に至っている。

#### 7-4 小結—古都保存法の課題

古都保存法は京都、鎌倉、奈良等の市民を初め多くの国民の声をを受けて制定された。この法律は歴史都市について従来の各種の自然や文化財の保存施策を超え、規制のみでなく、一般国民の負担において保存に必要な土地を買い入れ、適切に維持管理することにより、古都の歴史的遺産を後代に伝えようとするも



のである\*174。したがって保存区域や保存計画の決定を建設行政、文化財行政の枠を超えて総理大臣の権限としていること、またその諮問機関として総理府に歴史的風土審議会をおいていることなど、従来の制度とは大きく異なる枠組みを持っている。しかし、国民の期待が大きいほど、課題も大きい。ここでは古都保存法の課題について二、三考察したい。

その第1は保存の対象をほぼ自然的景観に限定していることである。古都保存法が直接的には都市計画法の風致地区制度や文化財保護法の名勝指定の限界から生まれたものであることは明らかであるが、世論はそれを超えて歴史的都市全体、あるいは歴史的な地域全体の保存をどうするのかに込めるものとの期待もあった。じっさい京都においても、保存区域の検討段階の初期には「候補として嵯峨野、東山一帯をまず挙げ、修学院、桂離宮、桃山、醍醐についても早急に検討する。また市街地内の高瀬川流域、三十三間堂、神仙苑周辺、東山地域をどうするかはまだ作業が進んでいない\*175」としており、市街地部分も歴史的風土保存区域に指定できると考えていた。しかし、国との折衝の中で歴史的風土保存区域、特別保存地区の指定案の範囲が縮小されていったのは先に見たとおりである。

これは、古都保存法による「古都」、歴史的風土」等の概念が限定されていることによる。また、後述のように規制に伴う買入れできる範囲が限定されていることも大きい。

「古都」とは、古都保存法においては「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう」としている。政令で定める市町村としては天理

市、橿原市、桜井市、斑鳩市、明日香村が指定されている。問題はこのほかの地方の歴史都市が古都保存法の適用対象となるかどうかであった。古都保存法の成立当初、平泉や日光、太宰府なども指定の検討がなされたが、指定基準にある「全国的」、時代を代表する」、あるいは「長期にわたる」に該当するかどうかの検討、及び地元事情のなかで、一部歴史的風土審議会専門委員会の現場調査等をしながらも結局指定できず現在に至っている。立法当事者には、地方の歴史都市も古都と考えるべきという考えがあったようであるが\*176、現状ではきわめて限られた市町村だけが対象となっている。

次に「歴史的風土」についてであるが、古都保存法は「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。」としている。したがってまず、歴史上意義を有する建造物、遺跡等があることが第1条件で、第2にそれが周囲の自然環境と一体となしている必要がある。このため、たとえ歴史都市の一部であり、歴史上有意義な建造物等があっても市街地は歴史的風土とはなり得ない。なお借景は、そのもの自体は「建造物、遺跡等」でないため歴史的風土ではないということになる。また、桂離宮もそのものとしては価値があっても、周囲の自然環境と一体をなしているほどの地域的広がりやを有していないため、歴史的風土ではなく、したがって歴史的風土保存区域に指定され得なかったのである。さらに、古都保存法は風致地区制度を母体としてその発展形として構想されたため、市街地部分は初めから除外しており、別途美観地

区その他の手法での保全にゆだねているのである。

このような古都保存法による「歴史的風土」の定義については識者から批判があった。たとえば歴史的風土審議会専門委員であった太田博太郎氏は「都市はもちろん人間が造ったものである。周囲の自然も、全くの自然ではない。は植林されたものであり、田畑は耕されたものである。これらは人間の歴史的所産であり、歴史的風土と呼んでさしつかえないものである。そして、それらの全体が、一体となって、個々の土地の個性を形造っている。人がふるさとと呼ぶものがこの歴史的風土なのだ。」として、古都保存法による地区指定が「山林、農地は含めても、集落を除外しているため、人文景観である一般の建築物のあるところは地域外にされ、集落や都市景観の保存に役立たないどころか、逆効果さえ引き起こしかねない。\*177」と批判している。また、同じく専門委員であった西山卯三氏も同様に「この法律は『歴史的風土』といっているが、『自然環境と一体』という規定に基づいて自然環境、つまり山林、原野、田畑などだけを対象地域として、市街地を原則として対象地域に入れていないということである。ということは市街化した空間の中にある文化財や遺跡の環境は保全・保護の対象とならず、なにも守ることはできない。とすればそれは『古都』といっても都市化地域は全く採り上げないということで、都市環境を整備し保存していくといった点ではまったく意味がないのである。\*178」と厳しく指摘している。

これについては歴史的風土審議会専門委員会でも議論され、「歴史的風土には人文的環

境も含まれるのであって、歴史的風土保存区域の指定にあたっては、単に歴史上主要な建造物、遺跡等と一体となる自然的環境に止まることなく、今後さらに、古都並びに歴史的風土の概念について検討を加える必要がある。\*179」との結論をだしている。しかし、これは古都保存法の体系をくずすことになりかねないことから、根本的な検討はされていないようだ。ただ、昭和44年10月2日の第11回歴史的風土審議会では、「保存区域の指定については各委員から人文景観を含めるよう強い要望があり、少なくとも文化的資産とともに周囲の自然的景観と一体をなしている人文景観は、歴史的風土保存区域の指定基準第一の1に含まれるものと思われるので現行の基準はそのままとする。」との専門委員会の報告を了承した\*180。これは、人文景観が重要であることは認める、その指定は現行基準でもできるというように解釈できるが、事務局が「人文景観を指定した場合（人がその中で生活している）に、いろいろ難しい問題が起りますので、指定そのものには、いろいろ議論があるかと思いますが、少なくとも基準といたしましては・・・」と述べているように、けっして人文景観の地区指定に積極的になったことを示すものではない。もちろん、その人文景観も周囲の自然景観と一体となることが指定の要件であり、市街地は想定していない。

第2に特別保存地区の指定がごく限られていることである。特別保存地区は指定基準が定められているが、それには、①歴史上重要な文化資産とその周囲の自然的環境が一体となって「歴史的風土」の重要な部分を構成している地域であること。②・・・当該地域にお



ける建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。③都市計画区域内の地域であることとある。このうち特に①が重要であるが、この基準によれば、京都御所や桂周辺地域が該当しないことはもちろん、先に見たように雙ヶ岡さえ該当しなくなってしまうのである。何のための保存法かという声があっても当然であろう。

第3に規制手法の課題である。

古都保存法では保存区域と特別保存地区を定め現状変更行為を規制している。このうち、保存区域は届出制度をとり、その対象範囲も特別保存地区内の許可の対象行為よりやや狭くしてある。これは保存区域内では古都保存法により特別の制限を加えようとするものではないことを意味するとともに、この区域内の規制は風致地区、建築基準法、文化財保護法等他法令にまかせておこうとする態度である。事実、保存区域の指定にあたってはその下地として風致地区の指定が要請される。保存区域内での行為の届出に対しては助言、勧告制度がもうけられているが、京都市では保存区域のほとんどすべてが風致地区の指定されており、実際は風致地区の許可申請をもって保存区域における届出があったものと取り扱っている。したがって、保存区域の届出制度はほとんど意義を失っている。

一方、特別保存地区は凍結的保存をめざし、許可制度により現状変更行為は一部を除いては厳しく制限される。このため、指定基準によるまでもなく、集落等の人家のある地域は指定がきわめて困難である。もちろん、開発や現状変更行為をほとんど不可能とする地域制度は大きな積極的意味を持っている。しか

し、地域特性にあわせて凍結的な規制を図る地区から形態、意匠が周辺景観に調和していれば新築も許可するといった地区までを設定するという、京都市が当初考えていたような種別基準による段階的規制制度をとっていれば、地元の理解を得て、伝建地区制度を待たずして集落景観の保存も可能であったかもしれない。

第4に土地の買入れと維持管理の課題である。古都特別保存地区では行為の不許可によって通常生ずべき損害を補償する制度と、不許可により土地利用に著しい支障を来すとして買入れの申し出のあった土地の買入れ制度が働く。損失補償の規定は適用にあたって種々の条件や困難があつてほとんど事例がないが、土地の買入れは厳しい土地利用規制に伴う土地所有権の救済という形で、一定の要件のもとで府県（京都の場合は京都市）がその土地を買入れ、公的管理のもとで保存の効果を挙げようというもので、厳しい財政事情の中で、これまで現状変更行為の許可審査業務とともに古都保存事業の中核的業務として多数行われてきたものである。京都市においても平成4年度までに計180haを総額130億円を投じて買入れてきた。

これらの土地の買入れについては、国の補助が得られるが、国の予算が少ないこと、補助率が切り下げられたこと（当初は5分の4、その後国の財政難により臨時的に10分の6.25、6.5となり、平成5年度からは10分の7）等により、買入れ申し出に対して数年間の待機を要請することが通常となっている。これに対しては買入れ予算の確保に努めることも重要であるが、一方では規制制度の運用面での緩和とそれによる土地利用の一定の範

囲拡大等により買入れ要望を少なくすることも検討する必要があるとされている\*181。ただ、この緩和については特に慎重であるべきであろう。

次に買入れ地の維持管理と活用の問題がある。買入れ地は景観保全の目的のために買入れられているため、買入れ時の状況をそのまま維持することが原則である。農地は農地として農民に貸し出す等により耕作し続ける必要がある。山林は樹木の手入れ等により育成管理する必要がある。防災工事、立ち入り防止対策も欠かせない。しかし、一方では買入れ地は国民すべての財産であり、広く利活用が図られるべきである。このような利活用が図られ、国民市民に親しまれてこそ古都保存事業もより発展していくことだろう。ここにも保存と活用の調整が必要な分野がある。

## 第8節 結び

本章では戦後から昭和40年代初期までの景観思潮と保全施策の検討をおこなった。

昭和25年に京都国際文化観光都市建設法が制定されたことはよく知られているが、その意義や内容についてはほとんど知られていない。本章第2節、3節ではこの特別法に基づく「文化観光保存地区」指定が検討されたこと、そしてこの過程で再び美観地区指定が浮上し、「美観高度地区設定要項」案が作成されたことを示した。しかし、どちらも結局は日の目を見なかった。

美観地区の指定については、第4節でさらに昭和33年に「美観地区条例（案）」が作成され、昭和30年代後半には数年にわたって美観地区の地区指定案と条例案の作成などが行

われたことを資料によって詳細に明らかにした。後段の美観地区の検討では、第1に建築基準法の「美観地区」に基礎を置きながらも、建築物のみならず、工作物、屋外広告物をも規制誘導の対象としようとしたこと、第2に“保存的美観地区”と“新しい街区の美観地区”の2種を設定したこと、第3に景観上主要な道路、地点からの展望域の景観向上の図ろうとしたこと、第4に街灯、電柱、公衆電話、橋梁等のデザインの協議、地区内における展望塔、高架道路等の禁止などを規定し、京都の市街地景観を総合的に保全、形成しようとしたことを指摘した。そして、この条例案が建築基準法上成立しがたいことを建設省等から指摘されると、基準法の改正案を政府に提案するなど、美観地区実現への強い意志を示していた。しかし、このような法制上の問題と経済成長の足枷となるのではとの市議会の消極的な態度によりまたも実現できなかったのである。この検討案は今日見ても非常に先進的な内容を含んでおり、これがもし実現していたら、この直後の京都タワー建設問題も、また違った展開を見せていたであろうし、京都の都市景観は今日ほど混乱をしなかったのは間違いなからう。

第6、7節では昭和39年に起こった京都タワー建設問題と雙ヶ岡開発問題をとりあげた。京都における大規模な開発と景観の保全問題が市民のみならず全国的に大きな関心を呼んだ。京都タワーは結果的には建設が強行されたが、京都の景観はどうあるべきかがはじめて正面切って議論されたこと、京都での巨大な構造物の建設はより慎重にすべきであることを市民、専門家、行政それぞれが理解したこと、後のN T T電波塔計画の敷地移転、さ



らには市街地景観条例の制定、とりわけ、「巨大工作物規制区域」制度創設のきっかけの一つとなったことに意義があると言える。雙ヶ岡問題は世論の盛り上がりと行政の強い取り組みにより開発を阻止したこと、鎌倉

の鶴ヶ岡八幡宮裏山の開発問題とともに古都保存法制定の原動力になったことに意義がある。第7節ではその経過と古都保存法をめぐる諸問題について論じた。

#### 脚注

- \*1 星澤一昭「京都御苑と京都御所」『かんきょう』1980（昭和55年）.9，ぎょうせい刊，p.79
- \*2 京都市編『京都の歴史』第7巻，学芸書林，p.537，1974（昭和49年）.4
- \*3 『京都府百年の資料』第4巻社会編，京都府刊，p.15，1972（昭和47年）.9 なお，京都参与事務所は，慶応3年12月12日，王政復古を宣言した新政府によって京都行政の機関として設けられ，新政府の方針を直接市民に伝達したものである。同時期に市中の治安維持のため，京都市中取締役所が設けられが，これは翌4年2月に京都裁判所と改称され，同年閏4月に京都府となった。
- \*4 同上第7巻 建設交通通信編p.27，1972（昭和47年）.3
- \*5 同上 p.23
- \*6 この「町並一間引下げ問題」については石田頼房『日本近代都市計画史研究』，柏書房刊，p.138～149，1987（昭和62年）.12で詳細に分析している。石田は，この布達は道路拡幅を目的としたものであるが，当時のやや疲弊した京都にあって道路拡幅の必要性も一般認識になり得ず，無償で民有地を一間引退させる指定建築線的手法は合理性を持ち得なかったと論じている。
- \*7 前出『京都府百年の資料』第4巻社会編，p.27
- \*8 田辺朔郎『琵琶湖疏水誌』，1920（大正9年）
- \*9 『京都電灯株式会社五十年史』，京都電灯株式会社刊，p.164，1939（昭和14年）
- \*10 星澤一昭 前掲書 p.80
- \*11 御苑は明治3年から京都府が管理していたが，大内保存事業が完了した明治16年以降宮内省に移り，宮内省がその後の整備を進めた。
- \*12 官林としては上賀茂，神山，比叡山，阿弥陀ヶ峯，將軍塚，貴船など。『京都府百年の資料』第2巻商工編 p.603～604，1972（昭和47年）.3 参照
- \*13 前出『京都府百年の資料』第7巻 建設交通通信編，p.69
- \*14 琵琶湖と京都を水路で直結する最初の計画は角倉了以が慶長19年（1614），幕府に願い出たものと言われている。寛政末年（1799頃）には，立案者は不明であるが，大津の琵琶湖岸から京都の鴨川に直結する疏水が計画された。また，天保12年（1841）には京

都壬生村の百姓3名が疏水計画を出願している。さらに幕末・文久年間には豊後岡藩主中川久昭が琵琶湖・京都通船計画を建議している。京都市編『京都の歴史』第6巻，学芸書林刊，p.21，1973（昭和48年）3

- \*15 寺尾宏二「疏水工事史」『琵琶湖疏水図誌』東洋文化社刊，p.247，1978（昭和53年）5
- \*16 田辺朔郎『琵琶湖疏水誌』，p.59～60 1920（大正9年）
- \*17 西川幸治「琵琶湖疏水と田辺朔郎」『琵琶湖疏水図誌』，東洋文化社刊，p.269～270，1978（昭和53年）.5
- \*18 森谷尅久+山田光二，『京の川』，角川書店，p.176，1955（昭和55年）.12
- \*19 「日出新聞」1892（明治25年）9.18
- \*20 『京都府百年の資料』第3巻 農林・水産編 p.615，1972（昭和47年）.3
- \*21 京都府編，『京都府会史』，p.209，1913（大正2）
- \*22 街路取締規則 明治19年12月9日制定，『京都府百年の資料』第7巻 建設交通通信編 p.378～381，1972（昭和47年）.3 第5条 一，釣看板ハ地盤ヲ距ルー一丈以上ニ限リニ尺以内 第9条 街路ニ沿フタル宅地ニシテ奥行九尺以上ニ空地アリ市街ノ体裁ヲ損スル場所ハ其境界ニ墻塀ヲ設クヘシ 第28条 街路ノ掃除ハ左ノ区別ニ従フヘシ 一人家兩側ニ在ルトキハ其戸前地先ノ中央ヨリ区分シ各居住者又ハ所有主之ヲ分担シ片側ニ在ルトキハ其全部ヲ負担スヘシ空地ノ地先亦之ニ準スヘシ 第39条 街路ニ臨ミタル屋根，物干又ハ窓手摺等ニ檻樓其他見苦敷若クハ危険ナル物品ヲ置クヘカラズ
- \*23 大正4年，堀川通り拡幅の際に沿道に松並木，大正9年，丸太町通りに街路樹を整備など
- \*24 前出『京都電灯株式会社五十年史』p.164
- \*25 京都市会事務局，『京都市会史』p.504，1959（昭和34年）
- \*26 「製造場取締規則改正ニ対スル建議」『京都経済の百年』資料編 p.312～313
- \*27 京都民報 1991年8月25日付 奥田修三「明治中期，京都府会の景観問題論議」
- \*28 京都市編，『京都市政史』上 p.322～323，1940（昭和15年）
- \*29 京都市編，『京都市政資料』2 p.8，同3 p.13
- \*30 前出『京都市政史』上 p.159
- \*31 同上
- \*32 「日出新聞」1911（明治44年）4.22
- \*33 『建築雑誌』第134号，建築学会，p.50，1896（明治29年）
- \*34 同上第156号，p.42～43，1900（明治33年）
- \*35 京都府編『京都府百年の資料』第2巻 商工編 p.71，1972（昭和47年）.3
- \*36 京都市編『京都の歴史』第8巻，学芸書林刊，p.552，1975（昭和50年）.3
- \*37 渡部武「日本風景論の系譜」『伝統と現代』



- \*38 三大事業は明治40年から大正2年にかけて施工された。その事業費は
- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 第2疏水運河開さく並発電事業 | 4,189,252円  |
| 2. 水道事業           | 2,669,934円  |
| 3. 道路拡築及軌道布設      | 10,223,538円 |
- 高田景「大京都の都市計画に就て」p.5-昭和6年11月
- \*39 関連事項 大正9年7月 都市計画委員会設置  
 大正10年8月 都市計画路線及都市計画事業年度割りの決定  
 大正11年8月 都市計画区域設定, 用途地域, 防火地区指定  
 大正13年2月 市街地建築物法を市域外の都市計画区域全域に適用  
 大正13年3月 受益者負担の規定制定
- \*40 京都日出新聞大正9年3月14日付け記事
- \*41 京都市編『京都の歴史』第9巻P.25
- \*42 京都日出新聞大正9年2月3日付け記事「高瀬川五条以北を暗渠として閑却し去るは誠に京都市商工業発展を阻碍することの多きと共に名勝風致地帯を傷け角倉了以翁偉業をして埋没せしむるのみならず政府が史蹟名勝保存の大方針に矛盾するの施策と思惟仕候」
- \*43 京都市史編さん所 京都市政史料25「京都市政小史」大正編P.26
- \*44 これに至る経過については、山本善積「高瀬川をめぐる都市計画論争の検討」(昭和57年度第17回日本都市計画学会学術研究発表会論文集)に詳しい。
- \*45 京都市史編さん所「京都の歴史」第9巻 p.26
- \*46 京都日出新聞 昭和11年7月10日付
- \*47 大正12年6月14日京都府庁議決定「鴨川河川敷一時専用並工作物施設の件」
- \*48 昭和4年10月25日京都府庁議決定「鴨川河川敷に半永久的高床設置制限に関する件」
- \*49 参考
- 三大事業により拡幅された7路線
- | 路線名     | 幅員(間) | 延長(哩) | 起終点             |
|---------|-------|-------|-----------------|
| 1 東山線   | 9.8   | 1.2   | 聖護院～七条          |
| 2 烏丸線   | 10.15 | 2.9   | 今出川～塩小路通        |
| 3 千本大宮線 | 9     | 2.9   | 今出川～七条          |
| 4 今出川線  | 9     | 1.0   | 千本大宮～烏丸線起点      |
| 5 丸太町線  | 10.12 | 2.0   | 丸太町通千本大宮線～東山線起点 |
| 6 四条線   | 12    | 1.6   | 四条通千本大宮駅～東山線    |
| 7 七条線   | 10    | 1.4   | 千本大宮線終点～東山線終点   |
| 合計      | 8～15  | 13.1  |                 |
- 大正2年完成。ただし、舗装はされていなかった。

- \*50 四条通りには建築線も設定された。大正12年9月15日 京都府告示第426号四条石段下より四条大宮 道路より2尺。なお、大正11年都市計画京都地方委員会に防火地区設定の件が付議されたが、常務委員会は次の2条件を付して原案に賛成した。
1. 防火地区設定の施行に当りては低利資金の融通を得て完成さるべきこと
  2. 四条通りには建築線を四条通りより1尺五寸後退して指定さるべきこと
- \*51 篠原修「景観工学の成長が意味するもの」土木学会誌1986年1月号p.54によれば「このような都市の顔となる目抜き通りの設計の原則は市区改正準用街路として完成した大阪の御堂筋、京都の烏丸通においても忠実に守られた。複数列のぜいたくな植栽帯が確保され、歩道幅員は車道幅員とのプロポーションによって定められた。当時の設計にかかる街路の歩道に余裕があるのはひとえにこのためである」という。
- \*52 京都電燈株式会社五十年史, 昭和14年刊 p.164
- \*53 同上
- \*54 同上p.166
- \*55 当時東大助教授の内田祥三は大正7年建築雑誌378号の中で建築条令の必要性を衛生、防火、保安、構造、都市の美観体裁の面から論じている。都市の美観体裁については「市民の幸福と都市の発達に大きな関係を有すること」としている。
- \*56 旧都市計画法第10条「都市計画区域内ニ於テハ・・・必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為メ特ニ地区ヲ指定スルコトヲ得」
- \*57 日本緑化センター「大阪府における風致地区調査報告書」p.6 昭和56年3月 なお、これに続けて「・・・モノデアッテ之ヲ放任スルトキハ土工ヲ加ヘ又ハ其土地ニ相応セザル建築物ヲ建築シテ為ニ風致ヲ損シ歴史的価値ヲ減殺スルニ至ルコトヲ虞レタル結果此ノ制度ガ生マレタノデアアル。此ノコトハ必ズシモ都市計画法ニ依ラズ史蹟名勝天然記念物保存法(大正八年法律第44号)ニ依ッテ其ノ目的ヲ達スルコトガ出来ル」とある。
- \*58 明治神宮の表、裏、西各参道及び其の両側境界線より奥行10間の区域と外苑青山口の付近
- \*59 特別都市計画委員会への提案説明-平野真三「本邦最初の風致地区指定」(都市問題第3巻4号p.169 大正15年)
- \*60 都市計画東京地方委員会「東京に於ける都市計画の地区統制」(第4回全国都市問題会議総会研究報告p.418 昭和9年)
- \*61 北村徳太郎「風致地区について」昭和2年 都市公論10巻4.7.8
- \*62 同上
- \*63 都市計画東京地方委員会「東京に於ける都市計画の地区統制」 p.419
- \*64 飯沼一省「都市計画の理論と法制」昭和2年
- \*65 佐藤昌一「日本公園緑地発達史」上巻



- \*66 田中正大「日本の自然公園」 p.124~131 昭和56年
- \*67 伊坂善明ら「風致地区制度の歴史に関する研究」昭和55年9月 日本建築学会大会  
学術講演会梗概集」p.1419  
なお、この時期文化財保護についても、おりからの不景気で日本の文化財、特に個人  
所有の物がどんどん海外に流出したことから、その防止のため国宝保存法が改正され  
ている。社寺しか対象にしていなかった国宝を個人の所有物まで対象に広げたのであ  
る。
- \*68 京都市役所「京都都市計画概要」昭和19年4月 p.32
- \*69 「京都の風致保存問題」都市問題第5巻4号 p.137 昭和2年10月刊 その予定地  
区としては、稲荷山以北東山一帯の地域、比叡山、吉田山、松ヶ崎付近、上賀茂、鴨  
川及び高瀬川の一部、西賀茂、船岡山、衣笠山、仁和寺付近、雙ヶ岡、宇多野、嵯峨  
嵐山一帯、長岡天神、天王山、桃山御陵付近が挙げられていた。
- \*70 関口勲「京都都市計画風致地区に就いて」都市公論13巻7号p.111~112 昭和5年
- \*71 北村徳太郎「風致地区に就いて」（国土画と緑地問題 所収 p.130 ~131
- \*72 なお、都市計画京都地方委員会は昭和4年12月の修正案可決にあたって「右に追加  
せられなかった部分其の他平地部に於いて相当風致維持の必要ありと認むる地域に付  
いては速やかに調査の上地区に指定するよう発案せられたい」との希望条件を付すな  
ど非常に積極的であった
- \*73 関口勲「京都都市計画風致地区に就て」都市公論第13巻第7号 p.113昭和5年
- \*74 馬場隆一「京都と風致に就いて」京都園芸 第16輯 p.18~24
- \*75 昭和5年京都府令第6号風致地区規則第4条
- \*76 京都府行政文書「風致地区 昭和6年監理課」等
- \*77 中林浩「1930年代における景観・都市美についての計画理念」（昭和57年度第17  
回日本都市計画学会学術研究発表会論文集 p.436~437にも当時の許可申請書の内容  
についての分析が記されている
- \*78 馬場隆一「京都と風致に就いて」 京都園芸 第16輯 p.18~24
- \*79 高田景「京都市の都市環境とその改善策に就いて」第4回全国都市問題総会（東京）  
研究報告 昭和9年
- \*80 昭和5年国勢調査 市人口952,404人、内旧市域人口 765,142人
- \*81 都市計画京都地方委員会「京都府における風致地区取締に就いて」昭和9年 第4回  
全国 都市問題会議総会 研究報告 p.278
- \*82 田中正大「日本の自然公園」 昭和56年 p.222~223
- \*83 高田景「大京都の都市計画に就いて」 p.58~p.59 昭和6年
- \*84 高田景「京都市の都市環境とその改善策に就いて」第4回全国都市問題総会（東京）  
研究報告 昭和9年 p.24

- \*85 高田景 前掲書 p.34
- \*86 京都府土木部「風致地区に就いて」昭和9年 p.13  
「観光施設は多岐に亙るのでありますが、それと共に是等施設の基礎をなすものは実に  
自然の風致でありまして、是を保存することは特にわが京都の経済作興上最も緊要なる  
事であります。」 p.32  
「風致維持は単に一部風流人の懐古的、有閑的満足のための現状固執とは全然反対であ  
りまして、全公共の現実生活の福利増進こそ唯一の根本目的なのであります。特に京都  
の観光事業の一部として最も深刻に考慮さるべき問題でありまして・・・
- \*87 「京都市の風致保存問題」『都市問題』 昭和2年10月 p.139
- \*88 京都日日新聞 昭和2年6月4日
- \*89 市街地建築物法的美観地区に関する他の条文は以下の通りである。  
第136条 地方長官ハ美観地区ニ在ル建築物ニシテ環境ノ風致ヲ害シ街衢ノ体裁ヲ損ス  
ト認メルトキハ其ノ除却、改修、其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得  
第137条 地方長官ハ美観地区内ニ建築スル建築物ノ意匠ニ関スル設計ニシテ環境ノ風  
致ヲ害シ又ハ街衢ノ体裁ヲ損スルト認メルトキハ其ノ設計ノ変更ヲ命スルコトヲ得  
第138条 地方長官ハ美観上必要アルト認メルトキハ美観地区内ニ一定ノ区域ヲ指定シ  
其ノ区域内ノ建築物ノ高さ、軒高又ハ外壁ノ材料及主色ヲ指定スルコトヲ得  
第139条 地方長官ハ前三条ノ措置又ハ指定ニシテ重要ナリト認ムル事項ニ関シテハ主  
務大臣の認可ヲ受クベシ。
- \*90 北村徳太郎「風致地区に就いて」『国土計画と緑地問題』p.129
- \*91 越沢明「東京の都市計画」第1章 平成4年
- \*92 黒田鵬心「破壊されたる帝都と其の復興」建築と社会 大正12年10月号、佐藤功一  
「都市の美観に就て」建築と社会 大正12年12月号
- \*93 伊東孝「都市及び地域景観保全制度の展開過程と景観思潮に関する研究」p.29 1978  
会長 阪谷芳郎、副会長 本多静六他名、理事10名、常務理事4名
- \*94 足達富士夫「地域景観の計画に関する研究」p.85他 1970
- \*95 足達富士夫 前掲書 p.88
- \*96 都市計画東京地方委員会「東京に於ける都市計画の地区統制」昭和9年 第4回全国  
都市問題会議総会 研究報告p.427
- \*97 宮脇檀他「続・現代建築用語録」p.203 昭和53年
- \*98 高田景「京都市の都市環境とその改善策に就いて」第4回全国都市問題総会（東京）  
研究報告 昭和9年 p.28
- \*99 京都市役所「京都市政史」p.723~724 昭和16年
- \*100 京都市役所 前掲書 p.669
- \*101 都市計画地方委員会職員一東京、神奈川、千葉、静岡2、愛知、三重、岐阜、京都2、



- 大阪3, 兵庫 地方自治体職員-東京, 横浜, 京都府, 京都4, 神戸, 朝鮮総督府,  
大連 大学その他-東大, 長野市観光協会
- \*102 日本建築協会「建築と社会」昭和15年 5月号 巻頭言
- \*103 新名種夫(大阪市都市部建設課長)「都市美雑感」建築と社会 昭和15年5月号  
p. 27
- \*104 京都市史編さん所「市政史料14 京都市総合計画の変遷史 上編」p. 39~50
- \*105 京都市会事務局「京都市会史」p. 250, 京都新聞 昭和57年8月17日付「疎開事業のこ  
ろ」
- \*106 京都市建設局小史「建設行政のあゆみ」p. 255
- \*107 京都市会事務局「京都市会史」p. 235~238
- \*108 参考 第1条 この法律は、京都市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、  
美術的に重要な地位を有することにかんがみて、国際文化の向上を図り世界恒久平和  
の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整  
備によってわが国の経済復興に寄与するため、同市を国際文化観光都市として建設す  
ることを目的とする。
- \*109 この時期、前述の広島、長崎のほか別府、伊東、熱海、横浜、神戸、松江、芦屋、松  
山、軽井沢でも特別法が施行された。
- \*110 京都市史編さん所「京都市総合計画の変遷史」上編p. 65
- \*111 京都国際文化観光都市建設審議会建設部会資料目録(昭和26年)
- \*112 京都市企画主幹「美観地区調査報告書」p. 154, p. 169 昭和39年7月
- \*113 京都府都市計画課資料「風致の維持」昭和28年7月 より
- \*114 昭和25年3月18日開催の都市計画京都地方委員会議事録によれば、戦争中の山林伐採  
面積1400町歩、戦後は年に150町歩の伐採が続いていると言う。
- \*115 京都府都市計画課資料「風致の維持」昭和28年7月 より
- \*116 この特別地区は昭和45年の京都市風致地区条例の制定まで存続した。
- \*117 京都市都市計画局計画課地域係長 有坂松樹「京都市の都市計画」京都市統計情報  
1961 1月号p. 8
- \*118 京都市風致地区規則(昭和31年11月1日 規則第66号)
- \*119 昭和32年-761件, 昭和37年-1153件, 昭和43年-1784件-京都市資料
- \*120 「官僚的な行政ではまずいので風致相談室というものを風致課の中にこしらえて週に  
2度、2人の先生にお願いし、施工される人の相談にのっているわけである。」-昭  
和38年第6回風致審議会における今川都市計画局長の発言
- \*121 中山晋「風致地区の現状」-『公園緑地』1966 vol127 no. 3, 4 p. 78
- \*122 京都府議会「京都府議会史(昭和20年~30年)」p. 176~180
- \*123 京都市建設局小史「建設行政のあゆみ」p. 101, p. 142

- \*124 「東京都美観地区条例(案)」指導課企画班 昭和28年12月14日
- \*125 大阪市総合計画局・建築局「大阪市における美観地区制のあり方について」1974. 10  
はじめにより
- \*126 「京都国際文化観光都市建設計画美観地区条例(案)」第1次案 昭和33年2月15日  
付
- \*127 京都市史編さん所「京都市総合計画の変遷史」下編 p. 1~
- \*128 京都市史編さん所「京都市総合計画の変遷史」下編 p. 13
- \*129 京都市都市計画局都市景観部都市景観課保存資料
- \*130 都市美調査部会資料-美資10 昭和36年7月1日現在
- \*131 京都市会議事録 上 p. 825下段 (昭和35年)
- \*132 京都市都市計画局計画課「京都市の都市計画」-京都市統計情報 昭和36年1月号
- \*133 建築史家の関野克氏はすでに昭和33年に文化財とその環境を守るための美観地区の考  
え方を提案している。すなわち、「文化財の一層高度の環境保全のためには美観地区  
の指定が文化財を核として適用されることがもっとも適切であると思われる。そ  
れは文化財とその周辺環境を含めて、それらにふさわしい美的環境の造成というこ  
とである。たとえば京都の東山一帯や京都御所の付近は、文化財からみた美観地区であ  
る。」と記している。-建築雑誌 昭和33年1月号
- \*134 この時期、同様の考え方が昭和36年12月に京都市企画室が発行した「国際文化観光都  
市の命題の意味」という小冊子の中でも表明されている。p. 40~(3)京都市らしさの保  
存方法-デザイン・ポリシー
- \*135 都市美調査部会資料-美資28 昭和37年12月19日付
- \*136 (財団法人)環境文化研究所「環境文化第50号 歴史的町並みの総点検」(昭和56年  
3月発行)所収の座談会「地方行政と町並み・町づくり」における大西國太郎氏(当  
時京都市計画局風致課長)の発言 p. 198
- \*137 なお、同時期に京都で開催された「第10回日本都市学会大会」(昭和38年5月18~19  
日)で京都市企画主幹布袋真平氏は「京都市の環境保存と新しい建造物との調和につ  
いて」と題して発表を行っている。この中で氏は「環境保存区域と美観造成区域を  
明確にする」とし、美観地区設定を想定した論を展開している。環境保存区域につ  
いては「保存を主とする区域は一層の規制をつよめ、この区域については国家的見地か  
ら、これまで不可能視された補償または買い取り制度をも取り入れるべきだ」と述べ、  
後の古都法を思わせる提案を行っている。
- \*138 京都市会事務局「京都市議会史」p. 460
- \*139 川勝得夫「美観地区をめぐる諸問題-京都の場合(旧美観地区調査とまちづくり構想)」  
-建築雑誌 昭和45年10月号 p. 704
- \*140 京都市役所「京都都市計画概要」昭和19年4月 p. 32



- \*141 「新建築」1964 4月号 なお、京大西山研究室は「奈良計画」（「新建築」1965 10月号）も発表している。
- \*142 「新建築」1967 7月号
- \*143 京都市「京都市長期開発計画案」
- \*144 京都市計画局「京都市都市軸計画研究報告書」
- \*145 朝日新聞 1991 5月16日付け
- \*146 同上
- \*147 「新建築」1961 3月号
- \*148 伊東孝「都市及び地域景観保全制度の展開過程と景観思潮に関する研究」1978年2月『景観論争 その1：京都タワー論争』p. 63～85
- \*149 清水武彦「30年の時を経た今、京都タワーはエッフェル塔になり得たか!？」ねっとわーく京都1993 1月号 p. 17～34
- \*150 京都市会事務局「京都市議会史」p. 466～467
- \*151 京都市会事務局「京都市議会史」p. 464～466
- \*152 西山卯三「歴史的と市の保存と開発—京都を中心として—」『文化遺産の危機と保存運動』1971 p. 61
- \*153 京都市文化観光局「名勝 雙ヶ岡 環境整備事業報告書」p. 3
- \*154 京都市会事務局「京都市議会史」p. 469～470
- \*155 昭和41年3月8日 国会決算委員会議録第7号 p. 9～15
- \*156 京都市会事務局「京都市議会史」p. 474
- \*157 昭和41年2月25日 国会建設委員会議録第6号 p. 11～14
- \*158 京都市建設局「建設行政のあゆみ」昭和58年 P. 115
- \*159 高山義三「国際文化観光都市京都における建設と保存の調整」『都市問題』昭和40年（1965）1月号 P. 81
- \*160 京都市会事務局「京都市議会史」p. 491
- \*161 歴史的風土審議会答申第2号（昭和41年7月6日）「・・・特別保存地区内における行為については、原則的に諮問のとおり厳しく規制することが望ましく、おおむね原案は妥当であると認められるが、地区内居住者にとって必要やむを得ないと認められる最小限の行為については許可すべきであると考えられる。・・・」建設省都市局発行「歴史的風土審議会」昭和45年3月
- \*162 京都市会事務局「京都市議会史」p. 499～500
- \*163 昭和41年2月京都市都市計画課作成「歴史的風土保存区域」指定説明書。この案では嵯峨嵐山、御室衣笠、鞍馬、大原、東山、醍醐、桂の7区域となっていた。雙ヶ岡は含まれていない。前年の昭和40年7月の案（歴史的風土保存区域指定試案）では雙ヶ岡区域を含んでいるが、桂区域は候補となっていない。

- \*164 建設省都市局総務課長 野崎清敏「古都保存に関する諸問題」—「公園緑地」昭和41（1966） vol127, no. 3, 4 p. 9
- \*165 「歴史的風土保存区域の指定案に関する意見について（回答）」昭和41年7月8日
- \*166 第20回京都市風致審議会議事録 p. 2
- \*167 第11回歴史的風土審議会議事録（昭和44年10月2日開催）p. 33～34
- \*168 \*123参照
- \*169 しかし、当時建設省の本音としては一度国から寺院に無償譲与した土地を再び国費で買い上げることに対する反発もあったようである。また、「雙ヶ岡が疑惑に包まれた人に譲渡され、それに国費が濫費されるとしたら、古都保存法とは結局のところ国民のまじめな文化財尊重の願いに便乗して国民を二重に瞞着する道具だと非難されるかもしれない。」と論ずる学識者もいた。—西山卯三「古都保存計画（1966年論文）」『地域空間論』所収p. 529～530
- \*170 昭和42年2月1日 第104回京都市都市計画地方審議会議事録
- \*171 第5回歴史的風土審議会議事録（昭和42年5月29日開催）p. 6～7。なお、この見解については建設省都市局総務課長 野崎清敏「古都保存に関する諸問題」—「公園緑地」昭和41（1966） vol127, no. 3, 4 p. 12～13に詳述されている。
- \*172 第5回歴史的風土審議会議事録（昭和42年5月29日開催）p. 9～10
- \*173 昭和44年3月31日 第112回京都市都市計画地方審議会議事録
- \*174 大井民雄（衆議院法制局第4部長）「古都保存法解説」—「観光第6号」p. 50
- \*175 京都府議会「京都府議会史（昭和20年～30年）」p. 176～180
- \*176 建設省都市局総務課長 野崎清敏「古都保存に関する諸問題」—「公園緑地」昭和41（1966） vol127, no. 3, 4 p. 9
- \*177 太田博太郎「歴史的風土の保存—都市に個性を—」建築雑誌昭和48年1月号 p. 47及びp. 46
- \*178 西山卯三「歴史都市の保存と開発—京都を中心として—」—「文化遺産の危機と保存運動」1971 所収 p. 65
- \*179 建設省都市局総務課長 野崎清敏「古都保存に関する諸問題」—「公園緑地」昭和41（1966） vol127, no. 3, 4 p. 10
- \*180 第11回歴史的風土審議会議事録（昭和44年10月2日開催）p. 3及びp. 6
- \*181 京都市計画局長 木下博夫「京都市における古都保存事業の現状と課題」—都市計画協会「新都市」1986. 4 p. 17



補 論

海外における景観施策の研究



## 第1章 中国における歴史都市の保存

### 概要

アジアの大国中国は約13億人の人口を抱え、現代化と経済発展に懸命である。その中で何千年にもわたる文化的蓄積に基づく都市の個性が失われがちとなっている。特に国家や省の文化財に指定された文物以外の市、県級の指定文化財、また文化財に指定されていない民居や歴史的まちなみについては保全施策は十分でない。かつてわが国は急激な近代化によって多くの文化遺産や都市の歴史的個性を失い、今あらためてこれらの保全、再生に努力しているが、隣国中国においては他のアジア諸国と同様、近代化・経済発展と歴史的個性の保全、再生を同時に実現しなければならない課題に直面している。

筆者は1988年秋に「京都・西安都市計画交流団」の一員として京都市より西安に派遣され、西安と京都の都市計画の経験交流と西安市の都市景観の現況調査にあたりるとともに、北京市、上海市における歴史都市の保全の努力についてヒヤリングや実態調査を試みた。また、同時に京都芸術短大の大西國太郎教授を代表とする「都市景観計画研究会」に参加し、西安市の都市景観の保全について、西安市都市計画局のスタッフや西安冶金建築学院等西安にある大学の研究者との共同研究に加わってきた。

この日中共同研究は何次にもわたる相互訪問と実地調査を重ねてきた\*1が、筆者は再び1992年末から1993年初にかけて西安での現地調査に加わり、単独で洛陽、開封、鄭州の歴史都市についてもヒヤリングや実態調

査を行った。

本章は上記の中国における都市景観の保全と整備についてその現状と課題を検討したものであるが、第1節では中国全体の動向についてまとめ、第2節以降で西安等個別の都市について記述している。

### 第1節 中国の歴史文化名城都市の保全

#### 1-1 都市計画制度の発展と景観施策

中国の都市建設のあゆみは大きく言って次の3期に分けられよう。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ①新中国の成立から文化革命前まで | 1949～1966 |
| ②文化革命中           | 1966～1976 |
| ③文化革命以後今日まで      | 1976～     |

まず①についてみてみよう。

中国では1930年に梁思成氏らにより「中国营造学社」が組織されて以来、近代的な手法により活発に建築史関係の調査、研究が進められ、歴史的建物の保存が議論され始めた。そして、1949年のはじめの解放直前、人民解放軍司令部は梁氏を招き、保存すべき建物の全国的なリストの作成を要請した。戦火により重要な文化財が失われるのを防ぐため、前もって部隊に注意を促すためである\*2。

建国後、中国政府はすぐさま都市の計画・管理機構を設置し、都市建設を強力に進めた。とりわけ、1953年から始まる第一次5カ年計画で、各地で工業地区の建設を進め、これと都市建設を結び付け、大規模に展開した。

このような急激な建設期にあっては、社会主義建設にふさわしい建築様式が模索された。



その第一は解放以前からの歴史的建築のデザインを取り入れた復古様式であった\*3。基壇、壁身、勾配屋根の伝統的な様式をまとった建築が多く建設された。北京については、後述のように、歴史的文化遗产を保存する立場から新首都の行政中心は郊外に建設すべしと言う強い意見もあった。

しかし、第一次5カ年計画の始まった当時、共産党中央は「実用性、経済性、そして可能な条件のもとで美観に注意する\*4。」という、都市建設の基本原則を示していた。急速にかつ強固な社会主義国を建設するにあたっては、節約が第一であることを明確にしたわけである。

1956年に公布された「都市計画編制の臨時規則」では、「都市建設に工業と交通運輸業との組み合わせを密接させるものとする。」としており、都市の歴史性や景観への配慮はまだ見られない。こうした中で、復古様式は浪費に属する、民族形式の曲解であるとし、また、旧都市の保存は実際的ではないとの批判が高まった。

一方、1953年以降中国はソ連技術陣の全面的援助を受けたため、ソ連様式の建築が各地で建てられ、1960年代前半までその影響が強く残ったが、やがてその平面や立面の単調さや公式性への疑問が批判となって現れた。そして1950年代末には、「大躍進」のスローガンのもと、「中国の社会主義の建築の新しい風格を創造すべし\*5」とする主張が強くなった。こうして復古主義、形式主義が批判される中で、歴史的景観に対する関心も薄れていったようだ。

次に、②の文化革命期は新中国で最も暗黒の時代と言われ、都市建設は激しい破壊と停

滞を経験した。この時期、都市と農村の格差を急速になくすため小都市の発展に力をいれ、小工場を全国いたる所に建設した。大都市では建設が停滞し、多くの都市民が農山村に下放され、活力がそがれた。文革中、文化財は“四旧”の一つとされ、多くの寺院や貴重な文化財が破壊や損傷を受けた\*6。北京の旧都城も文革中にほとんど破壊され、道路と地下鉄がその跡地に建設された。

③は文革によって受けた破壊を回復し、新たな発展をめざして都市計画法制を整備し、都市景観対策も含めた新しい都市計画を進めている時期である。

1978年、中国共産党は4つの現代化建設方針を打ち出し、都市建設についても同年、全国第3次都市工作者会議、1980年には全国都市企画工作会议などを開催して都市建設の基本方針を固めた。当時の国家基本建設委員会城市建设局主任は、都市計画の方針・原則として、大都市の規模の抑制と小都市の積極的建設、環境の保護、戦争と災害への備え、勤勉と節約、自力更正などを挙げている\*7。勤勉と節約の項では「実用性、経済性、できる範囲での美観への注意」と、1953年の共産党の方針を繰り返すとともに、再開発にあたっては大規模な取り壊し、早すぎる取り壊しを避け、街区の維持と改善に注意を払うよう述べている\*8。ここでも節約と資源の有効利用を重視しているわけである。都市景観については、幹線道路沿いの公共建築は建築線により後退し、景観を保持すべしとしているのみである。

国務院は1980年「都市計画の編制、認可の臨時規則」を公布するとともに1984年には「都市計画法」を公布した。これらと前後

して「環境保護法」、「土地収用条例」等関係法令を制定するとともに、都市規画設計研究院を設置するなど、調査、研究体制の確立に努めている。また全国で「都市計画法」の策定が進められ、1984年中に全国の226の都市、800の県が完了している。これは全国の市の総数の78%、県の38%にあたるという。

このような新たな都市計画法制の整備、総合計画の策定の中で注目されるのは、これまでの住宅、道路、工業地区の整備などの開発を重視するだけでなく、歴史的文化遗产の保護や都市景観の保全・創造にも関心が向けられるようになったことである。

1982年、国務院は歴史文化名城都市の保護を決定し、1983年から西安、洛陽、蘇州、紹興、昆明等歴史都市の指定を始めた。同年10月には中国建築学会の都市計画、建築史、建築論等5学術委員会が合同して「中小歴史文化名城保護」を主題に歴史都市の一つである揚州で学術研究会を開催し、政府への建議書を発表している。また、1984年に制定された都市計画法の中で歴史文化名城都市や歴史的街区の保護を位置づけた。すなわち、同条例第16条では、「歴史的、文化的な名都市の計画は、都市の優秀な歴史文化の特徴と伝統的な風格を続けて発揚する。かつ、確定された保護地域の歴史意義、文化芸術と科学的な価値に従って、保護区とかなりの範囲の建設の支配地帯を確定し、保護する計画と措置を制定する。それを都市総体計画の重要な内容とする。」と述べている。これを受けて各都市の総合計画の中に歴史的文化遗产と景観の保護が盛り込まれ、保存と開発の調和が追求されている。そして、後述のように北京、上海、西安、洛陽など多くの都市で実際の努

力が続けられている。

1-2 「歴史文化名城」の指定と展開  
「歴史文化名城」は、前述のように、開発中心の都市計画の反省から、主要な歴史都市について、その歴史的文物や街区の保存を図るため国務院が指定するものである。1983年、西安等から指定が始まり、第1回は24都市、第2回は38都市が指定され、現在では62都市にのぼっている。

表1-1-1 中国歴史文化名城都市一覧  
— 62都市

北京	承德	大同
南京	蘇州	揚州
杭州	紹興	泉州
景德鎮	曲阜	洛陽
開封	江陵	長沙
広州	桂林	成都
遵義	昆明	大理
ラサ	西安	延安
上海	天津	瀋陽
武漢	南昌	重慶
保定	平遙	呼和浩特(フウハハトオ)
鎮江	常熟	徐州
淮安	宇波	歙県
寿県	亳州	棧州
済南	安陽	南陽
商邱	襄樊	潮州
関中	宜賓	自貢
鎮遠	麗江	韓城
榆林	武威	張掖
銀川	喀什(カシュガル)	福州
日喀則	咸陽	



この歴史文化名城都市について西安市都市計画局でのヒヤリング等をもとに次にまとめてみる。

歴史文化名城都市の指定の具体的目標としては以下のことが挙げられる。

まず第1は古都の保存そのものである。それは、

- ①重要な文化財の保存
- ②古い径の保存、民居の保存
- ③古都の歴史的構造の保存
- ④古い建築様式の保存

これらを通じて古都の建築の風貌、都市景観の風貌、風景の風貌たる「古都風貌」を守るのである。

第2は民族的な風貌、地方の特色、時代精神などで構成される「地方の風格」を守ることである。

第3は古都風貌の保存と古都新貌の創造を図り、相互の調和を進めることである。

歴史文化名城都市の指定条件としては、およそ以下のとおりである。

- ①1840年（阿片戦争）以前の都市であること  
と—上海は一部指定（川沿い）
- ②文化財の質と量が卓越していること
- ③革命歴史上の重要地であること  
例—延安、南昌、遵義  
長征中に毛沢東の最高位が決定された町
- ④国における政治、経済、文化の歴史上の位置と知名度があること

これまでは草案により指定してきたが、現在、指定の根拠となる法律を作成中であると言う。また、この歴史文化名城都市に指定されると総体計画を国に提出し、承認を受けることになるが、国は歴史文化名城都市の保存

のため、以下のことについて提案している。すなわち、

- ・汚染工業の禁止、
- ・観光事業の発展、
- ・道路・用途の変更
- ・建物高さの制限、
- ・建築様式の分区
- ・古い道の保存
- ・文物の保存 など

そして、国から歴史文化名城都市の整備について種々の補助がある。たとえば、

- ・工場等の移転に代替地
- ・絶対保存、復元には国から補助  
例—博物館、兵馬俑、楊貴妃関連遺構等の保存、修理等には国から大部分の補助がある。たとえば—西安城壁の修復には国補助1.5億元、省補助0.5億元があった。
- ・古都の風俗、風習などの保存、復活
- ・都市基盤施設 —国から多くの補助  
例—高速道路、飛行場、上・下水道、ガス等
- ・観光客用商店建設  
ショッピング、娯楽施設  
西安の例—飛行場跡地＝西市 唐時代の国際マーケット復元計画がある。

歴史文化名城都市の指定以来各都市で復元・整備に取り組まれているが、特に積極的な歴史文化名城都市は、西安、北京、上海、洛陽などである。これらについては第2節以下で記述する。

咸陽は、埋蔵文化財が多く、その調査、保存と新咸陽建設を進めている。また、園林都市杭州では西湖を中心に風景と園林の保存に

取り組んでいる。

これら歴史文化名城都市では、「歴史地区」の保護の方策などについて互いに研究するため、市長らが毎年1回研究会を開いている。1983年に西安市から始まったこの会合はこれまでに擁州、曲阜、江陵などで開催されている。また、建築学会などでも関心が高まり、前述のとおり1983年に中小の歴史文化名城都市の保護について建議をしたのを始め、1986年にはラサにおいて歴史文化名城保護を主題とする学術検討会が開催されている\*10。

また、中国建設部（建設省）は上海の同济大学に歴史文化名城都市の市政府幹部の研修を委託している。この研修コースは中国の都

市建設史や歴史文化名城都市の保全理論及び保全技術について数週間にわたって講義と実習を重ねるもので、このコースを修了しないと都市計画局長等の高級幹部には昇格できない事になっている。このコースについて国際連合地域開発センター（名古屋）に協力依頼あり、1992年より講師派遣が始まっている。また、1993年よりこのコース参加者の日本での研修も始まった\*11。

このように、中国では政府、都市、学会それぞれの立場で歴史文化遺産や歴史的景観に対する関心が急速に高まり、これに関する施策も拡大、発展しつつある。

図1-2-1 中国の歴史文化名城都市の分布（主要都市）





## 第2節 北京

北京は800年にわたって5つの王朝の首都となった歴史都市である。と同時に約13億人の中華人民共和国の首都であり、1000万人市民の生活する大都市である。ここでは首都として、現代の大都市としての機能を果たしながら歴史都市の風格を継承、発展させねばならないという重い課題がある。

北京における景観保全の努力については、北京市城市規劃設計研究院において同分区詳細規劃室主任 董光器氏（高級建築師）らのヒヤリングと文献及び現地調査により以下のとおりまとめた。

### 2-1 解放後のまちづくりと文物保護

歴史都市北京の文物古跡の保護については、解放以前から留意され、軍は北京の重要古建築の位置等をあらかじめ調査し、戦火による破壊を防ぐ措置をとった。解放後はさっそく文化遺産の修理や避雷針設置などの防災設備の整備に着手したと言う\*12。

建国時、北京の位置づけや都市建設について指導層の中で激しい論議があった。一つは旧城内に首都の行政中心を設けるべしと言う意見であり、二つめは著名な建築史家、梁思成氏に代表される、北京の西郊に新行政センターを建設し、旧城内は博物館、記念文物区として保存すべしと言う意見であった\*13。しかし、当時の乏しい財政力、生産力と言う条件下では後者の意見は実際的でないとして、1953年に旧城の改造をする事に決定した。

だが、北京の伝統的な空間構成と様式（“格式”）を条件の許す範囲で守っていこうとする意識は存続した。総合計画では、伝統的な都市軸、碁盤目状道路網の保存が図られて

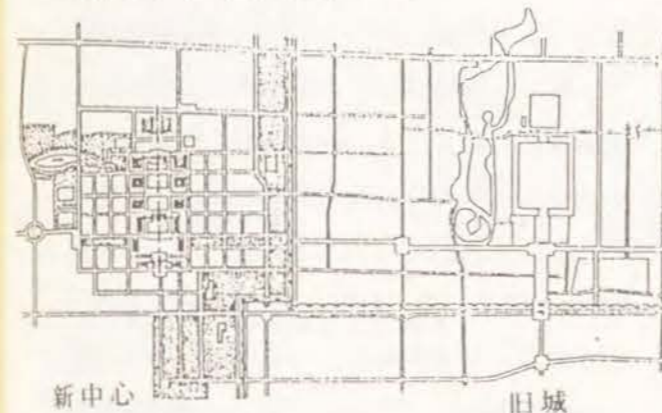
きた。たとえば1958年、天安門広場（40ha）を改造するにあたって、伝統的な卓越軸と厳格な対称性を維持することが計画の前提とされた。故宮、正陽門、天安門広場の中心を通り、北京旧城を南北に貫く中軸線を保持し、広場の両側に人民大会堂と革命史博物館を対称的に配置している\*14。また、この時中華門を除却し前門城楼と箭楼が残される事になった。これに、1964年から長安街が天安門前を通る東西軸として幅80mで整備された。ただ、この長安街の拡幅整備は、壮麗、美麗、現代化をも目標としており、沿道の建物高さを30~40mまで許すなど、歴史的空間に対する配慮に欠けていると言う意見もある。

北京の歴史的市街地を囲む旧城の存廃については広範な議論が起こった。全面保存、部分保存、全面除却等について、利用可能性も含めて検討が加えられた。たとえば、保存すべしと言う立場からは、その歴史的文化的価値のほか、城壁が新旧市街地の隔離帯となること、城門が市内外の交通のコントロールポイントとなること、旧城が環濠とともに環状立体公園として整備できることなどが主張された\*15。

しかし、文化大革命の初期、60年代の中期に環状地下鉄と環状道路の建設により内城延長20.1km、外城延長11.3km、16の城門のほとんどすべてが除却された。残されたのは正陽門城楼、箭門、東南城角角楼、徳勝門箭楼の4つだけである。この旧城の除却については今でも歴史都市北京の格局、風貌を大きく破壊したとして反省する声は大きい。文化大革命時には、そのほか多くの遺跡や寺院が傷つ

けられた。たとえば、白塔寺山門が壊され、新しい建物が建てられた。また、天寧寺の塔のそばに180mの高さの煙突が建てられた。古建築の敷地の中にさえ工場その他多くの新建築が建てられた\*16。

図2-1-1 梁思成氏提案による新行政中心と旧城 1949.9（北京建設史書編集委員会編「建国以来の北京城市建设」P.26）



2-2 都市総合計画と歴史名城保護規劃さて、破壊と混乱の文革期はすぎても歴史的文物の周辺環境や都市景観を保全するための建築規制がなかったため、北京では高層ビルが次第に多くなり、歴史都市の空間的特色を侵害していった。文革を乗り越えた政府は1979年、「調整、改革、整頓」の新しい指導方針を打ち出し、首都建設についても4つの新しい指針を示した。これに基づいて、北京では新しい総合計画策定に着手し、その案は1983年7月、国务院の批准を得た。この間1982年には「歴史名城保護規劃」の作成に着手し、同年国务院より「歴史文化名城都市」の指定を受けている\*17。

この総合計画では、北京の首都機能の充実、環境改善、郊外市街地の調和的発展等の課題とともに、歴史文化名城都市としての文化財

の保存と伝統風貌の保全の必要性も強調している。ここでは、

- 古建築の保護範囲の決定—歴史遺跡の4つの保存リスト（皇城、天壇等）
- 新建築の高さ規制—既成市街地での新建築の侵入禁止、高層住宅建設の厳しい規制—経済性と保護の必要性の調整
- 新建築のデザイン誘導—民族性の体現と現代化の要請の調整

等の課題を挙げている\*18。

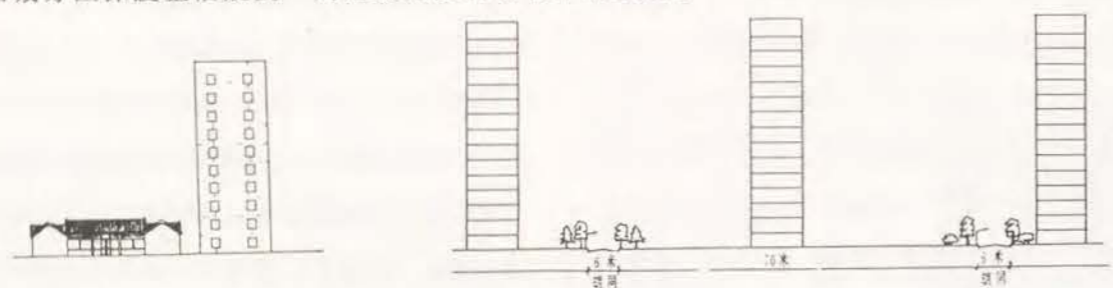
実際、旧城内（62km<sup>2</sup>、人口170万人）のこれまでの変化は著しい。解放後の30年の建設の中で旧城内の建物延べ床面積は1700万m<sup>2</sup>から3200万m<sup>2</sup>と約2倍に増加し、そのうち新建築が2/3を占めるようになった。解放後40年では2200万m<sup>2</sup>の新建設がなされたが、最近では年に1000万m<sup>2</sup>の建設が進められている。従来の建設は旧城内においても空地の開発が主であったが、最近はその空地の払底により、スクラップアンドビルドの再開発が多くなってきた。旧城内は人口過密（旧城内では1haあたり500~600人の過密住区が存在する。また北京市内の住宅困窮世帯数は現在もなお全世帯数の1/4を占め、その半数が旧城内の破旧四合院に居住している。）で、その解決をめざして四合院住宅や歴史的商店街等をどんどん破壊して多くの高層アパートを建設してきた（中低層による再開発では住民の40%以上が移住せねばならないと言う）。また、合弁ホテルやオフィスも続々と建てられた。

故宮や天壇等の重要な歴史的建物の保護はなされてきたが周辺環境は守られなかった。1950年代に北海西岸に何棟もの高層建築が建てられ、70年代にはその北に高層住宅が建てられた。その結果五龍亭が“盆景”となって



しまった。80年代に刹海の西岸に少年文化宮が建てられ、その高さ、規模、形態がもとの環境を破壊した。また、紫禁城から東へあまり離れていない金魚胡同に2つの60m級の合弁のホテルが建設された。この結果、重要な歴史的建築が互いに孤立させられてしまった

図2-2-1 伝統四合院、胡同と高層ビルのスケール比較—建築学報1988 12 P.39 刘燕「北京旧城分区保護整治規劃—対建築高度和容積率的探討」



传统四合院建筑与高层建筑对比图

45米建筑与街道（胡同）关系

### 2-3 建築物の高さ規制

そこで、首都規劃建設委員会は1985年6月について旧城内の建物高さの制限案（北京市区建築高度控制方案）を決定し、実施した（図2-3-1 参照）。この高さ制限は概略、故宮とその西に隣接する中南海付近は6~9m以下、その周辺は18m、さらにその外縁部は35~45mとしたもので、これまでの無制限の状態と比べると古都の景観保護のために重要な作用をした。これは北京市が示した文化財保護を目的とする初めての具体的制度である\*20。

- しかし、この規制を実施する中で
- ア、高層建築が可能な地域の範囲が大きすぎる。—旧城の約1/3が45m地区、30mと45m地区で約2/3)
- イ、高さ制限を越える建築計画を認めるよう要望する事業者が多く、徹底しない面もあった。
- ウ、高さ制限だけでは景観保全の達成はむ

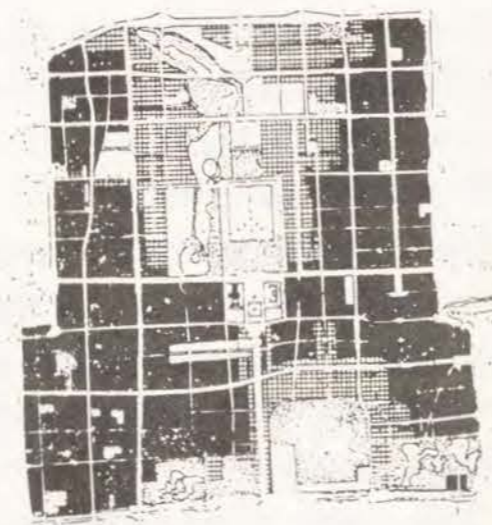
\*19。

こうして数年で200棟以上の高層建築が中心地区に建ち、歴史的文物やその周辺の景観上重要な地域にも高層ビルが接近し、あるいは取り囲むという状況が生まれていたわけである。（図2-2-1 参照）

ずかしい。  
ことなどが明らかになってきた\*21。

図2-3-1 1985年の高度規制図

董光器「編制北京旧城区規劃幾点体会」  
（北京規劃建築1988 2月号p.16,7）



<35米-45米 <18米 <12米 <9米

### 2-4 景観保全施策の充実

このため北京市当局はさらに検討を進め、景観保全施策の充実を図っている。この検討では古都の風貌の精華として、都市の構成と様式、中軸線、都市空間、建築の風格、園林水系、文物古建築、伝統的な四合院民家、伝統商店街、文化街の9項目を挙げ、1987年に新しい土地利用計画、高度規制計画を立案した。土地利用、公共施設、公共緑地、高さ制限、容積率の計画を1/2000地図で示した\*22。この計画は保存に対する包括的的整体保護（Integrated Conservation）と既存建築遺産の再活用、都市再開発のコントロールの両方を含む。

具体的施策\*23としては、第一に高さ規制の強化が挙げられる。重点保護区では従来の9mの制限が6mへと厳しくなった。その周辺地区の18m地区の大部分も12mへと制限を強化した。これらの地区では庭の樹木の冠が低層住宅の屋根の上に伸び、四合院の景観を守る事になるだろう。高層ビル可能地域（高さ35~45m）は長安街両側と第2環状路の南北沿道に限定した。

第2に景観軸の設定である。重要な文物相互や背景となる山などを結ぶ景観軸（景観走廊または視線通道）を設定し、このあいだの建物高さや形態等を厳格に規制し、景観視線の確保を図る。旧城の中心を南北8kmにわたって貫く中軸線、祈年殿と鼓楼、鐘楼、徳勝門等の、西山及び三海からの眺望を確保する景観軸などが設定されている。

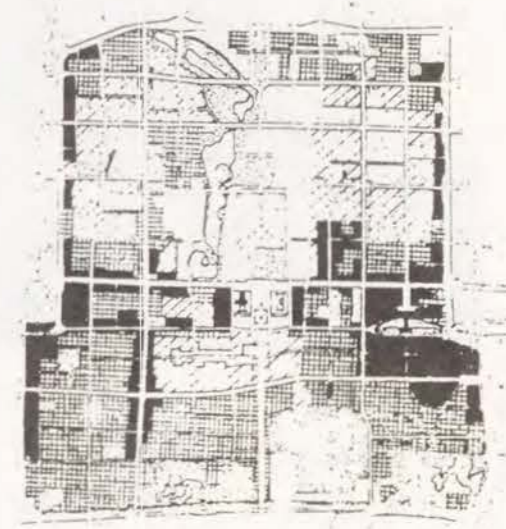
第3はいわゆるまちなみ保存地区の設定である。伝統風貌保護街区や歴史文化街区と言われ、国务院の歴史文化名城都市の規定により指定される。24カ所がリストアップされ、

このうち孔子廟や旧国子監などの古跡と良質の四合院住宅が並んでいる聖賢街、近年清朝様式などでまちなみを復元整備した、古くからの骨董品の町である琉璃廠、大柵欄、牛街（回族のまち）など計11カ所が指定されている（図2-4-3 参照）。

これらのまちなみ保存地区では道路幅の禁止、四合院住宅や良好な商店、そして樹木の保全が図られ、建物の新築はその用途、高さ、容積が厳しく制限される。たとえば、ホテルや事務所など車の増加を招き、結果的に道路幅の要因となる用途の新築は厳しく制限される。また、東四頭条 ~ 十四条までの14の街区（胡同）、約150haに及ぶ四合院住宅地区についても保全する事としている\*24。これらの地区では、文物局が保存・修理にあっている。個人が自己負担で修理する場合も計画局、文物局の許可が必要とされるが、補助金の制度はない。

図2-4-1 1988年の高度規制

董光器「編制北京旧城区規劃幾点体会」  
（北京規劃建築1988 2月号p.16,7）



<35米-45米 <18米 <12米 <9米



図2-4-2 旧城区景観走廊分布



写2-4-1 清朝様式で修景された琉璃廠の町なみ

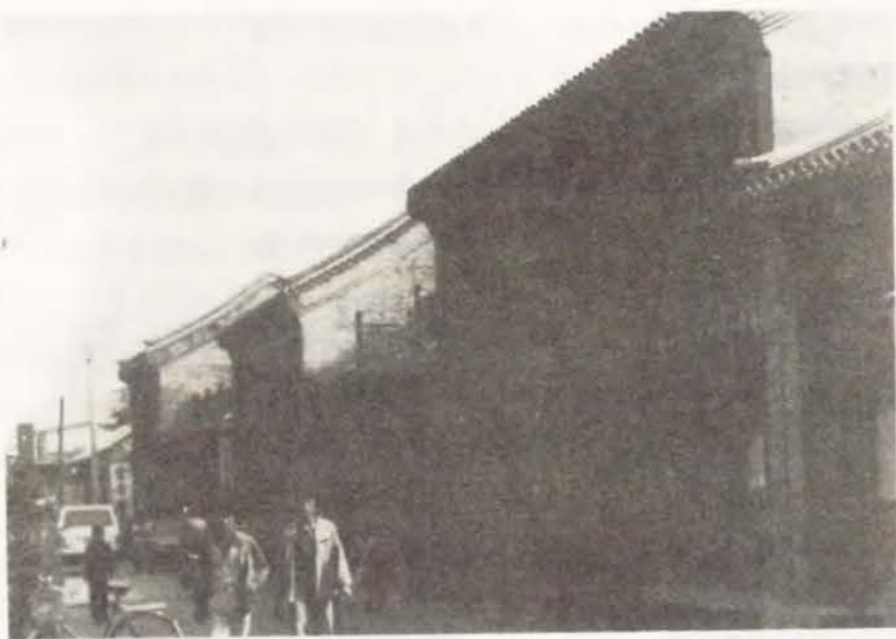


図2-4-3 旧城区伝統風貌保護街区の分布



第4は、用途地域制を整備し、これに容積制限と高さ制限を組み合わせたことである。用途地域は11種、高さ制限は6,9,12,18,30,45mの6種、容積率は0.6~3.6までとなっている。これらを適切に運用し、地域特性に合わせて建物高さ、規模、形態、色彩とを慎重に検討し、周囲及び古都全般と調和を図ることをめざしている。

なお、新しい建築物のデザインについて北京市城市規劃設計研究院院長 柯煥章氏は「民俗伝統」「地方特色」「時代精神」の3つの統一が重要であるが、特に北京の旧城地区では新建築が古都の整った風貌に協調することが必要であるとしている。紫禁城や四合院保護地区の周辺では新建築も伝統建築様式に厳格に忠実でなければならない。その他の場所では高さ、容積、形態、色彩を注意深く検討しながら構造形態は変化させることができると指摘している\*25。

2-5 四合院の保全と住宅地区の整備  
 なお、四合院住宅の保全と良好な住宅地区の整備について付言しておきたい。現在、床面積約500万平方メートルに及ぶ四合院住宅があるが、このうち保存価値があるのは100万平方メートル分とされている。これらの四合院には多家族が同居し“大雑院”となり、特に1976年の唐山地震後は中庭(院子)に“抗震棚”といわれる仮設小屋が建てられ、“雑而無院”(雑居状態で中庭が失われている)となっているものが多数である\*26。このため居住環境改善が急務となっている。

しかし、これまでの大規模な再開発は四合院住宅街の特性を生かした進歩的な保存修景ではなく、大規模な破壊であった。しかも、経済的理由もあって、再開発後の住宅は必ず

しも質の高いものではなかった。また、標準設計による6階建てアパートは高すぎるし、単調であり、成功していない、もはやこのような建築計画はしないと北京市当局者は記している\*27。

過密になっている住民の一部を移住させ、保全すべき四合院以外については、歴史都市北京の地域性にかなうとともに住民の生活や経済条件に適し、近代的な設備を持ち、また一定伝統的な材料を使った中低層の新しい住宅様式をつくるべきである、これらのオープンスペースと静けさはヨーロッパ都市の保存建築物より質が高いと言った議論が城市規制管理局でなされているという。

一方、精華大学の采良鏞教授は、上記の議論を踏まえつつも、「古い都市の修復における基本的ルールは基本的なコミュニティ構造を保護するために、住民が従前の地域に再定住できることである。一定の人口の再配置が一定条件下では必要である事は否定しないが、北京市総体計画方案のように、60万人もの人々を歴史的な地域から移動させるといった計画は議論がある事であり、賢い事とは思われない。」という立場から、1978年から北京市総体計画方案や民居地区の再整備のあり方について研究してきた。そして1987年から北京市住宅改良室の支援を受け、「菊兒胡同」を住宅調査と住民参加研究の対象に選び、ここで「新四合院」住宅の実現に取り組んできた。菊兒胡同は旧城地域の北部、南鑼鼓巷(四合院住宅の保存地区に指定されている。)に接し、北京の中軸線の一部を構成している地安門大街から一ブロックの位置にある。

菊兒胡同の第1期事業は計画面積2,090㎡、住宅戸数44戸を対象としたものであり、街区



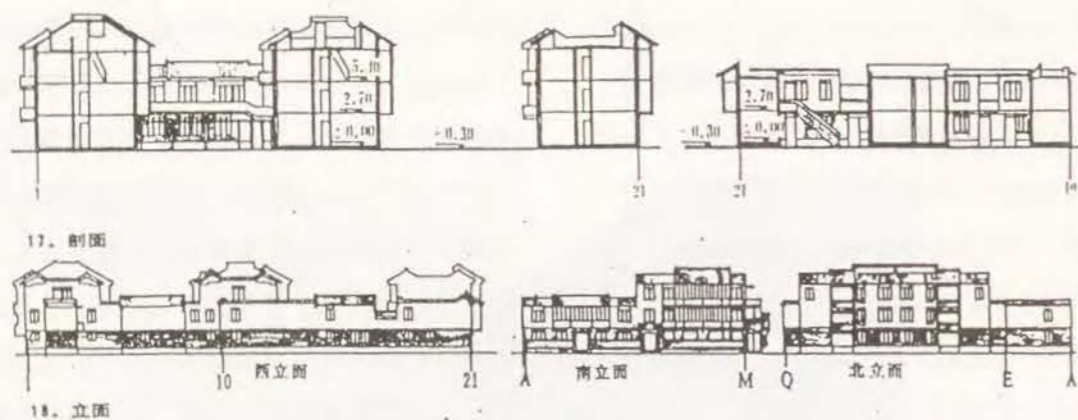
内部の良好な四合院の補修維持を計りながら部分的な住宅改善を進めているものである\*28。

菊見胡同の住宅改善では、北京の一般四合院様式は多世帯の居住に適当でないため、蘇州や福建、広東の様式を参考にし、さまざまなタイプの新四合院が検討され、日照の確保、各戸のプライバシーの確保、中庭の適切な空間づくり等を総合的に満足させる2~3層の基本四合院を考案している。住民参加により住宅組合を組織して住民から資金を集め、国

からの支援と自主管理の方式をとって完成させたという\*29。

このように、北京の本格的な景観対策はごく最近始められたばかりであるが、急速に制度面でも整備されつつあり、保全と開発の調和をめざす熱意はひしひしと感じられる。特に首都においてこのような厳しい高さ制限や容積制限、さらには「まちなみ保存や”新四合院”による住宅開発などが成功するかどうか極めて興味深い。

図2-5-1 菊見胡同における”新四合院”住宅の試み 吳良鏞「北京旧城居住区的整治途径」p.6（歴史城市的保護与現代化発展北京国際学術討論会会議論文 '90）



写2-5-1 菊見胡同の”新四合院”住宅（西尾信宏氏撮影）



### 第3節 西安

#### 3-1 はじめに

西安市は中国西北の陝西省の省都で関中平野にあり、北は渭水、南は秦嶺山脈に臨む都市である。総面積は9,853km<sup>2</sup>（京都市は610km<sup>2</sup>）と広く、7区6県の計13行政単位から成り立っている。西安市の総人口は約550万人、このうち都市部人口は約230万人である。

西安市は1982年、国務院より歴史文化名城都市に指定され、現在その歴史遺跡や景観の保全と都市改造の調和に努めている。

1974年に京都市と友好都市盟約を結び、各種の交流を続けてきたが、特に1988より京都市と西安市は交互に「京都・西安都市計画交流団」を派遣しあい、京都市都市計画局と西安市都市規劃管理局、同建築設計院等の幹部及び専門職員が都市計画の経験交流を進めている。また、同年から「都市景観計画研究会」（代表 大西園太郎京都芸術短期大学教授）がトヨタ財団の研究助成を受けて西安市の歴史的景観保全整備計画の立案に取り組んでいる。筆者は両者に加わり、これまで現地調査に基づく現状分析や計画案策定に参加してきた。「都市景観計画研究会」はすでに1991年に研究報告書「中国・西安市における都市景観の形成及び誘導に関する日中共同研究」、続いて1992年に研究経過報告書「中国・西安市における歴史的な中心地域の保存と再生に関する日中共同研究」をまとめている。本稿はこれらの成果を踏まえつつ、特に筆者が分担した領域についてまとめたものである。

#### 3-2 歴史的市街地の形成

##### (1) 市街地の形成過程

西安市は東郊6kmの半坡遺跡（初期農耕村落遺跡。仰韶文化期の代表遺跡）の成立から数えて約5000年、BC11世紀の西周の都城建設から数えてもすでに3100年の歴史を持っている。ここで秦、西漢、隋、唐など11の王朝が興亡を繰り返す。都城としての歴史も1180年に達する。

市区の西南方にあたる長安県の灃河をはさんで西に周の豊京、東に特に唐代は大都長安として人口100万人を超える世界第一の都市であり、西域をはじめ東西各地から新しい文化を求めて多くの人が集まる国際都市であった。

唐の滅亡とともに長安城は壊滅しその建築資材は渭河を通過して洛陽に運ばれた。五代以降皇城部分が修築されて存続するもののその規模は唐長安城の1/16にすぎなかった。明代には、領国の西北地方に位置する西安の軍事的重要性が高まり、戦略要地として大幅な改修が行われた。すなわち1374年頃から城郭は東及び北に拡大され、鐘樓、鼓樓、東西南北の大街が建設された\*30。今日の西安城はこの明初の構えを伝えているものである。清代には城内の東北部に満民族の軍隊と家族の居住区として「滿城」が建設された。辛亥革命によってこの滿城は廃虚となり、西安の人口はわずか11万人ほどとなった。1934年に隴海鉄道が西安まで開通すると西安は再び活気を取り戻し、このころより旧滿城地区に約150m間隔で道路を設けるなど再整備が行われた。

1949年の解放時の人口は約40万人でわずかの工場しかなかったが、現在は機械、化学、電気、紡績など約3000の工場があり、その従業員は60万人を数える工業都市となっている。



また大学は28、学生数は6.5万人を数え、多くの研究機関も立地している。

(2) 歴史的市街地と新市街地

現在の市街地の構造を見てみると、まず前述の明代よりの城壁で囲まれる旧市街地を中心に、その北部には漢の長安城、唐の大明宮遺跡等が広がり、農地として保存されている。東部は1950年代に建設された国営紡績工場と緑豊かな従業員住宅が並ぶ「紡績城」がある。西部には1950年代後半に整備された重電機器等を生産する「電工城」が広がっている。西南部には文革後の1977年頃から整備が始まった電子工業の「電子城」、南部には大学や研究機関が集中している文教地区がある。なお、

南部市街地には唐代からの大雁塔、小雁塔を始めとする多くの文化財が分布している。

旧市街地と周辺市街地は高い城壁と環濠によって明確に区分されており、西安駅付近を除いては、城内へは必ず城門をくぐらなければ入れない。城内は格子状に幹線街路が走っているが、城郭のほぼ中心の南よりの東大街、西大街、南大街、北大街の大通りが集まるところにシンボリックに鐘楼が立っている。またこれらの通りと城壁の交点には東西南北それぞれ城門がそびえている。鐘楼の東北部の旧満城地区には陝西省政府や西安市政府その他の官庁が所在し、南西部は特に古い市街地が広がっている。

図3-2-1 唐長安城の範囲と現代の西安—中国歴史文化名城双書「西安」p. 40

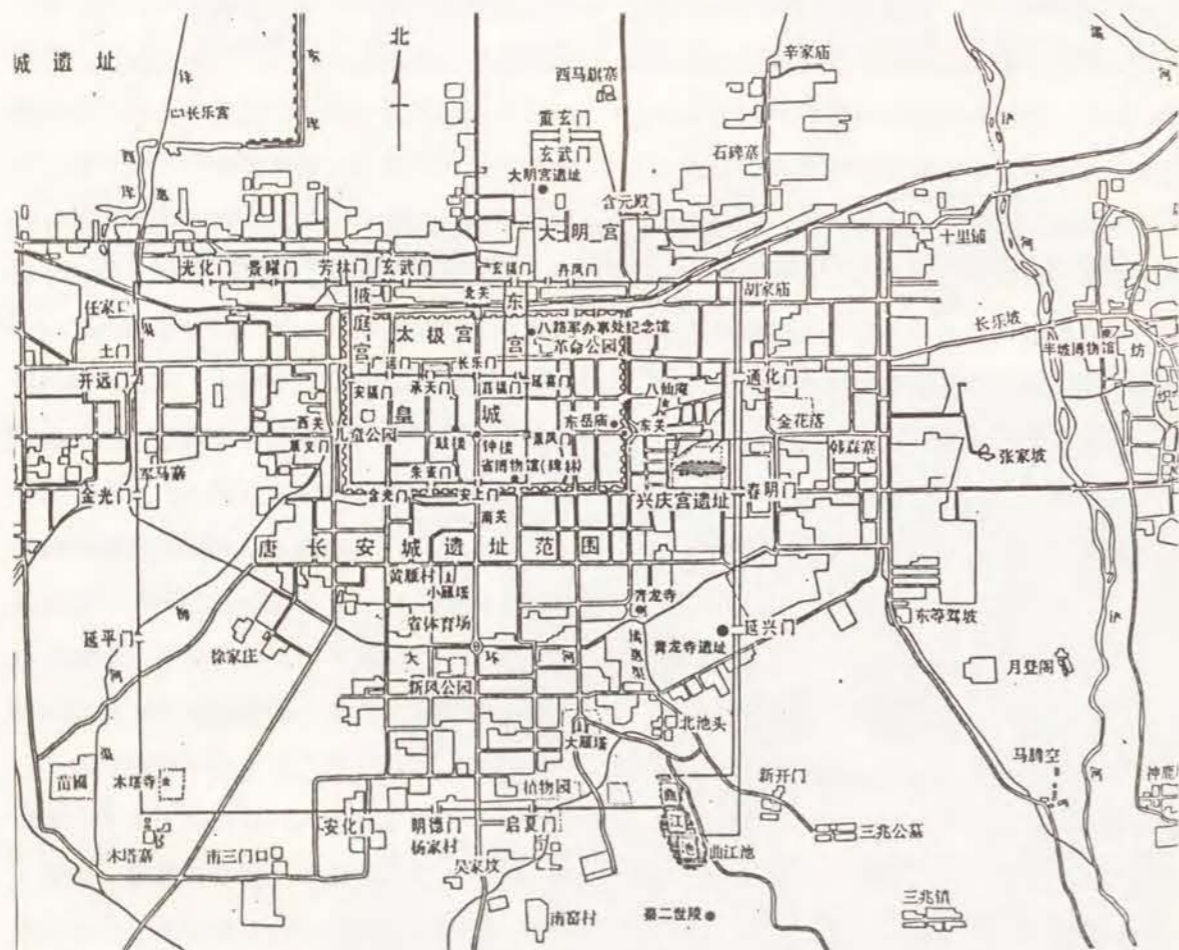
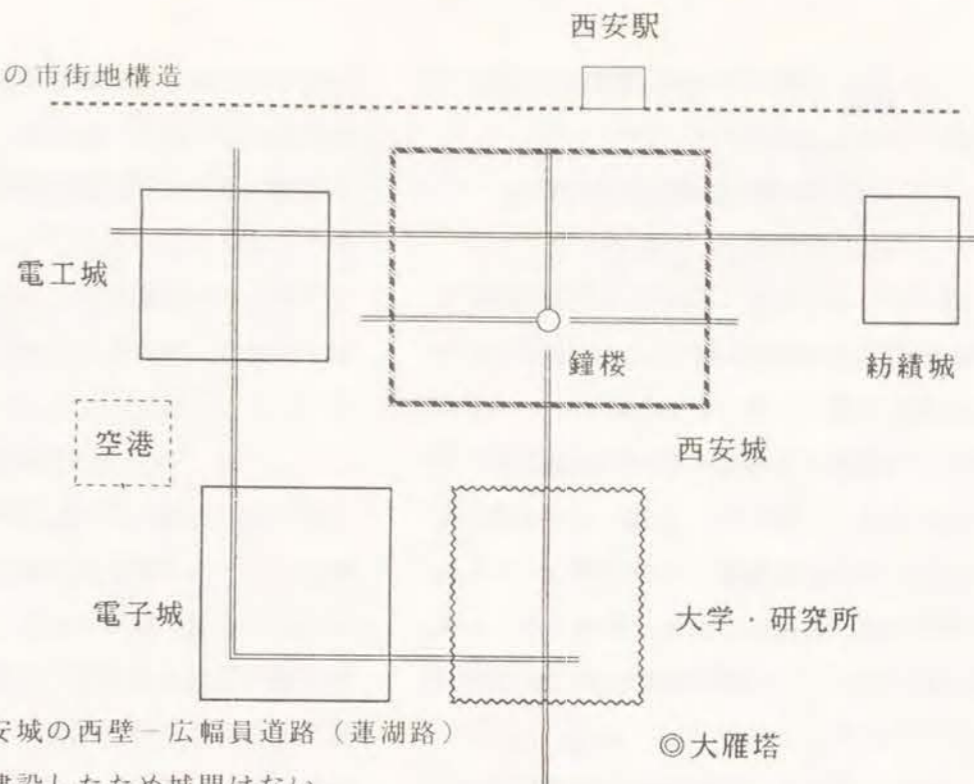


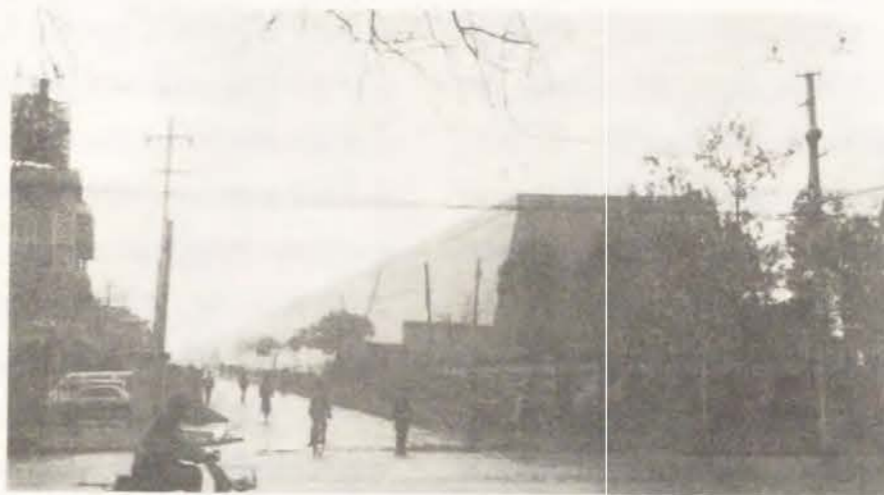
図3-2-2 西安の市街地構造



写3-2-1 西安城の西壁—広幅員道路（運湖路）

を建設したため城門はない。

◎大雁塔



写3-2-3 西安城西城楼





### 3-3 西安市による歴史的市街地の保存計画

#### (1) 歴史文化名城都市の指定と保存計画

西安市ではこれまで1953年と1980年の2回、都市総合計画を策定している。1953年の計画はソ連技術者の指導によるもので、この計画に基づき城内、郊外とも600~1000m間隔で格子状に幹線道路を整備してきた。紡績城、電工城等の産業基盤整備もこの計画によるものである。1960年代には「旧城改造規劃」も策定されている。これは旧城地区の都市機能の回復、強化をねらったものである。

1980年の総合計画は国务院の指導を受け、『歴史都市の風貌を保護しつつ現代都市を建設する』を基本とし、①都市人口の抑制 ②市区に大工場を建設せず、衛星都市に立地させる、③保護と建設の両立—歴史的市街地を保護しながら改造を進める ④都市基盤施設建設の推進 の目標を掲げている。

歴史都市の保存の面ではこれまで多くの努力を傾けてきた。解放以後、北部の漢長安城や唐大明宮とその周辺約70km<sup>2</sup>を文物保護地区として農業地帯を設定して保全するとともに、鐘樓や鼓樓、大清真寺、大雁塔などの重要な文化財の保護に努めてきたが、1982年に国务院より「歴史文化名城都市」に指定され、いっそうの努力を始めた。

#### 1. 旧城保護施策

その第1は「一環、兩片、三線、十八個点」等の旧城保護の施策である。一環とは明城と環濠の修復である。国より1.5億元、陝西省より0.5億元の補助をもとに、市民・企業の労力提供も受けて延長約12kmの城壁の大部分と城樓を復元整備し、これとともに城をめぐる濠

と周辺を環城公園として整備したのである。兩片とは重要な文化財であり、観光拠点である碑林と清真寺の保護を指す。三線とは歴史的まちなみである北院門、書院門、湘子廟の3つの町の保存を言う。十八個点とは北門城樓や臥龍寺、城皇廟などの文化財の保存を指す。

#### 2. 文化観光施設の整備

第2は「三唐工程」などの文化観光施設の整備である。三唐工程とは大雁塔の北西に博物館、ホテル、歌舞庁の3つの施設を歴史的様式を模したデザインで建設したものである。また大雁塔から城壁に向かう雁塔路沿いにやはり伝統様式を模したデザインで商店街を建設している。これについては後述する。

#### 3. 建物高さの規制

第3は1986年10月より実施された建築物の高さ制限である。これは1980年の西安市都市総合規劃の国务院による承認に際し、国务院より古都の伝統、雰囲気保護のため歴史的建物や古跡の周辺区域では建築物の高さ、デザイン、色彩等の協調に留意すること、特に建物高さの規制が重要であるとの指摘を受け、その具体的方策を提案したものである。歴史都市の景観を保全するため伝統民居や城壁、鐘樓等の高さを尺度として城内全部と城外の一定区域について建築物の高さを制限するものである。西安市提供の資料をもとにやや詳しくみてみよう。

#### ①高さ制限のランク

##### ・旧城内

- 9m—伝統的民居の高さ
- 12m—城壁の高さ
- 22m—鐘樓2階の軒口の高さ
- 28m—鐘樓最上階の軒口の高さ

36m—鐘樓最頂部の高さ

##### ・旧城外

9,18,30,46,64m（大雁塔最上部高さ）、制限無し

#### ②高さ制限の具体的内容

##### ・旧城内とその周辺

ア 旧城内の大部分は22m以下

##### イ 市中心地区

・鐘樓周辺—東北、南西方面は22m以下。東南方面は12m以下。北西方面の鐘樓~鼓樓の間は公園。

・鼓樓周辺—東西南方面は距離により9,12,22mに制限。北の北院門通りは1~2階建ての伝統的な商店街を保存する。

・市中心地区の伝統的雰囲気を持つ商店街の道路沿いの建物は伝統的デザインとし、かつ9m以下とする。

##### ハ 園林、文化財の周辺地区—9m以下。

##### ニ 環城地区

・城壁から内側100mまでは高さ9m以下。

・100~130mまでは距離によって高さ9mから徐々に22mまで可能。

・城壁外側の環城路沿いの建物は順を追って18,30,45mまでとする。

##### ホ 高層ビル区域

・中心部の主要道路沿いの一部は古都にふさわしいデザインの場合は36mまで可能。4つの主要交差点では特別許可があれば45~50mまで可能。

##### ・旧城外

ア 南、東南郊外—二環路まで高さ64m  
大雁塔、小雁塔、青龍寺とその周辺

は距離によって9, 13, 30m。

イ 北、北西、東北郊外—大明宮、漢城、阿房宮遺跡は遺跡公園計画に従い、恒久建築物は許可されない。

##### ・視廊

文化財建築物の見通しのために幅50mの視廊を設定する。鐘樓から東西南北の城壁まで。この範囲の建物高さは12m以下に制限し、その両側30mまでは高さ22m以下とする。

以上の高さ制限を超える場合は詳細計画を提出し、西安市規劃建設委員会の許可が必要とされる。なお、デザインについてはこの計画では制限されない。

#### (2) 保全計画の改訂

しかし、このような旧城内の文化財の保護施策や建物高さの制限は、古都保護と都市中心区の土地経済の間の矛盾、新建築における古都風貌の継承のデザインの配慮の不足など、関連法制度の不備もあって必ずしも十分な効果をあげなかった。このため、西安市城市規劃設計研究院は1980年代の末に改めて「西安市旧城区控制性詳細規劃」をまとめた\*31。この計画では、土地利用と都市施設の配置、人口抑制等を総合的に検討しながら、伝統文化の息づく環境の良い都市をめざすとして、建物高さ、風格、色彩、歴史伝統環境などを総合的に考慮することを基本原則としている。また古都の風貌の保護は定性の制御から定量制御へと進めるとしている。

次にこれまでの保全施策の問題点として具体的に次の3点をあげている。

1. 法令が系統性、完整性、厳密性を欠いている。文化財の周辺での新築建物のデザ



イン、改装時のデザイン、広告・ネオン等に対応できていない。

- 近代史における代表的な民居、官衙（官宅）、街巷の保護が不十分。
- 1986年の高さ規制に改善の必要がある。たとえば9m制限地区と22m制限地区の間に過渡地帯がないため、一刀切り状となってしまう。また36mが許容される条件が明確でないため多くの場合高い方に決まってしまう。

上記の1.についてはまず3つのレベルの保護区分を設定し、より厳格に規制することにした。すなわち、

- 絶対保護区—文化財の敷地内など。厳格な保護と修復を行う。
- 環境調和区—文化財の高さによって具体的な保護単位をきめる。一般的には新しい建物は高さは12m以内とし、文化財の風格と配置を継承するものとする。
- 環境影響区—景観視廊の必要性によって区域を決定する。建物高さは18m以下とし、形式、構造、色彩によって伝統を表現する。

さらに都市の俯瞰景観や都市の輪郭線を重要視し、建物の屋根形状や色彩、広告物、ネオンのありかた等についても制限手法を確立する必要がある。街路沿いの花壇やゴミ収集場所、公共トイレの設置等においても景観と環境衛生の向上の観点から推進する必要があるとしている。

2.についてはこれまでの3つのまちなみに竹笆市を加えて計4つを明清時代の風貌保護区に設定している。

- 北院門は明清時代の商業街で、周辺には鐘樓、鼓楼、清真寺、城皇廟などの古建

築や官宅があり、歩行商業街として伝統風貌を保存する。

- 書院門は関中書院や碑林博物館等が近くに位置し、これらと結合して古い雰囲気のある町を復元する。
- 湘子廟（徳福巷）は伝統的な民居の風貌街となるよう努める。
- 竹笆市は竹や木で造った器具や家具などを商う特色のある商業街で、既存の高層ビルはうまくデザイン処理をするなどして伝統風貌と調和させる。等としている。

3.の建築物の高さ制限については、よりきめ細かく制限を設定することとし、城壁からの距離によって順に9、12、15、18、22mの高さ制限区域を決める。各区域の幅は東西の城壁からは50mずつ、南北の城壁からは20mずつとする。その他は36mが可能である。このうち市政府、省政府その他の官庁や公共施設の並ぶ西華門～西新街～東新街の東西幹線路沿いは両側にそれぞれ75m幅の調整区域を設け、環境設計部門や市議会の許可を得た場合は45mまで可能とする。

### 3-4 歴史的市街地景観の現状調査と保全整備構想の提案

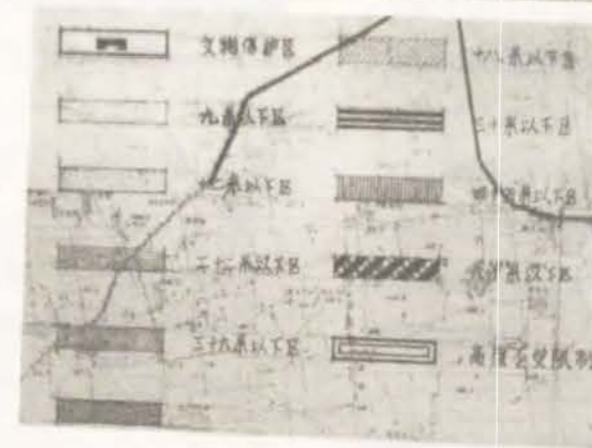
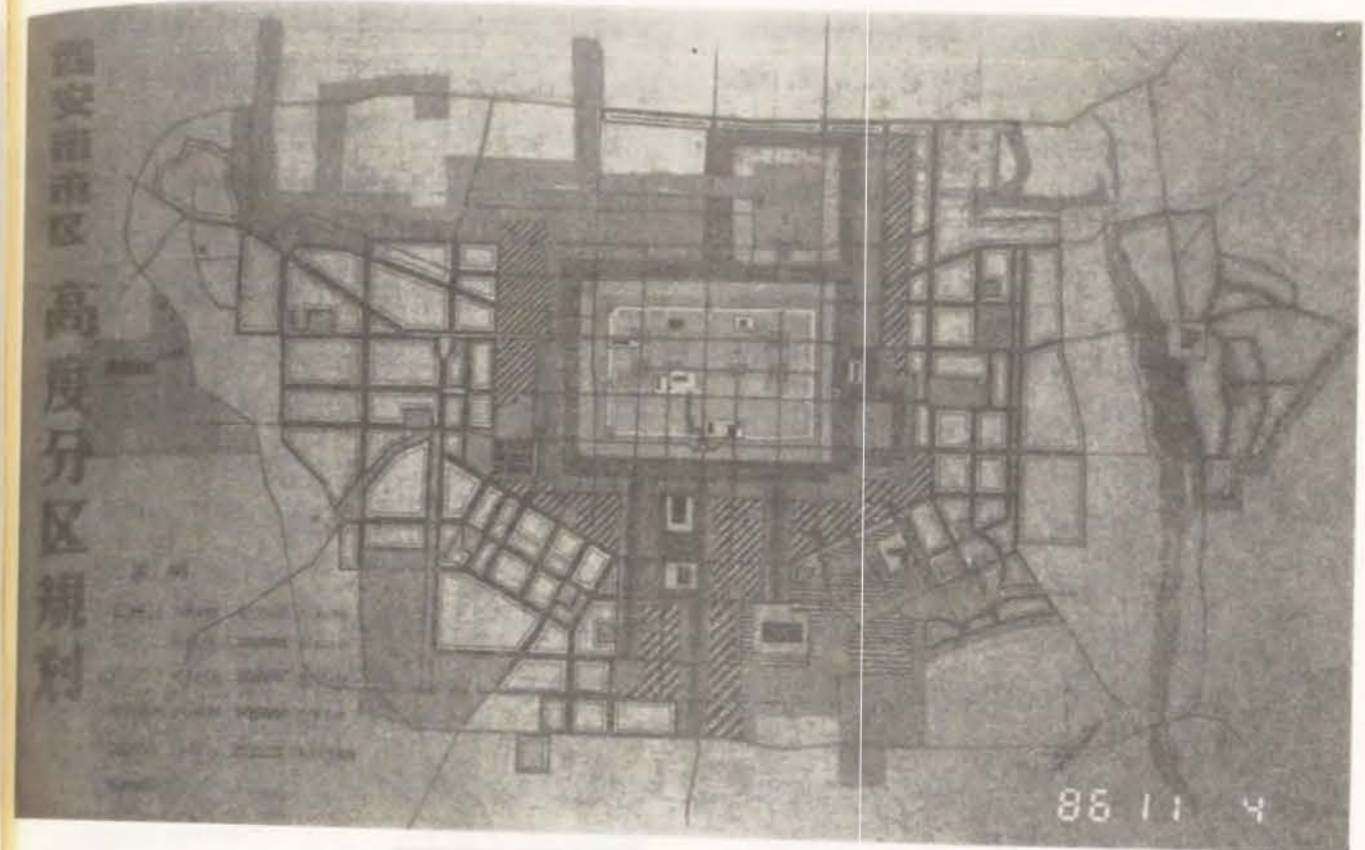
3-3では西安市当局による歴史的市街地の保全計画の内容を検討したが、この節では実際の市街地景観の現状及び今後の保全整備の方向についての提案を試みる。まず、城壁で囲まれた（1）歴史的市街地全体（旧城地域）についてみたあと、歴史的まちなみ地区である（2）北院門地区について検討したい。

#### （1）歴史的市街地景観の現状

##### 1. 景観の概況

現在の西安城は延長約12km（東、西壁はともに2.6km、北壁3.3km、南壁3.4km）の横長の

写3-3-1 西安市区高度分区規制（1986）



方形で高さは12mある。東西南北に門樓と箭樓からなる城門があり、このほか北、南壁に各2ヶ所、東、西壁に各1ヶ所が切り開かれて交通の便が図られている。北壁の一部は西安駅のあたりで欠けて連続していない。城壁面及び幅約12mの上面はいずれも磚でおおわれている。かつては特に内壁はかなりの部分で磚がはがれていたが1984年より始まった官民一体となった修復工事により往時の偉容を取り戻している。城壁のすぐ外は環状公園として

整備されている。明代の姿とはいえ、このような大規模な城郭がほぼ完全な姿を保って今日見る事ができることは城郭史の上からも極めて貴重である\*32。

この西安城の4つの城楼から延びる東西南北の大街（大通り）の交差するところに1582年にこの地に建立された高さ36mの鐘楼がある。この城壁・城楼と鐘楼が現代においても西安の都市景観を決定づけている。

城内東北部の旧満城地区は現在は省政府、



少年宮、病院、大型ホテル等大規模で高層の施設が並んでおり、新しい景観を形成している。

これに対して城内南西部の旧皇城地区は狭い街路に沿って寺院や四合院の古いまちなみが続く地域である。特に徳福巷や竹笆市等のまちなみは歴史的個性を色濃く継承している。

また、この旧皇城地区の北、西大街の北側から市政府に続く北院門地区は明代初めの1380年建立の鼓楼、唐代の742年に創建された大清真寺等の文化財を中心に伝統的な民居が残っている。その中心の北院門街は後述のように特に趣のある伝統的な店舗群が並んでいたが、残念なことに最近そのほとんどが、外観は伝統様式を一部取り入れているものの構造、スケール、プロポーションが異なる形での建て替え工事が進行中である。

その他の市街地の大部分は解放以後に形成されたもので、歴史的価値は乏しい。

なお、南大街は他の北大街、東大街、西大街が拡幅された後も従来の幅員のままで両側は伝統的な民居が並んでいたが、1980年代前半について拡幅され、現在では両側は百貨店等の大規模建築物が建ち並んでいる。

さて、城壁内部の市街地は前述の高さ規制によって一定の景観保全がされている。しかし、たとえば城壁近傍50m（最近の規制改正までは100m）の間は建物高さは9mに制限されているが、制限以前の4~6階建ての共同住宅等がめだち、また高さ制限以内であってもデザインや色の指導がなされていないため、陸屋根で洗練されていないデザインの建物が多くみられる。

南大街沿いの大規模建築物は、南門から見てアイストップになる鐘楼に対してパースペ

クティブを意識してデザインされており、高さは鐘楼よりやや低く、頂部は鐘楼の緑色の瓦に合わせて緑色のタイルで庇状の形態をつくっている。鐘楼という西安全体のシンボリック的存在に対して新築建物は高すぎるし、デザインはあまりにも直接的な引用でかえって違和感を与えている。

鐘楼のまわりの郵便局やホテル、省政府庁舎等も対称性や塔屋、バラベットの屋根あるいは庇状のデザインなどの配慮はみられるが高層・長大であることにより、鐘楼その他の歴史的建造物と調和していない。また、外資の導入等により進められているホテル等の建築も高層・巨大で歴史的景観を乱しているものが多い。

今後は高さ、デザインとも、より細やかな配慮を必要としている。

表3-4-1 旧城地区の人口推移 単位：万人

1975	1980	1987	1989	2000（計画）
32.1	37.1	37.7	38.5	≤30.0

1989年の世帯数 12.7万世帯  
— 西安市都市规划局資料より

## （2）北院門地区の歴史的まちなみ

### 1. 景観現状調査

北院門地区は清代の風格を受け継いだ干果店、茶店、薬店、骨董店、羊肉店など伝統的な店舗群が鼓楼を通り抜ける通りに沿って延長約500mにわたって並んでいる地区である。150余の建物の内、清代にさかのぼるものが約8割であることが調査で明らかになった。地区の北端にはかつて清の光緒帝が八国連合軍の侵入時に避難のため移り住んでいた北院跡

があり、現在は西安市政府庁舎が建っている。北院門通りの周辺地区にはかつて官宅なども多かったという。

前述の通り、北院門の商業街は現在建て替えが進行しているが、1988年秋に筆者らは同地区の歴史的形成過程の調査、まちなみの連続写真撮影や街路を含めた外部空間の平面作成など予備的な現況調査等を行った。その後「都市景観研究会」は1990年夏に①生活環境の現状調査、②まちなみの建築年代、建築用途、保存度等の調査、③連続立面図、地域屋根伏図等の作成、④主要民居の実測調査、⑤地域の保全整備上の課題分析などを進めてきた。

その中で北院門地区の保全と再生にとって、①街路沿いの商店等の保存度に応じた保存策②周辺の旧官宅、富豪の宅第等の復元的整備③鼓楼、大清真寺等の重要歴史的建造物と周辺建物との調和④地区内の排水や老朽化・過密解消対策等が必要であるであると指摘している。特に④に関連して、伝統的住居群と調和しその特性を生かした個性ある低層高密の都市居住システムの検討が緊要であるとしてその準備を進めていた。

### 2. 歴史的まちなみの滅失と倣古様式による再建

しかし、1992年夏の「都市景観研究会」の訪中時にその歴史的まちなみの大部分が除却、建て替え中であることが判明した。北院門街は「西安市旧城区控制性詳細規制」により風貌保護区に指定され、この計画をまとめた西安市都市规划局幹部を含めた反対にも関わらず、経済発展促進の立場から建設部門により改築が強行されたものという。わが国におい

てもこれまで経済的事情から貴重な歴史的まちなみが各地で滅失してきたが、この北院門地区のような極端な例はまずないのではなかろうか。

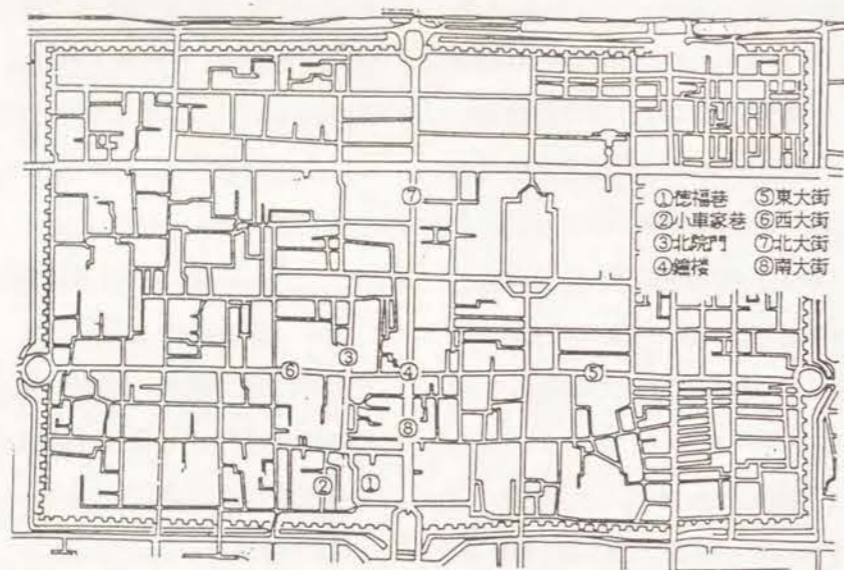
北院門の歴史的まちなみの滅失の背景と問題点、今後の課題を簡単に整理すると次のようになる。

- ・中国においてはまだ歴史的まちなみが貴重な文化財であり、保存する必要があるという意識が行政、市民双方に十分定着していない。したがって保存修理に対する補助等の支援制度がほとんど用意されていない。
  - ・四合院等で構成される歴史的まちなみは、これまで便所や給排水設備もほとんどなく多家族による雑居状況で、老朽化、汚損が進行すると共に間に合わせの雑多な増改築が行われており、保存よりむしろ建て替え再開の目標とされてきた。じっさい旧皇城地区の歴史的な中心市街地においても広範囲で除却、再開が進められている。
  - ・しかし、伝統様式に準じた外観での建て替えは観光客の人気を集めるなどの商業的な価値があり、北京等で成功を納めており、じっさい、西安においても雁塔路商業街の建設や書店門街の建て替えの先例がある。
  - ・したがって、西安における歴史的まちなみの保全は京都以上の厳しい状況にあり、表面的に破壊の進行を指摘するだけでは現実には寄与することは少ない。むしろ、西安の状況を踏まえた上で、当面は経済的社会的に受け入れられる具体的提案が緊急に必要とされる。
- 「都市景観研究会」は当初より北院門地区の保全と再生にとって、伝統的住居群と調和しその特性を生かした個性ある低層高密の都



市居住システムの検討を大きな課題としてい  
 いう現実を前にしてより重要となってきた。  
 たが、それは北院門地区のまちなみの滅失と

図3-4-1 西安城壁内の主要街路—栗本康代ら（大阪市立大学）「中国西安市における歴史的街区・徳福巷の伝統的民居に関する研究」より。



0 500 1000

写3-4-1 南大街のまちなみ  
 南大門より望む。



写3-4-2 北院門地区の町なみ (1988)



写3-4-3 古い町なみの大部分を破壊して  
 倣古様式で再建中の  
 北院門街(1993)



写3-4-3 倣古様式で再建した書院門街 (1992)





図3-4-2 北院門街屋根伏図 - 都市景観計画研究会 (大西國太郎, 筆者ら) 研究報告書「中国・西安市における都市景観の形成及び誘導に関する日中共同研究」p.107

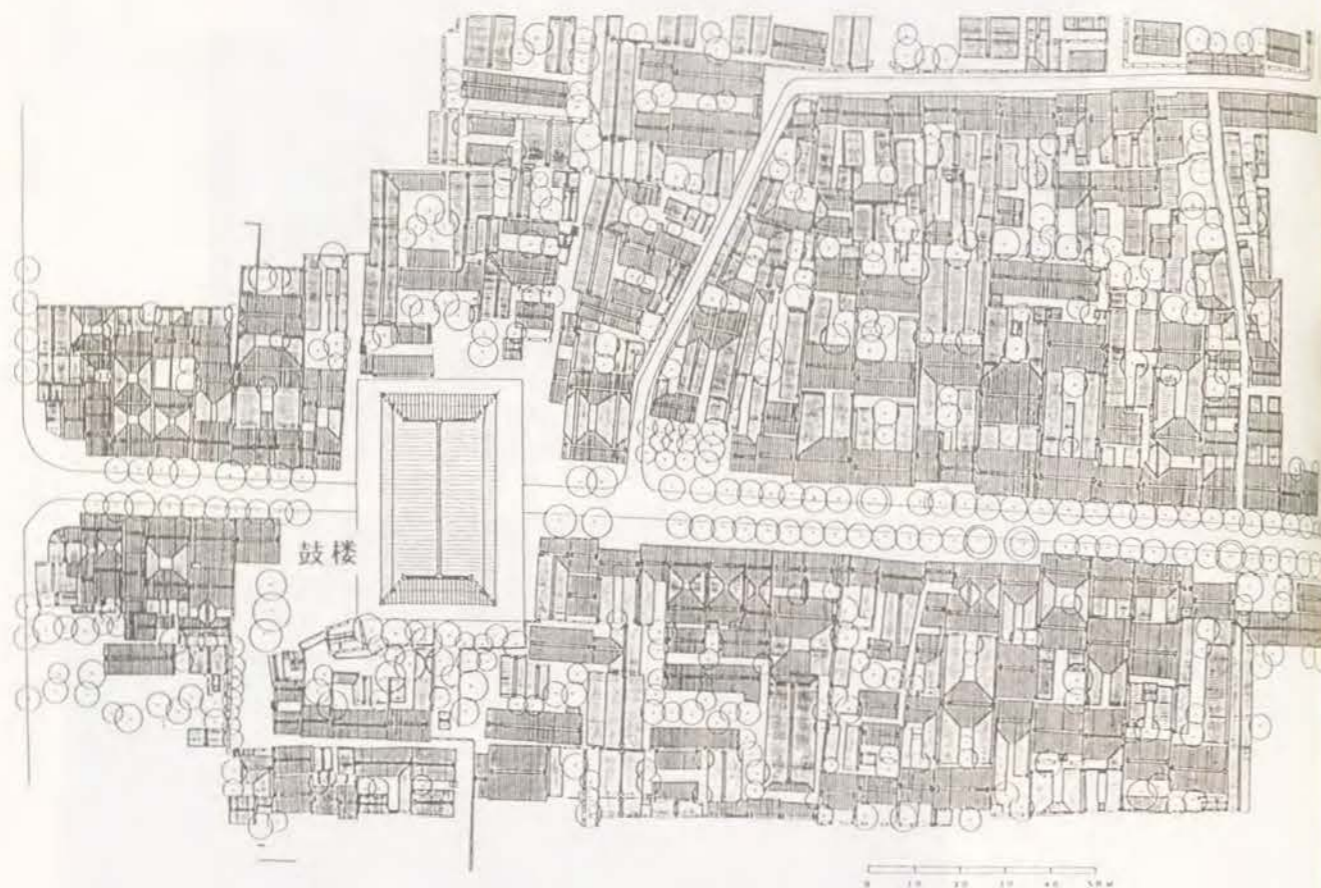
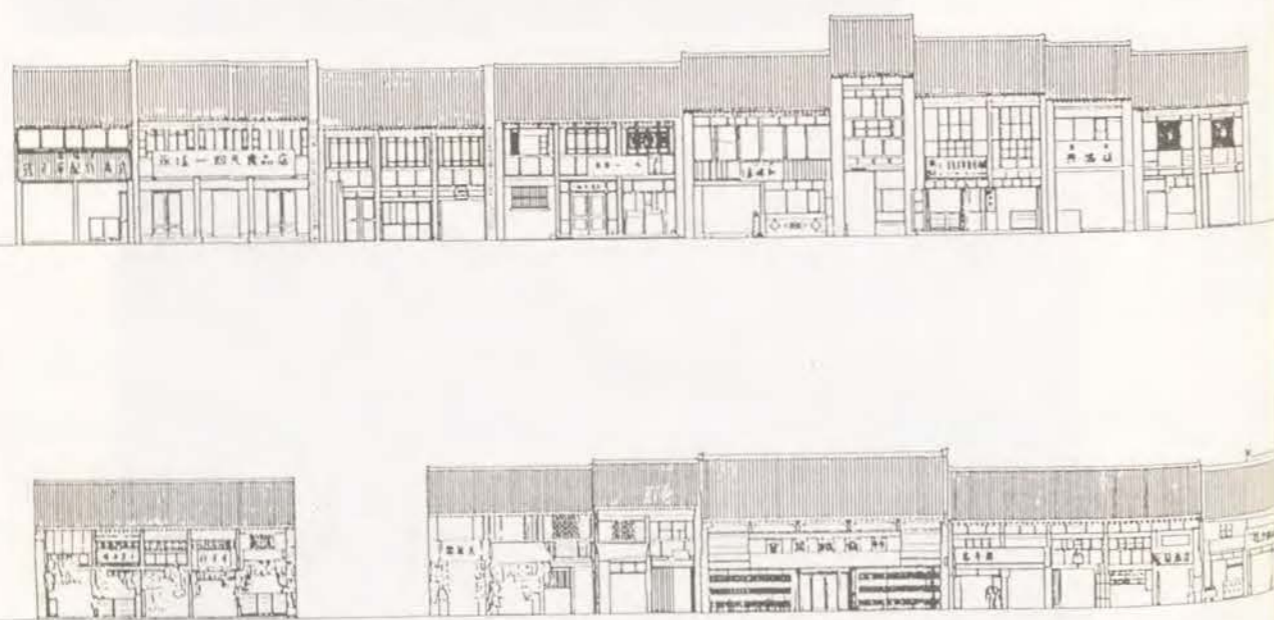


図3-4-3 北院門街 連続立面図 (西側) - 1989, 1992年調査 同上



写3-4-4 伝統的な四合院を撤却して画一的な中高層の集合住宅建設が進む。



### 3-5 德福巷地区における保全再生計画

#### (1) 德福巷地区の概況

德福巷地区は鐘樓の南西、旧皇城地区の西寄りにある。

旧皇城地区(約156ha,人口約54000人)は旧城地域の中でも特に歴史的な市街地であり、狭い街路に沿って寺院や四合院の古いまちなみが続く地区である。特に德福巷や竹笆市等のまちなみは歴史的個性を色濃く継承している。また、単体としても文化財的価値が高い四合院住宅が分布している。(表3-5-1 旧皇城地域の文化財一覧参照)

しかし、全体的には住宅の老朽化が激しく、現在はいたるところで建て替え工事が始まっている。西安市都市规划局副局長の黄源綱氏によれば、この建て替え事業はこの2~3年急ピッチで進められているが、これらの事業は日本での同種の事業と異なり、いわゆる転がし方式ではなく、住民をいったんすべて地区外に転出させ、数年後に建て替えが終わった時点で新しい集合住宅に入居させる方式で

表3-5-1 旧皇城地域の文化財一覧

位置	元用途	現用途	建築年
德福巷南口	湘子廟	公共施設	清
正学街南口	図書館	住宅	清末民初
芦蕩巷40号	民居	住宅	清末民初
德福巷5号	民居	住宅	清
德福巷14号	民居	住宅	清
德福巷25号	民居	住宅	清
德福巷30号	民居	住宅	清
大有巷15号	官宅	住宅	清
大有巷16号	官宅	住宅	清
大有巷17号	官宅	住宅	清
大湘子街18号	商宅	事務所	清
大湘子街45号	商宅	事務所	清
報恩街33号	民居	住宅	清
西甜水井37号	官宅	住宅	清
梁家牌楼44号	民居	住宅	清

西安市都市规划局資料より作成

あるという。住民は従前の住宅の広さ等と支払家賃の額に応じて新しい住宅への入居の権利を得ることができるが、完成までの数年間はわずかの家賃補助(10~20元/月・人など)で不便な生活を強いられる。また、従前の住民がすべて元へ戻れるとは限らないという。

一方、事業主体である開発処(たとえば西安市碑林区開発処)は開発予定地区に従前住民用の住宅(安定工という)のほかに多数の高級分譲住宅等を建設し、事業資金の大部分をこれにより回収する。黄源綱氏によれば、これらの分譲住宅はコストに比べて高価格がつけられている(たとえば、土地建物含めて経費が2000元/㎡の場合、売却価格を3000元/㎡とするなど)が、それでもこれらの分譲住宅には高い人気が集まり、開発者は着工する以前の図面の段階で価格の8割の購入代金を得ることができるという。

もちろん、すべての住宅再開発がこのようなメカニズムで行われるわけではないが、西



安市の各地域、とりわけこの旧皇城地区で進められている多くの街区単位のクリアランスはこの手法であるようだ。住民より開発者に著しく有利であるこの手法については最近住民側からの反対もでており、必ずしも予定通りは進まないという。事実、開発計画の告示ポスターに反対の意思表示と思われる赤い×が描かれているのを現地で確認している。

ところで、徳福巷地区は南大街の西側に位置し、幅約7mの道路の両側に南北方向に約270m続く四合院住宅で構成される伝統的なまちなみである。北は竹芭市街、北院門街へと続き、南は湘子廟街を通過して南門城楼につながる。元代から今日に続く伝統的景観を有し、明・清時代の街路空間と宅院配置をほぼ保っている。街路に面する門房は小窓を設けるなどの一部の改変はあるものの全体に保存度が高く、通りに沿って煉瓦の大壁が続き、槐の並木と共に落ち着いた雰囲気をかもしだしている。

### (2) 徳福巷地区の四合院民居分布の構造

徳福巷の民居は明、清代にさかのぼる四合院住宅が少なくないが、これらは現在では老朽化と過密化に悩まされている。各四合院はもともとは一家族の住まいであったが、解放後は極端な住宅不足からほとんどの四合院に数家族以上が住むことになり、院子(中庭)部分が増築され、過密による環境悪化、プライバシーの問題、さらには給排水、衛生設備の未整備等々大きな問題を抱えている。

図3-5-1は西安市側で作成した徳福巷地区及びその周辺地区の連続平面図(原図は1/500)である。敷地の所有または管理単位ごとに通し番号を打っている。このうち、徳福巷に面

する、または路地で結ばれている構えは37数えられる。いま、この37構えについて敷地と平面形式の関係等について分析してみよう。

各平面を見ると、通りに面する門房や側房、過庁など四合院を構成する各棟が概ね保存されているのがわかる。しかし、院子部分に多くの増築がなされ、また側房等の建て替えも進んでいる。表3-5-2は連続平面図(1/500実測図)から各構えの道路との関係、敷地の間口・奥行き、門房の有無、そして平面形式の特定を行ったものである。また、西安市資料から各構えの世帯数、居住者数、延べ面積、一人当たり床面積を整理及び算出した。

37構えの内、街路に直接面するのは29、路地内にあるものは8である。街路に面するものほとんどは門房を構え、多くはその右端に門を開けている。元々四合院住宅は門以外は窓等を設けず、外部に対して閉鎖的、防御的な構えをしているが、路地との角地にある構えは門房には出入口を設けず、いっそう閉鎖的な表情を持っている。この場合、路地側に独立の門を設けて出入口としている。

敷地の規模は間口が5mから18mまでで平均11.6m、奥行きは12mから64mで平均31.1mである。このうち表敷地(29構え)だけでは間口が平均10.8mと減少するが、奥行きは39.6mと大きくなる。

図3-5-2は敷地の間口と奥行きをプロットし、平面形式との関係を分析したものである。これを見ると、まず一進院式の民居は敷地奥行き30m以下がほとんどであること、その中で片側の側房が省かれて三合院となっているものはすべて間口10m以下であることがわかる。次に二進院式はすべて四合院で、間口が10mから13m、奥行きが31mから50mに集中している。三

表3- 徳福巷民居の分析

構 番号	道路との関係		敷地規模		門房 の有無	平面形式	世帯数	居住者数	延べ床面積	床面積/人
	表敷地	路地敷地	間口	奥行						
1	○*		14	12	○	一進院式四合院	3	10	91.5	9.2
3	○		13	17	○	一進院式四合院	5	14	102.6	7.3
5	○		12	25	○	一進院式四合院	1	15	114.5	7.6
7	○		10	24	○	一進院式四合院	2	6	100.3	16.7
8		○	22	21	×	伝統様式以外	1	3	56	18.7
9	○		10	40	○	二進院式四合院	6	19	152.2	8.0
10	○		13	21	○	一進院式四合院	5	16	229	14.3
11	○		8	25	○	一進院式三合院	4	13	91.5	7.0
12	○		8	20	○	一進院式三合院	1	4	94	23.5
13		○	13	32	×	二進院式四合院	9	32	316.6	9.9
14	○		12	47	○	二進院式四合院	3	16	264	16.5
15		○	15	28	○	一進院式四合院	1	7	192	27.4
16	○		11	46	○	二進院式四合院	10	29	303	10.4
17		○	9	19	○	一進院式三合院	4	11	272.3	24.8
18		○	17	21	○	一進院式四合院	2	17	219	12.9
19		○	8	17	○	一進院式三合院	2	9	89.9	10.0
20		○	5	20	×	伝統様式以外	-	-	-	-
21	○		18	23	○	一進院式四合院	5	16	115.1	7.2
22	○*		14	21	○	一進院式四合院	5	13	200.5	15.4
23	○		9	37	○	一進院式四合院	4	13	124.7	9.6
24	○		5	22	○	一進院式三合院	3	11	86	7.8
25	○		8	54	○	二進院式四合院	5	13	212.1	16.3
26	○		9	31	○	一進院式四合院	5	14	112	8.0
27	○		10	65	○	三進院式四合院	16	54	375.5	7.0
28	○		11	47	○	二進院式四合院	3	12	318	26.5
29	○		12	34	○	二進院式四合院	6	20	243.8	12.2
30	○		13	47	○	二進院式四合院	1	15	289	19.3
31	○		10	64	○	三進院式四合院	16	60	429.9	7.2
32	○		12	40	○	二進院式四合院	7	33	361.5	11.0
33	○		11	50	○	二進院式四合院	6	25	273.1	10.9
34		○	14	14	?	伝統様式以外	3	9	165.5	18.4
36	○*		12	26	○	一進院式四合院	5	15	-	-
42	○		13	43	○	二進院式四合院	8	45	257.5	5.7
44	○		8	30	○	一進院式三合院	5	30	135	4.5
48	○		9	20	○	一進院式三合院	3	9	56	6.2
50	○		8	22	×	一進院式三合院	2	13	68	5.2
52	○		10	24	×	一進院式三合院	7	19	106	5.6
計			416	1,149			174	660	6617.6	-
37構	29	8	11.2	31.1	31		4.8	18.3	189.1	10.3

平均 平均 平均 平均 平均 平均

\*は街路と路地の角地にあり、入り口が路地に面しているもの



進院式は2構えあるが、どちらも四合院で奥行きは60mを超えている。路地奥の敷地はL字型など変形敷地が多く、伝統的な四合院形式を持ちにくい。

図3-5-3は平面形式の分布状況を地図の上にプロットしたものである。全体的に一進院式、二進院式、三進院式、その他の民居が入り交じった状況である。敷地の形状は街路の西側は比較的整っており、奥行きは浅い。特に奥行き小さい敷地の後方には伝統的な平面形式を持たない敷地が3構えある。東側では北の方が三進院式民居及び路地奥敷地があることによりかなり奥行きが深い。南の隅は小型の敷地が並びすべて一进院式四合院である。

前述のように、これらの四合院住宅には多くの人々が住んでいる。データの欠けている番号20の構えを除く36の構えを集計してみると、居住者は合計660人で世帯数は合計174、また1構えあたり平均居住者は18.3人、平均世帯数は4.8となっている。中には16世帯、60人もの居住者が住んでいる構えもある。さらに、一人当たりの平均床面積は少ないところではわずか5.2㎡、最大で27.4㎡である。全体の平均（面積データのない第36番は除外）でも10.3㎡である。本来、一家族用に造られた一構えの四合院にこのような多数の人々が住み、様々な不便を強いられているわけである。

### (3) 徳福巷地区の保全再生計画

この徳福巷のまちなみは西安市の保存計画でも北院門街、書院門街等とともに風貌保護街区として位置づけられているが、ここでも1992年、住宅再開発計画が持ち上がり、保存と開発の厳しい対立の局面が生じた。そこで開発主体の碑林区開発処に対して、「都市景観計画研究会」代表の大西國太郎教授、西安市

都市规划局幹部らが北院門街の失敗を繰り返してはならないとの立場から工事の延期と計画変更を粘り強く説得した。この結果、計画を1993年まで延期し、この間に保存整備計画を立案することとなった。これを受けて「都市景観計画研究会」は西安市都市规划局の支持を受けて、西安冶金建築学院副教授 劉克成氏らとともに具体的な構想を事業主体に提示し、その了承を得て現在事業化に向けて検討を深めている。その基本的な考え方は、

- ①徳福巷地区（約1.7ha）においては、歴史的まちなみの保全と住環境の向上のための再整備を同時に実現する必要がある。
  - ②歴史的まちなみの保全については、徳福巷の4つの重要な四合院住宅（敷地約5,000㎡）と道路沿いに並ぶ延べ約170mの門房群すべてを修理・改修し、保存する。門房や保存四合院の内部は改造等により商業空間や展示空間等として活用する。
  - ③住環境改善については、保存門房等の背後に2階～4階建ての低層分譲住宅の建設とその外側に元居住者のための中高層の賃貸住宅（安定工）を建設することで実現する。
  - ④これらの住宅の計画にあたっては伝統的な四合院住宅の院子等の空間システムや意匠の考え方をできるだけ尊重し、「新四合院」住宅の開発をめざす。
  - ⑤日中双方で十分協議した上で計画区域を二分し、日本側、中国側（西安冶金建築学院）それぞれが基本計画をつくり、討議、検討を加えて内容の改善と調整を行う。実施設計等は中国側で行う。
- 計画地域は徳福巷を中心に小車家巷、粉巷等を含み、その現在の戸数は545戸であるが、計画による建設戸数は490戸で、残りは近隣地

域で確保する予定である。このうち日本側が担当する南部地域では計画戸数は119戸で、82～233㎡/戸と中国では大型の住戸である。工費は中国式の煉瓦・柱梁併用構造の場合は650元/㎡程度であるが、日本側が提案しているRC造とした場合は150～200元/㎡の増額となるという。

なお、日本側の計画案は「都市景観研究会」で作成中である。

### ・計画の意義と課題

この計画は徳福巷の歴史的市街地について、街路沿いの門房や主要四合院の保存と住環境の改善を地域全体の再整備事業のなかで実現しようとするものである。保存門房や保存四合院は修理・整備の上、賃貸や分譲を予定している。前出の西安市都市规划局副局長 黄源鋼氏は「保存門房は伝統工芸のアトリエやギャラリー、喫茶、商店、会議室等として活用し、『都市のリビング』としたい。また、保存四合院はコミュニティセンター、小ホテル、幼稚園等として活用したい」と構想を語っている。また、背後の低層住宅は高級住宅として分譲する。これらの賃貸、分譲による余剰金がまちなみの保存経費を負担するわけである。この方式は現在の西安市の現状にあっては保存と開発を両立させる画期的な提案であるが、一方では保存の内容が事業採算によって変化するおそれを内包している。

次に賃貸住宅をふくめた新しい住宅の計画は現在精力的に進められているが、伝統を踏まえ、かつ現代生活に必要な機能を満足させ、さらには新しいコミュニティ形成を促す計画に限られた条件の中で可能かどうかである。今後、居住予定者の意見をどのように把握し取り入れるか、また実施の段階でどのように

計画の質を担保できるか等の大きな課題もある。

ともあれ、歴史と現代を共存させる日中共同の「実験」とも言える計画が実施に向けて動きつつある。

### 3-6 小結

西安は唐の長安以来の歴史を刻む中国有数の歴史都市であり、その保存については延長12kmに及ぶ城壁の修復、建物高さの段階的制限や保存街区の設定を含む景観保全計画の実施などこれまで様々な努力が傾けられてきた。しかし、この景観保全計画は十分徹底せず、むしろ、四合院住宅街は再開発の主要目標とされ、次々と姿を消しているのが実状である。本節で明らかにしたように、これらの地域は居住環境上大きな課題を抱えており、再開発、再整備が速やかに実施される必要があるが、それは単純なスクラップアンドビルドではなく、また再開発や再整備に名を借りた経済利益追求ではなく、地域の歴史や個性を語る建築群の保存と再生、活用と結合した質の高いものとなる必要がある。

写3-5-1 徳福巷の歴史的まちなみ





図3-5-1 徳福巷地域平面図—都市景観計画研究会（大西國太郎，筆者ら）「中国・西安市における歴史的な中心地域の保存と再生に関する日中共同研究」より。



図3-5-2 徳福巷地域屋根伏図—同上

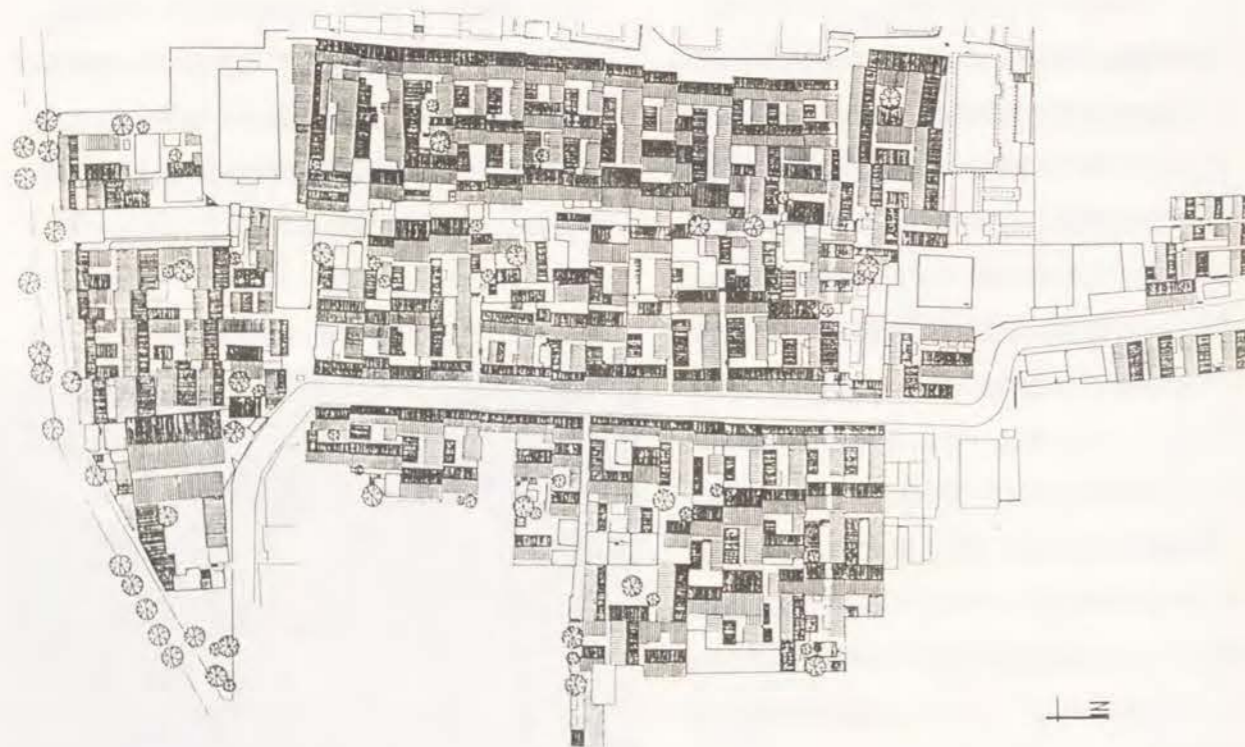


図3-5-3 徳福巷連続立面図（一部）—同上。

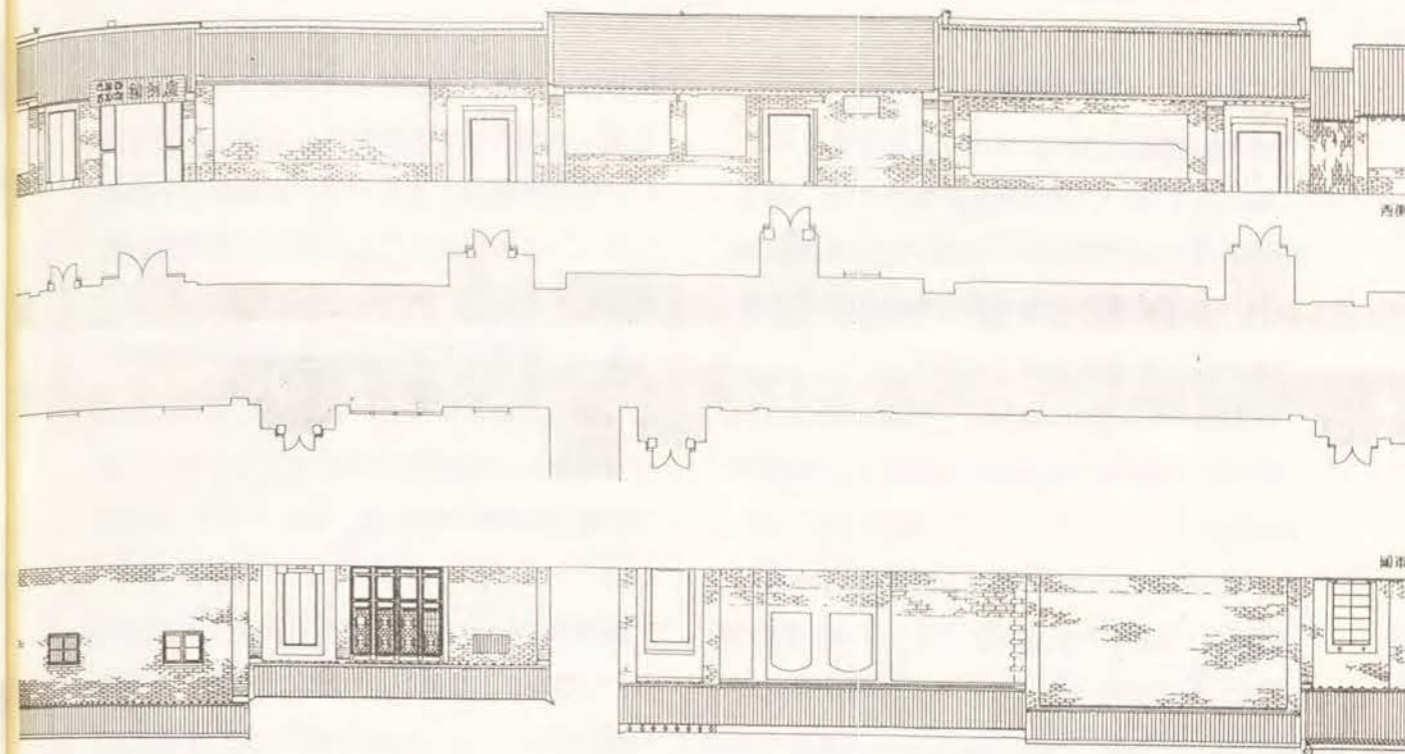


図3-5-4 敷地間口・奥行きと平面形式

筆者作成

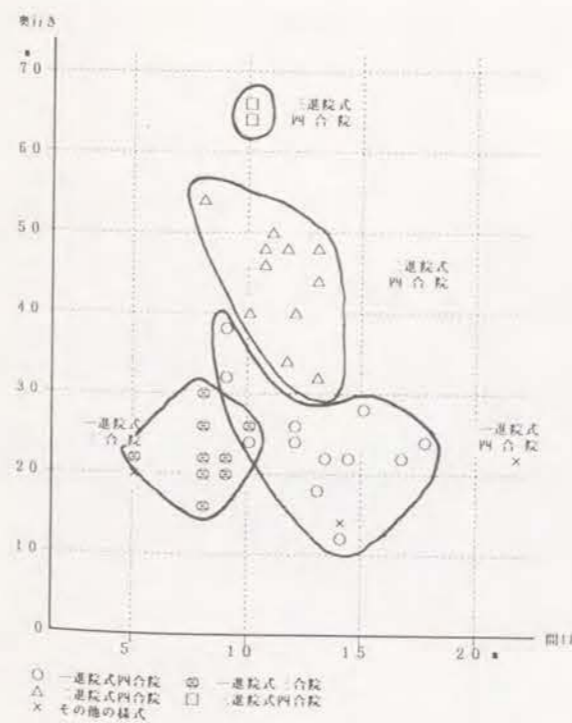
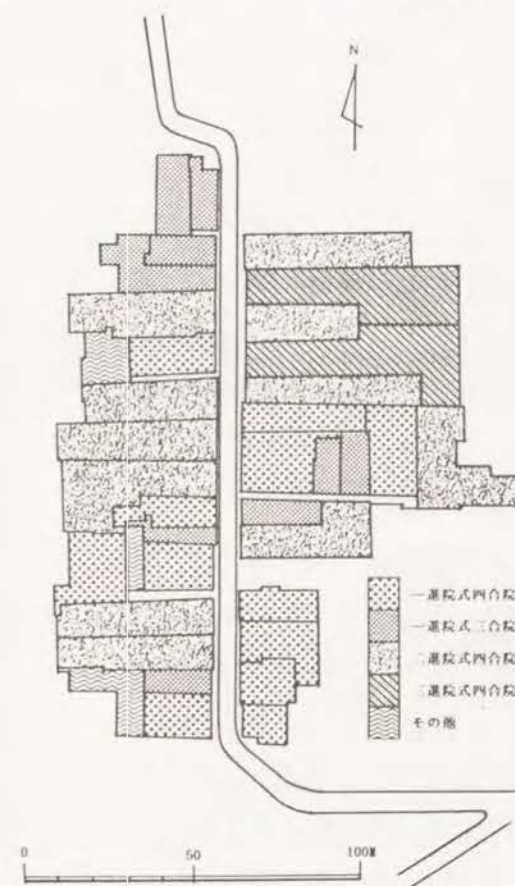


図3-5-5 平面形式の分布

筆者作成





## 第4節 洛陽

### 4-1 洛陽の概要

洛陽は河南省西部の都市で、開封等と同じく華北大平原から渭水盆地を結ぶ交通上の要地にあり、古くから開けた都市である。洛陽という名は黄河の支流洛河の南に位置する地であることを意味するという。

洛陽の東約20kmの偃師県二里頭は紀元前1920年頃から1625年頃の殷代前期の大宮殿跡等が発見されたところ\*33として知られているが、この西側で1983年に同じく殷代前期の城址（商都西亳城）が発見されている\*34。西郊の瀨河付近にはBC11世紀に西周の東都成周城が置かれた。各地からの貢納はここに集められ、ここから陝西の西都に送られたという。BC770年の周の東遷後ここに東周の王城が築かれた。その後、後漢、三国の魏、西晋・北魏の都、隋・唐の東都が、東西に少しずつ位置を変えながらも、洛陽に置かれた。漢魏洛陽城は現在の洛陽の西郊、中国最初の仏寺と言われる白馬寺（68年建立）の西に建設され、その城周は約14kmであったことがわかっている。北魏の洛陽城は漢魏の洛陽城を内城として東西南北に大拡張したもので、城周は30kmを超えるものであったという。

隋の煬帝は605年に陪都として洛陽城の建設に着手した。荒廃した漢魏洛陽城の西約10kmの邙山南麓の洛河を臨む地である\*35。南北を結合した大運河がほぼ完成を迎え、江南からの諸物資を集積する拠点として、洛河を活用できる洛陽が選択されたものである。隋唐の洛陽城は洛河の

南北にわたり、周約27.5kmであった。この洛陽城は唐代中期には衰微したという。明清代に旧隋唐洛陽城の北側中央に洛陽県城が建設された。これが現在の旧市街地、老城地区である。

なお、洛陽の南郊10kmに中国三大石窟のひとつ龍門石窟がある。伊河沿いに延長1kmにわたって岩肌に仏像等が彫刻されている。北魏の洛陽遷都(493)以来隋、唐に至るまで約400年にわたって彫り続けられたという。

現在の洛陽市は9県6区で構成され、総面積15,208km<sup>2</sup>、総人口580万人、その内市区人口76万人である。旧城内は約5万人が居住している。鉄道、道路、空路それぞれが発達し、トラクター、軸受け、鋳山機械、銅加工、ガラス等の生産が盛んな工業都市である。

写4-1-1 旧城の東北部の一部が土塁として残っている。



図4-1-1 洛陽付近歴代城址変遷図 同済大学城市規劃教研室編「中国城市建设史」p.24

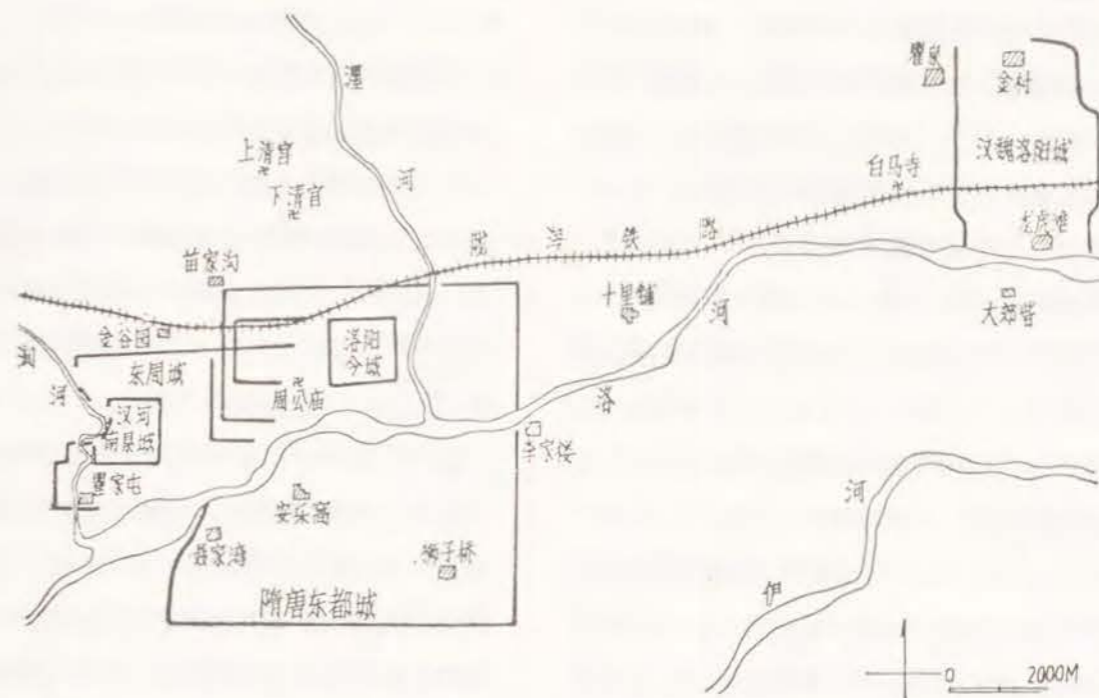


図4-1-2 保存全体計画図—洛陽市土地管理局資料 歴代の都城址や墳墓、寺院、龍門石窟、風景区等の保護範囲とこれらを結ぶ景観通廊を示している。





#### 4-2 歴史文化名城都市の保護計画

洛陽は上述の城址を含め寺院、陵墓、石窟、古建築等中国でも有数の数多くの文化財を擁する歴史都市で、1982年、国务院より「歴史文化名城都市」に指定され、歴史を生かしたまちづくりに取り組んでいる。

市当局者へのヒヤリング\*36と提供資料\*37等により、歴史文化名城都市の保護計画の概要と現状をまとめる。

歴史文化名城都市の保護計画は1982年に洛陽市規劃部門、文物園林局、旅游局の合議でまとめられたもので、中国の文物保護法、同城市規劃条例及び洛陽市城市総体計画、洛陽市文物保護法実施細則、洛陽市経済社会発展戦略等を基礎としている。

##### (1) 洛陽の歴史文化特性

洛陽は殷文化の揺籃地であるとともにその後長く都城文化が続いた地である。その歴史を反映して重点文物保護単位は国家級6、省級53、市県級1074、その他全体では40万件を数える。ただし、地下遺跡は多いが地上の文化財は相対的に少ない。

洛陽の市街地は東西約20km、南北約3kmの帯状の形態をしている。これはひとつに解放後の都市建設にあたり、旧城地区の保護を目的として旧城の西部に1950年代に新市街地を建設したためである。新市街地（西工区）のうち旧城に隣接する西側は1920年代に軍閥が駐屯していたところで、現在では全市の地理的中心であるとともに行政、商業の中心地であり、旧城地区は商業の副中心となっている。この開発手法は中国において旧城地区を保護する都市計画の先例をつくったもので“洛陽方式”と呼ばれているという。ただ、この新市街地も実は東周城及び隋唐洛陽城の西北部

の宮城、皇城跡の上に乗っているわけで、歴史都市の悩みは深い。-図4-1-1参照

明代に建設された城壁（老城）は1641年に李自成の侵入により破壊され、清代に復旧されたが日本軍により再び破壊されたという。土塁として残っているのは東北部と南西部のごく一部だけである。ただ、老城の区域は環城路や河川で区分されいまだ明確である（約2km<sup>2</sup>）。

しかし、この老城地域は人口密度が高く、大部分の建物が老朽化し道路事情が悪く混雑している。また都市施設が不足している。老城内では歴史的建築の保全と老朽家屋の再開発が必要であるが、赤煉瓦造の陸屋根形式による個別建て替えが進み、従来の灰色瓦の勾配屋根の家並と全く調和していない。一方東西を貫通する幅員数十mの幹線道路（中州東路）沿いでは高層商業建築が建ち並び、古都の風貌を大きく変化させている。

老城地区の主な地上文物、歴史資源は次のとおりである。

- ・東西大街の歴史的まちなみ-歴史的風貌を保っている商店街で老舗が多い。清、民国時代の建物が多い。
- ・鐘鼓楼-東大街に基壇のみ残っている。1950年代に自然崩壊したという。再建予定。
- ・文峰塔-老城の東南隅東和巷東端にある。高さ約30mの塔で、北宋時代に建設され、明末に戦火に会い、清初に修理されたもので保存状態は良好である。老城のシンボルとなっている。
- ・山陝会館\*38-老城関菜市東街東臨貼郭巷所在の建築群。清代に山西、陝西両省の商客聚居の場で康熙、雍正年間に両省の

富商が修建した。保存状態良好で、現在洛陽市第7中学校校舎となっている。

・洛涇会館\*39-老城東南新街南端東側、文峰塔の東約200mに所在する建築群。清代に洛安府と涇州府の商人らが建設したもの。1986年に洛陽民俗博物館として公開。

・古民居（農校街魏宅、菅林街史宅）明清民居の遺構。

・洛八弁（八路軍駐洛弁事処）\*40-老城南関郭巷路南に所在。抗日戦争時に中国共産党が造った3つの弁事処のひとつで重慶、西安とならぶ。1938年に既存の三進式院四合院民居を活用して設置。革命遺跡として1961年市の文物保護単位指定。1986年、全面修復し博物館として公開。このほか、府城皇廟等がある。

##### (2) 保存計画について

###### 1. 基本的考え方

洛陽市の保存計画の目標としては都城遺跡、皇陵墓、龍門風景名勝区等及びその周辺環境の保全、古城風貌の保護等が挙げられている。これらの計画にあたっては、地上と地下の文物保護の調整、経済発展との調和、旧城改造との両立を目標としている。

###### 2. 保護措置

具体的な保護措置として6つの用語を使用しているのは興味深い。すなわち、

- A 維護-文化財を注意深く保護し、破壊を予防する。
- B 加固-破壊されて残った部分を固めて保護する。
- C 修復-元の状態に復元する。
- D 重建-元来の意味を踏まえながら新しい機能要求を配慮して再建する。

E 使用-元々の機能を考慮しながら使用する。

F 開発-保護を基本としながら新しい価値を開発する。

###### ①保護の範囲

文化財とその敷地を保護するだけでなく、その周囲に建築規制地帯を設ける。文化財の敷地の文化財保護範囲では文化財の現状変更、建築の新築等は許可されない。

###### ②建築規制の区分\*41

-図4-2-1参照

建築規制地帯は5種類に分けられている。

- 一類地帯-文化財の環境と景観保護のために建築を許可しない。
- 二類地帯-平屋建て保護地帯。倒壊危険等により建て替える場合も平屋建て四合院等伝統様式とする。
- 三類地帯-高さ9m以下に制限。新しい建物は様式、規模、色彩等を文化財建物と調和させる。
- 四類地帯-高さ18m以下に制限。新しい建物は様式、規模、色彩等を文化財建物と調和させる。
- 五類地帯-特別規制地帯。具体的状況に基づいて地形、地貌、植被、道路、水系等の変更を規制する。

これらの方針に基づいて個々の文化財の保護措置や保護範囲、建築規制区域等を定めている。

###### ③老城地区の保護

老城内の面積は1.8km<sup>2</sup>、人口は現在約5万人である。

・土地利用：住宅用地、工場用地を縮小し、道路、緑地等の用地を増加させる。また、商業、業務、観光、生活等の利用区分を明



確化する。

・道路調整：老城内の主要道路の内、南北大街は幅員30mに拡幅するが、歴史的まちなみが残っている東西大街は拡幅せず、商業歩行街として通常は自動車、畜力車等の進入を禁止する。また、景観視廊の確保のため東西幹線である中州東路から鐘鼓楼に向けて道路を新設する。また交通量の増加を抑制するため、今後旧城内では一般のホテルや大規模事務所等を再建しない。

・建築高さ規制：旧城内は歴史風貌区であり、他地区とは異なる建築高さ規制が必要である。旧城内を3区分して規制する。

- a. 東西大街とその南部地域—古城風貌が集中して保全されているところで、前述の滌淫会館、文峰塔、山陝会館、洛八弁、鐘鼓楼等の文化財建物、史宅・魏宅等の四合院民居が集まっている。これらの周囲では建物高さは10mに制限する。個人建物は7mまで。新築建物は伝統建物と外観デザインを協調させる。
- b. 東西大街以北中州東路まで—南北方向の街路両側は7mまで。その他の地区は幹線道路沿いは18m、それ以外は12mに制限。
- c. 中州東路以北環城北路まで—府城皇廟保護区内は7m、その他は18mまで。中州東路両側は民族形式と地方特色を体現したデザインとする。

老城内の新築の民居は赤煉瓦の陸屋根建物が多くなっているが、建て替え時に勾配屋根とする事やデザイン・色彩等を協調させる事が必要である。

また、東大街の鐘鼓楼を再建すると共に、

ここと周辺の文峰塔等の文化財及び中州東路との“視線通廊”を幅25mで確保する。この通廊範囲では建物高さは7mまでとする。

老城内での住宅建築の設計にあたっては標準設計を採用せず、密度高い設計手法で四合院住宅の伝統の上に立つ新四合院的方法をとることとする。

#### ④伝統民居の保護

伝統民居は長い間修理をせず、人口増加により院子内に仮設建物（棚屋）が無秩序に建てられ、破旧、汚濁、過密の状況が起こっている。史宅、魏宅等保護価値のある民居は各自の経済力によって保全されているが、国家が所有し、例えば博物館などに用いることが必要である。一般の住宅は維持修理を加え、水道や排水の条件を改善し活用する。老朽建物で住民が改築する場合は必ず市や区の都市規劃部門が審査し、高さやデザインを旧城保護計画に適合させる。

#### ⑤東西大街歴史風貌街の保護

東西大街は延長1700m、道路幅7mでかつての主要街道である。歴史的店舗等429家が並んでいる。1950年代に北側170mのところを並行して新たに広幅員の中州路が設けられたため、かつての経済的繁栄が失われ建物の多くが破旧しているが、街道平面や空間、建築形態は変わらず、洛陽唯一の歴史風貌街である。

東西大街は歴史名店と小型商店で構成される歩行街とすることとし、一部を除き道路拡幅のための後退は行わない。街路に面する門房はそのまま利用するもの、修繕改造するもの、除却して再建するものなどに分類し、それぞれ明清時代の伝統的店舗様式となるよう修理修景を行う。

東大街の鐘鼓楼はもともとは二重櫓五開間

の建築であったが、1957年に除却した。大鐘は保存されている。計画はまずこの鐘鼓楼を回復する事と四周に8m幅の環形道をつくる。また北街から東華街にかけて視廊を形成する。さらにかつての東西城門の位置に牌楼を一つずつ造り、鐘鼓楼と一線を形成し互いに引き立てることとする。

#### 4-3 洛陽の歴史的景観の現状

前述のとおり洛陽には広範囲に亘って歴代の歴史的遺跡、遺物が分布しておりその現状の全容をまとめるのは容易ではないし、こ

での目的でもない。ここでは老城地区の歴史的景観の現状を保護計画との関連で概観してみたい。

#### ・城壁・環濠

城壁は戦争による破壊やその後の道路・住宅の建設でほぼ完全に消滅している。写真4-1-1のように低い土塁として建物の下部にごく一部残っているにすぎない。環濠は概ねその形をとどめているが、水の出入りはほとんどなく、汚臭を放つ存在である。一部では暗渠となりその上に建物が並んでいる。前述の保護計画においてはこの城壁・環濠については

図4-2-1 古城地区建物高さ等規制図（洛陽歴史文化名城保護規劃—古城保護図）

- 注：Ⅰ類建設規制地帯—建築不能
- Ⅱ類建設規制地帯—高さ18m以下
- Ⅲ類建設規制地帯—平屋建てのみ
- Ⅳ類建設規制地帯—高さ9m以下
- 規劃緑地—計画緑地
- 規劃打通過路—計画道路





保護・緑化地域とされているが、いまだ具体的な施策が講じられていないのが残念である。

#### ・中州東路の景観

老城地区を東西に貫通する広幅員道路である。旧城壁と交差する場所においても特にその表示はなく、街路の両側は中高層の商業、業務施設が並んでおり、老城地区内である事を感じ取れない。しかし、保護計画により沿道であっても高さ18m以内とされ、デザインも一定の配慮がされるようになったようである。また、発掘調査の結果重要遺跡が発見された場所では、予定していた大規模商業施設の工事を中止するなどの措置が取られた例がある。

#### ・東西大街・鼓楼

東西大街は一部を除き平屋建て及び2階建ての伝統的様式の商店等が並んでいる。また東大街のなかほどには鼓楼の基壇が低い家並の中に残っている。これらの伝統的建物はまだ修理・修景が進んでいない。また狭い街路の中を荷車やトラック等が行き交い混雑しており、保護計画でうたっている歩行街は実現できていない。

#### ・洛八弁（八路軍駐洛弁事処旧址）等

老城南関郭巷路南にある八路軍駐洛弁事処旧址は堂々とした大型四合院住宅が保存修理され、革命史跡の博物館として公開されている。内外とも整備され、内部には革命指導者たちの事績の写真パネルや使用した文物が展示されている。第3節の西安の項において「大有巷」の大型の旧官宅の四合院の博物館化計画について述べているが、洛陽のこの洛八弁博物館は大いにその参考となる。また、老城東南新街南端東側の清代に潞安府と涇州

府の商人らが建設した潞涇会館の建築群もきちんと保存整備され、洛陽民俗博物館として公開され、観光客の人気を集めている。

#### ・東西大街南部の歴史的市街地

東西大街南部の歴史的市街地は現在も平屋建てや2階建ての煉瓦造住宅が並んでおり、保護計画の平屋建て、もしくは9m以下の建物という規制はよく守られており、景観上の大きな問題はない。しかし、一部で門房が陸屋根の2階建て建物に改築されており、違和感を感じる。また、全体的に都市施設が十分でなく、街路もぬかるみが多く、整備が待たれる。

#### 4-4 小結

東西に線状に長い洛陽市はその西半分を新市街地としており、国際級の高層ホテル等が並んでいるが、さらに広幅員街路に面しては建築活動が活発に行われている。しかし老城的旧市街地は露店や夜店などの商業活動は他地域と同様活発であるが、保護計画でうたっている歴史的まちなみの保存修理や歩行街の整備等は進んでいない。旧市街地では保存も環境整備もあまり進まず、ある意味で打ち捨てられている感じである。ヒヤリングや現地調査で便宜を図っていただいた洛陽市土地管理局の幹部は保存事業のための財源確保の困難さを訴えている。また歴史都市の保存と開発について京都と経験交流をしたいとの希望を強く表明している。今後、こうした交流の積み重ねにより、より適切に保存事業が推進される事が期待される。

写4-3-1 東大街のまちなみ

平屋または2階建ての明清時代の店舗等が並んでいる。まちなみの保存と歩行街の整備が計画されている。



写4-3-2 鼓楼の基壇—東大街

1957年に除却されたが、二重櫓の復元と周辺道路等の整備が計画されている。





## 第5節 開封

### 5-1 開封の概要

開封は西安市や洛陽と並ぶ中国の重要な古都である。1982年、中国国務院による第1次の「歴史名城都市」に指定され、その歴史的文化的遺産の保全と現代化に取り組んでいる。ここではその歴史名城として保全の取り組みについて、市当局者へのヒヤリング\*42と提供資料\*43及び現地調査により考察した。

開封は河南省東部、北に接する黄河の氾濫原上に約2700年前からの歴史を刻んできた町である。華北大平原から西の渭河盆地への入り口にあたり、古代、中世の中国の交通上の要衝であった。

開封の名は春秋時代にこの地が鄭の領地となった時（BC743-701）、「封疆を開拓」してその中心邑として築城したのが始まりという\*44。その後、戦国時代のBC364年、魏は国都を開封に遷して大梁城と称した。秦漢時代以後もこの地方の中心城郭都市としての地位にあった。隋代の大运河の完成により南北交通、物物流通の中心地として発展し、唐代には汴州と呼ばれた。唐の後の後梁の国都となり、五代の後晋、後漢、後周も開封府を国都とした。宋代には開封の繁栄は頂点に達し、政治、文化、商業の都として人口100万人を超える大都市となった。江南の諸都市と水路で結ばれ「天下の要会」と言われていたという。その後黄河の氾濫や戦乱などのため衰退したが、明代に開封府が置かれて以来1954年まで河南省の省都であった。この間、1938年には日本軍の侵攻を受けている。

現在の市区面積は約38km<sup>2</sup>、市域総面積6444km<sup>2</sup>、市区人口約50万人、市域総人口約400万

人の都市である。織物や機械、化学工業などが立地している。後述のとおり、明清時代の城壁が今も旧市街地を取りまいている（旧城内は12.6km<sup>2</sup>）のをはじめとして、長い歴史を反映して市内には名勝古跡や歴史的湖水面、清代や民国時代の民居などが多く残っており、これらの継承と発揚、都市の現代化の調整が大きな課題となっている。

### 5-2 歴史文化名城の保護計画

開封市は1982年2月の国務院の「歴史文化名城都市」指定を受けて、1986年4月「開封歴史文化名城保護規劃」を発表している。その後さらに充実すべく現在改定中であるという。ここではそれらの概要をまとめることとする。

#### (1) 開封の主要特色

##### a. 都市の構成と様式（城市格局）の保持

唐の宣武軍節度使による781年建造の汴州城が開封の史上で最初の城壁であるが、その後の五代の都城や宋代の内城\*45はその基礎の上に築かれている（図5-2-1参照）。明、清の開封府城を経て現代に至るまでの1200年間都市の構成と様式は基本的には変わっていない。北宋時代の“東京”の南北御道を軸線として碁盤目状の構成が保たれている。

##### b. 北宋の文物古跡遺跡が豊富

鉄塔、繁塔以外の北宋の遺跡は地下6m~9mにあり、調査を待っている。

##### c. 古城風貌濃郁

寺后街、鼓楼街は飲食店街、事務所街、馬道街は百貨店や紡績品の店舗、書店街は文化用品の店舗が並んでいる。これらは清末の様式を継承している。

図5-1-1 開封市区現状図

—開封市城郷建設局資料



刘家胡同刘宅、双井街、双龍巷一帶に四合院及び民俗街巷の歴史的まちなみが伝えられている。

##### d. 水系の特色

北宋時代には4つの川があり、豊かな水景観を呈していた。今も鉄塔湖、龍亭湖、包公湖等160haの水面があり、これは旧城地区の1割にあたる。これらは環境汚染が進んでおり、保全が必要である。

#### (2) 歴史名城保護計画の考え方

名城の完整性と延続性を保つことを基本として、古城、文物古跡、古建築、構成と様式、環境、風貌は全体的に保全規制を行い、その中で重点的、局部的に保護施策を講じる。また文物について科学的に復元、再現していく。

##### a. 伝統城市格局保護

伝統的な道路構造と城壁の保護に努める。北宋時代の東京の南北御道を中軸線とし、城

市建築芸術の主要骨格とする。—南門から龍亭に至る軸線に多種類の建物を置き、観光機能も有した宋代風味の商業街を形成する。

現在の城壁は明清時代に建設、重建されたもので、省級の保護単位に指定されている。本体の保護と内外景観の保護が必要である。それには城壁本体の段階的復旧、城壁内外の緑化・緑地帯形成、城壁周辺の建物高さ制限があげられる。

城壁下部の幅20mとその内外それぞれ30mの範囲の「城壁内外重点保護区」では建物、工作物は許可せず、幅200mの「一般保護区」では重点保護区から50m以内は高さ7m以下、50m~200mは高さ10m以下に制限する。南城壁とその南の濱河路との間は菜園、緑地とし建物は許可しない。

##### b. 埋蔵文化財の発掘と保護

2000年の歴史を語るべき文物は幾度もの洪



水によって地下に埋没しているがその大部分はまだ調査されていない。現在の対策では不十分であるのでさらにしっかりした保護措置を講ずる。具体的には開封故城、大梁城、北宋内城、外城など12の地下遺跡保護区を設定し、ここでは考古・文化財保護部門の同意と都市計画管理部門の批准がなければ堅牢建物は建築できないこととする。

c. 地上の文化財や歴史人物記念地の保護  
鉄塔や龍亭、相国寺など19の文化財とその周辺に保護区を設定する。文化財の敷地である重点保護区では文化財保護部門の同意と都市計画管理部門の批准がなければ建築できない。またその周辺の一般保護区では建物高さは6~9m以下とするなど、保護対象の高さや規模、景観条件に適合させる。

d. 民俗、民居及び民俗街区の保護と開発利用—3つの保護区を設定する。

1. 相国寺民俗保護区 南は自由路、北は西大街、西は中山路、東は勃鶴街・書店街を境界とする区域で、3つの商業街（馬道街、寺后街、書店街）、相国寺、西院商業文化街、山陝甘会館と伝統的四合院民居群。これらを商業区、娯楽区、文化活動区、飲食区に分け、交通や文化財保護、景観、住環境改善等を総合的に考慮して特色ある地区形成を図る。

2. 刘家胡同伝統四合院民居保護区 北土街の東に位置する胡同で伝統的四合院街である。中心の刘家は現在保育園と順河区房管所の事務所に使用されているが、復元して民俗博物館に活用する。周辺の胡同にも一般保護区を設定する。

3. 双龍巷伝統街巷保護区 文廟街以東の区域で北宋時代よりの伝統のあるところ。現存の四合院民居を保護修理すると共に、新築

の場合は低層で院落（中庭）のある伝統形式を採用する。道路沿道50mを一般保護区とし、沿道建物の第一進院は平屋建て、第2進院は2階建てで高さ7m前後とする。双井街北側は重点保護区とし青瓦勾配屋根形式とする。これにより、双龍巷、双井街の伝統風貌を快復する。

#### e. 古城保護と建築高度規制

景観の保全のため4、7、10、15mの高度規制区を設定する。これは旧城内の人口抑制計画とも一致している。旧城内は全体的に15m以下とするが公共的建築については少々の緩和が可能である。

これらの計画のほか水系の保全、博物館・展覧館体系の建設、名城保護と観光事業の結合等についても記述されている。

### (3) 歴史文化名城の建設と旧城区の改造

#### a. 文化観光施設の早期建設について

1986~1990の短期計画で11の具体的計画を挙げている。その主要なプロジェクトとしては①博物館、図書館の建設、②宋都一条街の建設—国家旅遊局の指導により宋代建築様式により商店街を建設する。③山陝甘会館から学校を移転し、修復し開放する。④中心文化商業街の改造 等があげられる。

#### b. 旧城区の改造について

旧城区の改造は経済と社会と環境の3つの統一が重要である。そのためにはまず①旧城区内に宋都一条街や相国寺文化商業区等を整備し、環境の改善と人口の移転、経済の発展等の総合的利益を図る。②新市街地の建設に力を入れると共に旧城区ではまず道路の狭隘や行き止まりを改善し深刻な交通混雑を解決

する。

次に旧城区の改造は地域特性に適合する手法を検討しなければならない。城区内の主要幹線道路は計画幅員は30m余であるが現在は10数mの幅員である。これはここ10数年以内では拡幅できない。このため、短期的には数m後退

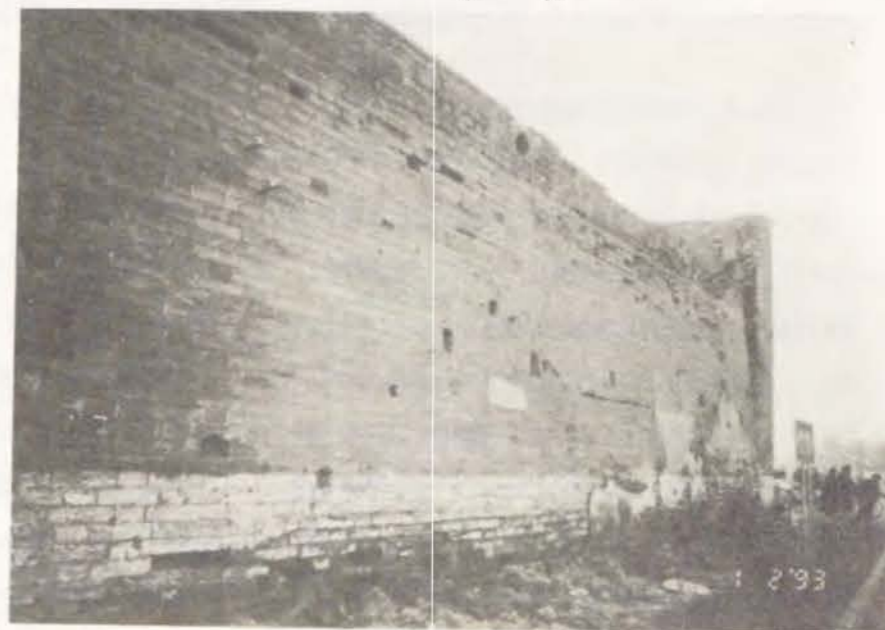
し、2階建て建物を建てその後ろの用地を空けておき10~20年後に計画線を改めて検討し、第2次改造を行うという手法も考えられる。また、現在の街の風貌特色を保全する事を採用し、街路に面する立面を整え、街容を改善する。これは投資が少なくすみ容易である。

#### 図5-2-1 宋東京（開封）

復原図—同済大学都市規劃教研室編「中国城市建設史」p.43 周約2.75kmの大内（宮城）、周約11kmの内城、周約28kmの外城という三重の城郭を構えていた。



写5-2-1 城壁の現状—一部の城壁には磚積みの外面が残っている。(1993)





写5-2-2 宋都御街—宋代のメインストリートであった「御街」に沿って宋代の建築様式に倣った形態の延長400mの商店街が建設されている。



写5-2-3 書店街のまちなみ—200軒余の商店等が伝統様式で修理、修景された。



### 5-3 現状都市景観の考察

#### ・城壁

清代に建設された城壁は地上約数mの高さで、その延長のほとんどが残っており、旧城区とそれ以外を景観的に明確に区分している。しかし、外面の磚は一部を除き残っておらず、ほとんど土が露出している。雑草が茂り、勝手な土取りも行われているようで荒れた景観になっているところが多い。北壁部から西壁部にかけて頂部に植樹して整備されていると

ころもある。特に北東隅の鉄塔地域は公園が整備されている。

開封市都市规划局では、この城壁については今後修復すると共に槐やポプラを植樹し修景する予定である。また主要道路との交差部には西安市と同様のアーチ状の門を検討しているという。

旧城内には人口24万人が住んでいるがこれを22万人まで減少させる計画であり、このため城壁外部の東北部に住宅地区を開発中であ

る。また現在300箇所の工場を5カ年計画で移転させる予定である。

#### ・宋都御街

御街は宋代に宮殿前からまっすぐに数kmも伸びるメインストリートであった。蓮が植え込まれた側溝があり、これにそって桃、李、梨、杏が街路樹として並び、中央には朱塗りの矢来が置かれていたというお成り道だった<sup>46</sup>。

この御街の旧軸線に沿って午朝街から新街口までの延長400m、幅40mにわたって、前述の(3)b.の計画に従って1986年に着工した宋代の建築様式による商店街が完成していた。建設責任者の開封市規劃測量設計院高級工

程師 吳孔范氏によれば、この建設は宋代の都市、風俗の文献である「東京夢華録」の記述に基づき、様式や寸法を決定したという。「倣宋樓閣建築」と称している。飲食店、薬局、書画、骨董店など50余が軒を連ねている。これらの店の看板等は宋史から取ったという。

この宋都御街は観光的、経済的には成功を納めたようであるが、写真でわかるように所詮はまがいもの、見せ物であり、文物保護やまちなみ保全とは立場を異にする事業である。

#### ・中山路

上述の宋都御街の南に続く中山路は高さ15~18m、5~6階建ての店舗、事務所、住宅による再開発が進められているが、その頂部と1または2階部分に赤褐色の瓦葺き庇状のデザインが施され、まちなみに統一感を与えている。これは明清時代のデザイン要素を取り入れ、民族的街区の形成を試みたものという。

#### ・書店街

中山路の一ブロック東の伝統的に文具や書籍等の街であった書店街でもその特性を踏ま

えた改造が完成している。延長600m、奥行き15~20mの範囲で1986~1987年にかけて200軒余の商店の修理と建て替えが行われた。1949年以後(解放以後)の建物は修理し、それ以前の建物は従前の様式、寸法で建て替えたという。市政府の開発復元委員会が統一的に計画し、住宅会社と所有者が資金を用意し、市政府の工事処が施工した。

旧城区内の他の古い商店街と比べても概ね伝統的な商店街の雰囲気は継承されているようであり、宋都御街のような人工的な印象はあまり受けない。

書店街と寺后街・鼓楼街との交差するところにはかつて鼓楼があったが、1978年頃交通改善のため除却したという。当時反対意見もあったがやむを得ないということであった。

#### 刘家胡同伝統民居保護区

この保護区はイスラム系市民(回民)居住区の中心にあり、約100m×50mほどの小さい範囲ではあるが、5進院に及ぶ大型四合院がいくつか保全されており、歴史的界わい空間が感じられる。保存計画に記述されていた、現状の保育園等としての使用から博物館への変更はまだ行われていなかった。

#### ・双龍巷、双井街

旧城内の北東部にあたるこの界わいには清民時代の伝統的な建物が広範囲に残っている。道行く人々の服装を見なければ時代をまちがえるほどである。ただその多くは老朽化、疲弊化しており、水道、排水設備等都市施設の不備もあって早急な改造が必要である。その場合、街房部分はすでに一部でみられるような陸屋根の煉瓦造2階建てではなくさきに見た保存計画にあるように、勾配屋根の平屋建てとするなど、周辺景観に適合する配慮が



図5-2-2 名城保護総図—開封市城郷建設局資料 地上・地下保護区，伝統民居保護区，視廊，国家・省・市級保護文物等を表示している。

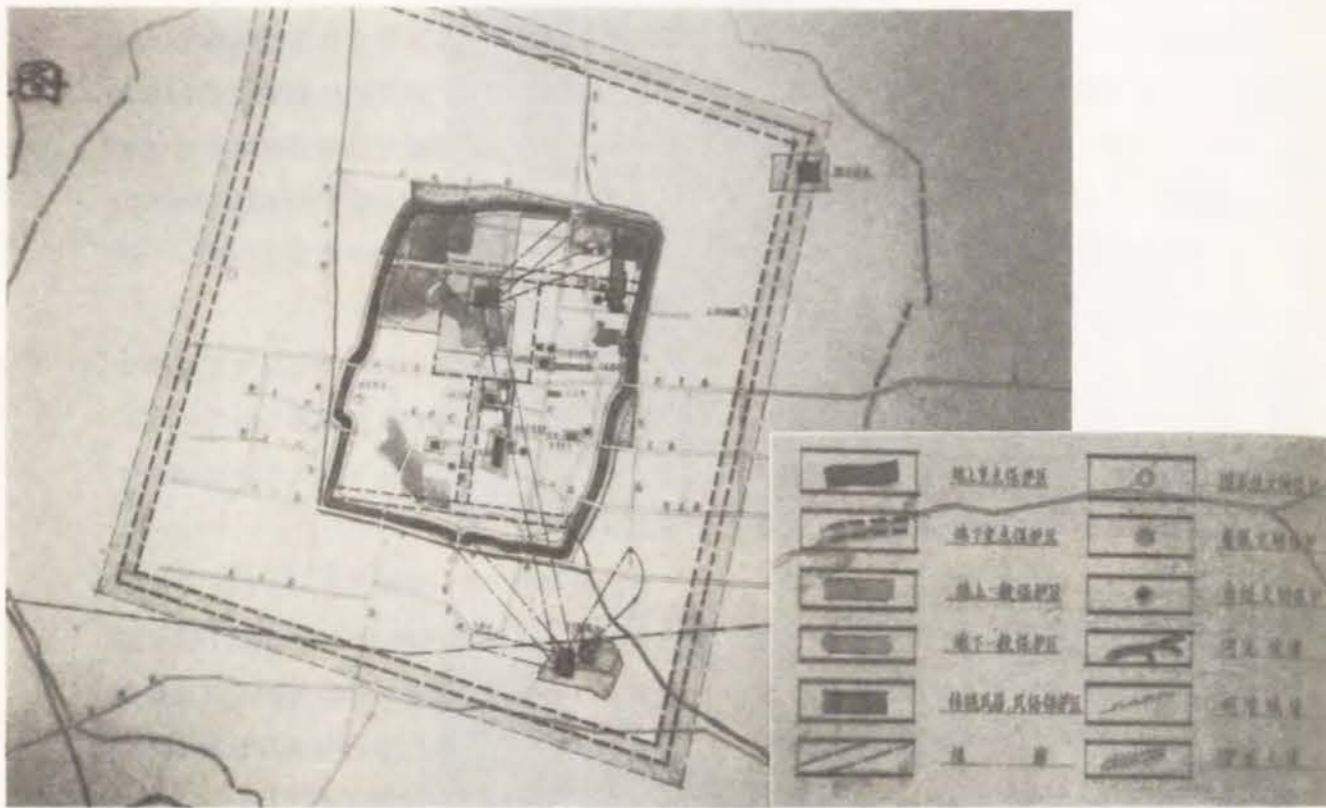
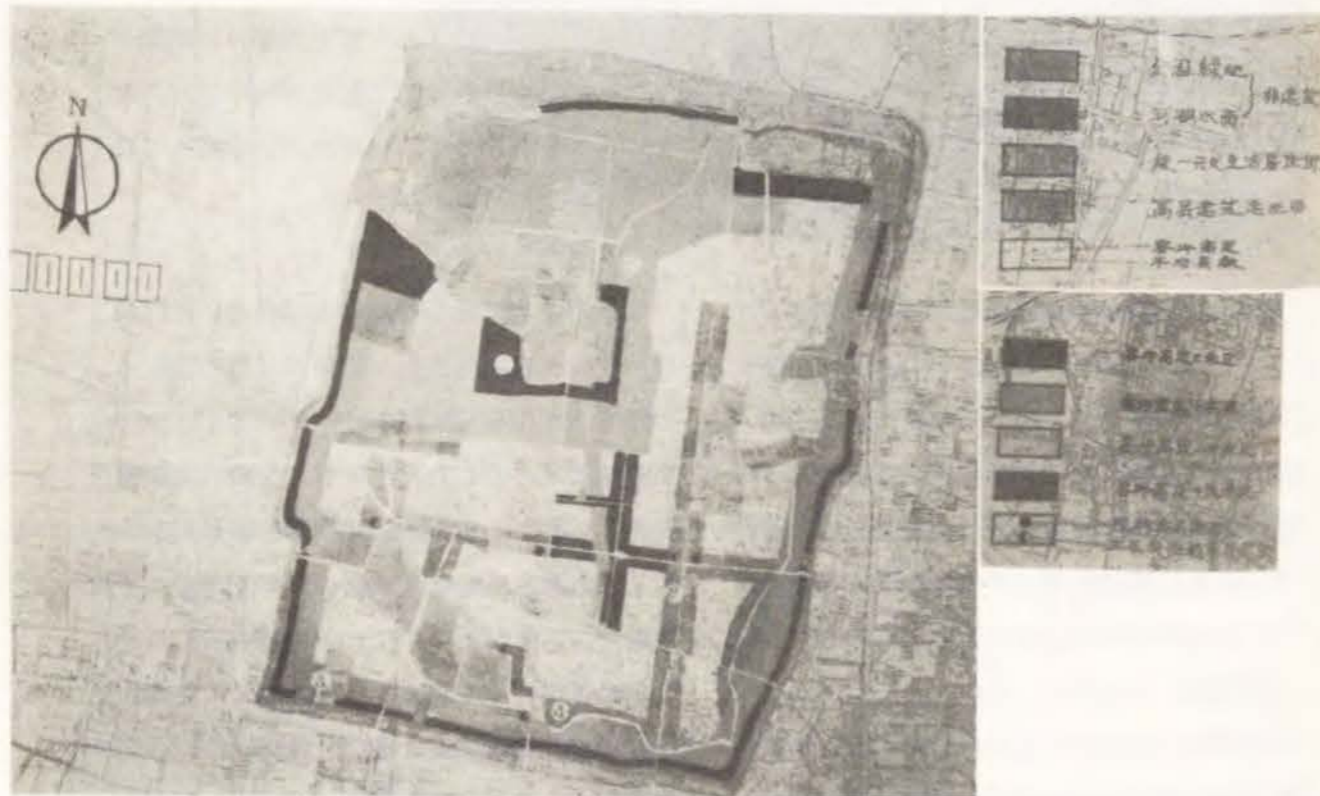


図5-2-3 建築高度制御図—開封市城郷建設局資料 建築禁止地区，7m・10m・15m・20m制限地区等，きめ細かく定めている。



必要であろう。

#### ・山陝甘会館

中山路と書店街を結ぶ徐府街の北側にある山陝甘会館は、前述の保存計画通りすでに博物館となっていた。建物の重厚さはもとより館内に各時代の城壁で囲まれた開封の都市模型や後述の「清明上河図」に基づく模型などが展示されており、興味深い。

#### その他の旧城内の景観

ほとんどが1，2階建てのまちなみが続くが，相国寺周辺などでは数階建ての大規模な商業施設ができています。また，高層の事務所ビルや百貨店も包府坑北岸や中心部で建設中であり，景観の大きな変化が起ころうとしている。規制測量設計院の呉孔范氏は，外国等からの不動産投資が旧城内に集中し，その場合高層ビルになりがちでこれまでの計画と矛盾が起こっており，対応に苦慮しているという。

なお，最後に開封市が現在取り組んでいる「清明上河図」復元公園について触れておきたい。「清明上河図」は宋の都城・汴梁（開封）の陰暦3月の清明節頃の様子を張沢端（1085～1145）が絹画としてえがいたもので，当時の都市景観，風俗を知る上で貴重な資料となっている。北京故宮博物館蔵のこの絵巻は開封郊外の「田園地方から始まって川をたどっていくもので，ほとんどの場面は近郊の船や屋形船，小径，商店，旅館などを描いて

いる。巻物はすばらしい木造アーチ橋を見せたあと，城門を通り抜けて都市の中に入る。城門の内側には，かなり大きな三階建ての遊館が見られる\*47」のである。

開封市の計画は，この「清明上河図」の風景を旧城内の北西部，龍亭公園の西部で西城壁までの池沼地で実物大で復元しようとするものである。「清明上河図」の主要場面の一つである木造アーチ橋はすでに基礎工事が始まっており，順次城門（樓門または鼓楼と言う説もある）等の建設も始まるという。非常に大きなプロジェクトではあるが，「清明上河図」自身が当時の景観を正確に描写したのではなく，ひとつの風俗画として表したものであるから，その「復元」とはいったい何を意味するのか判断が難しい。ともあれ，2～3年後には完成するという。

#### 5-4 小 結

以上のように開封市では，現在多くの分野で精力的に歴史的景観の保全，復元の努力が進められている。その中には日本の伝統的建造物群保存地区で進められているような文化的な修理修景事業もあれば，観光開発としてのテーマパーク整備に近い事業も見られる。成功しているものもあれば，行きすぎて違和感を覚えるものもあるが，全体としてその前向きな努力には共感を覚える。



## 第6節 上海

### 6-1 上海の概要

上海は長江下流三角州の東端に広がる海拔2~5mの平坦な平野に位置し、宋代に江南の経済発展にともない、商品経済が発達して集市がたち、「上海市」と呼ばれたことに起源を求める事ができる。商港としての発展により南宋末の13世紀後半には上海鎮に昇格し、元代はじめの13世紀末には上海県となった。明末には経済的に豊かな上海はしばしば和寇の襲撃を受けたため、16世紀中頃に城壁を建設した。上海県城は東西約1.7km、南北約2kmのやや楕円形で周囲6kmであったという。

上海は1842年の阿片戦争による南京条約によって開港し、以後市街地の大部分を列強の租界で占められていた。今でも黄浦江に面する外灘には欧米の資本がその財力と技術力を注いで建設した石造の堂々たる洋風建築が並んでいる(写真6-1-1 参照)。

ところで、城壁と外濠で囲まれた県城は租界の繁栄からは取り残されがちであったが、1912年に城壁が撤去され、外濠は暗渠化されて道路となった\*48。

現在の上海市は市区12区と特別区(県)9県で構成され、総面積は6,340km<sup>2</sup>、総人口1,250万人、中心部だけでも670万人を擁し、工業生産額は全国の1/9、国家財政収入の1/6がここからあがるという中国で最も重要な工業都市、国際港湾都市である。また、51の大学を擁する学術都市でもある。1982年に総合計画が市政府で決定され、国務院の批准も終わっている。このマスタープランでは過密解消のための人口の郊外分散と市街の再整備及び交通網の整備等が急務としている。ちなみ

に、旧市街地では住宅床面積は6m<sup>2</sup>/人という状況であり、環境汚染、交通渋滞、基盤施設の老朽化などの諸課題に苦しんでいる。また、マスタープランでは上海は中国共産党の生まれた場所であり、輝かしい革命の伝統を持っており、多くの革命遺跡が残っている。さらに多くの歴史的遺跡や見事な近代建築が残っている。これらの保存と保全を注意深く実施すべきである。古い地域の再開発においても上海の地方的特色にふさわしい建築様式の保存と保全に努力を傾けるべきであるとしている\*49。

図6-1-1 上海市市域図—大阪市立大学経済研究所編「世界の大都市2 上海」p.231より



写6-1-1 外灘の洋風建築  
—上海市人民政府(旧香港上海銀行1923)



### 6-2 景観保全の施策

このような大きな都市問題を抱える上海にあっては、景観対策にはなかなか手が回らないのが実状のようであるが、保存と再生に向けていくつかの施策が実施されている。

#### (1) 里弄住宅の保全と再生

一つは、里弄住宅の保全と再生の試みである。里弄住宅は今世紀初頭を中心に、不動産経営として市内に次々と建てられていった住宅である。路地(里弄)を中心に小さな前庭を持つ2~3階建ての煉瓦造等の連棟式の住宅が並ぶ。江南風民家の都市型発展形態とされ、上海の住宅需要に良く適合したため広く普及し、南西地区はヨーロッパ風里弄、淮海路は新式西洋里弄、豫園付近は中国式旧式里弄等が今も残っている。その平面形式は中国の伝統的な四合院住宅と西洋の連続建て住宅の結合とも言える\*50。

里弄の合計床面積は2600万平方メートル、上海市の総住宅床面積の40%にもあたる貴重なストックである。ところが長年月の間に老朽化と過密、台所・トイレ等の不備により大部分の里

弄住宅が機能低下を来している。

その最初の再生プロジェクトとして1980年代になって取り組まれたのが旧城の西南部老西門の近くの南市区蓬萊路303弄の住区である。従前の住環境を大幅に変化させることなく、台所やトイレの専用化及びこれを可能とするために2階建てから3階建てへの増築が進められた(図6-2-1 参照)。改造に当たっては都市景観の継続性にも配慮し、外観の形態、外壁煉瓦の材質、色彩の継承に努めている(写真6-2-1 参照)。このプロジェクトの第1期は1983年に完了し、第2期は1984年10月より取り組まれている。

上海市では今後もこのような既存の里弄住宅の保全・再生事業を進める一方、新しい共同住宅を建設するに当たっても、里弄住宅の特色をどのように取り入れるかが課題となっているという。

#### (2) 嘉定県・歴史的地区の保存計画

次に、歴史的地区の保存計画が郊外で進められている。上海市の中心から西北に33km、上海市の県の一つであり、科学研究と新都市



写6-2-1 改造された里弄住宅（蓬莱路303弄）（1989）



写6-2-2 法華塔と水路橋の景観（1993）



図6-2-1 1930年代の嘉定城—愛宕元「中国の城郭都市」p. 208より



の建設が進められている嘉定県の旧市街地中心部の嘉定城地域の一部、約6haが県のマスタープランで「老街保留区」として決定されている。これは1983年に上海市の批准を得ている。

解放前の嘉定城は直径約2kmの城壁と環濠をめぐらし、その内部にそれぞれ直交する水路と道路があり、これに沿って市街地が形成されていたという\*51（図6-2-1参照）。旧県城はすでに撤去されてないが、旧城内には南宋開禧年間（1205～1207）に建立された七層方形の法華塔\*52（嘉定県文物保護単位）や南宋12年（1219）に建設された嘉定孔廟\*53（嘉定県文物保護単位）などが現存しており、これらの周辺と両者を結ぶ地域には石畳道に沿って伝統的なまちなみが残っている。また、背後の池や水路、そして橋が江南の風情を強く感じさせてくれる。

計画は法華塔を中心に約6haの区域に保存地区を設定し、このなかで古い建築物を修復し、一部に必要な近代化を図りながら風格を保持すると言う。また危険家屋を除去・緑化し、区域内は歩行者専用道とする計画、景観保全に留意しながら伝統的な手工業の工房や店舗の整備計画も盛り込まれている。さらに重要な景観軸を設定し、これを妨げる建築を禁止する計画である。現実にはまだ歩行者専用道としての整備等は進んでいないが、保存区域内は法華等と嘉定孔廟のふたつの焦点を中心に落ちついた家並と豊が続いており、歴史的景観はほぼ保全されている。ただし、たとえば嘉定孔廟の屋根の背後に高層の大規模な集合住宅が見えるなど、文化財空間の風趣を損なっているところもある。周辺も含めた修景計画や高さ制限が必要となろう。

なお、この旧城区の北では1982年以来「科学衛生城鎮」として大規模な桃園新村が建設されており、上海から嘉定への高速道路も一部開通している。

以上の南市区蓬莱路地区と嘉定県老街地区の2地区については、1984年に大阪・上海江蘇経済交流協会の主催になる「上海市都市計画共同考察」により「地区の計画案」が作成されている\*54。

### 6-3 保全への新しい動き

上海市の具体的な都市景観施策については以上の通りであるが、最近さらに新しい動きがみられる。

そのひとつは文化財建物まわりの建物高さの規制である。豫園など文化財の周囲50m～100mの範囲は高さ11mまでに制限している。

第2に重点保護文物の指定である。外滩あたりの約50の西洋式建築やフランス人等が好んで建設した郊外住宅である花園住宅、及び代表的な里弄住宅の保存をめざし、法律や計画を検討している。

第3に、上海では現在用途地域制や容積制の実施について検討しているが、その中で歴史的建造物の保存のために容積率の特例措置等を盛り込もうとしていることである。

さらに、横浜市と協力して普陀区のまちなみの保全と歩行街の整備計画（500～600m、幅20m）の作成や大阪大学と協力して超高層ビルの建設が上海市の歴史的景観に与える影響をコンピューターグラフィックスで検討し計画をみなおした例などもある\*55。

このように上海市の景観施策はまだまだ個別的な段階といえるが様々な模索を積み重ねており、やがて市独自の総合的な施策へと発展するものと期待される。



## 第7節 鄭州

### 7-1 鄭州の概要

鄭州は人口9000万人の河南省の省都であり、北に黄河と邙山、西には嵩山をひかえ、東と南に中原が広がる。総面積7400k㎡、人口600万人、中心人口110万人を数え、中国の東西鉄道動脈である隴海線（ウルムチ～西安～連雲港）と南北鉄道動脈である京広線（北京～廣州）が交わる交通の要衝であり、紡績、軽工業、機械等が盛んな産業都市である。一方、鄭州はまた、旧市街地中央部に殷代の城壁をはじめ各種の遺跡を持つ歴史都市でもある。歴史文化名城都市に指定されていないものの、商城遺跡の保存・整備をめざして独自の努力を始めている。現地調査とヒヤリングによりその概要をまとめるとともに問題点を検討した。

### 7-2 商城遺跡の現状

北周の武成元年（559）に鄭州と名付けられたと言うが、都市としての歴史はさらに2000年近くさかのぼる。旧市街地をめぐる土塁の基部が1950年に「商城」であることが確認された。この商城は殷代中期（BC1350～1250）に版築工法で築城されたと想定され、一辺1690～1870m、城周約7kmのほぼ方形に近いプランを持っている\*56。

現在地上に現れているのは南城壁と東城壁で高さは平均4～6m、基底部の幅は15～20m、頂部の幅は10m程度であると観察される。発掘調査によれば城壁の上部や外被に戦国期や宋代の夯土層が認められ、修築を繰り返しながら何代にもわたって利用されてきたものと思われる。城内外で殷代の住居や井戸、溝、鋳

銅所、製陶所、墓葬区などの跡が発見されており、城郭をもつ都市国家としての態勢を整えていた。これらの遺物は鄭州市にある河南省博物館に納められている。

この商城遺跡は国家級重点文物保護単位に指定されているものの保存状態は決して良好とは言えない。あちこちで土が削り取られ、民家や共同住宅、工場等が土塁に迫っているところ、はなはだしいのは法面に民家が建築されているところさえある。残存している土塁の大部分の頂部や法面には胡桃の木が植えられており、老人や子供連れの散歩やレクリエーション空間として活用されていた。

### 7-3 商城遺跡の保存とまちづくり

鄭州市では旧城地区の保護のための建築制限を行っている。鄭州市城市規劃管理局李景森氏（副総工程師）によれば、旧城地区では保護と改造を調整しながらまちづくりを進めているが、旧城内で建築物を建てる場合は事前に省と市の規劃管理局、文物局の許可が必要であり、発掘調査により重要遺跡が明らかになれば建築できなくなるという。殷代遺跡は地表下10mくらいにあり、深い基礎を必要とする8階建て以上の高層建築を建てる場合は國務院の許可が必要である。現在城内では5階建て建物が最高である。

地下遺跡の保護を重点としているため既存建物の除却についての制限はなく、また景観上からの建築物高さの制限は行っていない。

城南路、城東路沿いの城壁の復元整備計画があり、住民の移転や緑化を進めている。東城壁と商城路の交差する北側には明代初期に

図7-2-1 鄭州商代城跡—同濟

大学城市規劃教研室編「中国城市建設史」P.6



図7-2-2 鄭州商城断面—愛宕

元「中国の城郭都市」P.13



写7-2-1 商城遺跡の現状—

荒れ果てた土塁（城東路）1993





## 写7-2-2 商城遺跡の現状一

頂部は散歩道として活用されている。1993



建設され1501年に改築された城皇廟があり、ここに鄭州市商城遺跡保護管理所がおかれている。この付近の城壁はすでに整備工事が始まっており、法面の修復が進行すると共にこれに続く城外の隣接地では20~30mの幅で既存建物が除却され、公園化するため苗床がつけられていた。2~3年後の完成をめざすという。鄭州市は解放後市街地を徐々に拡大してきたが、特に1973年以降に大規模拡張を行った。1980年代後半から鄭州の経済はめざましい発展を続けている。1994年には新しい空港が国際空港としてオープンするという。鄭州駅近くに58階、66階建てのホテル、デパートが建設中及び準備中である。鄭州市は鉄道、道路、航空路それぞれの結節点としての機能をより

高め、国際貿易都市をめざすという。

### 7-4 小 結

鄭州市はめざましい経済発展を背景として活気あふれる都市である。郊外の新市街地では工場や集合住宅が、美しい並木とともに整然とした景観をつくっている。しかし、旧市街地は疲弊した住宅が多く、排水等の居住環境整備も十分ではない。そしてその市街地を取り囲む商城遺跡は、前述のとおり保存対策はまだ緒に着いたばかりである。今後鄭州市が旧市街地の再整備を図るとき、これとあわせて市の歴史文化のシンボルとして商城遺跡の保存修景事業を着実に進める必要がある。

## 第8節 結 び

これまで見てきたように中国では、歴史的景観保全への関心が急速に高まってきた。特に1982年からの歴史文化名城都市の指定により、各歴史都市で保存計画の検討とその実施が始まっている。歴史文化名城都市の市政府幹部に対する、中国の都市建設史や歴史文化名城都市の保全理論及び保全技術等についての研修も行われ、国際連合地域開発センター（名古屋）等もこれに協力している。

しかし、近年の経済開放政策の進展によって大規模な開発が各地で進められ、歴史的景観が急速に破壊されつつあるのも現実である。経済成長至上主義とも言える開発の大波の中で、これまでの歴史的景観保全の努力は力を失いかねない状況にある。

中国における歴史的景観保全の課題を整理すると次のようになろう。

中国においてはまだ歴史的まちなみを貴重な文化財であり、保存する必要があるという意識が行政、市民双方に十分定着していない。また、保存修理に対する補助等の支援制度がほとんどないため、その経費が負担できない。

四合院等で構成される歴史的まちなみは、これまで便所や給排水設備もほとんどなく多家族による雑居状況で、老朽化、汚損が進行すると共に間に合わせの雑多な増改築が行われており、保存よりむしろ建て替え

再開発の目標とされてきた。このため、中高層の住宅や事務所、大規模店舗・ホテル等への建て替えが進んでいる。特に最近では老朽化した四合院住宅街等の敷地を低コストで入手し、高級分譲住宅として販売して大きな利潤を得るという手荒らな開発も行われ始めている。

一方、伝統様式の外観のまちなみは観光客の人気を集めるなど商業的な価値があり、北京、西安、洛陽等において伝統的なまちなみを破壊して、内部をR.C.構造、外部を伝統様式に似せて修景する「倣古方式」による商店街再開発が「成功」を納め、この手法が蔓延しつつある。

このように、中国の歴史的景観の保全はわが国以上に厳しい状況にある。保存と開発の調和の哲学が国や都市の社会、経済政策として確立され、指定地区内における建造物等の保存の義務化やその保存修復に事業費や補助金が交付される等の具体的、直接的施策が必要とされる。また、歴史的個性を生かした保全的再整備の計画や技術についての知識や経験の蓄積も重要である。中国国内における独自の努力に期待するとともに、わが国も含めた国際交流と協力の中で、早急に中国の歴史的景観の保全施策が発展することを期待したい。



## 第2章 欧米におけるまちづくりと歴史的景観

### 第1節 アメリカにおける歴史的環境保全制度

#### 1-1 歴史的環境保全制度の発展

アメリカはヨーロッパと比べればきわめて新しい国であり、その歴史的環境の保存といっても自ずから事情は異なる。

アメリカの場合、文化財等の保存制度は20世紀になるまで確立しなかった。それ以前は通常言う意味での保存に値する古い建物はなかったが、独立に関わる愛国心を鼓舞する記念的建物としての保存の事例はあった。たとえば、フィラデルフィア市が1816年にインディペンデンスホールを買い取り、補修、保存したのが最初と言われる\*57。また、初代大統領ジョージ・ワシントンの自邸兼大農場であるマウント・ヴァーノンを地元の婦人有志らが協会を設立して1858年に敷地を購入し、以後会員を各州から募りながら建物の補修と庭園の再建に努め、今日ではアメリカ屈指の歴史的モニュメントとして訪問客を集めているという\*58。

1906年に最初の文化財保存の法律が制定された。Antiquities Act（古遺物法）がそれで、国有地等における歴史遺跡や記念物について国家記念物として宣言するとともに、その発掘や破壊について許可制とした。1925年にはウィリアムズバーグの保存活動が始まった。ここは1699年から1780年までバージニア植民地の首都であった町で、同年よりロックフェラー二世の支援を受けて研究調査、復原、諸施設の管理と物品販売等の活動を民間の手で続けている。保存地区の広さは173エーカー

（約70ha）で各時代の様式建築88棟が復原されている。同じバージニア植民地の最初の拠点であったジェームズタウンは1934年より国立公園局により保存、研究が始まり、国立史跡公園として運営されている\*59。どちらも歴史地区の野外博物館的公開がなされている。

一方、チャールストンでは1920年に市民の一人、スーザン・フロストが「中古住宅保存協会」を設立し、仲間とともに古い住宅を改修、修理し新しい住みに安く譲ることにより保存する事業を始めた。この中古住宅保存協会は今ではチャールストン歴史保存協会と名を変え、3000人の会員を要しているという。スーザン・フロストはまた、チャールストン市に働きかけ1931年に歴史的街区制度を発足させた。最初は23街区、約400棟の建物を対象にしていたが現在では1100棟を超える建物が保存対象とされ、外観の変更には市の建築審査委員会の同意を必要としている\*60。歴史的街区の指定により保存が市民の日常生活の一部に位置を占め始めた。そしてチャールストンの歴史的街区の指定以来多くの都市で競って保存街区の指定が行われた。

1935年には連邦歴史遺産法Historic Sites Actが制定され、国家的重要性を有する歴史的地点、建造物等を公共の利益のために保存すること、その調査研究や修復、保存管理に連邦政府が関与すること等を定めている。

1949年には歴史的環境の保存をめざす唯一の全国規模の非営利団体である National

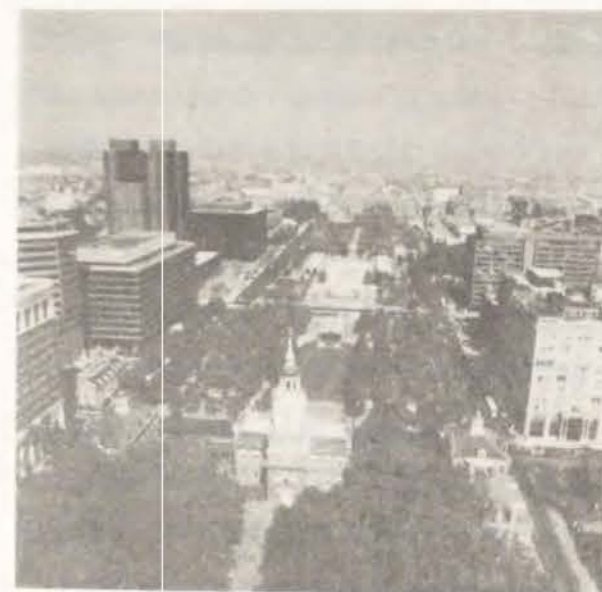
Trust for Historic Preservation が連邦政府により認定されている。このナショナルトラストはイギリスのナショナルトラストとは異なり、歴史的環境の保存のみを対象とし、かつ国の補助金を受け\*61、歴史的建物の修復、展示公開、歴史保存に関する啓蒙、教育活動への支援等を行っている。

1965年にニューヨークで独自のランドマーク保存法が制定され、ランドマークとしての指定を受けた所有者は外観保存の義務を負うこととなった。翌1966年には歴史保存法 The National Historic Preservation Act が制定された。これまでの連邦法では国レベルの歴史遺産のみを保存対象としていたが、この法律により保存対象を州レベル以下まで拡大し、各州ごとの歴史遺産調査、保存計画策定、登録資産の取得と保存等への補助金が支出されることとなった。

このような直接的な歴史遺産保存への支援だけでなく、税制等による優遇措置もアメリカでは草の根の保存運動や自発的な保存活動の大きな支えになっている。たとえば、①登録建築物や歴史地区内の建築物で重要なものの地役権を公共的な保存団体等に永久譲渡した場合には、その金銭評価額を課税対象額から控除する。②歴史的建築物の修復費の一定割額を所得税額から直接控除する。などの優遇制度が1970年代後半から始まった。

歴史的建造物や歴史的まちなみの観光資源としての整備もさかんである。市場経済の国アメリカらしく、歴史的建物の保存を市場論理の枠組みの中で可能としようとの考え方がある\*62。

写1-1 フィラデルフィア インデペンデンス・モール 独立時代のインデペンデンス・ホール（1732-1756）を中心にして歴史公園として保存整備されている。



#### 1-2 ニューヨークの歴史的環境保全

前述の通り、ニューヨークでは1965年に独自のランドマーク保存法を制定した。これに基づきランドマークとして登録されたものの一つに1913年建設のグランドセントラル駅がある。この駅のヤード部分の空中権を利用して1963年にパン・ナムビルが竣工しているが、1966年に今度はグランドセントラル駅そのものの空中権を利用しての再開発が計画された。既存駅のフランス古典主義を体現したファサードを除却して45階建てのオフィスビルが建てられることになった。これに対してニューヨーク市歴史記念物保存委員会が強い反対を表明し、また、市都市計画委員会は既存駅上空の空中権を隣接敷地に移譲することを認める法律—TDR（開発権の移転）を通過させ、1968年、グランドセントラル駅は存続することが決定した\*63。6年前に荘厳なデザインの



ペン駅を失ったニューヨークは、その後の市民意識や行政の取り組みの変化により、市民に親しまれてきたもうひとつの貴重なランドマークであるグランドセントラル駅を再び失うことはなかったのである。

ニューヨークにおける歴史的環境の保全と再生の事例としてはフルトンマーケットが知られている。フルトンマーケットは17世紀から19世紀にかけてニューヨーク最大の港であったサウス・ストリート・シーポートの魚市場である。港湾の衰退により市場の歴史的建物が破壊される恐れがあり、1960年代から民間の保存団体が組織され、1967年には博物館を実現した。1972年にはこの建造物群を含む地域一帯の再開発計画が策定され、歴史的建造物群の保存と新開発が両立させるためサウス・シーポート特別地区が指定された。TDR制度も活用された。歴史的船舶の係留、海

## 第2節 都市デザインと成長管理計画

### 2-1 都市デザイン

都市デザインはこれまでの都市計画が道路、河川、公園等の公共施設の整備と用途、容積、高さ等の土地利用計画を中心としていたのに対し、これらの整備や規制と連動して、都心部にオープンスペース等の公共アメニティを実現したり、歴史性のある景観や個性的景観の保全・創造、町のにぎわいの演出等々まちづくりに機動性をもたらすものである。このような都市デザインの最近の成功例としてはアメリカではニューヨークやサンフランシスコ等が挙げられるし、わが国においては横浜市や世田谷区等が挙げられよう。

洋博物館の建設、市場の再配置、歴史的建物の保存と店舗等への改修、オフィスの建設等が進められた。こうして、歴史的地域の保存と活性化に成功した\*64。

ニューヨークでは1975年に市憲章を改正し、市政への大幅な市民参加に踏み切った。市内を59に分け（Community Planning District）、それぞれ住民で組織する地域委員会（Community Planning Board）を設置した。市の予算編成から開発保全計画まで事前に情報を公開し、地域委員会の意見をもとに決定することになっている。この地域委員会は都市の景観保全も重要な任務の一つであり、歴史地区に指定されている区域での現状変更には委員会の承認が必要である。ニューヨーク全体でランドマークに指定されている建築物は600棟、歴史地区に指定されているのは39街区にもほるといふ\*65。

### 2-2 都市の成長管理計画—サンフランシスコの場合

サンフランシスコで都市デザイン事業が市の都市計画マスタープランに組み入れられたのは1971年である\*66。都市計画局に都市デザインチームが発足し、マーケット通りとユニオン広場に面するすべての建物のデザイン審査が始まった。サンフランシスコの都市デザインは、建物高さについては市中心部の丘の頂上部は高層、ウオータフロント地区は低層とする、また特定の通りからの眺望、湾やベイブリッジの眺望のための視廊の確保、建物の幅をできるだけスリムにする、明るい色の外壁とする等を基本として、周辺の歴史的建

造物との調和をも考慮することからスタートした。これは、その直前の1969年に建てられた Bank of America のビルがあまりにも高く、幅が広く、また外壁が暗色であり、周辺景観の中で不調和であったことから始まったと言われる\*67。

ユニオン広場等での慎重な都市デザインの成果を踏まえて、次に都心部でのすべての再開発事業について都市デザイン・コントロールが適用されるようになった。たとえば、20.4haに及ぶゴールデンゲート・センターの開発では住宅、事務所、店舗、娯楽施設の適切な組み合わせと公園広場、歩行者空間の確保、地下鉄等による汚染のない公共交通システムの整備などの総合的な都市デザインを実施し、成功を納めている。

これらの都市デザイン事業はサンフランシスコの景観に対する高層建築の悪いインパクトの改善に貢献したが、高層建築そのものを制限するものではなかったため、市民は高層建築に対する反対機運を高めていった。特にピラミッド型の外観を持つ超高層のトランスアメリカビルは、都市デザインの審査をパスし市の都市デザインの基本原則を侵す建物ではないにも関わらず、その高さの特異な形態が多く市民の感情を逆なでした\*68。また、高層建築は市に対して固定資産税や売上税等の税収入を与えるが、警官、消防、上下水道、交通機関等の整備などの公共サービスのコストはその収入を上回るとの詳細な分析結果が市民計画グループ（SPUR）から発表された。

こうして、サンフランシスコでは高層建築等の大規模開発に対する反対運動が力を得ていった。高層建築に反対する最初の市民投票

は1971年11月に実施された。「すべての建物は6階、または高さ72フィート（約22m）を越えてはならない」という提案は投票者の38%の賛成を獲得した。続いて1972年6月の「都心部では高さ160フィート（約49m、およそ12階建て）、その他の地域では高さ40フィート（約12m）を越える建物を建築してはならない」との提案は43%の支持を獲得した。その後、1979年にはやや制限をゆるめて「都心中心部で260フィート、その他の都心部で130～150フィート」の提案がされ、45.6%の支持を得た。このような1970年代の反高層ビル運動は結果として提案した高層ビル規制を実現できなかったが、サンフランシスコの都市計画行政の変化を促す大きな契機となった。

1981年、サンフランシスコ市はOHP（Office Housing Production Program）制度を開始した。都心部において5万平方フィート（約4500㎡）以上の床面積の商業ビルを建築する場合、一定戸数以上の住宅供給を義務づけるという、リンケージ政策である。これは直接的には事務所建築の増加による住宅や交通などへの負荷の増大を緩和することを目的としているが、同時にこのような重い開発負担を課すことにより高層ビル等の大規模開発を抑制するという考え方も含まれている\*69。

この制度は後述のボストン等での成長管理政策の出発点ともなった重要で先駆的な政策である。

続いてサンフランシスコ市は1983年、「ダウントウンプラン」の草案を発表した。このダウントウンプランは都市の活力を発展させることと都市の姿と構造を保つことを同時に行うという「都市の成長管理」の政策を明らかにしたものである。2年後の1985にはダウ



ンタウンプランは正式に発効した。ダウンタウンプランの内容は概ね下記のとおりである。

- ①ダウンゾーニング-容積率を従前の6割〜7割にカット
- ②高度規制, 形態規制-最高地区でも従前の210mを165mにし, 都心部から周辺部へと順次低くなるきめ細かな高度地区の設定とデザインの指導
- ③歴史的建物の保存-251棟の歴史的建物と5カ所の保存地区の決定, 歴史的建物の上空開発権の移転制度
- ④住宅の保存と供給
  - ・新規供給-リンケージ政策の強化
  - ・既存住宅の保存-低所得者用の住宅確保
- ⑤その他のリンケージ政策
  - 交通施設, 公開広場, パブリックアート, 保育所の確保等の負担が建設される床面積にリンクして要求される。

\*70

さらに, ダウンタウンプランが市議会で審議される時, 市議会は年間のオフィス供給量の上限を95万平方フィート(約85,500㎡)に制限する条件をつけた。こうしてサンフランシスコ市は都市の成長を厳しく抑制する政策を採ったのであるが, 市南部に計画中のミッションベイ開発を規制対象外とする, すで

3年間の時制限である等の抜け道があるとして, 市民グループはさらに徹底した成長管理政策を求めた。そして, 1986年に「プロポジションM」と言われる提案を行い, 市民投票で51.3%の賛成を得て僅差ながら成立した\*71。この提案は, 事務所ビルの建設は現在進行中のもも含めて年95万平方フィート限りとする, 進行中のもが残っている限り新規許可は47.5万平方フィート(約44,200㎡)限りとする, この制限を恒久的なものといった厳しい内容であった。

このような厳しい制限については当然, サンフランシスコ経済に壊滅的な打撃を与えるに違いないと言った反論があった。確かに市財政の伸びは小さくなったが, 小企業群による雇用が高まり失業率が下がるなどの効果もあって, 大きな打撃とはなっていないようだ\*72。サンフランシスコは中低層ビルと小企業群を中心として, 多様な階層, 民族の共存する, 職住近接の親しみやすい, 暮らしやすいまちを未来の都市の姿として選択したのである。

以上みてきたような成長管理政策は都市によってその内容や程度の差はあれ, 現在では主要都市で次々と採用されており\*73, 草の根民主主義に支えられて独自のまちづくりに効果を発揮しつつある。

### 第3節 ポストンにおける都市デザインと成長管理計画

ポストンは都市計画の分野でアメリカでも注目されている都市の一つである。都市再開発やウオーターフロントの再整備, 歴史的環境の保全等でのめざましい成果はわが国でも早くから関心を呼んでいた。特に最近では都心部での都市デザイン事業と「成長管理計画」の成功は高く評価されている。筆者は1980年にポストンでの国際会議に京都市から派遣されて以来ポストンの都市計画について関心を深め, 資料収集と分析に努めるとともに1989年には再び現地調査を行った\*74。

#### 3-1 ポストン市の概要

##### (1) 概要

ポストン市はニューイングランド地方の中心であり, マサチューセッツ州の州都にあたる。1630年に町ができたという, アメリカの歴史を開いた伝統を誇る歴史都市であり, 都市圏内にはハーバード大学やMIT(マサチューセッツ工科大学)などの65にも及ぶ多くの大学とポストン市美術館, ポストン市交響楽団などを擁する学術文化都市である。また, イギリスに最も近い商業港として発展した。ポストンは現在300万人の大都市圏の母都市として, 経済, 金融の中心であるとともに電気・電子機械, 印刷出版などが盛んな知識集約型産業都市となっている。

ポストン市の人口は1950年の80万人をピークに1980年には56万人になるなど長く人口減に悩んできたが, 1985年には60万人へと回復した。都心部の人口もやや持ち直している。市の面積は130km<sup>2</sup>, このうち13km<sup>2</sup>は埋立によって拡大されたものであり, 市の中心市街地

の60%は埋め立て地の上にある。

##### (2) 歴史と沿革\*75

ニューイングランド地方では, ヨーロッパ人による探検が17世紀初めからしばしば行われてきた。1620年には清教徒がメイフラワー号でポストンの南のプリマスに到着してマサチューセッツ初めての植民地を開いた。1630年には英国王の特許状を持った清教徒達がウインスロップに率いられてチャールズタウンに上陸した。しかし, 飲料水に恵まれなかったため, 彼らはやがてチャールズ川の対岸のショーマットと呼ばれる丘状の半島へ移動した。清教徒達はこの地を自分達の故郷であるイギリスのリンカシャーの町の名をとってポストンと名付けたという。

ポストンは新大陸ではヨーロッパにいちばん近い町として, また恵まれた自然港を持つ町として発展をはじめ, はやくも1632年にはマサチューセッツ湾植民地の首都となった。そして1635年にはアメリカ最初の公立学校であるパブリックラテンズクールの設置し, 続いて1636年にはやはりアメリカ最初の大学であるハーバード大学の設置を決定している。

ポストン植民地に入植した人々は信仰に基づく理想的なコミュニティの建設をめざした。そのため非常に厳格な雰囲気の中でまちづくりが進められた。このことは排他的で寛容に乏しい社会を生み出すことともなり, 魔女裁判等も行われた。

ポストンの町の建設は, 当時一般的であったグリッドパターンによる街路形態を取らず, ただ等高線と海岸線に合わせて中世的な曲がりくねった街路がつくられていった。ポスト



ンの中心市街地は今でも当時の街路パターンがそのまま残り、わかりにくい道路構造となっている。

さて、ボストンは地の利を生かして発展し、17世紀末にはアメリカで最大の町となった。そして1702年にはボストン港はロンドン、ブリュッセルに次ぐ港にランクされている。ボストンをはじめとするアメリカ植民地の発展に対してイギリスは重商主義の立場から統制を強めてきた。

18世紀後半になるとイギリスとアメリカ植民地の対立は深刻なものとなった。1776年、ボストンに税関管理局が設けられ、植民地に対してこれまでの糖密法、印紙税法による重税に加えて茶やガラス、鉛その他に新たに関税を課すことになった。ボストンではこれに反対する市民と駐留イギリス兵との間で緊張が高まり、1769年、「ボストンの虐殺」事件が起こった。続いて茶税法に反対する市民は茶の輸入阻止運動を起し、1773年、名高い「茶会事件」をおこした。そして翌1774年のボストン港封鎖法案に反対するアメリカ植民地の住民が続々と革命に立ち上がり、1775年ボストン近郊で戦端が開かれた。このようにボストンはアメリカ独立史において輝かしい位置を占め、今も市内各地にはその歴史を伝える建物、記念碑等が数多く残されている。

独立戦争当時ボストンは16,000人の人口で3,000戸の住宅があった。しかし、それらは切妻平屋の木造住宅やオーバーハングした2階建て建物が多く、英国の小さな港町のような、どちらかと言うとみすばらしい姿であったという。

しかし、18世紀末から19世紀末にかけてボストンの町は大きく姿を変えた。中心市街地

の西部、ボストンコモン北側のビーコンヒルでは18世紀末にチャールズ・ベルフィンチによる壮大な州庁舎が完成した。ベルフィンチは続いてビーコンヒルの南側斜面の開発を進め、煉瓦によるタウンハウスを建てていった。この開発は19世紀の半ばでほぼ完成した。なお、1822年、市ガス会社が設立され、ガスによる街灯が普及し始めている。この頃ボストンコモン西側、チャールズ川に東西の堤が作られ、19世紀中ごろから埋立が始まった。この埋立の進行と共にパリのブルバールにならった広い緑道とこれに交差する道路で構成される整然としたまちづくりが進められ、ここに煉瓦や褐色の石による住宅が建てられていった。このバックベイ地区を貫くモニュメンタルなバロック風の軸線（コモンウエルスアベニュー）は、ボストンコモンから西へヘンウェイを経て広大なフランクリン公園へと続く「エメラルドの首飾り」と呼ばれる、ボストンの誇る公園システムの一部となっている\*76。

ところで、ボストンは1822年に市制を施行し、市長、市参事会、市議会による自治的な都市としての歩みを始めた。この頃ボストン港の貿易港としての重要性はやや弱まり、造船業なども少しずつ傾きはじめ、変わって繊維や靴工業が発達してきた。

19世紀中葉、アメリカ社会の発展と共にその弊弊も明らかになり、改革運動が起こった。中でも奴隷制に対する反対論が全国的に盛り上がり、ボストンでも1831年、「解放者」誌が発行され、翌年ニューイングランド奴隷廃止協会が組織された。これが南北戦争の遠因の一つと言われる。

南北戦争の前後、ボストンは全般的な商工

図3-1-1 ボストン都市圏図 筆者「ボストン市都心部成長管理計画について」『地域と経済 NO.141』8906より

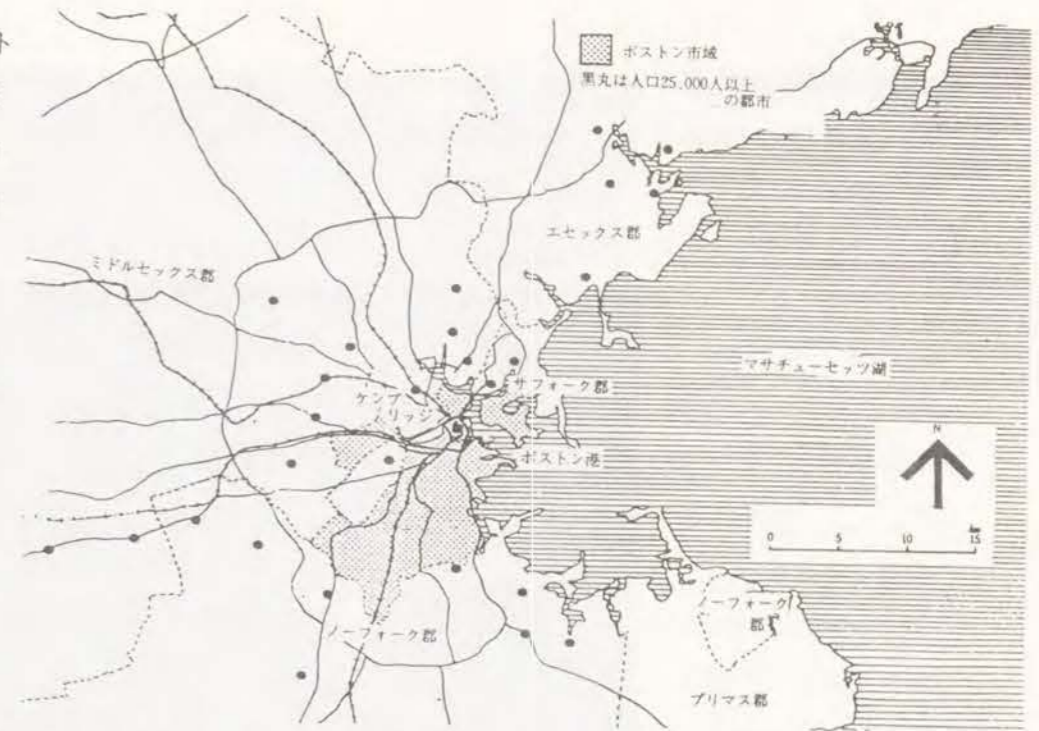
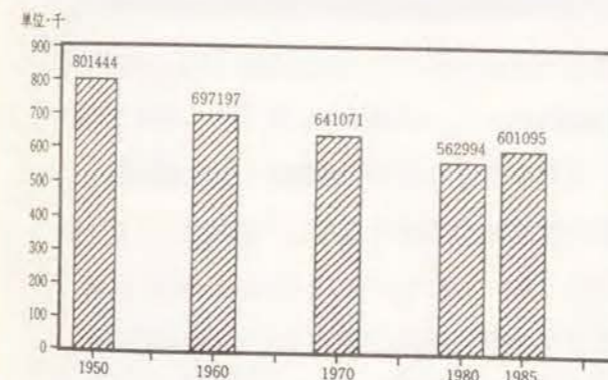


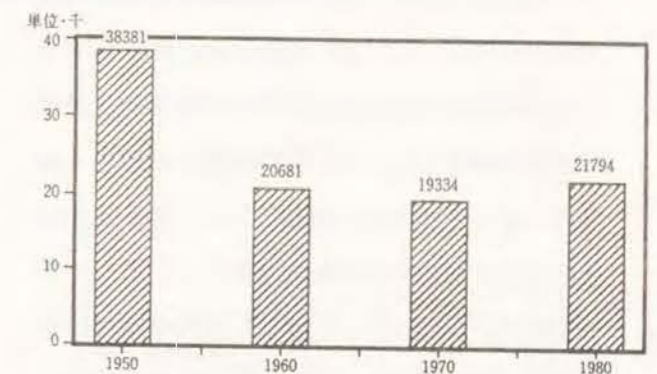
図3-1-2 ボストンの人口推移（全市）  
- 同上



写3-1-1 ビーコン・ヒル地区の町なみ



図3-1-3 ボストンの人口推移（都心部）  
- 同上



写3-1-2 バック・ベイ地区の町なみ





写3-1-3 ポストン・  
コモンとビーコン・  
ヒル地区を望む。



業の発展をバックに、文芸復興期のアメリカ文化の中心として栄え、「アメリカのアテネ」と称された。ポストンを中心にロングフェロー、エマーソンなどの詩人、ホーソンなどの小説家が輩出したのである。

19世紀末から第二次世界大戦にかけて、ポストンの経済は少しずつ落ち込んでいった。また、アイルランド、ユダヤ、イタリア等からの相次ぐ移民によって都市の性格は大きく変わった。たとえば、1900年にはポストンは人口56万人に達したが、このうち20万人は外国生まれの者であり、市に複雑な問題を投げかけた。第2次大戦後、製造業、造船業が急速に衰えたが、近年では電子工業、化学工業といった先端技術産業が発達してきた。また、ニューイングランド地方の中心都市として金融、保険なども盛んである。

### 3-2 1960~70年代の再開発事業

ポストンはアメリカの都市の中でも都市再

生をうまくすすめてきた都市として知られている。

ポストンは、第二次大戦後、産業の衰退と共に都心部が急速に荒廃し、その再生が長い間強く求められていた。1957年に州法によりポストン市再開発公社(BRA)が創設され、再開発事業が積極的に進められることになった。1961年には市の計画局がBRAに統合された。BRAがポストン市の都市計画と再開発を一元的に受け持つこととなったのである。

BRAは半自治体(semi-autonomous body)で、ポストン市長、市議会に任命される4人の委員と知事に任命される1人の委員とで構成される理事会が運営している。理事会が選任する局長はポストン市副市長でもある。

1961年、BRAとポストン市計画局との統合時に計画部、プロジェクト開発部、土地政策部、実行部の4つがおかれたが、現在では技術デザイン部、港湾計画開発部、近隣居住区計画部、近隣居住区住宅開発部、アーバン

デザイン開発部、不動産部などにわかれて広範な業務を進めている。BRAはポストン市最大の計画と開発の機関で、市内全域で住宅用地、商業活動用地、公共活動用地をうまくミックスさせ、バランスの取れた開発を実現することをめざしている\*77。

-----注 \*78。

さて、BRAは設立後、まず都心部とウォーターフロントの中間にあるスコール広場地区の再開発にとりかかった\*79。1963年のI.M.ペイによるマスタープランに基づき、1961年より周辺に歴史的建造物の保存に留意しながら行政施設や民間業務ビルが建設された。広大なプラザの中央には設計コンペにより、コンクリート打ち放しで上階部にいくほど迫り出してくる彫刻的なデザインの市役所が建てられた\*80。プラザの外縁に沿って連邦政府ビルも設けられた。疲弊の極にあった地域がガバメントセンターとしてよみがえったのである\*81。

同じ頃、都心の西南部の鉄道の旧車庫を民間保険会社を中心となって再開発し、超高層の業務ビルや商業施設、マンションなどの大規模複合施設を建設した(ブルーデンシャルセンター)。このように1950年代末から1960年代はポストン市の再開発の始まりの時期であった。1970年代に入るとポストン市の再開発事業はウォーターフロント地区の再整備へと進展する。

### 3-3 ウォータフロントの再生

港湾都市として発展し、また埋め立てによって市街地を拡大してきたポストンにとって水際(ウォーターフロント)は生活と経済活動の場であり、また憩いの場であったが、港

湾の衰退、水際への工場や高速道路の建設等により、いつの間にか市民からは縁遠い存在となっていた。1960年代に入るとそのウォーターフロント地区の再生と再利用の検討がBRAにより始められた。

#### (1) ファニエルホール・マーケット プレイス

ファニエルホールは市役所から波止場に向かう位置にあり、1742年に建設され、ここで最初の議会が開かれたという由緒ある建物である。ここから波止場にかけてはかつてクインシーマーケットという賑やかな公設市場があった。これら歴史的建造物はすでに廃虚同然となっていたが、これらを保全・再生し、そこに多数の小規模の店舗を集めて新しいショッピングセンターが1976年にオープンした。以来、その高い開発理念と卓抜なデザインにより大成功を納めている。これは米国再開発史上最も輝かしい成果を示したプロジェクトの一つで、その後の各地のウォーターフロントの再生計画のモデルとなったものである\*82。

#### (2) ウォーターフロント・パーク

引き続きBRAはファニエルホール・マーケットプレイスの先の波止場地区にウォーターフロント・パークを整備した。当初は住宅を中心とする再開発計画であったがこれを変更し、すべての市民の親水空間を確保するため大きな公園を設けたのである。周辺のウォーターフロントではゆったりした空間の中に古い倉庫を改造した集合住宅、景観を十分配慮したリゾートホテル、水族館、その他商業施設などが整備された。ウォーターフロントの倉庫地区でも、やはり古い煉瓦造倉庫を改造して子供博物館等が設けられた。この中には先年、京都市がポストン市に贈った京町家が



展示され、子供たちに親しまれている。

### (3) チャールズタウン・ネイビーヤード

ウオーターフロント・パークの対岸のチャールズタウンでも、BRAにより大規模な再開発事業が進められている。チャールズタウン・ネイビーヤードは1800年にアメリカ有数の海軍造船として開設され、活用されていたが1974年に閉鎖された。そして1978年にBRAが約40haの土地を取得し、開発を進めてきた。これまでの再開発事業により閉鎖されたドックが公園に変わり、石造その他の既存の修理工場などが外観をほとんど変えることなく集合住宅やオフィス、店舗などに再生されている。新しいリゾート型の集合住宅やヨット・ハーバー、医療研究施設なども次々と建設されつつある\*83。最終的には9万㎡の事務所スペース、9,000㎡の店舗、3,000戸以上の住宅、さらに新しい水族館が生まれる予定である。これまでに約600戸の低所得者用の住宅建設とさまざまな環境整備事業がなされたが、これらの費用はネイビーヤード内の他の開発事業と後述のリンケージ政策による拠出金によりまかなわれたと言う。

チャールズタウン・ネイビーヤードの再整備事業は、ただ単にオフィスや住宅スペースを用意するだけでなく、歴史的建造物の保存や再生に留意し、グレードの高い公共施設やレジャー施設を兼ね備えることにより魅力を高め、また住宅の1/4は退職者及び低所得者向けに用意するなど近隣地域との融和にも配慮している。アメリカに数あるプロジェクトの中でも、その華麗さと充実した内容からみて、またドラマチックである点でとりわけ際立ったプランであると言われている。

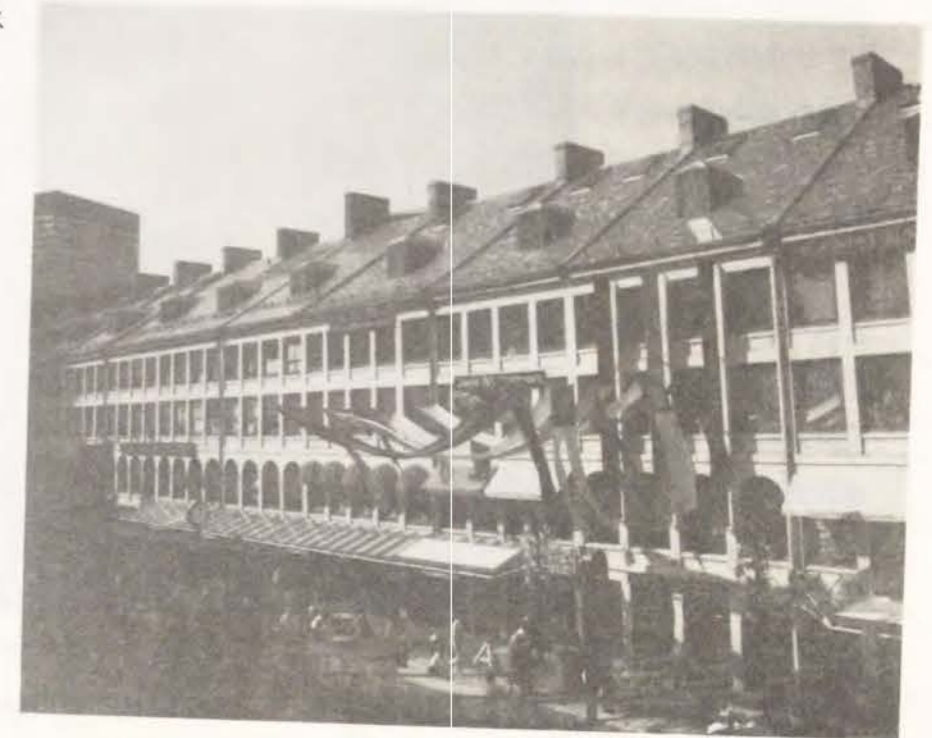
### (4) ハーパー・パーク

(1)から(3)までみてきたウオーターフロント地区の再生事業のいわば総仕上げとして1984年より取り組まれているのがハーバー・パークプロジェクトである\*84。チャールズタウン・ネイビーヤードからウオーターフロント・パークを経てファン・ピア地区まで、ボストンの海岸沿いの地区のほとんどすべて、約810haの地域について30億ドルを投資して店舗や住宅、芸術やレクリエーションを楽しむ公共施設及び18haのオープンスペースを確保しようとするものである。さらにこの地域を相互に結ぶため、ウオーターフロント地区の建物については10mのセットバックを義務づけ、これを結ぶ全長約17kmの遊歩道や水上交通網を整備するという。この計画ではボストン港周辺のウオーターフロントを住宅として、職場として、そしてレクリエーションの場としてあらゆる人が利用できる独特の公共資源としてとらえ、広範なコミュニティ参加のもとで計画し、事業を進めることを基本としている。こうしてボストンでは、打ち捨てられていた港湾地区、ウオーターフロント地区が、歴史的建造物を保全・再生しながら市民に親しまれ、また経済的チャンスを生み出す空間として次々とよみがえったのである。

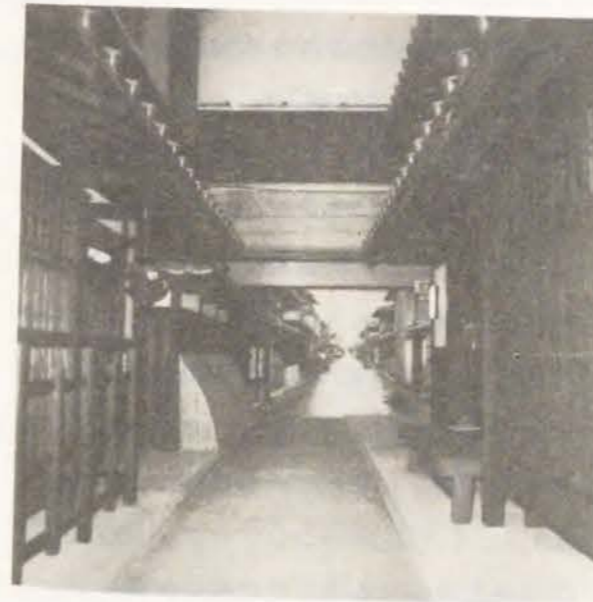
なお、現在、ウオーターフロント地区を物理的、視覚的に分断してきた高速道路(セントラル・アーテリー)を地下に埋設して環境、景観を向上させると共に、その跡地を低所得者用低層住宅、公園その他オープンスペース、交通施設等に総合的に活用しようとする極めて野心的なプロジェクトが進行しつつある\*85。

写3-3-1 ファニエルホール・

マーケットプレイス



写3-3-2 子供博物館の中に再現された京町家  
ウオーターフロント地区の既存のレンガ造倉庫を改造し、博物館としたもの。このプロジェクトには筆者も加わった。



写3-3-3 チャールズタウン・ネイビーヤードのドック公園。ドックや修理工場等が公園施設、集合住宅、店舗等に再生されている。





写3-3-4 ハーバーパークの再開発ビル—既存建物とのスケールやデザインの調和、水面への視覚的、物理的アクセスのためのアーチ型の大きな開口、水際の遊歩道設置などの配慮がなされている。



### 3-4 歴史的地域の保存

歴史都市ボストンは歴史的建造物が各所で保存されているが、ビーコン・ヒル地区、バック・ベイ地区の2地区には歴史的、美的価値の高い歴史的建造物が地域全体として保存されている。

#### (1) ビーコン・ヒル地区

ビーコン・ヒルは市中心部の山手にある市内では一番古い住宅地で、19世紀初期の煉瓦造タウンハウス群が斜面に沿って広範囲に保存されている。前述のように1798年にビーコン・ヒル地区の南東端にチャールズ・ベルフィンチにより、金色ドームを持つ壮大な州庁舎が完成し、これに続いて住宅地として開発されたのがビーコン・ヒル地区である。建ち並ぶタウンハウスにはコロニアル、フェデラル、ジョージアン、ビクトリアンに至るまでさまざまな建築様式がある。これらタウンハウスの外壁は煉瓦と赤褐色の砂岩で構成され、煉瓦敷きや玉石敷きの道が続いている。夕暮れともなればガス灯も輝き始める。しっとりとした落ち着いたヨーロッパ的な雰囲気を持つ町であり、都心にごく近いこともあり、不動産

価値も高く、ここに住むことはステイタス・シンボルとなっている。

1922年に民間の保存団体 The Beacon Hill Civic Association (BHCA) ができ、この地域の統一性と個性を保つために建物の変更についてモニターを始めた。BHCAはマサチューセッツ州が保存制度の検討を始めると、他都市の制度の調査やビーコン・ヒル地区の建築の構造調査等を実施し、州を支援した\*86。1955年に制定されたマサチューセッツ州の保存法により「歴史地区」に指定され、この保存のため同年にビーコンヒル建築委員会が設立された。委員は民間の保存団体等から市長が指名する。さらに、1963年には国指定の歴史的記念物 (Registered National Historic Landmark) となった。これは居住地区としてはアメリカ国内で最初の指定である\*87。

ビーコン・ヒル地区では歴史的住宅地としての個性を保つため、BHCAの建築委員会が商店等の用途を規制すると共に、広告物を含めた外観の変更を伴うすべての行為について指導、規制し、所有者等の積極的な参加、

協力もあって成果を挙げている。

また、BHCAはビーコン・ヒル地区へ新来者があると「歓迎フォルダー」を交付する。それには、ビーコン・ヒル地区及びBHCA等について説明し、加盟を呼びかけることにより、この地区がきめ細かい建築コントロールがなされている特別の地区であることを深く理解させるなどの活動も行っている\*88。

#### (2) バック・ベイ地区

ボストンは当初、大陸と細い土手道で結ばただけのほとんど島に近い姿であった。現在の中心市街地の6割は埋立によって獲得された土地である。バック・ベイ地区もそのひとつで、チャールズ川の一部を1857年から埋め立て、約180haにわたって19世紀末にビクトリアン様式の煉瓦造、石造のタウンハウス群が建築されたところである\*89。ビーコン・ヒルとは異なり、植樹された広場をタウンハウスが囲む形式ではなく、整然と直行する街路に沿って細やかなデザインコードに基づいてタウンハウスが建てられていった町である。地区を東西に貫くコモンウエルズ通りは、地区の東に隣接する大公園であるボストン・コモンやパブリック・ガーデンと地区の西側のフェン・ウェイの公園系統をつなぐ線状公園形式のブルバールである。地区の南に隣接するコブレイ広場は1883年に竣工し、同時期の1880年にH.H.リチャードソンによるトリニティ教会、1895年にC.マッキム等による公共図書館が建設されている\*90。このようにバック・ベイは19世紀末のボストンの珠玉の建築が広域にわたって残されているところであり、1966年に「バック・ベイ住居地域」に指定され、同年より「バック・ベイ建築委員会」により、すべての建物の除却、新築、改築、修

理、屋外広告物の表示その他についてチェックされることとなった。1974年には地域がボイルストン通りを含む南方向に拡大され、「バック・ベイ建築地域」と変更された\*91。最近は特に、地区の南端にあり、建て替え等の建築活動が活発なボイルストン通り沿道地域の保存と開発の調和について検討が続けられている\*92。

### 3-5 都心部のまちづくりと成長管理 計画—都市計画の転換—

一方、都心地区でも商業中心地区の街路のモール化などが進められてきた。また、都市高速道路のインターチェンジ上空 (マサチューセッツ・ターンパイクの空中権を利用して建てられたコブレイ・プレイス\*93) や旧駅跡の複合的な開発など、大規模な再開発事業も活発に進められてきた。この間、バックベイ地区やビーコンヒル地区の歴史的まちなみの保全にも努力が払われてきた。

このようにボストン市では、都市の疲弊した部分、土地利用転換が必要な地域について歴史や文化を生かした再開発を精力的に進め、親しみと魅力のある空間創造に成功してきた。

#### (1) 都心部のまちづくりの課題

しかし、1980年代に入って新たな問題が明らかになってきた。

その第1は、活発な建設投資の中で、都心部に多くの超高層ビルが林立し、都市の歴史のアイデンティティが失われようとしていること

第2に、都心とウォーターフロントに建設投資が集中し、都心の周辺や郊外の建設投資を必要としている地域へ投資が向かわないこと



第3に、市全体の経済は好調なのに、個々の市民の所得の向上や雇用の促進に結びつかず、コミュニティの疲弊が深まっていること、等である。

たしかに、3年間に30億ドルの建設投資がなされ、60万㎡の事務所スペースが生まれ、しかも空室率は全米で一番小さいというように、ボストン市の経済はきわめて好調である。ところが市民経済は必ずしも思わしくない。市民所得は隣接地域と比べてかなり低い。全米20大都市の中でも下から4位の所得と言い、貧困層に分類される市民が全市民の22%（全国平均12%）に達している。住宅についてみると、経済の活発化と人口増加の圧力により、価格の上昇が激しい。ボストン市で現在平均的な住宅を購入しようとする、年間約4万ドルの収入を必要とするが、これに達する市民は僅か20%という。賃貸住宅の家賃の上昇も激しい。たとえば1980年においては賃貸住宅に住む市民の40%が収入の30%以上の家賃を払っていると言う状況であった。

雇用構造を見てみよう。ボストン市の全就業者のうち、1950年には市内居住者（＝市民）が50%を占めていたのに1980年にはその半分に下落していた。製造業が減少し、サービス業が増加するにともない、また管理的職種が多くなるにつれその就業者はボストン市外からの通勤者が多くなったのである。この間のボストン市の人口減少を見てみれば（→図3-1-2, 3-1-3 参照）、また所得の衰退を見てみれば、管理的職種の高学歴、高所得の勤労者が、周辺都市に住まいを移し、市内への通勤者となったことが知れよう。市内居住者は、職業訓練の機会も得られないまま経済構造の変換に取り残された格好である。こうしてボ

ストン市は表面的には繁栄しているものの、市民生活は貧困であるという矛盾に直面していたわけである。

このような問題点を解決するための政策の検討は、1982年に市民グループと一部市議員、地元新聞等がボストンにリンケージ政策を導入する運動を始めることで開始された。1983年3月にボストン市議会はリンケージ計画の導入を承認したが、ホワイト市長はこれを拒否し\*94、あらためてこの年の6月に市長は都心の開発と郊外の近隣居住区（neighborhood）における住宅供給とを結び付ける政策＝リンケージについて、開発事業者、金融業者、居住区非利益団体代表、学識経験者、市代表者などからなる諮問委員会を設けた。この委員会は同年10月、大規模不動産開発プロジェクトが近隣居住区の中低所得者用住宅供給のための基金を拠出するための機構についての提案を行った\*95。しかし、ホワイト市長はリンケージ政策導入に消極的で、同年秋に行われた市長選挙で「都市の成長管理」を掲げたレイモンド・フリン候補に敗れた。

翌11月、ボストン・ゾーニング委員会はリンケージ政策に関するゾーニング規則を採択した。そしてフリン市長はすぐに、都心での開発事業について市民の雇用促進のための資金の拠出を義務づける政策（リンケージ制度）を採用した。1985年7月には、「都心部ガイドライン：都心部の成長政策1985-95\*96」が討議資料としてまとめられた。そこでは後述の本格的な「成長管理計画」の骨子がすでに現われている。例えば高さ制限の導入、リンケージ規定の住宅建設促進のための資金拠出への拡大、などである。

以後約2年間を費やして50回以上の説明会

や討論会を経て何度も改められ、「成長管理計画」がまとめられた。注目されるのはこの「成長管理計画」が、原案より厳しい方向でまとめられているということである。市行政が都心をより人間的空間として保全し、整備すること、都心での居住を守ることを、また市民の雇用を促進することなどにさらに強い熱意と決意を固めたものといえよう。

フリン市長は、1987年5月、「我々は未来の市民から、

- ①ボストン市は経済の再建には成功したが、コミュニティの建設に失敗した。
- ②建物の開発には成功したが、希望の開発には失敗した。
- ③新しい投資の獲得には成功したが、都市の個性ある遺産を見失った。

などと言われることのないようにしよう。そして未来の市民が、ボストン出身であることを誇れるような町をつくろう。\*97」と訴え、「成長管理計画」を発表したのである。

#### （2）成長管理計画の策定

1987年秋より実施に移された成長管理計画（A PLAN TO MANAGE GROWTH）は、基本理念を「バランスのとれた成長」においている。すなわち

- a) バランスのとれた成長とは、そこに住む市民に雇用の機会や住宅を提供し、生活の質を向上させる公共施設の整備を促進することを意味する。
- b) バランスのとれた成長とは、成長のインパクトが管理され得ること、またマイナスのインパクトが除去されることを意味する。
- c) バランスのとれた成長とは、都市計画が住民参加で、コミュニティに基礎を

おいた、開かれた計画プロセスにより策定されるべきことを意味する。\*98

この基本理念に基づき、成長管理計画は次のように、多くの政策、計画、制度で構成されている。

#### 1. 都心暫定ゾーニング制度

都心部を特性により5つに区分し、高さや用途の制限により、都心部の大部分での大規模開発の抑制と未利用地や郊外への開発の誘導をめざすものである。

ボストン市では19世紀末から高さ制限が始まり、順次規定が整備されてきたが、1965年の条例により規制が解除され、都心部においては1エーカー（約4000㎡）以上の敷地では180から240mの高さの建物が可能であった。それ以来、ボストン市では120m以上の建物だけでも20棟（60m以上では40棟、200m以上は6棟）以上建設され、都心環境は大きく変化した。成長管理計画では、既存の都市環境の特性をできるだけ尊重する、例えば、周辺の歴史的建築物の軒線の高さを一つの基準として新しい建築の高さをきめることにより、親しみやすい都心を守り、また創ろうとしているのである。

5つの区分と高さ制限は次の通りである。

→図3-5-1, 3-5-2参照

ア) 保存優先区域 = 既存の建築物のスケールと歴史的な特性を保全する。ピーコンヒル地区やバックベイ地区の歴史的まちなみなどかなり広範囲。

高さ 12m-19.5m

イ) 成長抑制区域 = 大規模建築の抑制。既存の工場や倉庫の店舗、事務所、住宅への転用を促進。



高さ 24-30m

ウ) 中程度成長区域=環境上の悪影響が起  
こりにくい区域で、ここでは適当な規  
模の開発を認める。既存の中心業務地  
区。

高さ 37-46.5m

エ) 経済開発区域=都市基盤施設が整備さ  
れていながら土地の活用が進んでいな  
い区域。北駅や南駅周辺に限定し、こ  
こに大規模な経済開発を誘導する。

高さ75-90m。特別許可により105-  
120mも可能。

オ) オープン・スペース区域=公園、緑地、  
河川沿岸等の区域。

以上の新しいゾーニングと高さ制限により、  
これまで数十階建てのビルが競って建てられ  
ていた中心業務地区でも、46.5m以下の建物し  
か建てられなくなった。しかも高さ制限の範  
囲内であっても、後述の厳しいデザイン審査  
をはじめとする開発審査をクリアし、リンケ  
ージ制度による負担を受け入れねばならない。  
こうした制度により、デベロッパーは古い建  
物の保全・再生や適度な規模のビル建設へと  
投資先を振り向けることが多くなろう。ポス  
トンの超高層の時代は終わったのである。

## 2. 歴史的建造物の保存

成長管理計画の第2の柱は、歴史的建造物  
の保存施策の強化である。先にみたようにポ  
ストン市では歴史的建造物の保存と活用の努  
力が熱心に続けられてきた。再開発事業にお  
いても歴史的建造物の保存・再生に極力努め  
てきたことは特筆される。こうして1978年か  
らの10年間に200棟の歴史的建造物が保存され、  
約27万㎡の空間が再活用されてきた。この結  
果、約1.7万人の常勤雇用が生まれたという。

歴史的建造物の保存は単に美的関心のための  
ものではなく、経済的にも大きな意味を持っ  
ているのである。

しかし、この間、一方では約1,300の歴史的  
建造物が破壊された。このため、成長管理計  
画では、デパートやホテル、劇場を含む100の  
歴史的建造物を新たに選び、当面3年間保護  
する。この間にそれぞれの建築物の価値や保  
存の必要性について検討するという。

## 3. リンケージ制度

成長管理計画の第3の柱はリンケージ制度  
である。前述のようにこれまでのまちづくり  
は、市民より市外から市内に通って来る通勤  
者に有利な経済を生み出した。1984年から始  
まった、市内の一定規模以上の開発事業と市  
民の雇用を結びつけるリンケージ制度は成長  
管理計画の中で、住宅リンケージ、土地リン  
ケージを加えてより総合的に整備された。地  
域格差や地区格差を低くし、マイノリティの  
人々にビジネスの機会を与えようとするこの  
政策は、人々の利害が絡み複雑であるが、新  
しい都市開発の方向を示唆している点で評価  
が高いという。

### ①住宅リンケージ

床面積10万平方フィート(約9300㎡)を超  
える開発事業は低所得者用の住宅建設への協  
力を要請される。事業者は10万平方フィート  
を超える1平方フィートあたり6ドルの負担  
金またはこれに見合う低家賃住宅の建設が必  
要とされる。これは20階建てのオフィスビル  
の場合で、約200万ドル程度の負担となると言  
う。これまでにこの制度により約5000戸の住  
宅を建設した\*99。

### ②雇用促進リンケージ

住宅リンケージと同様、床面積10万平方フ

ィート(約9300㎡)を超える開発事業は、低  
所得者の職業訓練のために1平方フィートあ  
たり1ドルの拠出が要請される。そのうちの  
1/5は開発地域の周辺の住民のために使用され  
る。事業者はこのリンケージを自分の開発事  
業の結果雇用する市民の職業訓練費用にあて  
ることもできる。

雇用促進リンケージはこのような直接的な  
費用負担にとどまらない。開発事業により生  
まれる永久雇用に市民を優先的に就業させる  
ことが義務づけられる。まず、ポストン市が  
施行する公共事業、または部分的でも市の資  
金を使う建設事業においては、建設業者は工  
事全体の50%以上についてポストン市民を、2  
5%以上について少数民族を、そして10%以上に  
ついて女性を雇用せねばならない。民間事業  
についても概ね6階建て以上のプロジェクト  
では協力が要請される。

第2に、市の資金融資、土地貸与、免許等  
を受けた事業は、完成後に生まれる永久雇用  
についてあらかじめ市と協定を結ぶ必要があ  
る。その全雇用数のうち50%以上が市民、30%  
以上が少数民族、50%以上が女性でなければな  
らない。事業者は雇用者の募集について事前  
に市と地域コミュニティ団体に通知せねばな  
らない。市は民間資金のみによる事業につい  
ても協力を求めるという。

### ③土地リンケージ

都心の経済活力を郊外の近隣居住区(  
neighborhood)の成長に役立てようとする政  
策で、近隣居住区内の市所有地を開発する事  
業者は、都心部の市所有地の開発について便  
宜を得る。ただし、この近隣居住区での開発  
事業は、その区域にあるコミュニティの開発  
組織、少数民族による企業あるいは住民個人

の経済的な参画を受け入れねばならない。こ  
れは、市の所有地の価値を地域における低家  
賃住宅の供給や職業訓練、福祉等のための資  
金を生み出すために活用し、またポストン市  
民の経済的なチャンスを増進するための戦略  
である\*100。

以上見てきたように、このリンケージ制度  
は単なる開発負担制度と言うより、開発利益  
の一部を都市側が吸収し、社会政策、福祉政  
策に役立てようとするもので、これまでの都  
市計画の概念を超えた考え方である。成長管  
理計画ではこれを「新しい社会契約」と表現  
している。急速に発展する都心部と歴史的に  
取り残されてきた周辺地域の住民との間に  
「永遠に残るチャンスの架け橋」(=リンケ  
ージ)かけることが出来たらどんなにうれし  
いことだろうとのフリン市長の熱い思いを感  
じとることができる。

このリンケージ制度はすでに大きな成果を  
あげつつある。住宅リンケージでは1988年初  
めまでに31件のプロジェクトから約4500万ド  
ルの拠金を得、これを基盤として2000戸の住  
宅建設が進んでいる。その大部分は低所得者  
向け住宅である\*101。また土地リンケージで  
は、例えば、都心の市所有の駐車場にオフィ  
ス、ホテル等を建設し、これと連動して郊外  
のロクスベリー地区の州有地にオフィス、住  
宅、文化会館、地下駐車場等を作る地域活性  
化事業が進められている。この両事業で総額  
5億ドルが投じられる予定という。

## 4. 開発審査制度など

開発審査制度は大規模な建築物による都心  
環境への悪影響を防止するために設けられた  
\*102。50戸以上の住宅またはこれと同程度以



上の床面積の他用途の建物の新築、増築、修築のすべてに適用され、次の6点について審査される。

- a) 交通アクセス：駐車場の設置、周辺への交通公害に対する措置など
- b) 環境保全：風、日影、大気汚染などに対する措置
- c) デザイン：都市デザインの質を保全し高めるために周辺の建物と同等以上のデザインの質と歩行者レベルのデザインの改善措置などを求める。
- d) 歴史的資源の保全：歴史的建物、記念物、まちなみ等に与える影響についての措置
- e) 住宅供給：住宅を減少させる開発は許可されない。従前と同数以上の低所得者向けの住宅を建設するか、それに見合う資金を提供する措置。
- f) 供給処理施設：必要量の予測と他への悪影響に対する措置。

また京都市でいう福祉のまちづくりをめざした規定もある。12戸以上の集合住宅やホテルあるいはこれらと同等規模以上の建物はハンディキャップのある人が容易に利用できるよう、出入口、階段、トイレその他の構造やデザインに配慮が必要とされる。住戸やホテル客室のうち、全数の5%は車椅子で利用できるような形態の台所やバスルームを備えなければならない。

#### 5. 住民参加のまちづくり

成長管理計画の基本理念である”バランスのとれた成長”は、住民主体の開かれた計画手続きに基礎を置いている。市にとって最良の知恵や知識は、行政側にはなく、計画はコ

ミュニティにおいて作成されるとき最も良く機能するという。こうした考え方から、都心部では10のコミュニティにおいて、住民と地域企業、デザイン専門家にBRAスタッフが加わって、住宅供給、交通管理、歴史的特性、都市デザイン等について検討し、地域ごとのゾーニングや基準の修正案づくりをすすめている。また、郊外では多くの近隣居住区において住民によるまちづくり組織が生まれ、活動していると言う。ここでも、土地利用の転換の方向、高さ制限、交通及び駐車場の改善、公共施設整備、デザイン誘導基準など、まちづくりのあらゆる分野にわたって検討されている。現在、この近隣居住区は市内で25設定されている。各コミュニティは自らの近隣居住区のゾーニング規制を書き直すことにより、複雑な土地利用の諸問題を認識するようになり、コミュニティ開発を支配する永続的な基本ルールを自ら決定する能力を身につけることができる\*103。

近隣居住区における公式のまちづくり計画の策定は、地区ごとの20~25名よりなる近隣協議会(Neighborhood Council)で行われる。委員の半数は市長が任命し、残りは地区の選挙により選ばれる。市の地域サービス事務所はこれらの近隣協議会の会合に出席して組織的な支援をし、BRAは土地利用分析や政策提言に協力する。地域ごとにまとめられた計画はBRAの理事会に提示され、その後市議会のゾーニング委員会に採択を求めて提案される。すでに多くの地域で計画作業が進んでいる。また、近隣協議会は新しい開発計画の是非について審議する。たとえば、1万平方フィートを超える大規模開発は公聴会を開催するとともに、近隣協議会に諮問される。協議

会において承認された事項は、法的には市議会や市長の決定権限を拘束するものではないが、市議会や市長はほとんど反対しない。BRAのプロジェクトも実質的には協議会の同意を必要としている。このように地域にかかわる計画は地域の意見やニーズを反映したものととなり、市民はその実現を大きな関心を持って見つめることだろう。

以上見てきたように、ボストン市のこの成長管理計画はこれまでの都市計画のトレンドを大きく変えるものである。成長管理計画は実際大幅な規制強化であり、表面的な経済成長よりも地域や一般市民の暮らしの向上を重視するものである。ボストン市がこのような強い都市政策を採ることができるのは市民の幅広い支持があるからである。一部に反対や不快感を表わす団体があり、また経済的失速を畏れる声もあったが、世論は経済界も含めて概ね好意的であると言う。2年以上にわたるオープンな議論により、成長管理計画の理念や実際的な作用について市民や団体に理解されたからであろう。じっさい80年代末期から始まったアメリカの景気後退は急成長した各都市に大打撃を与えたが、ボストンではこの成長管理政策によって被害を最小限におさえられているという\*104。現在、市内各地域で用途地域や高さ制限の正式な変更に向けて討議や手続きが進行中である。

ボストン市はいま、都市中心部にガラスと

鉄の高層ビルが林立する垂直成長の町から、市域全体に経済的公正がゆきわたる水平成長の町、市民が生活を楽しむことができる町をめざして、総合的かつ革新的なまちづくりの努力を続けている。

3-6ボストンのまちづくりに学ぶもの  
これまでボストンのまちづくりを、再開発事業の発展、ウォータフロント地区の再整備、成長管理計画の実施等について見てきた。これらの進め方の特色として次の3点が指摘できよう。

- \* 行政の強いリーダーシップのもと、常に革新的、挑戦的に新しい施策、新しい事業が進められてきた事。
- \* 都市の個性や魅力の回復と増進に特に力をそそぎ、その中で歴史的建物や街区の保全、再活用を巧みに図ってきた事。
- \* 総合的に事業効果を捉え、一般市民の事業参加機会の拡大、雇用増大、所得向上など、経済的公正の実現に努めていること。

このように、都市の個性と魅力を保ち、まちづくりにおいて社会的経済的公平と正義の実現をめざして努力してきたボストン市の実践は、姉妹都市京都へのこの上ない励ましであり、熱い連帯のメッセージのように思われる。



図3-5-1 都心部の新しい高さ規制図 \* A PLAN TO MANAGE GROWTH \* P.21

DOWNTOWN IPOD BUILDING HEIGHT STANDARDS より作成

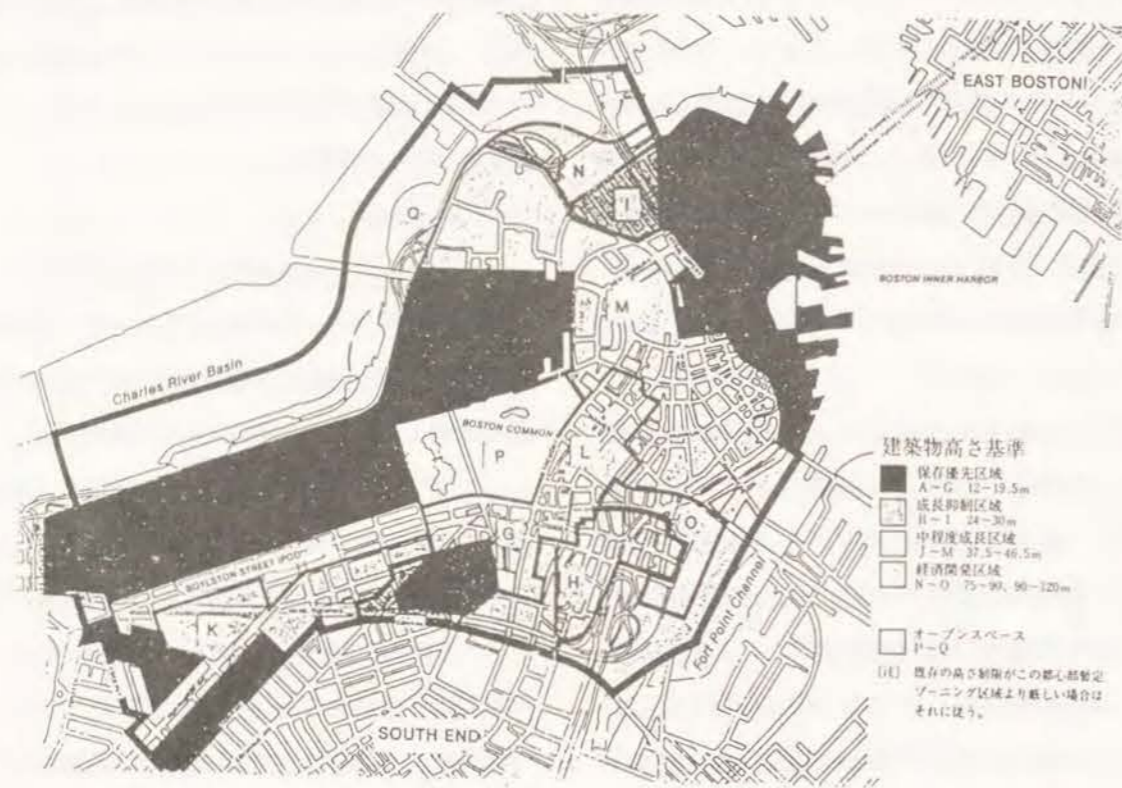
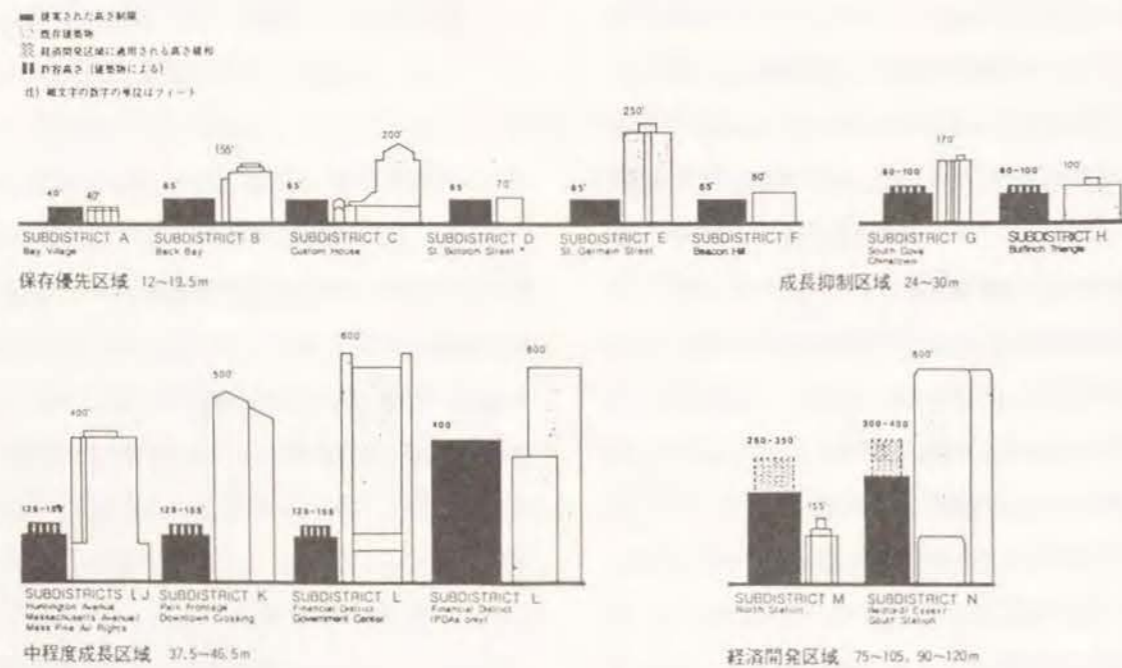


図3-5-2 これまでの建物高さとの新しい規制による高さの比較図 \* A PLAN TO MANAGE GROWTH \* p.20 BUILDING HEIGHT より作成



第4節 ヨーロッパにおける歴史的景観保全

4-1 概要

ヨーロッパでは歴史的環境、歴史的まちなみの破壊が自然環境の破壊や公害とならぶ環境問題の主要な課題であるという視点が早くから確立していた。温和な日本と違って、厳しい自然と闘いながら自らの生活空間を切り開き、守ってきたヨーロッパの人々にとって、自然や生活環境の変化や損傷はいわば本能的な警戒心を呼び起こすようである。新しい環境の形成は、特殊な場合を除き、概ね過去の文化や伝統を踏まえ、その中から新しい価値とそれを具現する様式を生み出し、既存のものに少しずつつけ加える形で行われてきた。建築について言えば、その主な材料が石やレンガという耐久性のあるものであったこともこうした伝統を形成する要因の一つとなったであろう。

こうして、ヨーロッパはすでに歴史的景観保全に長い伝統を持っており、国や都市によって違いはあるものの、文化や生活に深く根ざした保存事業が進められている。歴史的都心部においては建物の修復、修景、内部の一部改造が通常の建築活動の大部分であり、新築工事はほとんど見あたらない。保存はひとり文化財関係者の仕事ではなく、多くの市民の関心のもと、あらゆる建築家、都市計画家の主要な業務となっている。ここでは、イギリス、フランス、イタリアにおける歴史的景観保全制度の発展経過や具体的保存制度、市民の保存活動等について論じている。

4-2 イギリス

(1) 歴史的環境保全制度の発展

イギリスでは歴史的建造物の保存についてすでに数世紀にわたって関心が払われてきた。近代的な意味で歴史的建造物の保存の組織や制度ができたのは1870年代以降である。よく知られているように1877年、ウィリアム・モリスはそれまでの歴史的建造物の恣意的な修理方法を排し、科学的な保存修理を進めるために古建築保存協会を設立した。1882年には古記念物保護法が成立し、先史時代の重要な記念物を国の保護下に置き、必要な場合は買い取りも行うこととなった。文化財に対して国家による制約を課す端緒となった\*105。

1895年にはイギリスが世界に誇る民間の保存団体であるナショナル・トラストが発足している。ナショナル・トラストは篤志家による財産の寄贈、遺贈や会員の会費により、危機に瀕する自然や歴史的建造物の買い取り、維持整備に力を尽くし、これまで大きな成果を上げてきていることは周知の通りである。1913年には古建築等の登録制度ができ、これにより13,000の歴史的建物が登録された。このうち、イングランドだけでも415棟が政府に買い上げられ、保存されたという。

国家が介入することをできるだけ避けようとする自由主義の気風の中で1920~1930年代には相次いで民間の保存団体(アメニティ・ソサエティ)が発足した。歴史的記念物協会、イングランドの田園を守る会、散策者協会、ジョージアン・グループなどがその代表である。

1932年に都市農村計画法が制定されたが、



その中で建築物保存命令の制度が生まれた。世界大戦と空襲の結果、文化財保存に対する世論が高まり、1944年に改正された都市農村計画法では建築物の保存に関する規定が強化された。すなわち、地方公共団体に建築的、歴史的に価値ある建築物について保護目録を作成する権限を与えた。戦後、1953年には歴史的建造物委員会ができ、補助金制度も発足した。また、アメニティ・ソサエティとしてシビック・トラスト、ビクトリアン・ソサエティが50年代後期に動き出した。

1960年代に入ってイギリスにおける歴史的環境、歴史的まちなみの保存の考え方は大きく発展する。歴史的環境を人々の生活の快適性(アメニティ)を保証する重要な要素としてとらえ、「面」的保存の考え方を打ち出したのである。こうした時期に政府はヨーク、チェスター、チチェスター、バースの4都市をまちなみ保存政策立案のためのモデルケースとして取り上げ、詳細かつ総合的な調査を行い、綿密な計画案を作成した\*106。

ここでの経験は1967年のシビック・アメニティズ・アクト制定の中に生かされた。シビック・アメニティズ・アクトは歴史的建造物や古記念物個々の保存ではなく、それらの存する環境自体を全体として保存することをめざす画期的な法律で、これにもとづいて地方自治体が「保存または維持することが望ましい性格や外観を備えた、歴史的・建築的に興味をそそる地区」を保存地区として指定できることとなった。この法律は1974年に都市田園アメニティ法となった。現在イギリス全体で6700の保存地区が指定されている\*107。一方、歴史的建造物の保存については1968年の都市農村計画法により、保護目録に記載され

ている歴史的建造物は地方公共団体の同意なしに取り壊しや改変はできなくなった。目録に記載されていないでも取り壊しの危険が迫っている歴史的建物で重要なものは6ヶ月間有効な建物保存通告制度 Building Preservation Notice を新設している。

(2) 歴史的建造物の保存目録制度  
さて、歴史的建造物や歴史的まちなみの保存手法についてももう少し具体的にみてみよう。まず、歴史的建造物の保存目録制度についてみてみよう\*108。

保存目録とは都市田園計画法に基づき建築的歴史的に価値ある建造物を登録するものである。前述のとおり、この登録制度は1932年の都市田園計画法により導入されたものであるが、実際は歴史的建造物の分布等について最初の調査がなされたのは1950~1960年代である。まもなく全国的な登録がようやく完了するという。

保存目録に登録の基準は、

1. 1700年以前の建物のすべて
2. 1700~1840年の建物の大部分
3. 1840~1914年の建物のうち一定の質と個性を持っているもの。主な建築家の主要作品を含む。
4. 1914~1939年の建物のうち質の高いもの
5. 1939年以降の建物のうち特に卓越したもの

としており、比較的新しい建物も含めて広範に選択している。こうして1989年末までに実に435,000棟の建物を登録している。わが国には国家レベルではこのような登録制度はなく、2,000棟あまりの国宝、重要文化財建物以外は国家が保存に責任を負うことにはなっ

ていないことと比較すると、まさに雲泥の差である。

さて、これらに登録建築物は  
GRADE I 特に価値の高いもの 全体の約2%  
GRADE II \* GRADE II よりも特に重要なもの 全体の約4%  
GRADE II 特に興味がある建物で、保存のためのあらゆる努力が正当化されるもの  
GRADE III 法制度にはないレベルであるが、一定の興味がある建物

に階級分けされ、その重要性に応じて保護措置がとられている。すなわち、登録建築物の除却、改造、増築等は事前に地方計画機関の同意が必要とされ、これについての違反は罰金や懲役刑が課せられることがある。また、適切に維持保存がされていない建物は所有者に「修理通知(repairs notice)」を送付する。もし、所有者が2カ月以内にそれに従わなかった場合には、地方計画機関は適切な保存をするためにその建物を買取ることができる。また、居住されていない建物で保存のために緊急の修理を必要とする場合は、所有者に当局が修理する意図があることを7日前に通知し、修理費用は所有者に請求できる。

(3) 歴史的環境保全の補助・融資制度  
歴史的建造物や歴史的まちなみの保存についての補助金や融資は歴史的建物記念物委員会と地方自治体から支出される。修理補助金等は特に建築的歴史的に卓越した建物に与えられ、装飾や日常の維持行為は対象とされない。歴史都市の歴史的建物でその都市の保存計画に記載されている建物は、修理の経費に応じて歴史的建物記念物委員会とその都市か

らの補助金を得ることができる。

歴史的まちなみ保存地区では、すべての建物が登録建物と同様に除却する場合には事前に地方当局の同意が必要である。これらの建物の保存や保存地区の景観の特質の保全や向上に特に資する行為については補助金の対象となる。

上記の補助金のほか次の2つの補助制度もある。その第1は政府が歴史的建物や記念物の修理等への補助をするために資金を拠出して設立した“English Heritage”によるものである。このEnglish Heritageによる補助金は3種類ある\*109。

#### ① 古代記念物補助金

古代遺跡、中世城郭、産業革命記念物等13,000の登録記念物が保護されているが、この補助金は登録、未登録に関わらず重要な記念物の修理等に支出される。この場合の標準補助率は40%である。また、地方自治体や保存トラストが万止む無く記念物の存する土地を購入する場合にも補助金を支出することができる。

#### ② 歴史的建物補助金

国家的に重要な建物であるGrade I及び一部II\*を主に対象とする。1万ポンド以上の工事を対象とし、補助率はこれも40%としている。

#### ③ 保存地区補助金

前述のようにイギリスには全部で6700の保存地区が指定されているが、このうち約400の保存地区に補助金が支出されている。このうちEnglish Heritageから直接補助される場合は経費の25%、地方機関を通じての補助金は経費の40%である。

第2の補助制度は“The Architectural Heritage Fund”によるものである\*110。この基金はCivic Trustが1971年に環境省への報告



「古建築保存の財政」において設立を提言し、1975年のヨーロッパ建築遺産年の英国におけるキャンペーンの重要目標の一つとされ、設立をみたものである。すなわち、Civic Trust は古建築保存のための多くの慈善基金の設立とともにそれらの資金フローを支援するために低利資金を融通する国の基金が必要であるとし、環境省、English Heritage、企業、トラスト、個人等から基金が集まった。地方のトラスト（106のトラストが加盟）や関連団体に年5%の利子で経費の50%を貸すものである。

写4-2-1 ヨークのまちなみ—中央にカセドラルが見える



写4-2-2 チェスターのまちなみ—市門とハーフチンバーの家



#### (4) 小 結

このようにイギリスでは国民のアメニティを求める心とチャリティの伝統を背景に、市民団体の努力と政府、自治体の共同により歴史的建物や歴史的まちなみの保存に経験を重ねてきた。すなわち民間のアメニティ・ソサエティが保存のために自ら拠出し、自ら所有し、自ら公開するとともに、政府・自治体に対してそれらの活動を支援する法制度の確立を要請するという形で保存が進められてきたのが特色といえる。

#### 4-3 フランス

##### (1) 歴史的景観保全制度の発展

フランスもイギリスと並んで古くから歴史的建造物、歴史的まちなみの保存に努めてきた国である。

都市景観の整備は古くから行政当局の関心の的であり、すでに1607年、アンリ4世の時代に公道上の建築を禁止し、建築線規制を行うとともに、公道に面する建物に事前審査を強制する法令がみられたという\*111。また、ルイ16世の時代の1784年には前面高度制限制度も設けられた\*112。これらの規制によりパリの建物の前面が道に沿って揃い、かつ建物の高さが揃うことになった。この規定は1960年代の高度成長時代にいったん廃止されたが1970年代に復活し、現在に至っている。

1830年には建築遺産その他の文化遺産を調査し、その保存・修理のための補助金を配分する文化財保護事業が発足し、現在では先史時代のドルメンからコルビュジェのロンシャン教会堂まで数万の文化財建造物が保護されている。1913年に文化財保護法（史的記念物に関する立法）が制定され、指定と登録の制度ができた。1930年には風致保護法が制定された。これは単体としては卓越した価値が無くとも、集団として都市景観を形成しているものを保護できるようにしたもので、シャンゼリゼ大通りやエトワール、コンコルドなどの由緒ある広場、公園などの景観保護のため、これらを取りまく広い地域の現状変更を規制している\*113。1943年には指定文化財を中心に半径500mという広い範囲において現状変更行為は許可が必要となった。

##### (2) 保護街区法とシヴィタス・ノス

##### トラ

そして1962年には「保護街区法」が制定された。これは歴史的な都市や町村を総体として保護する制度で、当時ドゴール大統領のもとで文化大臣をしていたアンドレ・マルロー氏が推進したので“マルロー法”と通称されている。それまでの都市再開発は現在のわが国のそれと同様、老朽区域をクリアランスし、全く新しい建物を建設するものであったが、この法律は再開発法でありながら、歴史都市の老朽化した中心部をその特色を保存しながら近代的に整備し、現代都市の一部として再生させることを目的としたもので、再開発事業の新しい形である。ここに文化財保護行政と建設行政が出会ったのである。

保護街区に指定された区域での再開発事業は除却を最小限とし、改修と復旧工事を中心とし、これらに低利融資や補助金が用意される。再開発事業に割り当てられた資金はそのまま建造物の修復と開発に充当される。

1965年にマルロー法による第13番目の保護街区に指定されたマレー地区は、17世紀に王立広場（ボージュ広場）を中心として貴族の住宅が並ぶ高級住宅地となったが、革命後は商業、手工業者が住む貧しい町となり、中庭や庭園部分に倉庫や小工場を増築するなど荒廃した。さらに19世紀後半には貧しい労働者が集住するスラムと化していた。これに対して政府は保護建築物の修理等を進めてきたが、1950年代の末頃から市民グループの保存運動が活発となり、種々の調査や啓発活動が行われたという。かくして1965年に126haが保護街区に指定され、保存と再開発事業が進められ



てきた。この保存事業の進展によってマレー地区はかつての輝きを取り戻しつつあるが、最近では文化人や富裕層の人気の高まったため家賃が上昇し、これまでの住人が地区外に転出せざるを得なくなるなど、社会的な問題も起こったという\*114。

その後1973年には建設省が中規模都市の歴史都市の保存のための「中規模都市」指定を始めた。また、1975年以降、歴史地区について単に建築物の修理だけでなく、社会経済的側面も考慮した住環境全体を対象としたソフトな施策を展開している\*115。これはマレー地区で起こった社会的格差の顕在化を極力抑えようとするものであり、歴史都市の保存はより市民的支持を得ることとなった。

なお、パリについては1964年に旧市域全域に風致保護法が適用され、広範囲に文化財建造物周辺の景観が保護されている。また、1977年に公選による最初のパリ市長であるシラク氏は保護街区以外の地区の再開発事業についても方針を見直し、①再開発建築物は既存

の街なみと壁面位置をあわせる。②既存の建築物を修復、改造することによりできるだけ保存すること等を新しい方針としている。

こうした方針変更の背景には、たとえば1976年に文化省が行った世論調査で、国民の2/3が第2次世界大戦以前に建てられた住宅での生活を、その後建てられた新しい住宅での生活より好んでいるといった国民性が大きく影響していると思われる\*116。都心部に住んでいる市民は、大半が既存の古い住宅に強い愛着を感じているようだ。

また、1964年にリヨン等の住民が中心になって結成した民間の保存団体「シヴィタス・ノストラ」等による活潑な保存活動の成果もあると思われる。シヴィタス・ノストラ（我々の町）は欧州各国にわたる住民団体（7カ国、48都市、61団体、1978現在）の連合体で、フランスの住民団体が主導権を持っている。都心の「歴史地区」の問題について様々な検討と提言を行い、また自ら保存と再生事業に取り組んできたのである。



写2-2-1 パリ マレー地区における修復工事

#### 4-4 イタリア

##### (1) 歴史的環境保全制度の発展

イタリアの都市はほとんどが歴史都市といって差し支えない。しかし、その中心部の歴史的地区の保存については1950年代末まではほとんど省みられなかった。近代化と産業開発の波の中で各地の歴史的まちなみ、歴史的建造物が破壊された。この点においてはわが国の高度経済成長期の状況とよく似ている。

しかし、1960年代になると都市問題の深刻化の中で行政への市民参加の要求が巻き起こり、その闘争の成果としてきわめて革新的な地方自治体制と都市計画制度が実現した。労働者、市民層が支持する左翼勢力が各地に革新自治体を急増させ、中央政府と対立的な地方自治を展開した。そして、1975年には法律制定権や大幅な自治権を持ち、地方自治に関して中央政府と対等な立場を持つ「州」を実現した\*117。

この州のもとに市町村（コムーネ）がある。コムーネは1942年の都市計画法によって都市基本計画を持つべき基本組織とされ、各コムーネはその決定にあたって国の承認を得ることになっていたが、州の成立によって州の承認が変わった。現在、コムーネは約8000あるという。

さて、コムーネは州成立以前の国の直接指導下にあっても都市基本計画の公示、修正義務を持っていたが、その計画は形式的、画一的でほとんど機能しなかった。そのためもあって歴史的都心部の荒廃と郊外への無秩序な膨張が起こり、これに対する市民の不満と危機意識が都市計画への参加を求める強い運動へと展開したのである。

1962年のローコスト住宅用地取得法によりコムーネは住宅建設とその計画についての権限を付与された。1967年には1942年の都市計画法の改正法である「橋渡し法」が制定され、歴史都市の景観保全法制は飛躍的に発展した\*118。橋渡し法はすべてのコムーネが歴史的市街地の指定を行うこと、その地区内に強い規制を実施することを義務づけている。さらに1978年には歴史的市街地内部の保存再生、とりわけ老朽住宅の再生に関する地区詳細計画と周辺地域の開発等を指定する地区詳細計画の策定がコムーネの業務に組み込まれた。そして同年「市行政の分権及び市民参加に関する法」の制定によって地区評議会が制度化され、上述の地区詳細計画の決定にあたっての住民参加を保証することとなった。すなわち地区評議会は都市計画に対する意見を表明すること、地区のみに関する事項について承認をする権利が与えられた。地区評議会は「市議会の議員構成に比例して各党が指名した地域の評議員によって構成され、行政側代表や住民が自由に参加して、都市計画や教育社会福祉などの諸問題が、地区ごとの実情に応じて徹底的に議論\*119」されるという。

ところで、イタリアにおいて早くから歴史的地区の保存に取り組み、またその過程で広範な住民参加を実現したコムーネにボローニヤがある。

##### (2) 自治体の実験—ボローニヤ

ボローニヤはイタリア北部の中都市で、ヨーロッパ最古の大学を生み厚い伝統文化を誇る町である。古代ローマ時代以来の広場、中世の塔状住居、道路沿いの建物の前面をめぐ



る連続アーチのボルティコ等、歴史都市としての魅力を十分に保っている。この町も1960年代末には近代都市としての成長をめざし、郊外に新都市をつくる「ボローニヤ計画」（丹下健三設計）で話題をまいていた。しかし、1969年の都市調整計画で古い都市部（チェントロ・ストリコ）を保護し、修復・再生させる考え方が採用された。約350haの城壁内部の市街地全体が保存されるべきモニュメントであり、構成するすべての建物に保存的修復の原則が適用されることになった。そして歴史的街区を構成する個々の建築が調査・分類され、評価づけられた\*120のであるが、これは従来の文化財保存、建築史的観点からではなく、既存の建物の活用を図るという観点からなされた。

ボローニヤではこれより先、1964年に市独自に地区評議会が制度化され、最初はコムーネの出先機関的な存在であったが、60年代末から市民の直接参加の形態として見直され、定着していったという\*121。保存的都市計画の原則と強固な住民参加の風土によりボローニヤの保存施策は「革新的保存」ともいえるべき新しい境地を開いた。これまで資本の論理による都市改造により郊外に追い出され続けてきた住民が歴史的都心部をとりもどすため、第1に老朽化した建築遺産を修復し、ローコスト住宅として再生、再活用する、第2に修道院などの歴史的建造物の集合体を修復・再生し、住民のための社会サービス施設を作り出す等の事業が1972年頃から進められてきた\*122。この事業は現在でも息長く続けられており、少しずつ歴史的景観が回復されると同時に良好な住宅地としてよみがえりつつある。

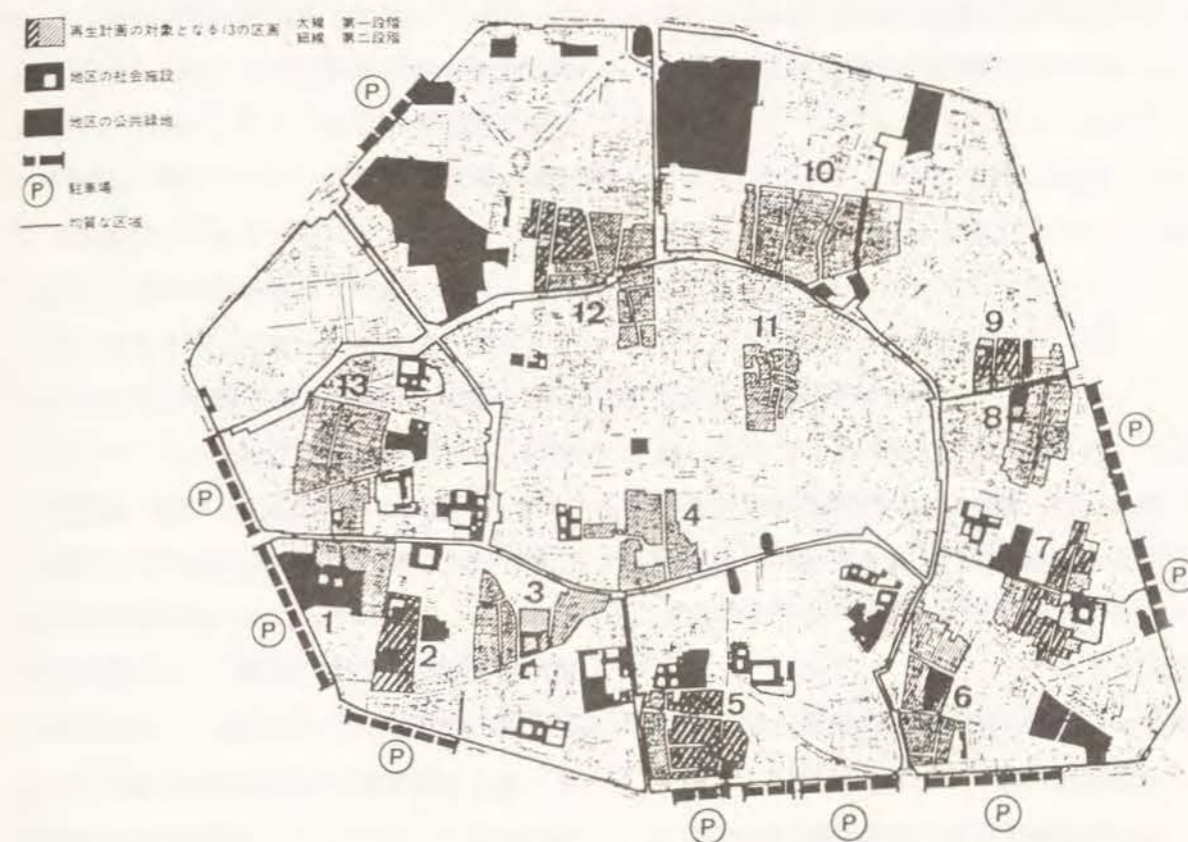
ボローニヤにおける住民参加と保存的再開発の成果は他の多くのイタリア都市のまちづくりの大きな励みとなったばかりか、ヨーロッパの歴史都市にも少なからぬ影響を与えている。

### （3）イタリア・ノストラ

なお、こうした都市計画の発想の転換にあたって専門家、文化人の果たした役割も大きい。イタリアでは1955年に文化人有志によって歴史的遺産と風景の保護を目的として「イタリア・ノストラ（我がイタリア）」が結成された。市民団体ではあるが法的に位置づけられた公的協会である。最初は各都市の有力貴族が代表を勤め、保守階層の文化活動としての色彩が強かったが、イタリア国内の政治、文化状況の変化に伴ってイタリア・ノストラも活動に社会性を強め、革新系の学者、専門家が多く加わり、世論形成の重要な役割を担ってきた。文化財保存と自然保護の必要性を青少年に訴えるなどの独自の教育活動を展開するとともに、都市問題を扱った展覧会、討論会を数多く開催するなどの活動を通じ、深く市民の中に支持を得た。また、具体的にコムーネの都市計画部門等に会員である多くの専門家を送り込むこと、地区評議会でのまちづくりの会議に個人として参加することなどにより、イタリア都市計画、とりわけ歴史都市の保存に多くの影響を与えている。現在、会員は約15,000人という。

以上みてきたようにイタリアの歴史的環境の保全は生活そのもの、文化そのものの質の保全・向上と深く関わる重要事として、そしてまちづくりそのものとして広範に取り組みされている。

図3-3-1 ボローニヤの歴史的市中心街地の保存修復計画—350haの歴史的市街地全体が保存地区に指定され、保存事業が進められている。—都市住宅7607 p.64 'BOLOGNA' ビエル・ルイジ・チェルヴェッラーティ



写3-3-1 ボローニアソルフェリーノ地区保存工事が進んでいる（1993）。





本章ではアメリカとヨーロッパにおけるまちづくりと歴史的景観保全の努力について見てきた。若い国であり、多様な人種・多様な文化が集まって構成されている国であるアメリカは、進歩に価値を置き、強い開拓者精神を持つ一方では、自らのアイデンティティ、ルーツをこれまでの歴史や文化に求めようとする。また、自立の精神が強いアメリカではまちづくりにおいても行政の変革を求める直接民主主義の制度が生きている。しかも、政府や地方行政に頼りきりになるのではなく、自らの知恵と努力で、市場メカニズムも味方しつつ環境改善を図ろうとする民間活動も活発である。

そして、これまでの都市の経済的物質的拡大が生活を豊かにすると言う単純な「成長神話」に疑問を発する市民の声が都市デザイン事業や都市の成長管理政策を促した。生活環境を豊かにするには新しいビルや工場をどんどん建てるのではなく、今地域が持っている歴史や文化の資源を生かすこと、育てること、そして新しい開発を巧みに管理、誘導することがなにより重要であり、早道であるというのが1970年代以降のアメリカの都市計画の一つの結論であるようだ。もちろん、失敗もあるし、試行錯誤もある。経済の全般的な退潮に見舞われている現在のアメリカにおいて、成長管理政策、そして歴史的景観の保全事業は軌道修正を迫られるのか、あるいは無駄な投資を回避し、生活環境の実質的な向上に寄与するものとしてますます真価を発揮するのか、その動向を注目したい。

次にヨーロッパの代表例としてイギリス、

フランス、イタリアの3国を取り上げたが、ドイツ、オーストリア、ポーランド、ハンガリーその他多くの国で歴史的景観保全に積極的に取り組まれている。これらヨーロッパ諸国の保全事業の特色を一言で言えば、歴史的建造物や歴史的まちなみを単なる文化財としてだけでは現代に生きる日常的環境の一部としてとらえ、補の保全と再生が都市計画、国土計画の基本的要素であると認識していることであろう。実際イギリスの「シビック・アメニティズ法」の「アメニティ」は、前述のように、「生活の快適性、総合的な住み心地の良さ」のことであり、この法律では歴史的環境の保全がアメニティを高めることをはっきり打ち出している。また、フランスの「マルロー法」は歴史的まちなみを新しい時代によりみがえらせようという、画期的な都市再開発法であった。この二つの法律がその後いずれも都市計画法に統合されたことはこれらの法律がなにをめざしたものであったかを改めてはっきりさせた。

わが国においては歴史的景観やまちなみの保存は、まだまだきわめて限られた地域の特殊な行為であるととらえられている。その保存は文化財としての保存、もしくは観光資源として経済的に価値ある建物やまちなみの修景等に限定されているのが実状である。また、民間の保存団体も種々あるが、ヨーロッパ諸国における保存団体ほどのすそ野の広さや社会に対する影響力を持っていない。ここで見たような欧米の、いわば自然体の保存がなされるような社会的基盤を整備する必要がある。

- \*1 1991年に研究報告書「中国・西安市における都市景観の形成及び誘導に関する日中共同研究」、続いて1992年に研究経過報告書「中国・西安市における歴史的な中心地域の保存と再生に関する日中共同研究」をまとめている。
- \*2 WANG JING-HUI "THE PRESERVATION AND DEVELOPMENT OF THE FAMOUS HISTORIC CITIES AND TOWNS IN CHINA" P.1
- \*3 劉敦邊著 田中淡訳「中国の住宅」p.191
- \*4 同上 p.187
- \*5 1959年5月中国建築工程部部长劉秀峰氏の発言。同上書 p.197
- \*6 柯煥章（北京市城市規画設計研究院院長）「北京歴史城市的保護和現代化發展」
- \*7 魯義「中国の都市管理体制と建設実態」都市問題 1988 4月号 p.125
- \*8 劉学海「中国における都市計画の概況」（国家基本建設委員会城市建设局弁公室主任）都市計画104 p.90
- \*9 都市規画は総体規画と詳細規画で構成される—\*5 p.130
- \*10 同濟大学 阮儀三「規画建設各有特色的歴史名城」（1986 同濟大学建築与城市規画学院「城市規画匯刊」p.36
- \*11 国連地域開発センター、奈良シルクロード財団共催で1993年夏に奈良で実施された。筆者も参加している。
- \*12 北京建設史書編集委員会編「建国以来的北京城市建设」p.64~65
- \*13 1950年に梁思成、陳占祥らが提案した。—精華大学城市規画教研組「対北京城市規画的几点設想」建築学報'80 5
- \*14 \*1 p.66
- \*15 精華大学建築系城市規画教研組旧城改建專題小組「北京旧城伝統格局与古跡保護探討」p.10 1983 2月
- \*16 柯煥章（北京市城市規画設計研究院院長）「北京市歴史城市保護和現代化發展」p.4（歴史城市的保護与現代化發展北京国際學術討論会會議論文 '90）
- \*17 刘小石（北京市城市規画管理局）「関于北京城市規画与歴史古城保護一些工作和問題的介紹」p.1（歴史城市的保護与現代化發展 北京国際學術討論会會議論文'90）
- \*18 同上
- \*19 \*5 p.8
- \*20 佐々井司「北京市における都市・住宅政策の動向に関する研究」（平成元年度建築学会近畿支部研究報告集 p.437）
- \*21 董光器「編制北京旧城区規画幾点体会」（北京規画建築 1988 2月号 p.17）



- \*22 \*6 p.2~p.3
- \*23 \*10
- \*24 \*6 p.5
- \*25 \*5 参照
- \*26 吳良鏞「北京旧城居住区的整治途径」p.1 (歴史城市的保護与現代化發展北京国際学術討論会會議論文 '90)
- \*27 \*6 p.6
- \*28 木津雅代「伝統的都市住宅の現代化—北京市」—横浜市編 URBAN DESIGN REPORT 1992 P.47
- \*29 \*14 p.2 ~参照
- \*30 五代以後、官署区であった皇城部分が修築されて新城となった。唐長安城の1/16の面積の小城であった。
- \*31 西安市城市規劃設計研究院規劃二室「西安市旧城区控制性詳細規劃説明書」
- \*32 愛宕元「中国の城郭都市」p.189
- \*33 伊藤道治「中国社会の成立」p.48
- \*34 洛陽市城郷建設局・文物園林局「洛陽歴史文化名城保護規劃基礎資料」p.34~p.46, 愛宕元「中国の城郭都市」p.9~11
- \*35 愛宕元「中国の城郭都市」p.115
- \*36 ヒヤリングは1993年1月5日洛陽市にて同市土地管理規劃局局長 王伯暉氏、同局総工  
程師 李国恩氏らに行った。
- \*37 洛陽市「洛陽歴史文化名城保護規劃説明書」1988、洛陽市城郷建設局・文物園林局  
「洛陽歴史文化名城保護規劃基礎資料」、洛陽市土地管理規劃局・文物園林局・旅游局  
「洛陽歴史文化名城保護規劃図冊」、  
「古都洛陽」
- \*38 洛陽市城郷建設局・文物園林局「洛陽歴史文化名城保護規劃基礎資料」p.76~
- \*39 同上 p.78
- \*40 同上 p.91
- \*41 洛陽歴史文化名城保護規劃—古城保護図
- \*42 ヒヤリングは1993年1月3日に開封市城郷建設局で行った。出席は開封市城郷建設局  
局長 李建智氏、同副局長 宋喜信氏、開封市規劃測量設計院副院長 謝瞻民氏ほか  
文物局担当者ら6人。
- \*43 開封市人民政府「開封歴史文化名城保護規劃」1986 4、「開封在現代化進程中的建設  
与保護問題課題綱要」、開封市区地図等
- \*44 開封市人民政府「開封歴史文化名城保護規劃」1986 4 p.1
- \*45 愛宕元「中国の城郭都市」p.146~151。この宋代の城は宮城が周2.76km、内城は周11.29km、外城は周27.9kmであり、城壁の高さは12m、厚さ15m余であった。黄河の氾濫と外

- 敵に備える堂々たる構えを示していた(伊原弘「中国中世都市紀行」p.118)。
- \*46 伊原弘「中国中世都市紀行」p.86
- \*47 アンドリュー・ボイド著田中淡訳「中国の建築と都市」p.57~58。また、伊原弘「中国中世都市紀行」p.125等に詳しく紹介されている。
- \*48 大阪市立大学経済研究所編「世界の大都市2 上海」p.27
- \*49 The Comprehensive Plan of SHANGHAI by Bureau of SHANGHAI Urban Planning and Building Administration p.16
- \*50 譚縦波ら「20世紀前半中国上海の建築規制にみられる『里弄』規定について」61年度建築学会近畿支部研究報告集P.610。また大坪明「上海の庶民住宅=里弄住宅」'88 9月 HIROBA P.30~34に詳しい。
- \*51 大阪市立大学経済研究所編「世界の大都市2 上海」p.286
- \*52 姚金祥ら編「沪郊風情」p.331
- \*53 同上 p.345
- \*54 大阪市立大学経済研究所編「世界の大都市2 上海」p.270~及び赤崎弘平「中国・上海市南市区蓬莱路地区地区計画策定過程について」(昭和60年度第20回日本都市計画学会学術研究論集 p.325~)
- \*55 曾薰心ら「電腦生成動画片在規劃設計中的応用」(上海市中心区景観動画片研制—建築学報8711)
- \*56 愛宕元「中国の城郭都市」p.11
- \*57 河合正一「アメリカ合衆国における歴史遺産保存」日本建築学会学術講演会梗概集 昭和55年9月 p.1421
- \*58 黒川直樹「守る伝統から創る伝統へ—歴史保存を通してみたアメリカ建築史」—季刊  
カラム No.95 P.58 (1984 12)
- \*59 黒川直樹「ジェームズタウンとウィリアムスバーグ」近代建築1973 1月号 p.82~83
- \*60 矢作弘「町並み保存運動 in U.S.A」1989 p.21~22
- \*61 木原啓吉「ナショナルトラスト」1984 p.96
- \*62 矢作弘 前掲書 p.163~165他
- \*63 ジョナサン・バーネット著、六鹿正治訳「アーバン・デザインの手法」1977 p.84
- \*64 横浜市編「URBAN DESIGN REPORT」1992 p.20
- \*65 朝日新聞社編「三都物語」1983 p.185~186
- \*66 Kenneth Halpern "Downtown USA"1978 p.162
- \*67 Bank of America のビルは現在でもサンフランシスコでもっとも高いビルの一つである。
- \*68 Kenneth Halpern "Downtown USA"1978 p.181
- \*69 大野輝之「サンフランシスコの選択(上)」—都市問題1989年1月号 p.77



- \*70 矢作弘／大野輝之「日本の都市は救えるか」1990 p.10～20
- \*71 大野輝之「サンフランシスコの選択（下）」－都市問題1989年2月号 p.77
- \*72 矢作弘／大野輝之「日本の都市は救えるか」1990 p.25, 大野輝之／レイコ・ハベ・エバンス「都市開発を考える」1992 p.37～40
- \*73 大野輝之／レイコ・ハベ・エバンス「都市開発を考える」1992 p.216。リンクージ制度の具体例については、佐々木晶二「アメリカの住宅・都市政策」1988 p.175～176に詳しい。
- \*74 ボストンについては「ボストン」－東京市政調査会『世界の大都市制度』8902所収、「ボストン市 都心部成長管理計画について」－『地域と経済 NO.141』8906所収、「世界の都市づくりに学ぶ＝ニューヨーク・ボストン都市探検隊報告」－京都市職員研修所『研修』NO.82 所収 等にまとめている。
- \*75 "THE CITY OF BOSTON - HISTORY, PLANNING, AND DEVELOPMENT" 1978 等を参照した。
- \*76 1880年、F.L.オルムステッドがボストン市公園委員会に提案した原案に基づいて作られた。
- \*77 スチーブン・コイル（BRA局長－当時）「ボストン再開発公社」－INTERNATIONAL FORUM "WATERFRONT 2001"（1991 10月16～18 於 大阪）プログラム・論文集 P.98
- \*78 1989年のボストン調査では市役所にあるBRAの事務所を訪問した。市役所の最上階に明るくゆったりした執務室がならぶ。面会を希望していた特別補佐官のアロン・プリンス氏の個室に招じ入れられ、ボストンのまちづくりの現状、将来構想などをヒヤリングする事ができた。フリン市長の新しい都市政策を強力に展開しているスチーブン・コイル局長にも面会することが出来た。
- プリンス氏の紹介で図書室や広報資料室、地図販売所などで計30点余の資料を入手することができた。別室には都心部全体の1/400の縮尺の数m×10m余にも及ぶ大きな模型が置かれ、都市デザインの検討に利用されている。このような大型の模型があれば個々の建物の規模やデザインを都市環境、都市景観全体との関係で検討できるようである。BRAの都市デザインへの意気込みを感じさせた。
- \*79 BRAの歴史、業績、組織等については"A DECADE OF DEVELOPMENT IN BOSTON -Project 1968-78" 1979, "FACT BOOK - Boston Redevelopment Authority", 1982, "FY 1989 - BRA BRIEFING", 1989 等を参照した。
- \*80 コールマンら設計。1968年完成
- \*81 "GOVERNMENT CENTER BY BRA"
- \*82 プロセス・アーキテクチャ NO.97 [デザインされた都市：ボストン] p.72
- \*83 "CHARLESTOWN NAVY YARD" CITY OF BOSTON 1980
- スチーブン・コイル（BRA局長）「チャールズタウン・ネイビーヤード」－INTERNATIONAL FORUM "WATERFRONT 2001"（1991 10月16～18 於 大阪）プログラム・論文

集 P.97～98

- \*84 "Harborpark - A Framework for Planning Discussion" 1984, "Harborpark-INTERIM DESIGN STANDARDS FOR THE INNER HARBOR" 1984
- \*85 Massachusetts Department of Transportation 他「Looking at the Central Artery /Tunnel,...」, プロセス・アーキテクチャ NO.97 [デザインされた都市：ボストン]
- \*86 Nathan Weinberg "Preservation in American Towns and Cities" 1979 p.122
- \*87 "BEACON HILL ARCHITECTURAL HANDBOOK" by BEACON HILL CIVIC ASSOCIATION 1975 P.4
- \*88 Nathan Weinberg "Preservation in American Towns and Cities" 1979 p.122～123
- \*89 "Boylston Street Zoning Study Interim Report" 1985 p.W-2
- \*90 The Boston Society of Architects "Architecture Boston" p.64他
- \*91 "BACK BAY ARCHITECTURAL DISTRICT-Business Sector Guidelines"
- \*92 "Boylston Street Zoning Study Interim Report" 1985
- \*93 コブレイ・ブレイスは地下高速道路のインターの上部空間を利用して建設された高層ホテルや百貨店などの複合施設である。そのスケールやデザインは歴史的建築物であるボストン公共図書館やトリニティ教会で囲まれたこの地区の景観に調和してないように思われた。またこの近くに建つアーチのモチーフを取り入れた新しいオフィスビルのデザインにも異和感を感じた。
- \*94 矢作弘／大野輝之「日本の都市は救えるか－アメリカの「成長管理」政策に学ぶ」 1990 p.39
- \*95 "Linkage Between Downtown Development and Neighborhood Housing" 1983 10
- \*96 "DOWN TOWN GUIDELINES -Growth policies for Central Boston 1985-1995"
- \*97 "A PLAN TO MANAGE GROWTH" 1987 P.12
- \*98 "A PLAN TO MANAGE GROWTH" 1987 P.14
- \*99 高谷基彦「アメリカの都市と都市成策」1993 P.33
- \*100 "PARCEL TO PARCEL LINKAGE PROJECT1 UPDATE" 1988
- \*101 "BREAKING NEW GROUND - BOSTON'S AFFORDABLE HOUSING INITIATIVES"
- \*102 "DEVELOPMENT REVIEW PROCEDURES - BRA" 1986
- \*103 プロセス・アーキテクチャ NO.97 [デザインされた都市：ボストン] p.79
- \*104 プロセス・アーキテクチャ NO.97 [デザインされた都市：ボストン] p.75 p.75
- \*105 関野克「諸外国の文化財保護の実状」－「文化財保護の実務（上）」p.592
- \*106 HMSO "CHESTER A STUDY IN CONSERVATION" 1968 他
- \*107 English Heritage "GRANTS" 1990 なお、西村幸夫「歴史を生かしたまちづくり」1993 p.57では保全地区は1990年末で7157地区としている。
- \*108 Department of the Environment "A GUIDE TO THE LEGISLATION ON THE LISTING OF



- \*109 \*3参照
- \*110 "The Architectural Heritage Fund Annual Report 1989-1990"p.49他
- \*111 足達富士夫「地域景観の計画に関する研究」P.433
- \*112 鈴木一「パリの街並み形成の歩み」P.10
- \*113 飯田喜四郎「フランスにおける歴史的環境の保存」-「近代建築」昭和47年3月号P.45, 木原啓吉「歴史的環境」P.78
- \*114 木原啓吉 前掲書p.85
- \*115 三宅理一「海外事情-フランス」-環境文化「歴史的町並みのすべて」p.182
- \*116 日経アーキテクチュア 1978 2/6 p.90
- \*117 宗田好史「イタリア都市計画における決定と参加」p.56
- \*118 飯田昭・南部孝男「歴史都市京都の保全・再生のために」p.174
- \*119 同上 p.177
- \*120 Edizioni Alfa "BOLOGNA CENTRO STORICO" 1970など
- \*121 陣内秀信「イタリア都市再生の論理」1978 p.211
- \*122 陣内秀信「都市のルネサンス」1978 p.194他

## 結 論

### 京都における新しい景観・まちづくり構想



## 結 論 京都における新しい景観・まちづくり構想

### 第1節 危機に立つ歴史都市 京都

近年、京都の都市景観の混乱や都市の魅力の減退が各方面から指摘されている。京都は、「古都」イメージのブランド価値もあって、バブル経済の時期には不動産投資が集中し、京都の地価は住宅地、商業地とも全国1、2位を争う上昇率となっていた。こうした状況の中で、第1編第2章で記したように建物の中高層化が急激に進展するとともに、地上げ等による虫食い状の空地や複層式の駐車場の増加がいっそう目立っている。これは景観の悪化のみならず住居費や相続税、固定資産税等の負担増も含めた居住環境の悪化をもたらし、都心部では激しい人口流出とコミュニティの弱体化が起こっている。市人口は昭和61年をピークに毎年4～5千人の減少に転じ、昭和60年に策定した京都市基本計画による推計を平成2年において約10万人も下回っている。現在の社会減の傾向が続くと仮定すると、市人口は現在の146万人から2010年には130万人を下回ることも予想されている。また、65才以上の高齢人口は平成2年で全市で12.7%、都心区ではほぼ20%に達するなど、高齢化が進んでいる。産業・経済面でも京都の地盤沈下が言われて久しいが、主力産業である繊維産業の低迷と新規事業のための用地確保が困難であること等による市内企業の市外への流出傾向により、経済指標は国全体の伸び率を大きく下回っている。今後もこの趨勢が続くとすると2000年までの国の経済成長率見込み

年率4%に対して京都市は1.5%と推計されている。これらの数値は京都市の現状の困難さだけではなく、未来にわたっていっそう厳しい状況におかれるだろうことを示している。

千年余にわたって常に日本の文化の頂点となり、技術の先端を走ってきた京都が、歴史的蓄積が周辺の自然と融合して個性的な魅力を形成し内外の多くの人々を引きつけてきた京都が、このままではその活力も魅力も失うという危機に立っているのである。

今こそ、市民、事業者、行政が目標を一つにして、京都の保全・再生の景観・まちづくりに力を尽くすべき時であろう。ここでは、本論文の結論として、第1、II編及び補編を踏まえ、現在の課題を整理し、市民主体の景観・まちづくりの推進のためのシステムや組織のあり方について論じることとする。

ところで、景観とは何かについては種々の定義があり得るが、一般的には景観は環境やまちづくりの諸活動の物理的実体であり、主として外部から認識できる側面であると言える。景観はまちづくりの結果であると同時に、次のまちづくりの目標ともなる。

まちづくりという語も様々な意味に使われている。たとえば、神奈川県発行の『活力あるまちづくりガイド\*1』では、まちづくりは「日常生活を支えているすべての環境とシステムに関わりながら、それらの個々の要素を修復・保全・創造していくプロセス」と説明



している。そしてまちづくりの主体は地域の住民、企業等の産業界、学者等の専門家、市町村等の行政の4つであるとしている。広原盛明氏は、まちづくりとは、法制による都市計画制度に則って施行される既存の「都市計画」に対する住民の対抗概念としてとらえ、「住民が現に住んでいる都市・市街地を全的な生活空間として維持保全し、改善し、改造していくという共同・協調的な行動概念であり、主として居住市街地の更新と活性化に関する計画概念である。\*2」としている。住民が主体となって居住地の更新、活性化に取り組むという側面を強調しているのである。い

## 第2節 景観・まちづくりの課題

### 2-1 「都市計画」の課題

すでに第1編第2章でみたように、京都においては洛中を中心に中高層ビルの建設が進み、歴史的な空間秩序や景観が破壊されつつある。これは都市計画による建物用途の規制や容積率の設定、高度地区の指定などが地域の実態に適合していないことから起こっている。あまりにも制限が緩いのである。これまで住宅や小規模の手工業を営む低層の町家等が並んでいたまちに、容積率や高さの許容限度いっぱいのマンションや事務所、商業施設ができ、その規模や用途、環境や景観をめぐる各地で軋轢が起こっている。特に都心部では主要幹線道路の内側の内部市街地であっても商業地域に指定され、これまでは商業地域での最低容積率が400%であったため、既存の町家等との規模のギャップが大きかった。道路斜線や北側斜線、日照制限などがあるものの、隣地や周辺的环境や景観を守るには不

ずれにしても、まちづくりとは地域の身近な環境から出発して都市全体をも視野に入れながら、生活空間の維持や向上のために、住民が主体となって行う活動であり、これまでの行政主導の「都市計画」を超えた、またそのありかたを問う内容を含んでいる。景観の形成と保全はこれまで一部の地域を除き、主として法制上の「都市計画」や行政施策に大きく左右されてきた。本論では、景観の形成と保全の諸活動をまちづくりの中で捉え直すことを意図し、「景観・まちづくり」としている。

十分である。しかも地上げ等により大規模敷地を獲得した場合にはきわめて有利に働く仕組みとなっている。特に先頃の京都市の総合設計制度の見直しの中で、都心部の内部市街地においては「都市整備上有効と認められるもの」については500㎡以上の敷地から総合設計制度の適用対象となり\*3、容積率の割り増しが与えられることとなったが、これは一般の町家数戸分の地上げにより周辺とは隔絶した規模の建物が建築できることとなり、許可制度の運用によってはより大きな問題を抱えかねない側面がある。

次に京都の異常な高地価がこのような中高層の建築物の急増を招いている。東京等での地価高騰の波及に対して京都では有効な対策を持たず、投資用マンションの建設需要などによる高騰を全く防止できなかった。歴史都市のブランドイメージもあって、京都では各地域で実際の土地利用価値とはほとんど無関

係とも言える高地価が現出した。すでに地価の下落が起こっているが、これとて高騰以前の地価ではなく、高値安定となっている。その町の住人ではなく、高地価の敷地を新たに購入した事業者にとって、できる限りの利潤を生む大規模建築物を建てるのはむしろ当然である。しかも、地上げによってより高率の利潤を上げられるとあっては、資金の続く限り地上げを続けることとなる。一方、「合法的な暴力」によって突然隣地に大規模な建築が建てられた住民は、環境破壊に悩むと同時に、地価高騰により固定資産税や相続税などの税負担に苦しむこととなる。そのため自ら中高層ビルを建て税負担軽減と利益追求を図るか、敷地を地上げに応じて売却するかを選択を迫られることも出てくる。中高層ビル等による被害者が、その直後に周辺環境や景観破壊の加害者側に回ることがあるのである。法人には相続税がかからないという不公平もある。こうして、京都においても、まちづくりの方向が高地価という現象にからみとられてきわめて不健全なものとなっているのである。地価高騰が着実なまちづくりを阻害するのである。

したがって、京都の健全なまちづくりはまず、容積や高さ、用途の制限等を地域の実態にあったレベルに厳しくすることが必要である。特に公共的な必要がある場合や地域経済にとって重要な施設については、地域の合意の上で制限緩和を行うのである。その制限緩和の手続きが適切かつ公正であれば、通常の施設整備や経済活動等に支障とはならないであろう。また、税負担の軽減と公平性の確保も重要である。

なお、最近またしても景気対策等から都市

計画制限の緩和の動きが強まっている。これは、1993年の9月16日の経済対策閣僚会議において内需の振興、輸入の拡大等を期するため、94項目にわたる公的規制の緩和等を行うことが決定され、これに基づいて建設省が自治体に対して「容積率特例制度の活用等について」通達したものである。これによれば、特定街区や総合設計制度、再開発地区計画、住宅地高度利用地区計画、用途別容積型地区計画等の容積率特例制度の積極的適用及び市街化区域・市街化調整区域の線引き見直しの促進を図るべきとしている。そして、これらの許可や都市計画決定等の手続きを迅速化するよう求めている。都市や住宅のあり方が経済施策や外国からの外圧を避けるための道具となっているのである。京都においては、このような規制緩和の動きに安易に同調してはならない。

### 2-2 景観施策の課題

現行の京都市の景観施策は各種の景観地域制度に基づいて進められている。これを自然的歴史的景観保全施策と市街地景観保全施策の2つに分けて概要をまとめた上で、その課題を検討する。

#### (1) 自然的歴史的景観保全施策

風致地区は、京都盆地の周辺の三山とその山麓の文化財集積地域の自然的歴史的景観の保全のため、都市計画法に基づいて指定されている。昭和5年の初指定以来漸次拡大され、現在では当初の約2倍、合計14,336haの指定面積であり、これは市域面積の約1/4にあたる。昭和45年に風致地区条例が制定され、これに基づき建築物の新築、改築、増築、土地の形質の変更、木竹の伐採及び土石類の採取など



の現状変更行為を許可制度により規制している。例えば建築物については建蔽率、高さ、壁面の後退距離、意匠・形態、色彩などについて段階的に厳しい制限をしている。

歴史的風土の保存は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」により、歴史的に意義のある景観地帯約6,000haを保存区域に、その中で特に重要な地区1,473.5haを特別保存地区に指定している。特別保存地区内ではその歴史的風土を凍結的に保存することをねらいとして、許可制度により厳しく土地利用制限を加えており、その補償的措置として所有者は京都市に対して、行為が不許可となった土地の買い上げ請求ができる。これまで総額約130億円で168.4haが買収されている。

近郊緑地保全区域は「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づいて、嵐山、松尾、大原野及び醍醐地区の3,341haが指定されているものである。建築物の新築、改築、増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為は届出制度で風致地区に準じて規制されている。

## (2) 市街地景観保全施策

第Ⅱ編第3章で記述したように、昭和30年代後半の美観地区調査の挫折、京都タワー・雙ヶ岡問題などを経て、行政内部で今後の景観対策を市の長期ビジョンの中で明確に位置づける必要が痛感され、昭和40年代初めから準備が開始された。そして昭和42年にまず、〈まちづくりのデザインポリシー〉として「京都のデザイン原理<sup>4</sup>」の報告書がまとめられた。この中でとりまとめの代表者の伊藤ていじ氏は「京都らしさは京都のデザインの先進性である」と指摘し、市民に京都のすぐれた環境デザインを保全、継承するとともに

に大胆に発展させるべきことを訴えた。これを受けて昭和44年に発表された“まちづくり構想”では景観保全対策が明確に位置づけられた。

そこでさらに市当局は具体的施策を検討し、また事前に行政指導という形で高層ビル建設等に関わる景観問題を解決しながら準備を重ねた。ちょうどその頃ユネスコと文化庁の共催による「京都・奈良伝統文化保存シンポジウム」が開催され、京都や奈良の歴史的地域の保存と開発についての勧告が発表された。それは京都市が進めようとしていた新しい景観対策の実現に向けての力強い援軍となった。市は風致審議会での議論、市民参加のシンポジウム等による市民意見の聴取などを重ねて、昭和47年、「京都市市街地景観条例」を制定した。これはわが国で最初の市街地景観の総合的な保全対策であった。

この条例で用意されたのはまず第Ⅰに美観地区の制度である。第Ⅱ編で記述したように大正時代から何度も提案され、検討されながら実現できなかった美観地区制度がついに条例化されたのである。美観地区として御所や二条城、本願寺などの大規模な歴史的建造物とその周辺市街地及び鴨川沿いと鴨東地域の市街地計900haが指定された。

第Ⅱは巨大工作物規制区域の制度である。京都タワーの建設問題などの反省に立ち、京都全体の景観に大きな影響を与える巨大な鉄塔、長大な高架道路などについて、その規模や形態、色彩、意匠などを基本計画の段階でチェックしようとする制度で、市街地の過半にわたる6,100haの地域が指定されている。

第Ⅲは特別保全修景地区、いわゆるまちなみ保存地区の制度である。歴史的なまちなみ

地区で建物の修理や改造等の計画があると、市と建て主とが共同して、伝統的な外観様式を守りながら必要な機能を満足させる修景デザインを検討し、その工費の一部を市が補助するシステムである。昭和47年に産寧坂地区、49年に祇園新橋地区が指定された。

さらに、歴史的まちなみの保全については、京都市をはじめとする全国の歴史的まちなみを有する自治体の強い要望に応じて昭和50年、文化財保護法が改正されて「伝統的建造物群保存地区」制度ができた。京都では前記の特別保全修景地区の2地区に重ねて伝統的建造物群保存地区を指定し、さらに昭和54年に嵯峨鳥居本地区、昭和63年に上賀茂地区を加えている。

さて、上記の各種の景観保全対策の実績にたって、さらに景観の整備にまで発展させようと、昭和50年代中頃より新たな模索がはじまった。その一つは三条通り、烏丸通り、堀川通りなど歴史性と現代性の重なりあう街路景観の整備計画の検討である。このうち三条通りについては、通り沿いに並ぶ近代洋風建築や町家の保全と、これらと調和するすぐれたデザインの現代建築の誘導を進めるため、昭和60年に「歴史的界わい景観地区」制度を創設し、指定した。また、上賀茂伝建地区の周辺地区の景観保全についてもこの「界わい景観地区」制度を活用することとし、昭和63年に指定している。ここでは建物の新築、改築等にあたって届出制度により景観保全上の指導を行うと共に、景観上重要な建物の外観の修理や建築の足元の植栽や広場の整備について一部経費を補助している。

以上のように市街地景観の保全については市街地景観条例、伝統的建造物群保存地区条

例、歴史的界わい景観地区要綱に基づきそれぞれの基準に従って許可、承認、届出、補助制度により運用されている。また、屋外広告物についても市内を4種8地区に区分して規制誘導している。

このほか京都では用途地域に連動して、工業地域及び工業専用地域の全部と準工業地域の一部を除く市街地の大部分に、環境と景観の保全の観点から高度地区が指定されている。このうち最も土地の高度利用が予定される第6種高度地区では高さ45mまでの建築が可能であるが、31mを超える計画の場合、基本計画の段階で届出が必要とされており、この届出に基づき景観面でも指導している。

## (3) 現行景観施策の限界

これまでの京都の景観行政を振り返ると、保全と開発のせめぎあいのなかで時に停滞しながらも、全体としては着実に進んできたといえよう。特に戦前からの風致地区、昭和40年代初めの歴史的風土特別保存地区制度に昭和47年に市街地景観条例による各種景観保全制度が加わってからは、山地から山麓、さらには市街地にかけて体系的に各種の施策が実施され、京都らしい景観の保全に成果を挙げた。また、こうした景観保全施策は都市環境の質を保ち、住みごちを高めることにも貢献してきた。

しかし、歴史的風土の保存に関する特別措置法の制定や風致地区条例、市街地景観条例の制定以来20年余が経過し、近年、その限界や不十分さも目立ってきた。風致地区や美観地区などは条例制定後も基準等の一定の見直しを行ってきたが、現状では社会経済情勢の変化や市民要求の高まりに十分対応できていないのである。



その第1は、市街地をとりまく自然的歴史的景観地帯における開発を抑制する手段が十分でないことである。歴史的風土特別保存地区では開発が絶対禁止となっており、効果を発揮しているが、風致地区は制度的には土地の都市的利用を禁止するものではなく、緑地を一定割合を保全し、意匠形態が基準に合致すれば開発行為を許可せざるを得ない。したがって市民、国民のかけがえのない財産であり、多くの文化財建造物等の背景となっている三山の自然を守るには保存策の強化充実が必要である。

第2は市街地の景観対策の対象範囲が限定されていることである。美観地区・工作物規制区域や伝建地区、歴史的界わい地区等市街地景観対策の範囲は歴史的市街地全体からみればごく一部に過ぎない。一般市街地では31m以下の建物は全く景観施策の対象とはなっていない。しかし、まだまだ町家等の木造建築が多く、都心部でも一部を除いて実容積率が150~200%程度である都市に、都市計画による許容高さ、許容容積率といった建物が次々と建てば周辺に深刻な環境上、景観上の問題が生ずるのはいわば当然であろう。高層のマンションや事務所ビルの建設を「景観破壊」として反対する市民に現在の景観行政は応え得ないでいる。

第3に、施策によりきめの細かさが要請されることである。たとえば、現在の風致地区内でも現行基準より高さ等をより制限すべきところがあるし、反対にすでに市街地化して建蔽率制限や後退距離の確保等の条件が現実的ではないところもある。さらに、既存集落や社寺門前の町並みなど伝統的な建物の一定のストックがある地域においては、一般基準

ではなく、その地域の建築特性を保全、継承するための基準を設ける必要がある。また、美観地区においては伝建地区や風致地区の隣接地、文化財や史跡の隣接地あるいは高瀬川、白川など歴史的河川の沿岸などでは、よりいっそう厳しい高さ規制やデザイン指導を基本として段階的な景観施策が必要である。

屋外広告物についても概して制限内容が緩すぎる、違反広告物が多いことなどにより、都心の商業地を中心に乱雑な景観をつくらせている。また、最近ではガラス窓内側からの広告やイルミネーションなどの扱ひも課題となっている。

第4に、これまでの景観対策が“保全”を主目的として、“規制”を主要な手段として進められてきたことの限界である。歴史都市京都のまちづくりは今後とも保全を基調とするのは当然であるが、その中で人が集まり、人が住むにふさわしい、現代的魅力をも兼ね備えた都市景観、都市空間を創り出していく必要がある。そのためには保全のための規制だけでなく、減退したものを再生し、さらにより良いものを創造する積極的な誘導方策を持つこと、また直接事業主体となってそのような保全、再生、創造の事業を先導していくリーダーシップが必要となってきているのである。

第5に景観指導の目標がやや見定めにくくなってきた事である。伝建地区での景観指導は地区内の伝統的建造物の外観を保存する事、及び新築建物等については周囲の伝統的建物に準じて修景する事であり、はっきりしている。しかし、美観地区での景観指導は、条例に「具体的基準」が定められているものの、かなり抽象的であり、その精神をくんでケー

スごとに対応せざるを得ない。条例制定後20年以上経過し、この間に建物の材料、施工法、デザインの考え方等が変化し、高さも制限一杯の建物が林立する状況となっている。美観地区における景観指導の目標を改めて明確にすること、そして事業者や設計者の創意を尊重しながら景観向上が図れるような指導基準を持つことが必要である。

### 2-3 市民参加制度確立の課題

京都の景観問題は、市民と行政の間の対話が少ないことにより事態が複雑になっている面がある。市民は隣地等での開発や建築行為について、これまでの秩序をこわすものとして行政にその行為の制限を要望するのに対して、行政は都市計画法や建築基準法、市街地景観条例等に準拠してその開発や建築計画が合法的であり、禁止はできないといった対応をこれまでしてきた。京都ホテルや京都駅の改築についても制度の趣旨や必要性について十分な説明や情報提供がなされたとは言えない。

都市計画決定の手続きにおいて、計画図書の縦覧や公聴会、意見書の提出等が制度化されているが、多くの場合行政からの資料公開や説明は最少限のもので、地域住民が内容や必要性を理解したり、検討したりするには少

### 第3節 市民主体の景観・まちづくりの推進

#### 3-1 景観・まちづくりと市民

まちなみとそれを構成するほとんどの建物は、その町に住む普通の市民が自らの必要に応じて工務店等を使って新築し、改造し、また維持管理に努めているものである。それは、

なすぎる。意見書についてもその要旨が都市計画審議会に報告されるだけで、半ば形骸化している。現行の法令やそれに基づく制度、中央省庁の指導、財源や期間、職員数の制約その他によって、実際地方自治体ができることは限られているとしても、行政は市民の生活環境や景観を守る施策を時宜に応じて大胆に打ち出すべきであったろう。もちろん、たとえば「中高層建築物に関する指導要綱」、  
「共同住宅建築に関する指導指針」の制定や「建築紛争調整委員会」の設置等の努力もなされているが、今のところ効果は十分とは言えない。

この間の各地域における環境や景観をめぐる紛争で明らかになったことは、第一に前述のような緩い都市計画等の制限では問題の発生は防げないということであり、第二に建築計画等ができてからではその大幅な変更はほとんど無理であり、多くの場合地域住民と事業主側の当事者間の交渉や対決となるということである。そして、その解決を求める過程において住民の行政不信が深まることが少なくないのである。

市民が地域の主体としてまちづくりに参加できる制度的枠組みの確立が早急に必要である。

壮麗な社寺建築でも粋を凝らした数寄屋建築でもない、専門の芸術家も専門の享受者も関与しない、いわば鶴見俊輔氏のいう“限界芸術”である。かって近世の京都市民は生活の中から機能的にも意匠的にもすぐれた都市住







ながら、行政や企業と「何らかの形で連携をしながら活動を進め、まちづくりの実現に結びつけようとしており、これまでに比べて一歩進んだまちづくりの展開がみられる。\*6」という。

補論第2章で記したように、欧米においては、直接民主主義の伝統とともに住民主体のまちづくり制度はすでに確立しており、イタリアにおける「地区評議会」制度、アメリカにおける住民投票による高層ビル禁止や成長管理計画の採用、また市場原理も汲み入れた独自の草の根まちなみ保存運動など数多くの実績がある。

イギリスにおいては前述のようにアメニティと、ボランティア、チャリティの伝統により市民レベルの環境保護活動が盛んで、ナショナルトラストやシビックトラストが大きな成果を挙げている。シビックトラストは1957年に当時の住宅地方政府相であったダンカン・サンズ氏の提唱により、まち、むら、田園における美を推進し、醜とたたかうことを目的に設立された民間の全国組織である。建築や都市計画の質の向上のためのキャンペーンやパイロット事業の実施、各地のローカル・アメニティ・ソサエティを組織化し、其の活動を支援すること等の活動を活発に行っている。都市の歴史的環境の保全等についての画期的な法律である1967年のシビック・アメニティズ法の成立にも大きな役割を果たしている。これらの活動もあって、イギリスでは歴史的環境の尊重やまちなみ景観の重視など、シビックデザインの基本ルールが今や国民の間では常識とでも言えるほど血肉化してしまったという\*7。

イギリスにおいてはさらに注目すべき試み

が進行している。いわゆる「グランドワークトラスト」である。グランドワークは地域ぐるみの環境づくり、豊かな暮らしの基盤造りを目標に、市民と企業、行政のパートナーシップにより、地域における環境の保全、保護、改善事業や市民のレクリエーション機会の提供、さらには環境教育や市民意識の向上のための活動を進めている。1970年代に政府の田園地域委員会の実験事業としてスタートしたが地域の人材、資源、資金を活用するため、1982に有限会社でかつチャリティ団体という性格を持つ最初の「トラスト」を組織し、1985年には各地のグランドワークトラストを統括するためにグランドワーク事業団を設立している。トラストは現在30が組織され、社会貢献をめざす企業の寄付金や国、自治体の補助金を受け入れ、少数の専門スタッフを中心に一般市民がボランティア活動を行っているのである\*8。わが国とは条件が違い、すぐにそのまま参考にできるわけではないが、身近な地域活動に市民と企業、自治体のそれぞれの力を結集していることは注目される。

京都市における市民主体のまちづくり制度については筆者が担当した「京都市都市再開発方針策定に関する基礎調査\*9 昭和61年」において一部提言しているが、その後残念ながら、平成4年に「まちづくりコンサルタント派遣制度」が発足したのみで体系的な整備には至っていない。

京都市民のまちづくりへの関心、特に景観問題についての関心は、伝統的に高いものがある。また、幸い京都には豊かな社会経験に裏付けられた、高い見識や鋭い美意識、様々な専門技術をもった市民が豊かである。こうした市民自ら参加するまちづくりを支援する

制度が景観施策の面でも必要である。自治会や商店街を単位として景観の保全や整備についての話し合いや研究活動、計画案づくり、あるいは景観協定の締結をめざした準備活動、広報活動など諸段階でこれらを支援するためのコンサルタント派遣や補助金支出、技術的援助等が考えられる。また、地域の景観づくりへの参加の端緒ともなり得るワークショップなどの開催を市民グループと行政が共同で行う手法も工夫したい。国内外の先進都市の事例に学びながら京都の特性に応じた、多様な市民主体のまちづくり制度を早急に確立する必要がある。

### 3-3 都市デザイン事業と市民

市民主体の景観・まちづくりと関連して重要なのは、市民や訪問者が多く集い、親しむ場所や施設、市民の身近な生活の場である街路や公園、河川等、主として公共空間における都市デザイン事業である。都市デザイン事業は最近各地に自治体で取り組みが進められている。また、補論でも記述しているとおり、アメリカの多くの都市で成果を上げている。都市デザインとは、まちづくりに関する行政や民間の各種の事業その他の取り組みを、快適で美しい都市環境づくりの立場から総合的に企画し、調整・統合し、実行する作業と言えようか。基盤整備や各種の公共施設整備がおよその水準に達した各都市において“美しいまちづくり”、“快適なまちづくり”が都市計画の新しい目標となってきているのである。各地の都市を訪れると、ごく短期間でずいぶん美しい都市へと変身したことに驚かされる。

京都では、道路、橋、学校、街路灯その他

公共施設のデザインについて、それが風致地区や美観地区等で計画される場合は、許可や承認申請が必要な規模・内容のものについては民間施設と同様に景観行政部門から景観上の配慮を要請されるが、その他の地域での計画であれば、事業部門の判断にまかされてきた。幹線道路等の景観整備や大規模プロジェクトのデザイン調整もほとんど行われてこなかった。京都は歴史都市、山紫水明の都市として“美しい都市”の自負があり、それを守る努力を続けてきたことは事実であるが、積極的に美しい都市を造る努力は乏しかったと言えるだろう。

日本で最初に“都市デザイン”を掲げ、先進的な実績をあげてきたのは横浜市である。昭和40年代初め、人口の爆発的増加と基盤整備の遅れから都市としてのアイデンティティを失おうとしていた横浜市は、飛鳥田市長のリーダーシップのもと、その再生と都市行政の総合性の回復を求めて企画調整局を発足させた。まちづくりの様々な戦略を練り上げる中で、1. 人間的な都市空間 2. 秩序ある都市空間 3. 歴史性、文化性の息づく横浜らしい都市空間 の実現をめざして都市デザイン行政をスタートさせた。

横浜の都市デザインの最初の業績は、都心部を高架で通過することが都市計画決定されていた高速道路について、その一部を地下化し、残りを迂回させることに変更することにより都心部の都市景観、都市環境を守るとともに、その従前ルートの地上に魅力的な大通り公園、地下に高速鉄道を整備し、都心の大緑地軸・公共交通軸を形成したことがあげられる。これを皮切りに、多くの広場・公園、プロムナード、ショッピングモールの整備を



初め、公共建築物のデザインや色彩の調整、市街地環境設計制度・景観保全整備要綱の運用、ニュータウンのデザインコントロールなど、枚挙にいとまがないほどの成果をあげ続けている。行政のイニシャチブによる都市デザインの努力が、具体的な形、空間となって市民の前に提示され、市民はそれを都市魅力の増進として直接的に享受できているのである。

東京都の世田谷区は都市デザインを特に市民参加に重点をおいて進めている自治体として知られている。昭和50年に初めて公選によって区長が選ばれ、そのもとで昭和54年に策定された世田谷区基本計画で都市デザイン施策の実施が位置づけられ、続く実施計画で具体的施策内容、年次計画、予算などが示された。同時に都市デザイン担当組織も発足した。まず、ある地区の地区センター施設と公園、遊び場づくり等について地元住民らと建設協議会を作り、その議論を踏まえて多くの事業主体と施設内容、予算、建設プログラム、デザインなどを総合調整し、完成させた。これに続いて、鉄道駅と美術館のある大規模公園の間を独特の楽しいデザインの瓦舗装の道と水路で結んだプロムナードづくり、市民へのデザイン募集で親しみやすいデザインを採用した清掃工場の煙突の建て替えなど、着々と成果を挙げつつある。また、市民による「せたがや百景」の選定、「せたがや界隈賞」の実施など、都市美形成に向けての市民啓発事業も活発に進められている。

こうした先進自治体に触発されて、今、全国の自治体で取り組みが始まっている。”都市デザイン”の名を冠した組織を持つ自治体も10以上を数えるという。都市景観室といっ

た名称の組織で都市デザインの領域にまで踏み込んだ業務をしている自治体も増えている。いずれにしても個性的な都市景観、魅力ある都市空間形成の努力が各地で続けられている。京都においても、これらの事例に学びながら独自の都市デザイン事業を推進する必要がある。

京都での都市デザイン施策としてまず取り組むべき目標として、1. 緊急に対応が必要であること 2. 多くの市民に成果が享受され得ること 3. 比較的短期間に成果があがることなどを指針として、次の2点をあげたい。

#### (1) 都心再生の都市デザイン

第1は都心の魅力の回復と増大の目標である。都市環境の悪化と都市魅力の減退を回復し、生き生きとした都心を再生するためには明確なプランと具体的スケジュールを持って、ハード、ソフト両面での対応が必要である。

その1は、都心住区の活性化である。前述のとおり、都心幹線で囲まれている街区の内側は、環境悪化や住宅コストの高騰、税負担の増大などによって急激に空洞化しつつある。高層マンションの建築によって総住宅面積が増加しているにも関わらず、人口は減少し続けている。都心での秩序ある住まい、まちづくりのためには地域ごとに建物の高さや用途、管理のありかた等についてルールを定めることが必要である。「京都市共同住宅管理指針策定調査中間報告」で指摘されているように、秩序あるすまい・まちづくりのためのルールづくりとその徹底が必要なのである。中間報告では、共同住宅について地域の環境や建物規模に応じて後退距離の設定、駐車場・緑地・広場の設置、管理システムのあり方について直ちに検討を始める必要があると述べてい

る。共同住宅だけでなく商業・業務ビルについても上記の諸点だけでなく、住戸規模や建物の高さ、デザインのあり方についても地域住民とともに検討し、地域ごとのルールを作るべきである。

ところで、この高地価のもとで都心居住を今後とも持続するためには、低家賃で、世帯が永住できる、都市のストックとなり得る良好な住宅を土地所有者である地域住民の参加と合意のもと、都心部に大量に供給することが必須となっている。

これらルールづくりの支援をすることと上記の施策住宅の配置計画やデザインの検討、周辺環境との調整等が都市デザインの任務となる。

その2は、都心部のモール・ネットワークの形成である。京都都心部の河原町通り等は京都の代表的な商店街でありながら大都市の商店街としては魅力に欠ける。また、三条通りの寺町通りから烏丸通り、室町通りにかけては「三条通り歴史的界わい景観地区」に指定され、沿道の歴史的建造物の保全と新築建物のデザイン誘導により魅力的なまちなみとなりつつあるが、道路などの公共空間については、不法駐車や電柱・電線、サイン類の氾濫できわめて乱雑な様相を呈している。この2つの通りについて自動車交通の適切な分散を誘導しながらモール化を進める。具体的にはアーケードのデザインの洗練化、舗装・サイン・ストリートファニチュアなどの総合デザイン、沿道建物のデザイン誘導と歴史的建物の外観保全等を進める。また、木屋町通りのコミュニティ道路、先斗町の石畳道とも連結し、都心部のモール・ネットワークを実現する。

その3は都心部の公園・広場の整備である。都心部において新京極公園、新京極六角広場が整備され好評であるが、先斗町公園、中京区青年の家南側の御射山公園なども都心公園としてふさわしい魅力的なデザインで再整備を進める。また、主要交差点のコーナー緑地の整備促進、建物の壁面後退によるポケット広場の誘導なども必要である。

#### (2) 大規模プロジェクトの都市デザイン

京都における都市デザインの当面の目標の第2は大規模プロジェクトの調整である。現在地下鉄東西線の建設、及びこれに関連して御池地下駐車場・地下街、二条駅周辺整備、山科区駅前再開発、醍醐住宅団地再生、また丹波口駅周辺地区整備、京都駅改築、洛南新都市、岡崎公園再整備等々多くの建設プロジェクトが進行中である。これらは各担当部局で精力的に取り組まれているが、中には市民や関係地権者等の理解が得られなかったり、複合する事業主体間の調整がうまく行かず、停滞気味のプロジェクトもあるようだ。整備目標や整備プログラム、土地利用方針など基本事項について再検討が必要なものもあろう。これらのプロジェクトの多くはこれまでの京都になかった空間イメージや機能を期待されており、現代人の感性と高度のニーズに応える魅力的な空間創出が必要である。この中でどのように京都らしさを表現するかも重要な課題である。

これらの実現のためには、各プロジェクトについて、都市デザインの立場から限られた空間や時間、人材、財源を最適かつ最善に配分し、高いデザインレベルで調整することが必要である。



なお、京都においてもここ2～3年、道路舗装や橋のデザイン等について景観面で積極的に取り組む動きがでてきている。伝統的建造物群保存地区ではこれに加えて道路照明、緑地、電線類の整理等を道路整備事業の中で総合的に実現しようとしている。JR山陰線の高架、都市高速道路の高架等についてのデザイン向上の取り組み、さらには御池通りのシンボル道路事業、水際空間の魅力化の検討など様々な努力が始まっている。これらはすでに景観行政部門との密接な連絡や協議が進められているが、まだ個別的な対応であり、市全体の総合的な取り組みとはなっていない。

以上いくつか指摘したが、これらはあくまでも例示に過ぎない。今後、市民の意見や国、府等の公共団体その他電気、電話等の事業者の協力も得て総合的な都市デザイン基本計画を策定し、実行体制も整えて京都らしい都市デザイン事業に着手したいものである。そして、できるだけ早く市民に親しまれ、愛される都市空間を実現したいものだ。

### 3-4 景観施策の拡充と市民

(1) 京都市による景観施策拡充の検討  
京都の景観の混乱とこれに対する世論の高まり、これらに対応できなかった京都市の景観・まちづくり施策。こうした反省に立ち、現在京都市では施策の拡充に向けて急ピッチで準備を進めている。その第1は田邊市長の「まちづくり試案」の発表と「まちづくり審議会」の設置、及び2次にわたる答申の発表である。「まちづくり審議会」は近年の京都のきわめて困難なまちづくりの課題に対して緊急に対応策を検討するために設置され、平成3年11月に第1次答申を、平成4年4月に第2

次答申を発表した。この2つの答申は今後の京都のまちづくりと景観対策について重要な提言をしている。

第2は景観行政部門の組織拡充である。1991年4月、これまで景観対策の中心であった風致課が風致保全課と都市景観課からなる都市景観部へと発展した。これにともない職員も増員された。まだまだ不十分であるが、懸案の組織拡充が一定実現したわけであり、景観対策を重視する姿勢が具体的に示されたものである。

第3は「景観基金」の創設である。京都のすぐれた景観を保全し、形成するための事業に活用することを目的として1991年3月に50億円の規模で設置された。今後、京都の景観保全や形成に理解ある市民・国民その他の諸団体からの寄付や寄贈も受けて大きく育てることになっているが、基金の当面の運用果実だけでも相当額となり、これからの景観施策の展開には大きな力を発揮することだろう。

第4はまちづくり審議会の答申に沿って景観施策の拡充・強化をめざした種々の調査、検討を進めていることである。歴史的自然的景観については、まず、歴史的風土保全区域や特別保存地区の指定地域の拡大の検討が進められている。風致地区については地域の拡大や指導基準の見直し調査、借景景観の保全方策の検討、さらには風致地区条例を補完する緑地保全のための新条例の検討も進められている。そしてこれらの検討を科学的かつ迅速に行い、市民等にわかりやすく提示する大規模な地理画像情報システムを導入している。市街地景観についても市街地景観条例や屋外広告物条例の改正等、現在の施策の大幅な拡充、拡大をめざして検討が進められている。

### (2) 新しい景観施策の提案

このように京都市では景観施策の拡充の検討を進めているが、ここではその行政での検討とは別に、筆者なりに都市景観施策の改善について、現行市街地景観条例の改定を中心に提案してみたい。

その第一は市民主体の景観・まちづくりの支援制度の新設である。第二は景観の規制、誘導策の拡充、拡大である。

#### 1. 市民主体の景観・まちづくりの支援制度

市民主体の景観・まちづくりの支援については、まず条例の前文で市民主体、市民参加を進めることを明記するとともに具体的な支援制度を設けるものとする。

第1に市民への情報提供、検討材料の提供として定期的な景観基本調査の実施や景観マスタープランの策定の制度を設け、市民の調査・検討への参加と公開を定める。

次に具体的支援制度として「景観協定等支援制度」、「景観資源保全制度」等を設ける。

「景観協定等支援制度」は住宅街区や商店街その他の地域団体を核として、景観・まちづくりについての研究や計画作成の団体の結成を呼びかけ、その団体が行う地域景観の現状調査や景観形成または保全の計画の策定、景観協定の締結等について活動助成やコンサルタント派遣など資金的、技術的に支援する制度である。この景観に関わる計画や景観協定について市長が認定するとともに最大限尊重するものとし、当該地域での建築や開発行為の許認可にあたっては、その内容に沿うよう指導・助言するとともに、計画に沿って速やかに公共施設の整備を進めるものとする。また、これらの協定や計画の主要部について

可能な項目から法的担保力を増す建築協定や地区計画等への移行を支援するものとする。

「景観資源保全制度」は市内に点在する伝統的な町家や和風建築、近代洋風建築、さらには地蔵堂や社祠、大樹等地域の景観上の資源と言える建築物等の保全の支援制度である。従来これらの景観資源は、文化財保護条例による指定や登録があるもの以外はほとんど保全の対象とはならず、次々と消滅していくのが実態であった。じっさい個人でこれらを維持していくのは容易ではない。これらの景観資源の現状を綿密な分布調査によって把握し、所有者や管理者への保全のための費用の一部補助や融資の斡旋、利活用のための改造等の相談に応じるなどの支援策を講じようとするものである。

また、既存の中高層ビルなどにおいて屋上景観の向上のために行う改良工事などについても融資制度を設けるなど、きめ細かな支援制度を検討すべきであろう。さらに、現在も行っている都市景観賞等の啓発、顕彰事業の拡大も必要である。

#### 2. 景観規制・誘導施策の拡充

次は景観の規制・誘導施策の拡大、拡充についてである。規制・誘導施策の見直しには、①現行制度の拡充、②制度の新設の二つの側面がある。

##### ①現行制度の拡充

現行制度の拡充を考える場合、最初に検討せねばならないのは美観地区のあり方である。まず、美観地区の概念自体をもう一度考えねばならない。京都の場合、美観地区を歴史的景観と現代建築景観との調和を図るために活用しているが、もともと美観地区制度は前述のように現代的な都市美を形成することを目



標としている。京都における美観地区の考え方を従来通りとするのか、また、本来の趣旨をも取り入れて烏丸通りや河原町通り、五条通り、堀川通り等の幹線沿道及び京都駅周辺など、現代都市景観上の重要地域の景観形成にも活用するよう概念を拡大するかどうかである。かりに、美観地区の概念をおよそ従来通りとしても指定範囲は拡大する必要がある。現在の美観地区第1種地域は、御所、二条城、東西本願寺、東寺の敷地とその外側の街路沿道、鴨川の両岸、清水と祇園新橋の歴史的まちなみ地区に指定されている。第2種地域は第1種地域の周辺街区、鴨東地域については鴨川の東から東山の山麓の風致地区境界までが指定地区となっている。これに加えて、たとえば、高野川の東側の東山までの市街地や伏見の濠川周辺の歴史的市街地、また高瀬川の西岸地区、さらに北山、西山の裾野の住宅地等の一部等が拡大の検討区域となるだろう。また、都心の幹線道路に囲まれた内部の歴史的市街地や西陣地区等の景観の保全・形成に美観地区制度が活用できないかについても検討すべきである。市街地景観としての成熟度や後述の「都市景観形成地区」との制度的役割分担、地区における行為の承認基準、とりわけ建物高さの基準の設定等慎重に考慮する必要があるが、基本的にはこれらの地域も美観地区に編入すべきであろう。さらに、市街地に点在する社寺周辺の風致地区第3種地域の付則第2項地域は、現状の景観状況からすれば風致地区による規制よりも市街地景観形成の観点から誘導した方がよい場所もあり、その一部地域の美観地区への指定替えも検討すべきであろう。

第2に美観地区の種別とその地域区分につ

いて慎重に考えねばならない。美観地区は現在、第1種地域では建築物は原則として高さ15mまで、第2種地域では原則として20mまでに制限されており、これを超えるのは美観風致審議会で認められたときのみ可能となっている。また第2種地域では高さ15m未満の建築物は承認申請が不要である。

現在の美観地区の種別とその地域区分の問題の一つは第1種地域の範囲や高さ制限が適切でなく、歴史的まちなみや社寺、低層住宅の分布する地域の景観保全に十分でないことである。最近、これらの地域のすぐ外側に接して高さ20m級の建築計画が相次ぎ、各所で景観上、環境上の軋轢を生じている。このため、まず第1種地域の現指定地域周辺への拡大（第2種地域から第1種地域への種別変更）、また特に重要な社寺・史跡周辺（借景景観の確保など）、高瀬川、白川等歴史的河川沿岸地域への拡大等を検討すべきである。これとともに、美観地区の種別を現行の2種類から数種類に増やし、高さ制限も原則として12.15、17、20m及び制限無し等とするなど、地域特性と景観の保全・形成の目標に応じてきめ細かくすることが必要である。前面道路の幅員に応じて建物高さの誘導基準を設定し、周辺景観とのよりいっそうの調和を図ることも場所によっては必要であろう。

第3に市長による承認の「具体的基準」の明確化である。美観地区の景観指導とは、建築物や外構のデザインそのものを景観上支障のない内容になるよう助言、誘導していくことであり、原則的には細かい「基準」設定はなじまない。現行の基準は、高さ等数量的なものは明示し、その他は「けばけばしい色彩、過度の装飾、その他周辺市街地景観に違和感

を与える意匠が施されていないこと」とし、目障りなものの排除と各美観地区ごとの特性と建築デザインの基本方向を文言で示している。設計者等の創意を阻害しないようにあえて間接的、抽象的表現にとどめているわけである。しかし、景観上より良い建築デザインとは、簡単に言えば、空間的、時間的、金銭的余裕がある程度なければ生まれにくい。昨今のように土地高騰の時代にあっては建物の高さや床面積は都市計画上許される限度いっぱいまで計画されるのはむしろ当然である。厳しい条件の中では設計者等が創意工夫するとしても限界があろう。その結果、景観指導も不徹底になりかねない。市民、事業者、建築士会等関係団体、学識経験者等を交えて、現在の京都における美観地区のデザインのあり方について十分討議し、設計者の創意工夫の実現に留意しながら、あるべき方向や基準をもう少し明確に定め、わかりやすさといっそうの公正さを実現しなければならない。その際、建物屋上の塔屋、建築設備等が遠望景観を乱していることから、これらについて規制強化をするとともに、機器の小型化による建物内への設置その他景観デザインの開発を促す仕組み—たとえば一部助成金の交付など—についての検討も必要である。また一律の基準ではなく、たとえば屋上景観向上のため勾配屋根を設ける場合の緩和措置の設定など、誘導目標に応じた内容とするべきである。

工作物規制区域は美観地区に重ねて指定されているが、高さ1.5m以下の工作物、高さ15m以下の電柱類、屋外広告物を掲出する工作物等は、第1種地域においても届出不要となっている。日常的に市民の目に触れる道路、橋、柵、電柱、案内板、ストリートファニチュア

などが景観上のチェックがないまま設置されている状況であるため、客観的立場からこれらについても景観誘導できる制度へと改善が必要である。

巨大工作物規制区域は既成市街地のほぼ全域に指定されているが、最近には時に大規模な工作物が指定区域以外に計画されることが多い。たとえば鉄道の高架化事業や高速道路の計画路線は指定区域の内外にわたることが多い。もちろん、各事業ごとに環境アセスなど、制度上必要な事前検討の中で景観面からのチェックもされるが、個別的であり、事業推進を第1とする立場になりがちである。路線の決定そのものも含めて景観面から総合的に検討できるシステムが必要になっている。また、高架道路、高架鉄道以外でも、最近には都市機能の高度化や高層建築の増加によって携帯電話や事業用無線のための電波塔などが指定区域の内外に建設されつつあり、景観面での課題となっている。ここでいう巨大工作物はより高さが高く、ボリュームもより大きくなる方向にあるため、そのデザインや色彩等の適切な誘導方法とその誘導の担保力の強化が必要である。

次に現行制度では届出が必要な工作物は高さ31mを超えるもの（高架道路等は高さを問わずすべて）となっているが、歴史的市街地や周辺の低層市街地では高さ15m程度の工作物でも景観上問題となることもあり、前述の美観地区、工作物規制区域のあり方と併せて届出基準を検討すべきである。また、後述のように、巨大工作物の届出区域は、大規模建築物の指導と併せて、市街化区域全域へと拡大すべきである。

特別保全修景地区は、前述のように歴史的



まちなみを保全する国の制度がなかった当時に、京都市が届出と補助金制度を組み合わせで造った独自の歴史的まちなみ保存制度である。その後、この趣旨を踏まえて文化財保護法の改正により伝統的建造物群保存地区制度が創設され、京都においても4地区に指定、運用されている。その意味でこの特別保全修景地区制度は役割を一定終えたと言える。しかし、京都において保存すべき歴史的まちなみはまだ多くあるが、そのすべてが伝統的建造物群保存地区の趣旨に合うわけではない。地区指定の都市計画決定等に時日を要することもある。このため、特別保全修景地区を歴史的界わい景観地区との役割分担を明確にしなが、地域の実情に応じて機敏に対応できる制度として改良し、存続させるべきである。

#### ②新しい制度の導入

現行の京都市の市街地景観条例で特に不十分なのは新しい都市景観や都市魅力を積極的に形成していくための方針や制度がないことである。もちろん、京都の景観施策は保全を基調とするのは当然であるが、歴史的個性を生かしなが、景観の形成、整備を図る取り組みが必要である。ここでは都市景観の形成、整備に係る新しい制度の導入について提案したい。

その第1は都市景観形成地区制度である。これは、都心部幹線沿道、区画整理事業による新たな幹線沿道、大規模プロジェクト地区などに設定し、公共側による道路、公園、広場、ストリートファニチュア等公共空間の景観整備と沿道の民間敷地での都市景観上良好な建築活動の誘導、支援を組み合わせで積極的、集中的に都市景観形成を図ろうとするも

のである。ここでは、地区指定に合わせて具体的な景観形成計画や形成基準を策定し、種々の事業と組み合わせで、比較的短期間に良好な都市景観の骨格を整備することをめざす。この都市景観形成地区制度は都市デザイン事業と表裏一体となって推進されるものである。

第2は大規模建築物等届出制度である。これは各地域での高度地区の制限に満たないものであっても、基準高さを設定しその高さを超える建築物や工作物、また建築面積や延べ床面積が一定規模を超える大規模な建築物等の建設計画について、基本計画の段階で届出を受け、都市景観上の観点から助言、指導をしようとするものである。現在、高度地区で高さ31mを超える建築計画についての届出制度があるが、この対象区域と対象物の拡大を図るとともに市街地景観条例に位置づけることにより、目標や基準を明確化することをめざす。

第3は現在整備要綱で運用されている歴史的界わい景観地区制度を条例に位置づけ、より景観指導の担保力を強めることである。これとともに、伝統的建造物群保存地区や特別保全修景地区制度と役割分担しながら、現在指定している三条通りと上賀茂地区以外にも、伝統的な町家の分布する鉾町地区、西陣等の伝統産業の同業者町、伏見の酒蔵地区等へと指定地区を拡大し、独自の界わい景観の保全整備を進めていくことが望まれる。

#### 3-5 景観基金と景観・まちづくりセンター構想の提案

以上見てきたように現行の景観施策は多く見直しや拡大・拡充の必要がある。このような景観施策の強化、充実の必要性について

はおおかたの市民、事業者の意見の一致するところであろう。今後の具体案の検討段階では多くの市民等の意見が汲み入れられなければならない。説明会やシンポジウムの開催、説明パンフの発行など、行政側は様々なチャンネルで市民に説明する必要がある。具体案については、それぞれの地域状況や利害得失の判断によって様々な意見が寄せられよう。規制が厳しくなる地域からは直接的な反対の意見も出てこようが、その場合、単なる反対ではなく、対案を議論の材料として提出し、民主的な手法で決定していくという自覚と責任ある対応が市民一人一人に求められる。市民の知恵と公正な判断が都市や地域のあり方を決めるのである。

かって、現行の市街地景観条例の制定と地区指定にあたって「京都の景観はみんなのもの」を合い言葉に説明会やシンポジウム、市民意見の募集等が行われた。今もこの「京都の景観はみんなのもの」の原則は揺るがない。むしろ、ますます重要になってきている。京都の歴史的特性と魅力を未来に向かって保全すること、そしてさらに新しい魅力をつけ加えることは現在の市民の責務である。市民の自覚や熱意がこれまで以上に必要になっている。と同時に、様々な負担を公平に分担するシステム、また困難な課題や著しい負担については支援、補助、補償等の措置を行政側が十分用意する必要がある。

#### (1) 景観基金の活用

こうした市民の積極的かつ主体的な参加を求める新しい景観・まちづくり施策の展開には、景観基金が大きな役割を担うことになる

う。

前述のように京都市の「景観基金」は京都のすぐれた景観を保全し、形成するための事業に活用することを目的として、1991年3月に50億円の規模で設置された。景観関連施策の今後の展開への活用が期待されるが、現状では伝建地区における補助金制度の改善に支出されているほかは、行政による景観施策検討のための各種の調査事業等の経費に充てられているのみである。景観基金は、本来的には、たとえば市民や学識経験者等で組織する審査会等を設け、その審査に基づいてより市民に密着した諸事業、諸活動に配分を決定すべきものであろう。たとえば、①市民等の景観づくりへの自主的な活動や市民等への広報、展示公開、憲章等の啓発事業、②これまでの行政による景観指導をよりスムーズに進め、効果を上げるための融資や補助事業、③都市デザインの推進のための調査研究や広場・緑地等の修景整備事業などに活用することが考えられる。これらの活用方策を例示したのが下表である。

率直に言って、京都では現在、景観問題やまちづくりについて行政と市民の信頼関係は必ずしも十分ではない。すでに記したように、市民の景観・まちづくり活動への支援制度を整備し、地域合意でできあがった景観協定や景観計画については、行政が施策や事業の中で最大限尊重する仕組みを早急に確立すべきである。また、まちづくりに関する情報を積極的に公開することにより、市民、事業者と行政が一体となったまちづくりを進める共通地盤が生まれよう。



表3-1 景観基金の活用方策の例示



(2) 景観・まちづくりセンター構想

これらの参加型まちづくり、景観づくりの拠点の一つとして構想したのが「景観・まちづくりセンター」である。行政と建築やデザイン関連の職能団体から専門の人材を出し合い、また市民ボランティアの参加を求めて事務局を構成し、景観協定の策定等の地域での景観・まちづくりの支援、伝統的な建物の増改築・活用についての相談や工務店のあっせん、融資等の支援、研修会・展示会等の実施やパンフ等の発行、さらに景観に関わる各種の実態調査の実施、コンピューターによる将来景観のシミュレーションなど、景観についてのさまざまな知恵や技術、情報の蓄積と共有化、そして市民への具体的支援のためのネットワークのよい組織を設立しようとするものである。市民の景観・まちづくり活動のまさに「センター」としての役割が期待される。

活動資金としては当面は多くの部分を景観基金よりの助成金でまかなうが、次第に企業や個人の寄付、さらには各種の景観・まちづくりに関する委託研究や景観デザイン料収入を加えて事業を拡大していくことが考えられる。

ここで提案した市民主体の新しい景観施策が実現し、景観・まちづくりセンターが具体的な活動を始めたとき、京都の景観の形成と保全の事業は新しい展望を獲得するに違いない。

第4節 結 び

これまで述べてきたように、京都では市民と自治体が長い間協力して景観の保全に努めてきた。昭和40年代後半からの「京都の景観はみんなのもの」をスローガンとした総合的な景観行政の展開は市民の大きな支持を得た

し、全国の自治体の先導役ともなった。しかし、社会経済の変化とそれにとまなう保全と開発のより厳しいせめぎ合いの中でいつのまにか京都の景観行政は不十分となってきた。いや、景観行政にかかる市民の期待がより大きくなり、課題を顕在化させている面もあろう。この間京都よりやや遅れて景観行政をスタートさせた他の自治体は、景観の保全とともに、都市の個性の創出、都市魅力の開発に重点をおいた施策を進めてきた。その努力が都市デザイン事業や都市景観形成事業の成果として徐々に花開いているわけである。

京都が京都らしさを保ち、活気ある現代都市として生き続けるには、今一段の努力を必要としている。それは京都の市民と行政双方に負わされた大きな課題である。補編で姉妹都市ボストンの都市再生の努力を論じている

が、ボストンでは都市の魅力と活力の減退に悩んだ末、市長の力強いリーダーシップのもと、広範な市民参加の中で80年代後半から都市計画を大きく転換し、それまでの都心に高層ビルが林立する垂直成長のまちから市域全体に経済的公正が行き渡る水平成長のまちへ、そして市民が生活を楽しむことができる町をめざして、都心部できめ細かかつ強力な規制誘導策に踏み切ったことを記した。今、その政策は着実に成果を挙げつつある。

わが京都でも、市民の合意と主体的な参加を得ながら、保全と開発を高い次元で調和させる新しい景観・まちづくり施策を積極的に推進する必要がある。住むに値する、訪れるに値する、歴史性豊かな美しい都市を守り、また築きたいものだ。

\*1 神奈川県都市部都市政策課「みんなでつくろう！いきいきわがまち」平成元年 P.11  
 \*2 広原盛明「現代市区改正事業論」-都市計画NO.178 1992 P.10  
 \*3 「京都市総合設計制度取扱要領」平成5年10月1日 p.6  
 \*4 京都市都市計画局 1967 4  
 \*5 伏見町並み通信社「町並み-私たちのふるさと伏見」十周年特集号 1993 11  
 \*6 児玉善郎「住民主体のまちづくりに対する支援システムの研究」-都市計画論文集 NO.28 (1993 日本都市計画学会) P.53  
 \*7 西村幸夫「歴史を生かしたまちづくり」1993 P.32  
 \*8 小山善彦「人間居住環境創造における企業参加の可能性」1991  
 \*9 京都市計画局「京都市都市再開発方針策定に関する基礎調査報告書」概要編 P.112~ (昭和61年3月)



資 料

景観思潮及び景観施策 参考年表

明治元年～昭和47年

1868～1972年



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1868 明治元年	1/3 鳥羽・伏見の戦い 3/14 五箇条の御誓文を發布 3/28 神仏分離令一廃仏毀釈はじまる。 4/19 京都府成立、9/8明治と開元	1/27 参与役所ヨリ御達「市中木戸旧ニ復シ」		
1869 明治2年	3/7 東京遷都確定一御所周辺の宮家、公家 が移転し、付近は荒廃 5/21 日本最初の小学校、柳池校開校			
1870 明治3年	12/22 京都舎密局設立	5/29 府令「府下街上或ハ川岸エ家屋建出有之分漸次取除可申事」 9/13 府、御土居敷地を開拓する者を募る。	7 神奈川県「建物」布達	
1871 明治4年	1/5 第一次上知令 7/14 廃藩置県 10/10 西本願寺で日本最初の博覧会開催	9 府布令「松幹伐取禁止ノ事」 12 府布令「家屋新築届出ニ及バザルノ事・通り筋場所柄ニシテ見苦敷建屋等不致可心掛・・・」 12 府布令「家屋三階作勝手タルベキノ事」 12 府布令「溝外へ板囲禁止ノ事」	3 大阪府「道路ヲ狭隘ナラシム可ラサルノ件(道路経界令)」 5 太政官布告「古器旧物保存方」 ・ イギリスで「古建築保護協会」設立	
1872 明治5年	3/10 第一回京都博覧会 3/13 都踊り始まる。 9 新橋~横浜鉄道開通 9/29 集書院開設 11/9 太陽暦を採用 11 街廁を設置 ・ この年、新京極ができる。	2 三条、四条、五条の三橋にガス灯設置 2 「外国人、博覧会場入場入覧ニツキ市中道路ノ清潔修整ナラシメ、陋風ノ外見ヲ防カシム」 2/25 府、立木伐採ニ就テ制限一回り3尺以上の立木伐採は許可を要す 4/9 府布達「町並一間ヲ引退キ可建構事」(近代都市の面目を整え、保健、交通の便のため。) 11/3 第2回府下大博覧会の広告を各所に建札	3 銀座レンガ街建設着工 10/28 太政官、道路掃除の条目を定める。 10 横浜毎日新聞に「広告」という言葉初登場	



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1873 明治6年	3/13~6/10第2回京都博覧会(御所と仙洞御所の庭園の一部を会場とす。) 7 地租改正条例 12 西陣、フランスよりジャガード織機導入 人口 226,153人	2 府、前年取り除いた市中の木戸門の台石の除却を命ず。 10/10府「仙洞旧園、公園ト定メ、建物博覧会社へ貸渡ニ付坪数等取調ノ事」 ・ 府公園規則(仙洞御旧苑)	1/15 公園設置の太政官布告「...京都ニ於イテハ八坂社、清水ノ境内、嵐山ノ類...」 5/6 太政官、「道路並木ヲ狼ニ伐取ル勿ラシム」	
1874 明治7年	4/1 四条大橋、鉄橋に改築 5 大阪~神戸鉄道開通		1 東京「庇地制限令」 8/15 内務省「道路並木保存方」(...通風寒暑ノ節行客ヲ保護致シ候...) 9/28 内務省「諸街道並脇往還並木間断ノ箇所植足方」	
1875 明治8年	6 第2次上知令 9/12 京阪間に毎日郵便開設 11/29同志社英学校開校	5/19 府市政庶務課「鴨川納涼床掛ニ付伺」	・ 香川 栗林荘、栗林公園となる。 ・ 東京、小石川後楽園公開される。	
1876 明治9年	3/28 魔刀令 9/5 大阪~京都間鉄道開通		5/9 上野公園開設	
1877 明治10年	1/22 榎村府知事就任 1/30 西南の役おこる(~9/24) 2/5 七条ステーション完成 -神戸~京都 鉄道開業	・ 御所保存と公園地修築事業始まる。(~明治16年まで)	・ 上野で第一回内国博覧会。花ガス広告が人気を集める。 ・ ウィリアム・モリス、古建築保存協会設立	・ 東京、京橋~銀座一帯に煉瓦街完成。並木とガス灯並ぶ。
1878 明治11年	3 第6回京都博覧会で日本最初の軽気球上がる。 ・ この年車内広告始まる。	2 府、山林保護及び火入取締りについて布達 2/13 府、再び「町並一間ヲ引退キ可建構事」布達す。	2/1 内務省「人民所有山ニ火入及官林下草刈等保護取計方」 6 東京 街路取締規則	・ 新島襄旧住宅竣工
1879 明治12年	3/14 上京、下京の2区できる。 3/30 第1回京都府会開かれる。 ・ 円山に洋風ホテル(世阿弥)開業	2/6 府、荒廃した山林に植林奨励 ・ 「西京八景」(都踊りの歌詞) 11/28府知事、旧社古刹の保護を訴える。		・ 龍谷大学本館竣工

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1880 明治13年	・ このころ、自由民権運動激化	6/28 逢坂山鉄道トンネル竣工(邦人による最初のトンネル工事) 7/14 府、山林保護及び火入れ取締を布達 12/15府布令 山林乱伐禁止を厳達す。	・ 古社寺保存金制度創設(~明治27まで) ・ 奈良公園開設	
1881 明治14年	1/19 北垣国道、第3代京都府知事となる	1/28 府、博覧会社へ修学院御茶屋の保護を命ず。 4 琵琶湖疏水路線の予備調査始まる。	・ 東京 防火路線並ニ屋上制限規則	
1882 明治15年	10/9 京都商工会議所設立認可	11/4 府、「市街地家屋建築ノ際町並ヨリ一間引退キ建築スル件」、私権の制限が厳しすぎるとして解除を申請。	・ 東京 市区改正立案のため測量に着手 ・ 英国、古記念物保護法制定	
1883 明治16年	9/25 桂宮邸、離宮となる。 11/28鹿鳴館開館する。	7 北垣知事、井上参事に書簡を送り、京都御苑の景観の保全と整備を訴える。 10 御苑内地所を拝借しての野菜づくりは16年限り見合わすよう達す。		10 「都の魁」発刊
1884 明治17年	6 フェノロサ入浴し、古社寺宝物の調査をする。 ・ 葵祭、旧式のごとく復活する。 7/29 二条城、離宮となる。	10 広告掲示場の新商売現れる。 11/22府、「公有林保護令」制定	・ イギリス、ハンター勲ナショナルトラストの構想を明らかにする。	9 同志社、彰栄館竣工(グリーン)
1885 明治18年	6/2 琵琶湖疏水工事起工(~明治23) 6/5 府庁を現在地(守護職邸跡)に置く 12/22内閣制度確立-伊藤博文内閣発足	3 府、「社寺境内木竹伐採心得」布達 ・ 境内の風致保全を図る 8 府、「公有山林保護規約模範」制定	2 内務省、東京市区改正審査会を設置 ・ 鉄道馬車、車内広告を始める。	
1886 明治19年	7/13 新京極、諸車通行禁止	8/5 円山公園開園 12/9 府、「街路取締規則」-街路への建築、釣り看板の突出禁止	6 東京官庁集中計画(ベックマン案)成る ・ 造家学会設立	6 同志社、礼拝堂竣工(グリーン)
1887 明治20年	11/1 京都電灯会社設立 人口 264,559人		3 大阪市区改正計画成る。(財源難のため実施されず)	11 同志社、有終館竣工 ・ 三条天主教会竣工(昭53年明治村へ移築)



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1888 明治21年	4/25 市制及び町村制公布 6 鴨東地区を市域に編入。市域約30平方kmとなる。		・ 「臨時全国宝物取調局」できる(～明治30年まで。) 8/16 東京市区改正条例公布	8/30 疏水水路開竣工
1889 明治22年	2/11 大日本帝国憲法発布 4/1 市制施行一但し特別市として知事が市長兼任 7/1 東海道線、新橋～神戸全通 人口 297,165人	3/19 府、「名区勝地ニ達スル道路トシテ地方税ヲ以テ修繕スベキ道路ノ件」 9/11 北垣知事、市部会において新市街(21年編入の鴨東地区)に関する意見発表	3/22 東京、京都、大阪 特例市なる。 5/20 東京市区改正計画公示	3/31 バリ、エッフェル塔竣工 ・ カミロ・ジッテ「都市計画—その美的原理に向けて」
1890 明治23年	2 経済恐慌深刻化 ～6 米騒動 4/9 琵琶湖疏水開通 4/13 京都ホテル開業 11/25第1回帝国議会開催	1/17 市会、京都市立円山公園議案可決 3/8 円山公園、府から市に移管 ・ この頃より、街路樹について市費支出が始まる。 7/12 京都市円山公園使用条例 11/26京都電灯会社、三条寺町、四条新京極の2箇所に電灯広告を設ける。	6 東京で電灯広告始まる ・ 東京市区改正委員会、電柱の林立は都市美観を損なうものとして速やかに改革すべきと内務大臣に建議	5 旧京都織物本館、付属工場竣工 9 同志社、理化学館竣工(ハンセル) ・ 旧家辺時計店竣工
1891 明治24年	5/11 大津事件起こる 5 蹴上発電所、送電開始 11 インクライン運転開始			
1892 明治25年	8 鴨川運河工事始まる	4/1 円山公園他市内目貫の場所にアーク灯の街灯設置。この年より市は電灯費計上 ・ 円山公園の拡張、整備始まる。 9/18 円山公園へ移植のため「枝振最良」の桜を新聞広告で募集。	1 三菱社、東京丸の内に煉瓦街の建設を始める(明治44完成) <一丁目ドン>	・ 東京 三菱1号館着工 2
1893 明治26年	3 市人口、30万人をこえる。	・ 小川堀川改修計画 5/4 市会、旧祠古刹の保存方法を調査すべき旨を建議 5/9 同上調査委員会(7名)設置 5 比叡山上四明獄の一部伐採さる。府知事、中止命令を出して阻止。	・ シカゴ大博覧会開催—これをきっかけとして都市美運動起こる。	9 同志社クラーク記念館(ゼール) 3

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1894 明治27年	8/1 日清戦争起こる 9/25 鴨川運河開通(夷川～伏見)	12/15府議会、嵐山、東山、高雄、梅尾の名区・勝地の保護を建議		・ 平安女学院、明治館竣工 4 10/24志賀重昂「日本風景論」刊行 ・ 無鄰庵 竣工 12/31三菱一号館竣工
1895 明治28年	2/1 京都電気鉄道、塩小路～伏見間で開業(日本の電車営業の最初) 3/15 平安神宮創建 4/1 岡崎で第4回内国勲業博覧会開催 4/17 日清戦争終結 10/22平安遷都千百年紀年祭、時代祭始まる	11 村井兄弟商会、第4回内国勲業博覧会に合わせて如意ヶ岳(大文字山)山腹看板をつくる。日本最初の野立て広告風致を害するとして撤去を命じられる 12 府知事、議会へ「名区勝地保護方法願末」を報告。 12/14市部会、古社寺保存資金、国庫補助方の国会への請願可決	・ 英、ナショナルトラスト創設さる。 7/12古社寺保存金出願規則	10 京都国立博物館本館竣工(片山東熊)
1896 明治29年	4/18 奈良鉄道、京都～奈良間全通 6 三陸地方に大津波	・ 府臨時市部会、「鴨川沿岸床ニ付一定ノ制限ヲ付セラレタキノ希望」決議 ・ 府会、古社寺保存に関する建議 10 府令一製造場取締規則で岡崎、浄土寺等の工場立地を制限し風致保存を図る 11/1 京都電灯、市の下命により公設街灯575灯を点灯 11/12製造場取締規則一部改正 12/13市会、古社寺保存に関する建議と請願	5 古社寺保存会の設立	
1897 明治30年	2/15 二条～嵯峨間鉄道開通(京都鉄道) 6/18 京都帝国大学(理科大学)設立 6 八幡製鉄所設立 10/1 金本位制実施	1/13 市会、古社寺保存法案の成立を期し、委員の上京を決議 2/15 商工会議所、「製造場取締規則改正に関する建議」 4/6 市会建議一製造場取締規則改正の件 ・ この年、従来の禁伐林を保安林に編入	3 土地区画改良ニ関スル法律 6/5 古社寺保存法公布 12 特別保護建造物及び国宝の指定始まる	



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1898 明治31年	6/30 最初の政党内閣一大隈内閣成立 10/1 特別市政の廃止一初代市長 内貴 甚三郎 10/15市役所開庁 12 地租改正	3/10 府知事、市会の建議により臨時土木調査委員会を設置 ・ 市役所に三部を置く一第2部は「土工並ニ建築、公園、市区ノ境域・街灯街廓、名区勝地ノ保存、水利事務所ニ関スル事」を担当		・ 平安女学院聖アグネス教会竣工 ・ E・ハワード「明日」刊行
1899 明治32年	8/15 京都鉄道、京都~園部間全通	4/1 道路費、市負担となる  12 臨時土木調査ニ係ル答申(道路取払、上水道、市域拡張)	3/22 耕地整理法公布 9/27 東京市区改正委員会を内務省に設置 10/5 帝国古蹟取調会設立一古蹟の調査と保存	3 武徳殿竣工
1900 明治33年	3 治安警察法 6/20 義和団の乱、起こる	6/25 内貴市長、市会で都市構想を披瀝。「風致保存の必要性」を強調し、「東山の風致を優美ならしめ、日本の公園としたい。」 ・ 円山ホテル、建築請願不認可	・ 東京、新宿御苑整備 ・ 大阪、市区整理委員会設置 ・ 英国で田園都市協会設立	・ 久保天随「山水美論」
1901 明治34年	5/10 金融恐慌のため、西陣で機数半減を決議 11/18八幡製鉄所操業開始	3 府、小浜街道開削は名勝地を毀損するとして不認可	・ 京浜電車内で車内広告開始	
1902 明治35年	1/30 日英同盟締結	夏 四条大橋中央にアーチ設置一東向きに山紫水明、西向きに柳緑花紅の字と飾り電気	6 日比谷公園開設一日本初の洋風総合公園 9 松島公園設立	8/18 中京区郵便局竣工(吉井茂則、三橋四郎)
1903 明治36年	4/1 京都市記念動物園開園 5/22 第4回内国勲業博覧会跡市有地の公園地編入を可決一岡崎公園開園		3/31 東京市区改正新設計を告示 ・ 英国レッチワース田園都市着工	・ 京都ハリストス正教会竣工(松室重光)
1904 明治37年	2/10 日露戦争始まる	3/5 京都鉄道二条駅竣工一「二条離宮など付近の風致を害さぬよう日本風の建築とする。」 7/8 岡崎公園開設	・ ポストン高さ制限ゾーニング開始	3/5 二条駅竣工 12/20京都府庁本館竣工 ・ トニー・ガルニエ「工業都市」

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1905 明治38年	5/1 我国最初のメーデー 9/5 日露講和条約締結	・ 府、森林保護及び造林について訓令す ・ 府市部会、市内道路の拡張方を知事に建議		・ 法隆寺論争おこる ・ 小島烏水「日本山水論」
1906 明治39年		2/15~8/20 府市協同の委員会、道路拡張等に付いて調査し、公債により道路を拡大し、これに市電を敷設しその収益を以て公債を償還することを決定 3 嵐山公園開設	・ 東京、臨時市区改正局設置	・ 第一勧銀京都支店竣工(辰野葛西建築事務所) 7/9 日本銀行京都支店、三条通りに新築竣工(辰野金吾、長野宇平治)
1907 明治40年			・ 英国、「ナショナル・トラスト」法制定	・ 旧鐘紡京都工場のレンガ工場等竣工 12 内務省地方局有志「田園都市」刊行
1908 明治41年	10/15市三大事業起工式を挙る。同日第2琵琶湖疏水工事着手	3/27 高瀬川沿岸各町民総代、川の埋立と市電敷設を陳情	・ 英国ハムステッド田園郊外計画	
1909 明治42年	6/19 市会、三大事業資金として外債4500万フランの募集を可決	12/25市会、京阪電鉄の五条乗り入れに伴う疏水計画案を可決。疏水堤防上五条以北に市電敷設費277,297円可決(42~43年度) 12 五条~丸太町間の疏水堤防上の電気軌道敷設について「風致上の理由」から府知事が反対し、西郷市長と対立。	4/13 耕地整理法改正公布 7 大阪梅田で大火。火災復興に際し、識者から市的美観改善の好機として欧米風の新しい市街の実現を求める声があがる。 8 大阪府建築取締規則 ・ バーナム、シカゴで公園系統計画(シカゴプラン)つくる。	4/1 府立図書館竣工(武田五一) 6/3 長楽館竣工( J、M ガーディナー) ・ 旧第十六師団司令部(現聖母女学院)竣工
1910 明治43年	3/25 嵐電、四条大宮~嵐山間開通 4/15 京阪電鉄、大阪~五条間開通 5/25 大逆事件起こる 8/22 韓国併合	2/26 四条通り沿線住民、道路拡張反対期成同盟結成  6 府、公有林野、造林補助規則制定 8 市勲業委員会、「電柱を地下線とし市	8 小公園設置の建議	・ 黒田鶴心「帝都の美観と建築」(建築雑誌12月号 帝都の体面としての美観論を批判) ・ 建築雑誌「我国将来の建築様式を如何にすべ



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	12/28市会、烏丸通路線変更にもとない、東本願寺より土地寄付金の受納を可決	9 9 の美観を保つ件」、市長に建議 円山索道問題起こる一円山公園より将 軍塚への遊覧索道建設に市会は異議無 しとしたが、その後風致保存の立場か ら反対機運が高まり、立ち消え。		「きや」討論会 ・ 徳富芦花「紅葉狩り」 の中で、京都の疏水建 設や市電敷設を批判
1911 明治44年	2/21 日米通商航海条約調印 3/29 工場法公布 4/13 日英通商航海条約調印 10/10中国、辛亥革命	5/23 府、索道取締規則制定 6/13 市会、鴨川堤防上電鉄敷設に関する陳 情書を提出一五条~丸太町間市電許可 促進のため	2 「国設大公園設置ニ関スル建議」 3/11 貴族院「史跡及天然紀念物保存ニ関 スル建議」採択 3/20 雲仙公園開設 4 広告物取締法公布 11 史蹟名勝天然紀念物保存協会設立	
1912 明治45年 大正元年	6/15 三大事業竣工祝賀会 8/15 京津電車、三条~大津札ノ辻間開通 9/13 明治天皇大葬	3/27 市会、京都市電敷設費予算改正案可決 五条~丸太町間を三条~五条間に変更 10 三条大橋改築竣工(高欄擬宝珠付板橋) ・ 烏丸通に街路樹としてユリノキ植樹		3 蹴上浄水場竣工 ・ 同女大 静和館(武 田五一) ・ 西本願寺伝道院(伊 東忠太)
1913 大正2年	・ 京都市人口50万人を越す。 ・ 東北、北海道大凶作	2 高台寺境内の号砲、特別保護建造物の 保護のため廃止	・ 英国、古記念物法(古建築の登録制 度の発足) ・ 仏国、文化財保護法	3/20 四条大橋竣工(電車 併用コンクリート橋)
1914 大正3年	7/28 第一次世界大戦始まる 8/23 ドイツに宣戦布告	・ 円山公園、小川治兵衛により、日本風 庭園様式で完成 7/11 市会、午砲台再興のため、稻荷山国有 林払い下げ申請案を可決	・ 森林法施行規則公布	3/19 東京駅新築竣工 12 三井銀行京都支店竣 工 ・ 日本生命京都三条ビル ・ 機関誌「史蹟名勝天 然紀念物」発刊
1915 大正4年	・ 戦争景気により好況 10/27京阪電鉄三条~四条間開通	・ 堀川丸太町~二条離宮までの堀川通り 拡築一東側家屋を取り払い、そのあと 一帯に松を植え、道路の面目を一新す		10/5 西陣織物館(現考古 資料館・本野精吾)

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1916 大正5年	10/1~大正記念博覧会開催 8 京都バス営業開始 8/18 第一回全国中等学校野球大会で京都 二中優勝	るとともに風致を添えた。 11 四条通りに新デザインの街路照明電灯 20基設置される。 4/25 市電に車内広告現れる	・ ニューヨーク地域制条例	・ 野田俊彦「建築非芸 論」 12 片岡安「現代都市の 研究」
1917 大正6年	3/12 ロシア2月革命起こる 11/7 ロシア10月革命起こる ・ 尾上松之助(目玉の松ちゃん)の主 演映画が人気を博す。	3 市の高瀬川二条船溜埋立計画にたいし 沿岸住民が「高瀬川保存同盟会」を組 織し保存運動を始める。 3/28 市調査会、不衛生を理由に埋立を可決 4 府は市を除き他の出願を却下 9/27 府の鴨川改修計画に対し、木屋町、先 斗町の旅館、貸し座敷業者が「夏の納 涼床下に清水を通ずる等の設備され たし」と陳情	・ 東京明治神宮内苑着工 4 大阪市、市区改正条例準用請願 12 建築学会等、政府に都市計画法規 制定を提言	3 関西建築協会発足(2 年後に日本建築協会 と改称) 6/7 岡崎公会堂竣工
1918 大正7年	4/1 京都市、周辺12ヶ町村を合併 人口64万人 8/3 米騒動起こる 8/12 シベリア出兵 9/25 原敬内閣成立	4/17 東京市区改正条例、京都、大阪に準用 の件、公布される。(9月に神戸、名 古屋、横浜に拡大) ・ 市、調査課市区改正係設置 9 広告意匠展、開催される	5/22 内務省に都市計画課設置	・ 「都市公論」発刊
1919 大正8年	1/18 パリ講和会議開催 3/1 朝鮮で三・一運動起こる 6/28 対独講和成る(ベルサイユ条約)	・ 並木費五百円を計上一都市美に対する 市民の関心の増大に伴い、道路の新設 改修には並木が当然の付帯施設とされ るようになった。 ・ 京都市区改正委員会組織される 12/27京都市区改正設計が内閣に認可される 15路線40.581KMの幹線街路計画決定 総事業費34,842,114円	4/1 市区改正特別税新設 4/4 都市計画法、市街地建築物法公布 4/10 史蹟名勝天然紀念物保存法制定 9 史蹟名勝天然紀念物の指定始まる 12/1 市街地建築物法施行	
1920 大正9年	1/10 国際連盟発足 4/15 同志社大学設立 5/1 日本最初のメーデー(上野公園)	1/19 高瀬川保存会、木屋町線高瀬川暗渠化	1/1 都市計画法施行、六大都市に適用	・ 田辺朗朗「琵琶湖疏水 誌」



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	10/1 第一回国勢調査一市人口は59万人 591,323人  全国で5596万人	反対、河原町線拡張案復活を知事に陳情 2/9 高瀬川保存会、都市計画委員7人に辞職勧告 3/17 都市計画路線の木屋町線の寺町線への変更案否決される 6 高瀬川舟運廃止 6/21 木屋町線の変更に関し、市会が意見書を可決 7/7 都市計画課設置 7 都市計画京都地方委員会設置 9/14 府、内務部都市計画課、警察部建築監督課を設置 9/25 木屋町線期成同盟会(河原町線沿線住民)河原町線復活反対、木屋町線期成を内務大臣に陳情 10/1 丸太町通の街路樹の植樹始まる(烏丸通~熊野神社)	・ 分離派建築会結成さる          ・ アメリカ、チャールストンで「中古住宅保存協会」設立される  ・ 英国ウエルウィン田園都市	・ 京大建築学科創設
1921 大正10年	2/11 大本教不敬事件起こる  7 東山逢坂山トンネル開通   11 原首相暗殺される	2/14 市会、京都駅高架並びに南出口開設につき意見書を可決 7/8 都市計画京都地方委員会、木屋町線の河原町線変更案を否決 9/17 市会、高瀬川を史蹟として指定方内務大臣に意見書提出 11/18市会、反対派の意見を入れ、木屋町線案を廃棄し、原案(河原町線)を復活しよう内務大臣に意見書提出 12/30木屋町線期成同盟会、河原町線に反対し、木屋町線期成を陳情		・ 西陣電話局竣工(岩元 禄 設計)  ・ 池田宏「都市計画法制要覧」
1922 大正11年	3/3 全国水平社創立大会、岡崎公会堂で開催  5/1 京都最初のメーデー集会、三条青年会館で開催	3/11 市会、京都都市計画区域に関する諮問答申を可決 7/12 木屋町線を廃し、河原町線復活を内閣認可 8/2 都市計画区域の決定 「公園都市タル	・ 東京市政調査会発足   5/19 内務省に都市計画局設置	7/1 帝国ホテル新館開業(ライト) ・ コルビュジェ「300万人の現代都市」

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
		特徴ヲ益々發揮セシムル施設ヲ為ス」ため山地部も多く区域に含める 9/15 四条通の二尺後退の建築線を告示(祇園石段下~四条大宮) 10/19京都都市計画防火地区を指定		
1923 大正12年	7/7 日華事変起こる 9/1 関東大震災起こる  11/10府立植物園開園	1/1 嵐山、天の橋立、府立公園に指定 6/14 鴨川河川敷一時占用並納涼台の制限一西岸の納涼台の規模や形態の制限 ・ 京都都市計画地方委員会、風致地区の予定地区を設定、調査を始める。 8/29 鴨東線(三条~出町柳)地下線で政府認可 10 新京極通、木煉瓦で舗装一市のアスファルト案に商店街反対 ・ 烏丸通(今出川~北大路)に街路樹としてイチョウを植樹 ・ 市、下水道調査会を設け、基礎調査を開始	・ 関一大阪市長となる  7 都市計画法、六大都市以外の25都市にも適用   12/24帝都復興特別都市計画法公布一公園の防災機能の評価	・ 京都中央電話局上分局(現カーニバルタイムスー吉田鉄郎設計)竣工   2/20 丸ビル竣工
1924 大正13年	2/1 京都帝室博物館、京都市に下賜される 7/1 メートル法実施	3/1 用途地域の第一回指定一住居地域、商業地域、工業地域、未指定地の4区分 烏丸通他、受益者負担金反対運動始まる 12/22受益者負担の不払い運動起こる	5/23 財団法人同潤会設立  11 神戸、用途地域指定	
1925 大正14年	4/22 治安維持法公布 5/5 普通選挙法公布 6/1 大阪放送局、ラジオ放送開始一京都でもラジオが聞ける	2/7 市会、都市計画受益者負担徴収に関し委員会報告(不払い運動の報告) 5/7 地主の自主的区画整理を奨励するため土地区画整理助成規定を制定 10/15京都で初めての区画整理事業始まる一小山花ノ木地区 12/20八瀬~四明獄間に鋼索鉄道(ケーブル)開通	1 東京、用途地域指定 5 大阪、用途地域指定   10 都市美研究会設立 ・ アメリカ、ウィリアムズバーグで保存活動始まる	5 「都市問題」創刊 ・ 京大本部本館(武田五一)  ・ 三菱銀行京都支店(桜井小太郎) ・ 京大楽友会館(森田慶一)



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1926 大正15年 昭和元年	1/15 京都学連事件起こる 10/7 京都で第一回染織見本市開催	2/12 京都都市計画執行計画を可決(総額2775万円) 5/27 市議会は円山鋼索鉄道計画について「山紫水明の旧都として、また世界の勝地として、遊覧都市としての都市計画ができるまで」出願を許可しないよう知事に答申 6/22 男山索道開業 9/20 土地区画整理事業(1035ha)認可 11/25 愛宕登山電軌鉄道認可 ・ 風致地区指定案を内務大臣に内申	7 東京・日比谷公園納涼会に我国初めてのネオンサイン広告現れる 9/14 東京、明治神宮周辺に風致地区指定—全国最初の地区指定 27.6ha 明治神宮崇敬のための環境保全 10 明治神宮外苑完成 10/4 東京、「風致地区規程」制定—建蔽率、甲種・乙種区域の別など 10/30 東京で「都市美協会」設立される—都市美化についての啓蒙と宣伝、実際の事業・研究の推進を目的	11/3 藤井有鄰館(武田五一)
1927 昭和2年	3/7 奥丹後地方に大地震—金融恐慌起こる 12/6 京都中央卸売市場開場—日本最初	4 府知事、円山鋼索鉄道等について、風致上差し支えなき路線を選択して認可ありたし」と内務省へ具申 ・ 府史跡勝地保存委員会できる ・ 東大路通に街路樹として「すずかけのき」を植栽	4/9 東京日日、大阪毎日新聞による「日本新八景」の募集が国民的関心を呼び、総応募数9320万票 7/6 選定 8 大東京都市計画道路網計画決定 12/30 上野~浅草で我国最初の地下鉄開通	3/31 祇園先斗町歌舞練場 4/19 京都市役所本館竣工—東洋趣味を加えた近代式 ・ 北村徳太郎「風致地区に就いて」 ・ 東華菜館(ヴォーリス)竣工 ・ 祇園閣(伊東忠太) ・ 聴竹居(藤井厚二)
1928 昭和3年	2 普選法による第一回総選挙 4/18 京都帝大 河上肇辞職 6/29 治安維持法改正強化 9/20~12/25 大正記念京都大博覧会開催—観光都市化進む	・ 土地区画整理事業区域拡大—計1405ha ・ 河原町通、烏丸通、丸太町の道路舗装完成 10/12 京都電鉄叡山空中ケーブル竣工—わが最初 10/12 平安神宮大鳥居完成 12/1 鞍馬電鉄山端~鞍馬開業	3 総合大阪都市計画認可 6/26~28 第1回CIAM(近代建築国際会議)開催 12 都市美協会「外濠風致保存ニ関スル建議書」	8 大阪毎日新聞京都支局 10/12 平安神宮大鳥居 ・ 富士銀行京都支店(渡辺仁建築事務所) ・ 第一勧銀烏丸支店(渡辺節建築事務所)
1929 昭和4年	4/1 左京区、中京区、東山区を増区 5/10 伏見市制施行	・ 10カ年計画で全市主要道路舗装工事を始める—「国際観光都市の面目」 7/25 愛宕山鉄道、清流—愛宕山間鋼索線の開通 9/3 府、土木部監理課、警察部建築工場課	3 国宝保存法制定(国宝指定を個人所有物までに拡大—文化財の国外流出防止を図る) 10 東京、警視庁望楼美観問題起こる	・ ベリー「近隣住区論」

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	10/24 世界大恐慌始まる	設置 10/25 府、鴨川河川敷の半永久の高床の新設、増設を禁止 11/1 第10回都市計画京都地方委員会に風致地区指定案を諮問—主として山地を対象 12/21 第11回都市計画京都地方委員会、風致地区指定修正案を可決—平安神宮、下鴨神社、知積院、嵐山渡月橋等を追加	12/27 都市計画法施行令第16条を改正し、地区外受益者の費用負担を規定	11/25 南座竣工
1930 昭和5年	4 ロンドン軍縮条約調印 5/22 全国に先駆けて観光課設置—この頃、観光客800万人余、外人宿泊客7122人	2/1 風致地区初指定—鴨川、東山、北山等3400ha。同風致地区規則制定 6/7 「風致地区内に於いて許可を要せざる事項」の告示 ・ 4月~9月の風致地区許可申請—494件 8 都市計画法として下水改良に着手 12/16 市会、京都駅及び東海道線、山陰線の高架要望に関する意見書を可決。京都駅及び山陰線高架式実行委員会設置	4 日本建築協会、大阪の美観地区並風致地区指定に関し建議 ・ 横浜市、美観上有益なりと認める「建築物表彰制度」を設ける。 ・ 鉄道省、国際観光委員会設置—外客誘致を図る ・ 帝都復興大小55公園及び横浜市三大公園一挙に成る。 ・ フランス、風致保護法制定	・ 京大人文学研究所(武田五一他) ・ ヴォーリス「大丸ヴィラ」 ・ ヴォーリス「アーモスト館」 ・ 武田五一「栄光館」
1931 昭和6年	3/3 京都駅前に観光案内所設置 4/1 伏見市ほか26市町村を合併。市域面積288平方km、従来の4倍となる ・ 京都市人口95万人となる 9/18 満州事変勃発	2 営林局、風致保安林制度の活用について調査を開始 7/1 西院南部地区区画整理に内務大臣より京都市に代執行命令 ・ 広告物取締規則改正—広告による風致破壊の弊害を救う 7/14 市域拡大により風致地区を拡大—愛宕山等。合計約4500haとなる。 10/14 円山公園、名勝に指定される 11 市土木局長高田景、4つの遊覧道路計画を表明(大京都の都市計画に就いて)東山、大文字、叡山、三尾遊覧道路	4/1 国立公園法公布(10/1 施行) ・ イギリス、スコットランドナショナルトラスト創立 11/7 大阪城公園、天守閣竣工 ・ アメリカ、チャールストンで「歴史的街区制度」発足	11 高田景「大京都の都市計画に就いて」
1932 昭和7年	3 「満州国」建国	6/15 第21回都市計画京都地方委員会、四条通、河原町通などの主要道路及び京都駅前広場の美観地区指定を内務大臣に	・ この頃、保健衛生問題を背景として都市美観論高揚	



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	5/15 五・一五事件起こる  10 市人口100万人突破	<p>建議</p> <p>9/2 高瀬川の五条大橋付近、幅1m、長さ91mの埋立認可される。歴史的由緒ある川のため各方面に影響波及</p> <p>11/28 都市計画公園第1号として船岡山公園設置</p> <p>12/2 風致地区を拡大 ・ この年の風致地区許可申請 1341件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京緑地計画協議会設立</li> <li>英国、都市農村計画法制定(建築物保存命令制度を盛り込む)</li> </ul>	
1933 昭和8年	1 ドイツにヒットラー内閣成立 3/27 日本、国際連盟から脱退 4/22 京大、滝川事件起こる	<ul style="list-style-type: none"> <li>府、商工会議所等と協力して「京都美化運動連合会」設立。美化デーを定め清掃、植樹などの美化活動及び美化思想の普及を図る。</li> <li>4/18 府、「風致委員会」を設けるー全国初</li> <li>7/21 京都、奈良、滋賀の三府県の「観光道路並びに緑地帯計画協議会」開催</li> <li>7/22 風致委員会、「賀茂川沿岸風致地区取締に関する方針」決定</li> <li>8/7 府警、風致維持と交通安全上の理由から京阪電車の五条以北を高架あるいは地下とするよう要望</li> <li>11/13 京都広告協会、第一回広告祭開催</li> <li>11/25 市会、市内国有鉄道高架改築に関する意見書を可決</li> </ul>	<p>1 満州国国都建設計画法</p> <p>3 東京、皇居を中心とした丸の内等約294haを美観地区に指定</p> <p>4/10 大阪、風致地区初指定ー25カ所、1953ha</p> <p>5/10 改正都市計画法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内務省、「風致地区決定標準」、「公園計画標準」、「土地区画整理設計標準」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コルビュジェ「輝ける都市」</li> <li>C I A M 「アテネ憲章」</li> </ul> <p>11/13 大正記念京都美術館竣工</p>
1934 昭和9年	9/21 室戸台風、京都を直撃  11 湯川秀樹博士、中間子論発表	<p>2 市、東山遊覧道路建設計画発表(山科街道ー將軍塚ー円山公園)</p> <p>3/30 同上建設案を否決</p> <p>5 渡月橋 竣工</p> <p>6/6 市内国鉄高架につき田辺朗郎博士、私案を発表</p> <p>7/11 風致委員会、東山一帯における建築物新設、墓地設立の不許可を答申</p>	<p>3/16 瀬戸内海、雲仙、霧島がわが国初めての国立公園に指定される。</p> <p>12/18 大阪、御堂筋、大阪駅前等約126haを美観地区に指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府土木部「風致地区に就いて」</li> <li>奥井復太郎「現代大都市論」</li> </ul>
1935		2/27 商工会議所、花見時における名勝地の	1 満州国新京都建設計画認可	・ フランク・ロイド・ラ

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
昭和10年	2/18 美濃部達吉の天皇機関説、問題となる 6/28~29、8/11 京都、大水害を受ける  12/8 大本教弾圧される	<p>の美化、整理に関し建議</p> <p>4/12 不、市、商工会議所等「京都風致復興会」設立ー室戸台風による社寺、名勝地の被害の復旧のため。</p> <p>8/5 市観光課、名所旧跡保存費補助金を交布</p> <p>8/29 内務省・府、加茂川改修協議会を開くー各種史蹟の保存、復旧、水禍への防衛を主眼とし、観光都市としての諸施設充実を任務とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカ、連邦歴史遺産法制定</li> </ul>	<p>イト「ブロードエーカーシティ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都朝日会館</li> </ul>
1936 昭和11年	2/26 2・26事件起こる 3/13 大本教大弾圧  11 日独防共協定	<p>7 堀川埋立反対運動起こる</p> <p>8/23 市、皇紀2600年記念として清滝、嵐山を中心とし洛西西山一帯に山獄公園建設を計画</p> <p>9 宮川町代表、鴨川改修工事に伴い疏水を地下に埋め、道路を建設することは宮川町に致命的打撃と陳情</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京で第1回全国都市美協議会開催</li> <li>満州国国都計画法</li> <li>台湾都市計画法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関一「都市政策の理論と実際」</li> <li>池田宏「都市経営論」</li> </ul>
1937 昭和12年	7/7 支那事変起こる ・ 京都市街中心部に大型ビル新築ラッシュー丸物、高島屋、藤井大丸、丸紅、住友銀行河原町四条店、野村生命など	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画遊覧道路調査</li> <li>この年、風致地区許可件数約1300件</li> </ul>	<p>5 大阪で第2回全国都市美協議会開催</p> <p>5/11 大阪御堂筋竣工(延15年着工)</p> <p>10/1 防空法施行ー防空緑地の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イギリスでジョージアグループ結成される</li> </ul>	<p>10/30 京都市立勸業館</p> <p>辻村太郎「景観地理学講話」</p> <p>奥井復太郎「現代之都市美」</p>
1938 昭和13年	3/17 木炭バス登場 4/1 国家総動員法公布  11/18 淀競馬場竣工	3/29 京都市振興計画審議機関の設置に関する意見書、市議会で議決される。	<p>3/28 市街地建築物法に空地地区、住居専用地区などを新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市、市域の過半を風致地区に指定</li> <li>イギリス、グリーンベルト法</li> </ul>	<p>1 藤原九十郎「大阪市に於ける都市美運動の現状」『都市美』No.23</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住友銀行京都支店</li> </ul>
1939 昭和14年	5/11 ノモンハン事件起こる 7/8 国民徴用令発令	6/10 大京都振興審議会設立されるー「日本固有の文化の保持高揚と皇国新旧文化の調和に努め、もって大いに市勢の振	<p>3/9 東京美観審査委員会規定</p> <p>10/27 宇治山田市、伊勢神宮周辺に美観地区を指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>B・タウト「日本美の再発見」</li> </ul>



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	9/3 第二次世界大戦始まるー英仏宣戦布告 10/25恩賜元離宮二条城、公開	興を図る目的をもってー	・ 環状緑地地帯計画を内容とする東京緑地計画を決定	
1940 昭和15年	7/7 七・七禁令(奢侈品等製造販売制限規則)ー西陣など打撃 9/27 日・独・伊三国同盟調印 10/12大政翼賛会発足 11/10紀元2600年祭	4/1 府、警察部建築工場課を建築課とする 5/31~6/1 第3回都市美協議会を岡崎で開催ー「都市における新旧文化を調和せしむる方策」等を討議 6 大京都振興審議会、自然休会 8/20 市会、公園管理規則可決	4/1 神宮関係特別都市計画法公布 伊勢神宮、橿原聖地、宮城外苑整備事業 9/24 閣議、日本国土計画策定要綱を決定ー高度防空国家建設をめざす 都市計画法改正ー緑地を都市施設とする。	・ 建築と社会5月号「都市美特集」
1941 昭和16年	4/1 米の配給制はじまる 7 京都駅高架、弾丸列車京都駅停車内定 11/9 巨椋池干拓竣工 12/8 太平洋戦争始まる	11/9 巨椋池干拓事業竣工 11/13雙ヶ岡、名勝に指定される	3/7 住宅営団法公布 5 同調会解散 11 防空法改正(建物疎開、工場分散)	・ ギーディオ「空間・時間・建築」
1942 昭和17年	2/1 衣料、切符制となる 4 米軍機、日本本土空襲 12/31ガダルカナル島撤退作戦開始	4 広告税実施(~20年8月) 10/21市施設局管財部風致課設置されるー公園の維持管理など。21年3月、施設課に吸収される	9 建築学会「大東亜建設記念營造計画」の競技設計実施	・ 雑誌「都市美」廃刊
1943 昭和18年	7/17 祇園祭、山鉦巡行中止 8/16 五山送り火取りやめ 10/21第一回学徒出陣	・ 風致地区規則及び風致委員会停止	2/27 都市計画法及び同施行令臨時特例公布 3/30 防空対策として東京、大阪に空地地区を指定 12 都市疎開実施要綱閣議決定 12 市街地建築物法及び同施行令臨時特例公布	・ 上原敬二「日本風景美論」

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1944 昭和19年	7/17 学童集団疎開要綱 11/24B29、東京初空襲	7/18 市内2カ所に防空空地を指定ー都市疎開始まる	・ 大ロンドン計画 ・ 英国、都市農村計画法改正(建築物保存制度の強化など)	6 西山卯三「国民住居論攷」
1945 昭和20年	1/16 B29、京都初空襲 8/6,8/9 広島、長崎に原爆投下される 8/15 日本、無条件降伏。第2次大戦終わる 9/27 連合軍、京都に進駐 大建ビル、美術館、公会堂、勸業館その他の施設、接収される	4 府社寺課、東山一帯の寺社有林の防空壕資材としての伐採を許可 8/5 第4次建物強制疎開開始(~8/15敗戦のため中止) 8/15 現在、管財部に風致課あり 9/13 施設局風致課となる。 10/25京都市振興対策協議会設置	3 ポーランド、ワルシャワのスターレ・ミヤストの修復工事はじめる 11/5 戦災復興院設置される 12 戦災復興計画基本方針閣議決定	4/1 京都市「京都都市計画概要」
1946 昭和21年	8/16 五山送り火復活 11/13第一回国民体育大会、京都を中心に開催	4/1 施設局風致課を施設局に統合 8 風致地区規則復活	3 用途地域制を復活 9/10 特別都市計画法公布(戦災復興都市計画)ー緑地地区制度できる	
1947 昭和22年	1/31 マッカーサー、2/1ゼネスト中止命令 5/3 日本国憲法施行 6/1 片山内閣成立 7/17 5年ぶりに祇園祭山鉦巡行復活 12/17市、企画審議室、文化局を新設	1/17 風致地区規則の文体を平易化し出願書式等を詳細に決める 3 大文字山麓の光雲寺住職、背後の山林五千坪を伐採ー進駐軍司令官、知事に監督不十分を指摘 5 進駐軍司令部、京都風致の維持について万全を期すべくと通牒 6/1 五条通り拡幅に着手	3 国土計画審議会を設置 5/3 地方自治法施行 ・ 英国都市農村計画法 ・ 英国ハーローニュータウン	・ 西山卯三「これからのすまい」
1948 昭和23年	1/26 帝銀事件起こる 4/1 中川村、小野郷村、京都市に編入 5/1 国有財産法により京都の社寺地約三百万坪払い下げ処分開始 7/30 上賀茂ゴルフ練習場開場 11/12極東軍事裁判判決	5 嵯峨野々宮の竹藪開墾、野球場建設を許可 6/1 堀川通り拡幅に着手 6 府都市計画課、市周辺の名勝公園を結ぶ環状ルートの復旧五カ年計画を立案 10/4 市、文化局を観光局と改称	1 市街地建築物法の大部分の適用復活ーただし美観地区制については保留 7/10 建設省発足 7 東京、緑地地域指定	
1949	1/26 法隆寺の壁画焼失	5/1 御池通り拡幅に着手	6/3 屋外広告物法公布ー旧広告物取締法	



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
昭和24年	7/5 下山, 7/15 三鷹, 8/17 松川事件起こる 9/21 中華人民共和国成立 12/10湯川秀樹博士, ノーベル賞受賞	6/10 風致地区を拡大-深草, 桃山, 鷹峰, 大北山, 嵐山の529haを追加 8/20 府, 屋外広告物条例を制定 12/6 府風致審議会規程できる-風致委員会を審議会とし, 風致, 広告物を審議	の言論統制的内容を改め, 美観風致の維持と危害防止に限定 8/6 広島平和記念都市建設法 8/9 長崎国際文化都市建設法	
1950 昭和25年	2 高山義三氏, 京都市長に当選 4 府知事に蟻川虎三氏当選 6/25 朝鮮戦争起こる 7/2 金閣焼失 7/25 京都国際文化観光都市建設法案, 衆院で可決 8 警察予備隊発足 9/3 ジェーン台風来襲 9/20 京都国際文化観光都市建設法住民投票を実施 10/1 京都市人口約110万人となる 10/227年ぶりに時代祭, 鞍馬火祭復活 10/22京都国際文化観光都市建設法公布 11/18国鉄京都駅全焼 11/22京都市内国鉄改築に関する委員会設置-府, 市, 商工会議所共同で高架促進運動を始める 12/1 大枝, 久我, 羽東師村を京都市に編入	2 京都御所御苑開園(国民公園) 4/8 風致地区規則の全面改正-特別地区の新設, 現状回復命令の規程等 4/15 三条大橋架け替え竣工-尾州檜の高欄, 天正以来の擬宝珠により昔日の風格を保つ 7/8 風致地区に八瀬, 鞍馬地区を追加 7/21 風致審議会, 「風致地区許可基準」を答申 8/8 東山, 嵐山, 宇治川の風致地区内に特別風致地区を設ける-計1228ha 11 広沢池保勝会, 風致復旧計画を進める市は寄付を受けた池南側の土地を公園として整備 ・この年, 府が御園橋~五条間の鴨川沿岸を整備-広場, 芝地, 遊歩道等	5/24 建築基準法, 建築士法公布 5/26 国土総合開発法公布 6 首都建設法公布, 旧軍港市転換法 7 別府国際観光温泉文化都市建設法 伊東国際観光温泉文化都市建設法 熱海国際観光温泉文化都市建設法 8/10 文化財保護法施行, 文化財保護委員会発足 10 横浜国際港都建設法 神戸国際港都建設法	
1951 昭和26年	2/22 京都市内国鉄高架並びに米原-姫路間電化に関する請願書を国会に提出 7/17 祇園祭巡行. 規模, コース共戦前に復す 7/21 四条通りにアーケード新設 9/8 サンフランシスコ講和条約, 日米安全保障条約調印 12/24ラジオ京都開局	1 市, 嵯峨清涼寺(釈迦堂)前の市営住宅建設を風致保存のため再検討 2/17 地元から同地の壇林寺基壇保存の請願 5/23 鴨川の高床の取扱い基準を決定 5 府都市計画課, 屋外広告物条例により美観風致を害するネオンの取締を実施 ・風致の普通地区において3割, 特別地区において7割の固定資産税減賦を実施	3 松江国際文化観光都市建設法 芦屋国際文化住宅都市建設法 ・ポーランド, 「文化財修復公社」設立 10 北海道総合開発計画 10/6 日本都市計画学会創立	・ル・コルビュジェ, シャンデイガール計画 ・石川栄耀「都市美試論」(新都5-6)

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1952 昭和27年	2/11 新京都駅落成 4/1 市立恩賜博物館が国に移管され, 京都国立博物館となる 4/1 清水坂観光駐車場, 10/6 嵐山観光駐車場を開設 ・新京極アーケード完成 ・市立音楽短大の創立	1 関電の高圧電線, 風致維持のため松ヶ崎横断を変更し, 高野川沿いとする 1/30 市に公園緑地課できる-公園緑地, 風致関係事務 2 特別風致地区内での鉱物採取を禁止 9/20 市内防火地域の指定	4 松山国際温泉文化都市建設法 ・国土美化運動「健康で美しい観光国」 7 農地法公布 8 軽井沢国際親善文化観光都市建設法	
1953 昭和28年	2 NHK, テレビ放送開始 6/25, 7/18 南山城地方, 大水害を受ける 7/27 朝鮮休戦協定調印 8/20 銀閣寺観光駐車場開設	3/31 五条, 堀川及び御池通り拡幅一応完成 6/30 府風致審議会規則できる 6 市, 美観高度地区設定要項案作成 7/7 市会, 鴨東線について, 地下式であること, 植樹その他風致の保存に十分努力すること等の意見書発表 7/13 府議会, 議論の末, 鴨東線を地上線にすることに賛成 11/12高台寺境内の大観音像建立許可-京都市側委員反対 ・御池通に街路樹としてけやきを植栽	7/22 沼津市美観地区条例制定 ・イギリス, 歴史的建造物並びに古記念物法制定	・商工会議所「京都国際文化観光都市建設計画に関する要望書」
1954 昭和29年	3/1 第5福竜丸, ビキニで被爆 6/19 名古屋にテレビ塔完成-タワーブーム起こる 7/1 自衛隊発足 8/16 京都御所の小御所全焼	1/11 京都国際文化観光都市建設計画最終案を同建設審議会に提出 1 電々公社, 比叡山頂に無線中継所を建設	5/20 土地区画整理法公布 特別都市計画法廃止	
1955 昭和30年	5/8 砂川闘争始まる 6/3 京大滝川事件起こる 8/6 広島で第1回世界原水禁大会開催 9/1 北区, 南区できる 10/10金閣寺再建される 10/13金閣寺観光駐車場開設 11/25国鉄高架促進のため, 府, 市, 商工	1 森永, 四条通りにネオン塔建設 5/21 市街地周辺部, 河川沿い等に緑地地域指定-8747ha 6/8 高台寺境内に大観音像建立-高さ22.7m	4 住宅建設10ヶ年計画成る 3 大阪府, 千里ニュータウン計画策定 7/15 日本住宅公団法公布	



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	会議所合同で委員会設置			
1956 昭和31年	5/3 京都市市民憲章制定 5/12 京都市交響楽団設置 6/1 京都市内の東海道線を高架式の請願、衆議院採択(同6/3 参議院) 6/12 地方自治法改正一政令指定都市制度できる 8/17 文化観光施設税の設置可決 10/1 文化観光施設税条例施行 10/19日ソ国文回復共同宣言 12/18日本の国連加盟承認される 12/23鞍馬山のケーブル開通  ・ 経済白書「もはや戦後ではない」	・ このころ、屋外広告物規制のため市街地を「風致地域」、「美観地域」、「普通地域」に分ける 4/1 市、道路上の広告塔などの新設は不許可とする 10/21京都会館指名コンペで前川国男氏当選 10 京都広告会発足 10/31市広告物条例を可決 11/1 衛生、民生、土木関係事務16項目が府から市に移管される 建設局都市計画課風致係できる 風致地区規則、風致審議会条例及び同規則、屋外広告物条例できる	4/20 都市公園法公布一初めての公園法制 4 日本道路公団発足 4/26 首都圏整備法公布  ・ 奈良、三笠温泉郷問題起こる  ・ 英、カンバーノルドニュータウン建設始まる	
1957 昭和32年	4/1 淀町、京北町広河原が京都市に編入 8/9 国鉄高架問題につき中村運輸大臣現地調査 10/4 ソ連、世界初の人工衛星打ち上げに成功 10/18京都市、平和都市宣言 10/31スエズ動乱起こる	10/25風致審議会、屋外広告物許可基準を答申一第1種(風致地区及び住居専用地区等)、第2種(文教地区及び風致地区に準ずる地域)、第3種(美観を維持するために特に必要と認める地域)第4種(その他普通地域) ・ この年、風致地区での許可761件	4/16 国土縦貫自動車道路建設法公布 5 駐車場法公布 6/1 自然公園法公布 一都市河川の公園緑地的利用はじまる ・ 英、シビックトラスト創設 ・ 通産省、Gマーク制度始める	
1958 昭和33年	6/15 京都・パリ友情盟約宣言 9/17 高山市長、宝ヶ池の市営競輪を廃止 9/26 東海道新幹線の市内通過及び国鉄高架改築に関する意見書が市会で可決 10/14東京タワー完工 10/15市、自治60周年記念式典一この日を自治記念日とする この年、フラフープ大流行	3/18 京都国際文化観光会館実施設計図書作成委託(1800万円) 4/18 比叡山ドライブウェイ開通(8.1km)  6 市、市電電柱の塗装広告禁止  10/19名神高速道路、山科で起工		・ 「公園緑地」s33.2 一「鉄道沿線の屋外広告物」今川正彦
1959	4/10 皇太子御成婚	1~2 高瀬川の埋立、駐車場化問題一商工会議所、公安委員会等は推進意見、高瀬	・ ユネスコ「文化財保存修復研究国際センター」設立	1 京都電々ビル(烏丸三条)

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
昭和34年	4 岩戸景気 4/20 東海道新幹線着工  6/24 京都・ボストン姉妹都市盟約 9/15 国立京都国際会館建設決定 9/26 伊勢湾台風来襲	川保勝会等は反対意見。市議会では審議未了となる 3/2 五条大橋架け替え完成一高欄は石、擬宝珠は正保(江戸初期)のものを再利用し、昔日の面影を残す 4/16 比叡山頂に遊園地開場。回転展望台できる 5/1 東山ドライブウェイ開通一約3.5KM ・ 市、ネオン製造業者を登録公認制とする	6 首都高速道路一部開通 10 建設省、屋外広告物法の改正要項をまとめる ・ 大阪市建築審査会「大阪の都市美をいかにすべきか」	・ プレハブ住宅「ミゼットハウス」発売  ・ ル・コルビュジェ「国立西洋美術館」  12 国際タワービル
1960 昭和35年	1 三井三池スト  6/15 安保反対運動、国会に乱入 7/18 池田内閣発足  12/27閣議、国民所得倍増計画決定	1 京都学生広告研究連盟発足 1/16 静市、岩倉、上高野など1,683haを風致地区に加える 3/25 京都府、鴨川河原(二条~四条間)に駐車場建設計画発表 3/28 鴨瀬保勝会、府の鴨川河原駐車場計画に「美観風致が破壊される」と絶対反対を表明。府、市協議の結果、疏水駐車場計画を進めることとなった。 3/28 市助役、「美観地区、高度地区の設定を検討し、新しい都市形成を考慮」と表明 3/31 東山山頂公園開設 4/1 京都市屋外広告物条例一部改正一許可基準を定める 4/1 京都市都市公園条例公布 4/22 京都屋外広告懇話会、京都府広告看板業協同組合から屋外広告物許可基準改正案についての修正の要望書、市に提出される。 7/15 市、建設局を土木局と都市計画局に分離し、計画部門の充実をはかる。 ・ 市都市計画課、屋外広告物を調和、効果、デザインの3点から調査	1/4 建設省「屋外広告物の規制の強化について」通達  5/11~16 東京で「世界デザイン会議」開催  8/17~全国で屋外広告物保全美化運動始まる 11/14首都圏整備委員会勧告「首都の景観対策について」  ・ 大阪服部緑地に「日本民家集落博物館」開設一我国初めての野外博物館  ・ 東京、新宿副都心の計画及び事業決定	2 京都ホテル増築  ・ ケビン・リンチ「都市のイメージ」  4/29 前川国男 京都会館  4 大高、横、菊竹、黒川、川添「メタボリズム1960一都市への提案」 ・ 商工会議所、経済同友会「京都市都市計画に関する要望書」



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1961 昭和36年	1/20 米大統領にケネディ就任 4/12 ツ連、初の人間衛星打ち上げ成功 4/24 府立植物園、15年ぶりに再開 9/16 第2室戸台風、近畿を襲う	5/10 市、都市美調査部会設置—美観地区の指定と条例案策定をめざす。この日第1回会議。第2回(6/17)、第3回(7/19) 6/1 市、屋外広告物の禁止物件の基準を定める規則公布 11/15 金閣寺と仁和寺を結ぶ観光道路完工。竜安寺の名勝としての景観保全のため一時工事中止。位置変更を行って完成 12/1 市、国鉄私鉄沿線の屋外広告物2000余点の除却を関係者に勧告	7 奈良、ドリームランド完成 秋 近鉄、平城宮跡内に検車区建設を計画 11/7 「宅地造成等規制法」公布	・ 新建築3月号、丹下健三「東京計画1960」 7 京都中央郵便局 8/16 京都国際ホテル 9 京都市企画主幹室「美観地区指定のための報告書」 ・ 建築文化11月号「現代の都市デザイン」 ・ ゴードン・カレン「タウンスケープ」
1962 昭和37年	7/25 壬生寺本堂が焼失する。 8/21 堀江青年、ヨットで初めて太平洋横断に成功 10/22 米大統領、キューバ封鎖を発表	1/25 第4回都市部調査部会開く。第5回(2/20)、第6回(4/7) 2 この頃より美観地区条例案の検討始まる 4/1 企画局設置される 4/2 都市計画局風致課設置される(風致係、屋外広告物係。職員7名) ・ 風致相談員制度設けられる。 ・ 風致地区規制内規を定める—森林伐採については、甲乙丙丁、その他の規制については第1種~第4種に区分し、より細かに規制。 ・ 国際文化観光都市建設法による「文化観光保存地区」案の作成終了—85箇所保存地区設定 ・ 観光局施設課内に文化財係設置 7 近畿圏開発促進協議会に於いて、京都市は「豊富な文化財と優れた自然景観を有するので、日本の顔として国家的立場から保存される必要がある」等を表明	1 社団法人「都市美協会」発足 3/19 平城宮跡の保存について衆議院で公聴会 4 東京大学、都市工学科設立 5/18 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 公布 8/4 フランス、「保護街区法」(マルロー法)制定 10/1 第1次全国総合開発計画閣議決定 12 建築学会、明治建築小委員会を設け明治洋風建築調査を始める。 12/20 建設省、名神高速道路沿線50mを広告物禁止区域とする旨通達 12/21 ユネスコ「風光の美と特性の保護に関する勧告」 ・ 宮崎県、「美しい郷土づくり運動」はじめる	3 本能寺会館 3 都市美観植栽についての基礎的研究(京大農助教授 新田伸三) ・ 芦原義信「外部空間の構成」 5 住宅公団御池アパート
1963	5/25 西京極スポーツセンター開設される	3 京都市総合計画試案発表—都市整備の方向として市域を整備地域、開発地域	1 国立京都国際会館コンペ要項発表	・ 英、ブキャナンレポート

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
昭和38年	5/29 京都市とケルン市、姉妹都市盟約 6/17 阪急、四条大宮~河原町間開通 7/16 名神高速道路一部開通(尼崎~栗東) 11/22 米、ケネディ大統領暗殺される	・ 保全地域に分ける。その他風致地区地区、美観地区、緑地地区、空地地区を規定。 5/18~京都で「保存と開発」をテーマに都市学会開催。 ・ 市、美観地区条例の検討を始める。 7/15 疏水駐車場完成—風致保全か駐車場の必要性かで議論を呼んだ。 9/20 府広告美術協組等広告物の厳しい規制に対して「近代都市の発展を阻害する」として決起大会開催 10 市会建設消防委員会に屋外広告物条例及び規則の緩和に関する請願提出さる(屋上広告物、特に自家看板について) 11 雙ヶ岡立体交差工事着工(昭和41年、名勝雙ヶ岡の現状変更許可が下りず、一時中断。その後、法面緑化等の措置をするなど、美観に配慮し、昭和44年4月竣工)	(6/15締切) 7/10 近畿圏整備法公布施行 7/11 新住宅市街地開発法公布 7/16 建築基準法改正—容積性の導入 ・ 奈良県庁舎論争起こる	ト 3 府立総合資料館竣工 5 西京極体育館 12 建築文化12月号「日本の都市空間」特集
1964 昭和39年	5/5 宝が池子供の楽園開設 6/16 新潟大地震起こる 9/1 文化保護特別税始まる(44年8月までの5年間)	1/31 駅前に京都タワー建設計画明らかになる。 2/20 ビル上に京都タワー建設開始 4/27 京都タワー反対運動起こる 5/26 市、京都タワーは観光上、法律上問題なしと表明 7/7 商工会議所、四条大橋の美化を市に要望 9 仁和寺の雙ヶ岡、二の丘、三の丘売却問題起こる。地元有志「雙ヶ岡を守る会」結成。府、市、現状変更不許可の方針表明。立ち消えとなる。 9/17 蛸川知事、「文化財保護基金」制度提唱。	1 鎌倉、御谷開発問題起こる 3/27 建設省、屋外広告物標準条例と規制強化を都道府県へ通達 5/13~5/23 第9回国際造園家協会連合会総会、東京、京都で開催 9/27 鎌倉風致保存連盟できる 12/25 財団法人鎌倉風致保存会設立。我国初めてのナショナルトラスト ・ 国際遺跡記念物会議(イコモス)設立。「記念物及び遺跡の保護と復元のための国際憲章(ベネチア憲章)発表。	3/16 市役所別館完成 3/22 伏見桃山城完成 4 京大西山研「京都計画」(新建築4月号) 7 京都市企画主幹「美観地区調査報告書」



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	10/1 東海道新幹線開業 10/10~24 東京オリンピック開催	9/17 第13回風致審議会、市役所前のオリンピック歓迎用建植広告をめぐって激論 10/15 四条大橋の欄干デザイン、一等賞金100万円で全国公募-棚橋諒、森田慶一氏ら審査員 10 市、御土居遺跡の一部公園化など保護施策を講ずる 11/20 鴨川を美しくする会発足 12/1 市、美観風致相談員を置く 12/25 京都タワー竣工-高さ131m	近畿圏の既成都市区域に於ける工場等の制限に関する法律 フランスで民間保存団体「シヴィタスノストラ」結成される。	
1965 昭和40年	2 アメリカ、北ベトナム爆撃 3/19 京都古文化保存協会発足 6 長期開発計画審議会設置される 7/1 名神高速道路全通 9/22 京都・フィレンツェ姉妹都市盟約 12/10 朝永博士、ノーベル物理学賞受賞 12/20 住宅供給公社発足	1 歴史的風土保存のための新しい制度の法制化の運動始まる 2 「第2の平安京づくり」を目標に計画局新設-計画局風致課となる 2/25 府、市、鴨川を美しくする会が、鴨川美化、植樹、川床整備などを決める 3/25 文化財保護基金発足-文化財保護のための低利、長期の融資制度や調査啓発事業 4/2 京都市等で古都保存連絡協議会結成 11/12 嵐山・高雄パークウェイ開通(市街から山肌見えないよう配慮) 11/13 四条大橋欄干改装完成-全国公募案を元に設計したもの この年、風致地区許可件数1485件	3/15 近畿圏基本整備計画を決定 3/18 明治村開設 8 東京海上火災、皇居前に高層ビル建設を発表。東京都は丸の内地区の高度制限を検討中と表明 12/14 建設大臣主催「丸の内地区景観対策懇談会」-丸の内美観論争活発化 英国ナショナル・トラスト、ネブチューン計画を始める 横浜市、都市美対策審議会を設置 パリ、マレー地区が保護街区に指定される ニューヨークでランドマーク保存法制定	1 丹下健三「日本列島の将来像」 3 奈良県庁完成 5 故北村徳太郎氏記念事業実行委員会「国土計画と緑地問題」 5 市政モニター「風致地区について」 7 沖種郎「史都計画京都」(新建築) 11/1 京都産業会館竣工
1966 昭和41年	2/1 京都市長に井上清一氏当選 2/4 全日空機、羽田沖で墜落。この年航空機事故相次ぐ。 3 日本の総人口1億人突破	1/13 古都に於ける歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)公布 京都市が古都として指定される。 2/10 仁和寺が雙ヶ岡の一部を売却。文部省、府、市、現状変更不許可を表明 4/11 雙ヶ岡の買い取り者、大学設置計画を	1 閣議、旧近衛師団司令部建物の解体決定 5/18 川西市、全国ではじめて開発指導要綱を明文化 6/30 首都圏近郊緑地保全法公布 7/1 中部圏開発整備法公布	5/21 大谷幸夫「京都国際会館」 8/1 京都市計画局「京都市

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	4/15 古都保存法施行 4/30 奥比叡ドライブウェイ開通 5/21 宝が池に国立京都国際会館オープン 6/30 ビートルズ日本公演 7/17 祇園祭、前祭後祭を統合して山鉦巡行 11/10 外環状線(国道1号線~桃山南口まで)	白紙に戻す。 7/7 京都市長期開発計画審議会設置される 7/8 歴史的風土保存区域の範囲について市長より建設大臣に回答。大綱において了承するが、桂離宮及びその周辺についても保存区域とするよう希望。 8/8 京都市長期開発計画案、市会で発表される 12/14 京都市長期開発計画案が同審議会より答申される-北部保存、南部開発を基本方向とし、軸上都心の形成など七大大事業を骨子とする。 12/14 歴史的風土保存区域の指定(東山等7地区計5654ha)	9/12 東京都美観地区条例案発表 9/19 同上 撤回 12 藤原宮跡、国道バイパス計画問題起る この年、風致地区地区規制に携わる職員、全国で154人。そのうち専任が23名。京都市は7人	長期開発計画案」 経済同友会「京都長期開発計画案に対する見解」
1967 昭和42年	2/21 初の建国記念の日 2/26 京都市長に富井清氏当選 4/20 国道1号線東山バイパス開通 4/15 東京都知事に美濃部亮吉氏当選 8/3 公害対策基本法公布	1/25 京都市歴史的風土保存計画告示 2/2 建設省、雙ヶ岡を歴史的風土特別保存地区に指定しないとの方針決定 2/23 歴史的風土特別保存地区の指定(修学院等10地区1337ha) 2/23 大原風致地区を指定し、西山風致地区を変更 4/1 鴨川美化強化月間始まる 7/1 ちびっこ広場の開設。年末には300ヶ所 7/31 近畿圏の保全区域の整備に関する法律公布 12/27 府、文化財環境保全のための不動産取得税免税措置をとる	11 金沢市、伝統環境保存委員会を組織 12/13 建築審議会、都市景観についての基本的考え方に関する建議 発表 東京海上ビル美観問題 長野県妻籠で町並み保存調査始まる 東京、帝国ホテル取り壊し 英国、シビックアメニティ法制定(保存地区制度を盛り込む) イタリア、「橋渡し法」制定	3 三条カトリック教会、明治村へ移築 4 いとうていじ等「京都のデザイン原理」 12 丹下健三「京都市軸計画」



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
1968 昭和43年	6/15 文化庁発足 10/1 京都市自治記念70周年記念式 12/10川端康成氏、ノーベル文学賞受賞  この年、大気汚染、水質汚濁、など公害問題激化	3 雙ヶ岡立体交差事業、風致保存の条件付きで現状変更が許可される。 4/14 まちづくりの構想-20年後の京都発表される	3 金沢市伝統環境保存条例制定 6/15 文化庁発足 6/15 新都市計画法及び同施行令公布 9 妻籠を愛する会発足 9/30 倉敷市伝統美観条例 11/19ユネスコ「公的又は私的の工事によって危険にさらされる文化財の保存に関する国際勧告」 11/23妻籠宿保存事業はじまる 12 東京都、シビルミニマム達成を企図する中期計画 ・ 横浜市、都市デザイン行政始める ・ 東京、三菱旧一号館解体される 12/25観光資源保護財団設立	4/12 霞が関ビル竣工 8 京都市都市開発局「京都市景観対策調査研究報告書」 ・ 西山卯三他「古やまと計画」 ・ F・ペーコン「都市のデザイン」 ・ 羽仁五郎「都市の論理」 ・ カミロ・ジッテ「広場の造形」 11/10山鉾取蔵庫竣工
1969 昭和44年	1 京大学生部、学生に封鎖される-大学紛争激化  4/20 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行  7/20 アポロ11号、人類初の月面着陸に成功 9/21 京大、封鎖解除	2/24 歴史的風土保存区域追加指定(上賀茂、松ヶ崎地区341ヘクタール) 3/5 市、円山公園に地下駐車場建設を発表-市民、関係者から「風致を守れ」等の批判出る。-建設位置を変更するなどして45年着工・46年竣工 3/31 市都市計画審議会、継続審議となっていた雙ヶ岡の古都特別保存地区指定の断念を了承 4/14 まちづくり構想-20年後の京都-発表 4/18 雙ヶ岡立体交差事業、6年ぶりに完工 4/20 嵐山、松尾、大原野、醍醐の各一部計3341haを近郊緑地保全区域に指定 5/8 電電公社電波等について風致審議会で議論 5/12 風致地区を変更 歴史的風土特別保存地区追加指定(御室、衣笠100ha) 6 京都府文化財保護憲章制定	4 宮崎県沿道修景美化条例 5 新全国総合開発計画-初めて「歴史環境の保護、保存」の項を設ける 5/23 大阪市、関係団体に御堂筋の景観保持について協力依頼 6/3 都市再開発法交付	3 京都市都市開発局(大西國太郎)「景観整備構想」 4 京都市都市開発局「京都市市街地生活環境図集」

- 361 -

年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
		7 京阪三条北側に大型歩道橋建設を発表-市民の間に東山の景観を破壊するとの声あがる。 8 鴨川を美しくする会、第1回鴨川納涼会を開催。 10/8 風致審議会、三条歩道橋について「仮設」を条件に建設を了承 12/1 京都市文化観光資源保護財団発足	6/14 都市計画法及び同施行令施行  12/26風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令制定  ・ パリ・マレー地区の保存工事始まる	
1970 昭和45	3/13 鴨川東岸線(今出川~丸太町)開通 3/15 外環状線(観月橋~旧京阪国道)開通 大阪万国博開催 入場者6421万人 3/31 日航機よど号、ハイジャックされる  11/3 四条通りで第1回歩行者天国実施 11/25三島由起夫、自衛隊基地で割腹自殺	3/10 京都府風致地区条例制定 4/9 京都市風致地区条例制定 4/30 文化観光局に文化財保護課設置 6/14 京都市風致地区条例施行 7/15 三条京阪前歩道橋完成 8/20 住居専用地区の大部分に10Mの高度地区を指定 8/25 歴史的風土特別保存地区追加指定-上賀茂地区36.5ha 9 ユネスコ・文化庁「京都・奈良伝統文化シンポジウム」開催-歴史的地域の保存と開発についての勧告 10/24市長、風致審議会に「市街地における景観対策」を諮問 11/10風致審議会の景観専門小委員会第1回会合-市街地景観対策の検討始まる。 11/10哲学の道散策路整備成る ・ 歴史的風土特別保存地区の土地買い上げ、昭和45年度末までに43件、約27ha、10億円	・ 文化庁、集落・町並みの保存検討始める 6 建築基準法改正-用途地域制の整備、容積率制限の全面適用、総合設計制度の創設など 7 全国歴史的風土保存連盟発足	2/17 ホテルフジタ京都開業 3 京都市都市開発局「景観対策検討資料」、「歴史的建造物・記念物目録」 3 足立富士夫「地域景観の計画に関する研究」 10 建築学会「建築雑誌-景観保全特集」
1971 昭和46年	2/21 京都市長に松橋氏当選	6/10 風致審議会「市街地景観の保全整備対策について」答申 6/14 鷹ヶ峰御土居史跡公園 7 市民の森、区民の森運動始まる 7/22 風致保全緑地を設けねばならない風致	3 東京、広場と青空の東京構想発表 5 大阪市、中之島公園一帯の再開発構想発表 6 岡山市優秀建築物第1回表彰 7/25 妻籠宿を守る住民憲章	・ 都市デザイン研究体「現代の都市デザイン」 ・ 京都市「嵯峨野道路景観調査」(京大上田研

- 362 -



年号	社会の動き (京都を中心として)	景観・都市計画関連の動き		主な建築物、著作、 調査等
		京都	国・地方 / 外国	
	6/17 沖縄返還協定調印 7/1 環境庁発足 7/23 衛生局に公害対策室設置 9/7 京都市とキエフ市姉妹都市提携  10/19府、日本画で残す京の景観119箇所選定  12/20円の為替レート、1ドル=308円となる	地区を告示 8/1 東山観光散策道路を守る会できる 11/1 市民参加のシンポジウム「京都の景観はみんなのもの」開催  12 百万本植樹運動はじまる 12/28市街化区域、調整区域の第1回線引き  ・ 東山産寧坂地区の町並み調査実施	11 柳川市伝統美観保存条例 12 盛岡市自然環境保全条例 ・ 旭川市買い物公園完成 ・ (財)文化財建造物保存技術協会発足 ・ イギリス、環境省発足 ・ サンフランシスコで都市デザイン事業始まる  ・ 高山市上三之町町並保存会設立	究室) 8 島村昇他「京の町家—生活と空間の原理」  11/3市美術館収蔵庫竣工
1972 昭和47年	2/3~2/13 札幌冬季オリンピック 2/16 連合赤軍事件  3/26 明日香村で高松塚古墳発見 4/14 京の木と花決まる 5/15 沖縄が日本に復帰 5/26 初の環境白書発表  7/7 田中内閣発足—日本列島改造論 8/26~9/11 ミュンヘン五輪開催	1/21 京都市河川美化団体連合会結成(10団体、5万人)  1 景観に対する市民意見募集 2 文化観光調査会設立  4/20 京都市市街地景観条例公布  7/8~7/9 全国歴史的風土保存連盟「京都の集い」シンポジウム開催 8/5 洛西ニュータウン起工式  9/1 美観地区計932.2haを指定、風致地区を一部縮小 9/30 工作物規制区域(932.2ha)、巨大工作物規制区域(6095.6ha)を指定。産寧坂地区(5.3ha)を特別保全修景地区に指定  11 市街地景観条例説明会と講演会開催  12/1 宅地開発要綱施行	4 妻籠宿、町並み保存で日本建築学会賞受賞 4/6 都市計画中央審議会「公園緑地等の計画的整備について」(第2次答申) 6/17 大阪 大野川歩行者専用道一部完成 6/22 自然環境保全法公布 都市公園等整備緊急措置法 6 高山市環境保全基本条例制定 6 高梁市環境保全条例制定 6 国連人間環境会議開催(ストックホルム)  8 神戸市民の環境を守る条例 9 旧近衛師団司令部の解体中止を閣議決定 10/1 高山市市街地景観保存条例 10/5 萩市歴史的景観保存条例 10/15都市における美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行 11 ユネスコ「文化遺産遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」 11 横浜市山手地区景観保全要綱	8 京都市都市開発局「京都の景観はみんなのも市民による私の景観論」



## 発表論文一覧

### 第1編 歴史的まちなみ景観の保存修景計画

#### 第1章 近江日野町の都市形成の分析と歴史的まちなみの保全構想

- ・歴史的環境の保全に関する基礎的考察 京大修士論文 昭和48年 3月
- ・近江日野町の歴史的環境について 建築学会梗概集 昭和48年10月
- ・近世の都市整備一城下町から在郷町へ・日野 「都市計画80」 昭和49年 9月
- ・近江日野城下町について 建築学会梗概集 昭和49年10月
- ・近江日野町の町なみ形成と日野祭 近畿都市学会報29 昭和50年 5月  
(一部未発表)

#### 第2章 京都の歴史的まちなみの調査と保存修景計画

##### 第1節 京都の歴史的まちなみの概況

(未発表)

##### 第2節 歴史的まちなみの調査と保存修景

###### 2-1 洛中のまちなみ

(未発表)

###### 2-2 鴨東のまちなみ

###### (1) 産寧坂地区の調査と保存修景

- ・東山八坂地区の保全修景計画報告書 京都市都市開発局 昭和47年 3月
- ・東山八坂地区歴史的環境保全修景計画その5 建築学会梗概集 昭和47年10月

###### (2) 祇園新橋地区の調査と保存修景

- ・祇園地区の歴史的的特性 建築学会支部報告 昭和50年10月

###### 2-3 洛外のまちなみ

###### (1) 洛北・鞍馬地区の調査と保存修景計画

- ・鞍馬の町なみ保全について 建築学会支部報告 昭和49年 6月

###### (2) 洛西・嵯峨鳥居本地区のまちなみ調査と写真測量

- ・町なみ調査と写真实測＝嵯峨鳥居本報告書 京都市都市計画局 昭和51年 5月

##### 第3節 保存修景の技法と展開

- ・保存修景の技法と展開＝歴史的町並み事典 柏書房 昭和56年11月
- ・歴史的資産の活用(都市デザインと空間演出) 学陽書房 平成元年 2月



## 第Ⅱ編 京都の景観の保全構想に関する歴史的研究

### 第1章 明治期における景観思潮と保全施策の模索

・明治期の京都の風致景観行政に関する歴史的研究

土木学会「土木史11」 審査付論文 平成 3年 6月

### 第2章 大正・昭和戦前期における景観保全の努力と保全制度の確立

(未発表)

### 第3章 戦後～昭和40年代初期の景観思潮と保全施策の検討

(未発表)

## 補 編 海外における景観施策の研究

### 第1章 中国における歴史都市の保存

#### 第1節 歴史文化名城都市とその保存

・中国の都市景観関連施策の現状と動向 トヨタ財団調査報告書 平成 2年11月

#### 第2節 北 京

・中国の都市景観関連施策の現状と動向 トヨタ財団調査報告書 平成 2年11月

#### 第3節 西 安 (未発表)

#### 第4節 洛 陽 (未発表)

#### 第5節 開 封 (未発表)

#### 第6節 上 海

・中国の都市景観関連施策の現状と動向 トヨタ財団調査報告書 平成 2年11月

#### 第7節 鄭 州 (未発表)

### 第2章 欧米におけるまちづくりと歴史的景観保全

#### 第1節 アメリカにおける歴史的景観保全の発展

(未発表)

#### 第2節 都市デザインと成長管理計画

(未発表)

#### 第3節 ポストンにおける都市デザインと管理計画

・ポストン＝世界の大都市制度 東京市政調査会 昭和58年 1月

・ポストン市 都心部成長管理計画について 地域と経済NO.141 平成元年 2月

#### 第4節 ヨーロッパにおける歴史的景観保全

(未発表)

## 結 論 京都における新しい景観・まちづくり構想

・京都市の景観行政の展開について 「建築雑誌」NO.1328 平成 4年 6月